第一〇篇　教　育

第一章　藩政期の教育

第一節　序説——教育のはじまり

教育は、人類の誕生とともに始まったといわれる。人類の生活文化史のうちでも、もっとも人間的ないとなみである。子どもやあとから続く者に、さまざまな知識や生きぬく力をさずけることは、人間の生活を向上・発展させるための重要な要素であった。と同時に、教育には、その社会体制を維持するために守るべきことを教え、それによって秩序をはかろうとする側面もあったのである。

これは原始時代において、ごく自然な形でしかも典型的に表れているといえるだろう。

親から子へ、男の子には狩猟用具・女の子には土器づくりなどの区別があったものの、親が習得した技術を子にしっかり身につけさせ、その中で狩猟方法や料理方法を学ばせるとともに、親の生き方を理解させていた。し

かし原始社会では、常に飢餓とのたたかいであったから、共同体の中では生活を守るため、きびしい「おきて」が課せられており、それに従うことが生きる道であった。

七戸地域にも、縄文遺跡が数多く発掘されている。それは全国どこにもみられる原始社会共通のものであるから、ほぼ同様の教育的いとなみがあったことが推察できる。

文字は、人類が発明したもっともすぐれた文化遺産の一つである。文字によって、教育は過去のこと・遠隔のことを伝達する手段を得ることができ、時間的・空間的なひろがりを持つことができた。けれど日本では文字がなかったから、漢字を生んだ中国からいろいろなことを学ばねばならなかった。そこで教育を自覚的・組織的に行おうとするところから、学校が成立している。

日本での最初の学校は、古代律令社会における「大学寮」であった。これはまた、教育制度の発端をなすものであったが、「大学寮」に学ぶことができたのは、貴族を中心とするごく限られた支配層の子弟だけである。被支配層の庶民・貧民にかかわらず、学に志す人に門戸を開いたのは、空海による綜芸種智院であった。これとて、古代東北の「蝦夷（えみし）」と呼ばれていた人々にとっては、ほぼ無縁のことだった。そればかりでなく多くの民衆は、後の近代における「学制」にいたるまで、教育の恩典に浴することがなく、「文盲」といわれる状態が長く続いた。

蝦夷社会は、大和朝廷による「蝦夷征伐」という言葉に示されているように、古代日本の国家統一過程のるつぼにあった。それはまた教育の面からいえば、先進文化から学びとり、自らの地域にふさわしい文化を築く過程

であるともいえるだろう。稲作技術・鉄製造技術・土木技術など重要な技術の多くが、この当時に導入されてきていることに注目したい。そして、七戸はじめ北奥の地は、後に名馬の産地として知られるように、独自の馬の文化を成立させている。

古代から中世にかけては、修験者・僧侶による教育活動――布教・教化が行われるようになった。

当地方では、大同二年（八〇七）創建と伝える千曳神社（現天間林村）は伝承の域をでないが、正治元年（一一九九）新館八幡宮（現上北町）・寛元三～四年（一二四五～六）法蓮寺・延元三年（一三三八）上川目神社・応永三年（一三九六）神明宮と見町観音堂・小田子不動堂などが勧進されている。宗教者による宗教活動のうちには、農業用水を通したり交通施設を造るなどの土木事業を行う者もあった。農耕祭祀などにみられたそれまでの神と民衆との宗教関係とは異なった、新しい宗教意識を伴った社会教育行動によって、彼らは民衆の心をつかんでいったのである。

なかでも特筆されるのは、洞内（現十和田市）にある法蓮寺の法心禅師である。法身とも書かれるが「法心」が正しいといわれる（鈴木常光『真壁平四郎』）。事蹟については宝暦一二年（一七六二）『地福山法蓮寺略縁起』にくわしい。今これを要約した『新撰陸奥国誌』には、次のように記されている。

当山は法身性西禅師の開きし道場にして、東奥最初の禅苑なり　師素平四郎と呼　真壁を称し常陸の真壁の城主左衛門尉経明か臣なり　壮にして出家し入唐して杭州に至り　直に経山に登仏鑑無準に見て帰朝し、松島の巌窟の内に居る　北条時頼来見て喜ひ、鎌倉に帰て円福寺に請し開山と称す　然るに参禅の僧俗日に増

し月に長す　更に栄耀を厭て蔵(かく)れ遁る　真壁経明また主従四人尋来て、共に薙染を乞ひ道無と号し　また本村洞内由之進一宇の浄刹を営み、頻に師弟の礼を篤して懇請す　この時に当て道風遠に蔓り、竜麟の徒雲の如く集り、粥飯の粮に乏し　道無則(すなわち)雲水の徒と共に耕田し其料に補ふ　今に客僧田の名を存せり　（中略）師身躯平穏に道無並に従弟を招き　拙七日の後某の日滅を取るへし、と云しか近侍敢て信せす　其期に至て斉已に了り直禅床に坐す　侍僧遺偈を乞しに師元書札を得す　故に則口つから喝して曰　来時も明々去時も明々這箇何物そ、と計にて口を綴て扈句を言はす　故に侍僧猶一句の欠を乞は　師其声に応して一喝して、物静に化し去ると云り

法心については、すでに鎌倉期の『沙石集』に記されている。無住国師（一二二六～一三一二）の著で、同時代に書かれていて、もっとも信頼できるものである。それには、「法心房ハ、晩出家ノ人ニテ、一文不通ナリケレ共」としながらも、禅師の修業の心を次のように述べている。

只道ニ志アリテ名門利養(ミョウモンリヤウ)ノ心ナク、多聞広学(タモンコウガク)ノノゾミヲヤメテ、真(マコト)ノ善知識ノ下ニシテ、信心実(マコト)アリテ、心地ヲ明(アキラ)メンタメニ身命ヲステ、寝食ヲ忘テ、行住坐臥ニ心ヲカケテ忘ズハ、文字ヲ学(ガク)スル功ヨリモ、トク道ニスヽミヌベシ

（『日本古典文学大系85　沙石集』）

これでみると、法心が七戸の五庵川原に遁世したのは、世捨人となって隠居したのでなく、気候のきびしい寒村に身をおき、貧しい民衆に自らの真をしめし、自ら実行することによって教化をはかったものといえる。稲作

のあまり発達していない頃に、水田を起こし稲作を教えているのもその一つであった。禅師の布教を「足跡即教化」と表現するのは、「法心房ノ上人ノ仏法ノ心ヲエシ、文字ニヨラズ、偏ニ志ノフカキニアリ」（同書）とする真髄を端的に示すものである。

法心の東北遊行には、これを疑問視する説もあるが、今、倉岡の五庵川原には、庵の礎石と井戸跡といわれるものが残っている。そして、それを見つめてきたかのように、禅師の手植といわれる大銀杏木がそそり立っている。樹高二六メートル・周囲一二メートル、樹齢七〇〇年を数える。

糠部と呼ばれるようになっていた中世北奥の地は、『糠部九箇之部焼印之図』でしられるように、六三カ村が牧経営にあたっている。これを書いた八条近江守房繁は、永正五年（一五〇八）に没しているが、「南部の各地に馬学を伝え、牧馬の法を勧めた」（盛田稔『南部小絵馬』）という。

この地域の農民は、「馬は半身上」といわれるように、農業生産と同時に馬産によって生計を維持するようになっていた。人馬同居の家屋構造を有し、家族よりも大切にあつかわれる馬とともに寝起きする中で、馬の飼養技術が親から子へと伝えられていった。子どもは生まれた時から、馬と一緒であり、子育ても馬を育てることも一体となった教育観がそこにはあったといえるだろう。

このようなところから、数々の名馬が産出されてきているが、小田子不動堂・見町観音堂に残る絵馬は、それにふさわしい芸術作品である。室町期の作品は不動堂に残されていて、嘉吉元年（一四四一）・文安二年（一四四五）・宝徳三年（一四五一）・寛正五年（一四六四）の銘がある。観音堂の絵馬は江戸期の作品であるが、か

わりに室町期と推定される羽子板が奉納されている。これらの絵馬につき、盛田稔は『南部小絵馬』において次のように述べられている。

この小絵馬の最初の作者は本当は馬を愛し、その馬を作る農民を愛し、馬を知り、農民を知り、馬と苦楽をともにし、農民と苦楽をともにした、信心深い、そしてまた十分に絵心のある人であったろう。即ち戦いの空しさを知り、はなやかな京の都を捨てて草深い陸奥の土地に移り住み、わが子以上に馬をかわいがり、家の半分を厩として馬と起居をともにしている貧しい農民たちの姿を見、その幸福のために全余生を捧げた京の絵師ではなかったであろうか。『絵かき観音』とは、観音堂に奉納する絵馬をかく絵師の意であったのである。

その絵師が、農民の心になり代わり、良い馬を作りたいという農民の願いをそのままに、粗末な板の上に、心をこめてむかったのが、このようなすばらしい民画を生むに至った原因ではなかろうか。

中世の支配階層である武士は、自らのために組織的な教育施設を造ることがついになかった。かわって学校に類する機能をはたしてきたのは、寺院であった。寺院の中には、僧侶の養成をはかる施設をそなえ、教育機関としての役割をになっていたところもあった。武士の中には、子弟が元服までの数年間を、こうした寺院にいれて手習い・学問をさせることが慣習となっていった。

当町においても、永禄元年（一五五八）瑞竜寺、天正一〇年（一五八二）青岩寺の建立をみるが、あながち菩提をとむらうということばかりでなく、七戸在郷武士団の教育に対する要望をも受けいれていこうとすること

が、その背景にあったものと考えられる。

こうしてみてくると、制度としての教育こそ成立していないが、教育に対する要求はいつの時代にも存在しており、そうした願いを基にしていろいろな教育活動が展開している。

ところで、七戸地域の民衆である農民は、後進者養成のためにどのような組織を持ち、どのような教育活動を行ってきているのだろうか。

日本のムラは、行政的単位の村とは別に、共同体的ムラを形成していることがしられている。ムラでは、生業面での「ユイ」などの協業のほかに、祭祀や信仰の面での共同――氏子・神楽仲間あるいは大師講など、いろいろな集団が結成されていた。

このうち狩仲間のように、同一の職業にもとづく集団では、頭あるいは親方を中心とする協同作業の中で、実地訓練がほどこされている。また民俗芸能集団では、継承のための弟子の養成が行われ、師匠による稽古つけを行うなど、それぞれの集団の中で、その集団にふさわしい教育があるのは当然であろう。

しかしここでは、教育そのものを目的とした年齢別集団、ことに若者組・娘組に注意をはらう必要がある。

日本の年齢集団組織は、弥生時代に定住村落が発達するようになって、結成されるようになったといわれる。そして近世・近代にいたるまで、ムラをささえる重要な地位をしめてきている。

若者組は、ほぼ成人式をすませ、結婚または二五歳にいたるまでの青少年によって構成され、次のような機能を有していた。

(ア) 信仰行事
(イ) 民俗芸能
(ウ) 村仕事
(エ) 婚姻関係
(オ) 教育、制裁
(カ) 娯楽、その他

（『日本民俗文化大系第8巻　村と村人』）

ここでの教育は、「このばあい若者、特に年少の若者を一人前の村人にする」（同書）ためであり、行事に参加し仕事にかかわるなかで、神事仏事に関する儀礼・農事の方法が指導された。ことに躾についてはきびしく、物の道理・処世の心がけ・起居進退の作法が、若者組の先輩や同僚から体験的に教えられ、これには制裁がともなっていた。若者組の結束は強固で、仕事上の助け合い・病人の救助・村の防備などがなされていた。

こうした若者組をはじめ、各年齢集団が七戸地域にもあったに違いないが、これまでにまとまった調査等が行われていないし、これについての論考も寡聞にして知らない。しかし、これまで述べてきたように、教育制度が成立する以前からも、教育はあったのである。

今、地域社会の持つ教育力が、しだいに失われつつあるとき、共同体の中での「子育て」あるいは伝統的な教育方法がどのようなものであったのか、しっかり見つめなおす必要にせまられているといえるだろう。教育のは

じまりを考える点からも、教育とはなにか、根本から問いなおす点からも、共同体の教育についての早急な調査を望むものである。

第二節　近世における武士の教育

近世七戸の初代城主は、七戸右馬助直勝である。治績についてはよくしられていない。

二代目は七戸隼人正直時で、慶長二年（一五九七）、七戸郷二〇〇〇石を領知している。

直時は寛永一〇年（一六三三）、野左掛にあった瑞龍寺を現在地に移して再興をはかった。そして正保二年（一六四五）には、規伯叟無方の銘文を持つ鐘を寄進している。

当時、無方規伯は碩学の僧としてしられていたが、幕府の国交文書書き替え事件により罪を得て、盛岡に預けられていた。流人であったが和漢の学に長じていたため、南部藩の好遇を受け、あまつさえ南部家の家系編纂を命じられているほどであった。これほどの人物であったので、藩の文教に与えた力は大きいが、そればかりでなく、味噌・醤油・酒造の技術までも指導したといわれる。

その無方長老の書いた銘のある鐘が、「元来七戸ハ貧郷ニ付」（篤焉家訓第拾三雑）といわれた寒村に入ってきたのである。それはまさに「忽然として警覚す盲聾唖」（同鐘銘）であったが、すぐれた文物を導入にすることによって、新しい文化を学びとろうとする積極的な姿勢が、すみずみにまで広がっていたことを示すものであ

ろうか。

三代七戸城主を継いだのは、南部利直の第八子重信であった。

利直は南部藩二七代藩主であったが、武士であっても読書・文筆の必要をといている。若年の頃、京都に駐在していたので、そうした気風を身につけたものであろう。その子彦八郎にあてた書状には、次のように認めた。

朝ねひるね無用に候、くせになり候て、先度こゝもとにての様ニ、いそかわしき事候へば、にわかにくたひれ候。われらハくせになり候て、ひるねもあさねも不仕候。あつき内ハあさおき候て、ちと物をよミ候へく候。少もものかき候はねは、侍の様子あしく候。たひニて一人居候時なとも、行当り申候物の、覚かきなとをも仕り置候へハ、わたくしのちゃうほうに候。今度下り候て見候共、もくろくに不付ものは、わすれ候へく候間、はやかつてん可参候。

（御当家御記録）

七戸隼人正重信は、後に南部宗家を継ぎ第二九代となるが、この父の薫陶を受けていたのであろう。好学の藩主としてしられている。学問の上では、栗山大膳や無方規伯の影響があったといわれる。ことに歌の道にすぐれ、歌集に『卒酉歌集』がある。

七戸城主としての重信の治世は、一八年間におよんでいる。この間、かなりの数の家臣を新たに召し抱えているから、武士たちのなかでは士気が漲っていたことであろう。神明宮で流鏑馬が行われてきていたのは（『新撰陸奥国誌』）、そうした時代の伝統を受け継いできているものと考えられる。だから教育・文化の面でも、それ

なりの興隆があったはずであるが、残念なことに記録として伝えられているものは、ほとんどないといっていい。わずかに、『瑞龍寺旧記』に「寛文三癸卯年八月五日、重信様御嫡子秀信様、於当城被遊御卒去御年二十九、仏山御導師仕候。秀信様御幼君に被為入候節、泉寿住職中、於当寺被遊御学問候」（同国誌）とみえ、やはり寺院が、教育にたずさわっていたことがわかるにすぎない。

しかし、学問をうけることができたのは、藩主をはじめごく上層に属する武士だけであって、一般の諸士の間には、教養をたかめるための学習の風潮は、まだ確立されておらず、他藩にくらべても遅れていたという。

寛文四年（一六六四）、重信が南部藩主となって盛岡に行ったため、彼の家臣は七戸在住のまま御給人となった。

そして七戸には、代官所が設置されている。御給人は代官のもとで、下役・物書役を務めるようになっていった。代官所は地方行政の一切の権限を有しているが、藩庁への諸報告や公文書の伝達を義務づけられていた。また財政上からも、検地や諸税の算定などを必要としていた。これらは当然、代官ばかりでなく、その下にいて勤務する給人たちにとっても、日常の勤務として課せられていたことに違いない（代官の職務については、『七戸町史　2』を参照のこと）。

七戸代官所の管轄する七戸通は、南部盛岡藩のうちでも、御給人の非常に多いところであった。享和三年（一八〇三）『御領分中本枝村付并位付』（内史略）でみても、七戸通総戸数一五二〇軒、このうち御給人は一四七軒を数える。

藩政中期ともなると、藩の支配機構はしだいにととのえられてきており、武士は支配者としての官僚となっていく。御給人たちも、その組織にくみいれられて官僚の一員となった。七戸通給人のほとんどが、代官所勤務につくわけでないから、やはり、学問あるいは文才のあることが、一般的に求められていたと考えられる。

それでは、御給人の子弟らはいったい、どこでどのような教育を受けていたのだろうか。

やや時代は下がるが、槙家『代々家胸録』によってみれば、次のようになる。

安永二巳年　口上之覚

一　七戸御町医師　　槙　諄　設　当七十二歳

右　私儀　田名部御代官所大畑村医師槙快設子ニ御座候処　七戸御代官野辺地忠左ェ門様より　田名部御代官本堂源右ェ門様御勤中　源右ェ門様江御無心被仰遣　享保十三申年　親類七戸南川目肝入半藤江引越　住居罷有候処　延享二丑年御城下江罷越　吉田宗順門人ニ罷成出入医学仕　寛延二巳年罷帰　是迄当御町医務罷有候

一子無御座実弟嗣跡　宗　篤　四十八歳

右　宗篤義　田名部御代官所大畑村槙宗設門人ニ罷成　医学仕候所　御当処ニ外科無之ニ付　於八戸ニ千木利昌伯門人ニ罷成　外科稽古仕候　唯今内外共ニ療治罷有候

宗篤子　長　庵　二十二歳

右　長庵義　八戸御側医関伯元門人ニ罷成　数年医学稽古仕候処　去ル寅ノ年　八戸御子様方江戸表へ御登

被遊候節　御供登被仰付罷登　翌年卯ノ年迄御屋敷相勤罷下り候
右之通　此度御尋ニ付　書上仕候　以上
巳ノ五月　　槙　諄設　印
浦　田　甚右ェ門様
中　野　宇右ェ門様

御城下、つまり盛岡へ留学の槙諄設は、藩内であるから当然のこととしても、宗篤・長庵にみられるように、八戸への留学を行っている。盛岡藩が「学問所」を設立したのは、元文五年（一七四〇）のことで、この五年後に諄設が盛岡に出て医学を学んでいる。とすると諄設は、「医学仕」ったばかりでなく、学問所においても勉学にはげんだであろうことが、充分考えられるだろう。

盛岡に出て学んだ人物としては、後に私塾を開いた米田義幸がある。しかし義幸は、「天資英邁不就師」（顕彰碑）とあるように、特に定った師を持たなかったから、やはり学問所に入ったのでないだろうか。

八戸との結びつきについては、明治二年頃の「御書」（『新渡戸家文書』）に次のような記述がある。

七戸藩設置により、藩校では英学を教授することになったから、「若望之者、八戸ニ有之候ハヽ」参集するように達している。七戸から八戸に出向いて、英学＝英語を学んでいる者がいるけれど、七戸藩校に来て教授を受けよ、といっているわけである。これに続いて、「但漢学は、定而師匠も可有之候間、別ニ申ニ不及候事」とある。七戸の御給人たちは、それぞれの家ごとに特定の師を持ち、その師の経営する寺子屋ないし私塾との関わり

も強いようだから、藩校への入学を無理に行わなくともよい。と、このようなことになるだろう。

そうしてみると、宗篤や長庵が八戸にて「医学稽古」したのも、故なき事ではなく、かなり深い絆が七戸と八戸との間にあったと考えられる。

八戸藩に文武講習所が設立されたのは、文政一二年（一八二九）のことであるが、それ以前から寺子屋があり、家臣団の読書・習字を学習させていたという。ことに安永年間（一七七二～八一）以降は、寺子屋にくわえ私塾が発達して、士族教育の一端をになっている。和算家恵賢和尚や思想家でもあった医師安藤昌益は、八戸藩の教育において忘れてならない人物である。

七戸の士族子弟にとって、盛岡はやはり遠隔の地と感じられていたに違いない。学問のためには、かなりの資力を必要としたであろうから、身近な所で学べるならそれにこしたことはない。わざわざ盛岡までいって修業しなくとも、八戸において充分な教育が受けられたわけである。学習者が弱年であればあるほど、近郊に教育機関があることは、望ましいことであった。八戸にはそうした弱年者の学ぶ寺子屋から、かなりの専門的な教授を行う私塾にいたるまでの教育機関があったのである。

さらに学問の道を深めていこうとする者は、当然、全国各地の高名な学者の門をたたくことになる。七戸でも数少い例として、京都の「山脇門人帳」（『京都の医学史』資料編）が知られている。

明和三年二月十一日

陸奥南部七戸

槙　桐　菴　□探

安田本七取次　二十四歳

この桐菴は、明和三年（一七六六）に二四歳であるから、安永二年（一七七三）では三一歳となり、先にあげた長庵二二歳と、かなりはなれている。したがって槙家『代々家胸録』には該当する人物が見当たらない。しかしいずれにせよ、槙家一族の桐菴という青年が、奥州の一寒村から、はるばる京都にまで志を立て医学にはげんでいた事実に変わりはない。

山脇東洋（一七〇五～六二）は、実験主義にもとづく医学の提唱者で、宝暦五年（一七五五）、死刑囚の死体を解剖し従来の説の誤りを正したことは、よく知られている。桐菴が入門したときには、すでに故人となっていたが、実証的な学風をしたって、その門下となる者が全国から集まってきたのである。その中に安藤昌益の子周伯もいた。安藤周伯は、桐菴に先立つことわずか三年前、宝暦一三年の入門であるから、桐菴は昌益の思想をも学ぶことができたに違いない。けれど、その後の桐菴についての記録・文書などなく、まったく知ることができないが、七戸と八戸とのかかわり方をみても、七戸に昌益の思想がもたらされていた可能性は、充分考えられるのである。

先の『代々家胸録』には、

一　覚　　七戸御町医　槙　長　庵

其方義　去々年より於七戸御代官所ニ　病人数百人有之候所医術茂相応ニ相聞得候ニ付　出精療治仕病難相救候様御代官申含候処　心得宜凶年之憂ヲ勘弁　謝礼等ニも不抱格別□□候□御□□被成　依之為御賞　七戸御役医格被成下旨被仰出

天明巳ノ三月

とある。昌益は「直耕」、すなわちすべての人は農業の生産労働をしながら、食料や衣服などを自給していくことを理想とし、上下の支配・差別のない社会にすることを考えている。長庵が「自分物入を以」、つまり自家の財力をかたむけてまで病人の治療にあたったのは、医師として当然のことをしただけかもしれないが、そこには、昌益の農本主義・平等主義にもとづき、農民を大切にしなければならないという思想が、根底にあったのではないだろうか。

「七戸に過ぎたるもの」といわれた長庵は、ヒューマニティあふれる名医であった。

槙家代々の勉学の一端をしめすものに、『文久元年八月改蔵書控』がある。この目録は、『七戸町史　2』五三三ページに記されてあるのでこれを省略するが、医学書はもちろんのこととして、いわゆる四書・五経をはじめ和漢の文学・歴史・語学などにおよんでいる。

近世幕藩体制における武士の教育は、「文武両道」ということが強調されていた。これは武家諸法度の「文武弓馬之道、相嗜ム可キ事」によるものであるが、この「文の道」である学問では、儒学を唯一の思想として統制されていたのであり、それは藩体制をささえる役人の養成に主眼がおかれていたからである。だから武士社会に

あっては、全国ほぼ同様な教育がほどこされている。

盛岡藩に学問所が設けられたのは、先に述べたように元文五年（一七四〇）のことであった。その後、この学問所は天保一一年（一八四〇）、明義堂と命名され、文学館・医学館・武術館の三部制をとったようである。ここで文学といっているのは、いわゆる和漢の学のことである。そして慶応四年（一八六八）には作人館と改められている。一方で洋学をとりいれようとする動きもあり、「国産開拓の見地より、西洋新学・砲術・制煉学及び医学・種痘を研究すべき学堂」（『岩手県史』）として、文久二年（一八六二）日新堂の開校をみている。

七戸士族の教育が、こうした動向とかかわりなく進められたとは考えにくい。やはりいろいろな形での影響があったに違いないが、目立った動きは伝えられていない。

ただ、御給人等は代官の管轄下にあって、その代官は、「郡村の事務并に給人・役医・与力・同心等の文武教育を掌」っていた（『南部史要』）。代官所の下役である御給人層にあっては、だからもう少し実務的な学習も必要とされていたようである。これについて、米内山瞰城（幼名工藤啓八）は、『木人夜話』で次のように記している。ここで父といっているのは、工藤龍太のことである。龍太は文化八年（一八一一）に生まれているが、嘉永二年（一八四九）の七戸代官所御給人役職表によれば、御武具係・奥御用大豆御買上係・御用手伝・由緒御用係・蟻渡御野馬御用係を兼務している。

吾父は昔し気質の頑固一片の人であった。学者に非らざるも普通以上の学識の持主で、殊に算術と手紙の文は、手に入ったものであった。有志の士は、開平開立を習はんと、父の許に通学したことを記憶してゐる。

予も八算・見一・石割・利息算、進んでは開平開立迄も教へられた。其の他早算（寄せ算）を練習して大に熟達した。

啓八は、龍太の二男で轍郎の弟になる。安政五年（一八五八）生まれだから、父の指導を受けたのは慶応～明治初期のことである。石割の意味は分らないが、八算・見一は珠算用語である。利息計算の方法、それに平方根・立方根の解法までも学んでいる。

工藤龍太が、当時としてはかなり高度な「開平開立」を、どこで学んだのかはうかがうことができないが、それを習わんとする「有志の士」があったのは、とりもなおさず、代官下役として身につけておくことが望まれていたことをものがたっている。

幕末ともなると、各地に郷校が開設されるようになってくる。遠野の信成堂が嘉永六年（一八五三）に創建されたのをはじめ、安政二年（一八五五）花巻揆奮場、他にも花輪・福岡・毛馬内・大槌・野田・三戸・五戸にそれぞれ学問所が開かれている。一般に郷校は、地方の有志の手で設置され、その後藩校の分校として認可を受けたものである。

しかるに七戸では、この郷校の設立をみることがなかった。

それはすでに、この頃には、北方警備の問題が緊要課題となっていた。幕府は北海道全域を幕府の直轄領として、南部・津軽両藩に命じて警備をかためた。そして、さらに秋田・庄内・仙台の東北各藩にまで動員が及ぶようになってきた。こうしたことが七戸の御給人にも、当然影響を与えただろうし、庶民にとっても、各藩の通行

による接待・伝馬役・人夫の徴発など、いろいろな負担が重くのしかかってきていたから、郷校どころでなくなっていたに違いない。

しかしそれにもまして、それに変わりうる私塾を有していたからではなかろうか。ふつう寺子屋は初等教育段階、私塾は中等教育段階のものを指す。藩校である明義堂は、専門的な高等教育がほどこされたのであるから、郷校はそれへの階梯として、やはり中等教育段階とみなすことができる。

七戸における私塾としては、千葉塾・米田塾を考えたいが、それぞれ天保八年千葉才蔵・天保一一年米田義幸によって開業をみている。両塾とも、明治六年七戸小学創立によってその役割を終えるが、くわしくは「私塾・寺子屋」の項で述べる。

第三節　商業の発達と庶民の教育

一　商家の家訓

近世初期には寒村であった七戸も、御給人層による開発にともない、しだいに城下町としての体裁をととのえてきた。

当然のことながら、そこに商人の活動の場がある。近江商人の諺に、「三里四方鍋飯を食う所へ店を出せ」とあるように、どこにでも商店経営の足場をきずいていった。

そして中期ともなると、貨幣経済化が進み、南部藩でも所によっては年貢をはじめ諸税が、「金目定」つまり金銭によって納入されるようになってきた。代官所所在地である七戸では、早くから商業をなすものがあったが、中でも大塚屋の活躍がめざましかった。

大塚屋五代喜右衛門は、宝暦六年（一七五六）名字帯刀を許され、盛田姓を名乗っている。明和九年（一七七二）には、青岩寺に鐘を寄進しており、安永年間（一七七二～八一）がその絶頂期であったという（『七戸町史　2』第一四章商工業、以下主としてこれによる）。

この大塚屋に「家定」が残されている。家訓ともいい、家族・店員の守るべき指針を示したものである。

元来、武家の家訓として登場したもので、「武士のばあい、家業を伝えるとは、何といっても、文武の道、主従関係の道徳を伝えることであり、それを記したものが家訓の類であった。子孫に人生を全うさせるための教育文献が、まず家訓という方式をとること自体、家が重要となっていたことをしめしている。個人の存在は、家そのものによって規定されるのだから、子どもは、その家の子として見られることによって社会的存在と認められたのである。」（山住正己・中江和恵『子育ての書』）。

家訓の性格は、商家においても変わらないが、ただ商業経営上の方針のなかに、人間としての生き方全体についての教訓をふくめている。

大塚屋の「家定」には、明和二年（一七六五）・明和五年および安永二年（一七七三）制定の三通がある。各条文は『七戸町史　2』を参照していただくことにするが、この「家定」は江州大溝の大塚屋総本家村井伊兵衛

の手になるものである。

三つの「家定」の内容について、盛田稔は、第一修身処世の道・第二商業経営上の指針・第三店員の心得としておられる。以下これにもとづいて、いささか検討してみる（番号は『七戸町史　2』による）。

第一の点についてみれば、封建思想を支える儒教は、元来武家社会のものであった。それが世俗化されるにともない日常道徳の追求となって、いわゆる「修身処世」として庶民に受けいれられていった。だから「御公儀御法度きっと相守り申すべきこと」（一―1）のように、まず現実の武家支配を容認したうえでの処世訓であった。その上に立ってくり返しのべられているのは、「店中和合第一」ということである。そして「火の用心朝夕油断なく」（一―2）、「ばくち並に一銭の儀にても諸勝負事堅く無用」（一―3）、「頼母子・無尽並に講事等無用」（三―4）、「米穀粗末に相成申さざるよう」（一―4）、衣類等たとえ身半たりとも絹気無用、世間の勤折見廻、つきあい等にいたるまで、人目に立ち申さざるように御心がけこれあるべく候」（一―6）とのように、身持ちをよくすること・質素・無欲が肝要であるとさとしている。妻を迎えるにしても、「身に成る頼みに致し候儀に候えば、遊女又は筋悪しき者は申すに及ばず、身分相応の取組これ有るべく候。是を以て、本店始め手廻中へ、とくと相談致し、店始め並に手廻中差支えこれ無く、然るべく得心に候はば相調い申さるべく候」（二―1）とする。また建築についても「家蔵普請の儀、相談無く取りつき申間敷事。諸普請の儀、随分勘忍相成るべき儀、相控え申すべく候」といい、それは「家住居の儀、勝手能き様にと存じ候得ば、年中大工止め申事これ無きもの、其上色々物好き出来、用に立ち申さざる儀に過分売等もこれあり候」（三―6）だからとしている。

武士階級にとって、儒教は、孝を出発点としながらも、聖人の教えの理解・君子の道の探究という、より高い精神をもとめようとする実践的道徳思想となっている。ところが武士のような価値基準によっていては、商売第一の商人にとって実生活を営むことはできない。そこから、自らの経験にもとづく処世訓が生みだされる背景があった。その根幹となるのが、商売繁盛のために「店中和合第一」とされ、そのためには個人の欲望は厳にいましめられなければならなかった。いわゆる「身持ち」をよくすることがもとめられたのである。

しかしそこには、商業経営と個人的支出の未分化からくる、個人の放蕩やむだ使いによって、店を傾けるものがあったことをしめしている。

そうしたことから、第二の商業経営上の指針が求められることになってくる。

商人は商業活動において、利益を追求しながら損失の陰につきまとわれていた。だから、どうしたら利潤を生みだせるのか、これまでの自己の経験的な行動の中から模索し、決断しなければならなかった。「御存知の通り、店取立の儀、殊更時節も悪しく、世上困窮不商の上、近年不時損失等これあり、かたがた以て相続の程至極安心これなく候。」（一―6）、「御存知の通り、相続筋も至って難儀、安心これなく、朝夕心苦しみ申に付、よきが上にもよくと各々心得に及び申入候。」（一―あと書き）など、商売のむずかしさ・苦しさを語っている。だからといって、「別して時節も悪しく候間、内々物入りこれなき様に勘弁致し、商事小躰に致し、出精候はば、地形堅く相成り、自然と大躰にも相成、宜しき道理に存ぜられ候。」（二―1）のように、ただ「出精候はば」「自然と大躰にも相成」るとして、手をこまぬいているだけでなかったろう。

そこから、過去の経験を集大成して、商業経営上の指針とすることがはかられてきたのである。

まず、「年々諸仕入れ注文、時々買置物、世上取組、登ぼせ穀其外何儀に寄らず、先輩へ相談の上御取計らい第一の儀と存じ候」（一―7）といって、先輩との合議を優先させることを説き、独断専行をいましめている。そうした上で、絶対にしてはならない商取引として、「船造立分加入事」（三―2）・「漁物仕入れ無用の事」（三―3）・「諸法度並に停止物船積み・置買い等堅く無用の事」（三―7）・「金銀銅鉄並に材木山等、其の外、仕馴れ申さざる商売筋、堅く無用の事」（三―8）をあげ、「万事内端御考え、たしかなる御取引専一に存じ候こと」（一―10）といって、堅実第一を商業経営の方針にかかげている。

たしかに投機的な商売は、「たとえ利潤これあり候とも」危険をともなうものであったから、「隠密商売致し過分の利潤を得、分限に相成り申す人も世上にこれ有候事に候えども、此事、決してうらやましく存じ申すまじく候」（三―7）として、「万端正直を以て、広く商売致し申すべく候」とさとしている。だがそれでは発展が望めないから、新しい商売を始めるにあたっては、「もっともにも存ぜられる筋にも候はば、様子つぶさに聞きとどけ候上にて、先輩の者共へ申し談じ、万事とくと勘弁の上、いよいよ宜しき筋にも候はば、各々熟談、得心の上取組申さるべきこと」（一―11）と、細心の注意をはらうことを求めている。

他にも、「金銭借し堅く無用の事」（三―5）・「少分の渡し売りも堅く御無用と存じ候」（一―9）・「取引も過分に相成、自然と差引残り、貸し損に相成候」（一―10）などとならないように、「別して勘定の節はよくよく吟味致し、あとあと差支え、弱みに相成申さざるように致さるべく候」（一―9）ように心がけるなど、

細かいところまで指示を与えている。

これは、第三に店員の心得となって示される。「尤も、支配人中、年寄中、並に手廻りの者共打寄り、惣手代中、子供に至る迄、右家法の趣読み聞かせ、平生是を失念申さざる様に御心懸給ぶべく候」（三―あとがき）。

ことに支配人は、「主人同じ事に候えば、店中の者共、万事申つけに相背き申さず、我一と出精相働き申すべきこと」（一―14）として、「家内手本に相成申すべきこと第一、身持心得専要に候」（一―6）ことを求めている。ついで「店々加判申付け候者共、勘定披見の節、帳面表、呑みこまざるの品は、支配人へ様子相尋ね申すべく候。印形致すばかりにて、勘定表、様子不案内にては、語無き義に存じ候」（三―9）といって、実務に精通すること、「手廻りの者共、店より諸代物等取り売り、諸差引も時々算用、相違これなきように致さるべきこと。随分御働らき、脇方より取り組商売申さるべく候」（一―15）とて、協力して働くことを申し渡している。

こうして「家定」をみてくると、そこには、家業を永続させたいという商人の願いが反映していることが分かる。そのために指針を持つことは、いってみれば経済的合理意識のあらわれとみることができる。しかし、その合理性は、堅実第一主義として示され、それは本家を中心とした同族経営をひきしめる点、放漫経営の防止・家産分散の抑止などに効果をもたらしたものと考えられる。その反面、守旧的な態度が随所にみられ、新しい企業者を育てようとする気概にかけ、商業経営としては、たくましさを失わせていったことも否定できないだろう。

二　庶民教育のはじまり

明和三年（一七六六）には、大安家の大塚屋忠右衛門の手によって、複式簿記的記帳が行われていた。これまで複式簿記は、明治六年（一八七三）、福沢諭吉によって、我が国に紹介されたのがはじまりだといわれていたから、それより二〇〇年以上も前に、日本の片田舎で使用されていたのである。まさに驚嘆すべきことであった。

ここで七戸商工業のあゆみの概略にふれると、安永年間（一七七二～八一）が第一の発展期である。そして、天明・天保の大飢饉をはさんで、嘉永から文久年間（一八六一～六四）にかけて、第二の発展期をむかえている。

大塚屋の「家定」・大安家の複式簿記は、この第一の発展期にかかろうとする頃のものである。商業活動の発達は、営業行為のうちに、文字の使用や計算を不可欠なものとしたことを示している。帳簿類を整理したり、契約書をかわしたり、依頼の手紙を送ったりすることが、日常的になってきた。それまでも、町役・村役層などによって諸法度・お触書・諸願出文書・土地売買証文あるいは検地帳・宗門改帳等いろいろな書類が作られてはいた。だがそれは、書役のような人物があれば作成できることであるが、日常的に商売を続けるためには、自らの手で計算もし、帳簿もつけなければならなくなるのは必然であった。

このことは当然、子どもらに対する教育要求となる。そこで子ども達は、生計をたてるために必要な読書算の能力や職業に関する基礎知識等を、文字を通して学ばなければならなくなってきた。

一八世紀はじめの元禄ごろになると、江戸・京都のような都市の子ども達は、はじめは「手習所」といわれた施設にかよって勉強する風習が、定着するようになっていった。それはやがて、地方城下町あたりにも派及していくのだが、山形県鶴岡市にあった手習所では、元禄一六年（一七〇三）に「掟」が定められていた。

一、早朝から手習所に詰めて学習に励まねばならない。命ぜられたところを残らず反覆練習して、読めなかったり間違ったりした箇所があれば、仲間どうしで教えあうようにせよ。それでも、わからないところがあれば、師匠の教えを仰ぐようにせよ。

一、終日、手習に精をだし、高咄（ばなし）・虚言・雑言・また他人の悪言・悪口をつき、闘諍することは堅く禁止する。

一、清書は、中一日おいて実施する。この日はとくに入念に手習い、一人ずつ師匠の前にでて清書し指導を受けるようにせよ。

右の条々にそむくものは、その罪の軽重により、竹箆をあてたり、机をせおわせたり、食事をとらせなかったり、厳しい折檻を加えるものとする。

（石川松太郎『藩校と寺子屋』）

手習所は、まもなく「寺子屋」という呼び方に変わっていくが、一対一の個別指導形式は、ながく変わることがなかった。

三　商業の発達と寺子屋

全国的には、寺子屋は確実に普及していった。しかしそれは、「それぞれの時期の庶民の生活事情に支配されて、ジグザグのコースをとりながら」であり、ことに寺子屋の消長と米価の高低とのあいだには、深い関係があ

ったことが指摘されている。それは「米価を中心とする物価の変動が寺子屋の開廃・消長に深刻な影響をおよぼしたのは、その背後に風水害・旱魃といったような、いわゆる天災による米穀の減少が大きく働いたこともたしかであるし、幕藩当局が苦しまぎれの〝やりくり〟から悪貨や藩札を濫発して悪性インフレーションをひきおこし、庶民の生活を窮迫に追いこんだことによる場合もあった。いずれにしても庶民の生活水準が一定の高さと安定とを保ってこそ、寺子屋は繁栄しえたのである」（石川、同書）。

それなら安永年間は、七戸商工業の「第一の発展期」であるにかかわらず、この時期に、七戸で寺子屋の開業をみることがなかったのは、なぜであろうか。

いわゆる開業の記録は残るにしても、開業しなかった記録なぞあるはずがないから、あくまでも推定の域をでないが、在郷町としての形成が遅れたのでないかと考えるが、どうであろうか。今、市街地の戸数を比較すると次のようになる。

	邦内郷村志（安永九年改）		仮名附帳（享和三年改）	
	戸数	市街戸数（割合）	戸数	市街戸数（割合）
野辺地	四一九	三七〇（八八・三%）	三六〇	三五二（九七・八%）
七戸	四八三	二七四（五六・七%）	三七八	二一八（五七・七%）
五戸	五三〇	四六三（八七・四%）	三三七	二九六（八七・八%）

もちろん各地域の事情・土地の広がりなど違うわけだが、戸数全体からみた市街地戸数は、七戸の場合、野辺

地・五戸に比べても大変に少ないし、割合も五七パーセント前後と極端に低くなっている。七戸に御給人が多いことを考えにいれると（仮名附帳では、市街地に二六戸ある）、商人・職人の家数はさらにへることからみて、町を動かす「町衆」の主体確立が、充分に発達していなかったのでなかろうか。

これを後年の資料であるが明治初期の『新撰陸奥国誌』から、市街地のようすを抜きだしてみると、このことが、いっそう明瞭になる。

城内	一一軒	貫属（士族）屋敷
川向町	六五	農商雑居し、工及び傭人あり
小川町	二九	雑貨・魚店・酒造・呉服屋等多し
下町	二四	富商多く、当町の盛街なり
横町	二八	富盛の商家・旅店あり
下川原町	一〇	農家なり、又皮工の徒あり
柳町	九	農民・日傭の居る所なり
袋町	二六	農舎あり、又日傭交れり
後小路	七	貫属（士族）屋敷と日傭の徒の家居なり
南町	三四	呉服・雑貨店あり
裏町	一五	（不明）

本　町　　二五　　東側は農家・日傭の居る所なり
新川原町　　一九　　農工雑居す
川原町　　三七　　貫属屋敷・商農・日傭等あり

これが野辺地では、「肆街富荘にして百貨兼備り、殊に奥羽に富戸と呼はれたる現名の商売あり」といわれ、五戸では「旅舎軒を連ね、酒醤菜肴備さるものなく、毎月七々の日に市立あり新陳交替して一大都会をなす、旅舎浄麗なること田舎に多見さる処なり」とあるのをみても、七戸の市街形成に遅れがみられることがわかる。

さらにまた、『日本教育史資料』によると寺子屋の経営者・師匠の身分で比較しても、

	武士	平民	僧侶	神官	医者	合計
野辺地	一	三	〇	二	二	八
七戸	四	〇	二	〇	二	八
五戸	一	〇	二	一	〇	四
全国（割合）	二、六九七（二五・七四）	四、一七四（三九・八六）	一、八八六（一八・〇〇）	七九〇（七・五四）	九二七（八・八六）	一〇、四七四（一〇〇・〇〇）

となって、全国的にみても、平民師匠ゼロというのはそんなにないのではないかと思われる。寺子屋は、庶民のための教育機関であるから、それを自分たちの手で経営しようとするところから、平民による師匠がほぼ四〇パーセントに達するのは当然のこととなる。ところが七戸では、武士が半数をしめるのは、七戸成立の特異な性格

の反映と考えられるが、それにもまして、商業活動は活発でも、そこに住む庶民の生活水準が教育をうけさせるほどに高まっていなかったことと、その教育施設を庶民によって建設しようとするほどに成熟していなかったことをしめすものである。

かくして、七戸においては、まず武士の子弟のための教育機関が発足する。天保八年（一八三七）の千葉塾、同一一年の米田塾がそれである。庶民のための寺子屋は、それよりやゝ遅れて開かれていったのであろうが、時あたかも、商工業の第二の発展期にかさなっている。

第四節　私　塾・寺子屋

江戸期から明治初期にかけて、私設の学校である私塾・寺子屋について、基礎史料となるのは、『日本教育史資料　八』である。明治一六年（一八八三）文部省によって調査・編纂され、明治二三～二五年に発行された日本教育史の調査報告・史料の集成で、全二五巻九冊からなっている。このうちの第八冊が私塾・寺子屋についてまとめられたもので、当地域にあっては、今のところこれが一番古い文献になる（第一表）。

大正一三年に一応の完成をみた『七戸郷土史』稿は、「明治維新以前、学ニ志ス者ハ中原平左ェ門家、千葉才蔵家其他一・二軒ニ於テ寺小屋式ニ教育セラレタリ、ソレ以前ニハ御用医鷹山玄益家及神明別当榊原某ガ、夫々其ノ任ニ当リシトノコトナリ。而シテ上士ノ子弟ハ、藩ノ鴻儒米田義幸先生ノ門ニ入リテ勉学セリ」として、榊

第一表　七戸の私塾・寺子屋一覧表

名称	学科	開業	廃業	教師	生徒	調査年代	身分	習字師氏名
……	筆道読書算術	天保　八年	明治　六年	男　一	男　七〇	明治四年	士	千葉　才蔵
……	筆道読書	同　十一年	同	男　一	男　五〇	同	士	米田　義幸
……	筆道読書算術	……	……	男　一	男　七八	慶応元年	士	中原　平左衛門
……	同	……	……	男　一	男　六九	同	医	槇　長庵
……	同	……	……	男　一	男　四〇	同	医	鷹山　玄貞
……	同	……	……	男　一	男　二七	同	僧	鳥谷　倭範
……	同	……	……	男　一	男　二四	同	僧	門池　民光
……	同	明治　四年	明治　六年	男　一	男　三〇	明治四年	士	杉原　平八

（『日本教育史資料　八』・国会図書館蔵）

原家でも寺子屋を開いていたことを記している。

また、幕末から明治を生き、長く上北郡役所に勤務した米内山瞰城の『メモ』には、

維新前　米田義幸・千葉才蔵・中原平左ヱ門・榊原宜清・瑞龍寺・青岩寺

維新後　杉原平八・野村　某

と記されている（以下、単にメモと略称）。

ほぼこの三点の資料につきると考えられるので、七戸にあった私塾・寺子屋について、順をおって述べていくことにする。

未完の草稿となったが、昭和一一年『七戸郷土誌』は、前掲の稿本にその後の調査・資料が加えられたものである。その中に、「旧藩時代ノ教育」と題する一文がある。寺子屋の教授科目・生徒・慣習・規則等、雰囲気までもしのばれる内容である。

旧藩時代ノ教育

旧藩時代ニ於テハ、武育武術ヲ奨励教養シタルコトハ、一々之ヲ詳カニスルコト能ハサルガ、文教ニ至リテモ亦タ然リ、唯タ旧藩ノ末年ハ、当町ハ儒者米田義幸・米田義尚・中原平左エ門・千葉才蔵・杉原某（会藩ノ士）・榊原宜清ノ諸氏、亦タ寺院ノ住職ニ就イテ、学習ヲ受ケシモノモアリキ、何レモ自家ニテ教育シ、教授科目トシテハ、第一ニいろは、村名附、源平藤橘、之ヲ書キ方トシテ、読書トシテハ、近道子宝、商売往来、実語教、今川古状、庭訓往来等ニシテ、順次高尚ナル学問トシテハ、大学、中庸、論語、孟子、其上ニ至ル、何レノ書冊モ一冊ヲ読ミ終ラサルニ於テハ、決シテ他ノ書冊ヲ読ムコトヲ厳禁シアルナリ、今ノ世ノ如ク、一ケ年中ニ数冊ニ読ミ渉ル等ノコト非ラサルナリ、カルガ故ニ天性伶俐ナルモノハ、既習ノ書ハ、殆ンド一冊ヲ暗誦シ得タルモノサヘアリシナリ、算術ハ珠算ニテ、近隣ノ家ニ至リ、老年ノ人ヨリ学習シテ、別ニ師家ヨリ受ケズ、入学年齢ハ八九才ヨリ、十歳ニテ初メテ入学スルモアリ、三四年ノ学習ニテ退学スルハ、通例ナルモ、中ニハ四五年ヲ要スルモノモアリキ、各師家ニハ大ハ四十名、小ハ二十名位ノ在籍ナリ、

朝読ミトテ早朝昇校、復習シ、忘レタルアレバ、師ニ教ヲ乞フ、朝食後更メテ昇校、師ニ就クナリ、又タ高弟ヨリ教ヲ乞フモアリキ、先生トハ申サス、師匠様ト平素申上タルナリ、更メテ俸給ハナク、各自入学ノ際及盆正月ニ、父兄ノ家ヨリ志ヲ上ケタル迄ナリ、休日ハ正月ハ七日、小正月ハ五日、盆ハ三日、五節句等ナリ、又タ毎月廿五日ハ、各師家奉置アル天神様ヲ拝シタル上、大切ノ御命日ハ天神堂ヘ児童ト共ニ参拝シタリ、平素申ニハ、硯ハ天神様ノ口、墨ハ眉、筆ハ手、手本箱ハ天神様ノ服ト称シ、文具ヲ粗末ニセズ、文字ヲ尊ビ、文字ヲ書キタルモノニテ厠ニ登ラザリキ、誠ニ修養ノ一端ト云フベキナリ、師家ハ大概武家ニテ、規律厳粛ノ家柄ノ為メ、入学当初ヨリ之ヲ見聞スル為メ、自然謹慎ノ態度ニ出ツルモノニシテ、甚タ修養達成ノ鏡トナルノミナラズ、師ニ対スル礼儀作法モ、恐懼ノ心ヨリ尊敬ヲナシテ、朝夕学習スル為メ、全ク七尺去ッテ師ノ蔭ヲ踏マサルノ聖訓ヲ、実行シタルモノナリ。

一　千葉才蔵

千葉氏は、享保六年（一七二一）八月、庄右ェ門が野辺地忠左衛門の推挙によって、二人扶持を賜って七戸御給人となった。庄右ェ門は御物書を勤めているから、そうした資質が代々受けつがれていったのだろう。才蔵が私塾を開いたのは、天保八年（一八三七）とあるが、もうその頃には天間館に一二石の給地を得ているから、安定していたことがその背景にあったことと思われる。嘉永二年七戸代官所の盗賊吟味方並火之廻用水奉行を、中原平左ェ門とともに勤めている。メモには「滑稽洒落ニシテ面白キ才物ナリ」と記されているが、士族の入学が

多く、生徒も七〇人（明治四年）を数えた。明治八年の没後、門弟たちによって、墓標が瑞龍寺に建てられ、「千葉会」が組織されている。

二　米田義幸

米田義幸は、中原家の出自で、盛岡に遊学したが定った師を持たなかった、と伝えられている。私塾を開いたのが天保一一年（一八四〇）だから、三六歳のこととなろう。義幸については、やはり彼の門人によって瑞龍寺に建てられた「高観先生之碑」が、その人となりを語ってくれる。碑文は、当時の住職飯坂円収禅師の手によるもので、漢文である。

米田先生名は泰治、諱は義幸。高観と号し、要右衛門と称す。文化十一年三月三日世に生まる。南部藩士なり。天資頴邁（えいまい）、師に就かずして、和漢の学に通暁す。詩文和歌を善くし、最も書を能くす。盛岡以北の第一の人と称せらる。郷党の子弟相望みて尚師し、蔚然として一大郷校を為す。門に及ぶ者凡そ三百人、有為の士は、皆その門に出づ。先生の人と為り、朴直恬澹、学徳兼備、真に経書中の君子なり。明治十八年六月一日卒す。寿七十一。門下及び有志者、碑を建て以てその徳を頌す。

大正六年六月一日　　門弟工藤市郎謹書

この文にもあるように、士族を集め漢籍など中等程度の学習指導をほどこしていたとみられることから、私塾としたが、米田塾も千葉塾も『日本教育史資料　八』では、ともに寺子屋の部に含まれている。

瞰城こと、若き日の工藤啓八は、義幸に直接学んでいて、「予は米田私塾で、実語教、今川、大学、中庸の素読を学んだ、先生字指して教ふ、手習は、いろは、源平藤吉（ママ）（名配）及日用文を習ふ、先生手を取って教へた」（『木人夜話』）と記している。また別のところでは、「士族の子弟には実語教・今川・四書五経及文選を教へ、商家の子弟には、商売往来・庭訓往来及四書五経等を習ふものあり」（我郷土に就き）と書いている。メモにも、

一、米田泰治　向町
和漢学ニ通ス　狂歌ヲ能クス　能書（御家流）　真ニ天才也
昔　士族　後　平民ニ入ル
教科書　実語教、童子教、今川、四書、五経、史記、文選、商売往来、庭訓往来
習　字　いろは（片仮名）　源平藤橘、衛門左ヱ門兵衛十郎縫之助殿　一二三四、日用文章

とある。

こうしたことから考えると、若き日の義幸は、才もあり独立独歩、意気軒昂たるものだったに違いない。自ら士族の子弟を集め、私塾を開くにいたったものと思われる。嘉永二年（一八四九）の「七戸代官所御給人役職」では、牛馬役・御用手伝の職を兼務しているから、教育に専念するわけにいかなかったに違いないが、自然、門弟たちによる運営機構ができあがっていた、と考えてよいだろう。

明治二年七戸藩成立の後、藩主に講義したとも伝えられるが、定かでない。

晩年は、「老イテ酒ヲ好ムニ至リテハ、午後ノ執鞭容易ナラザリシ」（『七戸郷土誌』稿）ため、子息を助手としたが、江織は唐様・可織は新派の書家で、共に能書だったという。飄々酒脱とした先生には、エピソードも多い。

先生在世中、槙長庵氏、或年ノ年末ニ左ノ狂歌ヲ詠マレシカド

貧乏の棒は次第に長くなる
　ふり廻はされもせぬ年の暮頃

先生の返歌ニ

貧乏の棒は長きはさて短かきに
　濁酒店へも届かざりけり

其頃ハ濁酒ノ販売自由ニテ、其価至ッテ安ク、味も又中々美味ナリト云フ

（『七戸郷土誌』稿）

明治六年、各私塾・寺子屋を統合して、七戸小学が発足すると、野々上地区で「中村某ノ宅ニテ教導ヲ執ラレシ」（『七戸郷土誌』稿）というが、野々上小学校に保存されている『荒屋分教場沿革誌』（明治四〇年七月）には、「以前ニアリテハ字中村某宅ニアリ、近村五六ケ村ノ重ナル有志ニテ私設、師ヲ雇ヒアリト云フ」と述べているだけで、その「師」の名を明らかにしていない。野々上分校は、明治一七年に創立、初代教員となったのが米田義幸であったから、「私設」と学校とのことを混同しているのでないだろうか。ともかく七〇歳になる老

骨をふるって、僻地の子どものために教鞭をとられているのである。その頃の心境を詠んだ歌に

独り住む窓にも月の光さす
友なき夜半と誰かいふらん

とある。明治三四年校舎修善のさい、この歌を発見した和田藤太郎は、「是ハ村中人々の舎前ヲ通ルモノ、先生独リアリテ、さみしくはおはすナランナド思フモノヽ心ヲ、師ノ大悟心ヨリ読メルモノナラン」（同沿革誌）と評している。

米田義幸は、幕末から明治維新の激動期を教育一筋に生きぬいた生涯であり、七戸の近代化を準備した人といえるのでなかろうか。

三　中原平左衛門

文化八年（一八一一）の古絵図には、城内の一郭に野辺地民太家・浦田寛平家・中原平左衛門家・千葉才蔵家・槙孝伯家・盛田喜右衛門家が並んでいる。七戸小学校『小学校教育百年誌』のなかで、工藤祐司は、いずれもが「その規模と継続年数こそ異なったにせよ、それぞれ地方童蒙の教育に力を注いだ」として、寺子屋経営にかかわったと述べている。

中原家はその一つであるが、平左ェ門は、嘉永二年（一八四九）七戸代官所で盗賊吟味方並火之廻用水奉行・贋金銭並悪銭吟味御用係を勤め、メモには「真面目ナ人也、町家弟子」としている。慶応元年調査の生徒数七八

人と、他よりも多いのは、士分でありながら温厚な人格と商家より門弟を入学させていたことにあるのだろう。

野辺地・浦田・盛田氏の各家については、記録に表れてきていないので、これ以上のことは不詳である。

四　槙　長　庵

槙家については、第二節でもふれたが、代々の医師であった。先代の長庵は七戸御役医となったが、この長庵は二代目である。工藤祐司「槙家の一族」には、「文化六～文久元年（一八〇九～一八六一）、幼名泰亮、本名義澄。大阪の緒方洪庵のもとで蘭医学を学び、七戸へ帰って開業し役医となる。医は仁術なりの文句通り実行して諸人に慕われた。八戸藩の儒医菊池大叔をはじめ諸国の学者、俳人、画師とも親交があり、それらの人々の中で七戸を通るものは必ず長庵のもとに滞在している。」（『翁草会誌』一四）と記されている。書も能くし、漢詩も残こしている。

ところが二代長庵は、文久元年に亡くなっているのだから、慶応元年生徒六九人の師匠であるのは、いかにも不思議である。

次代の篤玄について、「良庵と号して明治の初年寺子屋を開いていた」（同誌）とあるのも、やはり「長庵」と「良庵」ではしっくりしない。

思うに、医者であった槙家には、学問に志を求める者がたえず学びに来ていたであろう。いつとはなしに寺子屋のようになっていった。開業年代が不明なのも、そうした事情があったに違いない。あるいは御役医だったの

で、公に寺子屋を称することをはばかったのかもしれない。ともかく、長庵の代にそうした寺子屋になっていたので、長庵の名が報告されたのでないだろうか。

もちろん篤玄が、寺子屋を受けついで経営にあたったのはいうまでもないが、明治一八年早世している。しかし、槙家代々が教育の水準をたかめるのに果たした役割、文化の担い手としての貢献など、多大な功績のあることを忘れてはならない。

五　鷹山玄貞

『七戸郷土誌』稿にもたんに「御用医鷹山玄益」とあるのみで、他に書かれたものも見あたらず、名前すらどちらが正しいのか確定できない。槙家同様に、医道のかたわら寺子屋を開き、庶民の教育にあたったのが、生徒数四〇人（慶応元年）であった。

六　瑞龍寺

寺院は先祖を祀り礼拝をするだけの場ではなく、地域教化の場であり、修業の場でもあった。

瑞龍寺は、寛永一〇年（一六三三）の開山以来、名僧が出て士族をはじめ庶民の育英にそそいだ。鳥谷倭範は、二一世規外和尚のことで、瑞龍寺中興を許された人である。和尚の事績について、『七戸郷土誌』稿は「一、開業事業ニ着目セシコト　二、慈善心ニ富ミシコト」をあげ、さらに次のように記している。

和尚頗ル倹約ニシテ辺幅ヲ修メズ、日常庵居ノ時ハ、袈裟衣ノ如キハ破レテ、干菜ノ如キヲ用ヒ一向意ニモ介セズ、閑アレバ自ラ田畑ニ出デテ耕耘ニ従事スル様、全ク一老農ノ如キモ、サテ正式ニ寺格ニ依リ外出スル時ニ当リテハ、折目正シキ袈裟衣ヲ用ヒ、駕籠ニ乗リ挾箱若党ヲ従ヒ、堂々トシテ辺ヲ拂フノ風アリキト云フ、性恬淡ニシテ物ニ拘泥セズ

瞰城「木人夜話」には、

瑞龍寺寺子屋の師匠は川村為範和尚である。予は其時寺に寝泊りして朝夕小僧等と共に、霊供の上下・長椽の拭掃除をした。夜は小僧等と交代に本堂に至り胆力を試練した。門前の小僧習はぬ経を読むと、予は寺に居ながら経を読まなかった。（中略）　又次代の鳥谷丹堂和尚は、当時長老で書は名人であった。助教として吾等に漢籍・習字等を教へた。

となっている。

そうすると「鳥谷倭範」は、川村為範と鳥谷丹堂、この二人の和尚の合名ということになってしまう。

それはそうとして、寺では、和尚が教育にのみ専念するわけでない。宗教家としての諸活動の一環として教育があったのである。だから、和尚が毎日指導にあたるということでなく、長老が助教を務めることが、無言のうちに行われていたと考えられ、調査した役人に「鳥谷倭範」と誤記されたのでないだろうか。

したがって瑞龍寺では、この二人だけが寺子屋を経営していたのでなく、大なり小なりさまざまな形で教育がほどこされていた。なかでも、

七戸に過ぎたるものが三つあり
一に崑山　二に長庵　三に青岩寺の梵鐘

といわれた文政年間の一七世崑山和尚がある。書をよくし、瑞龍寺山門「祥雲山」の山号額、門前「山内殺生堅禁断」の石塔、見町観音堂「金鶏山」の山号額等に、今なお残っている。また逸話が『内史略』に載っている。明治期に入るが二三世雪庭得髄和尚は、「漢学ノ素養ト仏学ノ蘊奥深ク、禅機鋭俊・弁才縦横、兼ネテ詩ヲ能クシ墨跡雄渾、明治二十年ヨリ大正初期ニ至ル青森県仏教界ノ明星ト仰ガルヽノミナラズ、東北ニ得髄アリト宗門ニ畏敬セラル」（『七戸郷土誌』稿）といわれるほどであった。

七　青　岩　寺

メモには「青岩寺、横町、弟子最少数、寺ノ出入ノモノ」と記されている。

特に生徒を集めて寺子屋を開いたというより、檀徒に望まれるままに、その子弟を寺子として受け入れていったものだろう。

門池民光とは、青岩寺三〇世民光貞全和尚のことである。その略歴が『七戸郷土誌』稿に記載されているが、教化活動についてほとんどふれていない。最後に「民光和尚ハ、全国廻国スルコト二回、其間廃寺ヲ再興ス二三、当寺ノ如キモ、大ニ衰頽ニ傾キアルヲ、再興シタル中興ノ傑僧タリ」とまとめていることからすると、その頃の青岩寺は、廃寺寸前の荒れ様であって、その復興に力をそそがなければならなかった。したがって、寺子屋

にはその余力をもってあたらなければならなかった。そのあたりの事情が、「弟子最少数」であり、「寺ノ出入ノモノ」しか取け入れなかったことに、反映していたのだと思われる。

八　榊原宜清

榊原氏は、南部家の祈願所であった神明宮の代々の神官である。

メモには、「榊原宜清、神明町、能書且ツ多芸ノ人ナリ、弟子、上野蛯名勝三郎外一名」とあって、上野（現上北町）から入門していたことが記録されている。他の寺子屋にも、七戸以外の入門者があったに違いないが、具体的に明らかにされているものはほとんどない。ただ、弟子二人はいかにも少なすぎるので、上野からの弟子が二人あったとみたい。

九　杉原平八

メモには、「杉原平八、川原町、会津ノ人、漢学者、中村至（助手）」とある。

当然、会津日新館にて学問を修めた漢学者だったと考えられるが、それ以上のことは分らない。日新館北学館長を務めた人に、医学教授及び大学教授杉原外之助凱がいる。斗南移住後、明治四年に亡くなっているが、平八はこの一族と考えられる。明治四年の寺子屋開業だから、廃藩置県の後、七戸に移転したのだろうが、「先生は有名な儒者である。書も達筆であった、七戸人士の請ひを容れて、瑞龍寺に於て論語を講じたこともある。」

（『木人夜話』）というから、尊敬を集めていた学者だったに違いない。

中村至が、助手をしていたことは、貴重な証言である。中村氏は後に、創立まもない七戸小学に教鞭をとった人で、すでにこの頃から、七戸との結びつきができている（くわしくは、後述する）。

一〇　その他

メモには、「野村某、今植西ノ所、盛岡ノ人、画家、凧絵、鬼頼光、弟子少数」となっているが、他に記録はない。

工藤祐司は、三でも書いたように、野辺地民太家・浦田寛平家・盛田喜右衛門家でも、寺子屋を設けていたとし、他にも川向の中野渡田五兵衛も開業していたという（『小学校教育百年誌』）。

又、明治二年七戸藩設置の際、江戸から来た藩士の一人佐野克定は、「漢学の素養が深く、工藤轍郎・植西実・高橋熙光ら、後の七戸の一流の人物たちが教を受けていた」（同誌）と述べている。

ただ、こうしたことまで寺子屋として含めてよいかというと、多少疑問を感ずる。もちろん、学ぶということ・学問することには、いかなる場でもさしつかえないわけだが、そこで寺子屋が経営されていたかとなると、話は別だからである。

こうして各々の私塾・寺子屋について概要を述べてきたが、いくらかのまとめを考えてみると、まず第一に、師匠として士分の者が大へん多いことである。次いで医師・僧侶各二、神官一となるが、平民は一人もなく、こ

の点平民の多い野辺地と対象的である。

これは、七戸の私塾・寺子屋の成立を考える上でも興味深い。

南部盛岡藩の統轄下にあった七戸通は、他の各通に比べて御給人と呼ばれる郷士が多い所だった。この中には、七戸家以来の古くからの家臣も多数おり、由緒ある家柄をほこっていた。そうした武家社会にあって、武芸や行儀作法の躾とともに、学問および教養が望まれるようになってきた。初めのうちこそ、各家庭に於て文字の読み・書き、いわゆる「手習い」がほどこされていただろうし、あるいは上級武士の例にならって、寺院に学問修養を依頼するようになっていった。

学習コースについて、貝原益軒は「平がな・片かなの学習→和辞書ないし往来物等による単語の練習→歴史物をとおしての和文の読書→漢籍の勉強、とすすむ順序」（石川松太郎『藩校と寺子屋』による）を示しているが、当時の武家社会ではもう一般的になっていたという。

さらにこれが、少年期の年齢各層に応じた教育課程としてとらえられるようになると、個々の家庭ではもう背負いきれなくなってくる。

天保八年（一八三七）に千葉塾が、天保一一年には米田塾が、ほぼ同じ頃にあいついで開業しているのは、まず御給人のあいだにそうした教育要求がたかまっていたからであろう。そして、それはしだいに庶民ことに商人の子弟に広がっていったとみられる。豪商としての大塚屋などの活躍は、江戸中期からすでに始っているが、階層としての商人層の形成がなくては、学校としての寺子屋もなりたたない。また、この商人層のなかにおいて、

「文字」のはたす役割が急速に高まってきていたことも見逃せない。そこから寺子屋といえば、「読み・書き・そろばん」と図式的にいわれるのも、元はといえば、商人階層を基盤とした教育機関だったからである。

しかるに七戸の私塾・寺子屋は、まず武士階級の手によって始められたことが特徴といえるだろう。

つぎに、私塾および寺子屋の経営者は、人格者、地域における人望者であった。

医師はその医療活動によって、僧侶はその布教活動によって、神官は土俗とむすびついたその祭祀によって、まさに信頼をうる地位にあったが、武士においても同様であったことは、門弟たちによって、顕彰会が作られあるいは顕彰碑が建てられていることでも分かる。

だから、七戸における私塾・寺子屋の経営は、それによって生計を立てる手段でなかった。生活の糧は別にお き、自宅を開放して設けられたから、「更メテ俸給ハナク、各自入学ノ際及盆・正月ニ、父兄ノ家ヨリ志ヲ上ケタル迄ナリ」とすることができたのである。裏がえせば、ある程度の富裕があったから、余力を教育というういとなみに向けれる人々だったといえる。

例外は、杉原平八であろう。彼はすでに武士としては禄を失ない、頼るべき農地とてなかったから、寺子屋によって糊口をしのがなければならなかった。無情にも、明治五年（一八七二）の「学制」は、彼のその職をうばうことになり、七戸を去っていった。

では、庶民は私塾・寺子屋に何を求めたのであろうか。

「旧藩時代ノ教育」の一文がそれを物語っている。「師家ハ大概武家ニテ、規律厳粛ノ家柄ノ為メ、入学当初

ヨリ之ヲ見聞スル為メ、自然謹慎ノ態度ニ出ツルモノニシテ、甚タ修養達成ノ鏡トナル」と。これは、武家社会に特有のものであった。「武芸とならんで、子どもの言葉づかいや立居振舞を、近世武家社会に確立した人間関係を規制する行動の型にはめこんでゆく教育――躾け――が、きびしく施された。その言葉づかいや立居振舞には社会的な階級や、同一階級のなかでも門閥格式による複雑な上下の身分によって、それぞれに独自な面と共通な面とがからみあい、しかもそれが冠婚葬祭や年中行事の場合はもとより、衣食住の日常生活のはしばしに及んでいたのである。」（石川松太郎前掲書）。

それは、商家においても同様であって、本店――出店、あるいはのれん分け、主人――番頭――手代――丁稚などという格づけができあがるにしたがい、武家を規範としたことによるものである。

躾けないし教育の型は、やがて「心得」・「式目」・「掟」などのように成文化されていく。学習の内容よりも、学習時の作法・師に対する礼儀や言葉使い、先輩に対する態度など、生活を律するものが選ばれている。七戸でこの種のものは、残念ながら発見されていないが、「平素申ニハ、硯ハ天神様ノ口・墨ハ眉・筆ハ手・手本箱ハ天神様ノ服ト称シ」ていたというのは、いかにも当時の人の気持ちがあらわれていて、興味をそそる。

それから、経営者も生徒も、いずれも男子のみであったことも、特異な点である。県下全体をみても女性の師匠はごく限られているとしても、女生徒の入学がないことは、やはり野辺地に二〇パーセントほどの在席があったことと比べても、問題にされなければならない。

とはいっても、なぜそうだったのか解明する手がかりを持たないから、ごく一般的に考えてみて、

(ア) 女子を寺子にする慣習がなかった。
(イ) そのため、師匠としても、女子を受けいれることがなかった。
(ウ) 女性は、健康で働き者であればよく、手習い学問は必要ないと考えていた。
(エ) 女性としてのたしなみ・礼儀作法は、女中奉公によって行われていた。
(オ) あるいは女性からみて、女子に必要な教育がほどこされていなかった。
(カ) 私塾・寺子屋は規律がやかましく、女子の気風にあわなかった。

など考えられるが、今後にまちたい。

第五節　七戸藩学校

一　藩学校の成立

七戸藩学校は、明治二年（一八六九）七戸藩設置にともなって創設された、藩士子弟のための学校である。特に定まった名称はなく、単に「学校」と称し、校舎を「学校所」と呼んでいたようである。

『七戸郷土誌』稿では、この学校について、「旧七戸藩主南部信民公、深ク心ヲ旧藩子弟ノ教育ニ注ガセラレ、明治二年藩学校ヲ設立セラレ、盛岡ヨリ矢幅正身氏外一名ヲ聘シテ、旧藩子弟ニ漢学並ビニ英学ヲ授ケラル、当時漢学科生徒ハ工藤轍郎氏外約百名、英学科生徒ハ高木誠一郎外七・八名ナリキト云フ、右ハ明治四年ニ

至リ廃校トナル」と記されている。

ここで誤解をまねきやすいのは、「旧七戸藩主南部信民」である。明治二年六月二四日七戸藩知事に任命されたのは「南部雄麿」（信方）であったが、信方はわずか一二歳であったので、実質は「隠居被仰付」ていた信民が「大殿様」として取りしきっていた。

この学校についての動向を『知藩庁日記』等によって拾ってみると、次のようになる。

明治二・　七・一六　旧代官所を民政所と称す。
〃　一〇・一二　監察兼内監調練世話役学校所差向　金井数衛
〃　一二・二六　任少参事、金井義文、刑事・租税・学事・駅逓係
明治三・　二・二二　任学輔兼主部、堀川謹一・高木清一郎・安田貞衛
〃　二・二五　信民「英学」につき達
〃　四・二五　堀川謹一、東京留学を願出る
〃　五・一三　職制改、学輔を「輔助」とする
〃　七・　三　堀川謹一、「助教当分介」仰せつけられる（同二二、病気に付、御役被免）
〃　七・三〇　太政官より、貢進生につき達
〃　八・　三　矢羽々正身、母看病のため一ヶ月の休暇を願出る（翌四日、盛岡へ出立）
〃　一〇・一四　高木清一郎、父看病のため静岡に帰る

〃　一〇・一九　任輔助兼史生、堀川謹一、輔助加被命　小嶋貫一
〃　一〇・二七　藩制改革
〃　閏一〇・――　民事刑事藩学掛　金井静馬少参事、刑事藩学掛　安田右内大属・渡辺一騎権大属、藩学補助兼史生小隊司令　堀川謹一、補助　高木清一郎・安田貞衛、補助心得勤　小嶋貫一
〃　一一・一四　金井数衛、貢進生になる
明治四・二・一九　「此度藩制左之通、朝廷江書上相成候」刑法租税文武駅逓掛り　金井少参事、監察刑法文武兼務　安田大属、文武軍事兼務　小嶋権大属
〃　二・二九　貢進生金井数衛、病気になる
〃　二・三〇　東京府へ、私塾開業の者なしと届ける
〃　四・一八　海保弁之助、東京府に私塾開業したい旨願出る（同二二、認可）
〃　五・九　静岡藩飯塚一郎を、「英学生徒取立之儀ニ付」借受けることになる
〃　六・二〇　飯塚一郎を借受けたことを、弁官と東京府へ届出る

学校がいつ設立されたのかを示す資料は、残されていない。そこで、一〇月一二日の条に「学校所差向、金井数衛」とあることを手がかりに考えてみたい。これは、金井数衛が「大殿様、東京江被遊御参府候ニ付、御供登リ被仰付」た際の肩書きにあるものである。とすると、これから「学校所」に派遣するというのでなく、すでに

「差向」けてあった金井氏ということになるから、「学校所」はこの以前になる。確定はできないが、信民が七戸に居住したのは、明治二年六月二四日であるから、その後まもない時期に、旧代官所の舞台（『米内山瞰城メモ』）を利用して開校したものであろう。

そうはいっても、当初から学校としての組織がととのっていたのかどうか。担当の係りも、学事→藩学→文武とめまぐるしく名称が変わっているし、藩学についても、「軍事藩学之職掌、追而被仰出迄、等外与相心得可申事」（『七戸藩日記』明治三・一〇・二九）とあるように、職務内容も不確定な要素を残していた。学輔のち輔助（補助）も、どんな職務であったかよく分からないが、学校事務上の補助というだけでなく、教場での世話ないし教授上の補助という役割りも兼ねていたのではないだろうか。

これを担当者でみると

学事・藩学・文武――金井　静馬　　安田　右内　　渡辺　一騎　　小嶋　兼蔵

学輔・補助――堀川　謹一　　高木清一郎　　安田　貞衛　　小嶋　貫一

となっており、一部渡辺氏と小嶋氏の交替はあるものの、ほぼ一貫して職務を担当していたことになる。このうち、金井氏が少参事であるから最高責任者であったことになる。

二　漢学・英学と学校所

教師について、「矢幅正身」の名があがっているが、明治三年『知藩庁日記』に、「御本藩より兼而漢学為取

建、罷越居候矢羽々正身……」とあるから、彼が漢学教授であることがはっきりする。ただ他の資料（『新渡戸伝一生記』など）にも「矢羽々」となっているので、「矢幅」は誤記である。

他の一人について、何か関連した資料はないか調べていくうちに、明治三年度の「俸録表」にぶつかった。

一　三拾俵　拾八両　新渡戸　伝
一　三拾俵　拾八両　馬場軍八
一　拾弐俵　九両　矢羽々　録之助
一　拾弐俵　（九両）記入もれ、補う　八角梅次郎
〆八拾四俵　五拾四両
此口出入有之　減有之

（『七戸藩日誌』）

新渡戸伝・馬場軍八は、共に大参事で藩の首脳である。この二人と並べられ、しかもこの四人で一括した記入のされ方から、特別の意味が感じとれる。すなわち、「矢羽々録之助」は正身のことで、盛岡より招聘されて教鞭をとっているのだから、一般の藩士とは違った処遇を与えられていたことになる。藩士の中に八角姓を有する人物は他にないから、すると「八角梅次郎」が、英学教授として迎えられた、その人ではないかと推定される。八角家の一族は、盛岡藩内でも学者ことに医師が多いから、梅次郎も洋学を学んだのでないだろうか。この「俸録表」は、予算であるため教師の交替・退任がありうること、それを「此口出入有之、減有之」という表現で示

していると思われる。

矢羽々正身は、安政六年（一八五九）頃、盛岡の下小路文学場において、江戸の著名な学者を迎えて開催された儒学講座に勧誘されている（『岩手県史　5』）。その頃から、すでに名のとおった儒者だったようである。

英学については、たがいに異なった内容を持つ二つの資料がある。

資料一

一、英学之教授、此度盛岡ヨリ召□候間、若望之者八戸ニ有之候ハヽ　稽古ニ参候様致置事

但漢学者、定而師匠も可有之候間、別ニ申ニ不及候事

（『新渡戸家文書』）

資料二

此節、英学懈怠之趣相聞心配いたし候、当時教師モ無之、尤之義ニハ候得共、文字并ニ単語篇等　幼ク居候者ハ日ニ不怠、幼年之者江伝授候様可致候事

二月

（明治三年『知藩庁日記』）

資料一は、「御書」とある巻紙の覚書の一節である。年号は記されてないが、明らかに明治二、三年のことがらである。資料二は、信民が東京移住を前にして、藩士に与えた文書のうちにあるものである。

この二つの資料と「俸録表」を重ね合わせてみると、藩学校が設置されて、盛岡からは、漢学教師矢羽々録之

助ならびに英学教師八角梅次郎が、招かれて着任した。ところが英学は、「文字并ニ単語篇等」ほんの初歩の段階にすぎず、受講者も「英学科生徒ハ高木誠一郎外七、八名ナリキ」であった。それも「洋学、重ニ定府ノ人」（『米内山瞰城メモ』）、つまり江戸から来た藩士の士弟のみで、当の七戸人の間には、未だ「英学」学習の気風が起きていなかった。そんなことで、たぶん失望した八角梅次郎は、約半年を過ごしたあとで盛岡に帰ってしまい、「当時教師モ無之」ようになってしまったのでなかろうか。

信民は向学の人であったから、教師がいなくても「日ニ不怠、幼年之者江伝授」しあって、英学を継続して忘れることのないように、言い残したのである。

英学ばかりでなく、七戸藩学校は順風とはいかなかったようである。藩創設まもない頃であり、くわえて明治二年は凶年でその対策に追われ、またそのために農民一揆が発生するなど、落ち着いて学習にはげめる状勢ではなかった。なによりも日本全体が、はげしくゆれ動いていたのである。

一、去ル巳ノ十一月より当午三月迄、雪風等ニ而於調練所稽古六つヶ敷、学校所ニおゐて稽古致候事ニ　兼而申上置候通手前計仕居候処、猛雪風等ニ而自然出席人数欠席多ニ相成居申候、然ル処、昨今調練所消雪ニも相成候間、来ル十九日より右御場所ニ而稽古仕候、依之稽古一統江　以来出席可仕様御沙汰被成下度、此段承願上候　（以下略）

三月十七日　　小嶋兼蔵

軍事権少参事御中

右　即願之通被仰付候事

（明治三年『知藩庁日記』）

冬期間であるが、学校所は、軍事「調練所」と使用されていたし、又、次のように

追々及鎮静候ニ付、銃隊人員、今日限り不及屯ニ候事

但　若以後異儀有之候節ハ　注進次第迅速学校所江相詰候様　兼而可為覚悟事

庚午十一月三日　　知　藩　庁

右之通被仰出

（明治三年『七戸藩日記』）

と、一揆の際の詰所にもなっているし、今後とも緊急動員がある場合の参集場所は、学校所にされていた。

そのたびに、学校所は喧噪が支配し、学業は二のつぎにされたに違いない。そんなことや、また堀川謹一のように、江戸において学問を志しさらに高等教育をめざそうとする者にあっては、七戸の地で期待をみたすことができなかった。

私儀、兼而漢学修行被仰付　且又先般、不肖之身を以司官も被仰付候ニ付　折角努力勉励罷在候処、今時ニ至リ御蔵籍も大抵読果、且当地而已（のみ）ニ而ハ　兎角学風□偏避ニ而事体ニ不通ニ而　甚残念奉存候　就而ハ自今御整藩之御時□（節）ヲ也不観、愚暗之至リニハ候得共、自分一ヶ年、広く皇漢両学共今一□勤行仕度奉存候、依而ハ何卒以御慈愛　右願之通被仰付候様、偏ニ奉願上候　以上

四月廿日　　堀川　謹一

権少参事御中

（明治三年『知藩庁日記』）

しかし藩では、これを認可しなかったらしく、七月にいたり堀川氏を助教に任じている。彼のような人材が一人でも多く必要とした時代であった。

三　貢　進　生

新しい人材を求めたのは、なにも七戸藩ばかりでなかった。政府も時代をになう人材を養成すべく、明治三年七月二七日太政官布告をもって、貢進生の制度を定めた。

大学南校ニ於テ　外国人教師御雇相成　人材成育被為在候間　藩々ニ於テ

現高拾五万石以上　三人
同　五万石以上　二人
同　五万石未満以下　一人

右之通　十六歳以上二拾歳迄　人材相選　来ル十月迄ニ南校へ可差出候　尤年限学費等之儀ハ　南校ニテ可承合事

但　是迄南校入舎之内　其選ニ当候者有之候ハヾ　差加へ不苦候事

（『太政官日誌』）

大学南校は、後に東京大学となるが、前身は旧幕府の藩書調所で、明治維新後は開成学校と称していた。明治二年一二月、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と改称した。

七戸藩は一万石であるから、一人の貢進生を選出し入学させなければならなかったが、追って閏一〇月、大学南校より「貢進生学費、毎月金拾両之積リヲ以　壱ケ年四度ニ纏メ、当校へ御差出可有之」（八戸藩『東京御用留』）との通達があり、七戸藩でも「百弐拾両、南校入塾入費」を決定している。そして、貢進生に選ばれたのは金井数衛であったが、なぜか一〇月の期限を過ぎていた。

別紙之通　於東京被申付候間　為心得相達候事

庚午十二月　　知藩庁

右　此度貢進生被申付

但　明十五日　大学南校江罷出候事

庚午十一月十四日　　金井数衛

金井数衛は、少参事金井静馬の嫡子である。大殿様信民にかわいがられていたらしく、信民に従って江戸から七戸に下った時は「御目付格御小姓」（山端与左ヱ門『万日記』）であったし、また、東京移住にあたっても「御供登り」を命ぜられている。その後もずっと東京に居たとみえ、そこで貢進生を申付けられた。

だが金井氏は、藩の期待をにないながら、翌四年二月二日、病気療養のため藩に引き取られている。

四　藩学校をめぐる問題

七戸藩学校の英学については、これまでもその存在を疑問視あるいは調査もれとするむきもあった。それは「元七戸県学則」（『青森県歴史』）に、「洋学無シ」とあることによる。しかしこれは、七戸藩学校と七戸県学校の混同よりきたもので、それぞれ別の学校である。さらに英学は、「七戸で教授したものか、江戸藩邸で教授したものかは不明である」（『青森県教育史』）との意見もある。

たしかに東京の藩庁出張所では、静岡県に対し英学教師の派遣依頼を行っていた。

尊藩飯塚一郎殿　英学生徒取立之儀ニ付　当藩江当分御借受申度段　過日及御掛合候処　速ニ御承知被下今九日御同人茂当藩庁へ　御差出御引渡被成候段　承知いたし正ニ御借受申候　此段及御答候也

辛未五月九日　　七　戸　藩

静岡藩御中

（明治四年『御用留』）

そして、このことを弁官と東京府へ届出たのは、六月二〇日。もう廃藩置県が目前にせまっていた。

これを子細に検討すると、藩が書類を提出したところは、「東京府戸籍調所」である。ということは、飯塚一郎を東京府に住民登録したことになる。東京の住民が、わざわざ七戸に行って、英学を指導するのは不自然だか

ら、飯塚氏は東京藩邸で英学教授をしたと考えた方がいい。

こうした動向を考慮にいれると、どうも英学は一貫してなく変動がみられる。

藩学校初期には、英学教授八角梅次郎を盛岡から聘して指導していたが、まもなく彼は戻ってしまい、教師不在となった。信民はこれを心配したが、やはり指導者のない英学は、廃止同様にならざるを得なくなったのでないだろうか。そこで藩首脳は、七戸での復活は無理と判断し、信民の意向もあって、東京藩邸に飯塚一郎を迎えて再興をはかった、と考えてみたい。すなわち、はじめは七戸の学校所で、後期にいたって東京の藩邸で、つまりどちらか不明なのでなく、時期こそ違いどちらにも英学教授があったのである。

ここにおいて、藩学校との関連は不明だが、東京出張所では、私塾設立の動きがあり、七戸藩を通して次のような願書が、東京府に提出されている。

私　儀

神田岩本町続　元後藤金弥上地拝借仕　漢学私塾相開罷在候処　尚以後私塾相開申度　此段御聞済被成下候様　奉願上候　以上

七戸藩

権大属　渡辺繁保

厄介　海保弁之助㊞

辛未四月十八日

四月廿二日御附紙、願之趣聞届候事

（明治四年『御用留』）

この海保弁之助なる男は、七戸藩の厄介なのか、渡辺氏の厄介なのかにより私塾の性格が異なってくるだろうが、藩が介在しているから、藩が認下して、上京してくる藩士子弟の受け入れをはかったとみていい。

明治四年七月一四日、廃藩とともに、七戸藩学校も廃校となった。わずか二年ほどの、しかも士族のための学校であったが、やはり、そこに生きる人々のいぶきを感じさせるものであった。

註　尚、『七戸郷土誌』稿に、信民の事蹟として、明治四年七月の廃藩後、「信民皇化万分ノ一ヲ毗補センコトヲ欲シ、官許ヲ得英学校ヲ開キシニ」「信方モ本官ヲ免サレテ英学ニ従事セリ」とあるのを受けて、『青森県教育史』・『青森県近代史年表』では、「七戸英学校として再興」などとしている。しかしこれは、事実誤認に基づいたものである。信民は、明治三年二月二六日、東京移住のため七戸を出立。信方も「文学為修業」、翌四年三月一〇日上京。その後廃藩置県にあい二人とも、七戸には戻らなかった。だから七戸不在の人物が、七戸に英学校を開設できるはずはないから、七戸にでなくあくまでも東京に英学校を開いたのである。

第二章　明治初期の教育

第一節　県の成立と近代教育のめばえ

一　七戸県学校

明治四年（一八七一）七月一四日、七戸藩は廃せられ、七戸県の誕生となった。当然、七戸藩学校は七戸県学校と改称したが、それは単に名称が変わったというにとどまらず、重要な組織変更をふくんでいた。

学問修行之為、学校江出席致度向者、以来農工商ニ不拘　勝手次第出席可致旨　御達ニ相成候ニ付　此旨不洩様相触可申候也

但　出席願出　雛形弐枚差出可申事

辛未八月

県学掛り

大属　（空白）

農工商

誰忰二三男弟

何　ノ　誰

当何歳

何町何村

右　県学校ニ出席仕度　奉願上候　　已上

年号月日

（『歳中日記』・『万日記』）

「勝手次第」という言葉のひびきは、現代の我々にはなじまないが、つまりは、農民であれ、職人・商人だれでも希望する者は、入学を認めるというのである。藩学校では、士族しか入校できなかったけれど、県学校は、士族・平民の区別なく万民に門戸を開放することになった。それまでも、私塾や寺子屋では、身分にかかわりなく受けいれてきたことであったが、公教育において差別を撤廃したことは、維新の変革がようやく教育にもおよんできたことを示すものである。

そうして、再めて「学校ニ入度者、士農工商ニ不拘」として、来る八月九日までに入学願書を提出するよう求めている。県学校の開校は、そのあたりと考えてよいだろう。

七戸県学校について、『青森県歴史』の資料がたびたび引用されてきた。

。元七戸県学則左之通ニ候事

漢　学……七戸城内

一歳費用大凡……金七拾弐両壱分弐朱永五拾文

教　　官……三人

教官等級及ヒ俸禄……一等　六石　　二等　五石　　三等　四石

生徒員数……五拾弐人　　内　入校生　七人　　通生　四拾五人

国学　無シ　　洋学　同　　算術　同　　手跡　同　　医学　同　　外国教師　同

従来より、この資料にもとづいて、七戸藩学校には「英学」がなかったとか、この資料に調査不備があるのでないか、などいろいろ意見が述べられている。しかしこれは、藩学校と県学校を同一視することからくる混乱であって、両校はともに別の学校なのである。もちろん行政的には、前者を引き継いでいることは確かである。『太政官日誌』にも、「藩ヲ廃シ県ヲ被置候ニ付而ハ、追テ御沙汰候迄、大参事以下是迄通事務取扱可致事」と指示され、新しく県学校の学事担当したのは、

一、軍事・県学・監察係り　　権大属　堀川則文

一、租税・社寺・県学係り　　少属　三浦定鐘

（『歳中日記』・『万日記』）

の二人であった。

九月に入って、教授陣が任命されるが、学校が八月には開校されていることを考えると、これは、すでに教鞭をとっていた教師を追認したのではなかろうか。

文学教長兼務　　堀川　則文　　（『職制一覧』）
文学副長　　高木　光久　　（　同　）
文学副長　　工藤　轍郎　　（『履歴書』）

これが「学則」にある「教官三人」に該当し、それぞれ一等・二等・三等にあたる。堀川・高木氏は、藩学補助であった堀川謹一・高木清一郎のことと思われるから、藩学の頃から頭角をあらわしてきていたのだろう。この江戸士族の中に七戸の工藤轍郎が入っているのは、七戸士族にもそれに伍すだけの力量があることを示すものである。

ここで「文学」というのは、漢学ないし儒学の指導を指すが、工藤轍郎「履歴書」には、「但、算術授業モ兼テ相心得可申候事」としてあり、一部であるが算術も教課にあったことが知られる。したがって他の教科にあっても、学則には「無シ」だが、実際には初歩的な英語のようなものは、指導されていた可能性がある。

七戸県学校の組織・教科書等、現在までに調査しえたことは以上にすぎない。

七戸県は、九月五日弘前県に合併され、同三〇日には青森県と改称する。こうした変動のはげしいなかで、県学校が、どれだけ継続できただろうか。

青森県では、元六県（弘前・七戸・八戸・斗南・黒石・館）の学校について、一二月七日付で大蔵省に伺いをたてている。「管内学校之儀ハ、追々官費ヲ省キ施設云々被仰出候ニ付、実地検査之上追々自費ヲ以学校相設候運相立候見込ニ御座候得共、人才教育之今日ニ御座候得ハ、差向之処先旧慣ニ従ヒ基儘据置度候事」（『青森県

歴史』）と。大蔵省は「伺之通」とこれを認可しているが、つまりは、公立の学校を私立に変更していくことを計画していたのである。公教育理念の一歩後退であった。

一二月の段階で、県学校を「其儘据置度」としているのだから、七戸県学校も存続していたに違いないが、すでに文学教長堀川則文は、青森県に出仕を命ぜられ、一一月二日一三等官を申付けられている（『万日記』）。県の動向を考え合わせると、なしくずしに廃校にいたったのでなかろうか。八月から一二月頃まで、わずか五カ月ほどの七戸県学校であったから、その地域にはたした役割りは、ほとんどわからないといっていい。また藩学校とのイメージが重なって、まったく忘れられた存在になったが、はじめて公教育の平等をうちだしたことについては、その功績をはっきり記しておかなくてはなるまい。

二　七戸私学校

ところで学則には、生徒数が五二人、そのうち通学生四五人、寮生七人となっている。通学者はもちろん七戸とその周辺に限られるが、寮生は六ケ所・甲地・三沢・百石・下田あたりと考えられよう。だが「学問修行、士農工商、勝手次第」とかかげたにかかわらず、はたしてどれだけの平民にこれが受けいれられたであろうか。当時の庶民には、学問修行ができる経済基盤は、ごく少数の豪農あるいは商人にしかなかった。また、学問が家業にとっても必要とするほどの、内面的な成熟がみられたと思えない。これは、次にみられる通達にもよく表れている。

郡長　江

一、当治下之義ハ当辺之地ニ而元来政教之達せさる処より民多ハ頑愚固陋にして　上ハ御国法弁へす　下ハ一身人たるの道を知るもの少なし　其処を察するにもの教道の立たるより無筆文盲ニして世の事を覚る能わす　甚しきニ至而ハ村の人長（ワサ）ニして小前之者を教侮致すへき肝入老名共ニ至候而も文盲無筆ニして　上之事を達せる者少くし是偏ニ耳目明かならじ（ママ）して見聞するもの相応せさる也　凡人たるもの耳目あり目の下の物を見聞するといへとも　我カ心其気なき者ハ諺ニいふ馬の耳ニ念仏にて　甚す（ママ）く道を分別する能さる者也　其気を生するハ則文筆ヲ以人々弁へある人の教侮ヲ請るにあらされは能さる也

然而ハ自今追々小民ニ至迄も少しく耳目を明かニし　人たるの道を弁へるニ至候様村長たる者共申合力を尽し　文筆の道ニ志し候様差諭し可申候也

（辛未九月廿九日）カ

弘前県　七戸庁

（『万日記』）

しかもここにいう「文筆の道」は、せいぜい寺子屋における手習いを指すから、肝入・老名など村役人が文盲であっては、民心の統制をはかる新政府にとっても困ることであった。元来庶民のあいだには、「百姓に教育はいらない」とか「女に学問は必要ない」など、学問と農業・商業活動を対立的にとらえる見方が広く行われていた。それは実学的な「手習い」と異なり、「学問」は天下国家を論ずる支配階級のものとする教育観に根ざしていた。だから、当時の大多数の民衆にあっては、「いわば、民衆の人間形成の方法は、豪農（商）層とそれ以外

の民衆との二重構造をなしていた」（『日本現代教育史』）のである。

そこで青森県は、「人民教育」のため各支庁に、私立学校を設置するよう通達をだした。明治五年一月のことである。教科のうちに洋学を入れ、「教法」すなわち教育課程をうちだすなど、近代教育概念の導入のもとに学校設立をはかった点、また、就学年齢をはっきりうちだし、女子の就学もあわせるなど、これまでの寺子屋・藩学校と違った新しさがみられる。

一月欠日　当県管内へ私立学校を設け人民教育之儀に付　左之通各支庁長官へ相達候事

当管内之儀

神州の北陬に僻在し　人民頑固習俗鄙野　学術之尊ふ可きを知らす　甚しきに至ては己か姓名を記す能はす　日用楮幣之銖両を分たさる者あるに至る　究陬僻邑に至ては　平生の所為禽獣に異なる所の者幾布　依之各支庁下各一小校を設　貫属社寺農商を不論男女六七歳より学に入　国体を明にし倫理を悟らしめ日月に開化之域に趣かしめんとす　既に義塾合成之儀及布令置候処　猶又其管下貫属及村長共親しく召呼　学術一日も不可廃之理を説論し　幼男女有者は毎戸出銀するか　或は有志之徒戮力其他生徒之人員に当り　学資に供給するの目途可相立　其他学則及試業科目等　従来偏陋迂闊之旧弊を一洗するの法　其管下博学宏識之者を撰ひ　所見童蒙読書順叙を始め　辞言記的に偏せす　有名無実に戻らす　卑近にして実用に　切に年月を費さすして人の人たる所をしらしむるの教法　及ひ試業科目等　速に建言候様申聞取束ね急速可差出　而後設施之方法は確定之上相達候事

但懸隔之村落へは　当分寺院等借受貫属之内人撰寄寓申付　究陬僻邑と云とも治教に不洩之方法ともに取調　小校及各村落教授人員月俸　漢学洋学習字算術　生徒男六七歳より十八歳迄　女六七歳より十五歳まで総人員諸入費　管下書籍の有高等着実検査之上　適宜之見込詳細可被申出候事

（『青森県歴史』）

この通達によると各庁の対応はどうだったのか。七戸では記録を欠くが、八戸の場合、『多志南美草』がこれを記録している。

二月廿九日、戸長・市長、県ニ御用召にて、学校御取立被遊度の御沙汰、其旨趣は丁(町)内中衆評の上、其志有之者は勿論、志無之者とても多少の出銅は差出して、学文(問)を相励候様、実に此節御触帳さへ続もの積にて其義理通ずるものなし、畢竟は誠の読を知らざる故也。他国ニ対しても恥入事なれば、得と評儀の上、急度相立候様可致候。是は御上様の為と申計に無之、下々の者まで一統の為筋と相心得可申との事

公教育のため学校を設けることは必要なことである。しかし、そのための費用は人民の支出によるというのは、受益者負担ということであろうが、藩学校・県学校が公費によったのと大違いであった。すでに、青森・田名部では私立学校の設立があり、弘前でも東奥義塾設置に動いていた。

『七戸郷土誌』稿に、「廃藩置県トナルニ及ビ、七戸ハ第七大区第三小区ニ属シ、最初区長大芦顕三氏及同夫人が七戸ノ子弟ヲ教育シ、後八戸ノ人斉藤某氏ヲ聘シテ教ヲ聞(ママ)キシカ、明治五年教育令ノ発布ト共ニ、益々進歩シ今日ノ盛況ヲ見ルニ至レリ」とある。事実関係の誤認が多いが、これは大筋では、この七戸私学校（校名不

詳）のことをあらわしているように思われる。

大小区制は明治六年（一八七三）三月以降で、最初の区長はたしかに大芦氏であったから、そのへんが誤認のきっかけを作っているようだ。しかし大芦顕三はすでに、同五年一月二八日、青森県史生に任じられて、七戸出張所詰を申付けられていた。八戸の人である。区長時代の大芦氏は教育に非常なる熱意をもってあたっているが、教師としてもすぐれた資質を有していたのだろう。彼は県の方針にもとづき、私学校設立にむけて奔走し、ついには自ら夫人とともに教師となって、私立学校の教育にあたったとみると、稿本の記事は納得できるものになる。

明治五年は、むろん「教育令」でなく「学制」発布の年であった。八月二日を目前にして、当時の教育状況は、古くからの寺子屋である千葉塾・米田塾、斗南藩士によって新しく開かれた杉原塾、ほか二、三の寺院等、それにこの七戸私学校があって、かなり教育に関心が持たれていたようすがうかがえる。

ここで、学制にもとづく「七戸小学」の創立について、一言述べておかなくてはならないだろう。

従来から、七戸小学校の開校は、明治五年八月一五日とされている。しかしこの段階では、青森県下に一つの小学校も設置されていないばかりでなく、いずれも明治六年の創立となっているのである（くわしくは項を改めて述べる）。それなら、どうしてこんな事実誤認が受けつがれてきているのだろうか。というとそれは稿本に「明治五年教育令（学制）ノ発布ト共ニ、益々進歩シ」と書かれていることあたりに、誤解の原因があるように思われる。この文脈からすると、大芦氏の設立した学校が、学制の発布とともに盛況にいたったことになり、明治五年にすでに存在した「七戸私立学校」を、「七戸小学校」と取り違えたことからくる、混乱があるようだ。また、さきにも

ふれたように、たとえ「私立学校」であっても、青森県の通達から公教育機関と認識されていたことも誤解をうんでいたのでないだろうか。

第二節　学　制　発　布

明治四年七月、廃藩置県を断行し、中央集権を確立した明治政府は、同月一八日文部省を設置して、「全国ノ人民ヲ教育シテ、其道ヲ得セシムル」ことをはかった。そして翌年八月二日「被仰出書」・三日「学制」が発布され、日本における国民教育制度の幕あけとなった。

学制序文ともいうべき、「被仰出書」は、

(1)　学問や教育において、封建的な身分差別・不平等を否定し、教育の機会をすべての国民にひらいた。いわゆる「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんこと」であった。

(2)　「学問は身を立つるの財本ともいふへきもの」だから、教育の目的、「自ら其身を立て其産を治め、其業を昌に」することにあるという、個人主義的功利主義においた。そして「学ふものも動もすれは国家の為にす」のような「空理虚談」を廃し、実用的な学問の必要性をといた。

(3)　しかし、学問・教育は、「国家の為」でなく「身を立つる財本」、つまり自分の為にするので、学費などその経費は、国民各々の負担とする。

というものであった。

ここには、一定の封建思想批判がふくまれており、それは維新政府の開明的啓蒙的側面をしめしてはいるが、教育を人間の基本的権利ととらえる認識は、そこには全くみられない。「被仰出書」は、福沢諭吉「学問のすすめ」を下敷きにしているといわれる。福沢氏には「一身独立して一国独立す」との言葉があるように、個人の開化と国家の富強とは一体のものと把握されていたのである。だから「被仰出書」はそれ一つで完結したものでなく、明治六年の徴兵令制定・地租改正条例公布とともに「維新の三大改革」であった。そして、それはまさに富国強兵の国家目的に従属していくものだったのである。

「学制」は、追加をふくめ全二一三章にわたる膨大な教育法令であった。大中小学区の事・学校の事・教員の事・生徒及試業の事・海外留学生規則の事・学費の事・追加として神官僧侶学校の事・貸費制規則・専門学校に関する規則等からなっている。

これを実施するにあたって、文部省は太政官に伺書を提出しているが、太政官は次の九カ条を着手順序として指令した。当時、どこに重点を置いていたか、よく理解できるだろう。

㈠　厚ク力ヲ小学校ニ可用事

㈡　速ニ師表学校ヲ興スヘキ事

㈢　一般ノ女子、男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事

㈣　各大学区中、漸時中学ヲ設クヘキ事

(五) 生徒階級ヲ踏ム、極メテ厳ナラシムヘキ事
(六) 生徒成業ノ器アルモノハ、務テ其大成ヲ期セシムヘキ事
(七) 商法学校一～二所ヲ興ス事
(八) 凡諸学校ヲ設クルニ、新築営繕ノ如キハ、務テ完全ナルヲ期ス事
(九) 反訳ノ事業ヲ急ニスル事

「学制」が規定した教育制度は、フランスの制度にならったものといわれ、大学区・中学区・小学区という学区制に特徴があった。それによると、青森県は第八大学区に所属し、しかも青森県に大学を設置するものであったが、「朝令暮改」の言葉そのままに、明治六年四月実施の際は、第七大学区に改編され、大学設置場所は宮城県となった（これが現在の東北大学である）。

ついで、学制第五章には、「一大学区ヲ分テ三十二中区トシ、之ヲ中学区ト称ス、区毎ニ中学校一所ヲ置ク」となっていて、青森県内は、四中学区に分けられている。

第十四中学区　青森　東津軽郡　南津軽郡　北津軽郡
第十五中学区　弘前　中津軽郡　西津軽郡
第十六中学区　上北郡　下北郡
第十七中学区　八戸　三戸郡　二戸郡（現岩手県をふくむ）

さらに、学制第六章では、「一中学区ヲ分テ二百十小区トシ、之ヲ小学区ト称ス、区毎ニ小学校一所ヲ置ク」

となっている。したがって県下全体では八四〇の小学校を設置しなければならないことになる。

この頃の上十三地域は、北郡と呼ばれていた（上北郡・下北郡は明治一一年成立）が、村数は

上北郡　四八

下北郡　三三

であって、合計しても八一カ村にすぎなかった。ここに小学二一〇校を設けようとするのだから、いかに現実からかけ離れている机上のプランであったか、よく示されている。明治六年四月青森県の学齢人口は七万八八三四人だから、一校あたり九三・八五でおよそ一〇〇人規模の学校ということになろう。これを収容できる寺院・民家はほとんどないから、当然新築しなければならないが、その負担にたえる村落は、はたしてどれほどあっただろうか。たとえ学校が開校したとしても、学齢児童の多くは労働力として、一家をささえなければならないほど、貧困が支配していた当時にあっては、彼らの通学を保障するものは何もなかった。

青森県でもこの対応には苦慮したとみえ、明治六年三月二二日付で、文部省に対し開申文を提出し、その中で「御規則之通ニハ設立難相成」といっている。

学校設立之儀に付左之通文部省へ開申候事

先般、中小学区之分画、並学区取締人名、或は幾小区創立之目的等申出候様御達有之候に付、取調中ニ候処、猶又速に取調伺出へく旨、再応御達の趣承知仕候、然処当管内人口四十七万三千弐百四拾弐有之候に付、大概ね四中学、八百四拾小学校設立の規則と相見へ候得共、原野曠漠人烟稀疎にして、村々相距る多くは三四

里、実地御規則之通には設立難相成候に付、即今下に記載之箇所に設立致度奉候、猶追々増立御趣意拡充仕候心得に御座候、尤中学区分取締人名は、取調中に御座候間、不日進達可仕、此段御届申上候也

青森　平内　黒石　木造　十三　五所川原　和徳　板柳　白銀　鰺ヶ沢　深浦
七戸　野辺地　三本木　田名部　大畑　大間　川内　八戸町　五戸　三戸　福岡
一戸　浄法寺

それにもかかわらず、「学制」が驚くほどの速さで実施されていくのは、中央集権体制確立の障害となる村落共同体の解体再編をはかり、教育に対する国家の全国的な統制の基礎をつくる必要があったのである。

第三節　七戸小学の創立

一　七戸小学の創立

明治六年（一八七三）三月、太政官布告にもとづき大小区制が定められた。上十三地域は第七大区に属し、権区長に大岩顕三が就任した。七戸は第三小区で、戸長には畠山義章が任命されている。

そうして、さきの文部省への開申文にみられるように、国民教育制度でもある学校設立にむかって動きを開始していた。五月にはいって、青森県では、青森蓮心寺において、区長・戸長・神官・僧侶を集めて、施政諸問題

を諮問して決議をもとめた。七大区からは、

権区長　大芦頭三　　小一区戸長　野坂林治　　同祠官　林主全　　小二区戸長兼小五・六区祠官
渡辺繁保　　同祠官　槙東一郎　　小三区戸長兼祠官　畠山義章　　小四区戸長名代組頭　青木丈之助
同祠官　弦木又蔵　　小五区戸長　鳥谷部政記　　小六区戸長　君田常親　　小七区戸長
太田弘三　　同准祠掌　二階堂倉治　　瑞龍寺和尚　鳥谷丹堂

の一三人が出席している。

教育関係については、五月二四日、第一番に「議事ノ問題」として取り上げられた。

一、各区、小学ヲ設立スルハ方今ノ急務タリ、兼テ公布之通、男女トモニ一人ニ付九厘ノ割ヲ以テ、文部省ヨリ御渡ニ相成候ニ付、右ヲ資本トナシ不足ヲ補ヒ、速ニ設立スヘシ

右、募金方法如何

（『議事録』）

そして、翌二五日、これを次のように決議している。

一、小学設立ノ儀、施行決議之事

但　入費ハ文部省ヨリ御下渡ノ委托金ヲ始、有志ノ者出金等ヲ用ヒ、其上不足ノ分ハ民費タルヘシ　尤場所之儀ハ追加ノ積ニ候得共　先以左ノ処ヘ設立ノ事

（場所、略。三月の開申文に同じ）

（同）

こうして、県内各小学は、ほぼ同時期に開校を迎えることになるのだが、創立にいたるまでの動向については、七戸ではついに記録・文書等、発掘することができなかった。それはけっして単純に事がはこばれたのではなく、紆余曲折があったらしいことは、県が文部省に提出した報告にあらわれている。

（前略）当管下、文盲之人民概スルニ十分ノ九ニ居り、開智・興産、皆学術ニ因ル事ヲ不知、上ヨリ其父兄又子弟ヲシテ就学セシメス、終ニ野蛮之気風ヲ脱スル事不能儀、深ク苦心、夫々告諭、漸ク七月中別冊之通青森小学ヨリ福岡小学ニ至ル迄、都テ二十四ヶ所設立致候、（下略）

（一二・八付、『青森県歴史』）

これは七戸小学でも同様とみられ、この文からすると七月中に設置されたと考えるのが妥当だが、それでは、これまで「八月一五日」と伝えられてきているのは、その日に「開校式」を行ったのでないかと思われる。（『八戸小学校沿革史』は、七月一八日設置、九月六日開校式とあり、『三戸小学校沿革誌』も、七月三一日設置、八月二日開校式となっている）。

明治六年八月一五日、七戸小学開校。

したがって現段階では、この日を「創立」と推定するが、なお、今後とも調査されることを望むものである。

正式な名称は、

第七大学区第十六番中学区第一番七戸小学

これが、創立時の学校名であるが、翌七年二月、「第一番」を除くようとの指令を受けている。

七　戸　　教員　五名　　生徒　弐百名

委託金配分額　　金八拾円（八月ヨリ十二月迄）

（前同）

明治六年度の規模については、これ以上に記録はなく、教員・生徒数もみこみであるから正確とはいえないだろう。だが、創立と同時に入学して、七戸小学に学び、その後教鞭をとったことのある米内山瞰城が、幸い『メモ』を残し、思い出を語ってくれている（『木人夜話』）。以下、これを活用しながら、当時の記録等を加え、学制期の七戸小学を構成してみる。

『メモ』　七戸小学校

一、位　　置　　現在ノ場所　元代官所跡（其儘）

初代ノ教員　　斉藤揖夫（かつお）カ　中村至（とうる）　米田江織　高橋熙光（ひろみつ）　植西居完（きよただ）

世　話　掛　　高田定見

学区取締　　小島源吾　川原町大和屋ニ居ル

第一期卒業　　岩見徳順　工藤啓八　諏訪藤太　君田由太郎　渡辺芳三

生　　徒　　百人乃至百五十人

（註　卒業者のうち、工藤啓八が、このメモを書いた米内山瞰城で、啓八は幼名である。）

第二表　明治七～一〇年　七戸小学一覧表

年度	教員		生徒		補助金	受業料	主座教員
	男	女	男	女			
明治七	四	〇	二二七	六	八八円五八八	六銭五～一銭	斉藤揖夫
〃八	五	一	二三六	四六	二五七円五一一	無	……
〃九	七	二	二〇八	六四	九二円三一〇	〃	……
〃一〇	六	三	一三一	六〇	……	〃	……

（各年度『青森県学事年報』）

校舎について、学事年報は「旧官舎、公有」としており、これが「元代官所」であることは明瞭であろう。『学校沿革誌』では、「旧城内ノ舞台所ヲ校舎ニ充テ」とあり、いずれにしても、旧代官所の一部を校舎として開校したことはまちがいない。ただ『沿革誌』はその後「同七年、同所ニ校舎ヲ新築シ、女子部ヲ設置セリ、同九年三月、旧藩武術稽古場ヲ修覆シ、男女ヲ合併シテ此処ニ移転シ、同年十二月尚校舎ヲ増築セリ」と記録しているのにかかわらず、学事年報では「木造平屋、古家」の校舎となっている。

学制初期の教師について『沿革誌』は、創立当初「学校ニ学ブモノ未ダ多カラザルヲ以テ、盛岡ノ人矢幅(ヤマ)六之助教師トシテ子弟ヲ教育セリ、爾後二ヶ年余職ヲ執ル」といっているが、そうすると、教員はたった一人であったことになり、一覧表にてらしても不可解としかいいようがない。さらに「若松ノ人中村至、明治七年三月当校

ニ来リテ教師タリ、同八年一月、八戸ノ人斉藤揖雄(ママ)来任シテ、始メテ職員弐名トナレリ」となっているが、記録としても、かなり混乱がみられる。

まず矢羽々録之助は、藩学校の教師であり、かつ県学校に改組した時点で盛岡に帰ったとみられる（県学校の項参照）。したがって、『沿革誌』の一文は、誤解から生まれたものと思われる。

辞令等により、赴任がはっきり分かるのは三人である。

明治七年四月　　中村至　七戸小学六等教員

明治八年四月二日　　高橋照光　七戸小学六等教員　　植西居完　七戸小学教員試補

明治九年、明治天皇の奥羽巡幸に際して、奉賀の上表文を提出した七戸小学教員は、

斉藤揖夫　中村至　大芦梅光　高橋照光　植西居完　梶川喜代　高田則孝

の七人であった。これは、ほぼ『メモ』に一致するが、今少し検討してみる。

明治七年度の主座教員は、斉藤揖夫となっており、『八戸小学校沿革誌』によると、斉藤氏はすくなくとも明治七年一月までは、同校に在職しているから、七戸来任はその後のことになり、中村氏と前後して七戸小学教員に任命されたものと考えられる。

二人の女教員については、学事年報と上表文が完全に一致しており、うち一人は明治八年度からの勤務になる。米田江織と高田則孝については、不明である。

こうしてみてくると、創立時の教員は、いったい誰であったのか、記録として残っていないようにみえる。そ

の栄誉をになうことになった教師の名は、どこにうもれてしまったのだろうか。

ここに一通の推選文がある。

記

第七大区四小区祠掌

元七ノ戸県貫属士族　高木光久

右者私方祠掌ニ御座候処　兼而為人謹厚なる者ニ有之　此節七ノ戸学校教員補助被仰付置候間　日々精勤罷在候処　第一諸生親切ニ取立候故一統帰服仕居候由ニ相聞　且又区長所ニ於てハ度々地券取調　或ハ戸籍租税等之取調手伝候ニ付　民間之事務ハ別而掌握仕候義ニ有之　其上性質英敏なる者ニ御座候故当時より被召仕候へハ　往々屹度大器を成候者ニ御座候間　外一二等出仕ニ欠官御座候節ハ何卒御採用被成下度　於私御撰挙申上候　以上

明治七年四月　　第七大区四小区祠官　弦木又蔵印

青森県権令　池田種徳殿

（『青森県史』）

高木光久が、七戸小学教員補助であったことをしめす文書である。問題は「此節」であるが、これは、この文書を作成した明治七年四月ということでなく、その月をふくめた広い期間を意味すると考えてよい。すなわち、

明治六年八月、学制による教育制度発足以来ということになる。そうすると高木氏が、七戸小学創立にかかわった教員である可能性が非常に強い。この文書は、高木氏を県に推選する一文で、弦木又蔵は、学校設立を決議した戸長・神官等の会議に出席した一人で、七戸小学教員任命にも意見をのべる立場にあったものと思われる。高木光久は、七戸県学校の「文学副長」であったから、推挙するにふさわしい人物であったに違いない。

学制が発布になったからといって、なにもかもが変革になったのでなく、ことにそれを支える人材は、やはりそれまでの業績を無視してはたちゆかないのである。このことを考慮にいれると、私塾・寺子屋の経営者のなかにも、創立に参加した教師があったはずである。となると、『メモ』にある米田江織がそれにあたる。江織は、米田義幸の嫡子で、米田塾では父を補佐し「学識卓絶ノ人ナリシ」（『沿革誌』）と伝えている。後、義尚を名のって、明治一〇年甲地小学教員となっている。

創立当初の教員は、四ないし五人である。そのうちの二人については、なんとか推測することができた。だがこれ以上は勝手な憶測になるので、ここまでで止める。今後の課題としたい。これをまとめると、次のようにでもなるだろう。

明治六　――――――　高木光久　――――――　米田義尚

七　斉藤揖夫　中村至　――――

八　――――　大芦梅光　高橋熙光　植西居完　――――

九　――――――　梶川喜代　高田則孝

一〇

二　小学教則

学制の規定は、「尋常小学ヲ分テ上下二等トス、此二等ハ男女共、必ス卒業スヘキモノトス」として、「下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ、上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス」とある。これは、六歳から八カ年の小学校修業年限を要求したものであって、「教育ノ初級ニシテ、人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサル」という基礎課程であった。

下等小学も上等小学も、それぞれ八級から始まり、六カ月ごとに試験の上、進級するようになっている。さらに一級の課程を修めて卒業する際には、「大試業」に合格しなければならなかった。

教科は、綴字（カナヅカイ）・習字（テナライ）・単語（コトバ）・会話（コトバヅカイ）・読本・修身・書牘・文法・算術（サンヨウ）・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌を下等小学で、上等小学はこれに加え、史学大意・幾何学罫画大意・博物学大意・化学大意その他が定められていた。しかし、これを全国一律に実施するものでなかったから、各府県によって異なったものが作られている。

青森県では、明治六年七月、「土地ノ景況ト書器教則ヲ斟酌セシモノナリ」という「小学校則」を布達しているが、その下等教課は、綴字・習字・読方・算術・暗誦・議・輪講・書取・作文・文法の一〇教科となっている。翌七年四月には改正して、読物・問答・書取・作文・洋算・和算・習字の七教科になった。

七戸小学での教育の内容を明らかにする書類などは、無論残っていない。ただ、米内山瞰城が思い出を語って

第一図　明治六～一一年　七戸小学

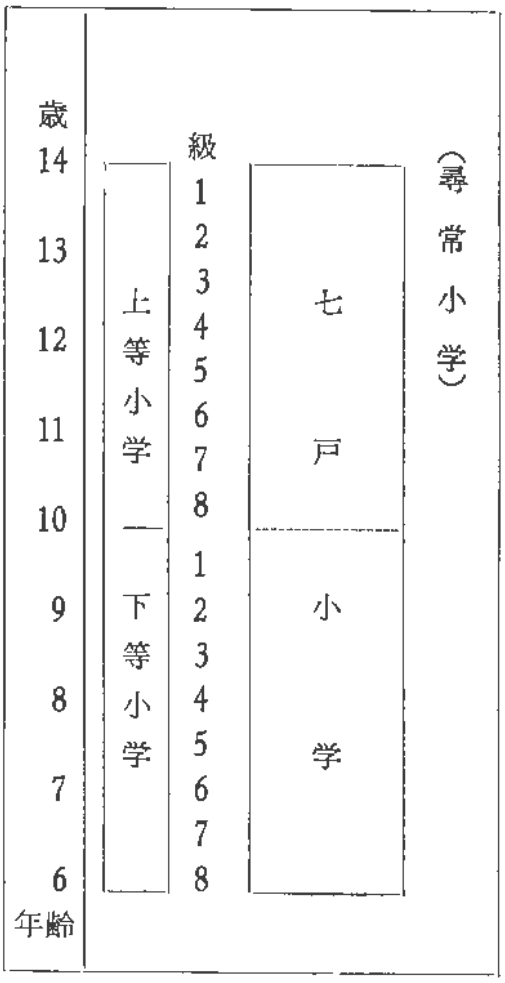

いて、当時（明治六～八年と思われる）の学校での生活とともに、教科内容・教科書がいくらか示されている。創立まもない学校の雰囲気が、よく表れているだろう。

……小学校の教科書は、五十音より直ちに単語図『糸、犬、錨』連語図『神は天地の主宰にして人は万物の霊なり』小学読本『凡地球上の人種は五つに分れたり』等で初級の児童には中々六ケ敷ものであった。大方は絵を見て読み、又は暗記したものであらうと思ふ、其の他加算九々、乗算九々、除算九々、線及度図等ありて、此の初歩の教育に於て授けられたものである。上級生の教科書に至っては、実に今の中学校のそれよりも高尚であった。然るに予は寺子屋に四五年居り、其の間、家庭において、漢籍、算術等朝夕父の教育を受けてゐたから、上級生に編入せられても余りに苦痛を感じなかった。

然るに小学校同級生に予の大敵がゐた、岩見徳順（元江戸子）其の人である。彼は天才にあらざれば人才であった、予は如何にしても彼の右に出づることは出来なかった、□が故にもあらざるべくも予は時折彼を虐めた、彼は体質柔弱の持主である、故に戦争においては予の敵ではない、然るに亦同級生諏訪藤太（会津人）

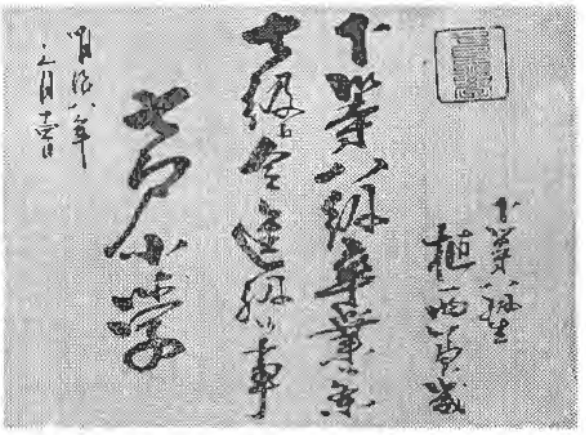

下等8級を終え、7級への進級を認可するという証書である。

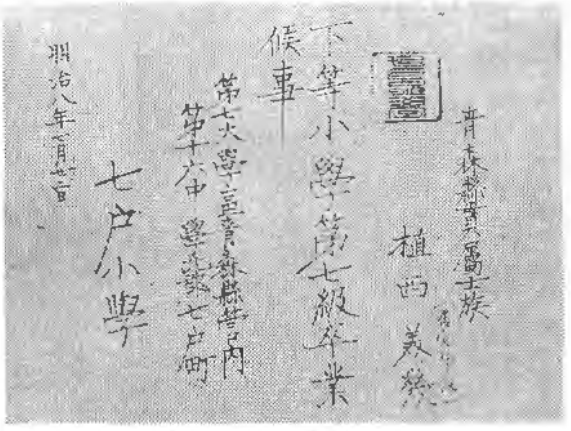

下等7級は、現小学校1年生にあたる。

がある。篤実の人なり、岩見に同情せるも、彼に助太刀して予を討つの器ではない、唯々力量あるを以て、予の両腕を堅く握って放さない、恰も雀が鷹に押へ付けられたる如し、是には予も閉口した、而も予と諏訪とは、特に親友の間柄で終始変らなかった。岩見も亦敢て□□はしない、腕白時代の通弊として平常は互に仲よく遊んでゐた、加之岩見と予は小学校優等生として放課後毎日区役所に見習に行った……

（『木人夜話』）

全ての子どもが、こうだったとは限らない。岩見氏の生年は不明だが、明治七年では、米内山氏が一五歳・諏訪氏が一四歳と、いずれも学齢をこえた年長者であった。加えて、三人とも士族の子弟であり、その点でも、かなり腕白時代を謳歌することができたのであろう。学力もすぐれており、いずれも後に、母校七戸小学で教鞭をとっている。

一般の子どもにとっては、「小学校則」あり、「小学生徒心得」あり、さらに「試業規則」によって、六カ月ご

とに進級・落第とふり分けられるのだから、とても楽しむところでなく、かなりきついものだったに違いない。まして、「齢十二三歳ニ至レハ、市町ハ手代丁稚等ニ遣ハシ、村落ハ家業（田野又は漁猟）ニ従事」（明治九年報）させなければ、家計をささえれなかった時代である。そうした子ども達にとって、「学問は身を立つるの財本」であって、「生を治め産を興し業を昌にする」ものと、認識しうるものになっていたかどうか、疑問である。

こうした教則は、アメリカのものを参考にして、東京師範学校での実験にてらしつつ、日本の小学校への適用をはかって編成されたもので、下等小学では「問答」という独自な教科をもち、それは「単語図ヲ用ヰテ、諸物ノ性質及用ヰ方等ヲ問答ス」（第八級）というように、直観主義教授の系譜をひくものだった。そうした考慮がなされながらも、全体の教材配列はかなり無理なつめこみがみられ、「被仰出書」が排したはずの「詞章記誦の末に空理虚談の途に陥」っていた。

このことに関して、七戸にあった一市井人が、七戸小学の教育を実地に確かめた上で、次のように批判をくわえている。

夫レ目今都鄙ノ間ニ行ハルヽ所ノ一般教則ハ、文部直轄師範学校ノ生徒等カ授業法ヲ講究スルノ具ニ設ケタルヲ以テ、附属小学教則ニ模擬セルモノニシテ、人情風俗貧富貴賤ヲ酌量セルモノニ非ルナリ、故ニ土地ト人民ノ位置トニ因テ利害得失生スルニ至ル、豈ニ之ヲ顧ミサル可ケンヤ、東京繁都ニ行フ所ノ教則ヲ以テ、府下ヲ距ル僅ニ二三里ノ郷村ニ行フモ、晴天ニ簑笠ヲ着用シタルガ如キ迂遠的ヲ生スルヲ、況ンヤ之ヲ青森ニ函館ニ実行セント欲スルカ如キハ、其不都合ハ論ヲ待ズ、教育ハ実益ヲ得ルヲ以テ緊要トス、故ニ工業ヲ

職トスル多キ郷ニハ其営業ニ至緊ナル工学ヲ教ヘ、農家多キ村ニハ農学ヲ授ク可シ、然ルニ農家ノ子弟ヲ導クニ鋸斧磨研法ヲ以テシ、工人ノ児女ニ教ユル耕耘蒔種ノ術ヲ以テスルカ如キハ、迂遠ナリト云ハサルヲ得ズ、当今行ハルヽ一般教則ナルモノハ此レニ類似スルモノアリ、諸県下ニ至リ実際ニ熟視スルニ、倫敦府ノ地理ヲ暗誦シヒマラヤ山高度ヲ記憶スルニ光陰ヲ送ル者ハ、牛ヲ牧ヒ木ヲ伐ル賤力家ノ息ナラズヤ、万国史ノ講義ニ苦ミ遊舟ノ記事文ニ労スル者ハ、襤褸ヲ纏フテ未明ヨリ天秤棒ヲ擔キ、僅ニ其日ノ生計ヲ営ム貧漢ノ忰ナラズヤ、其他十五歳前後者ニシテ、五十音ノ呼法ヲ学ヒ単語図ノ問答ニ従事スル等、吾輩ガ目撃スルノ実況ナリ、教則ハ善ナリト雖モ教授法ハ美ナリト雖モ、吾輩ハ不適当ナリ迂遠的ナリト云ハサルヲ得ス、樵夫農夫ニシテ倫敦府ノ地

国語の教科書「国つくし」

「払下候事」として七戸小学の印がある「国つくし」

理ヒマラヤ山ノ高度ヲ熟知ヲ要センヤ貧家ノ子女カ何ソ万国ノ歴史ヲ講シ遊戯ノ事ヲ記スルヲ急トセンヤ、十歳以上ノ子女ヲ教育スルニ他ニ便法ナキモノカ何ソ夫レ然ランヤ、説テ此レニ至レハ吾輩ハ慄然トシテ恐ル、今日ノ教育ハ労シテ功ナキノミナラズ、他日ノ有害物トナラン(ママ)事ヲ吾輩ハ切ニ望ム、当路諸君ハ此一般教則ヲノミ偏用セス、土地ト人民トニ適合セル良教則ヲ設ケ、以テ教育ノ実益ヲ社会ニ奏セラレン事ヲ、世上ノ大家先生吾輩カ説是カ非カ幸ニ衍教スル所アレ。

（竹村鬢翁『便捷談話』）

註　竹村鬢翁は、旧会津藩の儒者で大目付を務めた竹村助兵衛のことである。斗南移住とともに隠居、廃藩後、六日町（現十和田相坂）開拓に従事、明治九年、七戸荒前の諏訪家に同居。同二二年八〇歳にて没するまで同家の世話を受けている。尚、子息竹村俊秀は、斗南藩大属。思案橋事件に連座。明治一〇年刑死。明治七年の小品であるが、『北下日記』に「南部三万石ノ地ヲ唱ヘテ斗南ト云、斗南トハ外南部ノ謂ナリ」と記している。

三　女　子　校

七戸では、寺子屋以来、女子の就学はほとんどなかった。

学制による七戸小学は、女子にも門戸を開いていたが、女子入学の壁はやはりあつく、明治七年男子二二七人の在籍に対し、女子はわずか六人にすぎなかった。

むろん男子にあっても就学数そのものが低かった。同年の青森県学齢児の就学率は、男子で二一・一七パーセントしかないのだから、女子の三・一一パーセントは、当時として当然であったといえるだろう。しかし、これ

を全国平均でみると、男子四六・一七パーセント、女子一七・二二パーセントとなり、全国に比べても、女子の就学は極端に低いものだった。

県・第七大区、あるいは七戸でどのような就学奨励や勧誘がなされたか、つまびらかでないが、県では、県参事（知事）名をもって、諭達しなければならないほどだった。

小学校ハ子弟教育ノ地、一日モ忽ニス可カラサル儀ニ有之候処、一旦入校為致候ハヽ　学科之課程卒業セルモノハ　仮令事故有之候共　退校不被許モノト心得　入学見合居候輩　儘相聞甚以不都合之至ニ候条　右等之誤解無之就学候様説諭可致　此旨布令候事

明治八年九月十四日　　青森県参事　塩　谷　良　翰　㊞

第七大区区長大芦顕三は、「才幹の優れた立派な人格者」（『木人夜話』）で、学制以前にも私立学校を開くなど、教育熱心な人であったようである。彼は能吏でもあったから、県の方策を実行するにあたって、女子の就学数を向上させることを考えたのであろう。

『七戸郷土史』稿

明治七年、時ノ区長大芦氏及び夫人梅香氏（ママ）ノ主唱ニ依リ、女子部ヲ設ケ、夫人自ラ教授ノ任ニ当ルノ外、妹きよ子・養女かつ子ノ両氏ヲシテ、自ラ教鞭ヲ執ラシメタリ、当時女子部生徒八十余名アリタリト云フ

『メモ』

女学校創立（私立）

生徒約二十名　奥山□□　植西みき　米内山すゑ　茂山てつ
其他　梅子　桜子　花子　柳子　あやめ子　若杜子等
教　員　大芦奥様　奥さまのお妹
県下女学校の稿始（ママ）（嚆矢）也
『沿革誌』

同七年同所（旧城内）ニ校舎ヲ新築シ、女子部ヲ設置セリ

同九年三月、旧藩武術稽古場ヲ修復シ、男女ヲ合併シテ此処ニ移転

『メモ』は私立の女学校とするのに、『郷土史』『沿革誌』は女子部といっている。ところで、明治七年度の学事年報は、女子生徒数を六人と記録している。女子部の設置が史誌のいうように、明治七年だとすると事実として一致しなくなる。この点これまでもみてきたように、『メモ』はほぼ正確であったから、『メモ』の記録を採用して、明治七年に私立女子校が創設されたとすると、公立校である七戸小学の女子生徒数が六人であって一向さしつかえない。

『弘前教育史』は、当時弘前に私立小学が乱立したのは、「あるものは士族の子弟のみ集めて教授していたし、あるものは商人の子弟を集めて教授していたので、公立小学になじめない家庭は、士族・商人を問わず、私立小学へ子どもを入学させ」たとし、女子にもこの傾向があったとする。「このように、公立小学の女子就学が遅れていたのに、私立小学ではそれより以前、かなりの女子が就学しているのである。これは私立小学が入学し

やすいのに対し、公立小学が入学しにくかったからではなかろうか。すなわち公立小学が行う教育が女子に不向きと考えられ、または万事役所式の公立小学が、一般庶民に敬遠されたからであろう。その点、私立小学は女子でも気軽に入学できたと思われるのである。」

こうした事情は、七戸でも同様であった。区長大芦氏は、庶民の機微をみるにもたけていたとみえ、まず私設の女子校として発足させたものであろう。教師も夫人大芦梅光をすえ、違和を感じさせないような配慮をしたのであるまいか。女子だけの学校というのは、県下に例のないことだったので、米内山氏は「県下女学校の嚆矢也」とする認識をもったものと考える。

翌八年、女子生徒四六人・女教員一人となるのは、この女子校が七戸小学に統合し、「女子部」となったことのあらわれで、ここにいたって、名実ともに男女等しく教育をほどこす、国民教育機関としての七戸小学となったといえる。さらに、明治九年には女子生徒六四人、同一〇年は六〇人、女教師も二人から三人と増え、女子教育は順調にいくかにみえた。それが、明治一〇年大芦頭三の区長辞任にともない、女教員も不在となり、それ以降女子の就学は低迷を続けるのであった。

第四節　学区取締と学校掛

学区取締は、「学制」にもとづいて設置された地方教育行政事務の担当者である。

此学区取締ハ、専ラ区内人民ヲ勧誘シテ、務テ学ニ就カシメ、且学校ヲ設立シ或ハ学校ヲ保護スヘキノ事或ハ費用ノ使用ヲ設ル等一切、其受持ノ小学区内ノ学務ニ関スル事ヲ担任シ、又一中区内ニ関スル事ハ互ニ相論議シ専ラ便宜ヲ計リ、区内ノ学事ヲ進歩セシメン事ヲ務ムヘシ

これは、教育を

政府――地方官――区長――戸長

という行政ルートとは別個に、

文部省　督学局（大学区）　学区取締（中学区）　学校掛（小学区）

という教育行政ルートを設け、それによって推進しようとしたものである。

この行政上の特質については、これまで指摘されているように、地方行政の機構が充分ととのっていない段階にあって、中央集権体制確立のために障害となる「村落共同体の解体再編」を意図したといわれる。

規定では、「一中学区内、学区取締十名乃至十二・三名ヲ置キ、一名ニ小学区二十或ハ三十ヲ分チ持タシムヘシ」となっている。これが、青森県では、次のように推移する（註記以外は、『各年次学事年報』による）。

明治　六年　五月、学区取締十一名ヲ置キ、一中学区ニ二名乃至四名ヲシテ学事ヲ担当セシム

〃　七年　学区取締任免、任四十二名、免十四名

〃　八年　学区取締四十四名（内本勤十一名・兼務三十三名）

〃　九年　学区取締二十七名（内本勤十八名・区長ニテ兼務スル者九名）、外ニ戸長ニテ取締補助ヲ

兼ル者六名

〃　一〇年　学区取締二十七名（内本勤十八名・区長ニテ兼ルモノ九名）、外ニ取締補助ヲ兼ルモノ八名（明治10・4『青森県職員録』では、補助一〇名）

〃　一一年　学区取締ハ、其給料ニ十二円・十円・八円ノ三等アリ、方今（註11月現在）学区取締ノ数二十七名ニシテ（其内本勤十八名・区長ヨリ兼ヌル者九名）、外ニ取締補助ヲ兼ルモノ八名アリ、但シ区長ヨリ兼ル者ハ給料ナシ、外ニ学校毎ニ学校係ト云フ者数名アリテ、学校ノ費用其他ノ雑事ヲ処弁ス、学校係ハ何レモ給料ナシ（『学校巡視功程』）

〃　一二年　（学区取締）ハ三戸郡ニ二名ヲ置キ、ソノ他各郡ハコトゴトク一名ニシテ、総員九名トス（明治12・3『県会予算提案説明』）

〃　一三年　二月、学区取締廃止

青森県は、第一四～一七番中学区の四区があったから、明治七、八年度におけるごとく、たしかに「学制」にもとづく学区取締の配置を行っていた。ところが、この年度には、学校教育振興についての建言があいつぎ、それはまた、学区取締についての提言でもあった。「自今教員ヲシテ、此職ヲ兼シムルモノアリ、是レ甚不適之至リ」だから、あるいは「正副戸長」に兼ねさせ、或は「別ニ居民名望アルモノヲ」任じるようにといい、また中学区ごとにでなく各大区ごとに置くようにすれば、「少シク学校ノ振起スルニモ至ルヘシ」といっている。畢竟これは、教育行政サイドに、区戸長の協力がえられないために、学事の渋滞をまねいていたことに起因すると考

えられる。県では、区長に学区取締の兼務を命じ、あるいは戸長を補助に任じるなど、そうしたことへの打開をはかっていったのであろうが、それは、「学制」の理念と背反することでもあった。

上北地域を担当する学区取締のうち、現段階であきらかなのは次の通りである。

第三表　第一六中学区（上北地域）　学区取締一覧表

年度	学区取締	同補助
明治6	（小嶋源吾）	
〃7	（太田弘三）	
〃8	○大芦顕三　（太田弘三）	
〃9	○大芦顕三　倉沢平治右エ門　松野元佑	
〃10	○大芦顕三　倉沢平治右エ門　松野元佑	野坂林治　畠山義章　太田弘三
〃11	○倉沢平治右エ門　川尻兵治　太田弘三	
〃12	三村高安　太田弘三	

註　小嶋氏は『メモ』にあるだけで、文書による確認はできなかった。

明治7～8の太田氏は、「七小区戸長兼学区取締」の肩書きである。七小区は「法量・奥瀬・沢田・大不動・滝沢・米田・藤島・伝法寺」であるが、当時太田氏は、第一七学区の五戸地域の学区取締でもあった。したがって、第一六中学区の一区域（七小区）を兼務していた可能性はあるが、不明である。

○印は区長兼務。大芦氏は明治10・7・2、倉沢は同11・8・20、区長を辞任している。

明治九年一一月一一日、県は「学校掛規則」を公布した。これは、「今各区ニ於テ、学事ニ篤志ナルモノ及中産以上ニ位スルモノヲ撰抜シ、学校掛ノ名称ヲ附与シ、官庁ニ対シテハ学区ノ惣代人トナリ、人民ニ対シテハ学吏ノ一部トナリ、官民ノ中間ニ処シテ、専ラ各地学校ノ興盛ヲ計ラシメントス」というものであった。

これまで、日常の学校事務は、教員が学区取締のもとで処理を行ってきていた。学校掛は、この事務を肩代りし、教員が教育活動に専念できる道をひらいたものだったが、一方では、「学区取締の重要な職分であった学校保護・学校経費・就学督促に関する権限が、各小学区毎に設けられた学校掛に殆んど移譲されていることがわかり、先に予測したように学校掛は学区取締の職分遂行を、小学区の内から実質的に補佐し、区内の学事を実際的に遂行する機関として設置されたものである。」（『青森県教育史』）。

七戸小学の学校掛は

明治九年一二月　二等学校掛　盛田喜平治（翌年一二月、一等学校掛となる）

〃　一〇年八月　一等学校掛　工藤轍郎

の二人だけが、わかっている。この等級について、「学校掛ハ給料ヲ与ヘス、左ノ準席ヲ以テ身分ノ取扱ヲ定ム」としている。

一等学校掛　正戸長準席

二等学校掛　副戸長準席

三等学校掛　村町用掛準席

また、正副戸長・町村用掛の学校掛兼務を認めるなど、一般行政と教育行政の融和をはかりつつも、教育行政が一般行政の系列にくみこまれていくのだった。

第五節　青森県師範学校七戸伝習所

明治九年（一八七六）、青森県師範学校の設置が決まると、それまでの小学教員は廃され、全て「仮教員」となった。「師範学校ニヲイテ卒業セシ者ニアラサレハ、教員ノ名称ヲ付シ候儀不都合」（明治九・九・二五布達）だったからである。そして、「其学業及ヒ人物ヲ鑑別シ、師範学校本分校及ヒ区伝習所入学ノ順序ヲ定メ」（年報）るために、師範学校生徒募集の布令を出したのは、明治九年九月二六日だった。

第七大区での試験は、一〇月二〇日七戸で行われ、志願者は「同校規則ヲ閲了シ、日限ノ通試験ノ箇所へ保証状及履歴書ヲ持参シ、試験ヲ願出ヘシ、但仮教員ハ保証状ヲ持参スルニ及ハス」となっていた。

この時の試験に合格し、一一月一〇日予科の入学許可を受けたのは、上北郡内では、野辺地小より土屋清心・中村安之助、七戸小より中村至・三本木小より桜井政衛であった。

翌年二月二八日になると、「仮教員試験規則」が制定された。これには、「公立教員タラントスル者ハ、此規則ニ依リ試験」を受けなければならないことが、第一条にかかげられていた。試験は等級により甲乙二部に分かれ、甲部は「一ケ月給料三円以上」で、「試験ニ合格ノ者ハ師範学校ニ入ルコトを許」され、乙部は「三円未満

ノ者」で、「合格ノ者ハ区伝習所ニ於テ小学教科」を受けることとされていた。そして入学するまでの身分は、それぞれ授業生・授業試補と定めている。

そうしておいて、各大区に「小学教授法伝習所」を開設したのは、六月に入ってからであった。

ところが第七大区では、「七月七戸へ伝習所御設ケ有之候ニ付、各校教員共一同罷越、同月十七日入校致候事」（『小松家系譜』）とあること、「十七日ヨリ藤太伝習所へ出」（『竹村鬢翁日記』）とあることから、七月一七日の開校と考えられる。

『米内山瞰城メモ』によれば、第七大区伝習所は、七戸町瑞龍寺に設置され、「講師蒲田広（がつぎた）、伝習生荒井八介・西村八次郎・今泉助八・同まよ・工藤啓八・諏訪藤太外約二十名」であった。他に渡辺多門・小松平八郎も入所している。当時、明治九年小学校数は一六校、教員数は三六人、明治一〇年では二六校・五一人であったから、ほぼ半数が小学教授法を学んだことになる。

伝習所は、「本科生ヲ派出教師トナシ」（年報）とあるように、蒲田は、当時師範学校本科生であった。これは、教師は上等生を教え、上等生は下等生を教えるという教授法で、アメリカから輸入された教育方法である。東京師範学校には、師範教育にくわしいアメリカ人スコットが招かれていたから、本県でもこれを導入して、多数の教師の育成をはかったのであろう。そうしてみると、まず本科生に小学教授法を指導、そして彼らの六カ月ほどの育成期間を待って、各大区に伝習所を開設していったことになる。蒲田広は、明治一二年八月、本科第一回の卒業生となり、後に県会議長・東奥日報社長を務めるなど、当時第一級の人物であった。

小学教授法の内容については不明であるが、荒井八介履歴書に「下等第六七八ノ三ヶ級授業法」とあるから、「下等小学課程表」第八級（六歳前期）・第七級（同後期）・第六級（七歳前期）の「課業」に対応するものであったと考えられる。

第四表　下等小学課程表

年齢	学級	読学	書取	問答	口授	算術	習字
六歳	第八級	五十音 単語連語 形体線度	五十音 仮名単語	単語図 諸物体	修身談	数目命位 加算九々	片仮名 平仮名
	第七級	小学読本	単語	人体部分 色図	修身談	羅馬数字 乗算九々	楷書
七歳	第六級	小学読本 地理初歩	読本中ノ句	形体線度 地球儀	修身談	加法 減法	楷書
	第五級	小学読本 日本地誌略	仮名短文	地球儀 日本地図	修身談	乗法	楷書
八歳	第四級	小学読本 日本地誌略	仮名短文 請取書	小学読本 日本地図	修身談	除法 四則雑題	行書
	第三級	日本地誌略 日本略史	仮名短文 雑文	日本地図 日本略史	修身談	分数	行書
九歳	第二級	日本地誌略 日本略史	雑文 手紙ノ文	日本地図 日本略史	修身談	分数 小数	草書
	第一級	万国史略	雑文 手紙ノ文	万国史略	修身談	小数 諸等	草書

こうして、教師の速成をはかる伝習であったが、これとて教員の身分が保障されたものでありえなかった。あくまでも彼らは授業生であり、授業試補にすぎない。わずかに授業生には、師範学校入学の道はあっても、年齢を越えている者にあっては、資格を得ることがさらに困難であった。

だから、当時五七歳になっていた小松平八郎のように、伝習所を中退、藤島小学仮教員を辞して、東京に寄留していた姉を頼って上京を決意した者もあったのである（『小松家系譜』による）。

卒業試験は、県第五課吏員および師範学校長を派遣して、一一月二八～二九日施行の予定であったが、「伝習教員蒲田広儀、病気ニ付日延被成下度旨申出候間」（明治一〇・一一・二一達、『三沢市役所所蔵文書』）のため、一二月一二～一三日に実施されている。これが「仮教員試験規則」に基づくものであるなら、次のような内容のものだったに違いない。

第十九条　甲部試験法

一講義　国史覧要　物理全志　日本政紀　十八史略続篇共

一作文　問題ニ依テ片仮名交リニ綴ラシム　出題三

一算術　加減乗除ヨリ比例ニ至ル　出題三

一教道擬問　普通教育ノ部　出題三

第二十条　乙部試験法

一講義　小学読本　日本万国地誌略　連語図　史略

一書取　壱題

一算術　加減乗除　壱題

そうして合格者は、「小学教授法下等第六級迄卒業候事」とある証書を、翌一四日付で受けとることができた。七月一七日から一二月一四日まで、五カ月ほどの教員養成だったが、彼らは、ともかく新しい指導法を学んだ

教師として、在勤する小学校へ戻っていった。

こうして、第七大区伝習所はその役割をとじることになった。

伝習生の一人であった工藤啓八（後、米内山瞰城）は、明治一〇年一二月二一日付で、「三等授業生」を申付けられている。荒井八介は、翌一一年（月日不明）「授業試補ヲ申付ケラレタリ」（履歴）となっている。

先にあげた小松平八郎は、いったんは「家族差置東京姉方へ罷越、永住之都合見聞」してみたが、やはり「思ハしく不相見候ニ付、十一年一月帰宅」（同系譜）しなければならなかった。そして、再び教育の道を選んだが、同年四月、滝沢小学仮教員の地位にあまんじなければならないのだった。

第六節　教督と教員長

明治九年（一八七六）九月、師範学校卒業者以外は、教員の名称を許されなくなった。そして以後は「仮教員」と呼ばれ、それまでの教師としての資格を失ってしまった。とはいっても、それでただちに解雇を意味したわけでない。『野辺地尋常小学校沿革大要』に「明治十年三月、七戸小学校(ママ)仮教員斉藤某ヲ聘シテ、二十日間授業法ヲ講習ス」とある某は、斉藤揖夫のことだろうから、七戸小学に継続して勤務していることが明らかである。それよりも、他校に招かれて、「授業法」を指導できる人材までも、一括して「仮教員」としたことは、新しい教育には新しい教育方法を十分身につけた教員の養成をはかろうとする当局者の決意のあらわれともみられなくも

ないが、むしろ教員を通して、教育を統制しようとすることのはじまりであった。

県では、明治一〇年（月日不明）、仮教員をして、監督・指導にあたらしめる監督教師、すなわち「教督」を設けることとし、「教督規則」を公布した。

教督規則（抄）

公立小学ハ、各校訓導ヲ置キ其教督ノ責ニ任スヘキモノナリト雖モ、方今興学ノ日タル尚浅ク、人々教育ノ欠クヘカラス学校ノ貴重スヘキヲ知ラス、動モスレハ子弟ノ学問ヲ無用ノ事トシ学校ヲ長物視スルモノアリ……因テ今各校一名ノ教督者ニ代ルニ一区監督教師トナス、此監督教師ハ或ハ仮教員及有志輩ヲ誘導シテ教授法ヲ教ヘ、或ハ各校ヲ巡勤シテ授業者ヲ督正シ、専ラ各校通勤ノ教長トナスモノナリ、其規則左ノ如シ

第一条

一小学監督教師ニ正并補助アリ、正ハ官立師範学校及本県師範学校ノ免状ヲ有シ訓導タルヘキ権アルモノ之ニ任シ、補助ハ本県師範学校予科卒業生ノ中特別ノ試験ニ及第セシモノ、及略普通ノ学ニ渉リ自他師範学校教員等ヲ勧メタル履歴アルモノ之ニ任ス……

第二条

一監督教師ハ定リタル在勤学校ナク、平常担当区内各校巡勤スヘキモノト雖モ、学校休業ノ際或ハ事故アリテ暫ク通勤止メタルノ際ハ、大区々務所々在ノ地ノ学校ニ詰ムルヲ法トス

この教督が実際に任命されたのは、明治一一年四月のことと考えられる。同年度学事年報に、「四月学区取締

及教督ヲ師範学校ニ会シテ、学校区別及教員配置并担当生徒員数、其他教則編成就学期節等ノ事ヲ議セシム」とあることによる。それは、師範学校本科生の卒業がなく、予科第一回生の卒業をまって行われたのである。ただし、この時の教督は、第一条の規定によって「補助教督」であろう。なかには卒業以前に、生徒でありながら「教督心得」を命じられる者もあり（『三戸尋常高等小学校沿革誌』）、上北でもそうだった。

師範学校本科生　佐田正之丞

第十六中学区教督心得ヲ以　派出申付候事

但　月給金拾円支給候事

右之通　被命候条　此旨通達候事

十一年七月六日　第五課

七大区詰　学区取締中

（『三沢市役所所蔵文書』）

佐田正之丞は、後に上北郡公立中学校助教諭、七戸小学校長となるから、すでにこの時以来、結びつきができていたことになる。

中村至も、師範学校予科第一回の卒業として、再び七戸小学勤務を命ぜられ、主座となっているが、四等助訓であったから、やはり七戸小学も教督の管理下におかれたことになる。しかも、彼が復帰した七戸小学は、生徒

が激減していた（明治9―二七二人、同10―一九一人、同12―一五三人）。

なぜそうなったかは定かでないが、一つには、仮教員とされた教師が、教育に対する意欲を失っていったこと、また、そうした教師との結びつきの中で、子弟を学校に通わせていた父母たちが、学校によせる期待感がうすらいできたことにもあるのでないだろうか。ことに人々の交わりを大事にしている七戸では、寺子屋の教師を「師匠さま」と呼んでいたことでもわかるように、師弟の関係が、制度の変革によって、そんなに簡単に切れるものでなかったのでないか。だから、「師」であった人を「仮教員」と呼ぶには、大変な違和感がそこにあったと思われる。別の面からみれば、「仮教員」は「真の教師」でないのだから、きちんとした指導ができないに違いない、というイメージとなっているのかもしれない。

いずれにしても、地域の信頼と支持がなくては、学校はなりたたないのである。

県では、「仮教員試験規則」を設け（明治一〇・二）、合格者を「授業生」として再採用し、教師の確保につとめているが、現場の教師にとっては、毎日の授業と試験勉強を両立させなければならず、忍耐と努力がしいられることになった。

米内山敏城は、明治一〇年一二月、三等授業生を申付けられ、母校に奉職したが、その頃の教員を次のように残している（『メモ』）。

斉藤揖夫　　中村至　　前野園人　　高田則孝　　漆戸義孝　　工藤啓八　　諏訪藤太

『学校沿革史』は、他に、岩見徳順・渡辺芳三の名をあげている。同時に職員であったわけでないだろうが、

岩見・工藤・諏訪等は、第一回の卒業であったから、多分に若い職員構成になったようである。

しかし当時の七戸小学が、かなり疲弊していたことは、おそらく一一年の冬と考えられるが、真冬にお湯もなかった様子を、竹村氏が記録している。

当地（七戸）ニハ既ニ校有リト雖モ、惜ムベシ、地位ニ不便在リ矣。寒中ニ生徒ノ往還ノ難苦ハ最モ甚シト為ス矣。其状ハ傍観スルニ忍ビズ真ニ憐ムベクシテ之ヲ為ス。課（業）ヲ欠ク者モ亦多シ矣。切ニ望ムハ豪富仁者ノ金ヲ恵与シ其余ハ我輩之貧戸ノ如キニ至リテモ亦各分ニ応シ銭ヲ醵ス矣。之ガ為メニ良便ノ地ヲ撰ビ改作ヲ為シ而モ亦精良ノ師者ヲ請求シ以テ旺盛之校為ラシメンコトナリ（師良カラザレバ、スナワチ便地ニ在リ学資有リト雖モ空シク無用ニ属ス、故ニ良師ヲ撰スルハ最モ肝要為ルコトナリ）予友人倉沢氏之話ヲ聞ク矣。学校ノ体裁ハ野辺地ガ最為リ矣。師生徒之精励ナル者ハ三本木ガ最為リ、而シテ当地（七戸）皆及バスシテ最モ下ニ居ル矣。予之ヲ聞ヤ甚ダ遺憾ト為ス矣。因曰ク当校生徒午餉ヲ喫スルニ此極寒ト雖モ湯ヲ給セズ矣。豈悠然スルニ足ラザランカ、此亦予生徒ニ代ッテ諸彦之援ヲ乞フノミ。

（竹村鬣翁『勧懲集』原漢文）

文中、「友人倉沢氏」というのは、この頃、第七大区区長兼第十六中学区取締を勤めていた（明治一〇・七～同一一・八）倉沢平治右エ門のことである。したがって、七戸小学にはきびしい評価となっている。

上北郡における教督の活動については、各校沿革誌等にほとんど記載がなく全く知ることができないが、担当者だけは、『三沢市役所所蔵文書』によって明らかになった。それによると、明治一二年一〇月一三日付で、二

人の教督の担当区域を定めている。

一、自九十七番至百十八番　　一、自百二十四番至百三十三番

但　旧四・五・七小区　　右　関　静逸　担当

一、自五十五番至九十六番　　一、自百十九番至百二十三番

但　旧一・二・三・六小区　　右　成田　秀逸　同断

関氏は、明治一一年一二月予科卒業、成田氏は、同一二年八月本科卒業である。したがって、関静逸は教督補として、佐田氏のあとを受けて上北郡全体を担当していたが、成田秀逸が教督として加わり、それにともなって区域分担が行われたのである。番号は第十六中学区（下北・上北郡）を、戸数・人口により区分したもので、「聯区」といわれ、七戸は八六～九〇番にあたる。

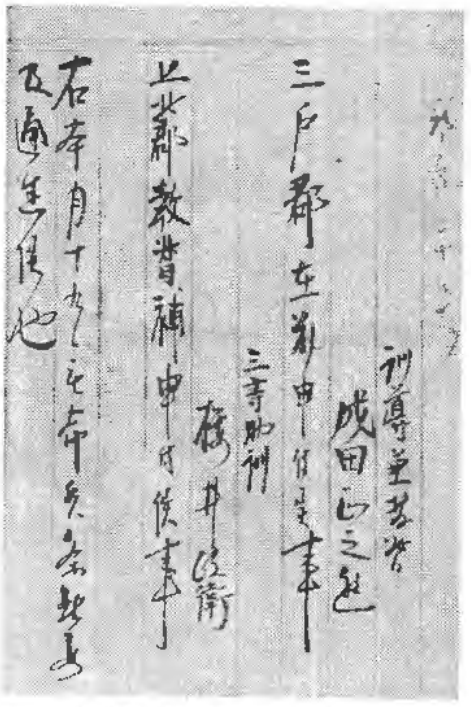

教督任命についての通知書
（明治 13.1）

明治一三年一月、関氏の西津軽郡転任により、三本木小学三等助訓桜井政衛が教督補となる。同一四年二月下北郡教督岸本七郎が上北郡在勤となったが、多分、成田氏の野辺地小学教員長就任（『同校沿革誌』）にともなうものであった。しかし、同年六月には教督制度は廃され、わずか四年ほどでその役割を終えた。

教督は、「訓導」すなわち師範学校卒業者が少ないことを

カバーする制度であった。したがって、訓導の配置によって、教督の管理下をはなれて独立することになる。この訓導を「教員長」と称したが、「教員長ハ生徒ヲ教導シ、助教員ヲ進退監督スルノ権アリ、故ニ生徒学業ノ進否及助教員能否勤惰ノ責ニ任ス」（明治一三・五『学務心得』という職制であった。上北郡内では、明治一三年二月本科第二回卒業の篠田寅三郎が、同三月三本木小学校教員長となったのが最初である。

その後、教員長の資格は、「公立小学教員学力証明法」（明治一三・五）により、師範学校卒業に匹敵したと認める学力証明状をえたものにも与えられることになる。それには、「公立小学教員タラントスル者」は、読書・習字・算術・地理・歴史・修身・作文につき「検査」をなし、次の等級を与えられた。

第一等　七科完全明了、一モ錯誤ナキ者

第二等　同上ノ如ク能ハサルモ、各科ニ渉猟シ、七科中最モ力アル科アリシ者

第三等　尋常ノ者

そして、教員長の「雇入」れは、左のように行うことを通達した（明治一三・一一改正による）。

十名以上教員ノ学校ハ、一等証明状ヲ有スル者

九名以下教員ノ学校ハ、二等証明状ヲ有スル者

五名以下ハ、三等証明状ヲ有スル教員ノ内一名、教員長代理トシ、教督の管理外ト可相心得

七戸小学三等助訓となっていた中村至は、同年七月二七日、二等証書を授与されているから、この時点で教員長に就任したものと考えられる。したがって、これ以降は教督の管轄を離れ、独自の学校経営がなされていっ

た。教員長は、明治一四年一二月で廃されることになるから、これも短命な教督制度であった。

第七節　学資金戸課制と学田

「学制」にもとづく学校が創設されはしたが、当時にあっては、学校経費に対する裏付けは、全くなかったといっていい。そもそも「学制」は、学校経費の設置者負担主義をとっていた。「凡学校を設立シ、及之ヲ保護スルノ費用ハ、中学ハ中学区ニ於テシ、小学ハ小学区ニ於テ、其責ヲ受クルヲ法トス」それは、「教育ノ設ハ、人々自ラ其身ヲ立ルノ基タル」ものであったからである。「然レトモ、方今ニアッテ人民ノ智ヲ開クコト極メテ急務ナレハ、一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ、時勢未タ然ル可カラサルモノ」があるので、小学扶助委托金を国庫から支出するとした。

つまり、学校経費は、

(1)　生徒授業料

(2)　学区内集金

(3)　扶　助　金

によって、支弁されたわけである。七戸小学では、明治七年に受業料月額六銭五厘～一銭が徴収されているが、明治八年以降、一二年まで受業料なしとなっている（授業料でないことに注意してほしい）。

国の補助である扶助金は、生徒一人につき、わずかに九厘であった。実際には、次のように配当されている。

明治七	二三三名	八八円五八八	（一人当たり　年三八銭）
〃八	二八二名	二五八円五一一	（〃　〃九一銭三厘）
〃九	二七二名	九二円三一〇	（〃　〃三三銭九厘）
〃一〇	一九一名	（不明）	
〃一一	（不明）	（〃）	
〃一二	一五三名	九円三五〇	（〃　〃六銭一厘）

この間の経常経費が記されてないが、明治一四年度歳費は、六七八円ほどだから、仮に五〇〇円としても、とうてい扶助金でまかなえるはずのものでなかった。

したがって、学校経費の大部分が学区内集金にたよらざるをえず、県では、明治六年一〇月九日付で「学資献納」について通達をだしている。

今般、小学校設立ニ付テハ、各区内有志之者共、入費金差出候者モ有之由相聞、右者殊勝ナル儀ニテ、多寡ニ因リ夫々御褒賞モ有之儀候条、自今右ハ多寡ニ不拘、何学校へ献金致度旨願出候様可取計　此旨相達候事

但是迄差出候者有之候ハヽ、現今可申出候事

七戸でもむろん学資金献納があったことが、明治七年の盛田与左ヱ門『歳中日記』にあらわされている。

十一月廿四日　半晴　旧十七日

学校ニ資本として三円奉献候御賞詞頂戴、御奉書文意略之　市中之者ニ一統御賞詞有

十二月一日　晴　旧十月廿三日

今日、在方、学校資本金献納御賞詞下る

七、八年度の学区内集金について、「区長大芦顕三ハ、能ク人民ヲ奨励シテ学事ニ向ハシムルヲ以テ、担当ノ区内七戸・野辺地等ノ各学校ハ、已ニ積金二千円以上ニ及ヘリト云フ」（明治八『督学局年報』）とあり、七戸では学区民が非常に協力的であったことがうかがえる。小学校の費用が、民衆への過重な負担となったため、全国的に、学校に対する強い不満・反感が人々の間に生まれたことを考えると、上北の場合は特異な例ともいえるが、それだけ学校教育に期待するものがあったといえるだろう。

しかし、「已ニ有志富豪輩、夫々寄附献金ノ挙アリト雖トモ、元ヨリ有限献金等ヲ以テ、無限永続ヲ謀ルヘカラス」（明治八『管内布令留』）ことも事実であった。そこで、県では、明治九年四月『賦課法』を制定し、学校経費の確保にあたろうとした。これは、教育費・弊察費を含め戸課金として、毎月三銭ずつを各戸から徴収するものであった。

学事賦課ノ法　明治九年四月　始メテ賦課法ヲ設ケ毎戸之ヲ課スルノ法トス　其金額大凡壱万円（自四月至十二月）アリ　不足ノ資金ハ分限割ヲ以テ各学区別途ニ賦課ス　然シテ之ヲ配当スルノ法　百戸未満ノ学校ハ一ケ月五円　五百戸未満ノ学校ハ同七円ト定メシガ　后更ニ其区ヨリ収入スル金額ハ該区学校ニ配当スルコトヽシ　収入ノ時々区務所ヨリ配当セシム　但学校未設ノ区ヨリ収入スル課金ハ　区務所ニ預リ置　漸次

学校建設ノ日ヲ待テ渡サシム

（明治九『学事年報』）

このことに対し、竹村鬢翁はさっそく『便捷談話』の中で、次のような反論を行っている。

学費ヲ戸数ニ課スル如ニ至テハ　我輩之ヲ可トスル能ハズ　竹篠ヲ以テ柱トナシ麁朶ヲ束テ壁トナシ茅蘆ヲ結テ雨露ヲ覆ヒ　家ニ蓄積ノ粮ナク身ニ纏フ可キノ服ナク　一日ノ費銭ヲ得テ以テ一日ノ飢ヲ凌キ　松根ヲ焼テ以テ一夜ノ寒ヲ凌キ　漸クシテ一日ノ露命ヲ全ウスルヲ得ルノ貧家モ一戸ハ即チ一戸ナリ　煉化ヲ積テ壁トシ大木ヲ削テ以テ柱トナシ　銅板ヲ張テ以テ雨露ヲ覆ヒ玻璃ヲ以テ窓戸トナシ　五層ノ高楼ニ住シ身ニハ綾羅錦繡ヲ纏ヒ　口ニハ山海ノ珍味ニ飽クノ豪家モ　一戸ハ即チ一戸ニシテ　所謂貧民ノ膏血ヲ絞テ教員ノ費ニ充ルノ状ナキ能ハズ　（中略）不動産ヲ有スル多キ者ハ概ネ是レ富有ナレハ　其子弟タル者ハ入校教育ヲ受ク　故ニ所有券面ニ分賦シテ学費ヲ徴集スルハ　其当ヲ得ルモノト謂フ可キナリ

結局、地域の実態を無視した一率の戸課金制は、わずか一年三カ月ほどで廃され、明治一〇年七月には、徴収額・徴収方法とも学区内の実情に応じた、任意徴収方式が採用されている。

この点でも、「七戸小学ハ、毎年三百円余ノ学資ナル戸課金ハ、ワズカ百四、五十円ニテ、トカク不足ナリシガ、近ゴロ有志者ガ寄付セシ金高ハ二千円バカリデ、利子ト戸課金デ維持ハ大丈夫ダト」（『北斗新聞』明治一一・三・二八）といわれているように、やはり有志の寄付献金がなくては、学校の維持が困難だったのであり、恒常的な教育財源の確保からすれば、なお多くの課題が残されていた。

そうしたことから、教育費の安定した収入をはかる手段がもとめられなければならなかった。「教育ヲ振興セントスレドモ……之カ費用モ亦夥多ナリ、是皆一時不得止ノ出途ニ係ルモノト雖トモ、民力ノ疲弊目撃スルニ耐ヘス」だから「学資徴集ノ方法ニ至リテハ、実ニ民情ノ如何ヲ顧慮セサルヘカラサルナリ」との認識にたって、戸課金制度にかわるものとして、明治一一年より、「学田」事業に取組むことになった。

学　田　著　手　法　（抄）

第一条　学田ハ小学維持ノ為メ設クルモノニシテ　一小学区ニ凡ソ一町歩ヨリ一町五段歩位貸渡スモノナレハ其学区数ニ因リ異同アルモノトス

第二条　該地所ハ人民ノ願ニ拠リ　内務省ノ許可ヲ得無借料ニテ貸渡シ　追テ成功ノ上無代価ニテ付与シ永ク其有権ヲ保持セシム

第三条　学田ヲ管理スル支配人ヲ置キ（一学区ニ二三名乃至六七名ヲ置）　之ヲ学田係ト称ス　其撰挙法ハ郡長学区取締ヨリ人撰申稟シテ　県庁之ヲ命スルモノトス

第四条　学田係ハ俸給ナシ　各自義務ヲ以テ之ヲ負担スト雖トモ　勉励衆ニ抽ツル者ハ学区ノ協議ニ依リ収利金ヲ以テ適宜給料ヲ支給スルコトアリトス

第五条　学田ハ可成丈ケ人夫ヲ要セス手数ニ渉ラス　仮令二三年其収穫ヲ見サルモ　到底収利多キ植物ヲ撰フヲ緊要トス

第六条　学田ハ可成丈ケ聯区内共耕スルモノトス　但シ小作人ニ付スルモ協議ヲ以テ定ムルモノトス

第七条　耕夫ハ大凡一ヶ年一戸一人　五六日或ハ二三日労役ヲ勉ムルモノトス

（以下略）

学田開設は、官有地の開墾を基本とするものであるが、七戸ではまず共有地をもって、「学田興設」をはじめたことが、次にかかげる文書に明らかである。時は明治一一年六月。場所は不明。

記

七戸村中供（ママ）有地

一、来ル十日ヨリ、学田畑開墾着手ニ付、左之通、受持村々壱戸壱人ツヽ差出可申事

但　午前八時ヨリ

一、十日　　弐百十七人

内　鋤　持　　九十人　男

鍬　持　　九十人　男

豆　植　　三十七人　女

但　ハケゴ并鎌持参スヘシ

（『三沢市役所所蔵文書』）

具体的な資料は、これ以外には皆無であり、七戸小学学田係についても、同年一二月一九日に工藤轍郎が任命されているほかには、人数・姓名とも不詳である。

したがって、学田経営のその後の推移は、上北郡全体によって知ることができる。これを所有別にみると、上北郡下では、

	人民寄附段別	官有地出願段別
明治一一	一三町九反六畝一九歩	八〇町〇反〇畝一二歩
〃　一二	五町三反二畝〇三歩	五二町〇反五畝一二歩
〃　一三	（郡別不明）	（同　上）
〃　一四	五町四反六畝〇二歩	一二一町六反一畝〇七歩

明治一一年度は、人民の申告のまゝに、学田帳簿に登記したが、以降は、「成規ニ拠リ貸下難キ」官有地があり、また「事情ヲ以テ可納スヘカラサル」民有地があったので、許諾をはっきりさせたため統計に大きな差ができたとある。だがそこに、かえって学田経営の実態がしめされているともいえる。いったいに官有地の多くは、「素ト人民ノ抛擲廃棄スル畑ト原野ニ過キ」なかったから、やはり初めはどの学校も、いくぶんでも利益のあがりそうな民有地が対象になったと考えられる。

第五表　上北郡、学田段別・収穫金一覧表

年度	校数	合段別	水田段別	陸畠段別	樹林段別	未開段別	収穫金
明治11		九三町九反七畝〇一歩	一八町八反七畝〇九歩	一七町〇反一畝一五歩	……町反畝歩	五八町〇反八畝〇七歩	五一八円一一銭三厘
〃12	一三	五七・三・七・一五	二・一・三・〇六	二八・二・〇・〇三	……	二七・〇・四・〇六	二七四・二五・〇

〃 13							
〃 14	二四	一	一二七・〇・七・〇九	六・八・〇・一八	二四・九・〇・〇一	三〇・〇・三・〇〇	六四・一・三・二〇	二五四・四三・七
〃 15	二五	一二九・二・四・〇六	九・三・二・一二	三二・三・八・〇一	三九・六・三・一九	四七・九・〇・〇四	三三〇・八六・八
〃 16	二五	一二九・四・〇・〇六	一一・一・〇・二二	三三・〇・六・〇一	四〇・〇・一・一九	四五・二・一・二四	六八・八九・一

註　空白は不明

（各年度『学事年報』）

県の算定は、「百戸ノ村落ハ人口五百、内学齢八十名ヲ有スルノ地方ナレハ、学資金ヲ要スル二百円ト定メ、此金員ヲ学田ノ収益ニ得ントスレハ、中等ノ水田ノミトシテ凡ソ四町（壱段得米六斗ト算シ之ヲ五円ノ代価トス）ナリ、之ヲ学田所有田地ノ極度トス、又中等ノ畑地ヲ所有スルトセハ、例シテ水田ノ倍数即チ八町ヲ要シ」（明治一二『学事年報』）となっている。この基準を七戸小学に適用してみると、明治一一年頃は『陸奥国上北郡村誌』には、

七戸村戸数　七二一　　人口　四二一七

とあるから、学齢人口六七〇人ほどになる。したがって学資金は一六〇〇円を見込まなければならない。そんな過大な目標はとうてい望むべくもないことで、これを実際の就学数でとらえても、明治一二年は在席生徒数一五三だから、学資金はおよそ四〇〇円、明治一四年生徒数二〇一に対しては、およそ五〇〇円となる。

これでは、上北郡全体の収益金をもってしても、七戸一校の維持すらおぼつかないことになる、結局、学校経

費の幾分を補うにとどまったにすぎない。しかも学田は、「其区民ノ衆力ヲ役シ」、「大凡一ケ年一戸一人、五・六日或ハ二・三日労役」に従事しなければならなかった。目的は、これによって「学費徴集ノ法ヲ廃スルノ見込」みで出発したが、現実には戸課金を納め、なおその上に労役奉仕をするなど、民衆にとっては過重な負担であった。学田の収穫が、その負担にみあうものならともかく、労苦に答えるものにはなっていなかった。

そうしたことは、早晩、学田が見切りをつけられる運命にあったが、学区では、それを植林地とすることで解決をはかろうとしたと考えられる。明治一四年度以降、樹林段別が急速にのびているのは、水田・畑作にくらべて、格段に少ない労力ですみ、しかも十数年後には、水田・畑作を上まわる収益が期待できることにあったのであろう。

上北郡下に六四校中（明治一六）、二五校しか学田が普及しなかったのは、水利の悪い原野が多かったことにもよろうが、労力を提供できるほどのゆとりもなく、かつ、学田経営に二重の負担を感じとっていた人民の抵抗があったのでなかろうか。

ともあれ、学田は学校経費の補充としての意義はもちえたが、教育令の規定によって、公立学校公費支弁は町村協議費によるとしたことをこえるものにはなりえなかった。しかし後に、学校植林となって受けつがれていく母体となるものであった。

すでに明治一二年三月、県では「町村会規則」を公布して、小学校費は町村協議費を基本財源とすることと達していた。

第八節　五年十級制と試験による学事奨励

青森県が、「教育令」の先取りともいわれる「五年十級制」を採用したのは、明治一二年三月三一日であった。「教育令」は、同年九月「学制」を廃して公布されたもので、「それは、文部省がいちいち地方人民の教育に指図・干渉することは正しくない、国民教育は学校の設置・廃止も教育方針の決定もすべて地方人民の手によって自主的に行われるべきものである。文部省は全国教育の事情を明らかにするために統計や調査を主とすべきだ、という趣旨のフランス式の干渉主義からアメリカ式の自由主義への改正であった。」（岩波講座『現代教育学5』日本近代教育史）。そこでは、「公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス、土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ、四箇年ヨリ短クスヘカラス、此四箇年ハ毎年授業スルコト、必四箇月以上タルヘシ」となっている。東北各県でも、それぞれ地域の実情に応じて、教則の改定を行っていた（岩手五カ年、秋田八カ年・六カ年・三カ年、山形六カ年）。

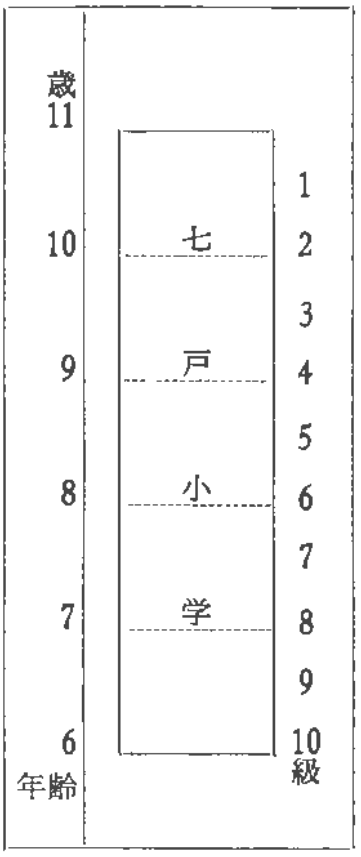

第二図　五年十級制の七戸小学
（明治一二～一四年）

この頃の七戸小学の構成は、左の通りである。なお明治一四年度の教員数七の内訳は、訓導三、授業生四

となっている。

第六表　明治一二～一四年度　七戸小学一覧表

年度	学校家屋	学期年数	授業日数	教員 男	教員 女	生徒 男	生徒 女	日々出席平均	首座教員
明治12	古公	五ヶ年	二八〇	五	一	一一四	三九	……	中村至
〃13									
〃14	木造平屋	五年	二七三	七	〇	一六〇	四一	一四四	中村至

註　明治一三年度は統計資料不明

（『公立小学校表』）

五年十級制当時の七戸小学については、わずかに次のような記録がある。元老院議官佐々木高行は、天皇の命を奉じて、東北各県を視察したが、七戸には、明治一三年二月一一日当着している。随行日誌である藤田一郎『奥羽記行』（宮内庁図書寮蔵）には、

議官ハ午後三時ヨリ本村ノ小学校ニ臨ム、次朝随行ス（細田次朝日誌）議官学校ニ至ル、教師出テヽ之ヲ迎フ、議官教場ヲ巡視ス、終テ生徒四名ヲシテ講義ヲナサシム、議義中等ニ居ル、其レヨリ女生徒ノ裁縫ヲ見ル、其術甚タ工（たく）ミナリ、終テ出ス、本校ハ生徒百六十名ナリ　以上

とあり、これと同じ記事が『青森新聞』（明治一三・二・二四）にもみられる。

去ル十一日、佐々木議官ニハ七戸ヘ着サレ、学校・郡役所・警察署ヲ視察シ、中小学校ノ額面ナド揮筆サレ、小学生徒ヲ試験セシウチニ最モ優等ナリシハ、茂山てつ（十一）ニテ、同所学校ノ裁縫科ヨリ生徒ノ細工物ヲ呈セシトゾ

翌一四年八月二六日、天皇巡行のおりにも、七戸小学女生徒より裁縫細工物が天覧品として供されているところよりすると、この頃は、女児の就学率をたかめるためにも裁縫がさかんにおこなわれており、それにこたえる女児のなかには、すぐれた技能を持つ生徒が多かったのだろう。

明治一四年度の級別人数をみると、当時の学校の状況がよくうかがわれる。

第七表　明治一四年　上北郡小学校生徒年級表

	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	総計
六歳未満 男							一		五	二九	三五
六歳未満 女									二	七	九
学齢 男	九	二一	三七	四〇	八六	一一四	一九〇	一二九	二二二	三八二	一、二三〇
学齢 女		三	八	九	一二	一三	二三	二三	二七	五二	一七〇
十四歳以上 男		四	七	六	一五	九	一一	三	八	五	六八
十四歳以上 女				一							一

受持教員											
男	三	七	八	一三	二六	二八	三五	三七	四六	四一	二四四
女							一				○

註　受持教員は、のべ数を表し、実際の現員は七九人である。

学齢期（六～一三歳）の児童ばかりでなく、六歳未満の幼児とともに一四歳以上の生徒も一緒に学んでいることになる。「学制」においても「教育令」にあっても、いまだ就学の義務制が確立していたわけでなかったから、異年齢集団でしかも能力の程度によって編成された学級、それも多くは複式が支配的であった学級において、学習していた。だから、上級に至るほど人数がへっているのは、「凡児童学齢間、少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」（『教育令』）とする期間を終了したことばかりでなく、試験の成績・進級できなかったことなどへの屈辱感は、今のわたしたちには想像できないほど強く、そうしたことや経済的な理由によって、学業を中途にしなければならない者が多かったのである。

ところで「学制」以来、教則とともに必ず試験則があった。一級進級するごとに試験をともない、これを「小試業」とよび、全課程を終了し卒業する際の試験は「大試業」といっていた。いずれも学区取締等の立合のもとに、試験を行っていたから、担当教師にとって、生徒の合否が教師みずからの勤務評定につながるものであった。

明治一一年一月では、定期試験（小試業）の割りふりは

二月、八月　　七大区（上北郡）市街（野辺地・七戸・三本木）

四月、十月　　七大区（同）村落（右地区以外）

となっていて、日割りは郡役所からの指示にしたがって、行われている。

しかも、この定期試験の成績いかんによって、小学補助金の配分が定められていた。明治一二年度では、七戸小学の場合は次のようになっている。

第八表　明治一二年　文部省補助金配当一覧（七戸小学分）

期	試験人員	及第人員	劣科及落第人員	教員給料額	試験人員ニ割合タル補助金額	及第人員ニ割合タル補助金額	給料高ニ割当高	合計
上半期	一二四	一〇七	一七	……	六、二〇	一〇、七〇	……	一六、九〇
下半期	一〇六	六七	三九	二二三、九九〇	一〇、九八二	一〇、六五四	一〇、五一七	三二、一五三

註　上半期は『青森県布達綴』（弘前図書館）、下半期は『三沢市役所所蔵文書』による。配当割合は上半期で、試験者一人当たり五銭、及第一人当たり一〇銭、下半期ではこれがそれぞれ、約一〇銭・約一五銭となっている。

これでみると、合格率は

上半期　八六・二九パーセント　（七六・〇一パーセント）

下半期　六三・二一パーセント　（六五・一六パーセント）

となる。（　）内は上北郡全体であるが、それにしても小学生にとっては、かなり厳しい試験であったに違いない。しかし、及第・落第によって補助金に差をつけるのは、どんなものであろうか。一時的な学力向上となりえたかもしれないが、それは、学ぶことを単に試験に合格できればよいとする、目的をはき違えた安易な学習の堕落につながるものであった。

その補助金も、西南の役による国庫財政窮乏から、明治一三年には打ち切られてしまうことになる。

それにもかかわらず、試験によって学力の伸展をはかることが、さかんにとられるようになっている。すでに明治一一年八月、県では「臨時聚合試験法」を設けているが、これは「各校ノ生徒ヲ最寄ノ学校ニ会集試験シ、優等生徒ニ賞典ヲ与フ」（明治一一『学事巡視功程』）というものであった。『野辺地尋常小学校沿革大要』には、「九月、一小区内小学校ノ優等生徒ヲ選抜シ、七戸村ニ於テ集合試験施行、助訓中村安之助・授業生橋本伊三郎、生徒十五人引率シテ出張セリ」と記されている。このことに関し、文部大書記官西村貞樹は、「此法学事ヲ勧奨スルニハ頗ル益アルト雖トモ、亦学業ヲ虚飾ニ流レシムルノ弊ヲ生センコトヲ恐ルヽナリ」（明治一一『学事巡視功程』）と疑問を呈している。

翌一二年六～七月、小学生徒聚合試験の成績のうち、上北郡の分は次の通りである。

	校数	集合場数	試験生	賞与生	甲賞	乙賞	無賞生
上北郡	三一	七	三六二	二六三	一七三	九〇	九九
県全体	三三四	五二	四、五五三	二、六〇四	一、七四一	八六三	一、九四九

明治一三年度は、聚合試験こそ行われなかったが、官員を派遣しての視察試験がなされている。

	校数	試験生	一等賞	二等賞	例外賞	無賞
上北郡	四一	六九二	一一五	五四	—	五二三
県全体	三一〇	一万五七六五	一八八九	一六二九	九七	一万二一五〇

この後も、定期試験以外に、学事奨励試験といい、あるいは臨時試験と称して、明治二一年あたりまで継続している。それについて、県では「父兄向学ノ心ヲ喚発セシムルノ効、頗ル多シ」と自賛しているが、ますます重くなる重税にあえいでいる人民の、はたしてどれだけが向学心をかきたてたであろうか。試験の成績によって賞を与えるのは、子どもらに競争心をうえつけることはできても、本来の教育とは異質のものであった。

第九節　教育令と学務委員

明治一二年九月二九日制定の「教育令」は、日本ではめずらしい自由主義的傾向をふくんでいた。「自由教育令」と評された、その内容的特徴は、

(1) 学校設置は、町村ごとに行う。
(2) 学区取締にかわる、公選制の学務委員をおく。
(3) 就学義務年限を、少くとも四ヶ年とした。
(4) 学校費用は、設置主体の支弁とする。
(5) 教則は、各学校の選択にまかせる。

などとなっていた。これは、自由民権運動の昂揚をまえに、中央集権的・強制的な政策の行きづまりの打開をはかったものであった。それはまた、学制の構想があまりにも国民の生活実態とかけはなれていたことの、現実的

な適応でもあった。

学務委員は、アメリカの教育委員会制を範としたといわれ、「町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメ」、「児童ノ就学・学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ル」ために設けられた。

青森県では、これにもとづく対応に苦慮したとみえ、

明治12・11・19　町村学務委員選挙法（一二月一二日、一部改正、翌年二月、選出を見合せるよう通達）
〃　13・2・12　（更生）学務委員選挙法
〃　13・3・25　学務委員職務仮章程
〃　13・5・13　学務心得（六月七日、加除、一部改正）

と、めまぐるしくゆれ動いていることが分かる。

「学務心得」は、「教育令」実施上の手続きを定めた基本規定となるもので、一〇章七四条におよぶ。

第一章　就学之事

第一条　……男女ノ別ナク満六年ニ至ルモノ……就学ヲ促ス可シ

第四条　……尚就学セシメサルトキハ……教育令第十五条ニ背ク旨ヲ以、警察官ニ告発ス可シ

第二章　学校設置及廃止ノ事

第三条第五款　教員巡回ニ因テ教授スル学校ハ、一ケ年都合宜シキ季節ヲ選ミ……或ハ一ケ月……五六月カ資力ノ及フ所ニ因テ、開業時期ヲ定ムルコトトス

第三章　学校保護ノ事

第三条第一款　公立小学校ヲ設置スルハ、学務委員ノ主掌調理スル所ニシテ、県令之ヲ可否ス……

第四款　公立小学校ノ事務ハ、学務委員之ヲ管理スト雖モ、校内ノ庶務ヲ弁理スルモノハ、事務掛ヲ置キ、之ニ委任ス……

第五款　公立小学校ノ教則ハ、学務委員・教員長之ヲ編成シ……

第八款　公立小学校ニハ、必ス教員長一名ヲ置クヘシ……

第四条第一款　公立小学校ノ費用ハ、町村会ノ議決スル処ニ任ス、故ニ其費用ハ町村公費ノ負担支弁スル処タルコト……

第四章　教則編制ノ事

第三条　公立小学校ノ学期ハ……八ヶ年ト定メ、而シテ土地ノ情況ニ随テ四ヶ年迄ニ短縮シ、又四ヶ年ハ毎年四ヶ月迄ニ減縮スルヲ得ヘシ……

第五章　校則ノ事

第十条　生徒授業料ハ、……学校ノ便宜ニ因ルヘキ勿論ト雖モ、公立小学校ニ於テハ、可成丈ケ収入セサル方ヲ可トス……

第六章　教員関係ノ事

第七章　学校建築ノ事

第八章　学齢簿ノ事
第九章　学事年報ノ事
第十章　数町村聯合学務弁理ノ事

以上にみるように、学務委員の職務は広範囲にわたり、あるものは県の認可を得なければならなかったが、教員の任免など、かなりの権限を有するものであった。

公選学務委員は、年齢満二〇歳以上の男子で、その学区内に「本籍住居ヲ定ムル者」であればよく、選挙人も同等の資格だった。弘前では、「はじめ、学務委員を一種の名誉職と心得ていた土地の名望家たちは、さて学務委員に就任してみると、その仕事も煩瑣なことに驚いて、辞職するものが続出した」（『弘前市教育史』）という。

七戸村ではどうだったか詳らかにできなかったが、次のようになる。

第九表　明治一三～一六年　七戸学区学務委員表

	本校	分校	学務委員 有給	学務委員 無給	加員	一ヶ年職務取扱費	一ヶ年旅費	一ヶ年俸給総額
明治13	一		一					
〃14	一		一	〇				九六、〇〇〇
〃15	一	一	一	〇	一	九六、〇〇〇	〇、九五〇	九六、〇〇〇

明治16	一	一	一	〇	一	二、六八五	〇、八〇〇	九六、〇〇〇

（各年度『学事年報』）

明治13・4・8　工藤轍郎、七戸村学務委員当撰認定候事

〃　14・7・25　（新たに「学務委員薦挙規則」により選出することとあるが、不明）

〃　15・2・9　七戸村戸長佐野克定、七戸学区学務委員申付候事

〃　16　（不明）

〃　17・11・1　七戸村戸長佐野克定、七戸学区学務委員申付候事

〃　18・1・10　七戸村戸長高橋熙光、七戸学区学務委員申付候事

〃　18・8・12　（「教育令」再改正により、学務委員を廃し、その管掌事務は戸長において取扱うこととなる）

これにいくらかの解説を加えると、自由教育令のもとで、「学務委員は撰挙で任命されているだけに、これまでの学区取締や学校掛と違って、民意に心を用い、また教員のよき相談相手となった」（『弘前教育史』）といわれるほどだった。ところが、自由民権運動対策に呼応して、明治一三年一二月二八日、官僚統制の強化と儒教主義的教化を中核とした「改正教育令」が公布されると、学務委員の選挙制は、それまでの学区民から、「町村会員ニ於テ薦挙スヘシ」（『学務委員薦挙規則』）となって制限が加えられ、明治一四年一〇月五日には、戸長

は「学務委員ニ加ハリ其職務ヲ取扱フ」ことが達せられている。つまり選挙制とあわせて任命制が導入されていったことになる。このことについて、上北郡役役所学務係から戸長宛の文書（『三沢市役所所蔵』）に、戸長を学務委員に加えたのは、「学務委員ト共ニ其区域内ノ学務ヲ幹理セシムヘシ、ト云フノ意ニ外ナラス、故ニ学務委員ハ無論消滅スル義ニハ毫モ無之義ト、御承知有之可然候」といっているのは、両制度があいいれないことからくる混乱だった。

第九表中、「加員」とあるのは、戸長による兼務者を示す。選任学務委員について、最初には工藤轍郎が当選していたが、その後も継続して選出されたかどうかは、調査にいたらなかった。

学務委員の任務の一つに、学校経費に関することがあった。これは、学校経費の設置者負担主義からして当然であるが、この頃になってようやく、学校経費の歳入歳出が明らかになってきたのである。

七戸村の場合、村予算に対する学校経費の割合は不明だが、歳費は次の通りである。（　）は総授業料。

明治14	七戸小学		六六七円五一銭五厘　（二三円四二銭四厘）
〃 15	七戸小学	共通	一〇一九円六四銭五厘　（三〇円〇八銭四厘）
	川目小学		
〃 16	七戸小学	共通	一〇六八円九九銭四厘　（三五円八〇銭八厘）
	川目分校		

〃 17	七戸小学	共通　一二四八円九七銭七厘　（一八円八〇銭）
	川目分校	
〃 18	七戸小学	共通　二七三六円五五銭四厘　（ナシ）
	川目分校	
	野々上分校	

学校経費が、年々ふくれあがっていくようすがよく分かるだろう。しかも、文部省補助金・地方税補助金は明治一五年から交付が打ち切られているから、歳費のほとんどは、学区内協議金と授業料によって負担していたことになる。その他に学田収利金・寄付金がみこまれているが、主要財源となりうるものでなかった。授業料として、微々たるものであるから、学区内協議金に頼らざるをえないわけで、それは、戸数割・地価割・営業割によって賦課されていた。

時あたかも、デフレ政策、軍事費増大による増税、経済不況がからみあい国民生活を一層圧迫していた。こうしたなかで、学校経費のしめる比率が高くなることは、七戸の庶民にとっていかに重荷になっていたか。次のような記録に残されている。記録者は、七戸警察署詰巡査榎本喜三郎で、明治一五年一〇月のことである。

一、本月九日、当部内和田方面巡廻出張、其際各村ノ惣代伍長ヘ村ノ景況ヲ尋ヌルニ（中略）、豊良村ノ伍長野月太利ト申モノハ、此村ノ婦人男子ナトハ、沼ノ沢・野左掛村近辺ノ山林ヘ行キテ栗ヲ拾ヒ取リ、其栗ノ売レタル銭ヲ以テ、官ヘ上納金ノ幾分カノ補ヒニ致シタキカ故ニ、毎日野左掛・沼ノ沢此ノ両村

ノ近辺ノ山林迄ハ、二、三里余程トモ有之ル所ヲ通ヒテ、頻キリニ栗ヲ拾ヒ居ル（下略）

（『警察日誌』）

このような涙ぐましいほどの努力が学校経営をささえ、結果として学校の発展があったのである。一五年には風水害に見舞われ、一七、八年は凶作の年でもあった。明治一八年度に授業料なしとなっているのは、そうしたことが背景にあることを、見落としてはならないだろう。

第一〇節　川目小学と野々上分校の創立

明治一五年川目小学（現西野小学校）、同一七年野々上分校（現野々上小学校）が相ついで開校しているが、これはともに、工藤轍郎の開墾事業とむすびついたものだった。

工藤轍郎は、父隆太の意志をつぎ、「萩ノ沢ニ於テ自費開墾ノ為メ、反別四拾三町歩余下渡シヲ請願シ、許可ヲ得テ着手致シ居候処、耕作ノ目途一方ニテハ其業ヲ遂クル能ハス、爰ニ於テ轍郎儀牧畜ヲ加ヘント欲シ、萩ノ沢接続ノ地字和田川三等官山ノ内、反別百八拾町歩牧場地ニ拝借願済ノ上、牛馬ヲ飼立其利益ト培養物ヲ得ルトニヨッテ、開墾ノ事業モ大ニ進歩シ、爰ニ於テ萩ノ沢村ヲ創立」するにいたった。そして「戸数拾戸其人員七拾余口ヲ生活セシメ、牛馬ノ数洋和種合テ百弐拾余頭ヲ収養シ、萩ノ沢神社ヲ建立シ、小学分校ヲ建築、其生徒五拾余名既ニ就学セシメ」（明治一六・一・二五『開墾地所拝借之義ニ付副願』）たのであった。

西野小学校『沿革誌』では、同校の創立を明治一七年五月六日としている。ところがすでに、この明治一六年の文書に「小学分校ヲ建築」とあるのだから、それ以前であることは確かである。そこで各年度の『青森県学事年報』をみると、いずれも「設立年、明治十五年」となっている。ことに開校年にあたる明治一五年度年報には、

名　称　　川目小学　（註　一六年度年報では、川目分校になる）
校　舎　　木造西洋造　（註　同年報には一二坪）
学　期　　六ヶ年　（註　修業年限のこと、一七年以降三ヶ年になる）
授業日数　　五　（註　一六年は二七〇、一七年は二五一）
助教員　　男一
在席生徒　　男四四

とある。ここで注意してほしいのは、「授業日数、五」である。平年であれば二七〇日ほどあるはずなのに、設立した年には、五日しか授業を行っていないことになる。これは、その年度末の五日前に開校したものと考えられるだろう。当時、学期の始期・終期について改正があったばかりである。

前期　八月二一日～二月一五日（内冬期休業、一二月二五日～一月七日）
後期　二月一六日～七月三一日

この規則からすると、明治一五年度の終わりは、一六年七月三一日となり、先にあげた文書では、すくなくと

も一月には設立されているのでくい違いがでる。とすると、全国統一の形式をとる学事年報の性格からみて、一五年度の終わりでなく、明治一五年内の統計をしめしていることになる。したがって冬期休業の始まる前あたりに、つまり、明治一五年一二月二〇日頃、川目小学が開校した可能性がたかいといえるだろう。

最初は独立校として、「川目小学」と称したことが、『学事年報』に記載されている。翌一六年分校に変更され、「七戸小学川目分校」となる。校舎は「木造西洋造」となっているから、当時としては明るいモダンなものにうつっただろう。一二坪の小さな校舎であった。学期（修業年限）は、一五～一六年が六カ年、一七～一八年が三カ年であるが、設立当初から中等科に在席する生徒があったとは考えにくい。担当教師も「助教員」であるから、実際には初等科のみの三カ年で発足したものであろう。

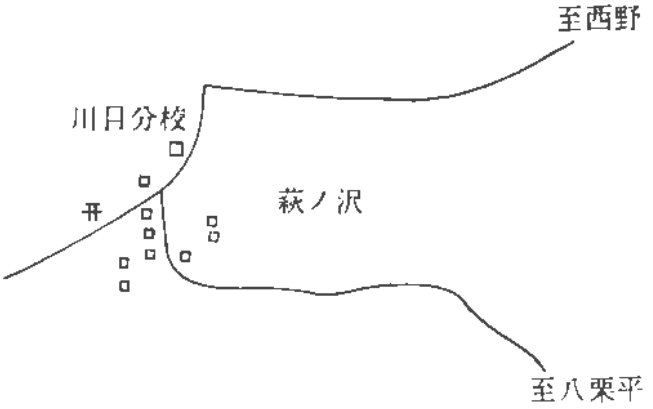

第3図　川目分校位置

西野小学校『沿革誌』には、年代不明のまま当時の教師名が記されている。

米内山源八　　浅野恒蔵　　高田龍馬　　弦木友之進　　石野清助

このうち、弦木友之進は清水目小学（現東北町清水目小学校）に、明治一四年四月～同三〇年三月の期間を勤務していることになっている。そうすると川目分校に奉職する余地がないようにも考えられるが、くわしいこと

は不明である。他の教師については、手がかりさえつかめず、まったく分からない。

野々上分校も、やはり工藤轍郎の荒屋平開墾にともなうものであるが、「其以前ニアリテハ、字中村某宅ニアリ、近村五、六カ村ノ重ナル有志ニテ私設、師ヲ雇ヒアリト云フ」（同校『沿革誌』）とある。

工藤轍郎は、「七戸町・大深内村両町村ニ跨ル通称荒屋平原野、反別三百八十二町歩及之ニ要スル灌漑水路、見町川ヨリ延長千七百拾六間ノ上水挙行ヲ企図シ、共ニ十六年一月起業ノ手続ヲ出願シ」「先ツ上水口ヨリ起工シ、官山前後ノ工事既ニ竣成ヲ告ケ」「一方ニ於テハ、右ノ疏水灌漑ヲ見込ミ、家屋ヲ新築シ農民ヲ移シ、馬耕ヲ利用シテ弐拾四町歩ノ水田及若干ノ畑地開墾シタルヲ以テ」「十七年、新墾ノ水田弐拾四町歩ノ内拾七町歩、移住民及近傍村民ニ於テ、同年耕種セリ」となった。ここにいたって「又十八年校舎ヲ新築シテ、七戸尋常高等小学校ノ分校ニ供シ、移住民ノ子弟并近傍村落ノ子弟ヲシテ就学セシメ」（明治三〇・一『工藤轍郎開墾事業調査書』）たのであった。

『青森県学事第十三年報』（明治一八年度）には、

名　称	七戸小学野々上分校	生　徒	男一一　女一
創立年	明治十七年		
学期年数	三箇年		
授業生若クハ助手	男　一		

となっている。そうすると、明治一七年と一八年のいずれが、創設年として正しいであろうか。『学事年報』

は、その当時の報告文書であり、「十八年校舎ヲ新築シ」というのは、後年に書かれたものである。となると、『学事年報』の「創立年、明治十七年」は、別の資料により誤記であることが証明されない限り、これを正しいとしなければならないだろう。しかしそれならなぜ、一七年度の『年報』に掲載されていないのだろうか。

これを勘案してみると、次のようになるだろう。つまり、明治一七年において「校舎ヲ新築シ」県の許可を得ていた。ところが、年の暮もせまっており、学校は冬期休業（一二・二五～一・七）の期間になっていたので、開校は一八年になったのであろう。開墾事業調査書の「十八年校舎ヲ新築」は、校舎を一八年に新築したということでなく、新築した校舎を「分校ニ供シ」開校した年が、一八年だということを示していると考える。月日について『沿革誌』は、「明治十七年春」の春を消して、「五月五日」と書き加えている。しかしこれは、明治二〇年野々上簡易小学校になった時点で、学校の始期が五月に定められたことに、引きずられて訂正をはかったと受けとれる。したがって当時の教育行政から判断すれば、冬休みも終わる新年一月を、春としてもおかしくないだろう。そうすると、野々上分校の開校は、明治一八年一月八日頃ということになる。

初等科三ヵ年だけであるが、女生徒一人が在席していることは注目してよい。

初期の教師には、『沿革誌』によれば、次のような人々があがっている。

米田義幸　　青木太郎　　工藤市郎

米田義幸は、七戸に私塾を開いた人であり、『七戸郷土誌』稿にも、「先生、明治十六七年頃六十九歳の老齢ニテ、今ノ荒屋平分教場ニ教鞭ヲ執リシコトアリ」と記されている。しかしこれまで述べてきたように、野々上

分校の開校はおそらく明治一八年一月であり、かつ米田義幸の没したのが、同年六月一日であるから短期間であるが、死の直前まで教鞭をとっていたのであろう。まさに生涯を教育にささげたといっても、過言ではないだろう。青木太郎については不明。工藤市郎は、明治一六年七月師範学校を卒業、天間館村中野小学に赴任している。『沿革誌』には、野々上分校在職期間は、明治一九年四月～二一年三月となっているが、確認できない。七戸本校にも在職しているが、後、上野尋常小学校（現上北町）校長となった人である。

工藤轍郎の開墾事業は、彼の生涯をかけた仕事であったが、その過程において二つの学校を創設させたわけである。それは轍郎の移住民保護についての信念ともいうべきものがあったからで、この点について彼は、次のように語っている。

開墾事業ニ於テ移住民保護ホド至難ナモノハナイ。即チ一家族ノ生命ノ安全ト、将来ノ生活ヲ保証シナケレバナラナイ。何レノ移住民モ衣食足リテ移住スルモノハ甚タ珍ラシイ。遠ク北海道ニ移住スル資力モナク、サリトテ最愛ノ故郷ニアリテ食フコトモ出来ズ、不止得移住スルモノ、不時ノ天災ニヨリテ破産セルモノ等、遊惰怠慢殆ント人生ノ落伍者ニシテ移住スルノモアルガ、自分ハ移住ノ当初ニ於テモ書面ハ勿論、口約モナク、只地主ハ移民ヲシテコノ地ヲ愛シ、此ノ地ニ食ミ此地ヲシテ墳墓地タルシムル観念ヲ養成スルコトニ努力スルノミアル。ソレガ為メ耕作ノ田畑ガ熟地トナル迄テ特別ノ恩典ヲ与フルハ勿論ノコト、飲食物、家屋、家具、農具ノ貸与、子弟ノ教育迄デ一ニ地主ニ於テ引キ受ケ、代リニ移民ノ労働力ハ寸分ノ仮借モナク努力セシムル方針ニ取ッテアル。然ラサレバ当地方ノ如キ劣等地ノ開墾成績ノ良好ハ望ムコトカ出来ナイノ

デアル。

（大正一一『開拓鍬下年期延期願』）

ところで、生活が困難だったのはけっして移民ばかりでなかった。既存村落の農民は、貧しいが上に貧しく、生活にあえいでいたことは、当時の記録にも明らかである。明治一二～一三年奥羽を巡察した佐々木高行は『復命書』の中で、次のように書いている。

七戸駅近傍ニ至ルヤ、人民貧寒見ルニ堪ヘス、褞袍ヲ□(欠)フテ烈寒ヲ凌キ、木ヲ焚テ以テ之ヲ囲ミ、居ルニ畳ミナク、寝ヌルニ夜具ナク、野菜ヲ採テ之ヲ蓄ヘ、稗粟ヲ混テ常食トシ、濁醪ヲ呑ンテ之ニ楽シミ、安然トシテ貧寒ヲ甘ンシ、怙トシテ以テ恥ル色ナシ、実ニ憐ムヘキ民俗ナリ。

こうしたことゆえに、また

曰ク上北郡、土地広漠原野多シ、其大ナル者ハ、野辺地及三本木ノ原野ナリ。人民質朴誠ニ純良ナリ。然リト雖トモ愚ニシテ、以テ事理ニ通セス、之レニ加フルニ文字ヲ知ルナク、多ク一丁字モ弁セサルガ如シ、其甚タシキニ至リテハ、自分ノ姓名モ知ラサル者アリト云フ。

といっている。

貧困は生活にのみ表れるのでなく、文化の面においても貧困だったのである。親の貧困、それはただちに子どもの貧困でもある。ついぞ文明の恩恵に浴することがなかった子どもらは、野生に近いままに過ごしていたことが、数少ない貴重な証言として残っている。

第二号

明治十五年七月　自十五日至三十日

注意報告

七戸警察署詰　榎本喜三郎

一当郡内村落巡廻之際　小児ノ遊ヒ戯ルヲ注目スルニ　多クハ裸体ニテ遊戯ルモノ多シ　是如何トナレハ暑中ナル故ニ熱サ(暑)ニ堪ヘ兼テ裸体ニテ遊ヒ居故ニ、小児向テ只衣服着セズニハ　幾分カ身体ニ害ヲ生ジル為メニ　説諭加ヘ様トスレバ　是レハ何事ト思ヒ四方八方ヘ散レ　影モ形モ姿モ見セヌ様ニ屈(ママ)レタル故ニ親共ヘ説トシケレハ速ニ小児ヲ呼寄セ衣服ヲ着セタレトモ　生等其場所ヲ立去リタル後ハ　毎之(前)如令(例)ナル可哉。

一七戸有数村ヲ巡行之節　能ク見・聞クニ　多ク小児等ニ於テハ　何ニモ知ラヅシテ不熟ク之果物ヲ食ヒ居故ニ　親共ヘ説トスレ共モ　然リ何ニ故ニテカ心ニフクマザル様ニテ　其事条ヲ概略シ解キ聞セタリレバ是レハ最モ之事ナリトテ　親共モ大ニ従ヒタリ　（『警察日記』）

もちろんこれは、官憲の手になるものであるが、いそがしさにかまけて、子どもらが放置されてきたことがよくわかるだろう。

こうした現実をふまえてみると、上北郡における学齢児の就学率の低さ、ことに男子のそれの低さが、あらためてうなずかれる。明治一六年度の就学率を比較すると、次のようになる。

	青森県	上北郡
男子	六〇・〇九	五二・四八
女子	一二・一三	一八・一四
計	三七・〇九	三五・九七

第一〇表　明治一六年　上北郡職業別学齢就学数・同割合

学齢	就学 男	就学 女	不就学 男	不就学 女	職業別計	同割合	庶業	農	工	商	労力	通計	就学	不就学	同計
庶業	七八	二八	二六	八八	二二〇	二・六三	七、二六二	一、八九一	三六	二一七	五六	二、二七八	五二・四八	四七・五二	六四・〇三
農	一、八九一	五五八	一、八八二	二、九三一	七、二六二	八六・八七									
工	三六	一五	三六	四六	一三三	一・五九									
商	二一七	一二三	二八	一二三	四九一	五・八七									
労力	五六	五	九二	一〇二	二五四	三・〇四									
通計	二、二七八	七二九	二、〇六三	三、二九〇	八、三六〇	一〇〇・〇〇									
就学不就学割合	五二・四八	一八・一四	四七・五二	八一・八六											
同計	三五・九七		六四・〇三												

第一一節　改正教育令期の七戸小学

一　初等中等科

明治一四年五月四日制定の「小学校則綱領」によって、小学校は、初等科・中等科・高等科の三・三・二制に

編制されることになった。これは改正教育令の「父母後見人等ハ、其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間、已ムヲ得サル事故ニアラサレハ、少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス」とし、「小学校ノ学期」すなわち修業年限は、「三箇年以上八箇年以下」と規定したことに対応したものであった。「学制」による下等小学四年制、あるいは青森県独自の五年制は、国民すべてが就学する課程として、当時はなお困難な実情であったといえる。そこで六歳から一四歳にいたる学齢期間中、少なくとも初等科三年だけは卒業するようにという意図が示されていたのである。

青森県においてこれが実施されるのは、翌一五年七月のことである。改正教育令第二十三条に、小学校の教則を実施するにあたっては、「但府知事県令、土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ、文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」とあったから、その編成にあたって、土地の情況・教則の斟酌増減・文部卿の認可等にてまどったものとみえる。七月一日制定の「青森県小学校教則」の初めの部分を次にかかげるが、まず、初等科・中等科の二科のみで、高等科を欠いていた。

青森県小学校教則

小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ　其学科等ノ区分ヲ定ムル左ノ如シ

第一章　小学校ノ区別

第一条　本県小学校学科ハ　当分初等科中等科ノ二科トス

第二条　初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス　但唱歌ハ当分之ヲ欠ク

第三条　中等科ハ初等科ノ学科ニ地理、歴史、図画、博物、物理、化学ノ初歩ヲ加ヘ　殊ニ女子ノ為メニハ裁縫科ヲ設ケ　市邑村落ノ情況ニ因リ男児ノ為メニハ農商工学ノ初歩ヲ設ク

但農商工科ハ兼修セサルモノトス

第二章　学期授業ノ日及時

第四条　学期ハ初等科及ヒ中等科各三箇年トシ　通シテ六箇年ト定ム

第五条　学科ハ総テ前期後期ニ分チ各半箇年トス

第六条　学年ノ始終ハ左ノ如シ

学年　八月二十一日ニ始メ七月三十一日ニ終ル

前期　八月二十一日ニ始メ二月十五日ニ終ル

後期　二月十六日ニ始メ七月三十一日ニ終ル

第七条　年中定例ノ休業日左ノ如シ

大祭日

日曜日

町村社祭日（学校アル地方ノ）

夏季休業　八月一日ヨリ同二十日マテ

冬季休業　十二月二十五日ヨリ一月七日マテ

以上

第八条　授業ノ時間ハ　第一年前期ニ於テハ一日四時三十分間毎週二十七時間トシ　同後期ヨリ一日五時間毎週三十時間トシ其表ヲ左ニ掲ク

（以下、第九条～第廿一条まで略）

これまでの教則に比べ、いちだんと小学校教育課程が近代化してきているが、ことに「修身」が筆頭におかれているように、徳育が重視されている。すなわち、儒教的皇国思想が文部省の中核となったことによるもので、すでに明治一二年「教学聖旨」にしめされているものであった。「教学聖旨」は明治天皇が教育の根本方針についての意見を、侍講元田永孚（もとだながざね）に起草させたものである。その内容は、「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ」で始まり、明治維新以来、西洋の文物をとりいれて効果をあげてきているが、「徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来恐ルル所終ニ、君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス」ことになっては大変だから、今後は「祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシ」、その上にたって、各自の能力に応じて学芸にはげむように、というものであった。

一方では教師に対しても、明治一四年「小学校教員心得」がしめされ、教員の内面にまでふみこんだ統制がおこなわれるようになった。その主旨は「小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ、普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆盛ニ係ル、其任タル重且大ナリト謂フヘシ、今夫小学校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ、人々ヲシテ身ヲ

修メ業ニ就カシムルニアラスンハ、何ニ由テカ尊王愛国ノ志気ヲ振起シ、風俗ヲシテ淳美ナラシメ、民生ヲシテ富厚ナラシメ、以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ、小学校教員タル者宜ク深ク此意ヲ体スヘキナリ」との前文によく表れている。

七戸学区では、この教育令期に二つの学校が創立されるが、当時の小学校一覧表・系統図は次のようになる。

第一一表　明治一五～一八年　七戸学区小学校一覧表

年度	名称	校舎	学期	授業日数	訓導 男	訓導 女	助教員 男	助教員 女	在席生徒 男	在席生徒 女	日々出席平均	授業料総額	歳費金額	学校長・主座教員
15	七戸小学	木造平屋	六ケ年	二七〇	三		四		二五	四三	一六四・六二	三〇円〇八四	一、〇一九円六四五	主座　中村　至
	川目小学	木造西洋造	六ケ年	五			一		四四		四一・二〇			
16	七戸小学	木造平屋一〇五坪	六ケ年	二七〇	六		二		二六	五六	一六三・三三	三五円八〇八	一、〇六八円九九四	主座　中村　至
	川目分校	同（新築）一二坪	六ケ年	二七〇			一		四四		一七・七七			
17	七戸小学	木造平屋一〇五坪	八ケ年	二七〇	八		一		二四九	五三	一七七・八〇	一八円八〇〇	一、二四八円九七七	主座　樋口　亮
	川目分校	同（新築）一二坪	三ケ年	二五二			一		四四		一七・三〇			
18	七戸小学		八ケ年		八		三		二六三	五二	一八七・八六		二、七三六円五五四	校長　佐田　正之丞
	川目分校		三ケ年				一		四四		一三・二〇			
	野々上分校		三ケ年				一		二	一	一〇・八六			

第四図　明治一五～一九年度　七戸学区小学校系統図

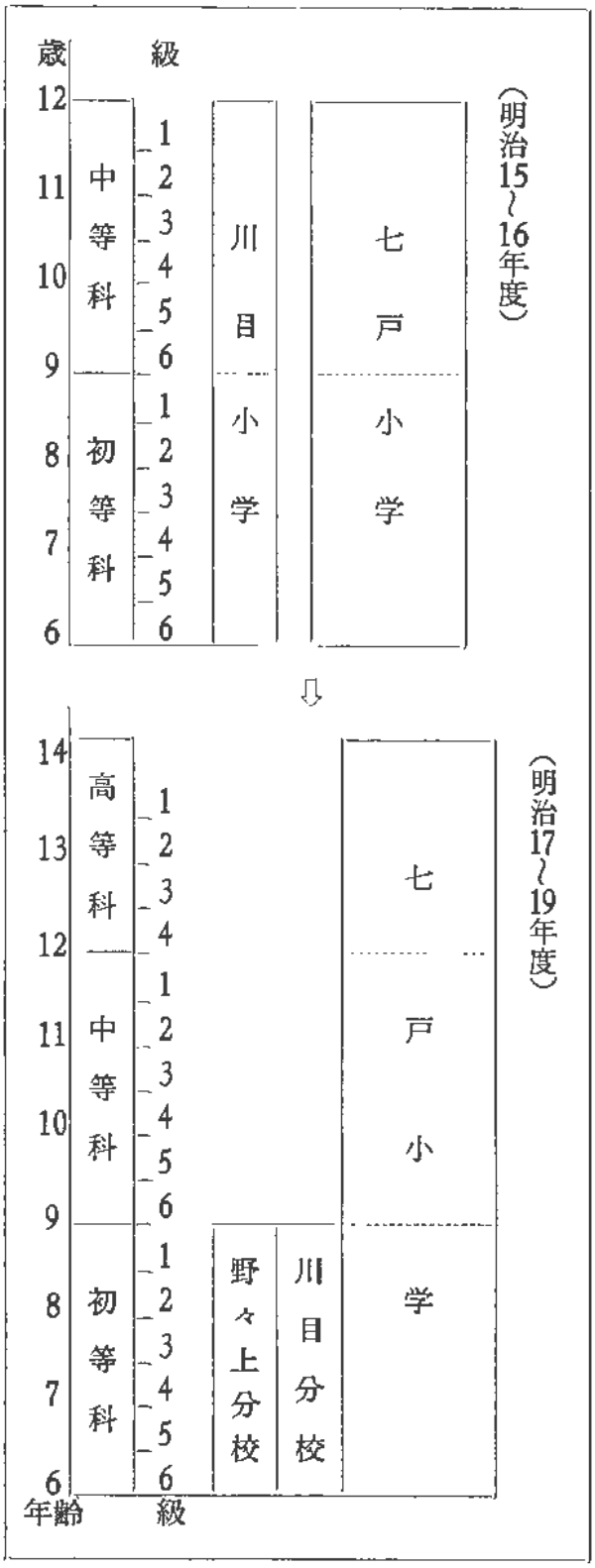

法令ないし教則の改正によって、確かに制度の充実がはかられていったことになるが、実際の教育現場では、とまどいと混乱をまねくことも多かった。この頃になると、小学校と「校」をつけるようになっているが、これは学校種別であり、校名は青森県下においては、いぜん「小学」と称していた。

二　高等科設置と校長

教育令期に、はじめて「校長」の職名が規程された。これは、明治一四年六月一五日、太政官達第五二号にお

いて府県立町村立学校職員の名称・准官等を定めたときで、青森県では、同年一二月一三日「町村公立小学校教員俸額」にしめされている。後の校長職と違って、学校管理責任の所在を明らかにするにとどまり、校長の職務内容・資格等については別に規定がなかった。『小川原尋常小学校沿革誌』によれば「明治十五年学区改正、一学区ニ校長一人ヲ置クコトニ制定セラレ」たとあるが、正式に任命されるようになるのは、明治一六年で、これは同年二月二三日「町村立小学校長、訓導、准訓導、助教員職務心得」制定以降ということになるだろう。これには「第一条、校長ハ校内ノ庶務ヲ幹理シ、諸規則ヲ執行スルヲ以テ責任トス」とあって、第一二条で「校長欠員若クハ不在ノ時ハ、首座ノ訓導其事務ヲ代理スルヲ得」ることになっていた。つまり、校長ないし校長代理を置くことになる。一六年度では、県下五三六校のうちわずか二四校に校長が置かれたにすぎない。上北郡では野辺地小学一校にのみ校長があったから、それ以外は校長職務代行者ということになるが、七戸小学は、当事主座訓導ないし教員長であった中村至が、学校管理者としての「校長代理」を務めていたことになる。

明治一七年、県では「八箇ノ高等小学校設置ノ区域ヲ定メタ」が、これは同年度の小学校表によれば、「青森・小湊・野辺地・七戸・三本木・田名部・大畑・川内」の八校で、他に青森県師範学校附属小学校があるのみだった。高等科が上北郡・下北郡に設置されるのはよいとしても、弘前・津軽地域、八戸・三戸郡地域に設置がなかったのは、いかにもふしぎな気がする。この高等科は、明治一五年一一月七日『青森県小学校高等科教則』によるものであった。

第壱条　高等科ハ中等科ノ修身、読書、習字、算術、地理、図画、博物、化学ノ初歩及唱歌、体操、裁縫ノ

続ニ生理、幾何、経済ノ初歩ヲ加ヘ、殊ニ女子ノ為メニハ経済ニ換ヘ家事経済ノ大意ヲ加フ、然シテ市街村落ノ情況ニ因リ、男子ノ為メニハ農商工ノ初歩ヲ設ク

但　唱歌ハ当分之ヲ欠キ、農商工科ハ兼修セサルモノトス

ここにみられるように、高等科は中等科の延長にすぎなかった。かつ、中等科の卒業者は、初等中学校あるいは師範学校予科への道がひらかれていたから、弘前に東奥義塾があるように、そうした学校が存在する地域では、高等科を必要としなかったものと考えられるのである。

しかし、中津軽郡への通達（明治一七・五・一九）には、「本町学区・土手町学区・和徳学区・亀甲学区・下町学区以上五学区以内ニ高等小学科ヲ教授スル一校ヲ置ク」とあり、『三戸小学校沿革誌』に「明治十八年一月、地方各町村連合ノ高等小学校、本校内ニ開校」とあることは、どう解すればよいのだろうか。

上北郡の三校に高等科が設けられたのは、各校沿革誌はいずれも、その時期の記載を欠くが、おそらく、上北郡公立中学校・七戸初等師範学校が廃校になった、明治一七年七月以降のことであろう。野辺地小学校『沿革大要』は、「元上北中学校図書器械ヲ、郡下七戸・三本木・野辺地ノ高等小学校ヘ分配ス」とのみ記している。

七戸小学に高等科が設置されると、首座教員ないし校長代理に樋口亮が任命されている。これは、ただ首席訓導が交替したということだけでなく、高等科生徒を指導する資格として、「小学高等科免許状」の所有いかんにかかわることであった。明治一五年に青森県が、「小学教則綱領」にもとづく小学校をまず初等科・中等科として発足させたのは、この「小学高等科免許状」の所持者がほとんどなかったからである。一五年三月一三日「青

森県小学校教員免許状授与規則」とそれにともなう達には、

(ア)　本県師範学校卒業生　――中等科教員

(イ)　同予科卒業生及本県ニ於テ教員証明状ヲ附与セシ者――初等科教員

とした上で、これらの中、上級教員を志望する者のために特別に試験を行う措置をとっていた。

樋口亮は、明治一三年二月、県師範学校本科を卒業しているから、(ア)に該当することになる。同一四年には、下北郡において、致道中学校の学校長と各小学校の教督を兼務、一五年から青森小学・同女小学首座ないし教員長であった。この間に「小学高等科免許状」を取得して、高等科設置にともなう七戸小学に配置されたものであろう。その後、樋口氏は県師範学校教員・郡視学・県視学を歴任しているが、師範学校三等助教に任命されたの

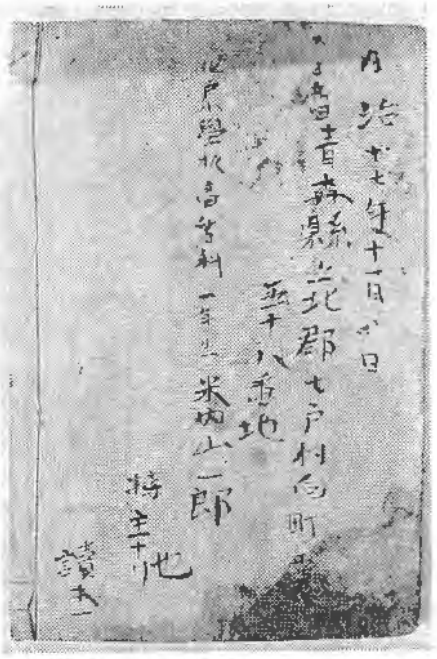

国語科「小学読本」、上は表紙、下は、明治17年の使用であることを示している。

は、明治一八年五月であるから、それまでは七戸小学に勤務していたことになる。

かわって、校長に登用されたのは、佐田正之丞であった。『沿革誌』では、佐田氏を主座としているが、「青森県学事第十三年報（明治十八年分）」の公立小学校表は、はっきり「学校長」と明記している。こうした点、『沿革誌』には不備が多く、ことに年月には誤りとみられる記載がかなりあって、初期の部分はほとんど信頼しかねる。

佐田正之丞については、上北郡公立中学校の項で述べるが、明治一九年度『上北郡学事年報』にも、上北郡内に校長が三人いたとあるから、佐田氏は一九年末あるいは二〇年二月ごろまで、七戸に勤務していたようである。

明治一六年から明治一八年にいたる、初等科・中等科・高等科の進級状況を、各年度の学事年報からまとめてみると、上北郡では第一二表のようになる。

第一二表　明治一六～一八年　上北郡小学校生徒年齢級別表

年度	年齢	高等科 第一級	高等科 第二級	高等科 第三級	高等科 第四級	中等科 第一級	中等科 第二級	中等科 第三級	中等科 第四級	中等科 第五級	中等科 第六級	初等科 第一級	初等科 第二級	初等科 第三級	初等科 第四級	初等科 第五級	初等科 第六級	通計
16	六歳未満 男																	
	六歳未満 女																	
	学齢 男				一		四	四	一六	三三	四九	四三	一六四	一八五	二一九	三七七	三六九	八〇六
	学齢 女							一	二	六	三	五	二七	二三	二七	五一	五七	五二七
	六歳未満 男													一		三	一〇	六五
	六歳未満 女															一	一	一八
	通計																	二、二七〇
	通計																	七二九

	17			18		
学齢	男	女	十四歳以上	男	女	十四歳以上
				一		一〇
				三		七
	二		一五	一		六
	八	一	一一	三		七
	七	一	四	一五		一〇
	一九	二	三	九	二	一二
	二九	三	九	六二	七	一七
	二八	四	一四	六四	八	一三
	九四	一三	二四	一〇九	一三	一九
	一〇六	一一	九	一二三	一六	一四
	一五五	二〇	五	一八三	二二	一四
	二一三	三六	一一	二五八	二九	三二
	二五五	三三	一二	二九四	四五	一二
	四七八	四五	三	三八九	四六	二九
	三六六	七三	八	三三三	八一	一六
	七二五	五二七	二七	六三九	四三六	三〇
	二、四八五	七六九	一五五	二、四九六	七〇五	二四八
	一一五	四				三九

明治一九年四月、「小学校令」が発布された。教育制度のあいつぐ改正により、「県下学事ノ状況ヲ観察スルニ、其変動ノ大ナル実ニ意想外ニ出ルモノアリ」（『学事年報』）と、とまどいと混乱の様子を記している。上北郡でも「野辺地・七戸・三本木ノ三校ハ、従来初等・中等・高等科具備ノ学校ニシテ、小学校令ニ拠リ未タ改正ヲ了セサル」（『上北郡学事年報』）というように、改革が困難だったことをもの語っている。文部省でも主旨徹底をはかるため、書記官を派遣していることが、『野辺地尋常小学校沿革大要』に記されている。「明治十九年十一月、是月文部省書記官西村貞巡回、七戸村ニ於テ郡下各学校長ヲ招集シ、改正教育令ノ方針ヲ演説ス。」

それにしても、教育制度の改正によって、「従来ノ小学校ヲ変更シ（中略）教員一同廃官トナ」った（『年報』）

のは、今の我々には理解に苦しむところである。これは履歴書にも記録されていて、小松平八郎は「今般学政改(ママ)正ニ付候而ハ、従来之小学校訓導ハ其在勤セル小学校ノ組織変更ト共ニ、其職務消滅候義被仰聞候事」と記し、篠田龍夫はたんたんと「三本木小学校廃校ニ付廃官」とのみ書いているが、身分保証のないまま、そうした不合理にたえ、それでもなお教職をすてることなく、じっとたえていく姿をみると、なんとも痛ましい気がする。

第三章　明治初期の中等教育

第一節　上北郡公立中学校

一　開校にいたるまで

学制の規定では、各中学区ごとに中学校を設置することになっており、その「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教フル所」であった。

青森県では、まず小学校教育の充実が求められてきていたが、小学課程の修了者がふえるにしたがい、中学校設立の機運がたかまってきた。明治一一年一月八日の県布達に、「今般青森師範内ニ中学科相設候」とあるのが、独立した学校の設置でないにしろ、中等教育への萌芽的な発足とみることができる。そして翌一二年には、

正式に青森上等中学校となり、九月八日、生徒募集を行っている。

上北においても、これに対応する中学校の設立がはかられている。すなわち明治一二年五月郡下数村連合会を開き、「本年十一月ヲ期シ、公立中学校一校ヲ設立スル事」が決議になり、予算が計上されるにいたっていた。こうした動きは各郡にあったことと思われるが詳かでない。しかし、青森に上等中学校を置き、各郡に下等中学校を設けようとする意図があったことは読みとれる。しかもそれは、まさに学制に基づく中等教育の一環だったのである。

青森県にとって不幸だったのは、それが文部省の認下を得ることができなかったことである。おそらく学制の改革に関連すると考えられるが、次の文書がその間の事情をいく分物語っている。

青森上等中学校入学志願之義　今般甲第百三拾五号ヲ以達相成候処　右教則之義　東京表より可相止筈ニ候へ共　今以到達無之　何レ県達次第可相止　且志願日限モ本月廿五日迄ト有之候へ共　三十日迄ニテ宜敷候旨　通知相成候条　為心得此旨相達候事

明治十二年九月十七日

上北郡々役所

（『三沢市役所所蔵文書』）

そして、明治一二年九月二九日の教育令によって、青森上等中学は「専門学校ト改称シ、来ル十一月廿日ヲ期シ開業候」となった。

一一月開校をめざした上北郡の下等中学校も、当然余儀なく変更がなされたであろうことは想像にかたくない。設置が決まっていたにもかかわらず、開校は翌一三年になっている。

郡第八号

這回公立中学校開設ニ付　同校入学心得別冊之通　該執事より申出　定員四拾名（私費生二十五名　補助生十五名）入学為致候筈ニ候条　右心得書第四条五条ニ照準　来ル廿一日迄ニ出願候様至急通知可致　此旨相達候事

明治十三年一月四日

上北郡々役所

公立中学校入学心得（抄）

第一条　本校ハ公立小学校ヶ漸高等ナル普通ノ学科ヲ教ヘ　県立専門学校ニ入ルノ門トス　因リテ小学全科卒業セシモノ及ヒ有志ノモノヲシテ　入学セシメントス

第二条　小学全科卒業ノモノ　又ハ現今小学ニ由ラサルモノニテモ　試験ノ上（三級生以上ニ均シキ）適応ノ学力アルモノハ入学セシムルコト　但試験科目左ノ如シ

一読物　日本地誌略　万国地誌梯梯

一作文　カナ交リ雑文　通常手簡文之内

一算術　四則応用　和算ヲ用ユルモ妨ナシ

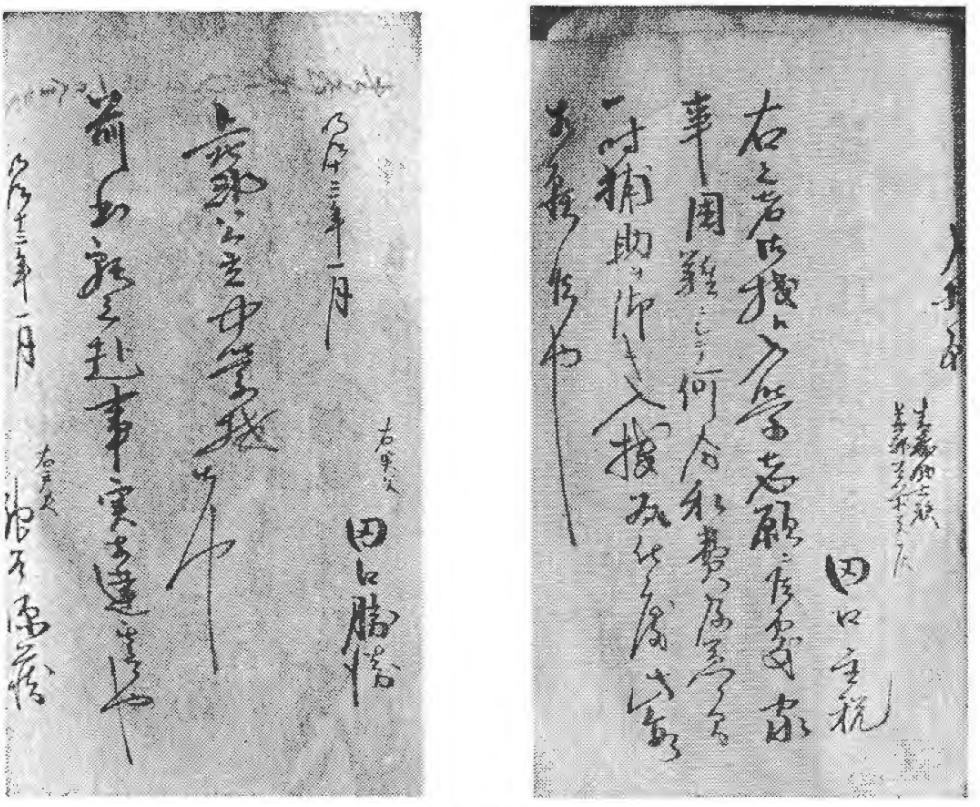

上北郡公立中学校への入学願

一習字　楷書　行書

第三条　生徒ノ学資ハ自弁タルヘキ筈ナレトモ物価騰貴ノ今日ニ際シ　困窮ニシテ学事篤志ナルモ入学スル能ハサルモノハ当分ノ内一日一人金五銭ノ割ヲ以テ補助シ　帰省等ノ日数ハ給セサルモノトス

第四条　自費生入学願書式（略）

第五条　補助費ヲ以入校願書式（略）

第六条　入学許可を得タルモノ　左ノ証書ヲ出スヘシ（略）

第七条　教則大意

一史学

一地学　化学

一物理并生理学

一数学

一作文　記簿（ママ）法

一修身談　経済政治
一習字
一図画

第八条　右課業一ケ年前後二期トス　満三ケ年ヲ以全科卒業ノ学期ト定ム
第九条　学業試験ノ義ハ　第五課吏員及ヒ師範学校長出張ヲ乞フコト
第十条　学級卒業ノ節ハ　証書ヲ附与スルコト

（『三沢市役所所蔵文書』）

この学事事務を担当していたのが「執事」で、

正執事　山田改一
副執事　工藤轍郎

の両人であった。執事は、まもなく「学務委員」と改称され公選となるが、やはりこの二人が選出され（八月二三日）て、引き続き学事を担当している。

校舎には、旧七戸城内の槙家が充てられ、「開業式」は三月九日午前一〇時から行われた。

開校にあたって、当時七戸村蒼前の諏訪家にいた一老人が、次のような感慨をもらしている。

第十八　中学校

昨九日開校、諸君祝言ヲ献ス、拙老敢テ規言ヲ献ス

詩曰「靡不有初鮮克有終」ト、嗚呼上ミ郡長ヨリ関スル、諸官䟽勉学ニ渉ルノ事ヲ報スルハ論ヲ俟ズ、傍ラ米価諸品ノ騰貴ニ畏縮セサルノ法方ヲ設立シ、永久此校ヲ保持シテ竜頭蛇尾ノ誹謗ヲ脱センコトヲ。教員努力俊士ヲ教育シ国家ノ用ニ備スルヲ以テ標準トナシ、小成ニ安セシメザランコトヲ。青年勉励業ニ附キ大器ヲ成就シ、国恩ニ報スルヲ以テ目的トシ、此ノ校ニ入ルノ責任ヲ失ハザランコトヲ。深ク冀望ス、而シテ此ノ席ニ上下スル毎ニ、必ス佐々木議官ノ「勉不倦」ノ額字ヲ拝誦猛省シ、拳々服膺センコトヲ要求ス、拙老辰ク昨日ノ祝宴ニ列スルヲ以テ、敢テ此ノ蕪言ヲ呈ス

十三年三月十日　　竹村鬚翁

（『諸書雑抄　五』諏訪家所蔵）

短文であるが、入校する青年によせる期待がしのばれる。

ここにみえる「佐々木議官」というのは、元老院議官佐々木高行のことで、当時奥羽地方の巡視を命ぜられていて、七戸には明治一三年二月一一日視察を行っている。その折もとめられて「中小学校ノ額面ナドニ揮筆」（『青森新聞二・二四』）したものである。

二　中学校の概要

こうして上北郡においても、中等教育への第一歩がふみだされていった。上北郡公立中学校について、各年度の『青森県学事年報』によってまとめてみると、次のようになる。

第一三表　明治一三～一六年　上北郡公立中学校

年度	校舎	学期	授業日数	教員	生徒	歳費	首座教員	備考
一三		三		男一	男三九		佐田正之丞	空白は記載なし
一四	木造平屋	三	二八〇	〃一	〃三一	一、〇五九円一六七	佐田正之丞	
一五	借家	四	二五〇	〃二	〃三八	一、四七九円三〇六	佐藤亀世	
一六	新築二階屋48坪	四	二五七	〃四	〃四六	一、六九八円一六七	佐田正之丞	

校舎は、槙家の建物が利用されたと伝えられている。文久二年（一八六二）、盛岡の名工建次郎の建築といわれ、「多分奥座敷と次の間を使ったと思う」（工藤祐司『翁草会誌』）という。明治一五年「議事堂兼中学校」として新築し、これに移った。「いわゆる赤学校で、今の法務局支所の所にあった。大体六七間四方の建物で、外側が赤く塗られていたので赤学校と呼ばれた」（同前）のだった。詳細は不明だが、平常は教室として使用し、郡会が開かれた際は議事堂となったものか、あるいは、二階屋を上下に分けて、一方を議事堂に一方を中学校としたのであろうか。当時としては、目をみはる立派な校舎だったようである。

修業年限は三ヵ年の「学期」で始まったが、途中四ヵ年に変更している。しかしこれは、単に年限を一年延長したというだけではない。次の第五図・第六図で示したように、中等教育の改革がなされているのである。すなわち、明治一二年の教育令では、「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」と規定しただけで、修業年限・教科など、各県の実情にまかされていた。それは「自由教育令」ともいわれたほど、自由主義的傾向を持ってい

第五図　明治一三年　学校系統図

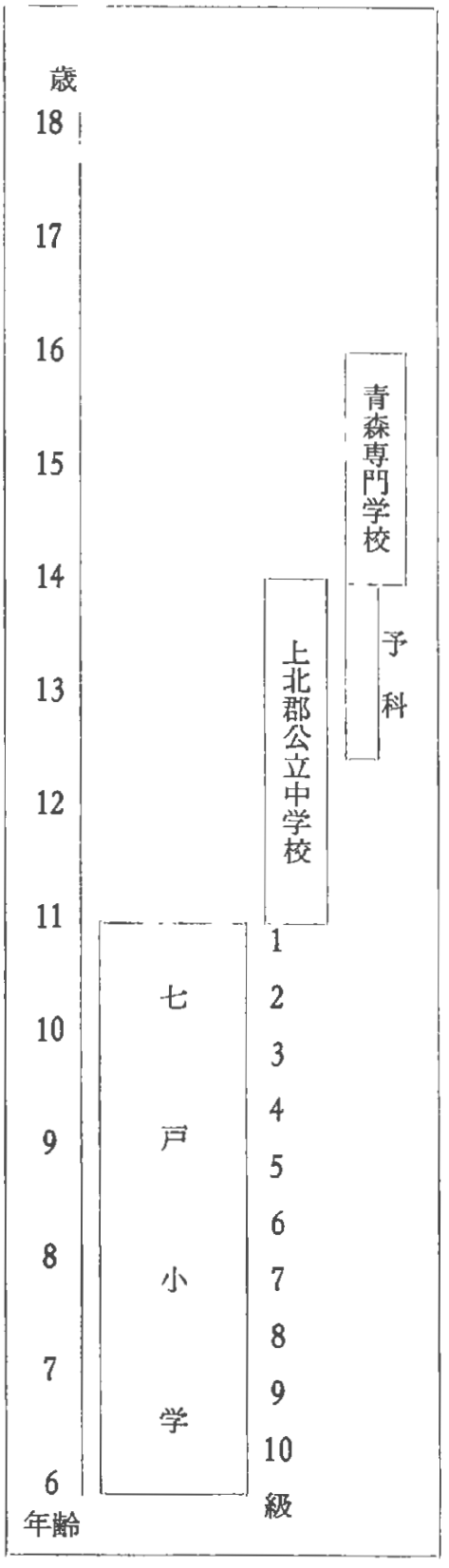

た教育令に由来する。それはまた、全国に広がりつつあった自由民権運動に対応するものでもあった。翌一三年の教育令改正は、自由民権運動に対する妥協的な姿勢を廃し、再び官僚統制にもどったのである。そして明治一四年の中学校教則大綱が公布され、中等教育も細かな規定を受けることになった。

そこでは、「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ、中人以上ノ業務ニ就クカ為メ、又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ、必須ノ学科ヲ授クルモノトス」となっている。上北郡公立中学校入学心得は、「小学校ヨリ漸高等ナル普通ノ学科ヲ教ヘ、県立専門学校ニ入ルノ門トス」と規定され、進学がその目的であった。ところが、中学校教則大綱は、小学中等科修了の段階で、中学校への進学者とひき続き小学校に在学する者とをふりわけることになった。中学校においても、卒業後職につく者と上級学校入学の者とを区別する二つの教育目的をもたせてい

第六図　明治一五年　学校系統図

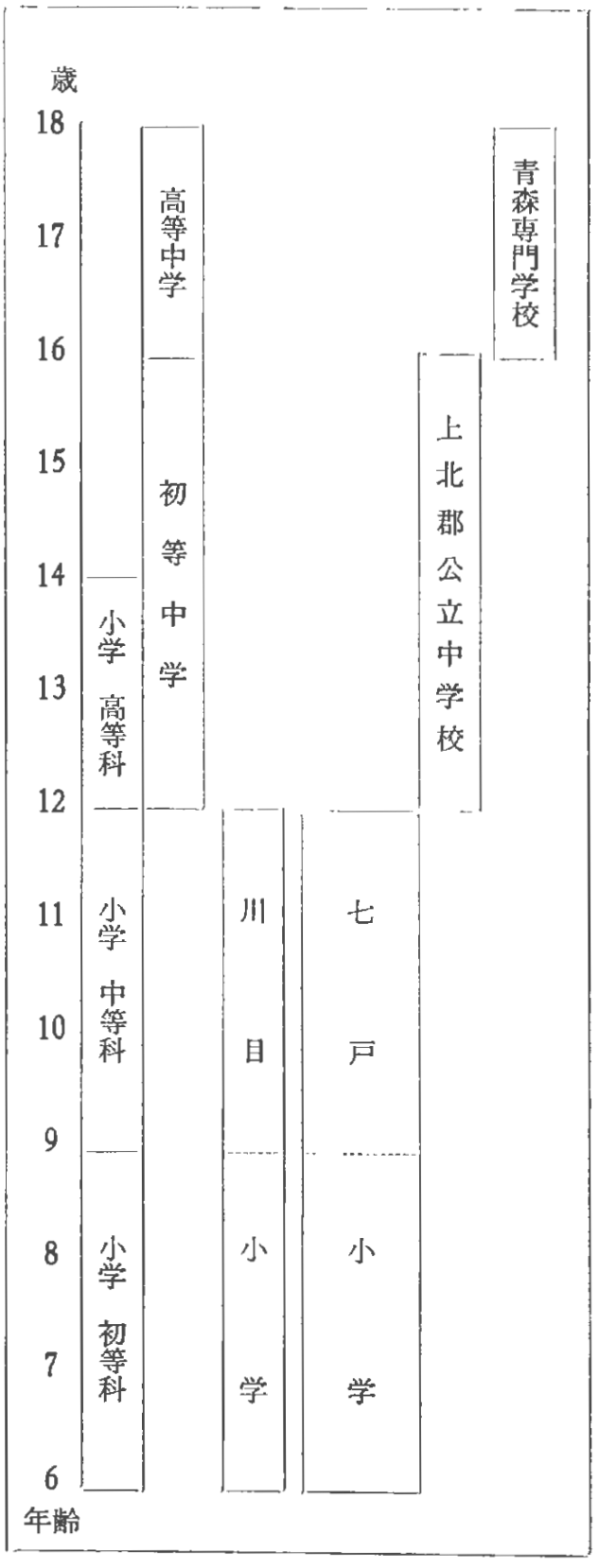

る。そして、その後の中学校はこの複線型の制度をますます明確にしていくのである。

系統図では、小学科を修了すれば中学校へ入学することができた。だがそれは、小学校卒業の一〇代そこそこの幼い子ども達が、上級学校を目ざした、ということではない。上北郡公立中学校第一期の入学者四〇人のうち、年齢のわかるのは、竹井氏の一八歳一ヵ月を最年長として、最年少は名越氏の一四歳である。これが実態だったのであろう。満年齢六歳から一四歳までを「学齢」児童・生徒と呼んでいるが、小学校であっても学齢を越

えた一四歳以上の子が、かなり在席している。中学校では、これまで学校がなかったのであるから、学齢を過ぎた生徒が多くなるのが当然であった。上北郡の場合、明治一五年三八人の生徒のうち、学齢が一五人・一四歳以上が二三人である。

それゆえ、鈴木武登馬のように半年で退学し、上級の青森専門学校へ入校するようなこともあったのである。それは他の人とて同様だった。三カ年ないし四カ年の課程を終えるまでもなく、一カ年あるいは二カ年の修了で、専門学校または師範学校へと進学していっている。これは、『明治一五年度青森県学事年報』の中学校等級表（第一四表）によってみても、歴然としている。各郡とも第三年・第四年は、急激に生徒数が減少していく。もちろん理由は進学のみに帰することはできない。進級が厳しかったこともあるだろうし、経済上学業を継続することが困難になる場合だってあったに違いないのである。なかには「応請試験ヲ経テ小学教員ニ従事スル」（明治一六年報）者もあった。

上北郡では、最初「家事困難ニシテ何分私費及兼候」生徒に、「一日一人金五銭ノ割ヲ以テ補助」（入学心得）していたが、明治一三年「九月八日ヨリ同校ヘ寄宿修学候者ニ限リ、寄宿生補助費トシテ壱名壱ケ月金壱円ツヽ支給」（柳町『苫米地家文書』）することとしている。そうして同年一一月、翌一四年一一月にそれぞれ寄宿生一〇人・通学生一〇人、明治一五年一〇月には寄宿生一三人・通学生一〇人を募集している。各年度の入校者には、次の人たちの名が分明している。

第一四表　明治一五年　各郡中学校等級表

郡＼学期	第一年 前期	第一年 後期	第二年 前期	第二年 後期	第三年 前期	第三年 後期	第四年 前期	第四年 後期	総計
東津軽	一九	八	一七	一五	九	一一			七九
西津軽	二八	三	九	五	五		一		五一
中津軽	一五一	六九	一八						二三八
南津軽	二〇	二四	二二	一九		一四	五		一〇四
北津軽	四三	一〇		一〇					六三
上北	二〇	八	一〇						三八
下北	一四	女四	一	三		三			二五
三戸	五七								五七
計	三五二	一二六	七七	五二	一四	二八	六	〇	六五五

（附）明治一六年　中学校等級表

県	計	一二五	一四三	五九	五四	一八	一一	七	六〇〇

明治一三年度　田口主税・武井竹吉・星松太郎・鈴木武登馬・名越又八・松内源次郎・高田加古治

明治一四年度　大石友次郎・佐々木温恭・長谷川力太郎・榎本栄

明治一五年度　（不明）

明治一六年度　　管保三郎・遠藤保三郎・小笠原耕一・吉川豊佐久・中山留五郎

年度不明　　工藤市郎・盛田盛・駒ヶ嶺虎太、太田岩五郎・高田達也

これらにみられるように、中学校の就学者は男子生徒に限られている。といっても上北郡だけがそうだったわけでなく、第一四表でみても県下全般に男子のみの就学であり、わずかに下北郡致道中学校に女子生徒四人がみられる。これは下北郡に旧会津藩士族が多数おり、女子教育に対する会津日新館の影響もあったと考えられる。そうした教育風土の育っていなかった上北郡では、中等学校への女子就学者がないのはごく当然だったであろう。

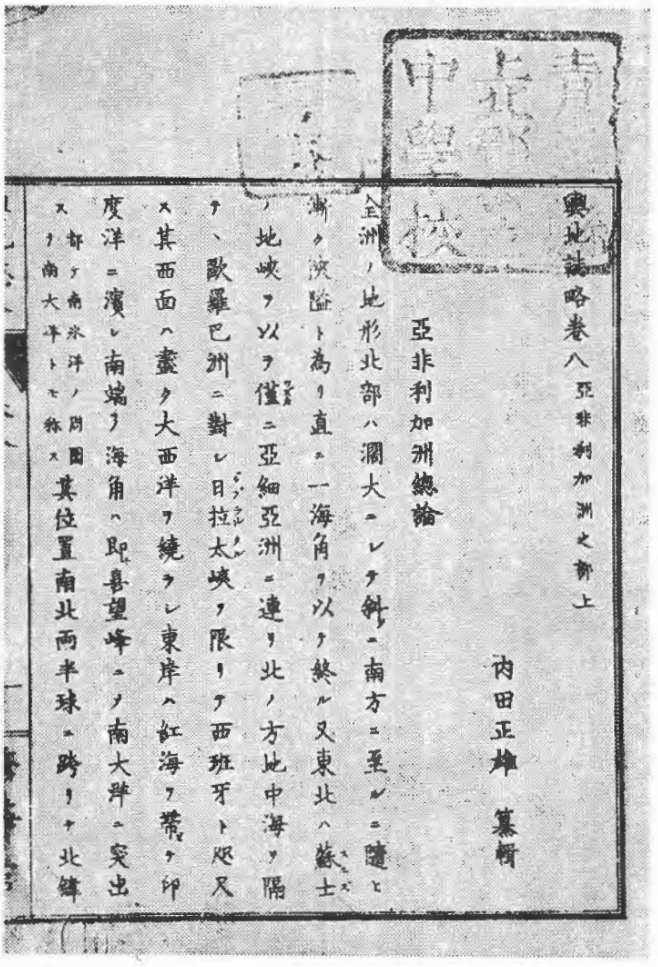
輿地誌略巻八　亞非利加洲之部上

亞非利加洲總論

内田正雄　纂輯

全洲ノ地形北部ハ濶大ニシテ斜ニ南方ニ至ルニ隨ヒ漸ク狹隘ト為リ直ニ一海角ヲ以テ終ル又東北ハ蘇士ノ地峽ヲ以テ僅ニ亞細亞洲ニ連リ北ノ方地中海ヲ隔テ、歐羅巴洲ニ對シ日拉太峽ヲ限リテ西班牙ト咫尺ス其西面ハ盡ク大西洋ヲ繞ラシ東岸ハ紅海ヲ帶テ印度洋ニ濱シ南端ヲ海角ハ即喜望峰ニシテ南大洋ニ突出ス都テ南氷洋ノ周圍ヲ南大洋トモ称ス其位置南北両半球ニ跨リテ北緯

「上北郡公立中学校」印のある地理教科書

その男子にしても、明治一五年度の男子学齢人口四二四一人からみて、三八人の生徒わずかに〇・九パーセントにすぎない。開かれた門であったが、ごく限られたひとにぎりの者しか入学できなかったのである。

上北郡公立中学校の教師として、一貫して指導にあたっているのは、第一三表のように佐田正之丞である。彼は安政元年（一八五四）、弘前市在府町に生まれている。そして「乃チ旧弘前藩ニ於テ八ヶ年皇漢学ヲ修メ、

東奥義塾ニ於テ英語学算術ヲ学ビ」（明治一五年報）、明治九年一一月創設された青森師範学校に入学、同一二年八月本科第一回生として卒業する。当中学校へは同一三年一月より携っているが、上北郡下子弟の教育に、若き情熱をそそがれたことは、文部省から表彰を受けていることによく表われている。

青森県上北郡公立中学校三等教諭　佐田正之丞

教育上勤労不尠ニ付、五等賞トシテ目録之通附与候事

明治十六年十二月三日

文部省

（別紙目録）

玉篇　壱部

硯箱　壱個

効績ノ大要

右ハ品行方正学力優等、明治八年五所川原小学四等教員奉職以来、同九年和徳小学五等教員、同十二年訓導兼教督等ニ歴任、同十三年一月現職ニ進ミ爾来勤続セリ、資性活発清爽ナルヲ以テ生徒亦暗々裡ニ感化セラレ品位大ニ進ム、加フルニ勉励不撓ニシテ授業熟練ナルカ為メ生徒ノ進歩甚タ速ナリ、替テ七戸初等師範学校教員タリシカ、在職中担当生徒悉ク卒業セリ

この各郡中学校は、まもなく廃校の運命をたどるが、佐田氏は七戸小学校長に任命されている。すぐれた教育者を離すことができなかったからであろう。彼の教育に対する姿勢は、小笠原耕一の略歴（『十和田村史』）によく表れている。「明治十五年上北郡公立中学校に入り、十七年四月初等中学科第七学年級修業、同年七月学校改正とともに同校廃止、爾来十八年四月まで佐田正之丞に就き英学修業」とあって、中学校が廃校になってからも自分の愛弟子の勉学をみつづけ、そして小笠原氏を母校東奥義塾へ進学させている。

その後佐田氏は弘前へ帰り、東奥義塾の教師を勤めていたが、やがて政界に入り弘前市助役・県議会副議長・五所川原町長などを歴任している。彼の教え子達は、佐田氏の人柄を慕い七戸に招いて謝恩会を開いたという。大正一一年（一九二二）になくなったが、上北にとっては忘れ得ぬ教師の一人であった。

明治一五年度首座教員佐藤亀世については、同年『青森県学事年報』のうちに、「旧会津藩ニ於テ漢籍を修メ、及ヒ東京及ヒ弘前東奥義塾ニ於テ六ヶ年間英仏語学并ニ算術ヲ学ヒシモノ」とあるのが、それであると考えられる。ただ明治六年（一八七三）の東奥義塾三等教諭の中に、佐藤亀世の名があるから（『青森県総覧』）、東奥義塾では学んだのでなく、「教鞭」をとったの誤りではなかろうか。とすると、佐田氏には師にあたる佐藤氏を首座にすえ、自らは七戸初等師範学校教員を兼務したものと考えられる。

生徒の進級により、当然学年の数もふえてくる。それにともなって教師も増員された。明治一五年教員二人であったものが、翌一六年には四人となった。しかもその間、二階建四八坪の新校舎が完成し、生徒の意気も大いにあがっていたことだろう。『七戸郷土誌』は、「後ニ金屋熊四郎氏・藤田謙蔵（ママ）氏・鈴木武登馬氏・浦田文輔氏等

教育ニ従事セリ」といっている。このうち、鈴木武登馬はさきに述べたように本校に在籍したこともあるが、明治一六年一一月二九日上北郡中学校三等助教諭に任ぜられており、翌一七年五月六日まで在職している（『履歴書』）。浦田文輔は、明治一六年三月初等師範の卒業証書を得ている。藤田健造は、上北郡長藤田重明の子息と伝えられている。金屋熊四郎については不明だが、いずれも、一六年から一七年七月廃校にいたるまでの教授陣であった。これらの内には、廃校後も藤田氏のように、「自明治十七年七月至同十八年九月、青森県上北郡七戸村藤田健造ニ付キ漢学・数学・英学ヲ修業ス」（『吉川豊佐久履歴書』）とあって、教え子の指導にあたっている。

三　経　費

教育令では、授業料は各学校の任意にまかせられていた。東津軽中学校他四校で授業料が徴集されているが、上北郡には授業料がなかった。その授業料とて、中学校経費のうちにしめる割合は、一～一八パーセントであったから、設置者による負担が求められていた。これを明治一五、一六年度『学事年報』によって示すと、第一五表のようになる。

上北郡公立中学校の設置主体は、郡下各村であった。ここでは各村連合会を組織し、共通の学校費・土木費等を計上していた。「協議集金」とあるのがそれで、各年度ごとに予算をたて賦課法を定めている。

明治十四年度連合村協議費賦課法及徴収手続

第一五表　明治一五、一六年　上北郡公立中学校費出納表

件名	明治一五年	明治一六年
納ノ部		
前年ヨリ越高	五七四円・二九四銭厘	七二〇円・二二三銭厘
協議集金	一、四三六・二三三	九八一・二七四
地方税	一八九・〇〇二	一六七・九六四
小計	二、一九九・五二九	一、八六九・四六一
出ノ部		
教員給料	五一〇・〇〇〇	二〇五・〇〇〇
教員旅費	一六七・〇〇〇	一・九〇〇
助教員給料	――	三〇七・五〇〇
諸給料	七八・〇〇〇	一一六・五四〇
生徒費	――	二二〇・九六一
借地借家費	六〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇
書籍費	二三二・三四九	一六〇・八五八
器械費	八・八〇〇	四〇・六〇〇
器具費	一二・二一五	一・九八〇
薪炭油費	一一二・九六六	一三九・九八三

第一条　連合村協議費ハ前年十二月卅一日調ニ依リ、営業割・牛馬割・地価割・戸数割トス、但牛馬ハ当才ヲ除ク

第二条　徴収期限ハ二期ニ分チ、前一期則チ半額本年七月卅一日限リ、後一期則チ半額ハ翌年一月卅一日限収入スルモノトス、但議事堂兼中学校建築費前半期ハ九月一日ヨリ同卅日迄、後半期ハ本条ニ依ルヘシ

第三条　其ノ負担シタル金額、則チ毎村一周年ノ課額トシ、其賦課ノ差等ヲ立ツルハ、該村通常会ニ於テ便宜定ムルモ妨ナカルヘシ

営繕費	三〇・〇三〇	二四一・四六一
諸雑費	二六七・九四六	二二一・三八三
小計	一、四七九・三〇六	一、六九八・一六七
差剰余	七二〇・二二三	一七一・二九四

第四条　（略）

（『三沢市役所所蔵文書』）

こうして結局それは、各村人民の負担となっていった。営業割一五パーセント・牛馬割一五パーセント・地価割二〇パーセント・戸数割五〇パーセントの率で賦課されていたようだから、ことに半額を支弁しなければならない各戸割の貧農にとっては、大変な出資であったに違いない。

その不足を補うべく、「地方税」つまり県費よりの補助があった。中学校補助費について、上北郡公立中学校の学務委員でもあり県会議員でもあった山田改一の活躍があげられる。以下、明治一三年『青森県第二回県会議事筆記』から、中学校補助費について彼の意見を聞いてみる。五月二五日の記事である。

六番山田改一曰　拾三番ハ誤リナリ　中学校補助費ヲ廃スルトキハ他日大ナル弊害ヲ生スヘシ　中学校ハ病院ノ如キモノニアラス　之等ハ補助セサルヘカラス　昨年県会ニテ漸ク設立スルニ決シ　今又之ヲ廃スルニ決セハ人民ハ何トカ言ハン　且ツ協議費ニ任セテ宜シ抔ト云フトモ　中学ハ一郡ニ止ルモノニアラス　他ニ関係シテ管内一般ニ聯絡シテ居ルモノナリ　若シ之ヲ町村ノ協議ニ任ストキハ　昨年漸ク設立シタルモノヲ本年七月ヨリ廃止スルニ至ルヘシ　拾三番ハ病院ノ補助ヲ主張シテ　中学校ノ補助ヲ廃スルトノ説ハ如何ナル意見ナルカ不審千万ナリ

六番山田改一曰　拾三番ハ中学校ハ貴フヘキニ付　地方税ノ力ヲ借ラスシテ一郡ノ自治ニ任スヘシト云フハ　其言葉ハ学校ヲ貴ヒテ実際ハ之ヲ貴ハサルニ似タリ　如何トナレハ一般県内ニテ負担スヘキ中学校ヲ以テ　僅々一郡内ヲシテ負担セシムルハ自ラ貴ハサルナリ　啻ニ之ヲ貴ハサルノミナラス　終ニ之ヲ廃スルノ主義ニ陥ルノミ　故ニ本員ハ原案ヲ賛成シテ真ニ其貴フ所ヲ貴ハント欲スルナリ

六番山田改一曰　十三番ハ未タ中学校ノ設置ナキ郡民ノ資力ヲ借ル云々ト言ヘト　是レ甚タ誤レルニ似タリ　地方税ナル者ハ県下一般ニ属スルモノニテ　僅カ一郡ニ属スルモノニアラス　故ニ地方税ノ補助ヲ受クルハ　県下公衆ノ資力ニ頼ルモノナレハ毫モ愧ツルニ足ラサルナリ　且一郡ノミノ資力ニテハ　到底維持スヘカラサルハ照然見ルカ如シ　今ヤ小学ヲ卒業シテ　高等普通科ノ中学ニ昇進スル生徒ハ　稍々将サニ多カラントスレハ　益々中学ヲ維持スルノ基ヲ固フスルヲ冀フヘキニ　却テ補助費ヲ削除スルナト言フハ　是レ少年生徒ノ進歩ヲ抑フモノニシテ　恰モ栴檀木ノ二葉ヲ刈リ取ルト異ナルナキナリ　切ニ拾三番ニ望ム　其思想ヲ変シテ原案ヲ賛成セラレンコトヲ

（『青森県教育史　第三巻』）

中学校補助費は、過半数の賛同で可決しているが、彼の「一郡ノミニテハ、到底維持スヘカラサルハ照然見ルカ如シ」というあたり、上北の実情を痛感しての言葉だったに違いない。

そうして、「今ヤ小学ヲ卒業シテ、高等普通科ノ中学ニ昇進スル生徒ハ、稍々将サニ多カラン」と、期待をになっていた中学校であったが、郡内町村協議費の負担にその経費をになわせるには、やはり荷重となっていた。

県令の郡長宛文書にも、町村協議費による学校経費等は、徴収期限を過ぎても未納が多く、教員給料の支給が遅延し、あるいは校費支払いに支障をきたしていることが、述べてある（『青森県議会史』）。

明治一五年九月から一〇月にかけて、青森県学事巡視を行った文部大書記官中島永元は、次のように報告している。

毎郡一所ノ町村立中学校アリ、其設置ハ大抵明治十二年ノ末ヨリ明治十三年ノ末ニ係リ、郡内各町村ノ協議ニ依テ之ヲ維持ス、（中略）其進歩ノ度ハ各校互ニ差等アリト雖モ、概ネ本県旧小学教則（全学期五ヶ年）卒業前後ノ学力ヲ以テ入学シタルモノナレハ、其度固ヨリ低カラサルヲ得ス、且ツ設置浅キヲ以テ其等級ハ、尚第三年級若クハ第二年級以下ニ止マリ、殊ニ連合区域狭小ニシテ資力乏シク、随テ完全ナル教員ヲ聘シテ教授ノ準備ヲ整フル能ハサルヲ以テ、学術進歩ノ秩序ヲ誤リ、到底完全ナル教育ヲ施シ、実用ノ材ヲ育成スルコト能ハサルノ恐ナキニ非ス。

（明治十五年『学事巡視功程』）

この批判を受け、県は、

当時教育令改正以前ニ係ルヲ以テ、或ハ其規模儲設ノ名実相副ハスシテ、其実高等小学ニ近キモノ少カラス、故ニ之カ改良ヲ加ヘテ以テ、各自高等教育ノ体面ヲ具備セシメンカ為ニ、之ヲ補足スルニ多少ノ地方税ヲ以テスルモ、其経済ノ頼テ支フル所ヲ顧ミレハ、概ネ一郡ノ協議集金ニ資ラサルハナキヲ以テ、区域甚タ狭隘ニシテ、能ク其儲設準備ニ耐ヘ得ルモノ少ナキノミナラス、之ヲ経済上ニ徴スルモ到底得策ナラス。

として、「寧ロ其資力ノ応用ヲ転換セシメテ、高等小学若クハ農業職工等実業学校設置ノ計画」を考えていた（明治一六『学事年報』）。

さらに明治一七年一月二六日、文部省は「中学校通則」を公布した。中学校の目的・教員資格・設置および設備について具体的な基準を定めたものであった。

青森県は、この規定にもとづき、同年二月一三日、「青森県中学校規則」を制定したが、基準を満たさない上北郡公立中学校をはじめ五校を廃校となした。七月のことである。中・南・北津軽郡中学校は初等中学科（四カ年）として存続。八月には初等・高等中学科を合わせた青森中学校を新設することとなる。

上北郡では、「元上北中学校図書器械ヲ、郡下七戸・三本木・野辺地ノ高等小学校ヘ分配」（『野辺地小学校沿革誌』）しているが、その一部の『輿地誌略　一一巻』が、現在十和田湖町役場に所蔵されている。

その後上北地域には、明治三一年、三本木村（現十和田市）に青森県農学校が設置されるまで、中等教育を受ける機会がいちじるしく制約されたのであった。

第二節　七戸初等師範学校

教育令改正（明治一三・一二・二八）は、小学校を初等科（三年）・中等科（三年）・高等科（二年）の三等に区分していた。その上で、「各府県ハ小学校教育ヲ養成センカ為ニ、師範学校ヲ設置スヘシ」と規定している。

県では、小学校教員の需用をまかなうために、伝習所を開設したり、師範速成科を設置するなどして、教員の不足を補ってきた。今また、小学校の三区分に対応する教員養成の方策にせまられた。すなわち、高等師範科卒業者は小学全等科の教員・中等師範科卒業者は小学初中等科の教員・初等師範科卒業生は小学初等科の教員としなければならなかったからである（『師範学校教則大綱』）。これを青森師範学校と弘前・八戸二分校で養成をはかるとすれば、多大の費用がかかり、経費増大の負担にたえれなかった。そこで、「是ヲ以テ師範学校ヲ各郡ニ創立シ、五ケ年ヲ期シテ学齢人口百名ニ付一名ノ初等教員ヲ養成シ、大ニ教育ヲ改良セントス」（明治一四・四・二一『公立師範学校創立諮問案』）として、教員養成計画の基盤を各地域に求める方針を打ち出してきた。八戸師範分校および各教督を廃し、その費用を各初等師範学校経費に充てるものであった。

しかし、この初等師範学校は、地方税すなわち県費支弁を原則としながら、「前条補助金ノ外各小学校教員ヲ入学セシメ、若クハ町村会ヲ奨励シテ生徒費ヲ補充スルハ、所轄郡役所ノ責任トシ」（同諮問案）とあるように、郡内協議費の分担を求めてもいた。そして、「上下北郡ハ連合シテ野辺地ニ設立シ、以テ両郡ヲ負担セシムルモノトス」とするのだった。

これを受けた上北郡・下北郡でどのような動きがあったか詳らかでないが、明治一四年八月一一日上北郡通達には、「初等師範学校ノ義、当郡ト下北郡連合野辺地村へ設置ノ積リニ候処、分離致候ニ付設置ノ位置変換致度見込ニ候ハヽ（中略）意見書本月二十日迄ニ可差出」（『三沢市役所所蔵文書』）と述べられている。だがこれには、すんなり意見が出なかったとみえ、八月三一日付の督促が出された。その中に「別段意見書無之向モ、其

旨至急可申出候」（同文書）とあることに、郡役所官僚のいらだちがうかがえるだろう。

ともあれ、初等師範学校設立は動きだしていた。八月一六日、「今般県立初等師範学校ヲ黒石・鰺ケ沢・五所川原・野辺地・田名部・三戸之六ケ所ニ新設シ、左ノ割合ヲ以テ生徒入学差許候」といって、上北郡は野辺地初等師範学校の名称で、一四人の生徒募集を開始した。

明治一四年一二月一二日、「県立初等師範学校規則」が制定された。次に主な条文を掲げてみる。

第一条　本校ハ毎郡各一箇所ヲ設置シ、郡内初等小学校ノ教員タルモノヲ陶冶スルノ目的ヲ以、之レカ生徒タルモノニ須用ノ学科ヲ授クル所トス

第三条　本校ノ学科ハ、修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業及体操・唱歌トス　但唱歌ハ当分之ヲ欠ク

第四条　学科修業年限ハ一ケ年ト定メ　之ヲ二分シテ前期・後期トシ　階級ノ称トス

前期　八月二十日起リ二月十五日ニ止ム

後期　二月十六日ニ起リ七月二十日ニ止ム

第五条　学科授業時限ハ前期・後期ヲ共計シ三十六週、一週ハ二十八時ニシテ、前期ハ毎日午前第九時ニ始メ午後第三時ニ終リ、後期ハ午前第八時ヨリ午後第二時ニ至ル　但体操時間ハ毎週二十八時ノ外適宜之ヲ課ス

第九条　入学ノ生徒ハ身体健康・品行端正・年齢十七年以上ニシテ、小学中等科卒業以上ノ学力ヲ有スル

モノヲ挙ク

第十五条　生徒ハ受業料ヲ収入セズ　且修学ニ必需ナル書籍・器械ヲ貸付シ　紙墨筆等ヲ支給ス

第十六条　生徒ハ学校ノ都合ニ依リ　食費ノ全額若クハ幾分ヲ給与スルコトアル可シ

第十八条　当校ニ入学スル生徒ハ成業ノ後　永ク小学校教授ノ職務ニ従事スル志願ノモノニ限ル　然レトモ各自ノ都合ニ依リ　或ハ此事ニ従フコトヲ中止シ　或ハ廃止セント欲スル者ノ為メ　左ノ規則ヲ設ク（規則略）

第廿二条　当校ノ職員ハ左ノ如シ

学校長　一人

教　諭　一人

幹　事　一人

助　教　適宜、当分之ヲ欠ク

右（中略）六校ハ、郡長ヲシテ学校長ヲ兼ネシメ　郡書記官ヲシテ幹事ヲ兼ネシム

以下二五条にわたる詳細なもので、他にも、課程・試験法・入学退学の規則・休業日・生徒心得・生徒罰則・職員心得等が定めてあった。これは、明治一四年八月一九日制定の文部省「師範学校教則大綱」に則るもので、この大綱により、師範学校の形態・教育内容が初めて具体的に規定され、「師範学校ノ修業年限ハ、初等師範学科ヲ一箇年トシ、中等師範学科ヲ二箇年半トシ、高等師範学科ヲ四箇年トス」となっていた。

生徒の学費について、「第十五条、生徒ハ受業料ヲ収入セズ」と、師範学校の公費制がうちだされていることは、注目される。

上北郡については、明治一四年一二月一六日付で、名称を「七戸初等師範学校」とし、設立位置は七戸村となることが決定した。郡では、「第十六条　生徒ハ学校ノ都合ニ依リ、食費ノ全額若クハ幾分ヲ給与スルコトアル可シ」を受けて、三月二三日、「当郡初等師範学校入学許可ヲ得、校内ヘ寄宿致度者ハ、一郡公費ヲ以テ賄料給与候」（『三沢市役所所蔵文書』）と、入学志願者に告示している。

しかし、公費制などの優遇措置をとりながら、なおかつ募集人員に達しなかった。上北郡は「来ル十五年一月初旬ヲ以テ、県立七戸初等師範学校開業ノ手筈ニ候処、入学生未タ満員不相成候ニ付、尚志願者有之候ハヽ、同月七日迄ニ出願候様」（一二・二八同文書）再募集しなければならなかった。県でも教則大綱の「但年齢ハ土地ノ情況ニ困リ、十五年以上トスルモ妨ケナシ」をいかし、明治一五年二月二八日付で、「生徒不足ノ向モ有之趣ニ付、拾五年以上ニシテ学力優等ノ者ハ、此度限リ入学差許候」とした。

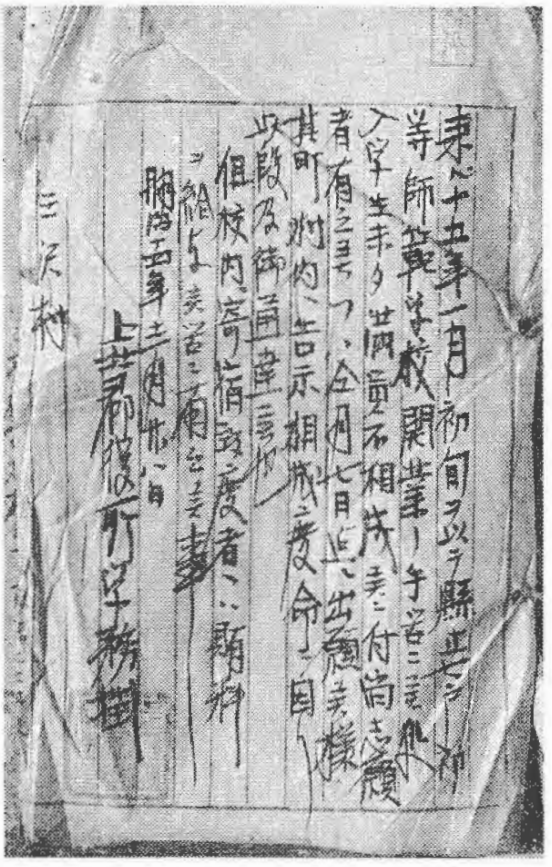

七戸初等師範学校開校通知書
（明治14.12.18）

こうして、予定した開校より二カ月ほど遅れた三月（日不明）、七戸初等師範学校が開校した。校舎について、『七戸郷土史』稿では槙家、七戸小学校『創立九十年史』は福士家とする。今となってはどちらとも判断しえない。教師には、上北郡公立中学校の佐田正之丞が任ぜられているが、兼務だったようである。職員は「規則」により、校長には郡長藤田重明が兼務し、幹事は郡書記植西孝次郎が担当した。

これらを、図と表にまとめると次のようになる（『学事年報』）。

第七図　明治一五年　学校系統図

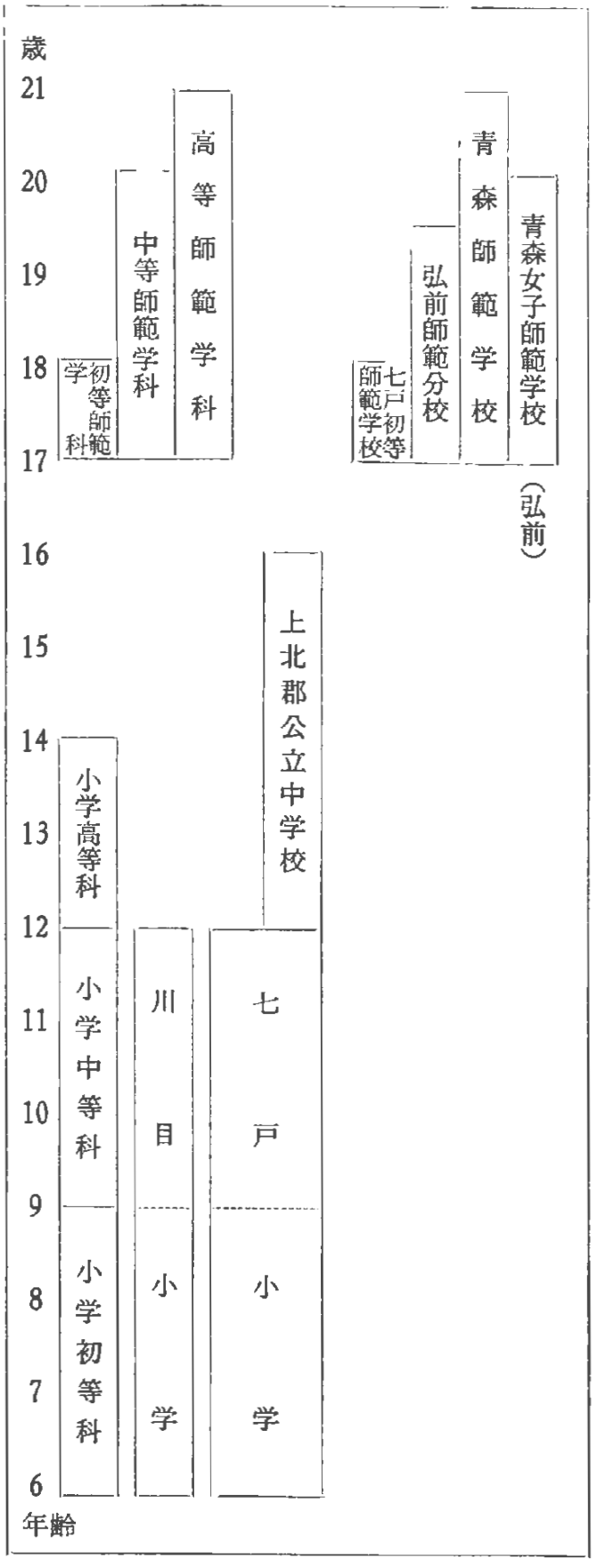

第一六表　明治一五、一六年　七戸初等師範学校

年度	校舎	学期	授業日数	教員	生徒	卒業数	歳費	学校長
一五	借家	一ヶ年	二三六	一	男一八		一、四三二円三六二	藤田重明
一六	〃木造平屋	一ヶ年	二三六	一	〃一六	一八	一、二〇三円二七八	藤田重明

第一七表　明治一五、一六年　七戸初等師範学校出納表

件名		明治一五年	明治一六年
納ノ部	前年ヨリ越高	円 銭厘 ―	円 銭厘 九・七二七
	協議集金	五〇四・〇〇〇	七九四・七六三
	地方税	一、一七〇・一三二	六九八・七八六
	小計	一、六七四・一三二	一、二〇三・二七八
部	教員給料	二三六・七七四	二五〇・〇〇〇
	教員旅費	一七・七五〇	一七・〇〇〇
	助教員給料	―	―
	諸給料	一三四・〇四〇	一二〇・〇〇〇
	生徒費	―	五八九・〇八一
	借地借家費	四八・〇〇〇	四八・〇〇〇

最初の入学生について現在まで調査したが、わずかに、鈴木末人・平出利根次郎・柴宮子之吉・石山宗三郎ら四人が明らかになったにすぎない。だがここに、興味ある文書が一通でてきた。

庶第七十号

県立初等師範学校ニ於テ卒業証書ヲ得タル者、徴兵免否ノ義相伺候処、右ハ平時免役ニ可属旨指令相成候間、右可相心得、此旨相達候事

明治十五年四月十九日

ノ	
書籍費	一一四・三〇七
器械費	三七・一三〇
器具費	五九・三二一
薪炭油費	一三四・一七五
営繕費	七九・一〇八
諸雑費	五七五・七五七
小計	一、四三二・三六二
差剰余	二四一・七七〇

出	
	六五・五二五
	六・〇〇〇
	四・五九五
	三一・四五〇
	三四・三九九
	三七・二二八
	一、二〇三・二七八
	〇・〇〇〇

青森県上北郡長　藤田重明

（『三沢市役所所蔵文書』）

入学者のうちでは、明治一二年徴兵令改正にともない、官公立師範学校・中学校以上の卒業者に与えられた平時免役制度が、初等師範学科の卒業でも適用になるのかどうかが、注目されていたのであろう。郡ではさっそく県に伺いをたて、「平時免役ニ可属」と回答したものである。当時は、徴兵逃れの主要な主段として、徴兵養子による方法が利用されていた。師範学校に入学することが、その手段に利用されたかはかることはできないにしても、入学生らの気持ちの一端がうかがわれる。

彼らは、あるいは「生徒ノ学力極メテ浅劣ナルモノ多シ」といわれながらも、一等助教諭佐田正之丞により「在職中担当生徒悉ク卒業」させたことが、彼の「効績状」に記されている。さいわい、佐田氏が卒業させた第二回生の名簿が発見できたので、それを掲げておく。

戸長役場
学務委員

今般、当七戸初等師範学校ニ於テ、卒業証書ヲ授与セシ人名、左ノ如クニ候条、望之学校ニ於テハ俸給額相定申請スヘシ　此旨相達候事

明治十七年四月廿三日

郡長小林歳重代理

上北郡書記　小　林　　操

卒業生徒人名

青森県士族	江口	義太郎	十八年二ヶ月
〃	平民	工藤	伴蔵 十八年十一ヶ月
〃	士族	玉木	寅八 十八年
〃	平民	力石	善六 十八年
〃	〃	岩館	弟次郎 十八年
〃	士族	吉田	喜八 廿年
〃	〃	佐藤	虎次郎 廿二年七ヶ月
〃	〃	船田	寅治 十八年
〃	〃	吉田	三治 十九年四ヶ月
〃	平民	中渡	寅之助 十九年一ヶ月

応請試験卒業生人名

〃	士族	井上	熊太郎 十八年一ヶ月
〃	〃	西野	末治 十八年八ヶ月
〃	〃	松崎	亀次郎 十八年
〃	〃	橋本	祐治 十八年四ヶ月
〃	平民	沢田	兼松 十八年二ヶ月
青森県平民		松内	源次郎 十八年五ヶ月
〃	〃	鈴木	謙之助 十九年三ヶ月
〃	士族	河村	潔 十八年一ヶ月
〃	平民	小笠原	勘次郎 十九年五ヶ月

以上

（『三沢市役所所蔵文書』）

これらの人物について『七戸郷土史』稿では、「当時師範・中学ノ両校ニ集リシモノハ、郡内優秀ノ青年ニシテ、毎年約二十名位ノ入学者アリシ様ニシテ、今日郡下各地方ニ於テ活動セル主ナル人ハ、殆ンド此ノ門ニ出デタリ」と記している。

たしかにそうであったかもしれないが、県では、「本県従来小学教員ノ急需ニ応センカ為メ、数個ノ初等師範

学校ヲ設置シ、務メテ速成ノ料理ヲ為セシハ、当時ノ勢已ムラ得サル所ナリト雖モ、亦其必要ヲ感セサルニ至リタルヲ以テ、本年之ヲ廃止」（年報）するとした。不況による地方財政の逼迫があり、一方で制度的な充実・整備が求められていたに違いないが、当初の「学齢人口百名ニ付一名ノ初等教員ヲ養成シ、大ニ教育ヲ改良セントス」る意気ごみからみれば、まことにあっけない幕切れであった。

こうして、七戸初等師範学校は、明治一七年（一八八四）六月一九日をもって廃校となり、その在籍中の生徒は本校である青森師範学校に移籍された。開校以来二年三ヵ月余である。

折しも、一七年は凶作の年であった。

以降、上北郡では、慢性的に教員不足が続いた。

第四章　明治中期の教育

第一節　義務教育の成立

『青森県学事第十四年報』（明治一九年）は、「管内学事ノ状況」を次のように書き初めている。

明治十九年県下学事ノ状況ヲ観察スルニ、其変動ノ大ナル、実ニ意想外ニ出ルモノアリ、蓋シ、前年教育令

ヲ改正シ、学務委員ヲ廃止セラル、其実施ノ事未タ完尾ヲ告ケサルニ、本年四月、小学校令及ヒ諸学校通則等ヲ発布セラレ、殊ニ小学校ノ支持方法ノ如キ、全ク其資ル所ヲ異ニセルニ因リ、其町村教育上ニ及ホシタルノ影響は頗ル著大ナリトス、況ンヤ又此時ニ方リ、虎列拉（コレラ）・天然痘ノ流行、其勢猖獗ヲ極メ、郡吏・戸長等、挙ケテ予防撲滅ノ事務ニ鞅掌奔馳シ、教育勧督ノ事ハ、之ヲ顧ルノ遑マナカリシノ実アリシニ於テオヤ、宜ナル哉

これほどまでに、教育現場に混乱をもたらした「小学校令」とは、いったいなんだったのだろうか。

明治一八年日本最初の内閣制度が発足し、初代文部大臣に森有礼が登用された。森文相は直ちに教育制度の改革に手をつけ、翌年、「帝国大学令」「師範学校令」「小学校令」「中学校令」「諸学校通則」を次つぎに公布して、富国強兵を眼目にした国家をささえる国民を形成するための教育制度の整備をはかったのであった。彼の教育観は、次の一文にもよくあらわれている。

教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養成スルニアリ、人物トハ何ゾヤ、帝国ニ必要ナル善良ナル臣民ヲ言フ、其善良ノ臣民トハ何ゾヤ、帝国臣民ノ義務ヲ充分ニ尽スモノヲ言フ、充分ニ帝国臣民ノ義務ヲ尽ストハ、気質確実ニシテ善ク国役ヲ務メ、又善ク分ニ応シテ働クコトヲ言フナリ

森有礼の教育改革の特徴は、「学政ノ目的モ亦、国家ノ為ト云フコトニ帰セサルヘカラス」という、国家主義的教育政策であった。「小学校令」は、その森文相が、「将来我国ノ治安ヲ図ルノ目的ヲ以テ、教育ノ基礎ヲ定ムル」ために、大臣みずから起草したものである。全文わずか一六条の簡潔なものであるが、その後の小学校制

度の大綱を規定したものとなった。明治一九年四月一〇日、「勅令第十四号」によって公布された内容は、次の通りである。

小学校令（抄）

第一条　小学校ヲ分チテ、高等・尋常ノ二等トス

第三条　児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トシ、父母後見人等ハ其学齢児童ヲシテ、普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第六条　父母後見人等ハ、小学校ノ経費ニ充ツル為メ、其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス、其金額ハ、府知事県令ノ定ムル所ニ依ル

第八条　授業料及寄附金等ヲ以テ、小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ、区町村会ノ議決ニ依リ、町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得

第十三条　小学校ノ教科書ハ、文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ

第十五条　土地ノ情況ニ依リテハ、小学簡易科ヲ設ケテ、尋常小学科ニ代用スルコトヲ得、但其経費ハ、区町村費ヲ以テ支弁スヘシ

ここにおいて「義務教育」制度が、明確にうちだされるわけであるが、小学校を高等小学校と尋常小学校の二段階にわけ、義務年限を尋常小学校の四ヵ年とした。そして、この義務教育のうちには、地方の実情によっては簡易小学校で代用することができる、というものである。この「尋常」「簡易」の差が、「其変動ノ大ナル」原

因であった。

そもそも「義務教育」としたからには、政府がその費用を支出するのが当然である、と現今では考えるが、森有礼は彼の経済主義にもとづき、小学校経費は授業料収入により、その充足をはかることを原則とした。これは当時、富国強兵路線の推進によって増大する軍事費と、それによって圧迫される文部省予算の限られたなかで、最大限の効率を求めた結果であった。

したがって、義務教育であるが尋常小学校は、授業料および寄附金によって経営されることになるが、授業料の徴集不可能な地域は、町村費支弁の簡易小学校としたのである。この「小学校令」に基づく学校をどうするかが、当然論議をよび、上北郡においてその決定をみたのは、一九年度内にはわずか一五校にすぎず、それも尋常小学校としたのは、三沢の一校だけだった。

右公布ニ拠リ、従来ノ小学校ヲ変更スルハ、本年秋季試験後ヨリ施行スヘシ、旧来ノ事情慣習ニ泥ムナク、克ク改令ノ本旨ヲ躰シ、精々計画、授業料・寄附金等ヲ以テ支持スヘシトノ訓達ヲ遵奉シ、直接ニ間接ニ十有余ノ戸長、数万ノ父兄ニ説キ、御旨意ノアル処ロヲ知ラシメ、可成的尋常科ニ変更セシムヘキノ策ヲ施スト雖トモ、奈何セン本郡ハ、土地広漠ニシテ人口稀疎、此ニ五戸・彼ニ六戸ノ小村、山間僻地ニ散在シ、住民多クハ赤貧ニシテ、授業料寄附金等ヲ以テ小学校ヲ維持スルハ、到底資力ノ及ヒカタク、已ニ本年末ニ至リ十五校ノ変更アリト雖トモ、三沢小学ヲ除クノ外ハ僉(みな)ナ簡易科ニ変更セリ、然リト雖トモ、飜テ郡内各村ニ就キ、精密貧富ヲ査察スルトキハ、一戸長役場所轄内ニハ、必ス一或ハ二ノ尋常小学校ヲ設置スルハ、至

難ノ業ニアラサルヘシト信スルナリ、然レトモ之レヲ戸長ノ意見ニ任シ、父兄ノ気向ニ従フトキハ、何レノ日乎、能ク其気運ニ達スルヲ得ンヤ

（明治一九『上北郡学事年報』）

といって、上北郡では半分匙をなげていたようである。そして、「県庁ニ於テモ、亦精々奨励セラレ、学務課員ヲ各郡ニ派出セシメテ、尋常科設置ノ督責アランコトヲ冀望」（同年報）したのであった。

こうした難産のすえ、二〇年には、高等小学校四、尋常小学校二二、簡易小学校三三となっている。上北郡では、明治二〇年一月一五日、「学年ノ始終ヲ相定ム、学年ハ其ノ年ノ五月ニ始メ、翌年ノ四月ニ終ル」（『大不動小学校沿革誌』）こととし、ようやく同年二月より、「小学校令」による学校がスタートした。

七戸村では、従来の小学校を廃し、

七戸高等小学校
七戸尋常小学校
川目簡易小学校
野々上簡易小学校

の四校を、新たに発足させたのだった。

森有礼の教育改革は、近代学校体系の基礎的枠組を確立したものと評価されているが、教育内容については次のような特徴をそなえていた（『日本近代教育史事典』）。

第八図　明治二〇～二四年　七戸学区小学校系統図

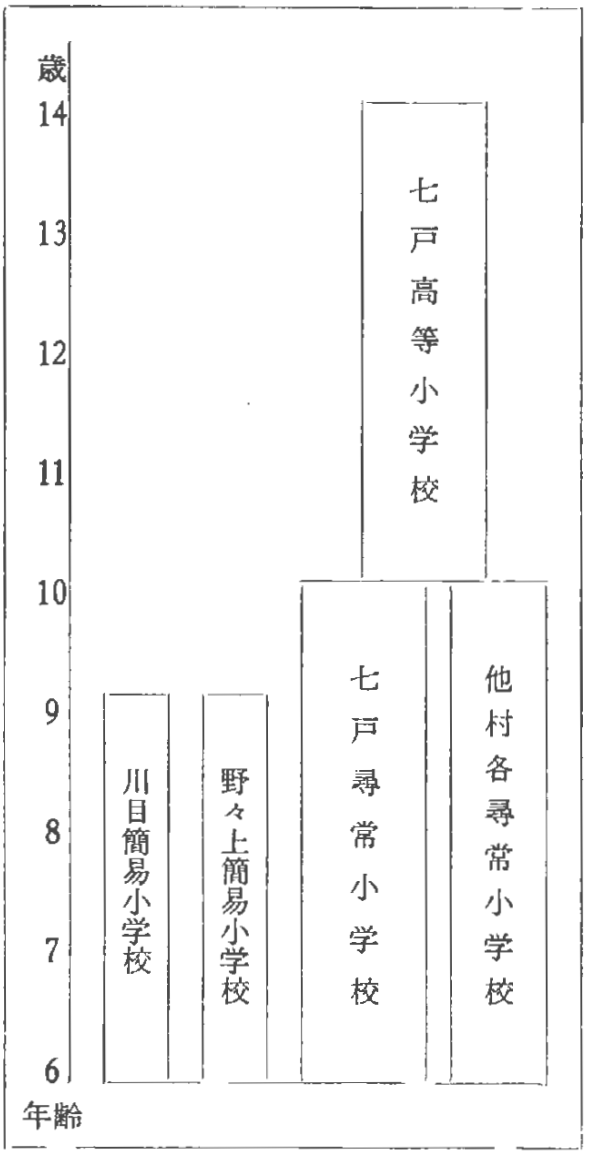

(1)　忠君愛国の気風の育成
(2)　身体の鍛練の重視
(3)　教育課程の改革
(4)　教科書の検定制の実施

第一、第二の点については、明治二〇年四月二三日、県制定の「小学校学科程度実施方法」にも、明瞭にしめされている。「第一章　生徒教育ノ目的」には、こうある。

第一条　小学校教育の目的ハ、学齢児童ノ徳性ヲ涵養シ、其智力及身体ヲ発達強壮ナラシメ、以テ善ク身ヲ修メ業ヲ営ミ健康ヲ保チ、国家ノ良民タラシムルニアリ

第二条　徳性ノ教育ハ皇室ヲ尊ヒ、国家ヲ愛シ、人倫ヲ重スルノ精神ヲ養フヲ旨トシ、智力ノ教育ハ世ニ立チ、業ヲ営ムニ欠クヘカラサル智識及技能ヲ得セシムルヲ旨トシ、身体ノ教育ハ、各部ノ筋骨ヲシテ正シキ発達ヲ遂ケシメ、心気ヲ爽快ナラシムルヲ旨トス

「忠君愛国の気風の育成」は、一朝一夕になるものでないが、「身体の鍛練」について、緊急の課題となって

いたのであろう。上北郡ではさっそく、町村会において「体操講習会」の開催を決議している。

体操科講習会開設按

第一条　小学体操科講習ノ為メ、尋常科以上ノ教員ヲ三本木ニ召集シ、講習セシムルコト

但　簡易科教員ト雖モ、有志ノモノハ加フルコトヲ得

第二条　講習会ニ出ツルモノニ、旅費ハ其校ヨリ支弁ノコト

第三条　講習日数ハ、凡十五日間トス

第四条　講習教員ハ、三本木小学教員ニ嘱托ノコト

（『明治二十年以降、戸長集会ニ関スル書類留』）

講師には、三本木高等小学校訓導篠田龍夫・長谷川力太郎の二人を依頼し、二〇年八月三日から一六日までの二週間開設した。

この当時の体育は、「体操」と称していて、「尋常小学校ニ於テハ、遊戯ヨリ漸次体操ノ初歩ニ及ホシ、高等小学校ニ於テハ、軽体操ヲ課シ、男児ニハ更ニ隊列運動ヲ交ユヘシ」（『小学校学科程度実施方法』）というものであった。

講習会の内容等については不明であるが、この「体操科講習会」の成果をしめすと考えられる記録が、大不動小学校『沿革誌』にあらわれてくる。すなわち、「明治二十年十一月三日、第二十学区内生徒ヲ聯合セシメ、米田村地内牧場ニ於テ、体操運動会執行セリ」という。おそらくこれが上北郡における運動会の始まりとなるだろ

う。やや遅れるが、野辺地小学校は、「明治二十二年五月、鳥ノ平ニ於テ、本校生徒運動会ヲ挙行ス」『沿革誌』となっている。

七戸小学校『沿革誌』は、「教科及内容ノ改定」という項をもうけていながら、農業科・英語科・裁縫科と記した後、「手工科ノ加設」の概要が切れて何ページかが失われている。体操科はその失われたページに、記載されていたであろうことを思うと、まことに残念なことである。

しかしこの頃の学校は、まだ運動場・体操場などの体育施設をもっていなかったから、体操が日常的に行われるようになるのは、もう少し先のように思われる。

第二節　七戸高等小学校・七戸尋常小学校

小学校令にもとづく七戸高等小学校は、明治二〇年（一八八七）二月から、同二五年四月まで、城内槙家において開設された。『七戸村会議事録』予算書によれば、

明治二二年　生徒約六〇名　訓導一名月俸拾弐円
〃　二三年　〃　約七〇名　訓導弐名月俸十三円、同拾円各十二ヶ月分
〃　二四年　〃　約七〇名　月俸十三円一人一ヶ年分、同十円一人三ヶ月分ト同二十円一人九ヶ月分

となっている。これからみると、明治二〇～二二年は、教師一人が担当し、二三年以降二人になっている。これ

は、「高等小学校ニ於テハ、六十人以下ハ教員一人ヲ以テ、之ヲ教授スルコトヲ得」とする文部省令にみあったものであったが、二二年度の議事録には、「目今、当尋常校ヨリ、高等ヘ壱名回リ居ルヤ」との質問に答えて、議長（村長）が「壱名差向ケリ」といっている。六〇人の生徒で、しかも一～四年を一学級にして教えることは、至難なことだったから、尋常小学校の教師に援助をもとめていたのである。

七戸高等小学校の最初からの教師は、大石友次郎であった。大石友次郎は、「大石先生、大先生」として慕われ、「学識に富み識見高く、温厚で熱心で、真に教育者の手本とすべき人格者であったそうである。……不幸にして胸部の疾患にかかって、声がふっと出なくなっても授業を休むことなく、教えることは全部板書し、最後には喀血して教壇上に倒れ、尊い殉職を遂げられたとのことである。」（工藤祐司『小学校教育百年誌』）といわれている。

大石友次郎は、慶応二年（一八六六）九月一日星家の子として生を受けた。旧会津藩士族であった。斗南移住後、大石家の養子に入り、明治一四年上北郡立中学校、翌一五年青森師範学校に入学した。一九年二月高等師範学科を卒業するや、三戸小学校長に任ぜられたが、教育制度の改革により解職となった。そこで明治二〇年二月、七戸高等小学校設立にあたり、主座訓導として迎えられたのであった。

その他の教師については、小坂甫三（明治二二・四、尋常師範卒）・成田常次郎（明治二四・三、同卒）の名があがっている（米沢治太郎『創立九十周年誌』）。

七戸尋常小学校は、上北郡会議事堂を借用して開設されていた。これまで旧代官所を利用していたものが、年

数を経て使用にたえなくなったことによる措置であろうが、二九〇人前後の児童をいちどに収容できたのであろうか。議事堂は、赤いペンキが塗ってあったので、俗に「赤学校」と呼ばれていたが、校舎新築後も生徒の増加により、収容しきれなくなるなどすると、たびたび臨時校舎となった。

尋常科は一年から四年まで、各学年ごとの四学級に編成されていたから、七〇人を越す大学級であったことになる。だが驚くことはないので、文部省の規定に「尋常小学校ニ於テハ、児童ノ数八十人以下」の場合、教員一人と定められていたのである。主座教員は中村至と考えられるが、明治二二年中村氏の退職後は三浦定静が主座訓導になる。

明治二〇年三月に入学した秋山秀雄は、「余ハ七才ニシテ七戸小学校ノ一年生ニ入学セリ、今ノ役場ノ向ノ元赤学校ナリ、受持先生ハ会津藩ノ中村至先生ナリキ、二年ニハ工藤市郎先生及畠山末治先生、三年ニハ工藤市郎先生、四年ニハ高田加古治先生（今ノ則謙）ニ師事ス」と回想している。この一級上と思われる米沢治太郎は、「尋常科の先生は、中村至先生・工藤市郎先生・君田幾久吉先生・三浦定静先生と記憶する。内三浦先生は私共の受持で、最もお世話になった先生である。」と記している（前掲書）。

七戸小学校に残る「学籍簿」により、明治二〇年二月から同二四年五月までの在籍者を、少しく分析してみると次のようになる。

まず、入学月日は、まったくといっていいほどまちまちである。在籍数二八四人のうち、明治二〇年の入学者を例にして、各月ごとにみると、

一月――〇　二月――〇　三月――一七　四月――一三　五月――七　六月――五
七月――三　八月――二　九月――四　一〇月――七　一一月――一八　一二月――四九

となる。一二月がとびぬけて多くなっているが、他の年度では逆に少なくなっている。だから、入学は家庭の都合によることと考えられる。『創立九十周年史』の中でも、「私の学校に入ったときは、七才になると父母が学校につれていって頼んで入学を許してもらい……。四月になると、近所の子どもに連れられて学校に入ったものでした。多分よく義務教育ということが徹底していなかったのだろう」（畠山義雄談）といっている。したがって入学式などあろうはずがなく、そろって入学するようになるのは、明治三〇年代に入ってからである。野辺地尋常小学校は、明治三五年四月一日「始メテ入学式ヲ挙行ス」と、外ノ沢尋常小学校（現十和田市上切田小学校）は、翌年四月一日「入学式挙行」と、それぞれの『沿革誌』に記している。

卒業者は大試業（卒業試験）に合格しなければならなかったが、試験の日割りは、郡役所がこれを定めて実施した。明治二〇年四月二三日制定の「小学校学科程度実施方法」中、「第四章、試業規則」は次のようになっている。

第一条　凡試業ハ、教授ノ目的トセル所ノ要点ヲ挙ケ、其記憶ト応用トヲ試ムモノトス

第五条　凡試業ハ、其生徒ヲ教授シタル教員之ヲ施行シ、学校長若クハ首座ノ教員、其評点ノ正否等ヲ点検スルモノトス

第七条　各学科評点ノ定数、小試業ニ於テハ之ヲ一百トシ、大試業ニ於テハ之ヲ一百五十トス

第九条　大試業ニ於テハ　各学科ノ試業得点数ニ各其学年内小試業評点ノ平均数ヲ加ヘ二半ヲ以テ除シ之ヲ大試業各学科ノ評点トシ　更ニ其評点ヲ合計シ学科目ノ数ヲ以テ除シ之ヲ大試業ノ評点ト定メ　其六十点以上ヲ得タル者ヲ合格トス

但六十点以上ヲ得ルト雖トモ　一学科ノ評点数三十点ニ満タサルモノアルトキハ不合格トス

第十一条　高等及ヒ尋常小学校第一年乃至第三年課程ヲ修メ　大試業ニ合格シタルモノニハ第一号書式ノ修業証書ヲ授与スヘシ

高等及ヒ尋常小学校第四年課程ヲ修メ　大試業ニ合格シタルモノニ授与スヘキ卒業証書ハ　第二号書式ニ拠リ之ヲ三等ニ分チ　人物学力共ニ優等ナル者ニハ一等　人物優等学力尋常ナル者若クハ人物尋常学力優等ナル者ニハ二等　人物学力共ニ尋常ナル者ニハ三等卒業証書ヲ授与スヘシ

人物ハ学校長若クハ首座ノ教員　其生徒ヲ教授シタル教員ノ意見ヲ参酌シテ之ヲ認定シ　学力ハ在学中特ニ秀テタルモノヲ優等トスヘシ

但本条ノ各項ハ小学簡易料ニモ之ヲ適用ス

この「試業規則」にもとづく卒業者を「学籍簿」でたどることができた。明治二一年より二四年までの卒業数は、

明治二一年五月	一等証書ヲ以テ卒業	なし
二等　〃		九名

三等〃　一七名（女一名）
明治二二年五月　一等証書ヲ以テ卒業、同時ニ学力操行優等章ヲ授ク　一名
二等証書ヲ以テ卒業、同時ニ勉学章ヲ授ク　三名
二等証書ヲ以テ卒業　三名
三等証書ヲ以テ卒業、同時ニ勉学章ヲ授ク　一名
三等証書ヲ以テ卒業　二四名（女一名）
明治二三年五月　卒業　二四名（女一名）
明治二四年　卒業　三八名（女六名）

となり、合計一二〇人で、そのうち女子の卒業者は九人にすぎない。いかに卒業すること、いな卒業できるまで勉強することが困難だったことか。それにひきかえ、中途退学者は死亡を含め八四人、うち女子二七人にも達するのである。

明治二二年五月の特別賞について、同年度の『上北郡学事年報』に、「前年中評決セル生徒佩用ノ標章ヲ鋳製シ、学力操行共ニ優等ナル者ニハ優等章ヲ与ヘ、平素勤勉ナル者ニハ勉学章ヲ与ヘタリ、其ノ果シテ奨励ノ具トナルヘキヤ否ヤハ、未タ判明セズ」とあることによる。一等証書にして優等章を得ているのは、六ケ所村倉内の相内清次郎である。

この例にみられるように、七戸尋常小学校には、他村からの就学者が九人数えられた。これは、学校維持の問

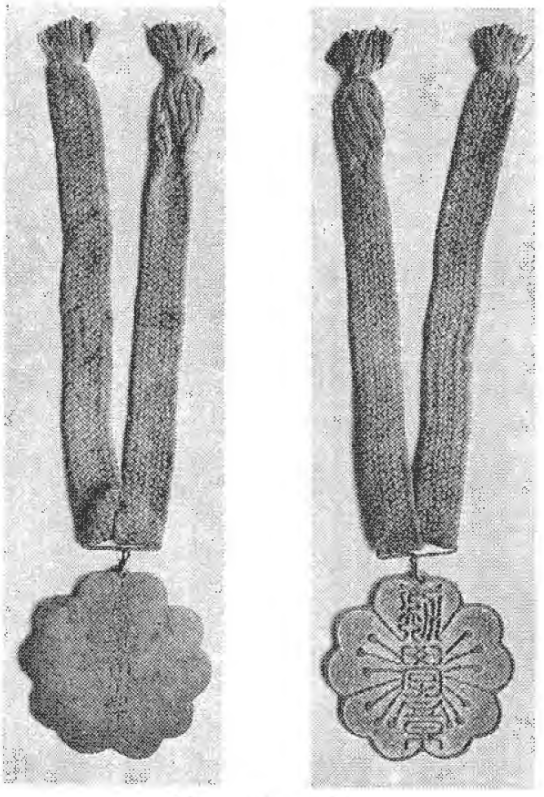

勉　学　章

題にからんで、簡易小学校が設置されたこととかかわる。「簡易科ハ、実ニ不充分ノ教育ヲナスニ過ギ」なかった（『大不動小学校沿革誌』）から、それにあきたらない者あるいは高等科をめざす者は、七戸についてを求めて入校したのであろう。「高等科には周辺の天間・上北町・大深内等からもよく通って来ていた。私の兄も沼崎からはだしで通い、学校近くなって下駄をはいたものだと聞いている……。」（『九十周年記念誌』秋山友安談）。

定期試験とは別に、明治二一年一〇月、小学校生徒奨励試験が行われている。これは全郡的なものだったらしいが、大不動小学校・小川原小学校の『沿革誌』は、一一月一五日としている。

明治二一年一〇月、奨励試業ノ際

学力抜群ニヨリ	「東京活用字典」ヲ授与セラル	五名
〃	「小学作文書」　〃	一七名
〃	鉛筆三本授ケラル	五八名
学力優等ニヨリ、	褒状ヲ授ケラル	二九名

小川原簡易小学校では、この他に「数学三千題」・「農業初歩」が賞として与えられているところをみると、教科ごとの成績にもよって、分け与えられていたらしい。

大試業にしろ、奨励試業にしろ、試験の成績の結果によって、子どもの学力をはかろうとすることに違いはない。そして、試験成績の良否が、ただちに担当教師の評定につながっていた。

一方で就学督責をはかり、就学率の向上をめざしながら、一方では試験によって選別する。子ども達の意欲をひきだし、学力の向上をめざすものならともかく、それは日常的に行われて効果をあらわすものである。それを年に何回かの試験成績によって、進級卒業させることへの疑問が、当時ようやく現場教師のなかにも芽ばえてきていた（『弘前教育史』）。はたしてその結果かどうかは分からないが、明治二三年五月の卒業からは、等級がはずされている。

この期に当たることとして、『沿革誌』は、農業科・英語科・裁縫科を設けたことをあげている。

農業科ハ明治廿四年五月課セシ以来　時々加除アリシガ同四十一年四月ヨリ正課トナル

英語科ハ明治廿四年五月教科トシテ教授セシガ同廿六年四月ヨリ廃止セリ

本校ニ裁縫科ヲ課セルモ明治廿四年十二月ヨリニシテ　専科教員ヲ置キシハ同四十二年四月ヨリニシテ爾来今日ニ至ル

これはいずれも、高等小学校の任意課目にあたるものである。明治二〇年『小学校学科程度実施方法』高等小学校課程表の備考に

一、裁縫ハ女児ニ限リ之ヲ課シ、農業及隊列運動ハ男児ニ限リ之ヲ課ス
一、女児ニ英語ヲ課スルトキハ、其時間ハ、裁縫ヨリ三時、作文・習字・体操ヨリ各一時ヲ取テ之ニ充ツ
一、裁縫・農業・英語ハ、規定ノ授業時間外ニ之ヲ課ス

とあることからも、理解されるだろう。ただ同年六月の上北郡戸長集会において、

一、尋常科ヘ農業科ヲ置クコト――本件ハ設クル事ニ定ム
一、農業科ヲ設ケタル学校ニ在リテハ、教員慰労金ヲ交付スル事――本件、適宜慰安スル事ニ定ム

（『戸長集会ニ関スル書類留』）

と決定しているところをみると、尋常小学校生徒にも、農業科を課したものと考えられる。

なお、明治二四年一一月一七日、七戸高等小学校長兼七戸尋常小学校長として、黒石正大が赴任するが、これについては項を改めて述べることにしたい。

第三節　川目簡易小学校・野々上簡易小学校

従来の小学校のうち、授業料ならび寄附金を以て設立する資力のない学校は、簡易科に変更せざるを得なかった。寒村の多い上北郡では、大半が簡易小学校となったのもやむを得ないことだった。

明治一九年七月七日、県制定の「小学簡易科教則」は、次のようなものであるが、全一一条の短いものである。

青森県小学簡易科教則　（抄）

第一条　小学簡易科ノ修業年限ヲ三箇年トス

第二条　小学簡易科ノ学科ハ、読書・作文・習字・算術トス

第三条　小学簡易科ニ於テ、児童ノ数六十人以下ノ場合ハ、学級ヲ分ツコトヲ得ス

第六条　小学簡易科ニ於テハ、一箇年内八週間及日曜日・大祭日・祝日ハ休業スルコトヲ得

第七条　小学簡易科ノ授業時間ハ、毎日三時トス

義務教育が有償のままで、「良キ臣民」の教育向上をはかることは困難であった。明治二二年末、七戸学区の就学率は四四・三九パーセント、実質就学率では二七・五七パーセントと低かったから、授業料無償の小学簡易科設置は、就学不振の打開をはかるうえで大きな期待がかけられていた。森文相自身、「今後ノ日本帝国ハ、簡易科ノ教育ヲ受クル人ヨリ成立ツト謂ッテモ不可ナキモノ」と述べているほどである。

県は、「学齢児童就学規則」（明治一九）をもって、就学督励をはかったが、期待したほどの効果はあがらなかった。明治二三年『上北郡学事年報』は、次のようにいっている。

就学規則ノ実行ハ、町村制施行以来勧誘主義ノ方法ハ、其効蹟ヲ見ル甚タ困難ノ状況アリ、是レ本郡ニ於テ実施上ノ結果ナリ、故ニ改正小学校令ニ依リ就学規則改定ノ際ハ、断然強制主義ヲ採ランコト切ニ冀望スルトコロナリ

「強制」的手段を講じてほしいと、くり言しなければならないほど、事態は深刻だったようである。

そうなったことの一つに、簡易科は「実ニ不充分ノ教育」と受けとられていたことにあるだろう。無償といっても、それは授業料・教科書だけであって、その他の出費については変わりがなかった。むしろ、労働力の一員でもあった子どもに、教育をうけさせる以上、尋常科と同等に学ばせたいという、親の願いがそこにあったのである。

こうした動向を察した県は、明治二二年七月、それまでの四教科に「修身・体育」を加え六教科とし、あるいは、三カ年の年限の外に「六箇月以上十二箇月以内ノ期限ヲ以テ、補修科ヲ設ク」などして強化をはかった。

上北郡の簡易小学校の推移をみると、

	高等小学校	尋常小学校（内、分校）	簡易小学校
明治二〇年	四	二二	三三
〃　二一年	三	二四　（一）	三〇
〃　二二年	三	二七　（四）	二七
〃　二三年	三	二五　（四）	三二
〃　二四年	三	三一　（八）	二七

となって、簡易科の改正は、一時的に効を奏したようであるが、時代の趨勢は尋常科をもとめていた。加えて、簡易小学校の生徒は、「貧乏人」というあらぬ蔑視をなげつけられなければならなかった。これを担当する教員も、「簡易科教員」と呼ばれ、尋常科教員より一段低いあつかいをうけていた。これが露骨にあらわれてくるの

は、簡易科より尋常科へ生徒を編入させるときである。「尋常ト簡易トハ、学年ニ長短有之為メ、自然生徒ノ学力平等不致ニ付、各年壱年ヲ下シ、仮令ハ元簡易の壱年生ハ其儘据置、弐年ヲ壱年ニ三年ヲ弐年ニ編入致度候」（『三沢市役所所蔵文書』）といって、不当なあつかいにあまんじていた。こうした差別と蔑視をうけ、耐えられなくなった父母・生徒は、簡易科を廃し尋常小学校の分校として存続をもとめたのであった。

「不就学者ノ多少ハ国家ノ安危存亡ニ関ス」という、森有礼の認識が生みだした簡易小学校だったが、それとはうらはらに、簡易科不振が増大して、ついに文部省は、明治二三年公布・同二五年施行の小学校令改正によって、簡易科はあっけなく消滅してしまった。

こうした動向とからんで、川目簡易小学校の移転改築が、七戸村会に議題となり、その存廃にまで発展している。明治二四年三月二五日の議事録を摘出してみる。

議　長　当学校ハ、西野へ改築ノ費用ヲ別項に掲ケ居ルカ、現在萩沢ニ在テハ最不便ナリ、西野ハ近傍村々へ連絡シ、且山舘・道地ヨリモ格別遠キニアラス、且大破ニ及ビタルヲ以テ此ノ際改築セサルヲ得サルナリ

（中略、改築否決される）

議　長　川目簡易小学校改築費全廃セラレタルヲ以テ、是迄ハ西野ノ家ヲ借リ月三十銭ニテ、授業シ居ルカ改築費全廃ニ至レルヲ以テ其借家料ニ困ルナリ、左様御承知アリタシ

十六番　三円六十銭、一ケ年ノ借家料ト建議ス、只今廃スルニアラス、学校令ノ施行ヲ見テ廃スル見込ナリ

夫レ迄ハ是ニテ見合ハスナリ

十一番　川目簡易小学校ヲ全廃ス、（十七番、十一番ヲ賛）

十八番　今ノ川目校ヲ移転セス、二十円ニテ修繕スト建議ス

七　番　借家料十二円トシ、夏分ハ西野、冬分ハ高屋敷ニシテ、交互移転スルコトヲ建議ス

十三番　改築費二十円トシテ、高屋敷ヘ置クコトヲ建議ス

（建議説はいずれも不成立、この件は翌二六日に持ち越す）

十六番　川目簡易小学校ヲ廃スルコトヲ建議ス、監督官長ハ聞届ケルヤ否ヤト云フナレトモ、本員ハ経費ノ為ニ廃スルニアラスシテ、実際不便ヲ感スルヨリ廃スルナリ、現今通学ノ生徒ハ十名内外ナレハ、此等ハ野々上或ハ本村ノ尋常校ニ通学スルモ五十歩百歩、敢テ遠キニアラサルヲ以テ、廃シテモ差支ナカラント思フ、各員御熟考ノ上建議ヲ採用アランコトヲ望ム

（否決、以下略）

議事録に不備があり、この後の議論はよく分からない。廃校説までとび出したが、一旦否決された改築も復活して、西野に移転改築している。

それ以前すでに、萩ノ沢の学校では通学に不便だし、校舎の破損もあって、西野の民家を借用していたことが読みとれる。『西野の歩み』によれば、西野への移転は明治二三年頃で、浦田円蔵宅にて授業したとある。「一年半位、学校ができるまで貸したようです。場所は台所と納屋で、オレのオヤジが習った」（浦田仁太郎談）と

いう。そうすると、川目簡易小学校の改築は、議事録からみて、明治二四年ということになる。場所は西野四番地で「建築材は役場の改築の時のもの、あるいは地方事務所が改築された時の、解体品を持ってきて建てた、この二つの説がある。使われた材料は、ものすごく大きく、又丈夫だったようです」（西野市郎談）といわれるように、簡易科は校舎新築にいたるまでも、恵まれたあつかいを受けなかったことがわかるであろう。

第四節　教育勅語と儀式

一般に教育勅語とよばれているが、正式には「教育ニ関スル勅語」という。明治二三年一〇月三〇日、明治天皇が下したもので、そのさい、通常の詔勅と異なり大臣副署をともなわない形式をとった。「国務大臣の副署のないことは、かえって天皇の意志のみから発せられたかのごとき形をとることになり、勅語の権威を国務詔書以上に高からしめるに役立ったばかりでなく、国務詔書の形式を避けて法規命令としての規範力をもたせない意図にもかかわらず、教育法規に採用されることによって、勅語に法的拘束力さえ加えられたのである」（家永三郎『国史大辞典』）。

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ　我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ　徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ　我カ信民克ク忠ニ克ク孝ニ　億兆心ヲ一ニシテ　世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ　教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス　爾臣民父

母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ　朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ　学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ　進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ　一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ　是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス　又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン　斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ　子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所　之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス　朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御　名　御　璽

教育勅語は、天皇・皇后の「御真影」とともに、その謄本が全国の学校に下賜されていく。

御真影は教育勅語に先だち、明治一五年頃から下賜されるようになったが、青森県には明治二一年六月、まず青森県尋常師範学校に頒布されたのが最初である。翌二二年一二月、模範的な高等小学校に対し、願いにより下付する方針が、文部省からだされた。

七戸小学校『沿革誌』は、この通達にもとづくと思われる記事を、「畏クモ、先帝明治天皇ト昭憲皇太后ノ御真影ハ、明治二二年一二月ニ本校ニ御下賜アラセラレタリ」としている。ところが、三戸小学校『沿革誌』では、二三年四月一三日の項に、「当高等小学校ガ、地方ノ模範タルベキ旨ヲ以テ、宮内庁ヨリ御下賜ノ命アリ、因テ町長ハ……拝受ノ為メ県庁ニ出頭」していたので、この日、生徒らは「列ヲ整ヘテ大向ニ奉迎セリ」と記している。『弘前市教育史』も、県庁において、知事より御真影を手渡されたのは、四月一一日のことであるとして

いる。そうしてみると、二二年一二月は通達が発せられた期日であって、実際に、七戸高等小学校に御真影が下賜されたのは、明治二三年四月一一日が正しいであろう。

「教育ニ関スル勅語」謄本は、上北郡下各村長、各校訓導を七戸村に招集し、「明治二十三年十一月十五日、上北郡総村聯合議事堂に於テ、交附式挙行セラレ」た（『大不動小学校沿革誌』）。あわせて、次のような訓示があたえられた。

内訓第八号

今般、教育ニ関シ

勅語ヲ下シタマヒタルニ付、其謄本及文部大臣ノ訓示各一通、各学校へ交付相成候ニ付テハ、尚ホ各学校ニ於テ、此際生徒ヲ会集シテ奉読式ヲ行ハシメ、而シテ其挙行シタル日時及状況ヲ報告セラルベシ

右内訓ス

明治二十三年十一月十五日

上北郡長　石井信敬　印

（『百石町誌』）

こうして「勅語奉読式」が行われるようになるのだが、それは一回限りのものでなく、「御真影」への最敬礼とあわせ、「自今各学校ニ於テ、天長節・紀元節・新年開校式日・学年始業日・卒業証書授与式日及学校設立記念日、其他毎月初日ニ、生徒ヲ会集シテ奉読シ、且文部大臣ノ訓示ニ依リ、意ヲ加ヘテ諄々誨告シ、生徒ヲシテ

夙夜ニ佩服スルトコロアラシメ、以テ聖意ノ在ルトコロヲ貫徹セシムヘシ」（『知事訓示』）というように、以降、昭和二〇年の敗戦にいたるまで、継続することになる、その始まりだったのである。

しかし、一一月一五日交付の教育勅語は仮謄本であったから、翌二四年になって、直接文部大臣から交付を受けている。大不動小学校『沿革誌』は、先にあげた記事に続いて、「明治二十四年二月五日、勅語謄本及文部大臣訓示一部ツヽ拝受セリ」とはっきりした表現はとっていないが、折茂小学校『沿革大要』は、「明治二十三年十月勅語謄本ヲ拝受ス（明治二十四年三月二十六日到着）」と、明瞭に記している。

これほどまでして、教育勅語の頒布がいそがれたのは、当時、徳育論の混迷が背景にあったからである。いろいろな徳育論議に結着をつけ、天皇制国家を思想面からささえるためにも、国民道徳の絶対的基準・教育活動の最高の原理をしめす必要にせまられていたのである。

これ以来、教育勅語は学校教育の基本とされ、学校教育の教育内容は、すべて勅語の趣旨にそって行われるようになった。ことに「修身」は、それまで口授によっていたものが、教科書の検定制度とあいまって、教育勅語の徳目に準拠した教科書を使用するようになった。そればかりでなく、以後、国家の教育への思想統制は、主として、この修身の教科書を通して行われていくのである。

また、これにともなって、学校行事が制度化されるようになる。学校行事のはじまりは「儀式」である。これまで休日であった祝日・大祭日やはっきりした基準をもたなかった学校儀式は、明治二四年六月「小学校祝日大祭日儀式規程」によって、制度として確立をみるのであった。

小学校祝日大祭日儀式規程（抄）

第一条　紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニオイテハ　学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ　左ノ儀式ヲ行フベシ

一　学校長・教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ　且両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス

但未タ御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ　本文前段ノ式ヲ省ク

二　学校長若クハ教員　教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

三　学校長若クハ教員　恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ　聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ歴代天皇ノ盛徳鴻業ヲ叙シ　若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ　忠君愛国ノ志気ヲ涵養センコトヲ務ム

四　学校長・教員及生徒　其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス

第三条　一月一日ニオイテハ　学校長・教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第一款及第四款ノ儀式ヲ行フベシ

学校儀式の第一にあげられているのは、「紀元節」である。これは、『日本書紀』にもとづき、神武天皇が即位したといわれる日で、二月一一日、現在の「建国の日」にあたる。第二の「天長節」は、明治天皇の誕生を祝

した日で、一一月三日である。この二つに、一月一日に行う「四方拝」を加えて「三大節」といい、ことに重要な儀式として義務づけられていった。

ところで、儀式規程第一条四項には、「祝日・大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」とある。ここで「合唱」といってるのは、多人数で一緒に歌ういわゆる斉唱のことであるが、当時「唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ」とした時代であったから、「相応スル唱歌」の選定にてまどり、「祝日・大祭日歌詞並楽譜」が制定されたのは、明治二六年八月のことであった。これには、「君ヵ代・勅語奉答・一月一日・元始祭・紀元節・神嘗祭・天長節・新嘗祭」の八曲が決定になっているが、「歌詞・楽譜ハ主トシテ、尊王愛国ノ志気ヲ振起スルニ足ルヘキモノ」であった。

そして、この式歌とともに、唱歌の授業がはじまるようになったのである。七戸小学校『創立九十周年誌』に、明治二二年入学の藤島いよが、「三浦先生というと、始めて手風琴（今のアコーデオン）で君が代をやったのを思い出しました……。」と証言している。

第五節　小学校令改正と校舎新築

文部省は、明治一九年の「小学校令」を廃止、同二三年一〇月七日、新たに「小学校令」を公布した。これは通常、小学校改正ないし改正小学校令または第二次小学校令と呼ばれているものだが、内容においてまったく異

なっていた。この制定の直接的契機は、二一年四月に公布された市制・町村制に対応していた。市町村に対する小学校設置義務の具体化、小学校教育の実施運営に関する法制を明確化することにあったが、同時に、小学校制度を一層整備することにあった。

しかるに、この第二次小学校令は、教育勅語作成の本格化と並行して、その内容が改められていった。そしてこれを公布するだんになって、法律として制定しようとする文部省に対し、議会の教育行政への干与を嫌う枢密院の反対によって、勅令として公布された。「この結果、兵役・納税とともに国民の三大義務とされる教育義務は、帝国憲法上、前二者とは異質の位置を与えられた。つまり、教育義務のみは第二章臣民の権利義務によって規定されず、天皇の行政大権に属する命令＝勅令によって定められた。帝国憲法第九条は、「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム」とあり、教育立法勅令主義の確立は、教育義務が天皇の臣民に対する「幸福増進の配慮」において成立することを意味していた。この帝国憲法＝教育勅語体制の天皇による慈恵的教育観は、長く日本人の教育義務意識を拘束することになった」（森川輝紀『日本現代教育史』）。

この小学校令は、明治二四年四月八日「小学校設備準則」、同一一月一七日「小学校教則大綱」等の関係諸規則をまって、二五年度から実施されたが、これによって小学校は、制度上の基礎を確立したといわれる。

改正小学校令は、「第十七条、小学校ニ於テハ校舎・校地・校具・体操場ヲ備ヘ、又農科ヲ設クル小学校ニ於テハ、農業練習場ヲ備フヘキモノトス」と、初めて学校の校舎等の設備に関する規定をもうけた。これを受けた

「小学校設備準則」は、校舎・教室からはじまって、井戸・便所・教材・備品等一七条にわたっているが、その一部を掲げる。

小学校設備準則　（抄）

第一条　校地ハ日当リ好ク且成ルヘク開豁乾爽ナルヲ要ス

校地ハ喧闐ニシテ授業ニ妨アル場所、危険ナル場所、道徳上嫌忌スヘキ場所、停滞セル池水其他凡テ悪臭アリ　若クハ衛生上ニ害アル蒸発気ヲ生スル場所ニ接近スヘカラス

校地ヲ択フニ方リ衛生上ノ利害明ナラサルトキハ　医師ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第二条　校舎ニハ

天皇陛下及

皇后陛下ノ　御影並教育ニ関スル　勅語ノ謄本ヲ奉置スヘキ場所ヲ一定シ置クヲ要ス

第三条　校舎ハ成ルヘク平屋造ナルヲ要ス　若シ二階造ナルトキハ成ルヘク幼年生ノ教室ヲ階下ニ置クヲ要ス

校舎ヲ新築スルニ方リテハ将来増加スヘキ生徒ノ員数ヲ見積リテ　成ルヘク将来ノ増築ニ便宜ナル計画ヲ為シ　又ハ成ルヘク予備ノ教室ヲ設クルヲ要ス

第四条　各教室ノ大サハ其内ニ入ルヘキ机並座席ノ数、大サ及排置方ニ応シテ之ヲ定メ　生徒四人ニ付凡一坪ヨリ小ナルヘカラス

各教室ハ一教員ノ同時ニ教授シ得ヘキ員数ノ生徒ヲ容ルルヨリ大ナルヘカラス

第五条　校舎ハ生徒ノ帽、傘、雨衣、足駄等ヲ置クヘキ場所ヲ備フルヲ要ス

校舎ハ成ルヘク講堂、物置等ヲ備フルヲ要ス

こうした動向を背景にして、七戸小学校の校舎新築が日程にのぼってきた。しかし当時の学区民にとって、学校建築は大事業であった。国庫補助などもちろんなかった時代であるから、その経費は直接あるいは間接に学区民の負担であった。新築経費一四九〇円をどう支弁したか、くわしい内訳は不明だが、各戸に割当てた割賦金、学区内有志者の寄付金が主なものであろう。

断片的な新築関係書類によると、「七戸小学校建築工事」は、明治二四年一月二五日契約が結ばれているが、「請負工事ハ、来ル明治二十四年二月五日ヨリ供用材料ヲ蒐集シテ、四月廿日ヨリ起工シ、同年七月廿五日迄ニ必ス竣工スヘシ」となっていた。ところが『百年誌』は、「十二月校舎竣工移転」としているから、工事はかなり難行したのであろう。それというのも、当時はまだ、建築依頼者も請負者にしても、西洋館造りの学校建築にはなじんでいなかったのである。明治二六年度の予算書において、新築間もない校舎に手を加えなければならなくなったことに、そのあたりの事情がよく表われている。

七戸小学校舎壱棟新築経費金壱千四百九拾円ヲ以テ請負ニ附托シタリ　然ルニ当初設計者ヲシテ目論マセタル仕様面　今ニシテ省思スルニ一意費用略減ヲ主トシタルノ傾キアリ　為メニ実際挙工ニ臨ミ幾多ノ欠点ヲ示シ　敢テ仕様面ノ如ク執行セシメントセハ　勢ヒ粗雑ノ出来形ヲ告クルノ恐アリ（中略）建築臨時委員ノ

協賛ヲ得テ　仕様面ノ洩レ或ハ不足ナルモノヽ必要欠ク可カラサルモノハ　是ヲ補足シ与フルコトヲ許シ
又間取ノ狭隘採光窓ハ不足ニシテ　現ニ使用上支障ノ憂アリト認メシモノヽ増加変更ヲ命シ　是等ヨリシテ
第一項掲記ノ増費ヲ来タシ　校舎成ルノ後チニ於テ　樓上樓下ノ通廊採光ノ猶不充分ナルヲ感スルヲ以之ヲ

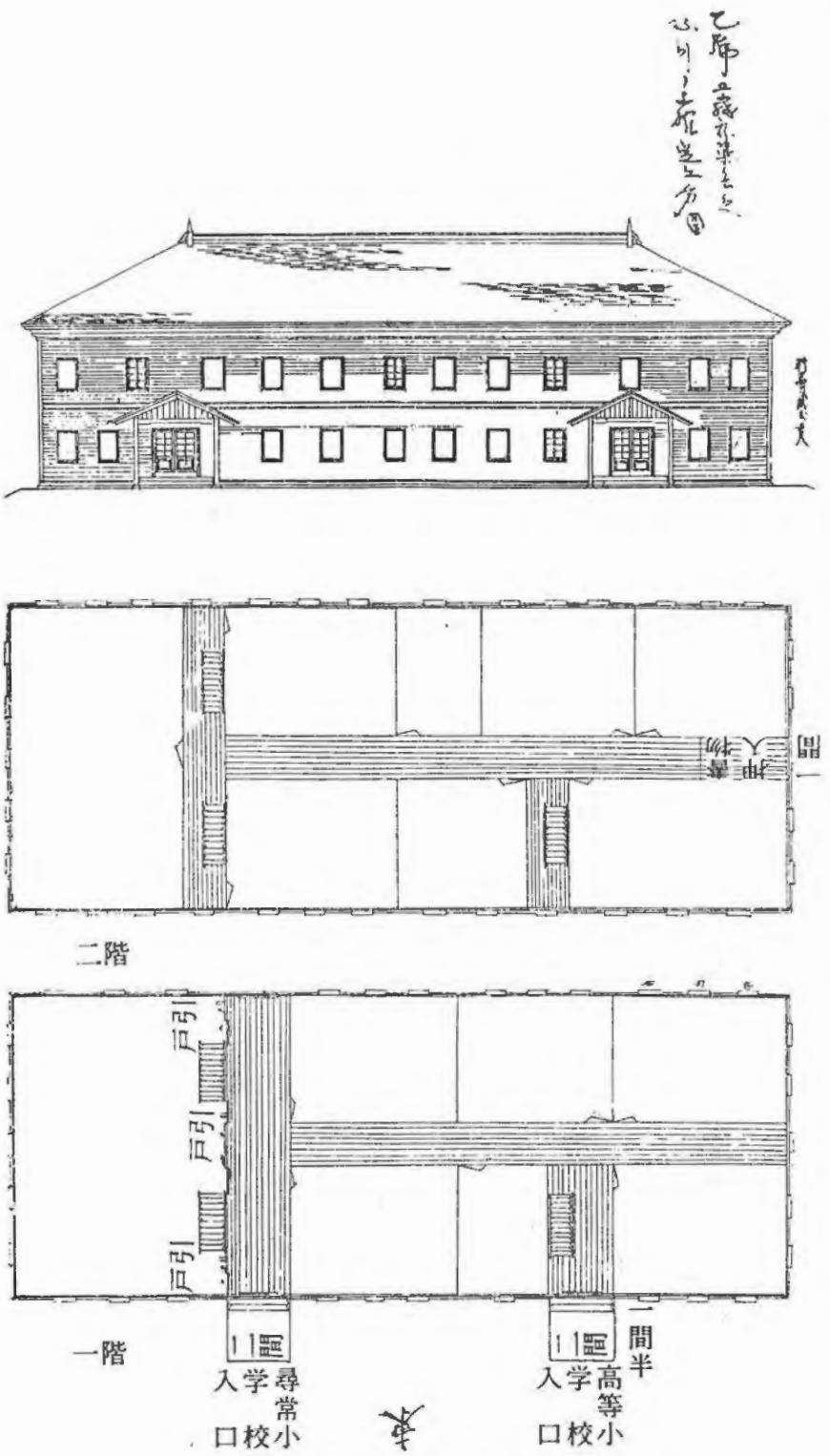

明治24年新築校舎

改設シタルニ依リ　第二項掲記ノ増費ヲ生ス　亦タ本事業ノ工事外ニ始終ノ諸雑費トシテ　第三項ノ費途アルノ已上ノ要費ハ畢竟スルニ　当初能ク設計ノ精粗ヲ周密究査セサルノ責ヲ免カレスト雖トモ（中略）一ニ校舎ノ完全ヲ企図セシ目的ヲ誤ラサルモノト信スル所也　尚ホ第一項費途ノ詳細ヲ表明スルカ為メ　別冊廉書ヲ副ハ玆ニ之レカ認定ヲ要ス

南北一八間、奥行七間、二階建のこの校舎を、故工藤祐司は次のように回想している。

玄関は南側と北側と両方にあり幅は二間位であった。北側のは先生方の昇降口で、南側は児童用であった。校舎の中央には上下とも一間幅の廊下があって、その左右が幅の狭い教室で多くは小さかったが、中には長さが七間位もある。うなぎの寝床みたいな室もあった。職員用の入口を入ると、すぐ左には一間位の階段があって、その下が炭小屋になっていた。右側は職員室で、入口から、まっすぐ廊下を通って行くと小使室であった。南側は玄関を入って左は階段で反対側にも同じような階段があった。両方の階段の南側は体操場で八間に五間位あったろう。中央に太い柱が二本立っていて不便であった。体操場の入口が廊下につづいていた。便所は体操場の西側にあった。御真影の奉安所は二階の東側の小さい室で安置所の札を掲げていた。体操場の上は真中をしきって二教室、廊下の東側に大小三室、西側に大小三室、下には東側に職員室の外一室、西側に小使室の外に二教室だったと思う。

（『小学校教育百年誌』）

そうして、新築なった校舎に、七戸尋常高等小学校として、改めて明治二五年一二月二九日、御真影の拝戴を受けたのだった。

第六節　七戸尋常高等小学校ならびに西野分校・荒屋分校

明治二五年二月一三日、七戸村議会が開かれ、改正小学校令にもとづく小学校設置について審議された。

高橋村長　本日ハ出席員七人ナルモ再会ノ召集ナルヲ以テ　町村制第四十三条ノ但書ニ依リ村会ヲ開ク

小学校令第廿六条第二項ニ依リ　其村ニ於テ設置スヘキ尋常小学校ノ校数并位置左ノ通リ之ヲ定メントス

上北郡長　井上　跳蛙

一、尋常小学校数　三個

一、尋常小学校位置

七戸村　同支西野　同支荒屋

十五番　左ノ理由ヲ以テ　尋常小学校一個七戸村ニ置クト修正

西野荒屋ハ廃ス　本村ニアル学校ト同シ位置ニ置クハ民費ニ堪ヘス　支村ニ一校位ハ置クヘシト云フ論者アルヘキモ　其位置ノ適当ナル場所ナシ　倉岡ニ置カレス　荒屋萩沢ニ置カレス　寧ロ廃スルヨリ外ナシ　ヨシ之ヲ置クモノトスルモ授業料ヲ徴収スル以上ハ　タトヘ督責スルモ維持スルニ難アラン　故ニ此ノ校ヲ廃シテ本校ニ通学サスル見込ナリ　先ヲ時機ノ至ルヲ待ツヨリ外ナシ

十七番　十五番ニ賛成ス

議　長　十五番ノ説ハ議題トナリタルニ依リ採決ス

十五番ノ説ニ不起立者　二番　十六番　二名

依テ十五番ノ説ニ確定ス

すなわちこれまでの川目簡易小学校・野々上簡易小学校を廃校とし、本村の尋常小学校の一校だけにすることを決議したわけである。しかしこの案は、認可を得ることができず、三月九日、郡長指令により、西野分校・荒屋分校として存続することとなった。

議会側では、廃校とする意見が根強くあって、四月一五日、教育費の審議にあたっても次のような建議がだされている。

九番高田君　二次会ニ先ッテ建議ス

両分校廃スルノ主意ナリ　若シ建議ハ採用ニナレハ　委員ヲ設ケ其筋ヘ請願書ヲ出シ認可ヲ乞フノ手順ナリ（中略）是迄生徒ノ出席ヲ見ルニ両校ニテ一ケ月平均三十名ナリ　此レラ満足ニ出席スルニアラス（中略）之レヲ教育スルニ殆ント二百円近クノ金額ヲ費ス　今日ノ場合忍ヒサルナリ　且支村ノ人民ハ七戸市中トハ大関係ヲ有シテ　親戚同様ナルモノ多々アリ　故ニ本校ニ入学サスルトキハ其村ニ於ケルヨリ進歩上甚好カラン　此ノ如キ者ニ対シ補助ヲ与フルノ主意ナリ　建議ヲ採ラレンコトヲ希望ス

高等科については、令第五条に「尋常小学校ノ教科ト高等小学校ノ教科トヲ、一校ニ併セ置クコトヲ得」とあるのを受けて、四月一一日の議会は、「従来設置スル所ノ高等小学校ヲ維持継続シテ、尋常小学校ニ併セ置ク」ことを決定した。同時に、高等科・尋常科ともに修業年限を四カ年と定め、授業料についても、

村立小学校授業料納額規定

一、併置高等小学校ノ授業料ハ　級別ニ左ノ如ク月納セシムルモノトス

一年級ノ者　金拾五銭
二年級ノ者　金弐拾銭
三年級ノ者　金弐拾五銭
四年級ノ者　金三拾銭

一、尋常小学校ノ授業料ハ　均一ニ金拾銭ヲ月納セシムルモノトス

一、支西野 支荒屋 両分校ノ授業料ハ　均一ニ金五銭ヲ月納セシムルモノトス

とした。

教員任用にあたって、議会に提出した原案は、「教員給料一〇五六円、小学校長月俸弐拾円、訓導七人内月俸拾三円一人・拾円三人・八円一人・六円二人、雇教員一人月俸五円、各十二ヶ月分」とあったものを、四月一七日の議会において訓導については「十二円一人・九円三人・八円一人・六円二人」とし、雇教員（裁縫教員）は「壱円五十銭」と定めた。理由は「減スルハ情ニ於テ忍ハレズ、然レトモ……人民ノ困難ナルヲ以テ、教員モ

面白クアラサルヘキモ忍ンテ貰ヒタシ」あるいは、「教員其人ハ当村ノ住民ナリ、現今当村ノ経済上ニ対シ、徳義上忍ンテ貰フノ精神ナリ、教員其人モ一円ヤ二円減シタリトテ、止メルト云フ不徳義ノ人モアラサルヘシト確信セリ」という。もって当時の教員の置かれている地位が、分かるであろう。

こうして四月二八日、高等科併置の申請を行い、その許可がおりたのは、明治二五年五月九日のことであった。ここにおいて名実ともに、昭和一六年にいたるまで長く使用された校名、七戸尋常高等小学校の誕生となった。学校長に任命されたのは、黒石正大であった。

黒石正大は、文久元年（一八六一）一一月一七日、黒石藩家老の家に生まれたといわれ、尚太郎といった。明治一三年二月青森師範学校本科を卒業し、爾後、三戸郡教督、津軽各地で教員長・校長を務めて、七戸には同二四年一一月一七日、七戸高等小学校長兼七戸尋常小学校長として招聘した。この時すでに、「此ノ年度中ニ学校令発布ニナルトキハ、自然高等・尋常合併セサルヲ得ス、斯クナル上ハ校長ヲ置クハ最モ必要ナリトス、故ニ二十円の教員ヲ雇ヒ置ク積リナリ」（『議事録』）といっていることからも、尋常高等小学校への移行を見通した措置だったことがわかる。

黒石氏を回想する人は、「公明正大その名も床し、言語明晰凜乎（りんこ）たり、教授極めて端的に事理明快に淀みなし」（熊谷保吉『翁草会誌』）、あるいは「先生は学問該博、頭脳明敏で才気煥発、音吐朗々で弁説爽快、県教育会などで演説すると知事以上だと感嘆されたものである。身体は小さいが眼光が鋭く、まっ黒な口髭が威厳を添え、黒の紋付羽織に袴を着、白墨箱と教科書を持った両腕をやゝ開き目にして悠々と歩かれる風景は、古武士を

思はせるものがあった。熱心な徒歩主義者で、毎朝出勤前に二・三里の道を往復したものである」（工藤祐司『小学校教育百年誌』）といっている。

七戸尋常高等小学校の系統図、および尋常科課程表を示すと、次のようになる。

第九図　明治二五～三三年　七戸尋常高等小学校系統図

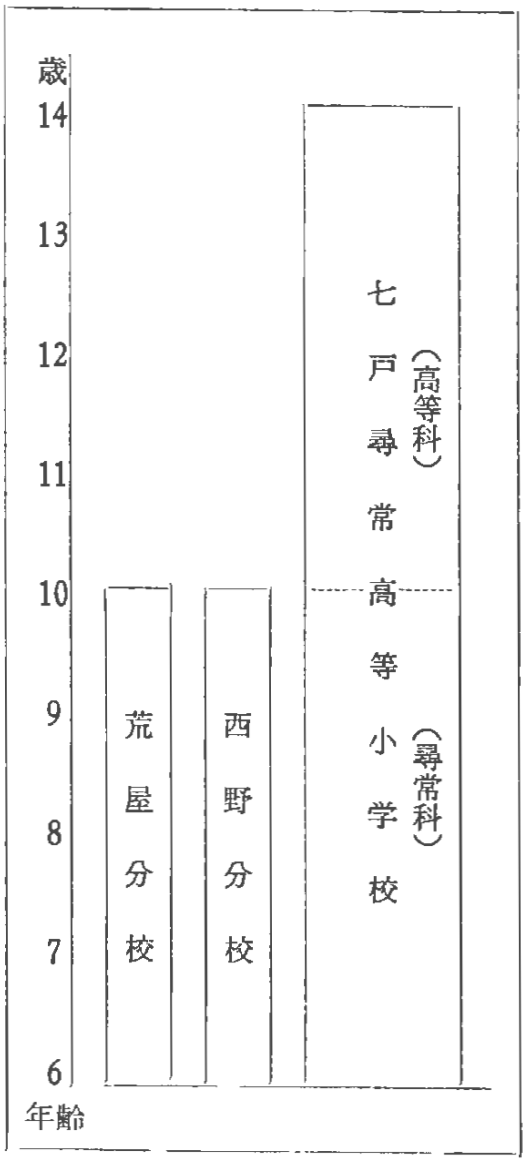

第一八表　尋常小学校教科課程表

教科目＼学年	毎週教授時間	第一学年	毎週教授時間	第二学年	毎週教授時間	第三学年	毎週教授時間	第四学年
修身	三	人道実践ノ方法	三	人道実践ノ方法	三	人道実践ノ方法	三	人道実践ノ方法
読書	九	片仮名平仮名、短句	六	近易ナル漢字交リ文（仮名文ヲ交ユ）	六	近易ナル漢字交リ文	六	近易ナル漢字交リ文
作文		近易ナル漢字交リノ短文	四	近易ナル漢字交リ文（仮名文ヲ交ユ）	四	近易ナル漢字交リ文日用書類	四	近易ナル漢字交リ文日用書類

習字	五	六	六	六
	片仮名、平仮名 近易ノ漢字交リノ短句	近易ノ漢字交リノ短句 日用文字	日用文字 日用書類	日用文字 日用書類
算術	六	六	六	六
	二十以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル計ヘ方及加減乗除	百以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル計ヘ方及加減乗除	千以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル加減乗除通常ノ小数ノ計ヘ方	万以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル加減乗除
体操	三	三	三	三
	遊戯	遊戯 普通体操	遊戯 普通体操	普通体操 男兵式体操
計	二六	二八	二八	二八

一　本表ハ修業年限四箇年ノ多級ノ学校ノ教科課程表ニシテ　修業年限三箇年ノ多数ノ学校ニ於テハ　其修業年限ニ該当スル各学年ノ課程ニ準シ　之ヲ修了セシムヘキモノトス

一　甲乙両学年ノ児童ヲ合シテ編制シタル学級ニ於テハ　二箇年間ニ之ニ該当スル学年ノ課程ヲ修メシムヘシ　他ハ之ニ準ス

一　単級ノ学校ニ於テハ其修業年限ニ該当スル課程ニ準シ　之ヲ修了セシムヘシ

一　土地ノ情況ニ依リ　日本地理日本歴史図画唱歌手工裁縫ノ一科目　若クハ数科目ヲ加フルトキハ　其教授時間ハ便宜読書以下ノ諸科目ノ中ニ就キテ　毎週四時以内ヲ取リ　若シ足ラサルトキハ毎週教授時間ニ二時以内ヲ加ヘテ之ニ充ツルコトヲ得　此場合ニ於テハ該教科目ノ程度及毎週教授時間等ヲ具シ　知事ノ許可ヲ受クヘシ

一　児童入学ノ初メニ於テハ　便宜本表ノ時間ヲ十八時マテ減スルコトヲ得

高等小学校の教科目は、尋常科の修身・読書・作文・習字・算術・体操に加えて、日本地理・日本歴史・外国地理・理科・図画・唱歌の一二教科があり、女子には裁縫を課した。このうち「土地ノ情況ニ依リ、外国地理・唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得、又幾何ノ初歩・外国語・農業・商業・手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得」となっていた。

七戸高等小学校では、「随意科目、英語科ヲ課セリ」（『沿革史』）という。秋山秀雄は「高等四年ニハ校長黒石先生ニ就キ、明治廿八年三月卒業ノ栄ヲ得、橋本東三、鷹山生賢、福士光直、石川浩ノ四君ヲ同期トス、而シテ黒石先生ニハ校務多忙ニモ拘ハラズ、生等四年生ノ為メニ、毎朝午前五時頃ニ登校セシメ、英語ナショナルリーダー及国史ヲ講義セラレ」たと書いている（『覚書』）。

また明治廿九年九月より、尋常・高等科共に手工科を課していた（『沿革史』）。

第七節　校内細則と学校行事

この頃になると学校内においても、諸規程等が成文化、諸行事が制度化されてととのうようになってきた。すでに、明治廿五年三月には、「小学校ニ於テ備フヘキ帳簿」として「生徒学籍簿・日誌・図書目録・器械器具目録・職員出勤簿・月末及年末調査表・教授細目等ノ諸表簿・試験ニ関スル諸表簿・右ノ外必要ナル諸表簿」（『小学校舎校具表簿等設備標準』）をあげている。

ついで明治二六年二月、県通達によって「校内細則」を制定したことが、大不動小学校『沿革誌』にみえる。これは七戸でも同様だったと推定するが、七戸尋常高等小学校『沿革誌』では、その部分が失われたページになっていて、その次に「校内細則ノ改定」とあって、「校内細則ヲ改定シテ児童ノ訓育養護ニ功果(ママ)ヲ及ボシ、職員吊慰親善ニ奏功アリシハ明治四十一年四月ヨリナリ、爾後年所ヲ経テ改廃アリシモ、現行ノ基礎ハ実ニ此時ニアリ」と記している。

このうち、懲罰については、大不動小学校「校内細則」とほぼ同じようなことがあったとみえ『創立九十周年誌』は、「昔の罰にも段階があった……。1、席に立たせる。2、教壇のわきに立たせる。3、廊下に休み時間も立たせる。4、女の教室に立たせる。このような順序で罰があった……。」（戸舘第太郎談）といっている。男子に対するそれであろうが、男女が別々の教室で授業を受けた時代ならではのもので、女子教室に立たせられる男子の屈辱は、そうとうなものであったにちがいない。

『沿革誌』といい、校内細則といい、七戸小学校には整備された書類は、ほとんど残ってないといっていい。すでに明治二五年の段階で、沿革誌を編纂することが示されていたのだから、おそらく各校とも編纂に手がけているはずである。現に『明治廿六年一月、沿革誌、新舘尋常小学校』と記されたものが残っている。だから、七戸尋常高等小学校でも、沿革誌が作成されてあったことと考えられる。現在の『学校沿革誌』は、大正五年のものであるから、それではいかにも遅すぎるだろう。沿革誌編纂については、その後もくり返し通達がだされているところをみると、すでに困難だったことは想像されるが、編集されなかったことは考えにくい。したがって、

当時の沿革誌は所在不明になったものと思える。

学校行事は、まず祝祭日ことに三大節の儀式から始まったといえる。次いでこの儀式に仲間入りしたのは、開校式と卒業式である。

開校式というと、入学式あるいは学校開設に誤解されやすいが、そうではなく、新年最初の始業をはじめるにあたって行う儀式で、いわゆる寺子屋の鏡開きないし道場開きなど、仕事始めの習慣が学校行事となったものである。どのような式次第だったか知るよしもないが、校長より訓示があり、その後生徒代表の答辞が読みあげられていたことが、次の文章に明らかである。

答　辞

学芸ヲ研磨シ才能ヲ練達シ徳行ヲ脩ムルハ　吾々生徒タル者ノ責任ナリ　今日辱クモ本校校長吾々学術奨励ノ事ヲ陳述セラル　故ニ以後日夜勉励シテ怠ラス　以テ本校ノ名誉ヲ輝サントス　此ニ生徒総代ニ代テ謹テ答辞ヲ綴ル

七戸尋常高等小学校生徒
総代　工藤　百人

明治二十六年一月十六日

開校式とならんで、重要な学校儀式となったのは、卒業式であった。当時の式次第については、明治二四年和徳尋常小学校のものが記録されてあるので、これを参考にかかげるが、その後長く続いた形式がすでにみられる

から、もうこの頃には一般的なパターンになっていたとみてさしつかえない。

明治二十四年七月三十日　和徳尋常小学校卒業証書並修業証書授与式執行手続

一、生徒着席　二、賓客着席　三、生徒唱歌　三年級女生　螢の光
四、証書授与　五、勅語奉読　六、生徒唱歌　四年級女生　師の恩
七、職員賓客ノ演説　八、卒業生徒ノ答辞　九、生徒唱歌　生徒一同　君が代
十、一同退場　十一、茶菓饗応　十二、卒業生ノ体操

（『弘前教育史』）

『弘前教育史』の筆者は、「しかし、いきなり『螢の光』で歌ったり、唱歌を歌うのが女生徒だったりというのがおもしろい。当時の音楽教育の程度はずいぶんと低いもので、おそらく男生徒は『螢の光』も『師の恩』も正しく歌えなかったのではなかろうか。」と評しているが、まったくその通りだったに違いない。

証書授与の際の作法について、いく分後のものであるが、裁縫科教師であった米内山みつが、「明治卅五年分、作法科教案」で述べている。

題目　卒業証書幷賞品の受け様

㈠　卒業証書の受け様は、先づ之を渡すべき人の凡そ三歩前に進み出で、両足を揃へ此所にて一礼し、右の足より三歩進み、左の手にて証書の中程の稍々上の方を下より受け、右の手にて其の下の端を持ち、推し戴きて左の足より三歩退き、其所にて右手を証書の中程に進めて掌の上に之を持ち、左の手を膝に垂

れて敬礼し、左の手を証書の下の端に添え、上座に廻り、再び左の手を膝に垂れて立ち帰るなり。

(二) 賞品の受け様は卒業証書に同じ。

また、答辞の例を左に示す。

答　辞

惟フニ学校ヲ設置スル所以ノモノハ人才ヲ養成ス　国家ノ富強ヲ計ルニアリ　曩ニ生等本校ニ入学セシハ明治十九年ノ初春ニシテ　爾来朝夕教員諸氏ノ訓誡ヲ辱フシ　漸ク本日ヲ以テ卒業盛栄ニ遇フヲ得タリ　欣躍何ンゾ堪ユベケン　抑モ生等性魯質鈍ナルモノニシテ　而シテ能ク今日アル所以ノモノハ　偏ニ教員諸氏ノ薫陶奬励其宜シキヲ得タルニヨラズンバアラザルナリ　生等恩師多年ノ功労ヲ曠フセザランガ為　歩武着々学ヲ修メ才ヲ養ヒ　以テ国家ノ良民タルヲ期セン　聊カ微衷ヲ陳シ諸氏ノ懇諭ニ答フ

明治二十七年三月二十三日

七戸高等小学校卒業生総代

西　野　慶　治

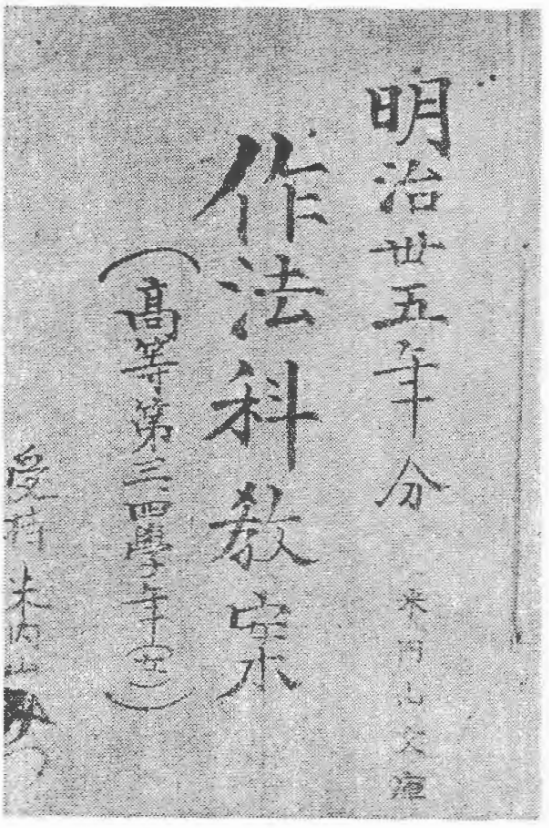

作法科教案（明治35）

儀式とならぶ学校行事に、運動会があった。「今

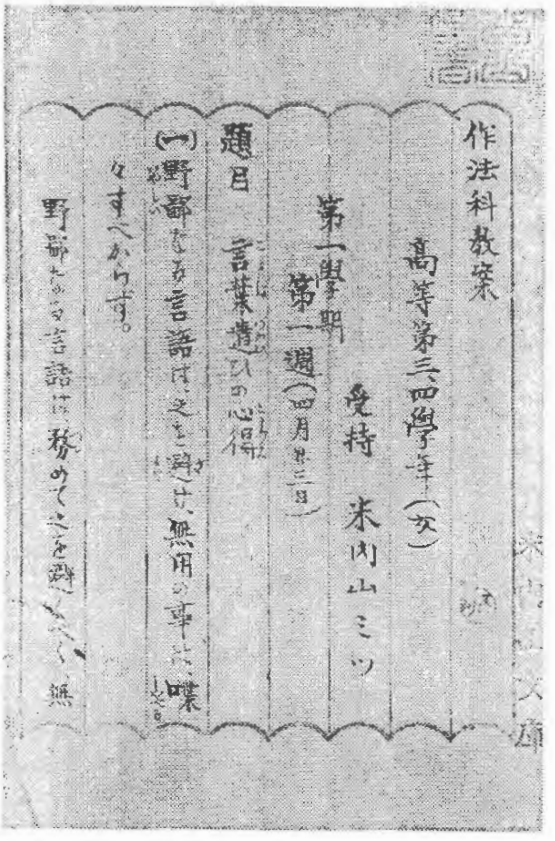
作法科教案
高等第三、四學年（女）
受持　米内山ミツ
第一學期
第一週（四月廿二日）
題目　言葉遣ひの心得
（一）野鄙なる言語は之を避け、無用の事は喋々すべからず。
野鄙なる言語は務めて之を避けべく無

同1ページ

の学校と違って私らの頃は、行事は何もありません。せいぜい運動会ぐらいのものでしたよ。それも、学校に運動場がなかったから、小山平だの川去平・登り平など、あっちこっち行ってやりました。運動会といっても、ただ走ったり、旗っこ取ってきたり持って来たりするだけです。明治二九年か三〇年ごろから始まったようです。」（工藤祐司談）という。

しかし運動会は、学校行事に変化を与え、かたくるしい儀式と違って、野外での活動は子ども達の渇望するところであり、地域住民参加の一大行事に発展していった。学校外へ出る行事に、遠足・修学旅行がある。遠足は祖先神の祭礼日に参拝することの延長とみられるが、修学旅行は諸外国にも例をみない、日本独特のきわだった学校行事である。

七戸尋常高等小学校の最初の修学旅行ともいえるものは、上北郡水陸物産品評会にともなうものであった。この第二回品評会が、明治二六年一一月一〇日より一六日まで三本木尋常高等小学校を会場として開催され、その際、引率されて見学を行っている。

十一月十五日　晴

入場人員三百三十四人　褒賞授与式挙行　後来賓ニ祝酒ヲ饗応ス

午後　七戸尋常高等小学校生徒七十名　教師ト共ニ縦覧ス

（『青森県上北郡水陸物産品評会報告』）

これだけで、明確な修学旅行とするには、やや物たりない気もするが、これが引き金となって、次のような旅行に発展していったとみられる。三戸小学校『沿革誌』、明治二七年の項に

三月二八日

七戸小学校長黒石正大、高等生十一名ヲ引率来校、自炊一宿ス

とあるのがそれである。日数・日程等、詳かでないが、こうなると、もう立派に、修学旅行と呼べるだろう。ついで、二七年一一月の第三回品評会が、野辺地尋常小学校で開かれると、やはりこれにも参加している。

十一月十一日　晴天

本日、七戸尋常高等小学校生徒二十余名、同校長黒石正大ニ引率セラレ縦覧ス

（同報告）

こうしたことが定例となって、学校行事化していったらしいことは、工藤祐司の談によって推測することができる。「高等科になると、修学旅行をやりました。毎年とは行かなかったけれど、二学級ぐらい一緒になって、三本木とか野辺地へ旅行しました。三本木の学校の体操場で休んでですな、お茶だのお菓子だのご馳走になって、そして帰ってきたんです。野辺地も同じですな。」

ともかく、子どもらにとって最大の喜びとなる修学旅行が、定着していくのであるが、この始まりの頃は、その教育的意義を、「わが国では長距離を歩くことによって、身体の鍛練をするということが主な目的であった。またこれによって団体的訓練も学ぶことができるとされ、自然の観察とか、歴史的・文化的遺跡の見学は中心ではなかった。」（唐沢富太郎『明治百年の児童史』）としていたのである。

第八節　郡視学と学務委員

改正小学校令では、地方教育行政制度について、基本的なわく組が成立している点でも特徴的である。その一つに、視学制度が導入されたことがあげられる。第六六条に「郡ニ郡視学一名ヲ置キ、府県知事之ヲ任免ス」、第六七条に「郡視学ハ郡長ノ指揮命令ヲ受ケテ、郡内ノ教育事務ヲ監督ス」とあることによるものである。

これを受けて県が定めた、明治二五年三月三〇日「郡視学職務要項」には、「郡視学ノ監督スヘキ教育事務ノ要項」を、左の通りとしている。

一　小学校設備ノ完否並其管理ノ状況

二　小学校経済ノ適合並基本財産管理ノ状況

三　教員配置ノ当否及各教室ノ整否

四　教員ノ勤惰並授業ノ状況
五　学校風紀ノ粛否及衛生上ノ状況
六　学齢児童通学路程ノ難易
七　学齢児童就学及出席ノ状況其学業ノ進否
八　授業料徴募及免除ノ状況
九　小学校生徒大小試業ノ状況
十　小学校生徒奨励ノ状況
十一　家庭其他ニ於テ尋常小学科ヲ修ムルモノ並幼児保育ノ状況
十二　私立小学校教育上に関スル状況
十三　小学校諸表簿ノ整否
十四　町村長、区長等教育事務執行ノ状況
十五　学務委員服務ノ状況
十六　教育上諸集会ノ情状
十七　教育ニ関スル法令実施ノ状況並其利害

ところで、令の規定には、「郡視学ヲ置カサル」場合は、「郡吏員ノ一名ニ命シテ、郡視学ノ名義ヲ以テ其職務ヲ行ハシム」とあることから、上北郡会は、再度にわたって郡視学設置を否決している。すなわち、「新令施

行、郡ニ郡視学一名ヲ置キ、其費用ハ郡ノ負担トセラレタリ、然ルニ郡会ニ於テ一旦之ヲ否決シ、郡吏員ノ一名ニ命シテ郡視学ノ名義ヲ以テ、其職務ヲ行ハシメンコトヲ望ミタリ、知事之ヲ許サス、故ニ臨時郡会ヲ開キ更ニ之ヲ提出セリ、郡会ハ再ヒ之ヲ否決シ前議ヲ取テ動カズ、遂ニ郡視学設置ノ件実施セラルルノ結果トナレリ、此ハ是レ郡視学費ニ関スル本郡会ノ光景ナリトス」（明治二五『上北郡学事年報』）というのがそれである。

明治二五年四月四日、上北郡最初の郡視学に任命されたのは、三本木尋常高等小学校長篠田龍夫であった。

篠田氏は勢力的に活動を開始している。「郡視学ハ終始郡内ヲ巡回シ教育事務ヲ監督セリ、故ニ郡役所内ノ事務ハ平素之ヲ執ラサルナリ」といって、彼の巡回日数は一九六日あったと報告している（同年報）。

絶大な権力を持った郡視学の成立によって、小学校現場に大きな影響を与えたことと思われるが、具体的な資料を見出し得ない現段階では、評価はさしひかえるが、篠田氏は、明治三三年に再任されて三六年まで郡視学の職にあり、その後大正三年から五年まで再たび郡視学を務めている。権力をふりまわすことなく、あたたかい人柄が慕われたのであろう。しかし視学制度そのものは、『青森県教育史』もいうように、「視学は小学校教員にとって侵すべからざる存在といっていい。このような権力者が学校現場にはいりこむことは、教育を混乱におとしいれることである。はたせるかな、視学が学校巡回を開始すると、学校現場は混乱し、教員は萎縮し、教育の創造制が圧殺され、現場は明るさを失った。」のである。

一方において、学務委員制度が復活した。令第七九条に「町村ハ教育事務ノ為、町村制第六十五条ニ依リ学務委員ヲ置クヘシ、但町村会ノ議決ニ依ルノ限リニ在ラス、委員ニハ町村立小学校男教員ヲ加フヘキモノトス、其

数ハ委員総数ノ四分一ニ下ルコトヲ得ス」とあることによる。学務委員の職務は「国ノ教育事務」につき、町村長を補助するものであった。

七戸村では、明治二五年五月一八日の村会において、

小学校令第七十九条ニ依リ、常設スル村学務委員々数・任期及被撰資格、左ノ通リトス

一、被撰資格

公民中、撰挙権ヲ有スルモノトス、但村長ノ任免スル教員ハ、此限リニアラス

一、任　期

満二ヶ年トス　但任期ノ起算方ハ月ヲ以テスルモノトス

一、委員数

三名トス

（『議会議事録』）

と定められ、五月二〇日、町屋堅治・上崎光一郎が選任された。学校からは、黒石正大が任命になった。

学務委員の職務内容を明らかにできなかったが、明治二八年一一月九日から一一日までの三日間、七戸村に開催の教育諮問会の協議内容が参考になろう。この諮問会は村長はじめ学務委員を参集したものと思われるが、諮問事項・協議事項は次のようである。

諮問事項

第一、学齢児童ノ就学ヲシテ普及ナラシムル方法

第二、廿九年夏季休業中ニ於テ、来年教員講習会開設セントス、其科目及時間（略）

第三、自今毎年一回以上、各村学務委員ヲ便宜ノ場所ニ集合セシメ、教育上諸般ノ事項ニツキ意見ヲ諮(と)ハントス、其集会ノ場所及区域左ノ如シ

集会場所	区域村々		
野辺地	横浜	野辺地	甲地 六ケ所
七戸	天間林	七戸	浦野舘 大深内
三本木	三本木	法奥沢	四和 藤坂
下田	六戸	下田	百石 三沢

第四、学校基本財産貯蓄方法（可決）

第一項　町村若クハ区ニ於テ　左項金員ノ半額以上　収入金ノ幾分ヲ毎年積立ツルコト

一　授業料、国庫交付金、県税交付金并未納督促令状手数料

二　学校所有物ヨリ生スル収利金

三　歳計決算剰余金

第二項　臨時、任意金員ノ寄附セシムル事

一　住民ノ結婚式ヲ挙行シタル際、又従前ヨリ生計ノ□進ノ為メニ　住家ヲ新築又改造セシトキ

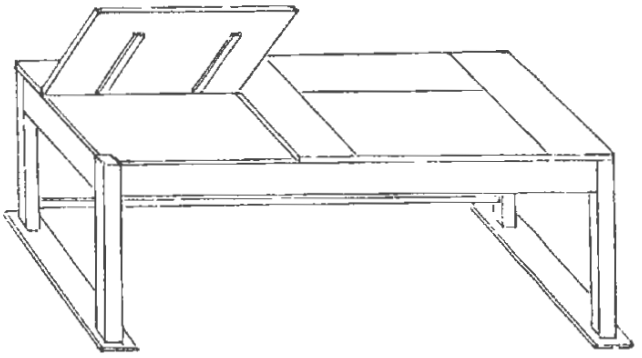

生徒用高机の様式が、この頃に定められた。

二　保護者ハ　其児童全科ヲ卒業セシ時

○生徒用高机ハ、自今左ノ構造ニヨリテ調造スルコト（上図、表略）

○自今、左ノ様式ニヨリ、月末調査表ヲ作ルコト（略）

○上北郡教員弔慰規約（四三三ページ参照）

協議事項

一、学齢児童就学規則励行スル事ハ如何（諮問事項ト同様ニ付、取消）

一、小学校設備準則ニ背反スル小学校舎ハ、更ニ改築スル事ハ如何

一、学校教授ニ於ケル、修身科教授ノ至便ナル方法如何

一、小学校ニ於テ、必要ナル図書・器械・器具ニシテ完備セサレハ、悉ク設置スル良方法如何

一、明治廿七年十一月本県訓示第二十九号別記ノ方法ニヨリ、学齢簿調製スルトキハ、不都合ナカラシムルト雖トモ、例ヘハ廿八年ノ学齢簿、廿一年五月ヨリ廿二年四月マテニ出生シタル児童ヲ登録シ、之ヲ本年学齢簿トナシ、然ルニ本年学齢ノ児童ニシテ即チ九年十年ノモノ（自村他村ヨリ□□□□ヲ問ハス）父兄ヨリ入学セシムルトキハ、学齢児童ノ順序ハ甚タ不体裁ナレトモ、如此場合ニハ該簿登録手続方如何（見合ノ事）

（『村長定期集会ニ関スル書類留』）

協議の内容が多岐にわたっていることが読みとれるだろう。それだけ、学務委員の職務が複雑になってきているわけである。

明治三〇年度の『七戸村会提出議案資料』のなかに、黒石校長の要望書が附せられている。これなども、校長の学校経営にもとづく意見であるが、学務委員の協力なしには実現がむずかしいから、学務委員の協議をふまえて提出されたものであろう。その一部を次に示す。

一　村長幷学務委員ハ祝祭日幷式日ニハ本分校ヘ必ス臨席セラレン事ヲ望ム

一　学務委員ハ月一回以上本分校ヘ臨ムヘキ事

一　学校備付品費ハ学年ノ初ヨリ必用ノモノナルニ付　年度末又ハ半以上ニアラサレハ支出出来ザル様ニテハ　授業ニ映響（ママ）アル少カラザレバ其用意アラン事ヲ望ム

一　運動会費ヲ立テ春秋二季大運動ヲナサシムル事

一　三大節ニハ祝菓ヲ与ヘ節日ヲ知ルニ便セシムル事

一　教員賞与費ヲ立テ一層勉励セシメタキ事

一　各分校生徒ノ就学幷勉学ヲ奨励セン為メ　奨励賞与費ヲ立テタキ事

一　当直ヲ置キ又ハ小使ヲ学校ヘ住居セシムヘキ費用ヲ立テタキ事

一　尋常科ヨリ筆算ヲ併用スルコト　但程度珠算ニヨル

一　尋常科ヘ唱歌ヲ科スルコト　但三学年以下ハ遊戯ヨリ一週一時ヲ取リ　四学年ハ体操科ヨリ同上

一　尋常科三学年以上ニ裁縫ヲ科スルコト　但当分時間外

一　高等科三学年以上ニ農業科ヲ科スルコト　但農理ハ一週一時唱歌時間ヨリ取リ学校教師之ヲ受持チ　実地ハ時間外ニナシ老練家幷郡農教師ヘ随時依頼スル事

圃場ハ学校下在来生徒ノ耕耘セシ場所ヲ附属セシメタキ事

一　増築校舎ハ七間ニ五間トナシ　階上ハ取置キ中支切トナシ三間半ニ五間ノ教場二間ヲ送リ式日ニハ式場トナスヘク　階下ハ同シク二教場ヲ造リ窓ノ構造ヲ完全ニシ　在来ノ如キ採光等ニ遺憾ナキ教場ヲ得タシ　従テ在来校舎中階下尋常一年生ヲ容レ居ル部分三十三坪ヲ扣所ニ充ルコトニシタシ

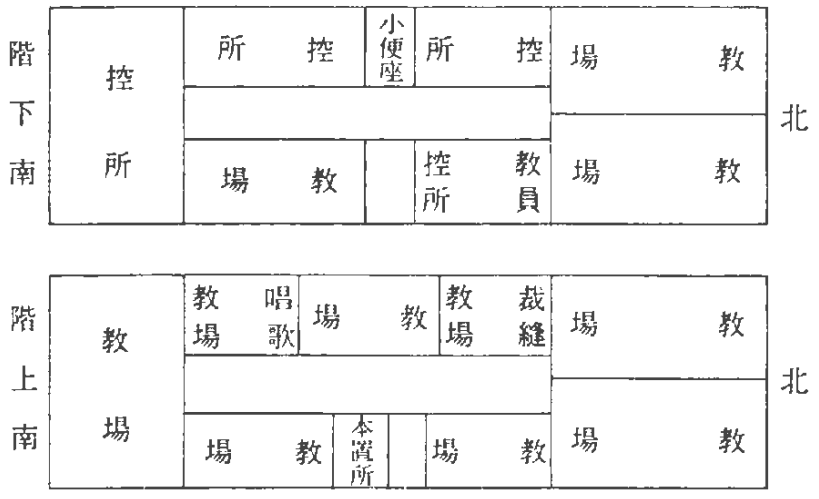

増築要望図面

『学校沿革史』に、「同三十年十二月校舎ノ増築工事ヲ起セリ」としているのは、この要望がみのったものである。それにしても、今だに計算は珠算であったり、音楽が教科として確立していないなど、学校の素顔がのぞいていて、当時の七戸尋常高等小学校の経営のようすがしのばれる。

学務委員制度は、明治・大正・昭和（戦前）を通して継続され、地方教育行政上に重要な役割をになった。そして、第二次大戦後の教育制度

の改革とともに廃止され、その機能の一部は教育委員会に受けつがれていった。

第九節　小学校令再改正による尋常科四年制と三年制高等科

明治三三年（一九〇〇）八月二〇日、小学校令が再改定され、いちだんと小学校教育の統一整備が進んだ。この第三次小学校令体制によって、戦前の小学校教育の原型が確立したといわれる。制度上のおもな改正点は

(1) 尋常小学校の修業年限を四年に統一し、将来の義務教育年限延長に備えて、二年制の高等小学校の併置を奨励したが、三年・四年制の高等小学校も認めた。

(2) 就学義務の規定を明確にするとともに、授業料を廃止した。

(3) これまでの読書・作文・習字を国語に統合し、修身・国語・算術・体育の四教科を必修課目とした。

(4) 児童心身の負担に対する配慮から、漢字制限・仮名字体の簡素化等、また教授時間の削減による教授効果の効率化をはかった。

(5) 試験による進級・卒業制を廃止した。

などがあげられる。これを受けた翌二一日の「小学校令施行規則」は、小学校教育の全般にわたる詳細な規程となっていて、これによって小学校はいちじるしく整備されるとともに、全国的に統一がはかられた。

これほど大きな改革があったにもかかわらず、七戸各校『沿革誌』あるいは文書等によって、それらを裏づけ

るものは何も残っていない。

まず、七戸尋常高等小学校の組織変更はなかったが、西野・荒屋両分校は、「分教場ノ学級数は二学級以下」との規定によって、同年九月一日より、七戸尋常高等小学校西野分教場・同荒屋分教場となった。

そして、「小学校ノ学年ハ四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ル」ことが制定になって、翌三四年四月一日より全国一斉に施行された。学期は府県知事の委任事項であったから、青森県は、三学期制を採用して次のように定めている。

小学校ノ学期、毎日ノ教授終始ノ時刻及休業日

第一条　小学校ノ学期ハ左ノ如シ

第一学期　自四月一日　至八月三十一日

第二学期　自九月一日　至十二月三十一日

第三学期　自一月一日　至三月三十一日

第二条　小学校ニ於ケル毎日ノ教授終始ノ時刻ハ左ノ如シ（略）

第三条　小学校ノ休業日ハ左ノ如シ

但夏季、冬季ノ休業日ハ土地ノ情況ニ依リ　管理者ニ於テ監督官庁ノ許可ヲ受ケ　之ヲ適宜ノ季節ニ交換スルコトヲ得

一、祝日、大祭日

二、日曜日
三、夏季休業日　自八月十一日　至八月三十一日
四、冬季休業日　自十二月二十五日　至翌年一月十五日
五、学年末休業日　自三月二十五日　至三月三十一日
六、鎮守祭日

（『県布達』）

現在もなお受け継がれている、四月始業の三学期制は日本独特のものであるが、ここに始まった。それにともない各地で入学式がとり行われるようになる。

野辺地小学校『沿革大要』は、明治三五年四月一日「始メ（ママ）テ入学式ヲ挙行ス」としていて、七戸尋常高等小学校でもほぼ同時に始まったと思われる。確実には、次の文書により三六年となる。

当校ニ於テ、来ル四月一日午前九時始業式、同二日午前九時入学式挙行候条、御臨席相成度、右及御案内候也

明治三十六年三月廿五日　　校長　三浦　定静

（『雑、校長控』）

次に、この当時の『職員一覧表』をかかげる。職員構成が分かるだけでなく、学級編成のとり方を知ることができ、興味ある資料となっている。

第一九表　明治三四年六月末　職員一覧表

受持学級	資格	俸給	職名	氏名
高等科第二学年	小学校本科正教員	十八円	訓導並校長	三浦定静
同　第三学年	同	十六円	訓導	宮澤剛克
同　第四学年	同	十六円	同	苫米地半次郎
同　第一学年	同	十六円	同	奥村末次郎
尋常科第四学年	同	十五円	同	小原重三郎
同　第三、四女学年	同	十四円	同	小山寅次郎
同　第三学年	尋常科本科正教員	十二円	同	平野徳次郎（ママ）
同　第二学年	同	十円	同	高野三郎
同　第一学年	尋常科准教員	六円	准訓導	石川カネ
同　同	同	六円	同	鈴木タケ
高等科第一学年		十円	代用教員	山崎懋
尋常科第二、三女学年		九円	同	町屋金一郎
高等科第二学年		九円	同	新山仁太郎
西野分校		九円	同	本間孝之助

荒屋分校	八円	同	和田藤太郎
裁縫教員	四円	同	米内山ミツ

このうちの平野徳三郎が開校式にあたって、祝辞とした一文がある。当時の教師が書き記したものが少ないなかで、教師が生徒に何を語らんとしたのか、かつ当時の文章の例として、それを参考にかかげる。格調たかくつづられているが、現代の大人にも困難な文を、はたしてどれだけの生徒が理解して聞いていただろうか。平野徳三郎は、後に、西野分教場主任となった人である。

国家の隆昌は人民の康福を増進するに在り　人民の幸福を増進するには百度整斉ならんことを欲す　而して輔弼参賛の人にして其當を得　奨順匡救の力を致すにあらずんば　寧ろ能く富彊を成し国威を揚け　以て国家を九鼎大呂より重からしむることを得んや　人材は常に邦家文明の精英として顕はれ　文化は亦其国教育の盛衰に因て消長す　謹んで按するに我文武叡聖なる今上天皇陛下　神聖英武夙に天祖の鴻緒を紹ぎ　数百載紐を解きたる乾綱を中興し　帝紘を廓とし聖謨を垂れ教育普及の大詔を喚発せり　是に於て百官及有志深遠弘大なる叡旨を奉体し　且学校は育英の淵叢にして　社会の進歩は科学専脩に在ることを思ひ　協同和衷以て上は国学を起し下は庠序を設け　普天之下率土の浜無学不識の徒なからんことを期し　文華灼然として神州に燦爛たり　豈盛ならず哉　抑我校聖恩の弘大と有志の懇篤とにより　創設以来既に数十の星霜を経爾来智を開き能を発し徳を養ひ年々歳々駿として隆盛に赴き　此迄恒例に依て本日開校の典を挙く　瑞気靉

鑢として天地為めに新也　嗟光陰矢の如く　往時を回顧すれば何をか学び何をか為したるかを知らず　実に粛然として恐れ悄然として悲しき者に然れとも　既往は咎むべからざることを知らは　来者当に寸陰を惜むべき也熟人生を観ずれば少年にして勉強する者は　志を得て青雲に翺翔し赫々の光を成し　逸予するもの意を失ふて蓬蒿呻吟し歳々の窮多し　楊朱岐路に哭し墨翟練繰に泣く者は実に是れ也　且思い社会の制度は日進月歩し一業に熟達して蘊奥を究むるの士を要求するや急也　是故に巨資を投し校舎を建て器械を備へ　諄々薫陶を垂れて倦まさるものは　実に少年子弟をして其任に当らしめんと欲すればなり　故に卞和の宝を懐くと雖　嬉を抑て業に勤め欲を制して行を慎み　独立の気象を養ひ自活の精神を成して　以て立つにあらずんば安ぞ能く自己の素志を遂げ　師長の慇懃なる好意に答ふることを得んや　願くは少年子弟たる者　夙に興き夜に寝ね百折千磨黽勉以て学事を習得し　道徳を発揮し曠代の器となり　国家の材となり一身を立て一家を興し英名を竹帛に垂れ　邦国の威光を揚けんこと是れ父母の名を顕はし　抑又国家に忠なる所以の職分也　去歳不幸にして五雨十風の順を失ひ凶歉にして豊らず　是れ子弟憂慮苦心の秋也　宜勤倹其身を持し父母の心をして安慰を得せしめ然る後脩行に志すべし　嗟日晷一たひ移る　千載再来の今なく身神既に離る万古再生の我なし勉めざるべけんや　所思を陳べて祝辞に易ふ

明治卅六年一月十六日　　平野徳三郎

この期に、高等科に学んだ森田重次郎が、『創立九十周年誌』に回想を寄せているので、それを抄出するが、当時の教師のプロフィールでもある。

母校の思い出　（抄）

森田　重次郎

私は毎日、上野から徒歩で通学したが、雪の日等は仲々容易ではなかった。然し今の健康のもとは、この通学によって鍛えられた、ためと思っている。

三十七年には日露戦争が起こり、私達はよく出征兵士の見送りをしたものである。その中でも沼崎駅（現上北町駅）で、私の真向いの窓に立たれた第八師団長立見尚文中将の白い眉毛の威容は今でも鮮明に思い出される。

三十八年の一月一日に旅順が陥落し、旗行列でお祝をした。その際の記事を学芸会の主題に取り上げ、私がロシアのステッセル将軍に、今は故人となった同級の横田吉弥君が乃木将軍の役を演じて好評であったことも忘れられない一事である。

高等三年では初め奥村先生の受持であったが、途中で粟山博先生に代わられた。粟山先生は福島県の出身で中学卒業と同時に代用教員として赴任されたのであるが、豪放にして磊落、細事に拘泥しない型破りの青年で、妙に生徒に人気があった。一年早々で早稲田大学に入学されたが、七戸を去る際私の級の大多数が砂利田（笊田）迄見送りの例を破って沼崎駅まで見送ったというのでお叱りを受けたことがあった。私達はこの先生の影響を強く受けたようである。

四年になってから宮沢剛克先生に教わった。この先生は「二ッ森」村の生れで、師範を出られ上北郡の各所の校長を歴任した人であるが、この頃は最も油ののっていた時代らしかった。私はこの先生の激励で成績

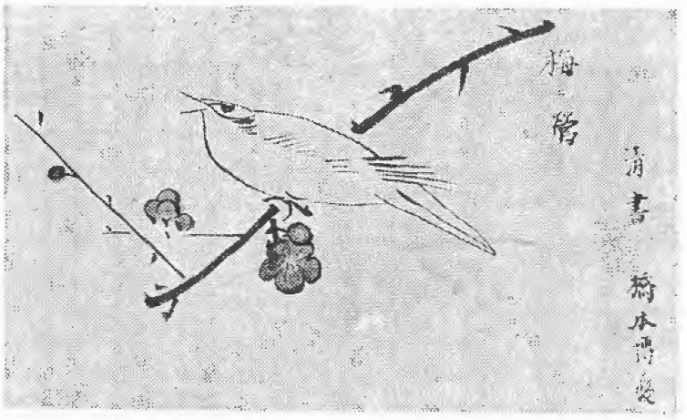

この頃の図画は、画題を模写するものであった。

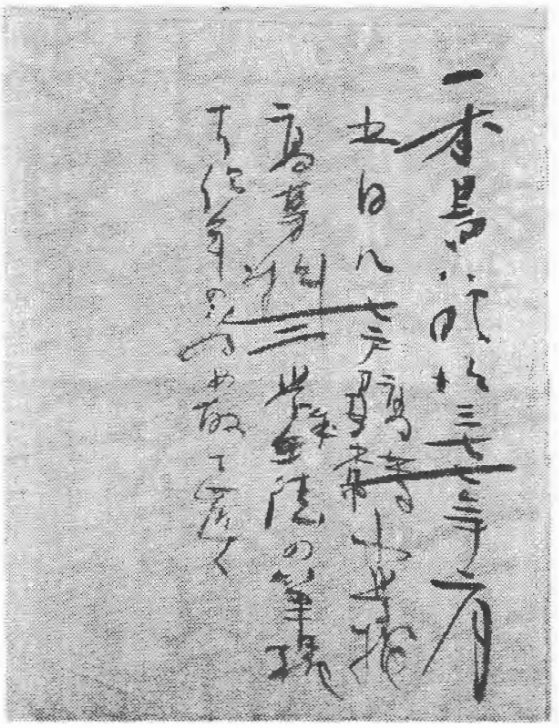

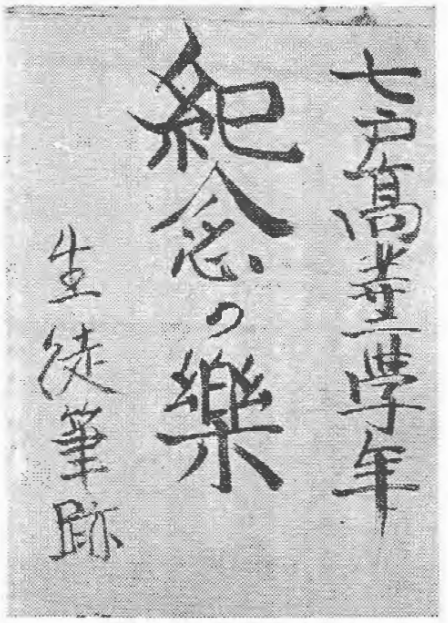

生徒の筆跡を記念にとっておいた帖である。
（明治37．2）

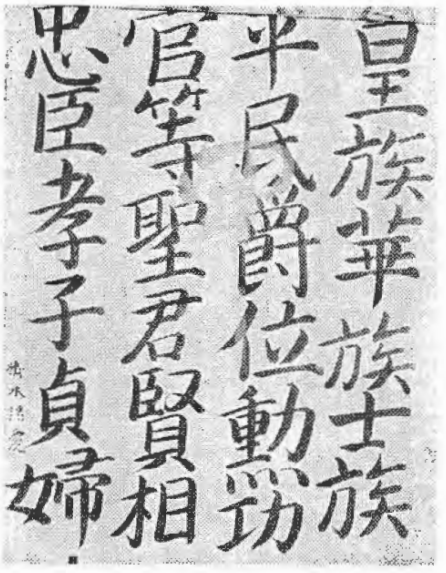

同、生徒の筆跡

もズバ抜けて上昇し、級では優位に立つようになった。

卒業時の校長は三浦定静先生で、八字ひげを蓄えた風格のある人であった。山崎つとむ先生には唱歌を教わったが、児島高徳の歌、などは今でも忘れずに口誦んでいる。

槙泰造先生も貴公子然としてむちをとっていられた。槙哲夫博士の父である。何処であったか忘れたが、洋書を手にしながら「コンコード哲人エマーソン」は、云々といわれたことを不思議に忘れずにいる。

女の先生では、玉内ちょう先生（八戸の南部直久さんのお母さん）村上しげ先生（当時の郡長さんのお嬢さん）今も元気な盛田たけ先生など美人揃いで花やかな空気を校内に漲らしていたものである。

たけ先生の御夫君であられた盛田光一先生には、准教員養成所で国語を教わったが、横井也有の「芭蕉」論で「翁の夢」を云々にて問答したことが思い出される。袴姿の立派な方であった。

小山寅次郎先生も当時師範を出られた頃であったらしく、私は体操を教わったし、私の妻のクラスの受持であられた。養成所時代数学を教わった。数学に興味を持つようになったのは同先生の影響である。

また熊谷保吉先生に体操を教わり海軍遊戯というものをきいた。この先生程元気に充ち溌剌たる人も珍らしかったが幾何もなく附属訓導として抜擢された筈である。

以降、七戸尋常高等小学校と西野分教場・荒屋分教場という校名は、戦前を代表する校名として、明治・大正から昭和へと長い間使用されることになる。

第一〇節　明治の子ども

明治の子どもたちのくらしについて、まとまって書かれたものはない。そこでいくつかの回想のなかから、少年時代のものを集めて、当時の子どもの姿を描きだしてみようと思う。

まず津田氏の文章であるが、これには、明治三三年から用いられた字音かなづかい、いわゆる「棒引がな」が使用されていることに注目してほしい。

津田政吉

私ハ七戸町小川町四百八番地、津田仁太郎ノ三男ニ生マレ、思フニ健康デアッタタメ、六才ノ頃ニハ野ニ山ニ川ニ□□□ニ遊ビ、七・八才ノ頃ニハ馬ヲ曳キテ野ニ放チ、之レヲ捕リニ行キ、秋ニモナレバ田ヤ畑ノ物ヲ父ニ従ヒ運搬シ、手伝ヲシタモノデアル。

多分七才ノ頃ト思フ、川去平ニ行キブドウヲトリ、之レヲ喰ヒナガラ帰リシニ、町ハ家事ニ戸ヲシメ、道路ニ陰ハ見ヘナガッタ、其レバカリデナク軒端ニユオウヲエブシテアッタ、其ノ中ヲ通リ家ニ帰ヘッテ、「此ノ馬鹿野狼」トシカラレ、頭カラ石炭酸ヲカケラレ平降(開口)シタコトガアル。

翌歳八、ホウソウ流行シテ沢山ノ死人ガアッタ（小川町丈デモ三・四人死ス）、私モカヽッタガ、大豆位ノ出来物ガ顔ヤ体ニ出タガ、幸ニ軽ヒ方デアッタ、何ノ故障モナクナオッタ、其レヨリ秋ニモナレバ、母ニ従テ見ル町山ノ鷹ノ巣方面ニ栗拾ヒニ行キ、父ニ従テ葺トリニ行キ、又川ニ行キテハ魚ヲトリ克クタベマシタ。

斯クシテ山川ニ思ヒノマヽニフルマヒ、学校ノ方ハ二番気デ、何時モ五十二・三人ノ内四十番以下で、其レデモ元気サダケハ人ニ劣ラズ、勇マシク遊ビ先生ニ愛サレマシタ、別ケテモ工藤一郎（市）先生ニ愛サレマシタ、先生ハ私ヲ見ルト遠クカラ笑ッテ来テ、頭ヲナデテクレマシタ。

尋常四年ノ時、母ニコン〳〵ト説諭サレ、初メテ学文（ママ）ニ注意スル様ニナリマシタ、高等ニ入ルトキ十番テ入リマシタ。

其ノ時、黒石校長が担当シテ教ヘテオリ、理科ノ時ニ、「天然自然ニ出来ルモノト、人工ニヨル物ノ外ニ何物モナイ」ト説明シタノニ、私ハ「ソーデナイ」と反バクス、コーテー（肯定）シナイデ先生ハイカッテ「貴様ノ様ナ者ガ居ルト、教育ノ放割（妨害）ニナル、帰レ」ト云ハレ、自分物ヲ皆ナ持テ帰リマシタ。

其レヨリ学校カラ、再参ムカヘニ来タレトモ、ガントシテ断ハッタノデ、父ハ「学校ヘ行カヌ者ハ、家ニ置クワケニユカヌ」トテ、野辺地ヘ身習（ママ）奉行ニヤリマシタ

（『遺稿集』）

まったく自然そのままといっていい生活ぶりであるが、一たんこうだと決心したら、教師であれ誰であれ意志を

とおす気骨は、やはり明治を感じさせる。この黒石校長の時代には、次のようなエピソードも伝えられている。

鷹山　雅春（談）

下の旧校舎で黒石正大初代校長の時代に七戸小学校にストライキがあった。よく近ごろいわれる反抗期であったのだろう。大した理由もなく、ある先生が、私たちが二階からすぐ下の高台に飛びおりて遊んだものだが……その先生に見つかると、私たち悪童の襟をつかんでぶら下げてお尻を膝でうって、ちょうどタコ踊りみたいになるので、女の子たちは大笑いする……私たちにとって大変「ブジョク」と感じていた。

たまたま冬の日にそのことがあったので私たちは次の始業の鐘が鳴ると全員上級生につれられて裏の神明宮に逃げてしまった。先生が迎えに来たが、雪をかけて追い返した。すると校長が迎えに来たので……つれもどされ、主謀者の七人が罰として、放課後二時間だけよその人より残って勉強させられた……。叩かれたり、立たされるのは、なれっこで何ともないが、女の子の前で笑われるのが反抗心を起した原因となったのでないか……。

（『創立九十周年誌』）

これが、女の子となるとまったく違った生活が展開する。次の例のように、早くから子守り・見習い奉公はごく当然のことだったのである。

附田　マッノ

私の実家は新町矢舘の新山家です。私の亡き母の実家は、今は跡形もありませんが昔ながらの梨の木のトー

フ屋といゝますと、知らない人はないと思いますが、そこのトーフ屋に母が生れまして、十才の時盛喜様へ子守に行き、城内の今のおばあさんのお守をしたり、だき寝をして育てましたそうです。以後何年も盛喜様に奉公して居りました。又新山家は、私の祖父が盛喜様今から四代前の喜平治様に幼い時（新山村）から貰らわれて来まして育てゝ頂き、一人前になり、盛喜様の親方として使われたそうです。私の父も同じく盛喜様で生れ育ち、後に母と結ばれ、私も盛喜様で生れ育ちました。そして四、五才の頃から、桃太郎屋の故おばあさん（いとさん）や、下舘の今のおばあさんと寝食を共にして、盛喜様から一緒に学校へ通いました。私は使いの者ですから六年まで学校に入り、六年生卒えると同時に（金庫）へ、今の盛田薬店に見習い奉公として、盛喜様から毎日通い働き傍ら、丁度その頃今の槙博士様が三、四才の時から毎日のように、小川町から城内に博士を迎えに行き、夕方まで遊ばせまして夕飯をすませ風呂に入れまして、又城内に送って行きました。博士様が小学校に入る頃まで私はお守り同様でありました。又城内では養蚕もやりましたのでそのさい、お蚕サマの手つだいをしながら泊ったりもしました。

（『翁草会誌』）

明治の子どもについて、もう少しまとまった話をと思って、生前の工藤祐司からうかがったのが、次の通りである。聞き書きではあるが、先生から目を通していただいてある。

工藤　祐司（談）

七戸の川去という所の、工藤祐久の六男に生まれました。家族が十人以上あって、大家族でした。

幼い頃は、川去には家が二軒しかなかったもんだから、友達といってもありませんでした。誰もいないので、分家に女の子どがあって、まあ、ちょいちょい遊んだぐらいのもんです。

川去から小学校まで半里ぐらいあったので、家の兄たちはみんな卒業して、私一人で通わなければなりません。それで、一人では通えないから、二年遅れて満八歳で学校へ入ったのです。

その時代は、七戸はまだ意外に人口も少なくて、ずっと淋しい街であったもんですが、馬のまちだから「馬市」が盛んで、秋おせりの頃は、学校へ行く途中の南町という所で、両側に馬がならんで、馬のあいだを踏まれるかと思ってびくびくして行ったもんです。

私の入った頃、一年生は三十人あるなしですな。教室の中は、黒板があって二人がけの机と椅子、あとは何にもありません。たまに掛図を教材に使うぐらいのもんで、先生の教え方も昔し風でした。

服そうも、洋服を着ている先生は、ほとんどありません。みんな和服で、羽織・袴で、体操の時は、「もも だち」といってたすき掛けでした。唱歌なんかも、やれる先生は少なかったです。

一階が女子の教室、二階が男子の教室と分かれていて、受け持ちも、尋常科の時はしょっ中変って決っていなかったようです。ノートなんかありません。石盤を使っていました。それも初めは石の石盤で、あとから紙の石盤に変って、大変使いやすくなったのです。

いちばん習ったのは、宮沢先生で剛克（まさかつ）と言います。高等科になってからの受け持ちでした。宮沢先生は、どうもひげをなめるくせがあって、生徒は「べご、べご」って言ってました。私、二度ばかり先生がいる所

で、先生がいるのを忘れて「べご」って言って、まあ叱られました。

この頃の遊びとしては、

・ハンマー投げ（たるの底のまるいようなものを投げる）
・陣とり（左右に分かれて陣をこしらえて、早くたたいていって陣を取った）
・相撲
・騎馬競走
・鉢巻きとり
・ハンケチ落し
・戦争ごっこ

などがありましたが、私は運動がさっぱりやれなかったので、思い出に残こることはありません。

それから、「海軍ゆうぎ」というのがありました。戦艦とか水雷艇・駆逐艦・巡洋艦など、鉢巻きによって決めていて、どれがどれに勝つ、どれがどれに負けると規則があって、西と東に分かれてやった。こちらから戦艦が出るとむこうから水雷艦が出るというようにして、鉢巻きを早くよけい取った方が勝つ、というようになっていました。日清戦争の頃からやるようになったようです。

日清戦争と言えば、凱旋の行列があったのをおぼえています。私が八つの頃だから、小学校へ入ったばかりで、よく分りませんが、騎馬行列などをやったんです。昔の鎧かぶとを出して来たりですね、かけごを支

那人の首にして、髪つけて、色で顔書いて、そして刀さげさして持って歩きました。

学校へは弁当を持っていきましたが、ほとんどおにぎりでした。それも、ゴマつけたり、しょうゆつけたりしただけです。それから、小さい柳行李の弁当につめるようになりましたが、ごはんは塩マスとか梅干・梅づけをいれた、そんなもんです。

明治三十五年の凶作の時は、米がたりなくなって、ワラビの根などほってきました。遠くの山まで取りにいって、馬につけて引っぱってこなければなりません。だから私は、取りにいったことはありません。ワラビの根からデンプンを取って、「根もち」というのをこしらえて食べたもんです。

それから、子守学級があってですな、裁縫室を使ってやりました。女の子が弟や妹、そういうのおぶって来て、もう大へんでしたよ。泣くやら、さわぐやらですな。しっこたれるやら……。

儀式の時は、ここの教室のしきりを取って式場にしました。

学校で式歌を歌ったのは、明治二二年、憲法発布式が初めてだったようです。初め手風琴で、それからオルガンになって、私の兄の市郎が東京へ行って、講習受けてきてあったと思います。

優等生には、徽章をくれました。メタルのようなものですな。特に成績のいい者には、「飛び級」といって、一年のうちに二級あがりました。

私は、明治三十六年、高等科四年を卒業してから、補習科を一年やって、それから明治三十七年に青森師範に入学しました。

祝詞

維時明治三十五年十月三日實ニ吾カ敬聖天皇陛下ノ誕辰ニ際シ萬邦ノ國旗空ニ翻ヘリ走幼歓
皇帝陛下ノ誕辰ニ際シ萬邦ノ國旗空ニ翻ヘリ走幼歓
詠上下相和シ鳴呼盛ナル哉
顧ミテ惟ミルニ我カ今上皇帝陛下本日ヲ以テ御降誕ア
リテ以来天資敏明ニシテ夙ニ皇威ノ振ハサルヲ歎ヲ給ヒ政事
ヲ革新シ萬機ヲ公論ニ決シ歐米諸國ノ學術技藝ヲ採
用シ文明開化ノ基ヲ開ク給ヒシヨリ爾来文運日ニ進
ミ武運日ニ開ク歌々ヤトシテ朝日ノ東天ニ登ルカ如シ豈
盛ナラスヤ而ハシテ吾等此ノ聖代ニ生レ極大無邊ノ大恩
ニ浴シ庶民各其度ニ安スルヲ得タリ何ノ幸カ之ニ加ヘン
何ノ喜カ之ニ過ギン吾等ノ皇國ノ臣民タラン者ノ皇祝ヲ
ニ可ラサラン誰カ天皇陛下萬々歳ヲ祈ラサルヲ
茲ニ謹テ天皇陛下皇后陛下皇太子殿下皇太子妃殿下
ノ萬歳ヲ祝シ奉リ併セテ實行ノ大度ヲ爲リ
希フ所ノ熱祷ノ微シテ祝詞ニ代フ
明治三十五年十月三日
七ツ高等師範學校高等科生徒總代　工藤祐[illegible]

天皇誕生日にあたっての生徒祝辞　（明治 35.11.3）

学制発布以来、日本の教育は、忠君愛国精神の養成渙発をもって公教育の基本目的としてきた。ところがこれまでにみたように、のどかで自然のままに生きる子どもの心をとらえ、国民精神の支柱となるまでにはいたらなかった。それが、日清戦争の勝利によって、まず子どもの遊びをとおして変化のきざしが表れてきた。

「海軍ゆうぎ」のようなものがはやり、以後、男の子のあいだには「戦争ごっこ」が、大正・昭和へと受けつがれていった。「日清・日露戦争の頃の子どもたちは、山と山とを陣地として、石や土ころを投げあい、近づくや、とっくみあいの格闘までしたもので、あるいは斥候に出て敵陣地を偵察したり、〝進め！進め！〟と指揮して敵陣地に乗りこんだり、子どもたちは真剣そのもので、この遊戯にふけったのである。」（唐沢富太郎『明治百年の児童史』）

ことに明治三七～八年の日露戦争がおこると、応召軍人への慰問状の発送・出征兵士の歓送・戦事講話会が行われ

るようになり、いやおうなく子どもらを国家主義的な方向にひきこんでいった。旅順陥落・日本海海戦祝勝提灯行列は、「万歳万歳の興奮で湧き返った」という。

第五章　明治末から大正初期の教育

第一節　義務教育六年と校舎新築

就学率の上昇と高等小学校の普及などによって、義務教育年限の延長が可能になってきた。文部省は、明治四〇年三月二一日小学校令の一部改正を行い、日露戦争後の国民教育の整備・拡充政策との関連をもって、これまで修業年限が四ヵ年だった尋常小学校を、六ヵ年制に改め、これを義務教育としたのである。そして一年の準備期間をおいて、四一年四月から実施した。

たしかに、明治四〇年度の全国就学率は九七・三八パーセントになっていて、一般民衆の間に義務教育が定着してきていることを物語っている。これには民衆の教育に対する認識の向上があげられるが、その背景には、日本資本主義の飛躍的な発展があった。生産力をいっそう促進するために、労働者を確保することは不可決であった。しかし産業の進歩発展は、少なくとも最低六ヵ年の教育を受けた者でないと、労働者として使いものにならな

ないほど機械化されていたのである。

それでは、七戸町の就学率はどうだったであろうか。（　）は上北郡全体。

明治二五年	四五・八三	（三八・二二）
〃　二九年	三九・六二	（三九・八一）
〃　三六年	七五・六六	（八三・二六）
〃　四〇年	七五・二〇	（八六・二八）

やはり日清戦争後を画期として、急速に伸びていることを知ることができるが、以外なことに七戸町は、上北郡全体の就学率を大きく下まわっているのは、どうしたことであろうか。それというのも、中心街をのぞき集落が散在し、二つの分教場だけでは、通学の不便を解消できなかったことが、その一因にあげられるだろう。ことに倉岡地区は距離も遠く困難があったことは想像にかたくない。『倉岡小学校沿革史』にも、「明治卅七年頃から大正三年まで約十ヵ年、林孫助宅を学舎に充当、近郷倉岡・治部袋（じんば）・銀南木部落の有志の子供を収容して、主として浦田堅蔵を聘し（私学の設）、教訓を仰いでいた」と記されている。

すでに、七戸尋常高等小学校では、児童数の増加により校舎狭隘をつげていたが、ことに義務年限の延長によって、「児童全部ノ収容困難ヲ訴フル」ようにならざるを得なくなっていた。その時にあたって、皇太子殿下の奥羽種畜牧場行啓が報ぜられると、それを紀念すべく、校舎新築と校旗樹立が決定されたのである。

明治四一年九月二七日、皇太子（後の大正天皇）は沼崎駅に下車、七戸に向った。七戸町民はじめ小学校教員

児童一同は、字笊田の西通路に殿下を迎えている。そして、奥羽種馬牧場を視察し、翌二八日三本木に発った。

七戸尋常高等小学校の校旗制定は、この九月二七日となっている。皇太子奉迎の際、ほこらかにその校旗をかかげるはずで、それに間に合わせるように製作されたに違いない。しかしその願望は、一片の通達によって無残にもくだかれてしまった。「各学校ノ校旗ハ、平常軍隊ニ於ケル連隊旗ノ如ク、尊厳ナルモノトシテ取扱居ルモノ無之由ニ有之、且校名旗トノ区別モ判然致兼タル場合モ少カラズシテ、取締上モ困難ニ付、県立学校及一般ノ学校ニ於テモ、携揚セザルコトニ申合相成リタル次第」（『三沢市役所所蔵文書』）となったのであった。

校舎新築については、明治四一年一一月二一日落成式当日の町長式辞にくわしく述べられている。

式　辞

本町立七戸尋常高等小学校舎建築竣工ヲ告ケ　本日ヲ以而落成ノ式ヲ挙ク

顧フニ距□殆ント八年前ニ於テ　既ニ就学ノ生徒ヲシテ裕カニ之ヲ収容シ得サリシガ故ニ　更ニ高等科ヲ分設スルノ町議成リ　継続三ヶ年ノ事業トシテ已ニ要費之□□ヲ賦課徴収シタリ　然ルニ何ニ図ラン□稔穀不登至惨ナル凶歳ニ遭遇シ　建築事業ヲシテ予期ノ如ク経理スルノ遑ナキノミナラズ　通常必要ノ町費タニ全ク賦課スルニ忍ヒ得サルノ情態ナリシニヨリ　止ムナク已収ノ建築準備費ヲ挙ケ以而経常ノ事費ニ充用シ当ルニ及ヘリ　尋テ日露ノ戦役ニ会シ国費多端　加フルニ稔亦動モスレバ欠作ニシテ特ニ町費増加ノ余地ナク於是其校舎建築ノ議遂ニ中絶シタリキ　然ルニ昨四十一年九月我カ皇太子殿下当地方巡啓鶴駕　町下奥羽種馬牧場ニ駐メラルヽトノ確報ニ接スルヤ　洵ニ千歳一遇ノ慶事タルヲ以而　之ノ紀念トシテ　首（ママ）トシテ校

舎新築校旗制定等ノ輿議翕然成立スルヤ　教育上ノ発展ヲ期スルノ目的ヲ以而　永年据置等ノ仕法ニ拠リ学校基本財産金ノ寄附額金弐千三百弐拾五円ニ達シ　其他校ノ敷地ニ充用スベキ地域内ニ存在ノ土地寄附若クハ廉価売上　支障建物等ノ如キ自費移転等種々献身的多大ノ便宜ヲ与ヘラレタル篤志者アリテ　遂ニ如斯□□アルニ至レルモノ　蓋シ町民代表ノ諸士并ニ有志各位ガ熱心賛同シテ町ノ輿望ニ副ハレタルニ之レ頼ルモノト謂ハサルヲ得サルナリ

由来本校生徒ノ成績上或ル点ニ於テ之ヲ他ニ比シ大ニ遜色アルモノナキニアラズ　然ルニ之カ責ノ存スル所帰スルニ校舎狭隘教場不備等ノ結果ニ基クニ外ナラズ　自他共ニ斉シク之ヲ認シ居レルモノヽ如シ

今ヤ新築全部予期ノ如ク未タ完成セズト雖モ　而モ従来苦難セシカ如キ極テ狭隘不備ニシテ管理課業等他ノ如ク周到ナルヲ得サルモノアリト称スルノ謂ナカル可シ　希クハ本校職員諸士自今倍旧テ町教育進運上幾層ノ好果ヲ期セラレ　以テ町民ノ意望ニ副ハラレンコト　之ヲ式辞トス

明治四十一年十一月廿一日

七戸町長

そして、校舎竣功と合わせて、運動場・農業実習地の設備のあったことが、『沿革史』に述べられている。

「校地設定ト共ニ、校庭ニ運動場併ニ農業実習地ノ緊要ナルヲ感ジ、七戸青年会ニ於テ試作地トシテ使用セル校前畑地ヲ借用シテ、児童ニ実習セシメシガ、地主ナル盛田喜平治氏ノ本校ノタメニ寄附アリタリ、約壱反歩ヲ超ユ校園ヲ加ヘテ弐段歩以上トナレリ、カク実習地ノ拡張セシハ、四十二年四月ナリ。」

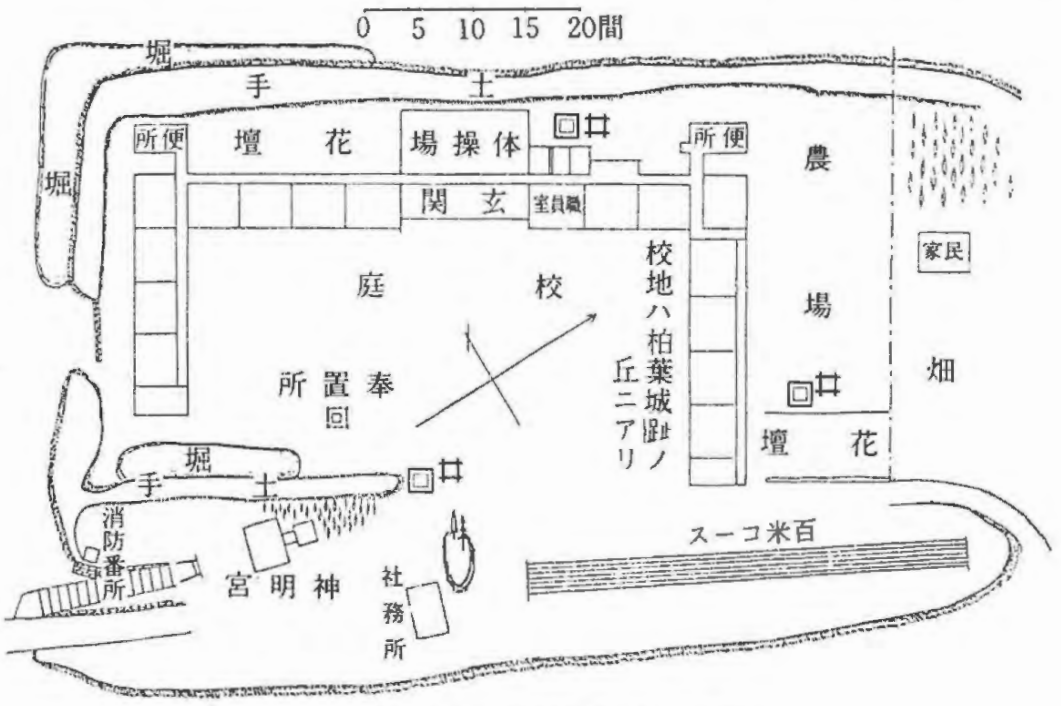

第10図　校舎、校地隣接地ノ平面図

こうした、町民あげての学校教育への取りくみをみて、学齢児童の就学意欲が進展しないはずはなく、四〇年代には、就学率が八五パーセントを越えるようになっていった。たちまち、新校舎・旧校舎を合わせても、児童を収容しきれなくなり、四四年には、「七戸町尋常高等小学校は、去る四十年一万二千余円を投して新築せしものなるに、就学児童の増加に伴ひ既に狭隘を告げ、新学期の教授上甚た不便なるを以て、四十四年度に於て一万三千余円を投して、増築をなさんと目下計画中なり」（『奥南新報』三・二五）といわれるようになっていた。

明治四五年にいたり、「四月町会ニ於テ本校舎増築ノ件ヲ議決シ、同六月起工、大正弐年十一月落成、五教室を増加セシモ尚全部ノ完成ニ至ラザルニ依リ、現今モ新旧二部ニ分ル」（『沿革史』）ことになったのであった。

かくして、七戸尋常高等小学校は、明治二四年建築の校舎と同四一年竣工・大正二年増築の校舎と、二校舎を有するま

れなる学校となった。町民は旧校舎を「下の学校」、新校舎を「上の学校」と称するようになった。

第二節　整う制度や行事

義務教育年限延長とともに、新たに七戸尋常高等小学校校長に就任したのは、田口主税であった。

第二〇表　明治四二年学校系統図

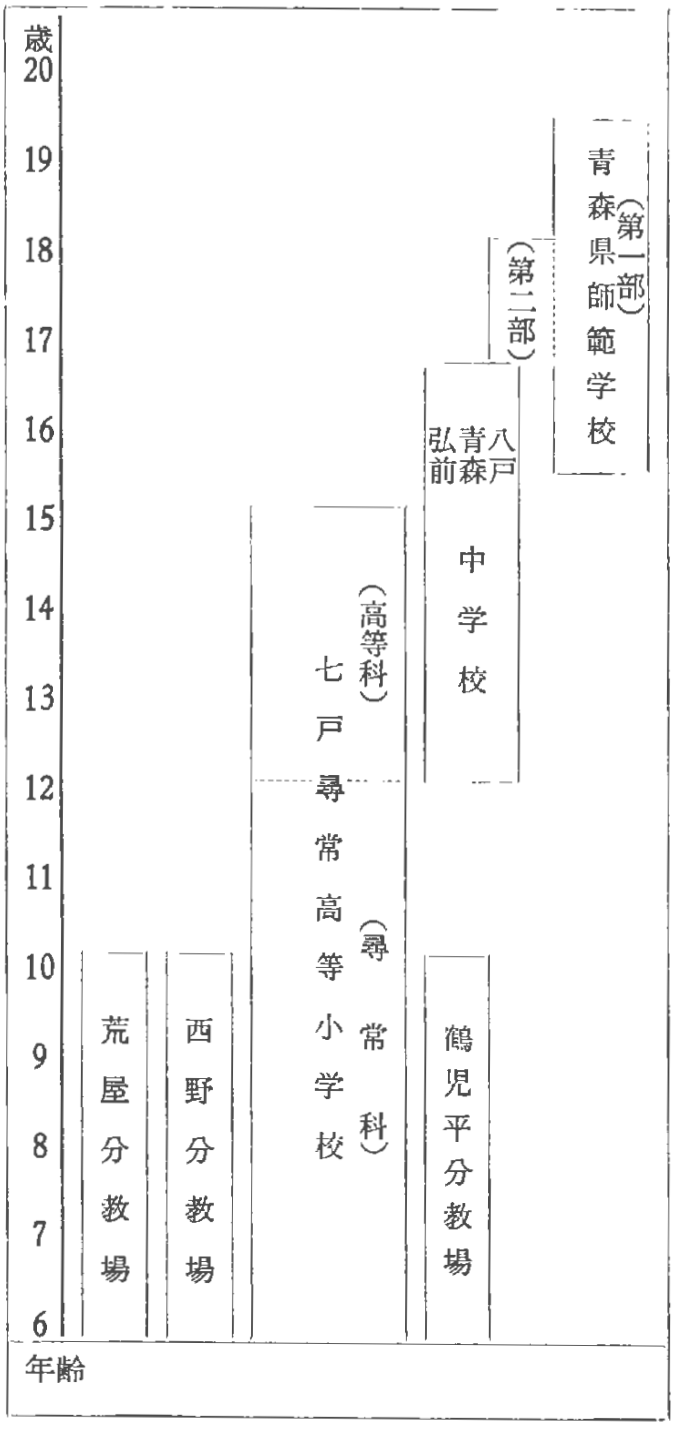

田口主税は、法奥尋常高等小学校校長を務めたのち、明治三七年より上北郡視学に転任、そして四一年五月五日から、大正五年三月三一日までのほぼ八年間を、七戸校に在職した。この期間は、校内の諸制度がととのえられていった時期にあたる。それは、田口氏が郡視学の体験を生かし、学校経営の施策にあたったことからくると思われる。

以下、それらの制度について、『沿革史』の中の記述を年代順にしめし、また、新聞紙上にあらわれた行事、その他主要なことを合わせてみる。

明治四一年五月　校内細則改定（内容不明）

明治四一年九月二七日　校旗樹立、「畏クモ今上天皇陛下、皇太子ニアラセラレシ時、当町ヘ御行啓アラセラレシヲ永遠ニ紀念センガタメ」「且本校新築ト共ニ児童精神修養センガタメ」に校旗を制定した。「図案は鷹山胤三先生が立案したもので、柏葉城の柏の葉に殿様の裏紋武田菱を配したもので、地質は紫の塩瀬で三越の制作で立派なものである。」という。

（工藤祐司『百年誌』）

明治四一年一一月　清潔法点検ノ実施、新校舎ハ明治四十一年十一月竣功セシガ　校舎ノ新築ト共ニ学校衛生ニ勉メ　校舎内外ノ清潔ヲ保持スルガタメニ清潔法点検日ヲ確定シタリ

一、毎土曜日ニハ各教室共大清潔法施行スベシ

一、点検職員ハ日直員併ニ主席訓導トシ　各教室ヲ巡視シ其結果ヲ見テ評語ヲ附ス

一、各室ノ評語ヲ定メタル時ハ　点検表ニ記入ヲナシ控所ニ掲グベシ

明治四二年三月　卒業記念品寄附、明治四十二年三月ノ卒業生ハ　義務教育年限延長ニヨリ尋常小学校ハ六ケ年ヲ以テ卒業期間トシ　六学年ヲ卒業シテ始メテ国民教育ノ義務ヲ終ヘタルモノトナレリ　新制第一回ノ卒業ハ此年ヲ以テ創メトス　卒業生ニ於テハ卒業紀念トシテ学校教授用具併ニ参考品其他器具ヲ紀念シテ長ク卒業生ノ紀念物タラシメンガタメニ寄附スルコト　第一回ヨリ起リ連続シテ今ニ至ル

明治四二年一一月一〇日～一四日　上北郡教育品展覧会開催

一、本会ニ出品スベキ種類左ノ如シ

(1)小学校児童ノ書方、綴方、図画、手工、裁縫ノ成績品（各学年各科四点以内トス）

(2)小学校ニ於ケル教授、管理、訓練、衛生等ニ関スル意見　諸表簿学事統計表及新案製作ニ係ル器械、器具、標本、模型、絵画、図案等

(3)其ノ他教育ニ関スル参考品

（『藤坂小学校所蔵文書』）

明治四三年三月二六・二七日　上北郡連合学事会において、次のことが協議になる。

二、学芸会開催ニ関スル件

各小学校ニ於テ毎年一回以上左記方法ニ依リ学芸会ヲ開キ　父兄ヲシテ参列セシムルハ向学心ヲ発達セシムルニ効アリ　開催セラレンコトヲ望ム

朗読、談話、唱歌、諳誦、遊戯、其他

（『三沢市役所所蔵文書』）

明治四三年九月　七戸尋常高等小学校児童調金調

生徒数　八五四　　貯金セシ生徒数　一四〇　　金額　一、〇三六円六三一

（『三沢市役所所蔵文書』）

明治四三年一二月三日　実業科の成績良好に付、奨励金を交付される（一二校の内）。

七戸尋常高等小学校　　農業科　金拾円　　手工料　金拾五円

（『三沢市役所所蔵文書』）

明治四四年三月二三日　卒業証書授与式記事

七戸通信――七戸尋常高等小学校に於て去る三月廿三日新制第三回卒業証書授与式を挙行す　来賓として嶋脇郡視学、一戸警察署長、長沢税務署長、石郷岡五十九銀行七戸支店長、小島郵便局長其他有志者外に学務委員全部臨席　午前九時半一同入場と共に開式　君が代三唱終りて田口校長教育に関する勅語を捧読し　次で首席訓導成績考査の結果を報告し　卒業生高等科男女合計三十二名、尋常科男女合計七十八名、特別学科（子守を以て編成せるもの）十七名に夫々卒業証書を授与し　修了生高等科男女合計百四十名、尋常科男女七百二十三名に夫々修業証書授与し　引続き優等者及本年間無欠席者に対し優等賞並に精勤賞を授与したり　尚ほ長沢税務署長、苫米地商店、高常商店より寄贈

せられたる賞品を卒業生全部に分つ　終り島脇郡視学は郡長代理として本郡撰奨優良生なる高等科卒業生中原斌、尋常科第四学年修了生高田みよの両生に各賞状並金壱円を授与せられ　本校が数年来より此種の名誉を受くるの栄を祝せられ　且つ昨年視学講習会に出席中学習院を参観して　皇孫殿下の御勉学の実況を拝観したる当時の有様を詳細に平易に話され　児童一層の奮励心を喚発せられたり　次に田口校長の卒業生並に修了生に対する熱烈懇篤なる訓示ありたり　高等科二学年修了生松尾廉造は修業生を代表して祝辞を述べ　卒業生総代成田としは高等科を代表して　小原又平、青山よしいは尋常科を代表して答辞を陳べ　次て卒業生の感謝の唱歌修了せしは午後一時なりし

（『奥南新報』四・一）

明治四四年五月一七日　大運動会記事

大運動会――七戸尋常高等小学校春季大運動会を本日同校庭前に於て執行せり　今其概況を記さんに会場の装飾として校舎の屋上より前方の樹梢に掛けて長く数条の万国旗を吊し　競走場には百ヤードの輪劃を設けられたり　校舎の軒下に紫の幔幕を張り　正面なる教官室を以て賞品授与所に充て田口校長控へたり　傍らに金色輝ける校旗の樹立せるもの　及び盛喜商店より寄贈に係る赤地に白染抜の運動会と記せる大旗　及び紫赤白等の男女子部の標旗を以て鮮かに会場を彩られたり　軈て午前八時喇叭の合図を以て全生徒整列　田口校長開会の辞を陳ぶ　次で運動に移り尋二年女生の出校準備　以下百四十三番に至る競技あり　後ち来賓卒業生職員等の各競争ありて午後五時閉会せり

総じて昨年度より競技の種類多く　又女生の遊技男生の兵式体操に於て著しき進歩を認められたると　及敬礼の訓練等は本日の見ものなりき　而して選手壱等賞として時事新報社寄贈に係る銅牌を授与せられたるは佐藤徳光君徒歩五百ヤードなり　終日天気晴朗にして来賓並びに参観人数千名に達し　近来稀なる賑ひなりき　（『奥南新報』五・二二）

明治四四年七月三〇日～八月一日　修学旅行記事

「七戸小学校職員生徒約三百名、去月卅日来郡湊駅に下車、鮫湾岸の風景並に捕鯨会社其他を観光の上一泊、去る一日は当町観光、蒸気喞筒（ポンプ）を見、当駅より乗車帰校の途に就けりと」

（『はちのへ』七・四）

明治四五年四月　家庭通信簿制定

従来トテモ家庭通信簿ノ調製ナキニアラザリシカドモ　学校トシテ様式ヲ一定シテ制定セシハ　実ニ明治四十五年四月ノコトナリトス　其以前ニ於テハ出席奨励ノタメニ設ケラレシ皆勤章ナルモノアリテ毎月無欠席児童ニ配布シアリタルナリ　此家庭通信簿調製ト共ニ皆勤章ヲ廃止セシナリ

明治四五年四月　教授研究会開始

教授研究会ヲ開始シ　内規ニヨリ実施授業ヲナシ批評研究ヲナスニ至リシハ大正元年四月ヨリシテ　尚継続シ時代ノ進運ニ供ヒ改進シツヽアル教育教授術ニ併進スルヲ期セリ　従来トテモ研究会アリシモ組織的ニ見ルヲ得タルハ実ニ此時ニアルベシ

明治四五年（大正元年）一〇月　学校林設置経営按作成

（『青森県教育史第四巻　資料編2』に所収、省略す）

大正二年四月　校訓および児童心得制定

大正二年四月　校訓及児童心得ヲ制定シ簿冊トナシテ各児童ニ配布セリ　一ハ訓育ヲシテ全校ニ規律アラシメントシ　一ハ学校家庭トノ連絡ヲ計リテ共ニ児童教養ニ欠闕ナカラシムルニ出ヅ　殊ニ児童心得ノ如キハ　地方実際上ヨリ打算シテ悪習ヲ予妨(防)センコトヲ期セリ

校　訓

一、誠実ナルベシ

一、勤勉ナルベシ

一、勇敢ナルベシ

一、規律ヲ守ルベシ

一、公徳ヲ守ルベシ

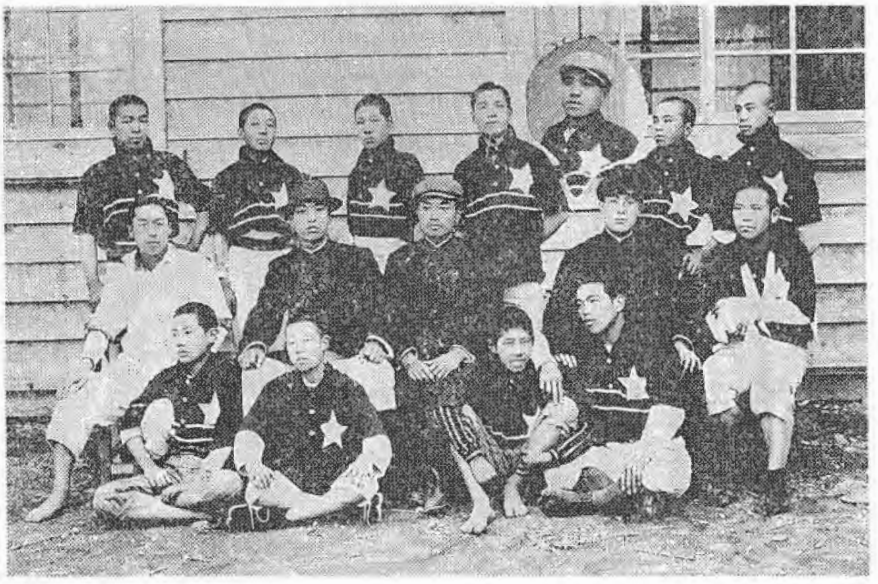

明星会野球チーム（大正2.5.13）

大正二年七月二四日　小学校校舎を社会教育等に使用できるようにする。

今般小学校令第三十条ニ改正ヲ加ヘラレ　小学校ノ校舎校地等ハ　教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ為メ　特別ノ必要アルトキハ監督官庁ノ認可ヲ受ケズシテ　之ヲ使用シ得ルコトニ規定セラレタリ

（上北郡役所通達、『三沢市役所所蔵文書』）

大正三年四月　図書室設置

大正三年　二年度凶作による教員の増減等

「学級ノ編成上、力メテ定員ニ充タスノ方針ヲ取リ、為メニ実際教員参名ヲ減シ、従テ俸給額金四百参拾余円ヲ節省シ得タリ、高等生徒ヨリ徴収スル授業料、部内ノ者ヲ半額ニ、他部内ニヨリ通学ノ者ニハ三分ノ一ヲ軽減シ与ヘタリ」

（『大正二年凶作誌編纂材料』、米内山家蔵）

大正四年一二月二七日、本校内に七戸町立図書館を設置（館長　工藤祐司）

大正四年拾弐月廿七日　曠古ノ大典ヲ記念トスベキ本町立図書館開館式ヲ小学校ニ於テ挙行ス。午後二時野辺地町長式挙行ノ旨ヲ述べ　次デ左ノ式辞ヲ朗読セリ

式　辞

惟フニ方今文運日ニ月ニ進ミ　社会啓発ノ諸機関悉ク具備セルノ時ニ当リ　地方人心啓拓ニ最必要ナル図書館ノ設置ナキハ常ニ遺憾トスル所ナリキ　然ルニ本年振古未曽有ノ御大典御挙行ニ際シ　全国各地諸種ノ記念事業施設経営ヲ見ルニ当リ　当町学務委員会一致ノ決議ヲ以テ図書館設置ノ件本職ニ建議セラル　本職ハ

時宜ニ適シタルモノト認メ　是ヲ町会ニ提案セシニ賢明ナル議員諸氏ノ協賛ヲ得　総額百五十円ヲ以テ町立図書館ヲ七戸小学校ニ附設ノ件　其筋ノ認可ヲ得役員ノ任命其ノ他設備略成ルヲ告ゲ　茲ニ本日ヲトシテ開館式ヲ挙クルニ当リ　来賓各位ノ参列ヲ辱フセシハ本職ノ大イニ喜ブ所ナリ　願クハ本館役員ノ奮励努力ニ因リ益々隆盛ノ域ニ至ラシメ　大典記念トシテ設置セル本旨ヲ空フセザランコトヲ　聊カ所懐ヲ述ベテ式辞トナス

大正四年十二月廿七日　　七戸町長　野辺地　俊　夫

（七戸図書館『記録簿』）

第三節　鶴児平分教場の設立と各分教場改築

義務教育年限が六カ年に延長になりはしたが、明治四一年度から大正四年度までの各分教場は、尋常科一年より四年の児童を収容していた。したがって五、六年および高等科の児童・生徒は、本校に通学しなければならなかった。

この期の分教場の学校経営について書かれたものは、ほとんどみあたらない状態で、当の分教場の『沿革誌』すら、空白の期間になっている。ここでは断片的にならざるをえないが、いくらかのことがらをつなぎあわせて分教場の状況について記してみる。

まず、統計的に明らかな分教場の推移は、次のとおりである。

		就学率	児童数（男・女）	出席歩合
明治三九年度				
	荒　屋分教場		六八（五二・一六）	
	西　野〃		六四（四二・二二）	
明治四三年九月末				
	荒　屋分教場		六六	
	西　野〃		六八	
	鶴児平〃		一八	
大正三年度				
	荒　屋分教場	五〇・九一	一〇〇（五四・四六）	八一・二二
	西　野〃	三九・〇五	八〇（五〇・三〇）	八〇・六〇
	鶴児平〃	二八・二二	四八（二八・二〇）	九三・三四
大正四年度				
	荒　屋分教場	七二・七三		八〇・四九
	西　野〃	七四・〇七		八二・三六

鶴児平	〃	五六・三六	九三・三六
大正五年度			
荒屋分教場		七九・一〇	七六・七九
西野	〃	八四・七八	八六・六二
鶴児平	〃	八〇・八五	九一・一四

ここにみられるように、就学率の低さが目立つ。大正期にはいると、全国平均就学率は九八パーセントを越えるようになるから、義務教育が国民のあいだに定着しているといっていい。それなのに七戸農村部では、もちろん大正三年には、前年の大凶作の影響はまぬがれないにしても、五〇パーセント以下という低率であり、大正五年にやっと八〇パーセントに達したにすぎないのである。それというのも、農村のまずしさもさることながら、農村地域は集落が散在しており、学校位置も適切でなかったため、通学に困難が大きかったことがあげられる。

西野分教場に、明治三九年に入学した山口清松は、通学の苦労を次のように証言している。

なにしろ山館から西野の分教場まで四キロ、山谷から田圃のあぜ道を歩いて丸太橋を渡って通ったものです。今のような立派な道路などありませんでしたから随分苦労したものです。もちろんランドセルではなく肩から布袋をかけて鉛筆も学校に来て仲間で使い合ったものです。家では石板を使ってはだかランプの下で家庭学習をしました。弁当はほとんどソバモチに味噌をつけたものや粟飯を握って焼いたものでした。学校は登校時が八時、退下が三時と決まっていました。よく洪水で学校が休みになったもので家に居るとよく働

かされたので学校に居る方が楽しみでした。

（『西野の歩み』）

ましてや冬期に至っては、山ぎわで積雪も多く、通学することに大へんな努力がしいられたのである。ことに倉岡川ぞいの集落は、本校まで七キロメートルほどもあり、いっそう学校を持たない不便をかこっていた。

そこで、この地区のうちの鶴児平（つるのこたい）に、明治四二年一〇月、分教場の設置をみることになった。それはここに、奥羽種馬牧場があり、そこに働く人の増加にともない、その子弟の教育に対する関心がたかまってきた結果であった。

倉岡地区は、やむなく私設の塾を開いて、子弟の教育を始めていたが、大正三年四月、鶴児平分教場倉岡分教室として認可になった。これによって鶴児平学区の就学率は、三年度の二八パーセントから四年度に五六パーセントと、一躍二倍にもはねあがり、五年度には八〇パーセントに達したのである。すなわち行政の適切な援助さえあれば、住民側に困難があってもそれを克服していくことを、如実に示している。

倉岡分教室は、民家を借用して開設した。それも民家の事情・都合によって、転々と移動しなければならなかった。そうした劣悪な環境が、昭和二年校舎新築まで続けられた。私設学校の時代から、校舎完成にいたるまでの仮校舎は、調査によれば、第一一図のような方々の民家を借用していた。（註　番号は移転順序）

この間、荒屋・西野両分教場においても、校舎の改築を行っているが、記録によりいく分くい違う。『七戸小学校沿革史』は、両分校とも明治四四年八月竣工としている。これに対し、『西野分教場沿革誌』は、「明治四十

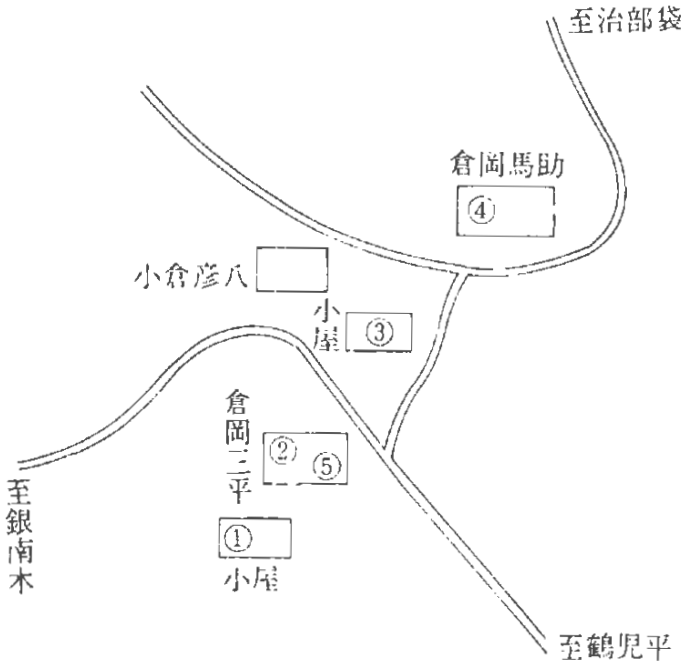

第11図　倉岡分教室、借用民家

三年八月校舎改築着手、十一月改築落成」とし、『荒屋分教場沿革誌』は、「明治四拾四年六月二日、新校舎へ移転」とする。

両分教場の改築は、就学率の向上にともなう児童数の増加にある。さきにあげた統計でも、明治四三年から大正三年にかけて、荒屋分教場は六六人から一〇〇人、西野分教場は六八人から八〇人へと伸展している。当時の分教場一学級の定数は七〇人であったから、当然二学級編制をとらなければならなかった。学級増による教員の配置は、ともに明治四五年四月増員になっている。

荒屋分教場　訓導　工藤吉次郎　　準訓導　和田藤太郎
西野　〃　〃　平野徳三郎　　雇教員　山村　巳松

そうしてみると、西野分教場の改築は、明治四四年が正しいと考えられる。また同校が二学級編制となったのは、大正三年一二月とするけれども、二人の教員配置からみて、これも四五年のこととなる。

荒屋分教場の改築については、同校『沿革誌』に次のように記されている。

第四節　教員の養成

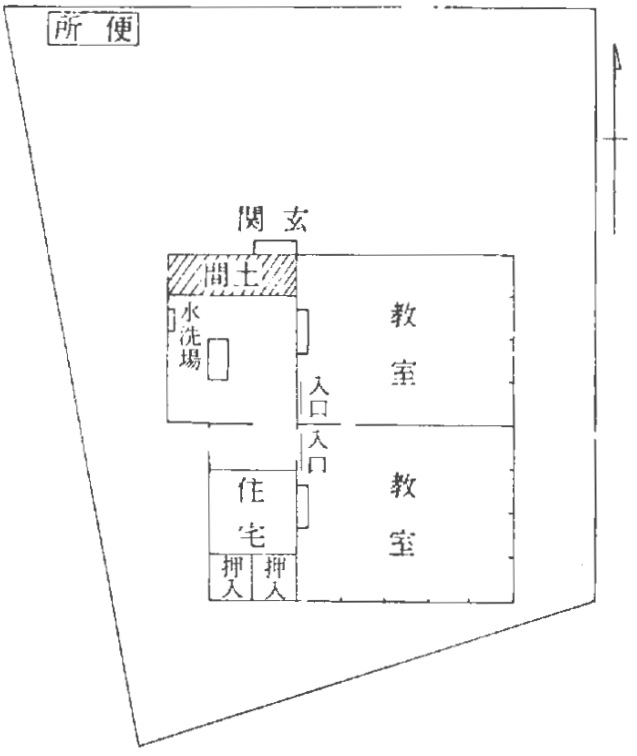

第12図　上北郡七戸尋常高等小学校
西野分教場平面図

一、明治四十四年四月ニ於テ　当校舎敷地トシテ土地壱反歩也　工藤轍郎殿ヨリ寄附セラル

一、明治四拾四年六月二日新校舎ヘ移転　旧校舎ハ創立以来廿有六年余ノ永キ間使用セルモノ　昨四十三年十月来当事者高橋町長殿管督秋山政次殿配慮ノ元ニ改築俊功ヲ告グ　而シテ請負者ハ駒嶺倉太氏ナリ　匠ハ七戸住人久保徳蔵阿部弥助ノ二氏

西野分教場も、ほぼ時を同じくして、建設にとりかかったのであろう。平面図は第一二図のようであるが、当時は赤いペンキを塗ってあったので、「赤学校」とも呼んだという（『西野の歩み』）。

明治三〇年代にはいると、義務教育就学率の急上昇に対応して小学校教員の数も増大した。教員の需用の増大は、教師の社会的地位の低下という要因に加え、教員に対する待遇の悪さから、小学校教員の慢性的な不足をひきおこしていた。

そこで県では、有資格教員確保の手段として、県師範学校に講習科を設置し、六カ月の講習ののち次の資格を与えることとした。

甲種――現在尋常科正教員は、本科正教員（高等尋常科正教員）に昇格できる。

乙種――准教員若くは高等小学校四年卒業以上の学力を有するものは、尋常科正教員となる。

そして、講習員一人につき月金二円五〇銭の補助を行ったが、それでもなお、上北郡においては、有資格教員の不足を満たすにはいたらなかった。

上北郡では意を決し、乙種講習科程度の教員養成所を郡独自に設置し、准教員の養成に着手した。第一年度にあたる明治三四年は、郡長村上則貞を所長とし、七戸と三本木に開設した。

庶第八二三号

本郡教員養成所、来五月六日ヨリ開始相成筈、同日午後一時七戸三本木小学校へ出頭候様、左記人名へ御通報煩シ度此段申進候也

明治三十四年四月廿九日　　上北郡役所　　庶務掛　印

村役場　御中

追テ本人共ヨリ、予テ依頼ノ書籍全部、代価ハ略五円ニテ候条、同時携帯候様、是又御伝相成度、此段申添候也

（『三沢市役所所蔵文書』）

教科は、修身・教育・国語・算術・地理・歴史の六教科で、教科書は次のものが使用されている。

養成所教科用書

教育勅語義解　帝国通信講習会著
実用小教育学　斉藤鹿三郎著
中等国文読本　落合直文著
算術小教科書　藤沢利喜太郎著
新体内国地誌　新保盤次著
新撰日本歴史　研究所著

（同文書）

講師陣には、それぞれの尋常高等小学校教員が嘱託され、指導にあたった。

七戸会場　三浦定静　宮沢剛克　苫米地半次郎　小山寅次郎
三本木会場　中山留五郎　（以下不明）

七戸尋常高等小学校に併設された上北郡立教員養成所は、明治三四年五月六日に開校、同年一〇月三〇日修了

となっている。六カ月間であった。修了者はただちに検定試験を受け、合格者は一一月二一日付で「前期科目ニ就キ試験検定シ、青森県管内ニ於テ、尋常小学校准教員タルコトヲ免許」されている（鈴木うめ履歴書）。

しかし、上北郡立教員養成所は、毎年継続することができなかった。理由は不詳であるが、受講者が少ないことが、理由の大きな原因であったと考えられる。上北では、まだ上級学校への進学者がほとんどなかったから、教師を志願する青年は、ごく限られた層の出身者であった。一定のそうした志願者が卒業しても、次に教師を望む者が学校を講成するには、ある年月を要しなければならなかった。それだけ上北が貧困で、所得の低い階層が多かったことを示していたといえる。

ついで教員養成所が開設になったのは、明治三八年のことである。この年度も七戸・三本木の二カ所を会場とした。講師には、次の人たちがあたった。

七戸会場　宮沢　剛克　小山寅次郎　盛田　光一　鈴木　友紀

三本木会場　中山留五郎　樋口　勝雄　中村万次郎　後沢　精

教科は、前記六科目に体操科が加えられている。五月一七日開校、一一月一五日修了。一二月二八日には、検定試験の上、准教員免許状が与えられている。

この年度の七戸修了生の中には、森田重次郎・奥山英輔・三浦驍・畠山義雄・盛田やゑ等、後年に上北郡教育界の重鎮となった人たちが多く輩出している。

明治四二年度からは、七戸町一カ所だけに開設するようになる。この年には、教科も一〇教科とふえ、しだい

に充実していった。さいわいなことに、「上北郡教員養成所規程」がみつかったので、つぎにこれを掲げる。明治四二年は、五月一〇日から一〇月二九日まで開設された。

告示第六号

本年五月十日ヨリ七戸町ニ於テ本郡教員養成所ヲ開設ス　入学志願ノ者ハ願書ニ履歴書ヲ添ヘ保証人連署ノ上　本月三十日迄ニ当庁ヘ差出スヘシ

但入学シ得ヘキモノヽ資格其他ノ件ハ　町村役場ニ就キ養成所規程ヲ一覧スヘシ

明治四十二年四月二十二日

青森県上北郡長　石黒熊三郎

上北郡教員養成所規程

第一条　教員養成所ハ　本郡小学校教員補充ノ目的ヲ以テ之ヲ開設ス

第二条　教員養成所ノ学科目ハ修身、教育、国語、算術、地理、歴史、理科、図画、体操及唱歌トス

第三条　修業期限ヲ六ケ月トス

第四条　教授時数ハ一週二十七時間トス

第五条　入学シ得ベキモノハ　高等小学校（旧令四ケ年ニ依ル修業年限ノモノヲモ含ム）卒業ノ者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノトス

第六条　入学セントスルモノハ　願書ニ履歴書ヲ添ヘ保証人連署ノ上郡長ニ差出スベシ

第七条　（記載もれ、不明）

証

族籍

氏　名

生年月日

右ハ本所ニ於テ規定ノ科目ヲ修了セリ

仍テ玆ニ之ヲ証ス

年　月　日

青森県上北郡小学校教員養成所

青森県上北郡長勲位　石黒熊三郎　印

番号

第八条　在学中ノ費用ハ凡テ自弁トス

但養成所ヲ距ル弐里以上ノモノニシテ　現ニ所在地ニ宿泊スル者ニ限リ一ケ月金参円ノ補助金ヲ支給ス

第九条　教員養成所修了生ニシテ　本郡ヨリ補助金ノ給与ヲ受ケタルモノハ　修了後一ケ年間本郡内ニ於テ教職ニ従事スル義務ヲ有ス

第十条　教員養成所講師ハ　其ノ所在地ノ小学校教員ニ嘱託スルモノトス

第十一条　教授管理及成績考査ニ関スル規程ハ　講師ニ於テ之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クルモノトス

（『三沢市役所所蔵文書』）

明治四四年になると、准教員の養成ばかりでなく、尋常科正教員への格上げをはかるものとして企図されている。それは、学校・学級数の急増による教員の需用不足をおぎなってきた上北郡教員養成所が、ここにきて、教育内容ないし教員資質の向上に、取りくまざるをえなくなったことをしめしている。これを明治四五年一月の統計でみてみると、

○学　校

尋常小学校	四〇	計　八一
尋常高等小学校	一四	
分教場	二七	

○学　級

尋常科	二一一	計　二三二
高等科	二一	

○教　員

高等科正教員	二一
尋常科　〃	一四三（内二、専科）
准教員	二八
代用教員	七六
計	二六八

（『上北郡の栞』明治四五）

となり、学級数をうわまわる教員が配置されている。そして、分教場であっても二学級を越える学校には、必ず一人以上の正教員を置くことが義務づけられていたから、正教員のしめる比率が六一・一九パーセントと大きくなってきている。にもかかわらず、代用教員七六人は二八・三六パーセントにあたり、代用教員の急増によってしのいできたようすが読みとれる。だから、この代用教員の資質を准教員に向上させることは急務だったわけで、それに合わせて正教員の確保が課題となっていたからにほかならない。それというのも、上北郡出身の師範学校卒業者は少なく、郡外からの招聘が困難だったのである。

この年度よりは、郡会議事堂内に開所したようだが、明治四四年五月五日に始まり、翌年三月二四日に修了している。

教員養成所規程概要（抄）

一、教員養成所ヲ分チテ　第一種・第二種トス　第一種ハ尋常小学校本科正教員　第二種ハ小学校准教員ノ試験検定ニ応ゼントスル者ニ　必要ナル講習ヲ為スモノトス

一、修業年限ヲ凡一ケ年トス
一、学科目ハ　修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、音楽、体操、裁縫トス
一、教科用図書ハ　本県師範学校講習科用図書ヲ参酌シテ　之ヲ定ム
一、生徒ノ員数ハ　第一種及第二種各々十五名トス
一、第一種ニ入学スルコトヲ得ルモノ
　一、尋常小学校准教員ノ資格ヲ有スルモノ
　二、本郡教員養成所ヲ修了シタルモノ
　三、其他　前二項ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ
第二種ニ入学スルコトヲ得ルモノ
　一、高等小学校卒業者、及同等ノ学力ヲ有スルモノ
一、第一種・第二種共　志願者超過セザルトキハ　無試験入学ヲ許ス　超過シタルトキハ　国語・算術ノ二科目ニ付　試験ヲ行フ

（『三沢市役所所蔵文書』）

しかし当時、上北郡より青森県師範学校への入校が少ないのは、学校制度に原因があった。すなわち、師範学校一部は、一五歳以上の高等小学校三年卒業者に門戸がひらかれていたが、通常の尋常高等小学校は、高等科において二年課程をとっていたから、たとえ進学を希望していたとしても、師範学校へ入学することができなかった。上北郡で、三年課程の高等科を設置していたのは、野辺地・七戸・三本木の各尋常高等小学校三校だけであ

ったから、教師を志望する生徒は、最初から三年課程のある高等科に入学しなければならなかったのである。

二　上北郡立普通学講習所

上北郡に有資格教員を配置し、教育の目標を達成するには、高等科二年卒業者の中にある人材を、師範学校に送り出すことが、上北郡に定着できる教師を養成する上でも近道だった。そうしたことなどから、郡では、これまでの教員養成所を、明治四五年度より上北郡立普通学講習所とあらため、教員の養成とともに、中等程度の学校進学者に対する講習をも合わせて行うこととした。

上北郡立普通学講習所規則摘要（抄）

一、本講習所ハ　小学校教員試験検定ニ応ゼントスルモノ　及中等程度ノ諸学校ニ入学セントスル者ニ　必要ナル講習ヲナスモノトス

一、本講習所ニ教員養成部　及普通部ノ二部ヲ置ク

教員養成部

小学校教員ノ試験検定ニ　応ゼントスルモノヲ養成ス

普通部ヲ分チテ　予備科及別科ノ二トス

予備科ハ　師範学校、中学校、其他各種実業学校ニ　入学志望ノモノニ　必要ナル講習ヲナスモノトス

別科ハ女子ニシテ　裁縫教員タラントスルモノ　及家政ニ従事スルモノヽ為メニ　必要ナル講習ヲナスモノトス

一、本講習所ノ教科　左ノ如シ

教員養成部ノ教科目ハ　修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、音楽、体操、裁縫トス

普通部予備科の教科目ハ　修身、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、体操トス　歴史、地理、理科、図画ハ随意科目トス

同別科ノ教科目ハ　修身、国語、算術、裁縫、家事及実科トス

一、志願者　募集人員ニ越ユルトキハ　撰抜試験ヲ行フ

一、本講習所ニ入学スルコトヲ得ルモノハ　尋常科准教員の資格ヲ有スルモノ　及高等小学校第二学年修了セシモノ　若クハ　之ト同等ノ学力ヲ有スルモノ

（『藤坂小学校所蔵文書』）

普通学講習所は、明治四五年より大正三年までの三年間継続したが、この間のようすを、八戸の『奥南新報』は、次のように伝えている。

上北郡に於ては　数年前より郡事業の一として　小学校教員の養成と中等程度の学校入学者に対し　予習の目的とを以て　普通学講習所なるものを　開設し来りしが　其結果　正准教員の検定試験に合格し　或は師範学校、中学校其他　各種の入学試験に合格せるもの多く　好成績を揚げつゝありし所　昨年は郡費の都合

により郡立と為さず　郡教育会の附属として成立せしかど修業生の為め　便利ならざるものを発見したるを以て　本年度は　凶歉の影響を受け万事縮少せるにも不拘　復び郡直営と為し　専任講師一名を招聘し且つ七戸小学校の訓導数名を嘱托して講師と為し　本月七日より開催しつゝあるにより　高等小学校卒業生（二ヶ年のもの）は　男女に係らず無試験にて入所を許可し　本年度よりは　他郡の志望者も大に歓迎する由なれば　右志望の者は　此際速に入所するこそ好都合なるべし

（『奥南新報』大正三・五・一〇）

だがこの普通学講習所は、郡の期待にもかかわらず、定員を満たすことができなかった。大正三年には、それまでの授業料月五〇銭を三〇銭に減額して募集したにもかかわらず、定員を大きく下まわり、授業開始を一ヵ月も延期しなければならなくなっていた。それは、直接には大正二年の深刻な大凶作によるものであろうが、もうその頃には、進学を志望する生徒は、最初から三年制の高等科の学校にはいるなど、自から対応できるように成長していたからであろう。

数多くの准教員を養成し、その中から師範学校へ進んだ者もあり、上北郡教育にはたした功績に少なからざるものがあったが、教員養成所とその後身である普通学講習所は、こうしてその役割を終えることになった。

明治四五年＝大正元年度　五月一日～翌年三月二〇日
大正二年度　七月六日～（月日不明）
大正三年度　五月七日～翌年二月二七日

明治三四年からの開所数は七回を数えるから、一回が四〇人としても二八〇人ほどの卒業者を送り出したことになる。講師も前記の七戸校教師以外にも、工藤祐司・坂本伊太郎・橋本博愛・古山正三らが指導にあたっている。また八戸から、国語の玉内勝蔵、数学の松原民弥が招聘されている。

第六章　大正中興期の教育

第一節　苫米地半次郎の学校経営

なつかしの母校、七戸小学校。私は約五十年近い前母につきそわれて入学した。通学路は、斜めに寝そべった松の大木の下を通っていた。ツキ、ケヤキの大木は、幾本も幾本も、堀を見下す崖際に立っていた。堀には水があった。いつも半分、日乾びてはいたが内堀もあった。

われわれは、洟をたらして、はだしでよく遊んだ。手や足をよごしても平気だった。洋服を着ているのは詰襟の先生だけ。着物は刺しこ、冬のシャツ、ももひき、たび、みんな母の手製である。

もみの大木と、杉の大木がならんで亭々と天に摩して立っている。私には、もみが父で杉が母であるようにおもえた。あるとき、アメリカからでもそれが見えると言って、親しい友と議論したことがあった。しま

いには、息をきらして三十分も取組んでしまった。小学校二年か三年生の頃のように思う。

単独で雑誌など買えない私たちは、仲のよいもの同志で数人、組んで海国少年、飛行少年を回覧し、よくもみの木の下で、むさぼり読んだ。そして誰かが、無人島の王様になる、といったら、つぎつぎと乃木大将東郷大将が出た。最後に誰かが、一番エライのがアレキサンダー大王だから、アレキサンダー大王になるといったので、アレキサンダー大王を知らなかった私どもは、皆シュンとなって、負けてしまった。

あそぶことと、喧嘩が好きで、四年生になっても、九九をまだ暗記していないものも多かった。一年生は山本達雄先生。二年、三年永瀬先生。四年畠山義雄先生。五年目時博先生と小原先生。六年佃于城先生。

（工藤一成『創立九十周年史』）

大正初期の学校生活を回想する一文であるが、そこには大正期らしい子どもの生活が写しだされている。明治から大正への推移は、単に年号の変化にとどまらなかった。それは、日本資本主義の飛躍的な発展と好景気にささえられて、いわゆる大正デモクラシーをむかえている。個人主義・自由主義・国際主義といったもの、あるいは人格・自由・教養などが民衆の自覚をうながし、やがて普通選挙運動・第二次護憲運動へと発展していくものであった。

七戸とて例外ではなく、右の文にあるように、子ども達の世界にも国際的な視野がはいってきていて、教科書的人間像からときはなされ、自由な発想を楽しんでいるのである。

大正五年三月、校長田口主税は病気を理由に、職をしりぞいた。『百年誌』では「晩年一寸したミスがたたっ

て世人の悪評を買い」ということであるが、これとて、大正期民衆の意識の変革が、そうさせたとみられないこともない。

ところが、田口校長辞職の後、どうしたことか後任校長の発令をみないまま、三ヵ月以上が経過し、ようやく七月二〇日にいたって、苫米地半次郎が校長に任命された。このことについて『百年誌』は、「久しく野にあって公職から遠ざかって居た先生は、敢然として烈々たる所信を認(したた)め、若し私が校長になったら、精魂を傾けて学校改革を断行し、経営の完璧を期すと云う心境を、時の県の学務部宛に提出し、もしも之でよかったら御採用願いたいと歎願に及んだ。この斗魂あふるゝ決意の固さを知った時の視学官が、感動の余り遂に苫米地氏を七戸小学校長に任命した。」（秋山友安）という。ただ、筆者が子息の苫米地隆城(たかき)から聞いたのでは、「なんでも苫米地氏でなければならないという話しで、復職して校長になった。当時は盛喜の向いに文房具店を開いていましたから、別に本人から望んで校長に、というのではなかった。」（談）ということです。

ともあれ、苫米地校長を迎えて、七戸尋常高等小学校は「黄金時代」と後世に讃えられる大正期の幕あけとなった。まことに、大正デモクラシーの教育にふさわしいものであった。

さいわいなことに、就任まもない苫米地校長が、学校教育にかんしてその理念を述べた文章が残されている。「七戸町と教育」と題する一文は、大正五年八月、青森県産馬共進会が七戸町に開催された際に、東奥日報に発表されたものである。

七戸町と教育

七戸尋常高等小学校長　　苫米地　半次郎

茲に青森県産馬共進会、並に青森県教育会上北郡部会教育品展覧会を、此地に開かるゝに当り、教育上の卑見を陳ぶるを得るは、深く光栄とするところなり、余もと不才浅学、加ふるに永く斯道に遠ざかり、痛く世運に後れたりと雖も、十年浪々の身を起し、自ら鞭韃して敢へて尚、小学校長たるの大任を拝するもの、また一片の主張なくんばあらず、此の期に及んで心中を披瀝して、以て七戸町民諸君に訴へ、広く世間有識の教を乞はんと欲す、希くは、批正の労を吝むなからんことを

一、生徒体力の増進を計り度きこと

世界の大戦は、その如何様に局を結ぶに関せず、我国民に向って痛切に、各種の覚醒を叫ぶべし、而して、国民体力増進の如きは、蓋し其の最も甚だしきを感ずるところならん、思ふに体力の養成は、主として小学時代より、徴兵適齢時までの間に於て、之を養ふにあらざれば、其の余は、殆ど功を奏すべからず、然るに、小学校に於ける体操遊戯、一週三時間乃至四時間の課程は、未だ以て、此の目的を達する所以にあらず、予は、小学校時代より満二十歳に至るの青少年時代に於て、或は小学校の課外に、或は青年会の事業としての許す限り、事情の容す限り、撃剣銃槍薙刀弓其他、あらゆる国民的武芸を、広く大にこれを奨励せんことを欲す、但し斯くの如きは、最も慎重の調査研究を要すべきもの、今俄に、これを行ふと云ふにあらず、十分調査研究の上、之を継続的に課すること　恰も明治維新前まで、各藩子弟が、六七歳の頃より各種の武術を、刻苦鍛錬せるが如くならば、其の効の顕著なる　余が言を待つべきにあらず、故に、若々研究の

上一定の成案を得て、これを決行せんと欲するものなり

一、勤労を悦ぶ風を養ひ度きこと

何人に限らず額に汗して食ふは、尊ぶべきことなり、勤労を悦び労働を、□□ざるの良風は、国家経済の基礎を□□に於て、将た又、国民体力増進の上に於て、最も緊要の事に嘱するを信ず、正に一大信条として、勉めて之を生徒並に少青年諸君の間に、涵養せんことを欲するものなり、父兄並に有志の諸君、余が微意の存するところを諒とせられ、倶に供に大に尽力、此の良風の涵養に勉め給はんことを

一、生徒をして、活発にして規律あらしめ度きこと

不活発不規律ほど事務の妨害をなし、事業の成功を妨ぐるものはあらず、而して、我東北人は一般に、此の病に捕はるゝもの多く、我七戸地方に於て、殊にその甚だしきを見る。我校に於ても、多年こゝに苦心するところありと雖も、未だ十分その効を収め得ざるが如し、地方将来のため、深く憂ふべきの一なり、願くは、学校家庭内外共に力を合せて、此の弊風を除き、活発にして規律あるの良風を養ひ、将来の青年をして、各其の志すところに従ひ、各方面に、十分活動し得る底の人たらしめんことを

（『東奥日報』大正五・八・一四）

また次のものは、大正六年一〇月第二回県下小学校長会議に提出した、諮問案に対する答申の一部である。

一、県下小学校ニ適切ナル訓育ノ方針並ビニ之レヲ達成スル実施方法

A、訓育ノ方針

1、常ニ敏活ニ活動セシムルコト
2、勉メテ言語ヲ明快ナラシムベキコト
3、勤労ヲ悦ブ風ヲ養フコト

B、達成スル実施方法

1、常ニ敏活ニ活動セシムルニハ
(イ) 男女教員自ラ敏活ニ活動シテ　自然的ニ範ヲ示スベシ
(ロ) 校ノ内外ヲ問ハズ　常ニ此ノ方針ヲ以テ奨励指導スベシ
(ハ) 他府県人、諸外国人活動ノ状態ニツキ時々説話スベシ
(ニ) 出来得レバ　実際活動ノ状況ヲ見学セシムベシ
(ホ) 作業及遊戯ニ関シテハ　特ニ此ノ点ニ注意スベシ

2、勉メテ言語ヲ明快ナラシムルニハ
(イ) 教員ノ言語ハ常ニ明快ニシテ　且ツ発音ニハ特ニ注意スベシ
(ロ) 可成標準語ニ依ラシメ　努メテ方言ノ使用ヲ避ケシムベシ
(ハ) 国語科教授ニ一層ノ努力ヲ用ヒ　明確ニ了解シ明快ニ発表スルノ能ヲ養フベシ
(ニ) 師範教育上ニ於テ一般言語ノ教育ニ留意スベシ
(ホ) 事情ノ許ス限リ　東京地方ヨリ女教員ヲ歓迎スベシ

(ヘ) 時々発音、言語ニ関スル講習会ヲ開クベシ

(ト) 各科ニ於テハ勿論　音楽科ニ於テハ特ニ発音ニ注意スベシ

3、勤労ヲ悦ブ風ヲ養フニハ

(イ) 清掃実習其他労力を要スル場合ニハ　教師先ヅ進ンデ労ニ服シ、児童ヲシテ自然ニ之レニ慣レシムベシ

(ロ) 担当ヲ定メ作業ニ従事セシムベキハ勿論、担当外ト雖校ノ内外ヲ問ハズ、労力ハ悦ンデ之ニ服スルノ習慣ヲ養フベシ

(ハ) 作業時ニ於テハ此ノ方針ニ依リ　適宜ノ指導ヲ誤ラザルベシ

(ニ) 額ニ汗シテ食フコトノ　最モ安全ニシテ貴ブベキコトヲ悟ラシムベシ

(ホ) 集会執務作業等時刻ノ定メヲ守リ　之レヲ空費セザル様心掛ケシムベシ

（『答申書』）

この二つを重ね合わせると、おのずから彼の教育経営方針がうかびあがってくる。すなわち「活発・言語明快・勤労・体力増進」がそれである。当時七戸町は地域産業として畜産・林業が盛んであったが、校長は「牛や馬や豚より、人材を養成しなければならない」といって、自らの教育方針の達成を目ざした教職人事をおこなった。一部からは、縁故のある教職員だけを集めたと悪評をかったが、「俺はこれで成績を上げてみせる。何を言うか。それで悪かったらやめてもいい。」と一蹴した。

第二節　青山勝信の実践

「この校長から代用教員に拾われて」（盛田達三、『青山勝信の追憶』）教師となったのが、すでに歌人哀囚（あいしゅう）として知られていた青山勝信であった。大正五年一二月のことで、高等科一年を担当した。翌六年と七年にはつづけて四年生の担任となり、八年三月には辞職しているから、二年四カ月たらずの教職である。短期間ではあったが、教え子たちに強烈なる印象を残している。

青山勝信は、東奥日報に文章を発表し、当時の教育について、「粗雑な木造の模造と、去勢せられたる国民の鋳造程、自ら生長すべき人格に対する侮辱はない」と言って、「逞しい本能の芽を摘まれた、心霊の餓鬼となって」しまうことを強く憂いており、その結果「私は日本が滅亡するとは断言しないが、日本は明らかに滅亡に歩いて居る」とはっきり言い切っている（盛田達三、前掲による）。

勝信の教育実践について、まず彼の教え子の一人である鷹山宇一の回想を紹介する。

私が七戸尋常小学校三年の時、大正六年（一九一七）でした。青山哀囚先生が代用教員になってこられた。先生は私らより一級上の、藤嶋均先生や槙哲夫先生のクラスを教えたものですがその授業が非常に自由で、こども心に魅力あるものでしたから、四年生になると青山先生から習えると、楽しみに待っていたものです。

さて翌年四年生になって、私らが教わることになったわけです。

勉強は勉強として、ちゃんとやったのですが他にいろいろな文化的なことをやって下さった。小学校の生活はこの四年の時だけですね、記憶に残っているのは。他の先生の時は、味のない物を食うような教え方でしたから、ちっともおもしろくなかった。記憶に残っていませんね。

学芸会では演劇のようなもの、特に活人画はびっくりしました。白虎隊で少年たちが切腹する場面がありますね。この場面に合わせて幕かげから生徒たちが唱歌をうたう。川中島で上杉謙信と武田信玄が向き合っている場面では、「川中島の合戦」の唱歌が流れてくる。見るも聞くも初めてで、びっくりしたものです。初めてひとつの文化に接したわけです。

遊びでは、兵隊ごっこもやりました。よその先生がやると、通り一遍のものでしたが、青山先生は連隊旗（軍旗）を買ってきて、それに房をつけて持たせるんですね。当時こどもらは着物と袴でしたが、それに勲章を作ってつけてくれたりしましてね。それで校外の奥羽種畜牧場の方へ出掛けていって、走り廻るのです。実に楽しかったですね。

ちょうどその年には、自由主義的な児童文学雑誌「赤い鳥」が発刊されました。青山先生は馬車で沼崎まで出て、そこから汽車で青森まで行って、それを買ってこられ、図書回覧して下さった。さらに「日本少年」、「良友」など文化的なこどもの雑誌も買ってきて読ませて下さった。それらの雑誌講入のため、生徒一人三〇銭ぐらいずつ出した憶えがあります。その後小川未明の「おとぎの世界」も出ましたが、その表紙

絵は武井武雄など有名な童画家が描いており、幼い時からすぐれたものに接することができたのも、先生のおかげです。

青山先生は、生徒の創作活動にも力を入れました。綴り方を書くと、上手な子には、非常によかったという意味のことを書いた手作りの小さい賞状をくれる。習字が上手に出来た子にはこれもまた、同じような小さな賞状をくれる。ほかの学校ではなかったでしょうね。つぎはだれが何をもらうのかなと見ていると、図画のうまいのは鷹山ということで、こんどは私がいただく。

（鷹山宇一『青山哀囚先生と私』）

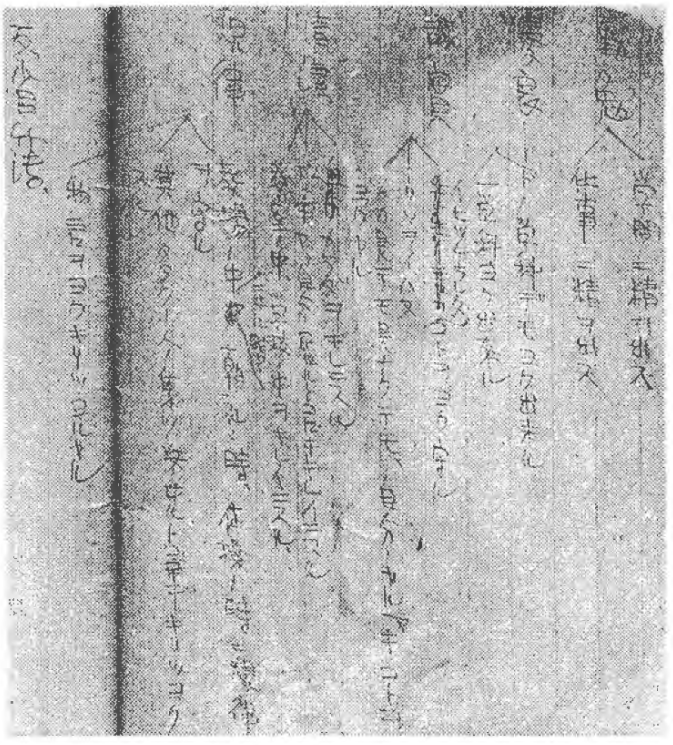

青山勝信ノート

勝信には、よき協力者があった。大正七年に青森師範学校を卒業したばかりの金井義長である。若い二人は「教育改革」をちかい、新しい実践意欲にもえていた。児童の生活実感を大事にし、自由に発表させ、子どもの欲求にかなう表現活動を重視した。その一つに「お話し会」・「学芸会」があった。校内お話大会は、児童代表の発表と教師が子どもに話しを聞かせるもので、青山氏は歴史・神話を、金井氏はグリム・アンデルセンの童話を紹介した。学芸会は、劇と音楽を関連づけ、総合表現をめざしていた。

脚本は「加藤清正の虎退治」や「楠公父子の別れ」などで、学校だけでなく、哀囚の青岩寺でも練習した。「とにかく毎日が楽しかった」といい、教え子たちは、六〇年たった今でも「劇は圧巻であった。まさに独壇場の観でした。」と思い出を語ってくれたという（杉山勲、青山哀囚らの「赤い鳥」運動）。

青山勝信の教育について、彼のよき友であった盛田達三は、次のように言っている。「今でも青山先生は、弟子達に深い感銘を与えている。弟子が夫々の持った特異の芽を摘まれないで、力強く生かして、この悪タレ小僧共、現在の七戸の中心勢力となって居る。勝さん、以て瞑すべきだ。私は勝さんの教育を見て、自然法爾と言う言葉を想い出して居る。教育者としてペスタロッチに比す可く、新潟の良寛和尚に通ずるものがあると思う。」（『青山勝信の追憶』）。

また金井義長も、当時の日本の自由画教育の提唱者山本鼎（かなえ）に手紙を出し、指導法の教示をうけ、その頃にはまれな子供合作「七戸川」を指導している（杉山勲、前掲）。

第三節　雄飛する子どもたち

新しい教育の流れは、やがて全校に広がっていく。そうしたいぶきを感じとった一人に、秋本収三がいた。のちに啄果と号し、歌集『草日』をあんでいる。「大正九年、私が七戸小学校高等科二年生の時に、学校に於て学芸会が催されることになって、私が選ばれて、巌谷小波（いわやさざなみ）作のお伽（とぎ）話の一つを語りました」と述べる「思い出」

は、青山・金井両氏がひらいた実践の延長線上にある。その秋本氏が、県畜産学校における弁論大会に優勝したことを、『思出の記』の中に記している。

思出の記（抄）　　秋本収三

話が変ってその秋に、県立三本木畜産学校創立三十年記念行事として「県南の中学校と小学校との合同弁論大会が開催される事になりました。七戸小学校にも選手の出場を求める案内状が届いたとの事でした。学級受持の坂本伊太郎先生が私を職員室に呼んで、苫米地（とまべち）半次郎校長先生を交えて相談されました。

「この弁論大会は上北・三戸二郡の大会であり、相手方は八戸水産学校と県立三本木畜産学校なので、賞に入ることは望めないと思うが、秋本お前が七戸校代表として出場して見ないか……。」とのお話でした。私は予想もしない出来事に叱驚（びっくり）しながらも、家に帰って次兄冕自（べんじ）（後年改名哲秀）に相談しました。……（兄は）「よし、俺も演説の練習をして見たいと思ってゐた、演題は俺が見つけるから明日から初めよう」と云うことになり、翌朝二人で家から近い城跡の新校舎の講堂に出掛けて私が壇上に立ち、兄は下の広い講堂の中ほどに椅子をすえ聞き役となり、これを三日続けました。

いよ〳〵弁論大会の当日がやって来ました。

出場選手は地元の県立三本木畜産学校、八戸水産学校、三本木小学校、七戸小学校、沢田小学校その他でした。

やがて開始の時刻が来てベルが鳴り響きました。流石は中等学校の学生諸君の弁論は中央の永井柳太郎氏

も斯くあろうかと思はれる程の熱弁でありました。

やがて進行係の先生から、七戸小学校代表、秋本収三君と指名を受けて壇上に立ったが広い講堂に立錐の余地もない、聴衆の顔、顔!!　私はあたりに物が見えない程の戸惑を感じ思う様に言葉が口に出ませんでした。私は必死になって「北アメリカの山村に住む貧しい木コリの息子」から刻苦勉励の末やがて成人して資産の蓄積につとめ、鉄鋼業に成功し慈善事業の為めその生涯を捧げて、「アメリカの慈善王」として仰がれた、『カーネギー一代記』を力の限り語り続けました。

愈々成績発表!!　私は自信が無く入選なぞあらう筈もないと、落ちついて耳を傾けて居たが「青天の霹靂(へきれき)!!」壇上の畜産学校長の声――。第一位入賞「七戸小学校代表」秋本収三君、第二位八戸水産学校、第三位三本木畜産学校と決定致しました。

私は満場の拍手を浴びながら三農校の「七宝焼の金メダル」と、賞状そして立派な函に包まれた重い副賞」を手に講堂の段を下(くだ)りました。

精華は、なにも文化活動だけではなかった。早くからスポーツが奨励されていて、活発に運動していた。

校長苫米地半次郎は、「体育の肝要を力説され、その方面の研究を旺盛ならしめる為に、剣と言はず、野球と言はず、体操教練と言はず、目覚しき進展を見るに至」（北川喜三郎　弔辞）らしめようと、遠く八戸にまで選手を遠征させ、運動競技の振興につとめている。これを『はちのへ』新聞の中にみてみると、まず、大正六年九月二九日「県立八戸中学校にて、創立二五周年記念陸上大運動会を同校々庭に開催せり、（中略）同校生徒の運

動振りは廉潔にして、良く品位を保ち、勝負に拘泥せずして正々堂々たりしを感せしめたるは欣ふべし、当日は町内及び附近の学校生徒は固より、遠く上北郡七戸町の小学校よりも参加選手を出し、団体の観覧あり」との記事が最初である。以下同紙より、七戸尋常高等小学校の記録をひろってみる。

大正六年九月二九日　高等小学校選手競走　一着　平尾喜一
〃　七年九月二九日　尋常小学選手リレー　三着、高等小学リレー　二着
〃　八年九月二九日　尋常小学選手リレー　三着、高等小学リレー競走　一着
〃　九年九月二九日　尋常科リレー　一着　米田勝治・苫米地新一・田中長松
高等科リレー　一着　楢舘由□・赤沢力蔵・苫米地定次郎

高等科は二年連続優勝の活躍ぶりだが、尋常科も負けてはいられない。九年度は、尋常・高等科ともに優勝の栄誉をになった。『はちのへ』は、これを「芽出度く競技中、尋常科リレー競技と高等科リレー競技に、遠来の七戸小学校選手が、優勝旗を贏ち得て、場内万余の歓呼を浴び、飜へせる二旒の旗に選手は勿論、監督の為め附添へ来りし職員の満面の喜色は、さこそと観衆に思はせたり」と評している。なお、この当時のリレーは、三人一組でおこなっていた。

また、青森・浅虫間の駅伝競技（年月不明）に参加して、津軽勢をしりめに優勝をかざるなど、生徒の活動のめざましさもさることながら、それはまた、「教育の遠大なるを悟られ」た校長が、広く社会を見ることによって、生徒の勇躍を願う心情の発露でもあった。

校内行事でも心身の鍛錬がなされた、高等科になると、年中行事として八幡岳登山が行われた。八幡岳の祭礼日は、旧四月一五日で、この日が年一回の登山日にあたり女人禁制であった。男生徒たちは七戸川で三週間水ごうりをとって、身心を清めてから登るのが常だった。わらじばきで午前二時頃学校を出発。まっ暗い夜道に、足のゆびを石ころにぶつけながら、ふもとの馬立場にいたる。このあたりでようやく空が白んでくるが、登りは急な坂道がつづいた。やっとの思いで登り着くと、まず神社に参拝した。寒い年などは、頂上一面の木に樹氷がみられ、霊感をただよわせた。好天の年は一望千里、広漠たる三本木原台地のかなた、東に太平洋の白なみがけぶって見えるという。

大正六年九月三〇日から一〇月五日にかけての十和田湖徒歩旅行は、途中、蔦川が洪水にみまわれさんざんな目にあったと、小向博は語っている。

それから、同じ二年の時の夏休み過ぎ高等二年と三年の男生徒の十和田湖旅行が行われた。

第一日目は、七戸から法量までで、法量の小学校泊り、二日目は蔦温泉泊りの予定で、若干の食糧を背負い、わらじばきで徒歩だった。片貝沢のあたりから雨が降り出し、蔦についた頃はどしゃぶり、翌日十和田湖まで歩くのも困難となった。その夜はまた大暴風雨、やむなく二日目も蔦に滞在した。ところが大変なことに、全部の橋が流され、蔦温泉に食糧が無くなった。だがしかし引率した坂本先生と平野友見先生はびくともしない。

上流の木を切り一本橋を作り、山また山を越えさせ、法量まで行進である。途中奥山英輔先生と多くの先

生方が救援に出て下さった。

私たちはこうした中にあって、落着いて行動した先生を見て、子どもながら安心してついて歩いていたのだった。その翌日から先生は、一軒一軒生徒の家を廻って、わびをして歩かれたということを、あとで両親から聞いた。

（『先人に学ぶ　一』）

蔦川洪水により、足止めの十和田湖旅行隊（大正6.10.1）

教職員もまた、富士登山を決行しているが、それは、当時の教員の意気軒昂たるさまを、如実にうつしているといえる。大正一〇年八月のことであった。

七戸小学校に於ては、職員共同にて、大正七年より毎月貯金し富士登山を計画の処、愈来る八月初旬決行する由なるが、此の期を利用して伊勢神宮・桃山御陵・明治神宮の参拝を為し、地方文化の視察をなすべく、一人の旅費は四十円内外にして、一行は同校職員三十余人の外、同町石田医師も衛生係として同行すべく、尚多数の同行者を歓迎すべしと

（『奥南新報』大正一〇・二・一三）

長期にわたる周到な計画ではあったが、実際に参加できたのは、平

野友見を団長として、橋本博愛・畠山義雄・坂本伊太郎・秋山友安・植西忠夫・藤島いよ・岡本ひさ・盛田タケ、それに一般から鷹山雅春・増田某ら十数人であった。

第四節　大正教育の成果

苫米地半次郎は、「学校教化の要諦は、児童に対する日常の教授の改善・徹底にあり」（北川喜三郎弔詞）として、そのためには、教材研究や指導技術の練磨以外にないと判断するや、授業研究会の充実をはかった。それも、校内だけであれこれあげつらっていても進歩はおぼつかないので、つとめて斯界の権威者をまねいて、講演会を持ち、時には実地模範授業をみせてもらい、職員の啓発に意を用いた。さらに、東京高等師範あるいは奈良女子高等師範学校附属小学校の講習会に、共同視察にと研究の機会を与えた。

ことに、「これが実現は、宜しく県下教育の発祥地たる附属校との提携をとるに如かずと、時の（師範学校）主事先生と懇談論究し、肝胆相照し意気相投じ、遂に両校訓導の研究交換と」（北川、同前）なった。これは、議会でも好意的にむかえられ、五〇円の接待費を計上している。

議長　即チ此ノ追加予算案ハ　要スルニ五十円ノ使途ニ付イテ御議定ヲ仰グ次第デアリマス

先般突然出来タ問題デアリマシテ　先キニ薄シ〳〵(ス)話シモアリマシタガ　当小学校ノ教授法ハ他方面ニ非常ナル良好ノ評判ヲ有シテ居ルソーデアリマシテ　洵ニ悦バシイ次第デアリマス、故ニ当小学校

ニ師範学校先生方ノ御揃テ参リマシテ　当校ノ教授法ヲ視察研究スルト云フノダソーデアリマス
即チ師範学校ノ先生方ガ此処ノ先生ノ教授振リヲ見　又師範学校ノ先生モ当校児童ノ教授ヲシテ見ルソーデアリマス、公式ノ県出張デアレバ旅費等モアルノデアリマスガ　之レハ非公式ニ学校同氏(ママ)デノ好意的ニ出来タ問題デアリマスルカラ　学校デモ極ク簡素ニ水入ラズデ裁縫室ヲ宿泊所トシ　又学校ノ先生方デ賄ヲスルソーデアリマス

（『七戸町会議事録』）

そして第一回を、大正一一年五月六日、七戸尋常高等小学校に県師範学校附属小学校訓導一七人を招いて、授業を披露したのであった。翌年は七戸から青森に全訓導が出かけ、授業参観やら、附属の児童を対象に授業を行い、その批評をしあったのである。学習効果をより強力にするための研究会とはいえ、これはなかなかの勇気と決断を必要としたことだろう。この研究会に参加した一人である秋山友安は、「何にせ、相手校は本県教育の大御所、名訓導のそろった附属小学校である。之を向うに廻して、七戸小の幾人かの先生が授業するのだ。口で言うことは易いかも知れない。然しいざ之をやるとなれば、自校の生徒の学力、教師の指導技術の如何にかかるので、以て当時の七戸小学校の充実さが示唆できると思う」（『先人に学ぶ　一』）と述懐している。

その他、この期において「特別奨学金」制度が発足していることもみすごすことができないだろう。米沢与助寄贈の資金によって運営されたところから、「米沢奨学金」とも呼ばれた。

特別奨学資金管理規定

第一条　特別奨学資金ノ管理ハ本規定ニ依ルモノトス

第二条　特別奨学資金ハ町長之ヲ管理ス

第三条　特別奨学資金ハ帝国公債トシ永久之ヲ保管シ　其利益ハ支出ヲ要スル迄郵便官署若クハ確実ナル銀行ニ預入シ置クモノトス

第四条　町長ハ毎年町立小学校ノ卒業式ニ当リ　全生徒中優秀ナルモノ拾名ヲ選ミ　前条ノ利益金ヲ以テ金品ヲ賞与スルモノトス

第五条　町長ハ毎年町歳入出予算議定ノ町会ヘ　授賞者ノ人名ヲ報告スルモノトス

右大正六年三月十一日　指令第七四号ヲ以許可

この管理規定は、本校の尋常科・高等科卒業生を対象としていたが、昭和五年五月、米沢与助は奨学金の追加寄附を行って、分校卒業者（尋常科）にも適用するようにわくを広げた。これによって、六月一日、第四条のうち「拾名」を「拾弐名」と改正した。

大正一一年一〇月三〇日、学制頒布五〇周年記念音楽会が開催された。このあたりに、ピアノ購入が話題にあがってきたのだろう。当時としては、上北郡内にピアノを所有していたのは、新町尋常高等小学校（野辺地町女子校）と三本木尋常高等小学校しかなかった。そこで七戸としても、前二校に伍して音楽教育の振興をはかる為には、ぜひともほしいものであった。苫米地校長は、この経費を町予算に依存するのでなく、広く同窓会員によびかけた。「このピアノ購入の募金に当たり、一部頑固な保守的な有力な人から、何で西洋のまねをするのだ

と、猛烈な反発ののろしがあがったのも事実であった。」（秋山友安『先人に学ぶ　一』）。それをいささかも苦にせず、一人一口一円の寄附をうったえつづけ、「実に絶大なる努力と奮闘を以て、一・二ヵ年の年月隠忍せられ、遂に目的を達せられ」（北川喜三郎、弔詞）たのであった。

学制頒布50年記念音楽会（大正11.10.30）

かくして、大正一二年八月二九日、本校創立五〇周年記念式を挙行し、同窓会よりピアノが披露された。

苦米地校長開会を宣し　直に同窓生より歴代校長及勤続二十年以上の教師に対し記念品　及母校に対しピアノ一台の寄贈になる贈呈式に移り　苦米地校長より一同に対し各鉄瓶一個づゝを贈呈し小学校側代表として平野訓導よりピアノに対する謝辞的挨拶及奨来の教育上に関する覚悟を述べ　金井助役よりは七戸町長代理としての祝辞朗読あり

（『東奥日報』）

大正一三年八月三一日、苦米地半次郎は校長を辞したのち、上北郡教育会会長をつとめ余生を天間林郵便局長として送っていた。当時、上北郡視学であった佐藤佐一は、彼の人柄について次のように語っている。

アナタハ感激ノ情ニ富ンダ熱情ノ方デシタ、為ニ善ニ向ッテハ実ニ勇敢デシタ、従ッテ直情径行ノ方デシタ、其ノ為ニハ、人ト争ッテモ辞サナイ場合ガアリマシタ、代々視学トハ学校問題カラ、兎角顔ニ紅シテ御自分ノ意見ヲ御主張ナサレ、タマ〳〵御声迄高クナル場合ガオアリノ由、アナタ自身カラ私ニ話サレタ事ヲ今尚忘レマセン、然ルニ五年間、直接・間接アナタト諸問題ニ就イテ、御想談（ママ）ノ機会ガ多クアリマシタ、然シ一度モ嫌ナ思ヲシテ話シタ事ハアリマセン……アナタハ時々、七戸町教育ノ為ニ後身ニ道ヲ譲ル御意志ヲ、ヒソカニ私ニマテ洩シタ事モアリマシタガ、其ノ度毎ニ御願シテ、七戸町教育ノ為、否県教育ノ為ニ踏ミ止マル様ニ御願ヒシマシタ……貴方ハ七戸町教育ノ為ハ勿論、県教育ノ為ニ全身ヲ献ゲラレタ、真ニ理想的ナ教育者デシタ、七戸出身ノ人々ハ皆、慈父ノ様ニ尊敬ナサレテ居マシタノモ、御人格ノ表ハレデス

（昭和六・三『弔詞』）

第五節　子　守　学　級

当校ニ於テハ　家庭ノ事情ニヨリ正学級ニ入リテ教育困難ナル児童ニ義務教育ヲ終ヘシメンガタメ　且ハ欠席者不就学者ヲ防グ一法案トシテ子守教育ヲナシ　特別学級ヲ編製シ一人ノ教員ヲシテ担任セシメ居レリ

（『沿革誌』）

県は、学齢児の就学ないし日々出席の促進をはかるために、ことに障害になっていた女児の対策にのりだし

た。そして、子守りのため学校に来ることが困難な年長女児が、乳幼児をともなって子守りをしながらでも、教育が受けられる「特別学級」の編成を認める規定を、明治三四年一一月に訓示した。そうして、県視学を派遣して、特別学級の設置を要請した。

七戸尋常高等小学校もこれに対応して特別学級を編成、明治三五年四月「廿一日午前八時、特別学級生徒入学式挙行」となった。ところでこの時は、同年一一月「廿七日午後一時、当校特別学級第一回修業学習証書授与式挙行」とあるから、通年でなく一定期間だけ設置したのだろう。これは、規定第七条に「特別教授ヲ施ス児童ハ、其成績ヲ考査シテ、随時某学年ニ編入シ、若ハ卒業ヲ認定スルコトヲ得」とあることを適用して、冬期間は普通学級に編入したと考えられるが、翌三六年には、この生徒たちも卒業を迎えている。

答　辞

我等本校ニ入学セシヨリ早ヤ一年ヲヘヌ　其ノ間師ノ君タチノ御親切ナル教ヲ受ケ　今日玆ニ卒業スルヲ得タルハ是ミナ師ノ恩ナリ　サレバ今ヨリ一層勉メ励ミテ師ノ恩ニムクイタテマツラント思フ

明治三十六年三月二十三日

七戸尋常高等小学校特別学級
卒業生　惣代
瀬川ミエ

とつとつとした表現ながら、喜びが言外にあふれている。まさか入学できるとも思っていなかっただけに、人

なみに教育が受けられたうれしさにも、ひとしおなものがあったに違いない。

特別学級は、とうぜんのように「子守学級」と呼ばれていた。彼女らの多くは、自分の弟や妹の世話をするのでなく、雇われて子守りをしていた。商家の多い七戸では、恵まれた家庭に子守り女を使用することが、長くおこなわれていた。子守りをするのは、まだ小学校に通わなければならない子がほとんどだったのである。だから彼女らが、自ら望んで学校にいくということは、不可能であった。それを制度として保障したのが、この「子守学級」であった。

といっても、特別学級は毎年でなく、二、三年に一度だけしか開設できなかった。雇用者を、継続して通学させることに、使用者が難点をしめしたからであろう。毎年、特別学級を編成するようになるのは、明治四一年度からと『沿革誌』に記されてある。

初期の特別学級の運営については、まったく記録がない。ここでは、大正六年に「子守教育ノ適切ナル実施方案」を諮問され、それに答えた『答申書』があるので、それを掲げる。備考に「本校実施ノ現況ニ、多少希望条項ヲ附加セルモノ」としている。

五、子守教育ノ適切ナル実施方案

△編　制

(1)　県ノ訓示第拾八号特別教授ニ関スル規定第一条ニハ市町村立小学校ニ於テハ十歳前後ニシテ就学シタル児童ノタメ特別ノ学級ヲ設クルコトヲ得、トアレドモ本県下実際ノ事情ニ顧ミ子弟教育ニ適切ナラシム

ルニハ　特ニ尋常三四学年修了以上ノ子守児童ノタメニ　特別ノ学級ヲ設クルノ必要アルモノト信ズ。

(2) 学級ノ編制ハ時宜ニ依ルベシト雖モ、甲乙ノ二組ニ編制シツヽ学力進度ニ適当ナル教授ヲ施スヲ便トス。

△教　科

(1) 教科目ハ左ノ八科目トス。

修身、国語（読方、書方、綴方）、算術、地理、歴史、理科、裁縫、唱歌。

(2) 右ノ外課外ニ育児法ノ大意。下女、子守心得ヲ授ク。

(3) 修身、読方、書方ノ外教科書ヲ持タシメザルヲ可トス。読方教科書ハ其校使用ノモノニ依ルヲ便トス。

△教授時間

(1) 教授時間ハ　一週十六時間以上二十四時間以内タルベシ。

(2) 教授時間ハ　一日三時間乃至四時間トスベシト雖、昇校退下共家庭ノ都合上一定シ難キヲ以テ　止ムヲ得ザルモノハ　一日中ニ其ノ所定ノ教科ヲ了フル様寛大ノ取扱ヲナスベシ。

(3) 時間配当ハ　大凡ハ左ノ如キ割合ヲ可トス。

修身、二時間。読方、五時間。書方、二時間。綴方、二時間。算術、五時間。地歴、一時間。理科、一時間。唱歌、二時間。裁縫、二時間。以上二十二時間。

唱歌ニ比較的多クノ時間ヲ配当セルハ　風教上并ニ児童ニ及ボス斯科ノ影響ヲ顧慮セルニ依ル。

△担任教員

本学級受持教員ハ　左ノ資格ヲ具備スル者タルベシ。

一、身体強健ニシテ音声高キコト。

二、熱心ニシテ教授上ノ手腕ヲ有スルコト。

三、唱歌遊戯ニ趣味ヲ有スルコト。

四、若年ナラズ老年ナルベカラザルコト。

△教授上ノ注意

一、教授細目ハ　特ニ本学級ノ目的ニ適切ナラシムルヲ要ス。

二、教案ハ必ズ作制スルヲ要ス。（書方、裁縫、唱歌ハ此ノ限ニアラズ）

三、時間ニ制セラレズ、随時児童并ニ幼児ノ状態ヲ斟酌シテ其ノ宜シキニ従フヲ要ス。

特別学級は、なにも本校だけのものでなく、荒屋分教場でも次にみられるように農繁期間を実施している。

△編制及教科

編制及教科ハ　大凡ソ本校特別学級ト異ルトコロナシト雖、時間ノ都合上当分の間、地歴、理科、唱歌ハ之レヲ欠ケリ。

△教授時間

毎日午前十一時ヨリ午後二時マデ三時間ヅヽ　農家ノ昼休中ニ子守女児ノミヲ集メテ教授スルコトヽセリ、（時ニハ幼児ヲ携帯スルコトアリ）

最初子守ヲ普通児童ト同一教室ニ於テ教授セシ際ハ　其ノ出入ノ煩ト幼児等ノ号泣トニ堪ヘザルノミナラズ、其成績思ハシカラザルハ勿論　正科児童ノ成績ヲ減退スルノ患アリシヲ以テ　不得止此ノ制ヲ採ルニ至リ一挙両得ノ効果アルガ如シ。

△期　間

本実施ハ本年七月ヨリニシテ農繁期中此方法ニ依リ　十一月中旬ニ至リ農家一般収穫ノ終ルヲ待チ　各適当学年ニ配当スル見込ナリ。

「子守学級」と特別な目でみられはしたが、大正一〇～一一年頃までおこなわれ、姿をけした。これを担当した教師の苦労は、並たいていのものでなかったろうが、次のようになる。

	児童数	担当教師
大正五年	四〇	牧田　テル
〃　六年		（不　明）
〃　七年	六八	中野渡テル
〃　八年	六〇	盛田　たけ
〃　九年		盛田　たけ

第六節　第二校舎改築問題

教育ノ要ハ良教員ヲ得ルニアリ　良教員ヲ得ルノ道ハ其ノ職ヲ楽ンデ倦ムコトヲ知ラザラシムルニアリ、我校職員近来ノ勉励ハソノ服務ニ対スル自覚ニ依ルモノアリト雖モ　マタ大ニソノ意見ヲ尊重シ希望ヲ容レ悦ンデ教養ノ任ニ当ラシムルノ道ニ出デタルノ致ストコロナラズンバアラズ　而シテ此ノ間ノ機微ハ口容易ニ伝フベカラズ　此ノ間ノ苦心ハ実際局ニ当ルモノニアラズンバ蓋シ窺ヒ易カラザルトコロトス　既ニ機微ナリ之レヲ弛メ之レヲ張ル間一髪ノトコロニアリ　此ニ於テ町民諸君ニ向ッテ深ク反省ヲ乞ハザルベカラザルモノアリ　何ゾヤ　学校増築ノコトハ最近ノ問題ニハアラズ　係リテ数年ノ前ニアリ　殊ニ昨年四月以来協議ヲ経ルコト数回　初メハ其ノ議ノ頗ル聴クニ喜バシキモノアリテ、回ヲ重ヌルニ従ヒ漸ク消極ニ傾キ今ニ至リテ益々望ミ少ナカラントスルモノアルガ如キハ何ゾヤ　昨議半次郎ヲ以テ消極ニシテ永遠ノ計ヲ画セズトセラレタルモノアリ　余ハ町教育ノタメニハ常ニ積極ノ策ニ出デツヽアリト雖モ　町経済ハ余ヲシテ消極ニ依ルノ余儀ナカラシムルヲ憾ミズンバアラズ　我校職員一統ハ町民諸君ニ向ッテ茲ニ新校舎ノ増築ヲ要望シ　ソノ愛スル児童ノタメ支障ナク教育ノ任務ヲ果シ得ンコトヲ欲シテ止マザルモノナリ　而シテ町民諸君ノ必ズ之レヲ容レ町負担ノ必ズ之レニ耐フベキヲ信ジテ疑ハザルモノナリ　而モ不幸ニシテ諸君ノ容ルヽトコロトナラズ　他ノ方策ニ出デントスルガ如キコトアラバ之レ難キヲ人ニ責ムルモノナリ　町教育ニ一

大障碍ヲ築クモノナリ　職員間ヨクソノ意気ノ沮喪スル者ナキヲ得ルヤ　苦心経営茲ニ至レル良校風ヲ廃弛セシムルモノナキヲ得ルカ　校風ニシテ既ニ廃ル教育ノコトマタ言フニ足ルモノナシ　半次郎之レヲ憂フルノ余リ細心熟慮四タビ案ヲ具シテ諸君ニ呈シ敢テ賛譲ヲ求ム　案ハ大正十二三年ニ渉リ得ルノ計画ニシテ以前ノ数案ニ比シ　ソノ工費ノ上ニ於テ児童収容能力ニ於テ　遥カニ経済的ニシテ而モ最良ノモノタルヲ信ゼリ　希クハ深究審議町教育ノタメニ尽サレンコトヲ

これは、校舎増改築問題にあたって、校長苫米地半次郎が「七戸町有志諸賢」に訴えた一文である。自らの信念を訴えるに臆することなく、熱意あふれる堂々たる文章である。時に大正七年一月一一日とある。

就学率の向上により、年々学級数の増加があきらかであった。

	就学率	学級数	児童数
大正　五年	九一・四五	一八	一〇三九
〃　六年	九二・三〇		
〃　七年	九八・五〇	二〇	
〃　八年	九八・三四	二一	一二二二
〃　九年	九九・二一	二三	
〃　一〇年	九九・八八		
〃　一一年			一三五二

〃　一二年　二六　一四一六
〃　一三年　二七　一四五九
〃　一四年　一三九四

七戸町としてもこれ以上放置するわけにいかず、大正六年四月、協議会を設けて増改築の検討にはいったのだろう。その際、校地移転――一校舎・二校舎と分離する現状を解消し、今後の教育の伸展を期せんがため、川向いの広い台地に敷地を求め、そこに立派な校舎を新築せんとする議がおこり、これに反対する人々との間に、町を二分する論議に発展した。

苫米地半次郎は、教育者として教師・生徒におよぼす影響を心配した。

小学校教育ハ教育勅語ノ御趣旨ヲ奉体シ　小学令ノ示ストコロニ拠リテ之レヲ行フベキハ勿論ナリト雖モ一町ノ教育ニハマタ一町トシテノ一貫セル主義方針ナカルベカラズ　而シテ此ノ主義方針ハ校長教員間ニハ勿論　町長町民間ニモ常ニヨク了解セラレ徹底セラレ　児童教養ノ上ニハ尤統一セラレタル主義方針トシテ行ハレザルベカラズ　然ルニ学校数増加スルニ従ヒ動モスレバ　教育上ノ統一ヲ失ヒ相互ノ間ニ連絡ヲ欠キ　甲乙校長職員間ニ意見ノ齟齬并ニ感情ノ疎隔ヲ来シ　生徒父兄間ニモ随テ彼是ノ批評批難并ニ学校ニ対シ好悪ノ情ヲ生ズルニ至ルモノアルハ　世間往々ニシテ見ルトコロニシテ　斯ノ如キハ既ニ教育ノ真意義ヲ失ヘルモノニシテ甚タ憂フベキコトニ属ス

とし、増築によって意見をまとめ、問題がこじれるのを防ごうとした。

増築ヲ可トスル第三ノ理由ハ校地ノ選定難ニアリ　校地ノ選定ハ最モ慎重ヲ要スベキ　或ハ地形ノ上ヨリ或ハ環境ノ上ヨリ　或は町全体交通ノ便否ヨリ或ハ衛生状態ヨリ之レヲ選定スル　誠ニ容易ナラザル上ニ良候補地ト目セラルモノハ何レモ富豪ノ所有ニ係リ　之レヲ愛惜シテ容易□購求ニ応セザルノ模様アリ　之レヲ現位置ヨリ遠ク他方面ニ選定セントセバ　各町互ニ競争確執ヲ生ズルノ恐アリ　此ノ点ヨリスルモ改築ニシテ出来得バ　蓋シ最良ノ方法タルヲ失ハズトイフベシ

（苫米地半次郎『小学校増築ニ関スル意見』）

しかし、政治問題化となった火種は、校長の要請にもかかわらず消すことが困難になっていったようである。苫米地半次郎は、その後大正九年一〇月には、『分教場建築意見』を提出し、倉岡分教室が「教室トシテ不完全極マリ、児童ノ収容ニ堪ヘザル」ようになっていて、それも家主の都合で「来年四月ヨリハ絶対ニ使用出来ヌコトニナリ居リ、外ニ倉岡ニモ其附近ニモ、教室ニ充ツベキ適当ノ個所ハ絶対ニ見出スコトハ出来マセン。随ッテ来年三月前ニ是非建築シテ頂カナケレバ、同分教室ハ全ク荒廃ニ委スルヨリ方法ガナイコトニナリマス。サレバトテ七戸町トシテ、マサカ左様ノ不見識ノコトモ出来ヌコトデ御座イマセウカラ、何トカ特ニ御繰合ヲ願ッテ、本校建築前ニ先ヅ倉岡分教室ヲ、建テテ頂キ度イモノデ御座イマス」と訴えた。

この頃には、校舎増改築問題はタブーになっていたのであろうか、この提案すら日の目を見ることなく終った。

だが本校校舎の狭隘は、年と共に深刻さをくわえていく。あわせて、実業補習学校や実科高等女学校の併置が、日程にのぼりつつあった。翌一〇年一一月、半次郎はふたたび「小学校建築ニ関スル意見」を書いている。

そこでは、学校建築問題は、教育問題としても町経済より見てもすこぶる重大な問題なので、「教育ノ統一ヨリ」の見地から、「父兄信頼ノ厚薄ヨリ来ル影響」・「管理上ノ不利益・経済上ノ不利益」を考慮した上で、

一、本校舎ヲ高等科トシ、尋常科ヲ分離建築スル場合

二、男女校ニ分離スル場合

三、新築校舎ヲ女校ニ充ツル場合

四、現校舎・新築校舎トモ通学区域ヲ定メ、男女合併ノ併置トスル場合

など、これまで論議されてきたことに、検討をこころみた。そうして、意見を次のようにむすんだのであった。

以上大体述ベマシタ通リ　私ハ出来得レバ現校舎附近ニ増築シテ従来通男女共学尋高併置校トシ　能ハズンバ男女分離ノ尋高併置校トセンコトヲ望ミマスガ　コノ教育方針ノ変革ハ将来七戸町ノ教育ノ上ノミニ止マラズ　凡テノ方面ニ大影響ヲ及ボスコトデ御座イマスカラ　学校新築ノ前ニ当リ　先ヅ将来我七戸町教育ノ方針ヲ如何様ニ採ルカトイフコトヲ熟慮審議ノ上　其ノ決定ニ基キテ土地ヲ選定シソノ決定ニ基キタルトコロノ建築上ノ意見ヲ定メラレテ　町将来ノタメニ着々事業ヲ進メラレ　一年タリトモ二部教授等ノ如キ教育上ノ大支障ヲ来スコトナカラン様　町御当局并ニ町会議員各位及ビ一般町民諸君ニ対シテ　懇願ノ至リニ堪ヘザル次第デ御座イマス　町教育将来ノタメ宜敷御心配アランコトヲ切望致シマス

大正十年一月十九日　　七戸尋常高等小学校長　苫米地　半次郎

議会としても、この事態を放置しておくことは、このましいことでなかった。大正一一年二月議会において、議員提案ながら、まず校舎増築の促進をはかる進行委員の設置がはかられた。その際提案者は、「増築事件」といい、あるいは「可成議論ヲ避ケ」てほしいといっているところに、この増築問題の解決のむずかしさをのぞかせている。

一　番　私ハ学校増築問題ニ意見ヲ提出致シマス　処ガ此ノ問題ハ可成議論ヲ避ケタクアリマス

此ノ建議案ヲ書記ニ朗読致サセ度アリマス

書記朗読左記

提出者一番議員秋山政次　大正十一年二月二十八日

意見

一、本町小学校舎増築事件ノ促進ヲ期スル為メ　進行委員五名ヲ設ケ其選挙ハ投票ニ依ル

理由

本文ノ学校増築ノ急務ナルコトハ今更ラノ論ニアラズ　数年前来企図計画セラレタル案件ハ未ダ実行ニ至ラズ　為メニ町教育施設上歳月ヲ経ルニ従ヒ益々支障ヲ増長シ　今ヤ殆ント教育ノ発達ヲ阻害スル恐アリ　故ニ此上尚ホ後来ニ延長遅引ヲ許サズト思考セリ　依ッテ此委員ハ理事者ト謀議シ或ハ学務委員等ニ合議シ　最モ適切ナル方策ヲ講シ増築ノ設計且ツ費用ニ至ルマデ夫々予定者ヲ処理シ　之ヲ町長ニ報告シ以テ増築促進ノ

目的ヲ達スルコトヲ希望ス

議　長　一番ヨリ書記ノ朗読致シタル如キ意見ガアリマス　皆サンニ御諮リ致シマス　如何デアリマスカ

四　番　一番ハ多年町会ニ御尽力ナサレ今又学校ニ付テ非常ナル御苦心ヲナサレテ居リマスコトハ感謝致シマス

此ノコトニ付キマシテ皆サンノ御意見ヨリ理事者ノ御意見ヲ伺ヒタクアリマス　尚ホ今読ンダ建議案ヲ至急謄写トシ一枚ツヽ配付ヲ願ヒマス

（大正一一『七戸町会決議録』）

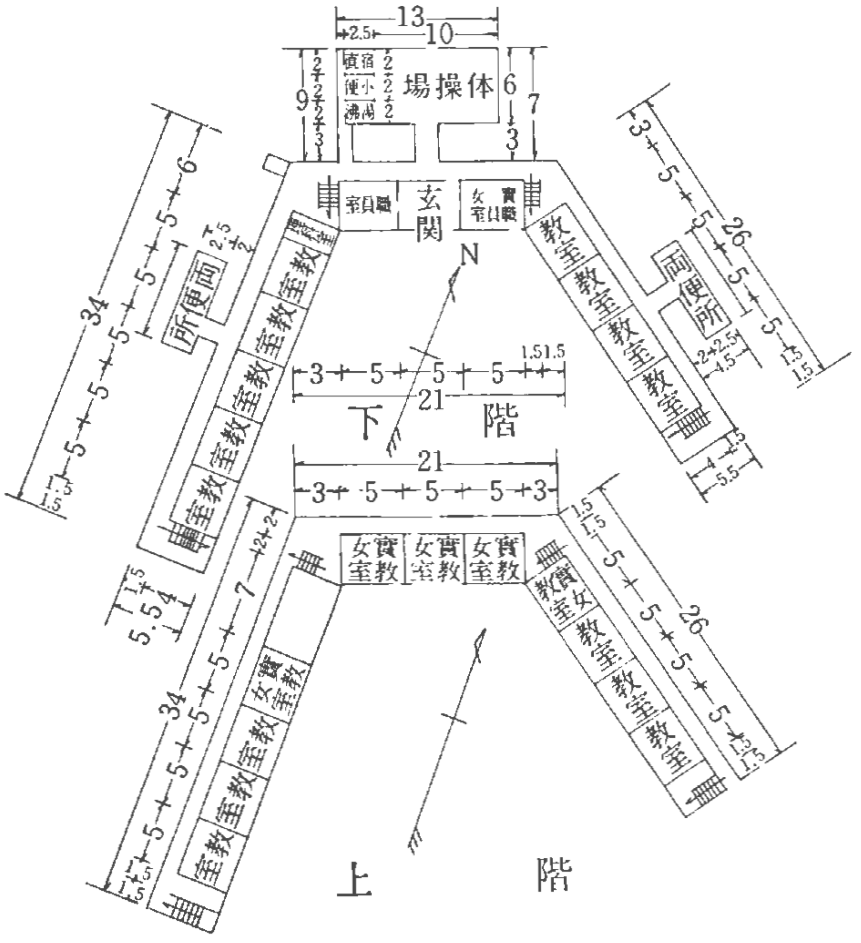

第13図　七戸尋常高等小学校第二校舎平面図（大正14年）

こうして提案者の希望通り、議論もなく、委員として次の五人が互選されている。

駒ケ嶺虎太　秋山政次　中原秀太郎
米沢与助　須藤重右ェ門

だがこの後のことはわからない。大正一二～一四年度の町会議事録が失われているの

で、校舎増築問題がどう進展したのか、五人の委員がどう活躍したのか知るよしもない。ただ、明治二四年建築の第二校舎は敷地が狭く、ここに新校舎を建設するにはふさわしくなかった。そこで問題解決の遅延にたまりかねた盛田喜平治が土地を寄附、これによって一挙に問題の解決をみることになった。校地を拡大整地して、郡内にもまれな、二階建木造モルタル塗りの校舎となって完成したのだった。

大正一四年事務報告には、「当町小学校第二校舎ハ、大正十四年四月起工、同十月竣工、同十一月十五日落成式挙行セリ」とだけ記されている。

第七節　大正期の分教場

一　分教場の動き

荒屋・西野・鶴児平の各分教場は、大正五年四月から六年制を実施した。すなわち、それまで一年から四年までを収容し、五、六年生は本校へ通学しなければならなかったものを、一年から六年までの尋常科全員を分教場に収容して、二学級に編成・授業することに改められた。それとともに、専科である裁縫科は、「牧田准訓導本校ヨリ毎週出張教授ノ事トナル」（『荒屋分教場沿革誌』）とあるように、本校よりの派遣で補った。

この頃の分教場の一端を、西野に学んだ山谷福治は、次のように回想する。

当時の生徒数は、約四十～五十くらいであっただろう（全員、学校に出てくる時がないので、はっきり

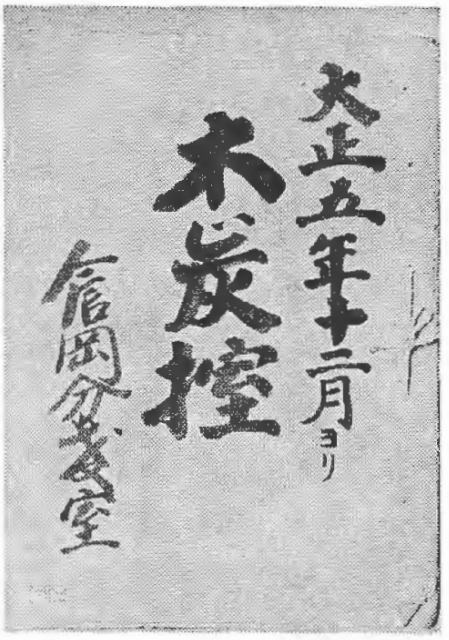

倉岡分教室では、木炭が父母の寄贈によってまかなわれていたのだろうか。

わからない)。私のクラスは、十二〜十三人であったと思う。但し、学校にはなかなか来れない生徒が多く特に女子の生徒は子守りでほとんど来なかった。学校に来たのは、数えるぐらいの日数であっただろう。女子が学校に来る時は(男子も含む)家の人にみつからないよう抜け出して来たものだと言う。当時の親たちにしてみれば、女子にとって学校など行く必要のないものであった。話題は変わるが、その頃、学校には教室が、二つしかなかったので、低学年は米田あやめ先生、高学年は平野徳三郎先生であった。先生は二人しかいないので、平野先生が分校主任となっていた。先生たちは、毎日町から歩いて通っていた。小学校の時の思い出として残っているのは、通学のことである。当時、私たちは田んぼのあぜ道を歩いて通った。そして、私たちの住んでいる山屋から西野に行くには、川を渡らなければならなかった。その当時の橋は、ただの丸太一本であった。ところが、雨が降ったりして川の水が増すと、丸太橋は簡単に流されてしまうのであ

る。それでなくとも、家の手伝いをさせられ、学校に行く日が少ないのに、また学校を休まなければならないのである。しかし、生徒は、学校に行きたかったので、橋（丸太）が再度かけられる前でも、水が少し減れば、川をこいで渡ったものであった。夏は橋が流され大変であるが、冬はまた苦労したものだった。その頃は、履き物と言っても、わらで編んだ「つまご」というものしかなく、それも編み方を覚え、自分で編んで履いたものだった。そのつまごをはいて男子が前になり、女子がその後になって、積った雪の中で歩いて行った。周囲に風を防ぐものがないので、冷たい雪の中を行かなければならなかった。そのつまごも、新しいうちはまだいいのだが、履いているとだんだん水を含み、帰る時になると凍っているのである。それを履いて帰るのがつらく、女子は泣いて帰ったものだった。また、丸太の橋も凍ってしまうので滑って川に落ちたりすることもあり、冷たくなっている足が凍る思いであった。それが一番の思い出である。

西野分教場は、大正六年度には就学率一〇〇パーセントを達成した。他の鶴児平・荒屋分教場もそれぞれ、大正七年度あるいは九年度と、あいついで学齢児の全員就学を記録している。

これにともない町当局としても、西野・荒屋の両分教場を独立校となすべく、議会にはかった。以下、大正八年度の議事録から抽出する。

議第六号　否決

分教場ヲ独立ノ尋常小学校ニ変更ノ義答申ノ件

本町立七戸尋常小学校西野及荒屋分教場ヲ　大正八年四月一日ヨリ独立ノ尋常小学校ニ変更ノ答申ヲ為ス

モノトス

理由

大正八年一月二十五日諮問第五号ヲ以テ　上北郡長ヨリ諮詢アリタルニヨル

大正八年二月二十四日提出
大正八年二月二十八日決議

青森県上北郡七戸町長　野辺地　俊　夫

（提案理由の説明）

第六号按之レハ多年ノ問題ニシテ　郡当局ヨリ屢非公式ニ説示セラレタルモ　調査ニ時日ヲ要シ今日迄テ発按ヲ見合セ居リマシタガ　調査結果之レガ為メ別段ノ経費ノ増加ヲ来スコトモナク　且ツ教育上良好ノ成績ヲ挙ケルコトヲ得ルト信ジ　学校長并ニ両分教場担任教員ノ意見モ聞キ　一月二十五日諮問第五号ヲ以テ郡長ヨリ諮詢セラルヽ運トナリ　茲ニ答申按ヲ提出致シマシタ

（二月二八日　議事）

一、議　長　次ハ第六号按ノ確定議ヲ開キマス

分教場ヲ独立ノ尋常小学校ニ変更ノ義答申ノ件　確定議

一、番　外　本按ハ委員会ニ於テ経費ノ増加ト未ダ研究ノ余地アリトノ理由ノ下ニ否決セラレタルガ　郡下十六ヶ町村中二学級以上ニシテ分教場トシアルハ独リ本町ノミニシテ本件ニ対シテハ理事者ニ於テモ充分調査研究ヲ遂ゲ　且ツ学校長并ニ両分校受持教員ノ意見モ聞キ　之レカ為メ特ニ経費ノ増加ヲ来ス事モナク　却テ教育上好成績ヲ

挙グルコトヲ得ルト認メ提案セルニヨリ　再考セラレ度シト種々理由ヲ弁明ス

一、十五番　只今番外ヨリノ弁明モアルニヨリ　暫時休憩ノ上研究致スコトヲ希望ス

一、議　長　十五番ノ要求モアルニヨリ暫時休憩致シマス

午後零時十分　休憩

午後一時五分　開議

一、議　長　休憩前ニ引続キ開会ヲ宣シ　議第六号按ニ就キ御審議ヲ乞フ

一、十二番　委員会ニ於テハ研究ノ余地アルモノトシ　一ヶ年延期ノ意味ニテ否決致シマシタ本会モ矢張同意味ニ於テ否決ヲ希望致シマス

十三番、十番、三番、十二番ノ否決説ニ賛成

其他続々賛成ノ声起ル

一、議　長　十二番ノ否決説ニハ過半数ノ賛成アルニヨリ起立ヲ省略シ本按モ否決ニ決シマス

こうして、分教場の独立は見送られることになった。理由は「研究ノ余地アリ」「一ヶ年ノ延期」ということであるが、その背後には、物価高による財政の圧迫があったのである。この後、荒屋分教場が野々上尋常小学校となるのは、昭和八年にいたってからであるし、他の分教場は、戦後の昭和二二年、ようやく独立校となることができた。

分教場が就学率一〇〇パーセントに達したからといって、児童が勤勉に毎日登校するようになったということ

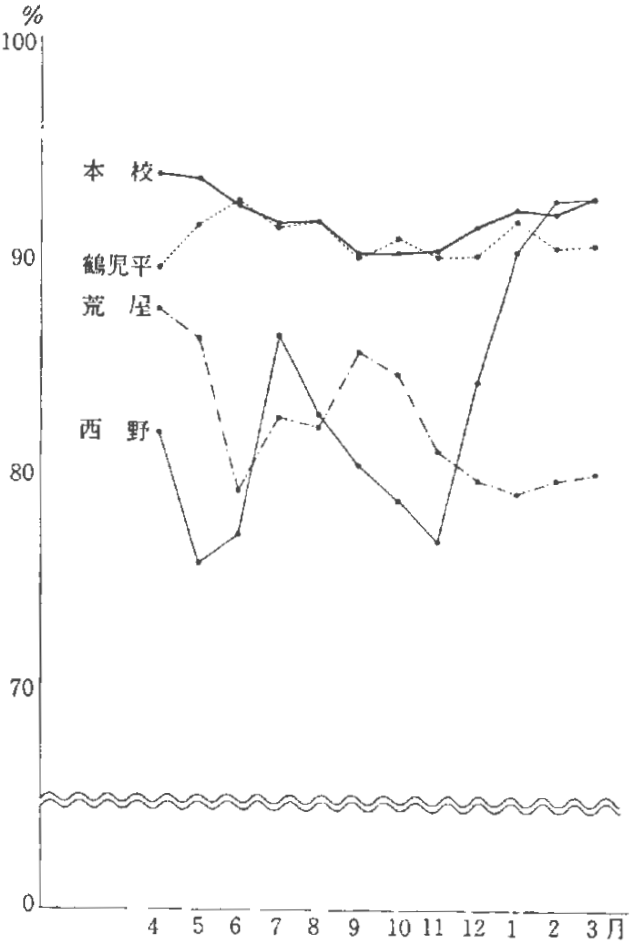

第14図　大正9年度出席率

ではない。むしろ、その地域におけるさまざまな制約を受けながらも、子どもらが学校教育を、自らの生活そのものにしていく努力が、日常的になされていたのである。大正九年度の各校出席率を比べてみると、その地域の実状がよく表れている。本校と鶴児平分教場が年間を通じて、大きな変化がないのは、本校が商業生活者、鶴児平が奥羽種馬牧場の俸給生活者を主体としているからである。これに対し、荒屋・西野両分教場は農村地域であることを、くっきりとしめしている。春と秋の農繁期に、出席率が低下するのは当然だが、両者の違いは、荒屋が畑作中心なのに西野は水田が比較的多いという、農業経営の差があらわれているとみられる。ことに冬期間では、西野分教場が本校を上まわる出席率（それは学校に対する意欲でもある）となるのに、荒屋分教場は積雪等による通学の困難が大きかったと思われる。

ところで、第一次世界大戦による好景気は、インフレをひきおこし、異常な物価高騰をよんだ。大正七、八年には、それまでの二倍にもはねあがっていた。政府は、大正七年三月一九日、小学校令施行規則を改正し、小学校教員の俸給増額の財源を一部国庫負担とする、義務教育費国庫負担制度を発足させた。しかし物価の上昇に、増俸がおいつくことができず、事態は深刻となってきた。そうして、「米価をはじめ、綿糸や砂糖その他の生活必需品の狂騰および家賃の大暴騰等は、ついに温順ネコのごとくなる本県郡部の小学校教員をして、一種の直接行動に出ずるのやむなきにいたらしめた」（『東奥日報』大正八・七・一九）ほどだった。

政府は、「勤労の美風を作興」せしめるとの名目のもとに、「教育の任にあたる者は単に学校においてこの趣意を生徒児童に止まらず、ひいては広くこれを社会に勧め、なお事情の許す限りその家族をして適当な副業に従事させ」るよう訓令を出した。つまりは、教員に内職を奨励することで、財政的困難をカバーしようとはかったのである。

七戸町でこれを実行した教師があった。大正八年八月三日のこと、瑞龍寺の飯坂円収和尚は、十和田湖へ行くことになって、早朝寺を出立するや、そこに馬糞をひろう和田藤太郎先生の姿を見、感激して「馬糞の中に黄金の光を」みたと述べている。

和田藤太郎はしかし、そうした困苦にたえ、教師としての一生を荒屋分教場あるいは寺下分教場と、めぐまれない僻地の子どもの為に、地域の人と一体となって取組んだのであった。

地味な、しかも自らの身をもって教育にあたった和田氏であったが、一つだけ、光のあたる輝かしい功績を残

している。西野分教場の平野徳三郎と二人で行った「七戸町誌」編纂がそれである。郡長石黒熊三郎より督促をうけ、まず明治四五年三月より起稿、大正五年八月一〇日終了。これが現在『七戸郷土誌』として草稿のまま残されている。これは意に満たないものだったので、「全ク完成ヲ期セス」として、大正一〇年・一一年の夏季休業を利用、盛岡の南部家別邸あるいは遠野にまで足をはこんだ。この調査にもとづき『七戸町郷土誌編纂材料』四冊を町長に提出した。そして、同一三年『七戸郷土史』の完成をみるのだが、こうした経過等については、次の序文にくわしい。

国ニハ国史アリ、地方ニハ地方史アリ、以テ建国ノ基ヲ明カニシ地方発達ノ所以ヲ示セリ。我七戸町ハ本郡内ニ於ケル一小市街ニ過ギズト雖モ、旧藩時代ハ南部藩一万石ノ城下ニシテ、其起原甚ダ遠ク其間ノ変遷亦複雑ナルモノアリ。今ニシテ之ヲ蒐録シ之ヲ剞劂ニ附スルニ非ズンバ後年或ハソノ史実ノ堙滅センコトヲ恐レ、曩ニ七戸小学校訓導平野徳三郎、和田藤太郎ノ二氏熱心ニ蒐集セシ史料積ンデ巻ヲ成セルモノアルニ更ニ増補修正ノ必要ヲ認メ、大正十年町会ノ決議ヲ以テ予算ヲ定メ、右二氏ヲ盛岡市ニ派遣シ、旧南部藩邸ニ就キ博ク史料ヲ借覧蒐録セシメ、同十一年再ビ盛岡市並ニ遠野町ニ派遣シ大ニ史料ノ蒐集ニ努メシメ、大正十二年ニハ野辺地町長ノ依頼ニ依リ訓導吉田光次郎氏ト共ニ之ガ編纂ノ任ニ当レリ。然リト雖余元ヨリ浅学加フルニ此ノ種編纂ノ事業ニハ全ク経験ナク、之ガ編纂上少ナカラズ苦心ヲ重ネタリト雖モ、編次要領ヲ得ズ輯録体ヲ成サゞルモノ多キハ頗ル遺憾トスル所ナリ。唯吉田氏拮据勉励ノ結果筆記謹厳ニシテ体ヲ得、玆ニ我町郷土史トシテノ原本ヲ作リ得タルハ喜悦ニ堪ヘザルト共ニ吉田、平野、和田三氏ノ労ニ対シ深ク謝

意ヲ表スル所ナリ。希クハ速ニ斯道学識ノ士ニ托シテ更ニ一段補正増訂ノ上之ヲ印刷ニ附シ以テ郷土史編纂ノ業ヲ完成セラレンコトヲ。

大正十三年三月二十五日

七戸尋常高等小学校長　苫米地　半次郎

ところが、この『七戸郷土史』もついに印刷にふされることなく、稿本のままに残されている。平野・和田氏二人にとっては、なお満足のいくものでなかったらしく、先の草稿に、その後の調査になるものを次つぎに加えていっている。これが昭和一一年までも努力が重ねられているのをみると、ただ頭のさがる思いにうたれるが、それすら、「未タ完備ノ域ニ達セス、遺憾ノ点少シトセス、希クハ同郷ノ賢者ヨ、之カ補充アランコトヲ至嘱」と後世にこれを託して筆を置いているのである。

三　独立をめざす

分教場から尋常小学校への独立が、議会を通過しなかったとはいえ、独立を求める気持ちに変わるはずがなかった。ことあるごとに従属的な地位にあまんじていなければならなかったから、そこから脱却するには、分教場の独自性を主張しなければならない。

そして、それはまず運動会、学芸会の分教場単独行事として、開催することから始まった。

大正一二年三月七日、荒屋分教場は第一回学芸会をもよおした。開会を前に、向中野定男主任訓導は、村民に

こうよびかけている。

児童を感化するは、第一教師其人の人格完全なるを要す。教師不品行にして、児童にのみ善良なる所為あらしめんとする、木に拠て魚を求むるか如し。豈良結果あらんや。本学芸会を開催したるは、凡て世の中は刺激競争にあらされば、進歩発達するものにあらず。故に各児童の力を試験して、奮励せしむるは、学芸会を催すにしくはなし。爰も以て当会を開催す。

（『沿革誌』）

いってみれば、本校との競争意識をよびおこすことにより、独立意識をたかめることをねらったものといえるだろう。

ついで、大正一四年六月、こんどは倉岡分教室で、第一回運動会を行っているが、これを同校の『沿革誌』は、「杉村専一氏赴任サレルヤ、農村ノ休日ヲ利用シテ、青年団・処女会・児童合同ノ第一回運動会ヲ開催。以後毎年行事トシテ継続施行セリ。」と、やゝほこらしげに記している。

こうしたことは、他の分教場でも事情はほぼ同じだと思うが、記録にでてこないだけである。

やゝ年度はさがるが、鶴児平分教場の四年生も、「それから春は桜の花が咲きます。とてもきれいです。観桜会の時は近所の村の人や町から来た人で、まるで黒山が出来ます。此の日一日は大へんにぎやかで、私どもの運動会もあります。」（『もみ』第十号　昭和九年九月）とつづっているように、児童にとっても喜びであった。この日ばかりは僻地の子どもであっても、主役になれたのである。

また、かねてから分教場の校舎は、劣悪な環境にあるものが多く、議会でも「西野ノ学校ハ日陰ニアッテ湿気ガ強クテ、衛生上甚ダヨクアリマセン、ドウカ敷地ヲ良イ処ニ変更シテモライタイ」ことが話し合われている。あるいは民家借用であり、あるいは通学に難点があった。さらに増加する児童をささえきれなくなった。大正一四年本校第二校舎が落成をみると、こんどは一斉に分教場の校舎改築問題がふきだしてきたのである。

行政当局としても、長年にわたり手をつけることが出来なかっただけに、これ以上黙視することはできず、昭和二年度に、荒屋分教場・鶴児平分教場・倉岡分教室の改築となった。

まず、荒屋分教場では、大正一五年一二月、工藤轍郎より校舎敷地の寄附をうけ、校地の拡張をはかった。そこに、木造平屋西洋風柾葺の校舎一棟、本校舎一〇〇坪・便所および廊下九坪を新築、これに旧校舎を体操場五五坪に改築して建設することを決議した。昭和二年八月二六日落成式をおこなっている。

鶴児平分教場・倉岡分教室の新築も同時に審議に付され、昭和二年九月二六日、満場一致で議決した。

鶴児平分教場は、奥羽種馬牧場用地内の校地を移転して、新築するものである。校舎は一棟で、本校舎七七坪・便所および廊下六坪であった。倉岡地域は、民家借用の不便をしのんできただけに、学区内村民こぞっての運動であった。残されている「校舎落成記」によると、昭和二年六月一五日付で、校舎敷地三反歩の寄附願を提出しているが、それは、代価三〇〇円にて購入し、学校区域内の倉岡・治部袋・銀南木の各村民の拠出によったものだった。その後も、

一、十月六日、学校敷地検査縄張ノ為メ、藤島町長及北川校長・町役場員来村サレ、村人ヲ手伝(ママ)ヲシタ、

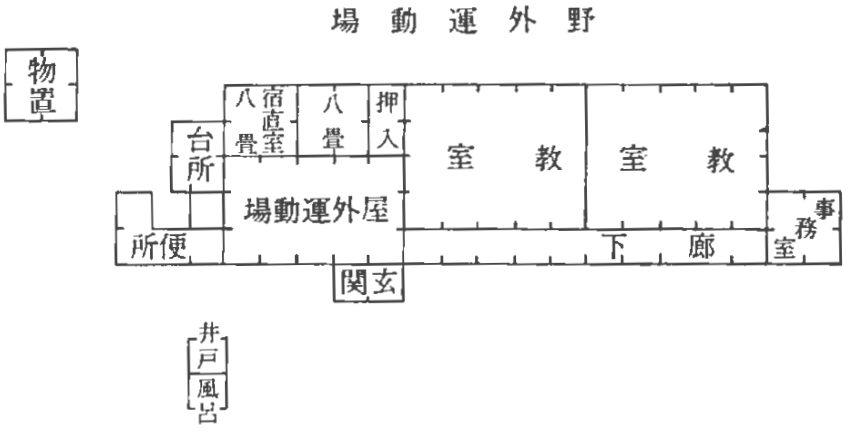

第15図　倉岡分教室

一、学校敷地地馴(じなら)シハ、村デ寄附スルコトニナッタ、

十月八日ヨリ敷地地馴シニ着手シ、引続キ六日間デ出来上ッタ、

として、労力奉仕を行っている。そして校舎一棟、本校舎七八坪・便所および廊下六坪が完成し、昭和二年一二月二〇日落成式を挙行している。

翌三年四月、分教室から倉岡分教場へと承認された。

四　寺下分教室設置

寺下は、荒屋分教場の通学区域であったけれど、なにせ学校までの距離が遠く、出席率が非常に悪かった。分教場の和田藤太郎は、これを黙視しえず、長期欠席・学校嫌い、あるいは教育に無理解な親をたずね、勧誘・説得におよびそれが深夜になることがたびたびだったという。この解決には分教室の設置以外にないことを知り、奔走をつづけた。

そして、荒屋分教場寺下分教室として設置が決まるや、藤太郎は率先して分教室におもむいた。時に、大正一三年四月一日の開校であった。学校といっても、わら葺屋根の民家を改造しただけのものである。一教室のみで、教壇の片すみに大きな炉があり、かぎ付には大釜をかけてたき火を用いたので、教室の中は煙でいっぱいになったという。

もう老齢に達していた和田氏が、どんな教育活動をしたか分からないが、昭和六年二月の『もみ』第四号には、彼が指導した「公益」と題する綴方が掲載されている。

公　益　　寺下尋五　桜田芳雄

公益は、自分の住んでゐる村を立派にすることであります。又、村のせきをよくしたり、橋をかけたり、なんでも村のためをすることであります。

寺下尋五　寺沢　勇

先生は、フランクリンのやうに、人は自分の力に及ぶだけのことをして、公益を計れと申しました。私は今朝皆と一所に、村の大道をはいてきれいにしました。

これでみると、和田藤太郎の教育方針は、まず「自分の住んでいる村」をすみよい村にすることであったといえる。ただ口先だけでなく自らの身をもってしめし、子どもらにもそれを実践させようとしたものである。

彼は、昭和七年三月三一日付で退職をむかえるまで、この分教室で職をまっとうし、功績が次のようにたたえられている。

寺下部落ハ従来荒屋分教場ノ通学区域ニシテ其ノ距離一里半　従ッテ教育ノ普及徹底上ノ遺憾ノ点甚タ多カリシガ　和田教員其ノ任ニ当ルヤ学校教育ハ勿論青年団処女会ノ指導ニ専心是レヲ努メ　其実績ノ見ルベキモノ甚ダ多ク町民ノ信望極メテ厚シ

（『青森県教育』昭和七・五）

第七章　昭和初期の教育

第一節　北川喜三郎の学校経営

苫米地半次郎辞任の後、七戸尋常高等小学校長に赴任したのは、中山留五郎（大正一三・八～一四・三）・佐藤佐一（大正一四・三～昭和二・二）であったが、一～二年たらずの短期間であった。この間に特筆されることは、大正一四年第二校舎新築と翌一五年七戸実科高等女学校設立・七戸実業補習学校設置である。

だがなんといっても、一時代を画するのは、昭和二年二月より同一〇年三月まで在任の北川喜三郎である。この校長は、苫米地校長が「退職してからは、兎角緊張が欠けたやうな風聞がポチポチ巷間に伝へられ」る中で、「今や新校長の識見によりて、往時の障害が一掃されて新生の道に就かんとする。吾人は満腔の誠を捧げて新校長の健在を祈り、且つ其の抱負の大成せんことを期待」（『上北新聞』昭和二・三・一五）されて登場したものであった。

北川氏は、これに答えて抱負を次のように述べている。

吾人は、今や育英の重任を帯びて数百千人の教養に従事するもの、徒に春花秋月に対して、吟情を恣にす

るを許さゞるものあり。即ち彼等児童をして、各々その天分を伸ばさしめ育英の実を挙げ、真に百花爛熳の学園たらしむることを以て理想とせざるべからざるなり。

書　感

育英何日告成功
教学須期作十風
柏葉城頭秋八月
学園明月照深叢

我が学園果して、此の理想を実現しつゝあるや否や、これ吾人の三思せざるべからざる所のものなり、博士新渡戸稲造氏曰く、「世界に於て教育の尤も進歩せる国は、瑞典（スウェーデン）フィンランドなり」と。我が上北郡の地は、位置の僻在せること日本の瑞典フィンランドなりと云ふべし、吾等は上北郡をして、尤も教育の進歩せる地方となすの、義務と責任を有するものなり。

（『上北新聞』昭和三・一〇・五）

北川喜三郎が学校経営にあたっての略案が、『全国優良小学校模範経営』（昭和二年一二月刊）という本に掲載されてあり、本校の方針としてまとめられたものでは、最初のものであろう。

青森県上北郡七戸尋常高等小学校の教育

校長　北　川　喜三郎

（一）本校の方針

一、教　授　上

自学自習の態度を養成し、小学校令の教則に示せる各教科の習得を徹底せしめることに努む。

二、訓　練　上

教育に関する勅語、戊申詔書、国民精神作興ニ関スル詔書並びに朝見式の勅語の御趣旨を奉体し、特に校訓として定められたる、誠実、勤勉、勇敢、規律、公徳の諸徳目の徹底養成に努める。

三、養　護　上

健康第一主義に依り、身体各部の均斉なる発育を計り、体育の向上に努めると共に、容姿を端正にし、動作を敏活にし、且つ規律あらしめることに努める。

（二）本校の職員

一、任　務

(1)、学級担任。(2)、学校事務。(3)、当直　（イ）日直　（ロ）宿直。

(4)、職員会議。

（イ）定期職員会議、教務の打合せを行ひ、全校教務の統一を計る。

（ロ）十日会、研究発表の機関としてこれを設け、随時例会を開く。

（ハ）臨時職員会議。

(5)、研究会。

（イ）校内。（a）高学年（高等科）。（b）中学年（尋六―尋四）。（c）低学年（尋三―尋一）。

（ロ）連合研究会。（ハ）教員会議。

高等科3年生（大正10.3）

北川校長の頃の七戸小職員

(6)、参観。(イ)他学校。(ロ)他学校而して教授、訓導の参考資料とする。
(7)、修業。(イ)講習会。(ロ)講演会。(ハ)研究旅行。(ニ)図書雑誌ノ購読。

(三)本校の児童

一、学級編制、性別挙式を本体とする。
二、出席奨励、家庭との密接なる連絡によって極力出席を奨励する。
三、訓練要目の実行。
四、校訓、級訓の格守。
五、儀式。

(四)本校の養護

一、共同的
(1)、五分体操。(2)、深呼吸。(3)、体操。(4)、体操教練。(5)、遊戯運動会。(6)、スキー。
二、競技的
(1)、庭球。(2)、野球。(3)、フットボール。(4)、角力。(5)、陸上競技。
三、鍛錬的
(1)、遠足。(2)、旅行。(3)、雪合戦。(4)、野外演習。
四、器機的

(1)、ブランコ。(2)、遊動円木。(3)、鉄棒。(4)、高跳。(5)、巾跳。(6)、跳箱。

五、作業的

(1)、掃除。(2)、大掃除。(3)、学校園手入。

六、栄養上

(1)、食事前後の休息。(2)、口中清潔。

七、呼吸上

(1)、換気調温。(2)、運動場撒水

八、神経系

(1)、家庭自習時間の規定。(2)、教授時間短縮。

九、疾患上

(1)、救急手当。(2)、トラホーム治療。

一〇、其の他

(1)、一般衛生。(2)、清潔検査。(3)、衛生デー。(4)、身体検査。

（五）本校の訓練

一、朝　　礼、毎朝始業前にこれを行ひ、一日の清福を祈る。

二、勅語、詔書の取扱、高学年になるに従って漸次御聖旨を探究せしめる。

三、神社奉拝、敬神の念を高める。
四、講　話、随時合同講話講堂訓話を行ふ。
五、週　間、(イ)勤倹。(ロ)敬神等を定め全校生徒の活動を促す。
六、自学自習の習慣養成。七、操行調査。八、自治的作業、九、賞罰。一〇、校外監督。一一、吊慰。
一二、服忌。一三、校歌の作定、愛校の精神を振作する。

(六)本校の教授

一、教則教授細目、進度表の作製。二、教授案の作成。三、環境整理。四、学年打合会。五、校外教授。
六、劣等児指導。七、成績考査。八、進級、停級。九、予習、復習。一〇、練習会、学芸会、運動会。
一一、教材園・児童文庫、掲示板利用。

(七)家庭との連絡

一、父兄会。二、保護者懇談会。三、通信簿。四、家庭訪問。五、父兄召集。六、式日招待。七、通俗講演

(八)其の他

一、植樹。二、修学旅行。三、展覧会。四、記念会。五、職員互助会等。

第二節　手　工　教　育

手工の時間

尋六　小林修三

昨日の五時間目は我々が最も好む木工の製図の時間と定められて居た。今度の手工にはどんな物を作らせるだらうと思ふと、先生の説明が待ち遠しかった。やがてリリ、、、となり響いたのは第五時間目の始業を告げるベルであった。早くベルのなるのを待ってゐた我等は、どれ程喜んだらう。皆はにこ〳〵しながら画用紙や定規等を机の上にのせて先生の来るのを待って居た。やがてスリッパの音と同時に先生がほゝえみながら入って来られた。僕等は喜ぶ胸をおさへながら、次々と出る言葉を待って居た。いろ〳〵と説明した後、作る物は物置台と定められた。誰を見てもうれしさうに一生懸命製図を書いて居る。今度の手工の時間からは本物に移ると思へば一層よろこびが増す。

町で売って居るのに劣らぬ様に、いや其以上にと及ばぬ想像を浮べながら製図を書き終った。僕は出来得る限りの力を出して、立派に完成しやうとかたく心に誓った。何とうれしき手工の時間だらう。

（『もみ　第四号』）

子ども達をこれほどまでによろこばせた手工科は、明治・大正にかけては、農業・工業とともに実業科としてあつかわれていた。大正末期から昭和初期にかけて、それとは対蹠的な芸術的表現活動としての手工科が盛んになってきた。それは、自由画教育運動から派生したもので、自由手工・芸術手工・創作手工とよばれていた。

盛田武男は、大正一二年より七戸尋常高等小学校訓導であった。同一五年八月、東京高等師範学校において開

催された、文部省夏季手工講習を受講し、手工科の教員たることを免許せられている。それ以来、彼の手工教育が始まったとみられるが、それは何よりも既成の形にとらわれない、自由にものを造ることは、新しい生命をふきこむことであって、そこに盛田氏が情熱を感じたからではなかろうか。

これとあわせて、県師範学校訓導西舘弥輔によってなされた、七戸小学校における手工科指導も忘れてはならないだろう。

これは、県視学委員の指導研究会の一環であるが、上北郡下の教員を対象として、昭和三年一二月三日より五日まで三日間の日程で、次のようにおこなわれている。

視学委員指導講習（手工科）受講心得

一、講義は全員同時に受講
二、実習は一人一類を選択し　次の表の如く受講す
三、用具は各員の選択したる類に従って準備すべし
四、質疑事項は予め書きて　講師に提出すべし
五、各自の実習材料は講習員の負担とす
六、実習参考書は成るべく持参する方便宜す
七、特に指定したる参考書は　成るべく持参すること
八、設備中（共）とあるは　なるべく開催学校に於て準備せられたし

九、用具材料は会場内に於て　指定商人をして販売せしむ

受講科目及日程

講目	類別	科目	第一日講習内容	第二日講習内容	第三日講習内容
講義		（合同）	1 新制教授要目及運用法 2 新制標準設備及運用法 3 青森プランの実施方案	1 教法 2 教授要旨 3 教授の主眼点	地方的教材の取扱方 質疑応答
準備		（合同）	1 小刀の手入（全体） 2 鉋の手入（高男）	用具の準備手入（各類）	同上
実習	第一類	尋低学年組	鐵・黍蜀稈細工	画用紙細工附色紙細工	厚紙線細工
	第二類	尋高学年組	根曲竹細工	枝細工	金工
	第三類	尋女組	厚紙細工	ビーズ細工附刺繍	袋物附染色
	第四類	高男組	根曲竹細工	木工	木工
	第五類	高女組	組糸附編物	紙造花	袋物附染色
其の他			一匙石膏細工（任意） 午前八時始業式	標本掛図製作法	午後三時終了式

備考

1　各学校より五人出席して五類に亘り受講せば　一校としては全課程の実習可能なるを以便益あり

2　用具材料の準備・後片付は講習員全体にて之をなす

昭和七年九月調査の「手工科ニ関スル調」をみると、七戸でもこれとほぼ同様であることがわかる。西舘弥輔は、百石町の出身でもあり、上北郡地域の美術教育を考える際、彼の影響を無視することはできない。

（『藤坂小学校所蔵文書』）

手工科ニ関スル調（抄）

校長名	北川喜三郎	教科主任訓導名	盛田武男
学年	学級数	一週間教授時数	一学級児童数	二学級以上ノ時ハ上ニ最大数下ニ最少数	当該学年ニ採用シテヰル細工名或ハ之ニ当ル名称ヲ記入シテ下サイ又特殊ナモノハ其マヽ記入シテ下サイ(例)折紙、切抜、粘土細工、棒紙細工、紙捻、帳面綴等	教授者ノ区分例（受持訓）専科訓(裁訓)等	児童一人当リ一ケ年間ノ材料費概略	児童ガ各自持参スル工具名	特別教室ノ有無及ナキ場合ノ実際
尋一	4	1	64	58	折紙、切抜、粘土	受持訓	〇・一五	鋏	
尋二	4	1	59	54	切抜、画用紙細工、粘土	〃	〇・一八		
尋三	4	1	62	48	線細工、粘土細工、画用紙	〃	〇・二〇		
尋四	3	男2 女1	74	69	厚紙細工、枝細工、粘土	〃	〇・二二	尺度	
尋五男 五男女	1 1	2	59 64		厚紙細工、枝細工、竹工	〃	〇・二五		
尋六男	2	2	53	46	針金細工、其他簡易木工	〃	〇・三五	三角定規	
尋五女	1	1	66		厚紙細工、手芸	〃	〇・二五	切出小刀	有
尋六女	2	1	55	46		〃	〇・三〇		

高一男	2	2	61	61	木工、製図		○・三七	鋸、鉋
高二男	2	2	43	40	木工、金工、製図	学科担任制加採	○・四五	尺度
高三男	1	2	39		木工、竹工、製図		○・四〇	三角定規
高一女	男生ト	2			厚紙細工、手芸（マクラメ、編物等）	専科訓ノ形式ナリ	○・三〇	尺度、定規
高二女	共学	2			木工		○・二五	切出小刀

産業トノ関係アル教材ヲ採リマスカ、採ツタ場合ハ其ノ名称、課シ方、捌キ方等

地方的特殊産業ト云フベキモノナキガ故ニ社会ノ実生活ニ基調ヲ置キ、更ニ将来ノ副業ヲ考慮シテ木工ヲ中心トシ根曲竹ノ細工ヲ附加シツヽアリ

課外作業ヲ課シテキル場合ハ其学年一週間内一人何時間位及課シ方等

課外作業ハ放課後自由ニナサシメツヽアリ高等科ニ於テハ正課時間二時間ノ外ニ平均一時間以上ノ見込ナリ

其他学校独特ノ施設並ニ参考トナルベキ事項ヲ簡短ニオ書キ下サイ

毎年十一月十五日ヨリ二日間第二校舎改築記念日ニ展覧会ヲ開催シ研究部員協議ノ上入選、特選ヲ決定シ、感想ヲ附シテ学校長ニ報告スルモノトス、児童作品ハ販売シテ其一部ヲ材料費ニ編入シ居レリ

七戸小学校の図工教育について、田中寿太郎は次のように書いている。

当時、手工教育に於ける盛田武男先生の名声は、県下はもとより日本的であったようにおもう。盛田先生に対する校長の信頼もさることながら、手工科、工業科の予算も年間当時で千数百円という多額のもので手工用具が整備された。先生も誠に熱心で展覧会ともなると、一ケ月位他の先生と宿直を交換して泊込み、生徒ともども夜中までも其の製作に熱中した。従て其の成績たるや実に見事なもので、商売人はだしの評判を戴いた程だった。大野正勝の作品が、東京の新聞社主催の全国展で最優秀作として献上台覧の栄に浴したの

もこの頃である。

図画に於いても七年頃まで平野四郎先生の指導で高等科生徒の描画能力は相当なものがあったとおもう。平野先生退職後、写生大会などを通じて努力はしたが、東奥展などの成績は、城内小、三小等に比し余り芳しくなかった。

（『小学校教育百年誌』）

第三節　文集『もみ』の発刊

学校文集が『もみ』と題して創刊されたのは、昭和四年一〇月であった。

大正六年青山氏の『級友』、同一四年金井氏の『草笛』は、いずれも学級文集であったが、彼らのまいた種子が、大きな『もみ』に成長したのであった。『もみ』とはもちろん柏葉城址の樅の老樹のことで、七戸尋常高等小学校の象徴である。

表紙は樅と松の木をシルエットしたもので、平野四郎のデザインである。現在、一〇号まで確認できるが、最終号は何号となったものか不明。昭和一一年頃に『報徳』と改題され、新聞形式（タブロイド）に変わっている。

『もみ』発刊にいたる経過は書かれていないが、校長北川喜三郎は「桜洲」と号し、漢詩にたくみな人であった。ここでは、創刊号の巻頭をかざる文章をかかげる。

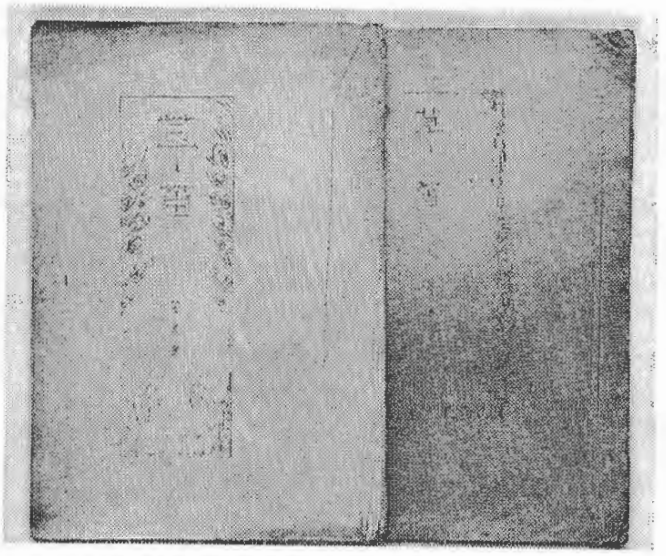

金井義長による高等3年歌集「草笛」

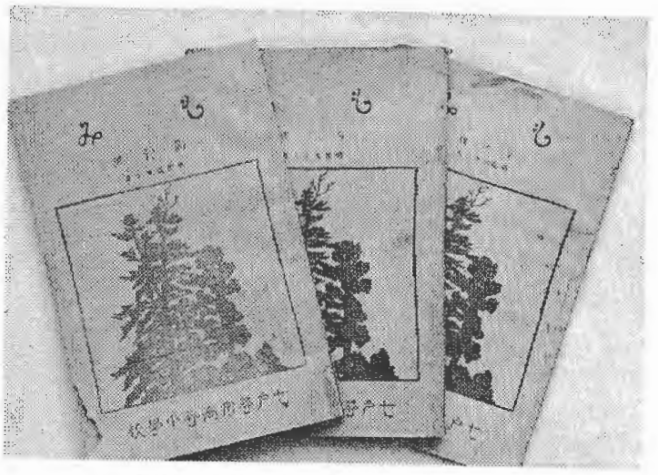

昭和4年発刊の文集「もみ」

巻頭の辞

北川校長

我が校に於ては、創作創造を尚ぶ精神を養成する趣旨を以て、本年度より、本校児童の創作を蒐集し、編纂して児童に頒ち、相互の研究修養に資し、以て、今上陛下が、朝見式勅語に於て、『模擬を戒め創造を昂め日進以て会通の運に飛じ』と仰せられたる御聖旨に答へまつらんことを期せんとす。職員並に児童諸君よく意のある所を了解し、希くは指導啓発、研究修養の功を成就せられんことを。

魂

橋本先生

今年から学校で、皆さんの作品を集めて雑誌を作るようになったのは、ほんとうに喜ばしい事です。文章は、われ〳〵の魂の表はれであります。だから文章を見て、この作者はどんな魂を、持ってゐるかと云ふことがわかります。十人十色で同じ事柄に対しても魂の表われが異ってゐます。甲の作者は嬉しいと思ふのに乙の作者は悲しいと思ふ様な事も

あります。けれども、吾々は作者の文章の底を流れてゐる魂を観ることを忘れてはなりません。この魂を観るには日頃じぶんの魂を研いて置かねばなりません。ぼんやりした魂では作者の文章を、ほんとうに観ることが出来ません。だから私共は常に本や雑誌を、能く読み、人の話はよく考て見る、物事の動き方には細かく大きく観つめると云ふ風にして、じぶんの魂をよく養って置くと文章も、だん〳〵上達してくると思ひます。

以下、創刊号より第一〇号までの概要を記す。

創刊号　昭和四年十月　編輯　平野紫朧

一、巻頭の辞　北川校長（以降同様省略する）
一、魂　橋本先生（博愛）
一、誰が偉いか（無署名、編集部の作であろう）
一、新作数へ歌　西条八十
一、鑑賞文（全国児童の作品、以降同様、省略する）
一、綴方（本校の作品集）
一、綴方について（無署名、三号まで連載）
一、編輯後記　平野紫朧（編輯者が後記を書く、以降同様、省略する）

第二号　昭和五年三月　編輯　平野紫朧

一、正直であれ　坂本先生（伊太郎）
一、もみ十首　橋本先生
一、児童文苑

第三号　（不明）

第四号　昭和六年二月　編集　坂本満枝・工藤きぬ
一、社頭の雪　橋本楪峰
一、文章の鑑賞について　編輯係
一、狂歌　牛歩山人（和田藤太郎）
一、児童文苑（寺下分教室の作品も入いる）

第五号　昭和六年九月　編輯　工藤祐（編輯後期は、坂本先生が書いている）
◇大木の樅　橋本甲鶴
◇無辺の念願　蒼天禅師
◇俳句雑題　工藤先生
◇詩を作る心　編輯部
◇児童文苑（鶴児平・荒屋・寺下・西野各分教場の作品も掲載）
◇小さい人たちへ　工藤先生（童話）

第六号　（不明）

第七号　昭和七年九月　編輯　工藤　祐

（編輯余録は「わだ生」となっている）

◇　優勝旗　橋本楪峰

◇　短　歌　なぎさ

◇　児童文苑

（寺下・鶴児平・倉岡各分教場の作品も掲載）

第八号　昭和八年二月　編輯　工藤　祐

一、神　楽　橋本楪峰

一、雑　詠　編輯部

一、児童文苑

（鶴児平分教場の作品も掲載）

第九号　（不明）

第十号　昭和九年九月　編輯　坂本満枝

一、心と心　中野先生

一、巻菱湖流を中心とせる近世皇朝書道略史　雅堂迂人

一、句読点のお話　坂本先生

一、児童文苑

（鶴児平・倉岡・西野各分教場の作品も掲載）

第四節　学校生活・行事――文集『もみ』より――

八幡岳登山（抄）

高三　戸　舘　嘉太郎

盛田先生の訓示があって後、三年を先頭に二年一年と長蛇の如くならんで、元気よく五月闇の中を進んだ。あたりの家はしんとして四方唯寂寞、ふりかへれば我が学び舎は闇の中にぼんやり見える。金剛寺のわきまで来たら盛田先生が『用意』と一声叫んだ。すると皆一せいに電燈や松明をつけた。今までやみにとざされてゐた。四方は、急に昼のやうに明るくなった。あたりは一面皆畠ばかりである。

間もなく作田村の上まで来た。そこからはるかに我が町をながめたら、ほんのりと電燈の光が目にうつる。まるで我等の登山を守護してくれるかの様に高屋敷の村を少し過ぎた頃、向ふの方からピカ〳〵と蛍がとんできた。五六人の生徒はそれを追いかけてゐた。又少行くと、突然むく〳〵と大きな雲があらはれたかと思ふと、それはそが森であった。そこで一同は十分位休んだ。後をみれば二年、一年の生徒がぞろ〳〵つゞいてくる。さながら提灯行列のやうだ。

休んだ元気で、今度は山舘に向って邁進した。

やがて一時間後には一同馬立場に着いた。そこで一休みをし、弁当を食べて又進んだ。行けども〳〵山や

谷ばかり、それにぽつぽつ雨が降って来た。今までの元気は何処へ行ったのか、誰もかもみなもく〳〵として歩いてゐる。山の神様まで来た時はいよ〳〵雨がはげしくなってきた。そこで又一度休んだ。其の時横浜先生が、『もう少しだ』とおっしゃったので、又元気を出して進んだ。

八幡岳の三合目あたりまで来た時、東雲の空に金色の光がさしてきた。そこで止って太陽の上るのを見た。その荘厳な姿に、しらず〳〵頭がさがった。一同は今までのつかれも忘れて、だまって東の空をながめてゐた。

問もなく八幡岳についた。その時の我等のよろこび、とても口でいひあらはす事が出来なかった。先づ八幡様に参拝し、各自お弁当をたべたり、火をもやして服をかはかしたりして、二時間遊んで、六時頃帰途についた。

（『第十号』）

ぜ　い

尋二　中　野　大三郎

ぼくらのせんせいからぜいのことについてたくさんおはなしをきかされました。

それでつづりかたをつづる事をいひつけられました。なか〳〵かんがへつかないので、うちへかへっておとうさまにも、ぜいのおはなしをしていただきました。おとうさまは、ぜいは日本にすむ人で、てんしさまのけらいはへいたいにゆくことぜいをおさめることゝ学校にゆくことが、三つの大じなつとめであるといっ

てきかされました。

だからぼくらも学校でよくべんきやうをするやうに、ぜいもよくきじつをまもっておさめなければならないとおしへられました。

又ぼくらも大きくなってへいたいにゆくことも、大じなことであるといはれました。

（『第十号』）

朝の勉強

尋五　米沢京子

土曜日に読方のわけのしけんをしますと、先生がいはれたので、私は朝早くおきて勉強しようと思って晩早くねました。コケコッコーといふ鶏の声に、ふと目をさましたが、もうすこしねてゐようと思ってゐると頭にうかんだのは、今のしけん。『あさうだ』と思ってはねおき、うらへ行ってかほをあらひ二階へ行って、読方のわけを調べた。

すこしたつと、ちん、ちん、ちん、ちん、ちん、ちんと時計が六時をうちました。私はもうあきてしまひましたが、学校のしけんのことを思い出すと又一生懸命に勉強しました。少しするとちん、と六時半が打ちましたので、勉強道具をしまって、うらへ出てあそびました。

（『第五号』）

修学旅行記（抄）

㈠　七戸から沼崎まで

尋六　八木橋　和　子

待ちに待った六月二十六日。うれしい〳〵旅行の朝、私達百八十余名は皆元気で産馬事務所に集った第三班の印を腕に巻き、整列してもう一度人員を数へた。見送の先生方や、お家の人々に御あいさつをして自動車に乗った。丁度出発は午前五時半である。

自動車はうなり声を立てゝ動きだした。皆の顔にはうれしさうな微笑が浮んでゐる。自動車は静かな町すぢを勢よく走る。どこの家でもまだ眠ってゐるらしく、戸のあいてゐる所はさうなかった。私達は後をふりむいたが、次の自動車はまだ見えない。皆『早く沼崎につけばいゝ』等を話しあってゐる。その間に自動車は広い道路に出た。ぼんやりする空の下に、杉林がこんもり霞んでみえる。青々とした野原には草をはむ馬が小さく見える。まだ後の自動車が来ない。皆わい〳〵さわいでゐる。曲り角へかゝると、後の自動車がおもちゃの様に走ってきた。皆は急にあわてゝ『もう追ひつかれる早く早く』と運転手をせかせる。誰かゞ『祖国日本』を歌ひ出すと皆はすぐそれにつゞける。運転手が時々『それ』と拍子をつけると皆歌ふのをやめてわっと笑ひだす。自動車は八幡、新舘、大浦、徳万才の村々を通り越して進む。途中大きなつゝみがあると、運転手は『此所は七戸の十和田湖であります』と云って自動車をゆるめ、広い畠へ来ると『これは月寒の牧場です』と云っては笑はせ、自動車がはね上ると、『面白くてはねるのだよ』と又笑はせる。

(二)　沼崎から浅虫まで

大槻文子

六時五十九分、汽車は静かに沼崎を発車した。私達は汽車の中で新しい朝の空気を吸ひながら、今日来なかった人達の事を考へた。もう間もなく朝礼の鐘が鳴るだらう、皆何をしてゐるのかしらと話しあってゐる中に汽車はずん〳〵進む。『海！海！』とさわぐ声に窓から首を出すと、それは小川原沼でした。何時の間にか野辺地近くになって本当の大きな海が目前に展開された時、皆大喜びで窓に目をそゝいだ。陸奥湾は青くかすんで空と水が一つに見え静かに浮ぶ帆かけ船が絵の様に美しい。狩場沢、小湊と、段々浅虫に近くなると裸島、湯の島などがはっきり見えてきた。

八時十五分、ぼうと鳴る汽笛と共にしゆうと音を立てゝ、汽車は止った。とう〳〵浅虫へついたのだ。停車場前には大きな宿屋が軒をならべて立ってゐる。去年だったか茨城に行った帰りに東奥館で少し休んで、水族館を見に行ったり、かにを取って遊んだことを思ひ出して歩いてゐると、山道も海もなつかしい。水族館では最初にアザラシを見、ガラスの中の珍らしい魚類を沢山見ることが出来た。うす赤い鯛の生きたのも初めてである。きいたこともない名前の魚が噴水の中で泳いでゐるのは実にきれいである。次に海綿の類を集めて置く部屋へ行くと数知れぬ種類が飾ってあった。それを見てしまふと、待ちに待った貝拾ひが許された。誰もかれも大喜びで水族館の前でバケツを買ったが、幾ら小石をよけて探しても小蟹一匹しか取れなかった。『集れ』の号令がかゝってもまだ海から上って来ない人もある、各班ではてんでに大きな声で呼びあ

ひ、整列して浅虫の停車場に向った。私はお家へのみやげに久慈良餅を買った。

㈢　浅虫から青森迄

竹井静子

浪打へ下車したのは午前十時四十二分、恥をかゝないようにきちんと歩きませうと、話し合ひながら駅前にならんだ。人通りはさうなく淋しい町だが青森の中だけあって道はアスファルトである。迎の人々に連れられてゆく友達と別れて、私達は合浦公園に向った。公園は海のそばで広々とした青い海が、目の前にゆったりとしてゐる。時々私達の足もとへ白い波がよせてきては、又沖へもどってゆく。黒煙をはいて大きな汽船が沖の方へ走ってゆくし、小さい舟は気持よさそうに波にゆられ〳〵てゐる。此処でゆっくり御飯を食べ、缶詰工場へ見学に行ったが丁度休みであった。海辺を行くと磯の香といふのか海藻の香がしてたまらない。それから女子師範、県病、裁判所、刑務所、などを見、県庁も見て愈々新聞社を見せて貰ふことになった。恐しいひゞきを立てゝ、夕刊をすってゐた。私達の考へてもみなかった程早くて、目をパチパチさせてゐる中にどん〳〵出来上る。そこを出て、私達の一番のたのしみ、松木屋へ行く。ぐる〳〵見物し、買物をしてもまだ出たくない様なきれいな店であった。松木屋を出たら雨がパラ〳〵降って来た。大急ぎで桟橋をみたり青森デパートのエレベーターに乗ったりしてゐると時間がだん〳〵なくなった。雨は段々強くなってみんな手ぬぐひをかぶったりして青森駅へ向った。

青森駅は奥羽最上端の港だけあって随分大きい。函館との連絡船、松前丸の甲板をずっと歩き、中を見る

ととても大きいものだ。私はその時『やあ、このまゝ北海道へ行き度いなあ』と思った。みんなも一寸でもよいから動けばよいと言って笑った。私達でも行き度いのに、浜田さんはどんな気持だったでせう。浜田さんの家は函館にあるのですもの。

三十分程汽車に乗って休んでゐると様々な人が通る。せいの高い色の白い目のひこんだ外国人も通ってゐた。きれいな洋服を着た女の人も見える。四時五十分、発車のベルが鳴ると汽車は少しづゝ動き出した。七戸へかへるうれしさに私達は又元気になった。妹の喜ぶ顔を思い浮べながら、ひざにのせたおみやげを数へた。

（『第十号』）

駅伝競争（抄）

高二　米内山　英太郎

土手山につくと白い旗をかゝげてあった。たんぽゝの花はあちらにもこちらにも黄色な姿を見せてゐる。やがて目的地につく。と、どんどん〳〵とのろしがあがった。『もうはしったであらう』とくびをのばしてまってゐる。しかし十分たってもこない。すると高等三年の生徒が出発は十分遅れたと云った。

すこしたつとたれやら『きた〳〵』とさけんだ。

団長の声で歌い始め、一同はそれについて歌ふ。『見よや柏葉の健男子、見よや柏葉の健男子、うでをふ

るふはこの時ぞ、ふるへ〳〵』『見よや柏葉の健男子、見よや柏葉の健男子、うでをふるふは此のときぞ、ふるへ〳〵』『ふれ〳〵七戸、やあ〳〵〳〵』拍手『タタ……』『タタ……、タタ……、タタ……タンタンタ』あとを見るとじぶんと同級の新舘君だ。

汗だくで横浜先生は手代森君に一生懸命、自転車の上で『一二、一二』とさけんでゐる。一二等とも七戸だ。

三本木の先生は青くなって『どうした。けっぱれ、なんだ』まるでせめるやうだ。

続く法奥。

僕等はおどりをおどる程面白かった。

最後まで頑張ってくれ、僕は心の中でさう叫ばざるを得なかった。

（『第十号』）

おんがくくわい（抄）

尋二女　浜　中　き　せ

『ねえさん、何かきるものを持ってきてください、それからおかあさん、あのとうきやうからおくっていただいたかはぐつをはいて行ってもようございますか。ねえさん。それからハンカチをだしてちゃうだい』

おんがくくわいのばん、私はいそいでおしたくをして学校へきました。

学校へきて見ますと、おきゃくさまが一ぱいになってゐて、私はあとからねえさんのくるのをまってゐました。その中にリンリンリンとおんがくくわいのはじまるベルがなりました。その中にねえさんもきましたので、ねえさんと一しょに中にはいりました。

まくがあいたとき、うしろのくろいカーテンの方がとてもきれいでした。おいうぎのときはあかやあをや水いろのでんとうがついて、それがおかほにうつって、とてもかはいく見えました。

一年のしたきりすずめのげきはとてもおじやうずでした。あのおぢいさんの『おゝ〳〵今日はよいてんき』といふところや、おばあさんの『そろそろおせんたくいたしませうか』といふところや、すずめの『おいしい、おいしい』とおのりをたべるところはとてもかはいらしうございました。

私はさるかにかっせんのげきのしゃうかたいでしたので、はやくさるかにがすめばよいとおもってゐる中に、せんせいが『こんどさるかにですからいらっしゃい』といひましたので、うれしくてたまりませんでした。

それがすむとすぐねえさんのところへ行って、又見ました。みんな大へんおじゃうずでした。その中にだん〳〵ねむくなってしまひ、ねえさんのひざにねむってしまいました。

（『第五号』）

おちぼひろい

尋二　高橋俊治

このあひだ、おちぼひろひがありました。みんな外へならんで、学校のうしろのさわをおりて、新川原を通り、はしをわたって、たんぼにでました。となりのきゅうの、うめ村くんが大きな、しょいかごをしょってゆきました。よほど田の中をあるいてから、ひろはさせられました。僕もひろひはじめました。あんまりむかうへゆくなといはれましたので、近くでひろひました。あちらで一本こちらで一本、だん〳〵ひろって四十本ぐらゐかぞへましたが、あとはかぞへませんでした。その中に小坂せんせいがふえをならされましたので、みんながあつまりました。ひろったおちぼはみんなとなりのうめ村くんのしょいかごに入れました。みんなが手に手にひろったおちぼは、大きなしょいかごに山とつまれました。三千本ぐらゐはあるでせう。みんなはげんきよく、またもとのはしをわたって、学校へとかへりました。

（十一月二十六日）

（『第八号』）

僕はストーブである

尋四　久慈博一

僕は学校の物置にしまって置かれました。冬になると先生方が居られる室か、生徒さんの教室に配られます。今年は四年生の男の組に配られました。

去年のことです。僕は三年生の教室に配られました。そこの生徒さんたちは男ばかりの組で大がい気立て

はらんぼうなんです。これはある休み時間のことです。ひどいことに僕につばをしっかけました。僕はしゃくにさはったけれどもどうすることも出来ませんでした。くやしくて〳〵たまりませんでした。すると、組長らしい生徒さんが『そんなことをすると、先生にしかられるよ』としんせつにもをしへてやると『しかられたってい丶や』といって生意気にも平手でぴしゃりとなぐりつけました。僕はハラハラしてみてゐました。なぐられた生徒は、泣きもせず真赤になってだまって居りました。僕は、なぐりつけた生徒をにくらしく思ひました。といっしょに僕のためになぐられた生徒さんをかはいさうに思ひました。やがて、先生が教室に入ってこられました。先生は『今日からストーブをたくから、ストーブはいつも、かはいがっておやりなさい』といったのち色々役に立つといふことを言聞かせました。生徒さんたちはかしこまって聞いて居りました。僕はこれを聞いてうれしくてたまりませんでした。それからはいつもその教室を温めてやりました。

（『第八号』）

ユキガッセン

尋一　フジヤ　セ　ツ

ヨジカンメニミンナトソトヘデテユキカッセンヲシマシタ。シロトアカトクミヲワケテ、シロハササヤブノハウヘ、アカハブランコノハウヘイキマシタ。ワタクシハシロニナリマシタ。ミンナデユキダマヲコシラヘマシタ。センセイガ『ハジメ』トイッタノデミンナデユキダマヲブッツケマシタ。

ワタクシハイシタサンニブッツケマシタ。エチゼンサンニブッツケラレマシタ。
アカノハウガスクナクナリマシタ。ワタクシノハウハマダ二十ニンモノコッテキマス。
シロガカチマシタ。ワタクシノハウハバンザイヲシマシタ。トッテモオモシロイカッタ。

（『第八号』）

第五節　分教場の子ども

昭和六年から八年にかけて、七戸町学区の教師たちが、『朝』と題する文芸誌を発刊している。この中に、分教場に勤務する教師の哀歓をえがいた作品がある。その「突き進む者」の作者は不詳のままだが分教場教師の一日がよく分かる内容になっている。その一部を次にしめす。

かくしてどうにかこうにか朝飯が腹に入ると学校へ駈足だ。するとどうだ、わらさど共は厳重に言ひつけておいた自習はそっちのけにして、窓に鈴なりに重なり「先生ァ早ナァ」だ。ほめるんだか冷かすんだか、あきれてものが言へない。俺の訓練振が随分行き届いて？ゐるんだが、こゝまで及ばないのが遺憾の一つだ。

さて今度は愈本職の授業だ。俺の学級は男女合併三箇学年組合せの驚くなかれ七十六人の大家内だ。だから横っちょに曲ってゐる無作法な机も二つ三つ居る。校長閣下は机を横に并べてはいかんと御叱り遊ばすが、俺は何も好きでやってるんではないんだから叱ったって怒ったって仕方がない。とに角七十六人には他

人も驚くが俺も毎日面を見る度驚く。此奴等がどれもこれも先生たる俺よりも、口が走るから一斉に騒ぎ出してからに、それこそ手も足も着けられなくなってしまふ。

だから俺は口を開かせるすきもなく、のべつなしにしゃべらなければならない。それだけでは間に合はんから、手を振り足を上げ、おしまひには目まで運動を始める。かくて狂壇ダンスが開始されるのだ。子供達はわかった様な、わからない様な顔で俺のダンスを見ながら、至極神妙にしてゐる。何しろ三箇学年組合せだから、教科書は三冊づゝテーブルに列らべておいて、一時間を三時間に使用する様にしなければならない理屈だからなか〳〵面倒だ。

天勝にだって出来ない。だから違ってはいけない。三人分かせいではゐるが、戴いて居る月給は正真正銘一人分の然かも俺の調査によると、有難くも県下有数の安訓導様だ。年末賞与を沢山貰ってるだらうって の。笑談ぢゃない。今年は一金〇円也を頂戴に及んだ。これでは正月の餅もく円(ママ)ことになる。とに角、俺に出来るだけの秘術を尽させて五時間は左様奈良をしてしまふ。

だが俺はまだ解放されたんではない。成績物が山の様にテーブルに積んである。少なくとも日に五十枚は下らないんだから。この整理が又一苦労だ。書方なんかは蛇かメメジが酒でも食らって、よっぱらって歩いた様な字が大部分だ。綴方ときたら日本の字に飜訳しないと読まれない様な、彼等独特の奇怪な字が横行闊歩してゐる。中味と来たら目茶苦茶だ。字の下手なあたりが俺に似たのかも知れない。だから俺は真面目に訂正してやらなければ申訳がない様な気がする。

註　天勝、当時、天才的といわれた美貌の女奇術師。

（『朝』第七号　昭和八・二）

だが、このやんちゃであっても、ミミズのような字を書く子どもであっても、農家の子は家に帰れば、しっかりしたかせぎ手であった。その生活ぶりを、文集『もみ』からひろってみる。

炭　焼

寺下尋四　久　保　福　松

昨日私ハ嶽ニ行ッテ、炭焼窯ヲ見テキマシタ。モドッテキテカラ、竹ザウリヲ弟ニコシラヘテクレマシタ。

（『第四号』）

たきぎとりに行ったこと

倉岡分校尋二　数　牛　政　吉

私は、きのふのゆふがた、たきぎとりに、山へいきました。そこにはかきがたってゐます。そして、そこへ、はいってみました。

それから、出はって、たきぎをとりました。そこに川がありました。川の水が、おほくて、私はながれるやうになって、まへに、こがまって、やっとあがりました。

（『第七号』）

日曜の朝

西野尋三　高西喜一

私は朝早く起きて、水でかほをあらひごはんを食べてそれから学校へ来ます。

日曜の朝は、色々な仕事をします。本をよんだり勉強がすむと、馬にとなをやったり、草を刈ったりします。畑の草を取ってから、町へ行くと先生にあひました。私は先生に『サヨナラ』と言ひました。家に帰って来ますと、おばあさんが『水車へ米をしょって行ってこい』と言ひましたから、私は水車まで重い米をしょって行きました。

（『第五号』）

雨降り

荒屋尋四　三上栄次郎

もう四日も五日も雨が降りましたが、まだやみませんので、みんながこまってゐます。私は昨日学校からかへって、田を見に行きましたら、むかふの田に村の人達が、ばおりをかぶったり、けらを着たりして、きゅうくつさうに働いてゐました。それから私の家の田を見たら、水がたくさん入ってゐましたので、田の水をとめておきました。うちへかへってから、おぢいさんに、このことを話したら、おぢいさんが『お前ではいけないな』と言って、むぎからしゃっぽをかぶって、けらを着て急いで田の方へ行きました。

夕方になると、お父さんもお母さんも、姉さんもすっかり雨にぬれてはたけから来ました。おぢいさんもぬれてきました。僕は火をもやしてみんなをあたためてやりました。

そとではまだ雨が降ってゐます。

（『第五号』）

昨日のこと

西野尋五　西　野　り　よ

昨日学校からかへってから、うちの人が『畠へ行ってつけなを取って来なさい』と言ったので、私は『はい』といって畠へ行きました。すると雨がさっと降って来たので、急いでつけなをとって来ますと雨が晴れたので、いも畑へ行きました。いも畑へ行って見ますと、いも虫がたくさんついてゐましたので『これは大へんだ』と思っていも虫をひろひました。一人でひろってゐると、さびしくなったので、私はつけなも取ったし、いも虫をひろったし、こんどはうちへ行かうと思って、つけなをしょって家へかへって来ました。するとだれもうちに居ないので又まゝをたいたり、水をくんだりしてゐるとおばあさんが来ました。そこで『おばあさん、しるをにて下さい』といって、私はあかんぼをおぶって、のぶさんの家へあそびに行きました。

（『第五号』）

雪

鶴児平尋六　田　高　喜　悦

二三日前までは天気がつゞいてまるで春のやうでした。それで私は木をひき割るのに大へんよかったが、道がぬかって駄目でした。そんなことを考へながら学校へ来ると雪が降ってきた。『あゝこれでおだいしこがすんだな』といふと、誰かが『今日は冬至だ今夜は南瓜を食べすぎやだなあ』といったので、『あゝさうださうだ』とみんなで言った。ふと外を見ると雪がのそ〳〵降ってゐる。『明日はスキーがのれるだらう』と思ふと何だか嬉しくなる。坂をふんづけて第一番になってすべって行かう。どんな急な坂でも、高い山でもなどと考へるともう胸がわく〳〵する。今日かへったら、うんと薪を割らう。割ったらそりに一度にたくさん積んで物置に運んでおいて、明日はうんとスキーを乗らう又そりにも乗らう。

授業がすんだら少しも早くかへって薪割だ〳〵と思ってゐる中にかねがなった。

（『第八号』）

第六節　凶作と分教場

昭和六年・七年・九年・一〇年と続いた冷害は、ことに県南地方の農村を、それでなくてさえ貧しい農村を、不況におとしいれた。農村にありながら、空腹をみたすことができない児童がでてきていた。『東奥年鑑』には

	七戸町要救済戸数	同人口	政府米払下	稗麦払下	欠食児童	配当金
昭和七年					一八人	五七円六〇銭
〃八年					三〇人	八四円
〃九年	九三六戸	六五五二人	三〇二八俵		二六〇人	四〇一円
〃一〇年			二三七七俵	四〇〇俵		
〃一一年					一六〇人	

七戸学区教員の手になる文集「朝」

となっている。この「七戸」はもちろん分教場を含むから、欠食児数のほとんどが農村部の子どもとみてよいだろう。

貧困がさらに貧困を生み、それがもっとも弱いところにしわよせとなって表れる。自らの力で危機を打開するすべのない農民は、娘を売った。

こうした農村の姿を、分教場でみつめていた教師は、次のように歌っている、ペンネームは「よもぎ舟」としてあるが、どの分教場の教師であったか、残念であるが分からない（『朝』第四～六号　昭和七年）。

飯食はぬ子は五六人かたまりてひぐれ来るらし昼の校庭
問ふ事の余りあわれになりはてぬ飯持たぬ子のつゞれ着の裾
のり上げし饑餓戦線になほだまる此の百姓は神ながらなり

しらじらと陸奥の山野をこめて降る粉雪寒し刈らぬ不作田

就職はうれしかれども人一人餓えて行くや心寂しき

犠牲となりし乙女の頬こけて椿の花の散る朝なり

こみあぐる胸の歎きをせきとめて泣笑いする教師なり我

県では交付金を配当し、学校給食の実施を指導した。都会からは、救援物資がとどいた。倉岡分教場の『沿革誌』は、これを次のように記しているが、他の分教場でも同様のことと思われる。

昭和七年一月二三日　凶作による貧困児救済の意味で、半紙五帳・鉛筆六本・木炭紙三十枚・手帳二冊・大筆二本、外ニ甘藷二俵・白米壱斗・麦二斗・里芋壱俵、受領配給。

〃　七年八月九日　貧困児に白米の配給をなす。最高一人五升～最低二升（二俵）。

〃　八年一二月一四日　貧困児童に給食をなす。

〃　一〇年二月二日　日本赤十字社寄贈の餅、石油箱壱箱受領、配給、カビてあったが上等の餅であった。

給食や配給がどれほどの効果があったか、疑問である。昭和九年、甲地村（現東北町）の水喰小学校長は、次のように訴え、人々に衝撃を与えた。

救済は懸声ばかり大きく、仕事はなし、払下米も買ふ力がなく、蕪のかゆに干菜汁・馬鈴薯汁・それも三度食べ得れば幸福な家庭です。二週間程前日曜日に、三年生の女児は空腹のあまり、林の中で名の知れない植物の実を食べて、烈しい下痢と腹痛を起こしました。全身腫れ上ったのを見舞って、可哀相なのに唯天を

怨むのみでした。三度目に見舞ったときは臨終でした。葬式の時、同級生の友達は泣いて墓場から離れませんでした。私の学校では欠食児童は三十九名を超えており、十一月から臨時給食をしていますが、三月にでもなりましたら如何程か想像してもぞっとします。」（『東京朝日新聞』昭和九・一二・一一）。

これほど大へんな凶作だったにかゝわらず、この時代の記録は、ほとんど空白にひとしい。「貧困児童の救済や給食児童の処置に忙殺されなければならなくなったので、学校経営上一大支障を見るに至った。」（『東奥年鑑』昭和一一）という、その実態がつかめないままである。

この後、農村にも慰問団が入ってくるようになるが、それも、『倉岡分教場沿革誌』では、

昭和一一年一一月一六日　青森日報社の映画班来校、自動車のバッテリー利用、始めて映画の会を催す、観覧者二百五六十名。

昭和一二年七月六日　野辺地営林署主催映画の夕開催、発動機[四]を持参、部落民に大きに満足を与へた。と記しているぐらいにすぎない。

この頃の西野分教場については、次のような回想がある。

西野市郎

私が入学したのは、校舎がまだ現在の場所に移る前の昭和六年のことでした。

その時入学した生徒は九人（男六人、女三人）で、先生は太田鉱一郎・平川貞雄両夫妻と本校から臨時で来ていた安田ヤス先生でした。学級編成は、一年生から三年生、四年生から六年生という複式学級で、授業

も高学年が授業の時は、その他は自習といった方法で行われました。

学校時代の思い出は、記憶に乏しいが、うれしかった事は、祝日（正月元旦、天長節、紀元節）に御賜の紅白まんじゅうをもらった事、学校の畑の生徒達で作った作物を収穫して食べた事などで、逆につらかった事は、冬の授業と朝夕の掃除、翌日のたき木の準備、雨漏りのする教室での授業などであり、また、他人事ではあったけれど、道地や別曽方面は、山中の細道や田畑の畦道を通い、山屋、上田方面は、川に渡した丸太橋を渡ってその通学は、どれも危険でつらいものであり、大雨や雪の多い日は六年生の引率で早めに下校したものでした。

年間の校内作業も今とは比較にならない程多かったようである。

四月の校庭整備、学校の畑の草取り、下肥運び。（作物は、主に馬鈴薯、とうもろこしで、先生用としてカボチャ、玉葱を作った。）

六月は、田植え休みで家の手伝い、又授業を休講しての山菜採りでわらびを取り、それを煮て干し、先生や町の知り合いに引き取ってもらい、教材を買ったもので、たしか八円から十円になったと思う。（私の古い家が昭和六年に建てられたが、その時三百五拾円であったと言う。）

十、十一月は、冬期間使用するたき付け用の杉の枝集め、ストーブの取り付け、防雪柵の設営等、どれも重要な生徒の仕事であった。

今のように校庭の草取りや整備を先生やＰＴＡの手でやる事は何一つなかったように思う。又親が正装し

て学校に来る事も稀であり、生徒の着るものも木綿のかすりの着物であったように思う。勿論、修学旅行もない時代であった。

私事で思い出されるのは、屋根裏に蜂の巣ができ教室中が蜂でいっぱいになり、それを取り出したまでは良かったが、教室に入れたものだから生徒の程(ママ)んどが刺され、全員二日間休校した事が鮮明に思い出される。

そして私が六年生の時の十一月に、現在の場所に校舎が移された。

最後に、百年祭を催(ママ)するにあたり、姥恋石山の山麓を歩く度、我々九人の卒業と、皇紀二千五百年を記念しての植樹の杉が大木になっているのを見て、時の移る早さを想うこの頃です。

（『西野の歩み』）

この文にあるように、西野分教場では、校地を移転し校舎を新築している。校舎坪数は一四一・八坪で四教室を有した。昭和一二年二月一四日に新築落成式を挙行したあと、二月二三日にはさっそく学芸会開催となった。

第七節　野々上尋常小学校の独立

昭和八年三月三一日附をもって、七戸尋常高等小学校荒屋分教場を廃し、新たに野々上尋常小学校と称し、旧分教場の位置に設定する旨の通達がなされた。これにより独立校となり、初代校長に石橋重人が任命された。

四月一日より一学級増が認められ、寺下分教場を含めて、四学級編成となった。

九月五日、本校独立式典が挙行され、知事代理として益子県視学が祝詞を述べている。当日は、本校に在職四〇年の和田藤太郎を招いて、当学区「教化の父」とて肖像画除幕式を兼ねていた。

せっかく独立校となった野々上であるが、当時を語る資料は全く残されてない。そこで、百周年記念誌『拓学百年』の「思い出」から、野々上本校と寺下分教場のものを引用させていただく。

山田市助（昭和九年卒）

当時、私の担任の先生は鈴木武男先生、七戸城内出身で勉強にはとても厳しく三学年一緒に授業するものですから直接先生から授業を受けるのが一時間の中に二〇分位です。後は自習の時間で一、二年生の頃は自習をしないでよくいたずらをしたものです。先生の目は早く、持っているチョークがいつも飛んできたものです。時には寒い廊下に立たされ、とてもこわい先生だと記憶しています。ふだんはとても優しく唱歌の好きな先生で、自宅から蓄音機を持ってきてはよく童謡を聞かせてくれ、とても生徒思いのよい先生でした。その当時は、ラジオ、テレビは勿論、電灯もなかった時代ですから、とても楽しく私も蓄音機をもってくるのに先生の家には何回か行った事もありました。入学当時の服装は、母の手縫いの男は着物にモモヒキ今のズボン、女も同じく着物にハバキをはいたものです。

小学校在学中で一番楽しかった事嬉しかった事は、一年生になった時、それから一月一日の四方拝、四月二十九日の天長節で、町の学校（本校）へ行って紅白の饅頭をもらう事でした。その当時、先生から天長節は何んの日かと質問されると、饅頭をもらう日だ。と答える生徒もありました。又、それを食べずに家に持

って帰る子供の時のよろこび、それから、お盆とお正月に炊く米だけのご飯を学校へ持って行く事でした。その当時の常食は、粟と稗のご飯だからでした。

それから、辛らかった事は、冬の吹雪の登校で、除雪もしない道路、又、一米以上も積った吹溜り、それをかき分けて学校へ行くのは、子供には大変な苦労でした。防寒衣類のないその頃、学校へ着けば教室には小さな薪ストーブが一ツ、それで四～五〇人の生徒が暖をとるものですから、勉強にならない程寒い時はたびたびありました。

授業は修身から始まり、今の国語の事は読み方、数学は算術、習字は書き方と言ったものです。次は、教育勅語で今では色々と騒いでいるが、よく読まされたものです。朕オモウニから始まって御名御璽でおわるのですが、何んのことかわからないまま毎日やったものです。次第に学校にも慣れ、低学年も修了し四年生になったら、担任の先生も代って石橋重人先生で、十和田市切田出身で、その時の校長先生でした。その頃学区内には、まだ自転車はなかったと思いますが、最初自転車を持った人は校長先生だけだったと記憶しています。

四年生と言えば昭和七年、その頃満州事変だと云って青年団の人達が、木銃を持ってよく軍事教練をしている処を教室から見ていたものです。当時は、小学校教育の中にも愛国精神とか、忠君愛国とか云う軍国主義的な用語が当然のように教育され、私等も又、幼な心にも早く兵隊になりたいな―と考えたものです。その頃から軍部は、内政に干渉し、明日にも日中事変が始まろうとしている時だったと思います。そう云う関

係もあったのでしょうか、各家庭の経済事情も悪く、高等小学校へ進学させる余裕さえなかったようです。各クラス共進学する人は二、三名だったと思っています。

寺沢忠男（昭和一一年卒）

私が、寺下分教室に入って「ハナ、ハト、マメ、マス」を、石筆と石盤で勉強したのは、昭和六年、一年生から六年生まで一教室で、担任は和田藤太郎先生でした。先生の教えは自立と自律であったような気がする。テキパキした指導の後は自学自習が主体であった。算術が自分自身で解決できないで、無断帰宅して叱られた事もあったし、自分の気の弱さを感じた。唱歌の時間に、モシモシカメヨを、モシカメヨと省いて歌って叱られた事もあった。声が低いから駄目だ、八甲田を眺めながら大きい声を出して練習しなさい、とも言われた。厳しい中にも優しさがあり、忘れられない先生でした。

四年生頃だったと思うが、杉村専一先生が病休の時は大変でした。上級生は野々上に通学だ、いや、新しい先生がおいでになられるとの話題もあったが、九月十六日、杉村先生がご逝去なされ、瑞龍寺でお葬式が行われた。若い先生の葬式は、悲しくて一同声を出して泣き出した事、その後、教室に杉村先生がいなくて淋しかった事も覚えている。

六年生の時は、手代森久吉先生でした。私にとっては「苦慮」の一年であった。農家の長男は農業で家を継ぐのがしきたりになっていたが、当時の農業をみると、昭和六年・九年・十一年とも凶作で食事に困り、生活の苦しい状態ばかりでした。工藤翁の開拓田を借りている農家も、年貢米でご迷惑をかけるのも数多く

あった。子どもの私にも考えさせられた。義務教育を卒業すれば働かなければならない事の通例も知らされていた。当時は、中等学校へ受験するのに町からも少なく、農家からいくものは非常に少なかった。凶作を救う年(ママ)がないのかも考えさせられた。こんな時に、藤坂冷害試験場が出来たのも聞かされた。私は、冷害対策と農業技術の勉強のため、三農へいきたいと思って、先生に相談した。先生は、大きい学校でなあと、分教室から入学した例もないと、父親に聞け、と言われた。父親は、高等科にしろ、の返事ばかりでした。その後、父親に嘆願する事十数回、九月のお祭りの頃だったと思うが、お前がいきたいならばしかたがないと許してくれた。先生は、分教室から受けるのはお前だけだろう、放課後も冬休も勉強せよ、といわれた。先生の指導を受けながらの自学自習であった。

昭和一一年度、在籍一七一人のうち、六〇人の欠食児童ありと報告されている（『東奥年鑑』）。

昭和一四年一月、寺下分教場は、学区民より学校敷地三〇〇坪の寄附を受け、校舎を新築している。校舎建坪は三八坪であった。

昭和一六年三月三一日、野々上国民学校および同寺下分教場となる。

第八章　昭和戦中期の教育

第一節　軍国主義化する学校

昭和六年九月一八日、満州事変の勃発は、その後一五年にわたる戦争の幕あけであった。

すでに、大正一二年「国民精神作興ニ関スル詔書」によって、大正デモクラシー高揚から勢いをみせはじめた民主主義・社会主義の運動をおさえる役割をにない、さらに青年訓練所の創設は、大衆教育体系を軍国主義的に編成をはかるものだった。すなわち、初等学校教育→社会教育（青年訓練所）→軍隊教育へとつながる軍事教育が、学校の中にはいりこんできた。

七戸尋常高等小学校では、昭和二年に陸軍歩兵少尉田中忠三郎訓導が着任して以来、軍事教練が本格的に行われるようになったという。翌三年一一月五日には、高等科生徒による大演習があり、『上北新聞』は次のように報じている。文中、大佐とあるのは別に軍人が参加していたわけでなく、高等科担任の秋山友安と工藤俊一のことである。

砲煙に天地暗く池の平で両軍激戦

――秋雨降る中の壮挙七戸校秋季大演習――

七戸小学校秋季大演習の壮挙は五日午前十一時より秋雨降る池の平で開始された　八戸に主力がたむろしてゐる南軍の歩一個大隊、重機関、砲、騎と各一中隊よりなる一支隊を秋山大佐が率ひ、五戸より前進一挙に七戸を占領せんと払暁より強行軍し　又青森にある北軍の歩一個大隊、重機関、砲、騎各一中隊の一支隊を

率ゐた工藤大佐は陸羽街道を前進し　五日南軍に先立ち三本木を占領せんと前進中　洞内砂土路川附近に於て前衛戦となって銃火を交へ　戦況は俄然展開され　南軍は一気に七戸を占領せんと洞内の高地に砲列を敷き攻撃すれば　北軍砂土路川を中心に敵の進出を防ぎ　両軍の戦闘猛烈で山砲重機関銃の轟く音に七戸地方の天地も暗く　南軍の追撃頗る強く　池の平まで退却した北軍は七戸を占領させじと死守し　戦況一変壮烈な白兵戦となるや　れう〳〵と休戦ラッパは響き渡って演習は終り　審判官の講評で終了した。

軍事教育は、なにも高等科だけに限ったことでない。ことに、昭和六年一一月、弘前の第八師団に動員令がくだり満州に渡ると、子どもたちはこの郷土部隊に慰問文を書かせられるようになった。

満州にゐる兵隊さんへ

尋五　田中良一

兵隊さん。

零下何十度といふ満州の広野で、大日本帝国の為そして東洋の平和の為に一生懸命働いて下さる兵隊さん方に、何とお礼をいってよいか分りません。

満州の町や支那の町を歩く時は必ず気をつけて下さい。何時、何処から敵が出て来るかわからないからです。

日清日露の戦に、我が忠勇義烈な将兵が血を流した尊い満州です。どうして、むざ〳〵こんな支那兵に渡されませう。

僕等だって軍人になったら、あなた方の様に東洋の平和の為そして又大日本帝国の為に、満州を弟の如くにして行くのです。

こちらでは、皆元気で学校にかよってゐますから安心して下さい。あなた方が活動してゐると書いた本を読めば、思はず手に汗がにぎらさります。又感きはまって泣く時もあります。その度に僕等だって、今に立派な軍人となって、大日本帝国を護るといふ固い決心をしてゐるのです。

兵隊さんこちらの事は心配しないでうんと手柄をたてゝ下さい。さようなら

（『もみ第八号』昭和八・二）

こうして子どもたちは、教師に教えられるままに、尋常四年の女の子さえも「御国の為に、元気にあのわるい支那兵をこらしめてやって下さい。」（『もみ第七号』）と書くようになっていくのだった。

一方では、昭和六年以降の不況とうち続く凶作とで、農村を中心に庶民の生活はどん底におとされていた。貧困による欠食児童、娘の身売りが大きな社会問題になってきた。また、町村財政のひっ迫から、教員の給料不払いも各地におきていた。

こうした社会情勢を背影にして、教師の中には社会主義思想の影響をうけるものもあった。政府はこれが広がり大衆化することをおそれ、弾圧でのぞんだ。青森県において、いわゆる昭和八年一一月六日と二五日の二度にわたる「赤化教員検挙」も、弾圧の一環であった。この事件によって、子どもを型にはめない自由な教育をしようとする教師、忠君愛国にもとづく観念的な教育に反発する教師、社会の矛盾に目を開かせようとする教師の声

はおしこまれ、学校では自由に発言できなくなってしまった。そうした学校は、軍国主義がいっそう進み、本格的な戦事教育体制へと動いていくのだった。

教師は「教育勅語ノ錦ノ下ニ奮戦スル思想戦線ノ勇士」とされ、まずその思想的総動員に着手、昭和九年四月三日全国小学校教員精神作興大会が開催された。宮城二重橋前において挙行されたこの大会の開会前、「堵列せる三万六千の全国小学校教員代表に対し、聖上陛下の御親閲があり、畏くも優渥なる勅語を賜ったが、此の光栄に浴した本県代表は左の通りで、一行は中部玉成校長関川利三郎を団長にし、県からは佐々木教育課長、益子・大井両県視学が附添ひ、全員二百七十三名」（『東奥年鑑』昭和九）であった。七戸からは、北川喜三郎・新田勝一・浜中英造・木谷清一・金沢元一・苫米地周次郎が参加している。

その後、各地で精神作興大会が開催され、精神作興週間・克己日運動が実施されるようになった。

おりから、国会で美濃部達吉の天皇機関説が問題となり、これを契機に「国体明徴」という教学刷新の動きが、一層活発になっていくのである。昭和一〇年八月三日、国体明徴に関する内閣声明は、

(イ)日本の国体は天孫降臨の際に下された御神勅に昭示されており、万世一系の天皇が国を統治して宝祚の隆昌は天地とともに窮りないこと　(ロ)このことは、憲法発布の上諭・憲法第一条にも明示されており、大日本帝国統治の大権が厳として天皇にあることは明らかであること　(ハ)このような統治権が天皇になくて、天皇は統治権を行使する機関であるとすることは、万邦無比の国体の本義を愆るものであること　(ニ)最近憲法学説をめぐって、国体の本義に関連したとかくの論議をみるようになったのは遺憾であるが、「政府ハ愈々国

体ノ明徴ニ力ヲ効シ其ノ精華ヲ発揚センコトヲ期ス」ので、意のあるところを述べて広く各方面の協力を希望するものであること

（『青森県教育史』）

というものであった。

かくして、「国体明徴」を中核として「教育報国」にあたることが、学校経営の教育方針にかかげられることになった。七戸尋常高等小学校でも、昭和一一年九月二一日の職員会議には、左のように上程されている。

一、本県教育主要努力事項に関する件

時局は愈々多事多難にして　挙国一致一段の奮起と覚悟とを要するの時　天恵と資源に乏しき本県は凶歉により更に社会各層の不振を倍加し　民心の萎靡沈滞の漸く現るゝに至り　本県教育者の責務愈々重大なるを覚えずんばあらず、此の秋に際し教育実践に当る者　宜しく聖旨を奉拝し使命の存する所を自覚して　師表の確立に努むべく　教育的信念に立脚し実践躬行和衷協同教育報国の誠をつくし　以て本県教育の刷新の実を挙ぐることを期さゞるべからず

仍て茲に本県教育主要努力事項を掲示して　其の帰趨を明らかにし斉しく之に依らしめんとす。是各位の積極的奮起を希望して止まざる処なり

主要努力事項

1、国体の明徴と公民教育の徹底

2、勤労精神の涵養と職業指導の振興
3、教育の郷土化実際化
4、工夫創作精神の涵養
5、体育運動の振作と衛生思想の向上
6、情操の陶冶と純正なる言語の訓練
7、経済観念の養成

（『倉岡小学校所蔵文書』）

あたかも同年一〇月四日、七戸小学校の象徴であり、創立以来の学校を見守ってきた樅がたおれた。この日の『日記』に和田四郎は、次のごとく記している。

あゝ、もみの大木折れぬ
七百年の歴史を知り、城頭高く聳え立てる
我等が理想の対照たりしモミを
我高等三年に学べる年、校歌の制定あり、又モミの刊行あり
一里の四方にありて、尚仰ぎ得る名木
モミ、遂に斃れぬ。

それは、明治・大正の教育をささえてきた、よき伝統の倒壊であった。

第二節　昭和一三年度日記――和田四郎の記録――

和田四郎は大正四年一二月一五日、藤治郎・たきの次男として生まれた。昭和一一年三月青森県師範学校本科を卒業、母校七戸尋常高等小学校の訓導となった。ただちに、歩兵第五連隊に短期現役兵として入営するので、実際に教壇に立つのは、その年の九月からで、尋常科二年を担任している。翌一二年は高等科一年、そして一三年には、高等科三年を受持つことになった。時に二三歳の青年教師であった。

この和田氏の『日記』から、昭和一三年度の七戸尋常高等小学校の一年間をみてみよう。

昭和一三年四月一日　入学式、六日　告別式、七日　高参受持となる。

「高参は大切な卒業学年、これを完全せしむる為、俺は決心的覚悟でやらねばならぬ。誠こそ鬼をもひしぐ、たゞ単に打つけって、人はなほるものではない。涙より涙に赤心より赤心へ、人間一同ある目標を仰ぐ時こそ団結が生まれるのだ。一死教育報告の熱と意気で、この一ケ年を終始すべく、我は駒を養ひ駒に鞭打たん!!」

八日　始業式、一一日　「今日から愈々授業だ」、一八日　職業指導打合せ会、二一日　職員会議、二六日　靖国神社遥拝式、二九日　天長節、三〇日　銃後強化座談会・保護者会総会

五月二日　宮城遥拝、三日　馬鈴薯・里芋植付、四日　徴兵署事務打合せ、五日　壮丁学力検査

「午後一時より法師浜東京日日新聞記者の実戦参加、四ヶ月間□□部隊の活躍せしあたりを馳駆し、盧山の戦跡を訪ね、更に山西省に入り山岳の苦戦に、死界を彷行(ママ)した友人記者の重傷をひっさげて、奮斗せし体験を語る。記者は更に、天皇陛下万歳をとなへて死する兵等悲想(ママ)され――と涙が出て来るのだ。彼も感激、涙して声は上ばしるのであった。」

六日　東日の戦利品展覧会～一〇日　壮丁学力検査、一六日　上北郡教育会西分会総会、

一七～二三日　国民精神総動員健康週間（二二日　心身鍛練日として、各団体合同武道大会開催）

〔実施要項〕非常時局ニ対処シ　健康報国ノ誠ヲ致スベキ国民ノ決意ヲ固メシムルコトヲ目標トシテ

保健衛生ニ関スル国民ノ教育ノ徹底ヲ期スルコト、之ガ為ニハ保健衛生ノ全般ニ亘リ適切有効ナル宣伝ヲ実施シ　且ツ県民ノ実践ヲ促スヘキモ特ニ左ノ二点ニ力ヲ注ギ　個人トシテ又国民トシテ真ニ健康報国ノ実ヲ収メシムルモノトス

1、衛生知識ノ向上ト保健生活ノ実践躬行

2、伝染病予防（特ニ銃後保健衛生ノ立場ヨリ結核、花柳病及消化器伝染病）

（『和田四郎所蔵資料』）

二七日　春季大運動会

六月一日　倉内君告別式

「校長、満州を説き幼き児に満州に渡れと叫ぶ。倉内君又底声なれと、東洋平和アシヤの明日のため諸君

も来いと、雄々しかった君の壮途につけるその姿は、そのまゝ笊田に。握れる熱したる手を涙か出る。俺は誓った。今日の心境を忘れてはならない。若き同志は又一人去った。」

六日　女教員研究会、一四日　尋常科旅行生出発、一六～一八日　高等科修学旅行（仙台・塩釜）、二一日　職員会議、二七日　森田重次郎代議士講演会

七月一日、「今日の国旗掲揚式はラッパコ隊にて行ふ」、七日　事変一週年　合同教練実施、一一日　十日会（校内研究会）、一三日　勅語奉読式・女教員研究会、一八～一九日　学芸会

「（夜、劇場は）人員頗る多く、又多忙なり。バックがかりとして完全（ママ）と奮斗せり。（観客）後の辺に屯ろして会場も整理せず巡査に注意されてゐる。校長も大部奮慨（ママ）しておったとの事。進行にさしさはりあり、遂に十二時迄かゝる。目立てる劇は、お伽踊舌切雀・大蛇、実女の赤皮の靴であった。」

二二～二三日　試験日、二九日　修業式、三〇～（月日？）　共進会

九月一日　始業・職員会議、三日　県師範学校長・県視学ら視察、一四日　防空訓練

「（朝）四時、月は明光を地上になげかけ昼もあざむく位、もう田村先生外生徒がつめてゐた。やゝあって杉谷、次に猪股・境田先生も来らる。五時十一分に空襲警報来る。校長も廻って来てあった。……（夕）食事中又来る（警報）。晩、署長たちは、一軒一軒たゝき起しながら説教してゐる。気狂に刃物をもたせた様だといってゐる。午後十時帰宅。」

一八日　尋常科遠足・高等科八幡岳登山、二〇日　道路愛護デー、二七日　校旗制定記念日

一〇月一〇日　十日会、一三日　洞内小学校体操研究発表、一六日　剣道部青森遠征、一九日　黙祷、

「東亜永遠の平和を目指し、一線に頑固なる将介石幕下と戦ひ、雄々しくも惜しき尊い生命を、君国に捧げた一万三百三十四柱。あゝ支那弱兵なりと言へども、否、弱兵にかくも尊き犠牲あらしめたることを口惜く思ふのである。サイレンの響く一分間、黙祷の日に映ずるは何、我が勇士が万歳を叫び倒れんとする悲壮なる場面!!　それが消えた後には、ふっと喉を熱して出てくる涙であった。国民一人一人がよく時局を認識し、その分を務めねば、誠との英霊に対し申し訳がないと、深く深く思ふたのである。」

二〇日　尊徳日、二四日　体育会、三一日　勅語奉読式

一一月三日　明治節・体操祭・剣道大会、六～七日　大演習

「午前八時集合、九時半出発。中野ニ於テ昼食。先兵中隊トナリ坪ノ上デ敵ト遭遇戦――追撃ノ折ハ本隊トナリ、野辺地迄ノ中千曳ニテ遭遇、更ニ野辺地橋附近我軍一中隊セン滅セリト。市街戦、我ガ軍大迂回、下北線ニ出デ漸ク突撃ニ間ニ合フ、時ニ七時半。（翌午前）三時起床、六時停車場附近ヨリ崖上攻略戦、我ガ軍道路ノ左側川ヲ越エテ進撃、裏ヲ廻ッテ□部占領。後デ状況外ノ所ヲ通ッタトイフノデ、講評ヲアッタガ馬鹿臭カッタ。閲兵分列。大会＝視学ノ訓辞アリ。」

八日～　国民精神作興週間、一〇日　国民精神作興に関する詔書奉読式、一二日～　展覧会、

一六～一九日　視察旅行、二一日　職員会議、二六日　火災避難訓練、二八日　防空訓練

一二月三日　「今日は簗田雄二郎君が、満州義男軍に志願して来た。昨日は林兼蔵君が来た。」

二二～二三日　高等科試験、二九日　修業式・成績発表

昭和一四年一月一九日　始業式、二五日　壮行会

「本日午前十時、満州少年義勇軍を送る。太田幸君・林兼蔵君。甲地先生壮行の辞を述ぶれば、太田幸堂堂所信を披歴す。林君と共に各先生に挨拶、態度も堂々勇躍出発す。送りて我涙の出づる程感激す。これ我が教へ児なりとはあとで考へたこと、無想、唯彼等の奮斗を祈るのみ。林の如きは、昨日母がその行くをとゞめんとしたるにもかゝはらず、敢然初心をつき通したことは、真に我が日頃の意図を体現したるものである。この事、何程か同級生の刺激となったことか……。」

二月五日～　国民精神発揚週間、六日　スキー行軍、七日　満州鉱工業技術工実習生に九名合格、八日　航空計器会社に二名合格、一一日　紀元節

「田村先生、耳よりな話をして我々をつれこむ。今農業移民の指導員募集の件、拓務省の撰衡なりと。小山田先生もその団長を志望しある由。田村先生もう乗起(ママ)になってしまってゐる。聞いた奥氏、本然(ママ)として体育指導員に応募せんと――大いに気勢をあげてゐる。」

二一日　職員会議、二六日　スキー大会

三月三日　満州行の試験施行、「青森より奥氏と田村氏より電話、パスせりと。」

一〇日　陸軍記念日　一六日　視学視察、一七日　試験日

和田四郎の『日記』は、三月一八日で終わっている。彼は病にたおれたのである。だが、この一三年のことに

ついて、のちに回想して書いた文がある。

八月には私の敬慕しておりました快青年教師横内氏が、北支の宣撫官として勇躍出立いたしました。このあと新山半兵衛夫妻も奉天を、そして翌年度には奥寺彰、田村要之助の二氏が義勇隊幹部に合格、破竹の勢いで旅立たれました。このあたりでしょうか、八尺堂の加藤喜代美君がたゞ一人少年義勇隊員として笊田を出発しました。やつれたお母さんの姿が目に焼きついています。こうしてこれらをしめくゝるように、平野校長まで瑞穂村の開拓団長として満州の土を踏まれたわけです。

（『無題』）

第三節　戦時教育体制としての国民学校

日中戦争が拡大し、しだいに泥沼の深みにはいっていった。街には「欲しがりません、勝つまでは」「ぜいたくは敵だ」といった標語がはんらんするにしたがい、国内では男子の出征により人手不足になってきた。それを補うため、今まで中学校生徒が行っていた勤労奉仕作業に、小学校児童までが動員されるようになった。昭和一四年度以降、七戸では、軍馬補充部七戸派出部の草刈り作業にかりだされたのがそのはじまりである。

同年九月一日から、毎月一日を「興亜奉公日」とすることが定められた。この日はどの小学校も、宮城遥拝・国旗掲揚・訓話などをおこなったのち、神社参拝・清掃、あるいは出征遺家族への労力奉仕などを行った。

あるいは「聖戦」といわれ、あるいは「東洋平和のため」といわれ、学校での授業時数は目にみえて少なくなっていった。

あたかも、昭和一五年二月一一日は、神武天皇即位から数えて、日本の紀元二六〇〇年にあたるというので、戦意高揚を目的に、政府が音頭をとる国民的祝賀行事が行われたのを初めとして、各地で奉祝記念行事がなされている。

学校教育では、記念行事・学校行事のほかに、体育は軍事教練の時間となり、課外活動に大演習訓練・勤労奉仕作業が行われるようになり、しだいに精神作興週間行事・興亜奉行日行事・防空演習・出征兵士見送り・出征戦没遺家族慰問・戦死者遺骨出迎え・戦死者慰霊祭参列などすべてが、戦争に従属させられてきていた。ところが、それとは裏はらに、中国大陸での日本軍の戦況は、日をおうごとに悪化していたのである。

こうした戦時教育体制づくりの総まとめとして、「国民学校令」が公布された。正式には、昭和一六年三月一日「小学校令改正」として出されているが、その第一章目的には、「第一条　国民学校ハ皇道ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的練成ヲ為スヲ以テ目的トス」とある。そして義務教育年限を八年に延長し、初等科六年・高等科二年にしたのだった。だがこれは、一九年四月から実施のみこみで、戦時非常措置により当分延期になったまま敗戦を迎え、ついに実現することがなかった。高等科二年修了者のために、さらに年限一年の特修科設置が認められていて、七戸国民学校はこれに該当した。

『国民学校令施行規則』は、第一条の目的を敷衍して次のように述べている（一〇項のうち五項抄出）。

第一六図　昭和一六年　国民学校系統図

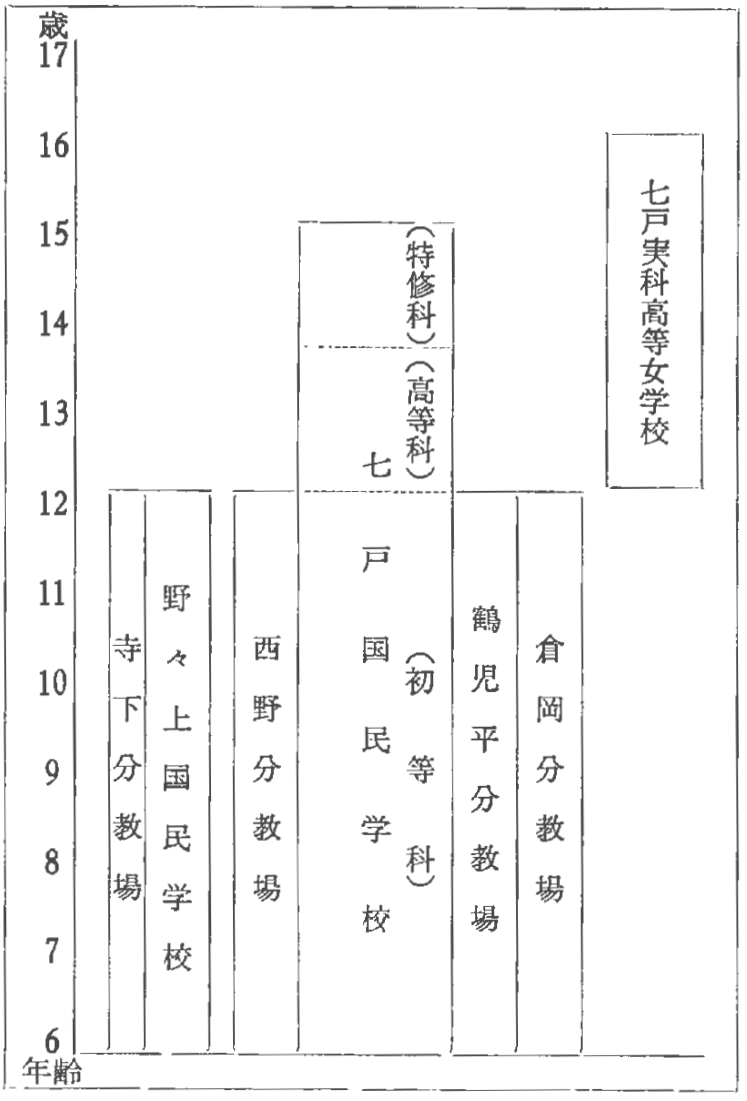

一、教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ　特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ

二、国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ　情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニ力ムベシ

三、我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ　東亜及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ　皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ基キ大国民タルノ資質を啓培スルニ力ムベシ

四、心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ

五、各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ発揮セシムルト共ニ　相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ　之ヲ国民錬成ノ一途ニ帰セシムベシ

このような皇道の道にのっとる国民の基礎的錬成を達成するために、従来の小学校教科を根本的に再編成しな

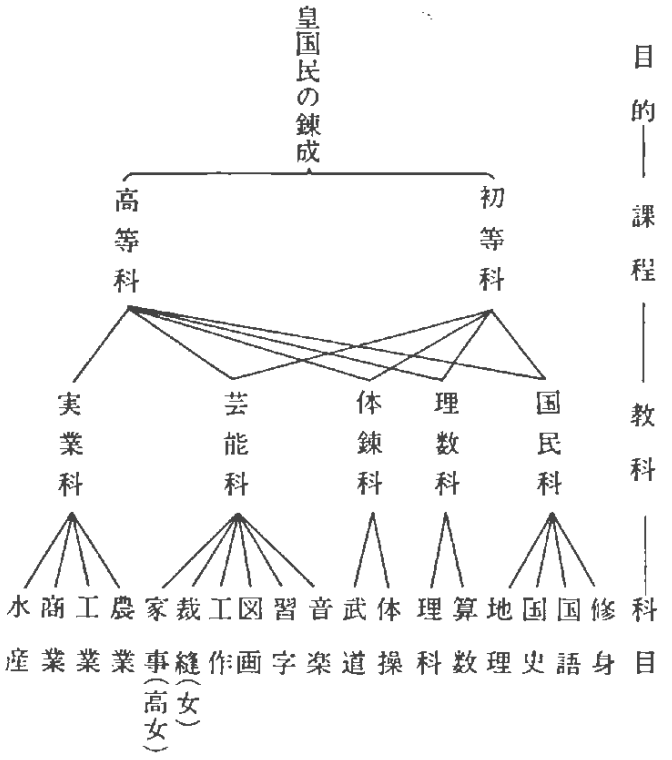

第17図　国民学校の教科の構成

ければならないとした。そのための基礎的錬成の資質内容を

① 国民精神を体認し、国体に対する確固たる信念を有し、皇国の使命に対する自覚を有していること。

② 透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献しうること。

③ かっ達剛健な心身と献身奉公の実践力とを有していること。

④ 高雅な情操と芸術的、技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を有すること。

⑤ 産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛好し、職業報国の実践力を有していること。

の五つに大別し、これに対応する五教科を設定した。これを図に示したのが（第一七図）である。

（『学制百年史』）

第四節　錬成教育

昭和一六年、七戸国民学校の発足は、校長平尾順太郎の赴任とともに始まった。

彼の学校経営は、国民学校趣旨の徹底をはかるだけでなく、さらに一歩さきんじた教育方針をうちたてようとする姿勢がつらぬかれている。

国民学校制度ノ実施ハ皇国本然ノ教育体制ヲ根本的ニ確立スル歴史的盛事デアル。我々初等教育者ハ全関心ヲ此ノ制度ノ本旨ト根本方針ト内容トノ理解ニ集中シ　燃エル熱意ト正シキ方法トヲ以テ皇民ノ錬成ニ当ラネバナラヌ。文部省ハ茲ニ深甚ナル考慮ヲ払ヒ、教員ノ再教育ヲ施シツヽアルガ……全職員ニ及ボスニハ数年ノ日子ヲ要スルノデアル。且ツ僅カ二三週間ノ再教育デハ完璧トモ思ハレナイ。

加之学校ノ運営ハ一日ノ停滞ヲ許サヌノニ、職員組織ノ現状ハ職員オ互ヒガ、切磋琢磨ニヨッテ一日モ早ク国民学校制度ヲ「我ガモノ」トセネバナラヌ。

（『昭和一七年度ニ於ケル県主要努力事項』）

平尾氏の方針は、このように「学校の運営ハ一日ノ停滞ヲ許」さないといい、全ての教員に「完璧」を求めるほどきびしいものであった。こうした校長のかたくななまでの信念をしめすエピソードが伝えられている。

昭和十六年の町民運動会は、戦時中であり又、平尾校長の人格を表徴するものとして特記したい。当日は、

朝から大変な雨でとても常識では運動会など気違い沙汰とおもわれる程だったが、委員長平尾校長ははげ頭に赤鉢巻もりゝしく、上半身裸、メガホンを口に、雨中にならんだ町民や生徒に呼びかけた。「雨がなんだ、風がなんだ、一日延ばせば一日増産をはばむことになる。断呼やろう！」と。

居並ぶ会長の小原町長初め、太田助役等誰一人委員長の気魄にのまれてか中止を口にするものなし、かくして運動会は決行された。最初のうちは、相変らず雨の為転ぶ生徒もあり散々な運動会とおもわれたが、間もなく雨足も弱り、雨雲が割れて日がさして来、午后になったら全くの晴天となり、四戸地方事務所長も競技に参加するなどなごやかな内に全プログラムを終了した。人々曰く「オドチャに負けた」と。運動会が終ったあともしばらくの間、生徒の間で、「雨がなんだ、風がなんだ」と校長の口まねがはやったものだ。

（田中寿太郎『小学校教育百年誌』）

平尾順太郎の作成した、昭和一六年度『学校経営一覧表』の概要は、左のようになっている。

育法教方	聖勅ヲ奉体シテ皇民ヲ錬成ス
領綱成錬	一、国体明徴国民精神昂揚 二、心身鍛錬風尚作興 三、和協一心興亜奉公 四、科学愛好、勤労尊重
度力項年努要本主事	一、国民学校教育精神ノ徹底 二、教授細目ノ編纂 三、職員ノ錬成
構機営経	上意下達 △学校長→学年主任常会→職員常会→同学年職員常会 下情上通 △職員―学年主任／校長／首席訓導 ＼同学年職員常会→学年主任常会→学校長
ノ画来将計	理科教材園設置、児童博物館設置、栄養給食

本県教育主要努力事項			
肇国精神ノ昂揚	1、忠誠誓願ノ礼拝　2、暁天神前修錬会　3、国旗皆掲運動　4、国旗掲揚式　5、戦歿勇士墓参拝清掃	生活訓練ノ徹底	1、団体訓練　2、一日生活行ノ励行修錬　3、礼法・錬成
興亜教育ノ作興	1、興亜奉公日実施　2、校外隣組及隣組常会実施　3、日満支児交驩　4、少年義勇軍錬成講習	職員ノ錬成	1、職員朝修　2、職員校内講習　3、研究授業　4、研究発表　5、錬成登山　6、合宿訓練
体育衛生ノ振興	1、朝起会　2、錬成行軍　3、衛生要目ノ制定実施	家庭ノ連絡	1、母ノ会　2、家庭訪問　3、常会指導
科学精神ノ涵養	1、動植物飼育奨励　2、動植物採集奨励　3、一尺四方農業実施	社会教育	青少年団錬成

これが一七年度、一八年度と進むにつれ、事項がつけ加えられているのは当然である。ただ一八年度の「教育方針」が、「教育ニ関スル勅語ノ御聖旨ヲ奉体シ、国民学校令第一条ニ則リ、柏葉城下ノ伝統精神ニ鑑ミ、尊厳ナル我ガ国体ニ随順シテ、皇運扶翼ノ臣道ヲ全ウスベキ皇民ノ基礎的練成ヲナス」となるが、やたらにもっ[illegible]いぶった言葉の羅列で、要旨にはまったく変わりがない。だいいち「柏葉城下ノ伝統精神」をひっぱりだしてきているが、何が伝統精神なのか実態がない。

平尾校長が最初に手がけたことは、青少年団の結成であった。といってもこれは、平尾氏の教育理念にもとづくものとはいえなかった。昭和一六年三月一四日文部省訓令によって、「国家内外ノ情勢ニ鑑ミ、青少年ノ教養

訓練ノ徹底ヲ図リ、国家興隆ノ根基ニ培フノ要、今日ヨリ急ナルハナク」とする切迫した国家要請をもとに、「特ニ現下喫緊ノ要務タル高度国防国家体制建設」が急がれているから、そのために「青少年団ヲ統合シテ、学校教育ト不離一体ノ下ニ、強力ナル訓練体制ヲ確立スル」目的にそって、結成されることになったものである。

日ごとに拡大する戦線。それに投与する兵士の増大化。そして、昭和一六年一二月八日、太平洋戦争勃発。要するに青少年団とは名ばかりで、戦争完遂のための軍隊予備軍と化してしまったのである。それは、次の七戸少年団基本訓練案によってもうなずけるであろう。

少年団基本訓練案―憤激ノ日

類別	課目	方法	注意点
各個教練	1、不動ノ姿勢 2、挙手注目ノ敬礼（女子普通ノ礼） 3、速歩行進　廻レ右	○各班毎男女別集合　班長ヲ以テ行ハシメムシロ班長ノ態度及号令ヲ強力ニ指導ス ○十五分ニテ完結	○足ノ開キ ○両肩ヲ後ニ引キ一様ニ下ゲル ○活発ニシテコラナイ事 ○踏ミツケタ脚ニ体重ヲ移シテ行ク要領
陣中勤務	1、伝令	○男女ニワケ先生ハ予メ伝達セシムル短文ヲ用意、副分団長（助手先生）ニ渡シテ置キ班員ヲシテ報告セシメ、ソノ動作ヲ演練ス ○例今日ハドンナ日デアルカ南町角ニ居ル副分団長ヨリ聞イテコイ ○今日何時ニ第一校舎ニ集マルカト〇〇先生ニ聞イテ来ナサイ ○二十分～二十五分	一、命令ヲ受ケタラ復唱 〇〇ハ何処ノ誰ニ何ト伝ヘルカ 途中ノ速度ハ並カ急カ至急カ 第〇分団〇班伝令!! 1、伝達事務ヲ述ベル 2、返事ヲマツ 3、復命スル

練	1、集合解散	・無言、迅速
教	2、整頓法	・指揮者ノ位置
隊	3、行進	・指導者移動ハ駈足デ　其ノ動作ヲ厳正ニ
部	4、駈足	・要スレバ先生示範シタル後ヤラセル
	5、部隊敬礼	

	○男女ニ分ケ二ケ小隊
	○班長ヲ嚮導トシ交替ニ指導指揮セシム
	○十分～十五分
	◎二時迄ニ第一校庭ニ整列
○情況ニヨッテハ間ニ暖ヲトル体操等ヲ入ルルモ可	

（『和田四郎所蔵資料』）

平尾順太郎の口ぐせは、「朝起きてから、夜寝るまで常に教育だ」であった。その教育の特色は、少年団および学校経営を一体化した錬成教育といわれるものである。彼の錬成教育は、その徹底さにおいて、優秀なる実施計画と成果は、「恐らく県下随一を誇るに足るものであった」（『小学校教育百年誌』）という。

まず、児童の日常生活からはじまる「生活訓練ノ徹底」について、彼の考えを聞いてみよう。

朝起キテ夜寝ルマデノ我々ノ生活ハ、公人タルト私人タルトヲ問ハズ滅私奉公万民輔翼ノ行デアラネバナラヌ。即チ洗面スルコトモ、食事スルコトモ遊戯スルコトモ、オ掃除スルコトモ、ペンヲ運ブコトモ、本ヲ読ムコトモ画ヲ描クコトモ、ソレソノマヽノ生活ガ奉公ノ道デアリ、天業翼賛ノ道デアル。児童総テノ生活ハ然カアルノミナラズ、凡テノ日本人ハ貴賤ヲ問ハズ貧富ヲ問ハズ職業ノ如何ニ関セズ、男女何レモ、又時ノ古今、場所ノ如何ヲモ超越シテ、一切常住坐臥ノ生活ハソノマヽ股肱トシテノ臣民生活デアル。然シ頭首股肱ノ一心同体的不可分関係ニ目覚メ、万民ノ一人残ラズ凡ソ公事ト見エザル私事的ナ行ノ一ツ一ツニ於テモ、

ソレソノマヽ御神行ヲ心トシテ行ズルモノデアルコトヲ魂ノ底カラ湧キ出ル信念ニヨッテ行ズルトキ、臣民道ハ益々発揮サレ国運ハイヨイヨ興隆スルモノト信ズル。前途ノ信念ニ基キ本校デハ児童ノ一日ノアルベキ生活ヲ規定シ、コレヲ印刷ニ附シテ一種ノ教科書トシテ児童ニ携帯セシメ、家庭ト連絡ヲ保チツヽ一挙一動魂ヲコメ、自覚的ニ行ゼシメ、実践セシメ、全生活ノ総テガコレ皇運扶翼臣道実践ノ道タラシメル様訓練スルノガ本施設実施ノ目標デアル。

（『昭和十七年度ニ於ケル主要努力事項』）

こうして子どもたちは、朝起きるとともに、彼の訓練実施要綱のなかに組みいれられるのであった。

生徒は、町内毎に班長の指揮で二列縦隊で整然と行進登校する。一日の行事は、職員朝会から始まり、続いて児童朝会に移る。終って堂々行進しつヽ教室に入る。授業は、誓詞綱領の朗唱から始まり第二時限、第三時限の間に行進と体操を主体とした団体訓練の時間を設け、放課後は、更に団体集会と訓練のあと、各班毎に寺社の境内清掃奉仕といった具合で、殆ど毎日のように団体又は学校行事が組まれ所謂自由時間は全くなかった。

（田中寿太郎『小学校教育百年誌』）

同時に、子どもばかりでなく教職員の修錬強化も行われた。「戦時体制下ニ於ケル教育者ノ担フ責務ノ重大性ニ鑑ミ　本校職員互ニ相倚り相扶ケテ、益々身心ヲ鍛錬シ資質ノ向上錬成ニ力メ確固不抜ノ信念ヲ堅時シ、以テ教育報国ニ挺身シ興亜聖業ノ遂行ニ協力スルタメデアル」とする「職員錬成会」は

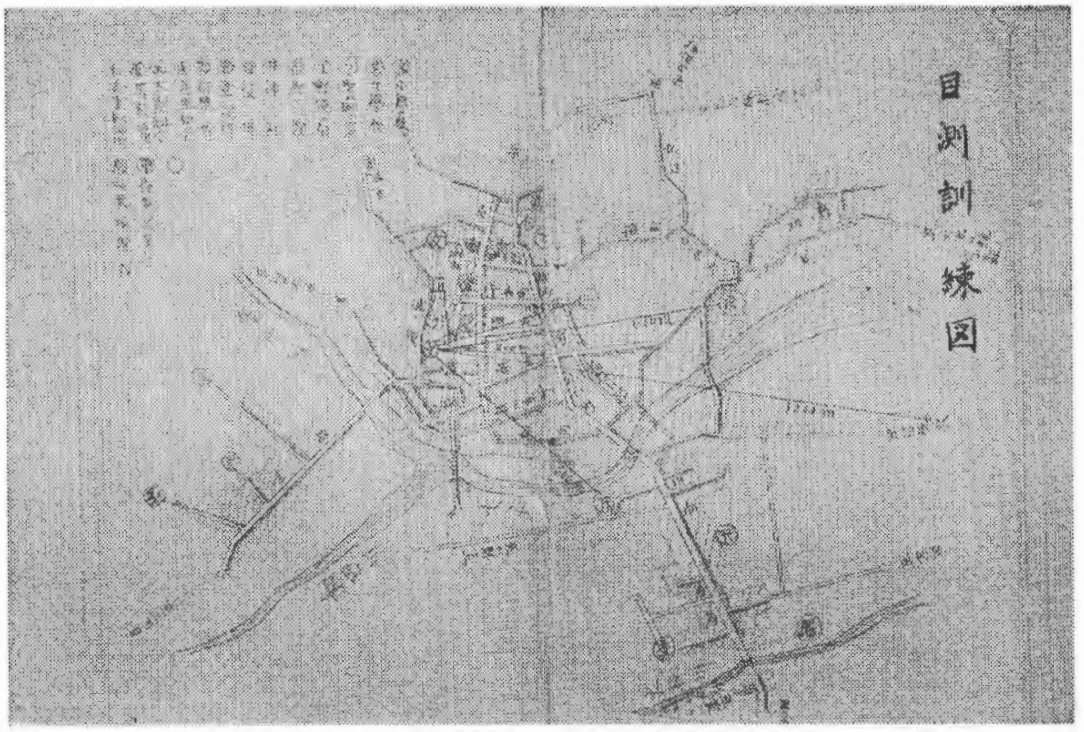

距離目測のための訓練図、こうして敵機飛来に備えた。

イ、開始ノ時期　毎週一回開催スルヲ本則トスル

ロ、開始ノ場所　区内ニ於テハ学校神社寺院、奥羽種馬牧場、種畜場、其ノ他区外ニ於テハ八幡岳十和田湖畔其ノ他

ハ、錬成方法

(1)、身心鍛錬

△　国民学校体錬科体操（遊戯競技ヲ含ム）武道ノ基礎教材ノ実習ニヨル錬成

△　一般運動競技ニヨル錬成

△　行事登山、山野海浜跋渉ニヨル錬成

(2)、資質向上

△　職員相互ノ砌瑳琢磨或ハ行的修錬ニヨル錬成

△　名士ヲ招ジテ心魂ニ磨ヲカクル錬成

△　前二項ノ内容ヲ同時ニ行フ錬成

（昭和十七年前掲書）

のように実施されたが、教師に対しても容赦することなかっ

た。そのきびしさは、「鍛錬主義への傾斜」を有していた和田四郎でさえ、「毎朝午前四時半起床でした。なにしろ何事をやるにも率先して陣頭に立つ校長でしたし、理路整然たる根拠と計画と実践要領が示されるのですから、反撥もなにも出来ませんでした。」（無題）と述懐するほどだった。

錬成教育の中核となるものは、児童の身心鍛錬であるが、「歩行訓練」と称し、全児童・全職員が、鉢巻姿に半裸体・裸足でこれを実行し、高学年の女児に対する配慮、また特修科生徒が荒縄で尋常一年生を背負って走ることなど、とかくの批判はまぬかれなかったものの、平尾氏は自説をまげることなく、牢乎たる決意にはいささかの変わりもなかった。

歩行訓練

実施の理由㋑支那事変ニ於ケル我ガ歩兵部隊ハ襄東作戦ニ於テ信陽カラ新旬舗マデ二五〇粁ヲ一週間デ強行軍シ、三〇万の敵軍ヲ散々ニ撃破シテ尚且ツ我ガ損害ハ僅カニ三〇〇名ニシカ過ギナイ戦果ヲアゲ得タ、コレ一ツニハ上陛下ノ大御稜威ノ然ラシムル所デアリ、又一方、必勝ノ信念ニヨッテ鍛錬ニ鍛錬ヲ重ネタ軍隊教育ノ如実ナ顕現デアルガ、茲ニ又我ガ歩兵ノ脚力ノ偉大サヲ考ヘサセラレル。ソレト同時ニ此ノ事実カラ身体鍛錬ノ基礎的ナモノトシテ、歩行鍛錬ニ依ル体力ノ不断ノ錬成が、体育上極メテ重要ナ役割ヲ有ツコトヲ信ゼザルヲ得ナイ。㋺本校ノ如ク屋内体操場ガ狭ク校庭ノ狭イ、体操用具ノ少ナイノニ学級数ノ多イトコロハ正規ノ体操教授ヲ正規ノ時間行フコトハ至難デアッテ、従ッテ其ノ欠陥ハ免レナイ。コレヲ補フタメノ手段トシテモ極メテ価値ガアルト思フ。

方法

イ、週一回ハ全校、一回ハ学級デ又少年団隣組単位ニ放課後行フヲ常例トスル

ロ、児童ノ性別・能力別・天候其ノ他周囲ノ状況ニ依リ次ノ方法中ヨリ一種又ハ数種ヲ混用シテ行フ

Ⅰ、一分間歩行（走行）――十五分間歩行（走行）

校庭（トラック）ノ周囲ヲ廻ル回数ヲ数ヘサセ、之ヲグラフニ記入サセテ置ク、習熟シ次第時間ヲ延長シテ五分間歩イテ（走）ソノ回数ヲ記入スル。校庭（トラック）ハ一〇〇米毎ニ印ヲツケ、尚五〇米毎ニ小印ヲ置イテ、五〇米以下ハ切捨テサセル。

Ⅱ、一分間交互歩行（走行）――十五分間交互歩行（走行）

前者ト似テ居ルガ、一分間歩イテ一分間走ル様ニ歩走交互ノ形式ヲ行フモノデアル。

（昭和十七年前掲書）

高等科上学年になると、特殊訓練として夜間の集団行進も実施されている。片道六～七キロメートルの道のりを一切無言で歩き通さなければならなかった。私語・雑音があるとにわかに叱声がとぶなど、まさにすさまじい執念を感じさせるものだった。

さらには、肇国精神の昂揚をはかる「暁天神前修錬会」がもよおされている。毎月一六日、神明宮の例祭日に、早朝五時、青少年団員・職員全員が神明宮に参拝、神前に祝詞・誓詞を奏上、武運長久と皇国の弥栄（いやさか）を祈願した。整列・拝礼等すべて太鼓の合図によって進行するものだった。

こうした錬成教育の総まとめとなる「興亜訓練」があった。そして、これによって、本県青少年団主催の指定少年団興亜訓練研究発表がおこなわれた。興亜訓練は、

八紘一宇ノ大精神ヲ大東亜全体ニオシ及ボス所謂興亜ノ道ノ顕現コソハ肇国以来ノ理想デアル。今時ノ大東亜戦争ハマサニコノ肇国精神ノ世界的進出デアル。而シテ斯ノ道ノ涵養ハ我ガ国民学校教育ノ目標デアッテ全児童ヲ対象トシテ総テノ教科ヲ通シテナサレナケレバナラヌコトハ勿論デアルガ、本施設ハ高等科児童ヲ対象トシテ、日本ノ日本カラ東亜ノ日本ヘ否世界ノ日本ヘ飛躍セントスル意気ヲ養フノガネラヒドコロデアル。カヽル心意気コソハ敢為不撓ノ実践力ト大国民タル襟度ノ源泉トナルカラデアル。

（昭和十七年前掲書）

としていた。この訓練計画は、七月～八月の二カ月を訓練所期間として、一期間を一週間以内に設定、全期間に高等科全児童を収容し訓練した。

興亜訓練研究発表会は、上北郡内ばかりでなく、遠く津軽地域からも多数の参観者があって、盛会であったという。

第五節　食糧増産と勤労動員と

昭和一七年八月、南太平洋のガダルカナル島攻防戦は、太平洋における戦局の主導権を完全に逆転する結果と

なった。翌一八年五月、アッツ島の日本軍守備隊が全滅し、日本軍は太平洋戦線の崩壊をくいとめる手段をうしなっていた。激化する戦局の中で、作戦上の必要から船舶や資材を次つぎに徴発し、それにともない一家の働き手さえ戦線にかりたてられていった。軍需生産そのものでさえ急速に低下し、まして生活必需品となると極端に不足してきた。

悪化する戦局とはうらはらに、「本土決戦」が勇ましくさけばれ、学校教育もまた決戦非常体制へと突入していった。七戸国民学校の昭和二〇年度「学校経営方針」は、次のように立てられている。

教育方針	一、戦時教育措置方針ニ則リテ決戦的教育、食糧増産、皇土護持ノ重点的教育ヲ推進ス
錬成綱領	一、皇国ニ対スル誠忠ノ涵養 一、戦時生活ノ徹底
本年度主要努力事項	一、食糧ヲ増産スルコト 一、国土ヲ死守スルコト 一、敬礼ノ徹底

本県教育主要努力事項

精神訓練	一、大詔ノ徹底　一、必勝ノ決意	生産増強	一、耕土ノ拡充　一、空襲下ノ食糧確保 一、山菜ノ利用　一、寸土活用
国土防衛	一、皇土護持ノ信念　一、敵前ノ訓練	生活訓練	一、敬礼ノ徹底　一、耐乏生活　一、衛生訓練ト清掃

ここにあるように、本年度主要努力事項の第一が「食糧ヲ増産スルコト」であった。学校が「食糧増産」を教育方針にかかげなければならないほど、食糧不足が深刻化してきた。

昭和一九年四月、上北地方事務所は「学徒食糧増産勤労動員強化ニ関スル協議会」を呼びかけ、次のように通達した。

苛烈ナル現戦局ノ急速ナル進展ニ対応スベク　食糧増産ノ要愈々急ナルニ鑑ミ　総力ヲ挙ゲテ之ガ目的達成ニ邁進ノ処　曩ニ三月十六日附青教第二九一号通牒ノ次第モ有之　学徒ノ食糧増産ニ対スル動員ヲ飛躍的ニ強化シ　以テ戦力増強ニ挺身セシムルコトヽ相成候ニ就而　本郡実状ニ即シ具体的実施ノ徹底ヲ期スベク左記ニ依リ協議会開催致候条関係地域毎御出席相成度此段及通牒（通知）

（『藤坂小学校所蔵文書』）

七戸国民学校へは、四月二七日、七戸・大深内・天間林・浦野館の各町村長・農業会長・男女中等学校長・青年学校長・国民学校長が参集した。それまでのように、自家農事あるいは出征遺家族等への手伝いと違い、出征等により耕作できずにいる土地の耕作・学校近接の山林原野の開墾・学校敷地の利用強化等、「体練ト農耕作業トノ一体化ヲ図」りながら、食糧増産のにない手となることが求められたのである。

七戸国民学校では、鈴木武男を主任として企画経営にあたり、耕地面積は二〇ヘクタールにおよんだ。

食糧増産運動は、耕地経営ばかりでなくあらゆる分野におよんだ。以下、藤坂小学校所蔵『昭和十九年度収受文書』よりひろってみる。

6・2　学童ヲ通ジテ、各家庭ニ於ケル軍兎飼育ヲ普及シ、以テ兎毛皮・兎毛及兎肉ノ増産ニ寄与スル様取計相成度（県内政部）

6・26　戦時下繊維確保ノ重要ナルト繊維需給ノ現状トニ鑑ミ……桑皮剝脱ハ学童ノ手ヲ煩ハスニアラザレバ、之ガ確保ハ到底覚束ナシト思料セラレ候（上北地方事務所）

9・11　軍需酒石酸用ブドウ採取ニ関スル件……戦時化学兵器ノ最重要地位ノ原料ノ不足ヲ来タスノ慮有之候ニ付テハ、生徒ヲ通シ生食ヲ禁止絶対責任数量ノ確保ヲ期スル様（上北地方事務所）

9・16　今般戦時下食糧問題解決ノ一方法トシテ、南瓜ノ種実ヲ……児童ニ蒐集セシメ、之ヲ加工ノ上、軍ニ献納スル趣ヲ以テ（大日本教育会青森県支部）

9・20　軍の要請に応じ、現在までに採種したヒマ子（し）を緊急蒐集して、第一回供出を九月末日までに完了せよとの固い命令が来て居ります（大政翼賛会藤坂村支部）

9・21　時局下物資活用ノ見地ヨリ、茶殻ヲ蒐集飼料化スル事ト相成候（上北地方事務所）

9　物資活用の真剣に叫ばれて居ります現在、団栗（どんぐり）は重要な物資です（全国森林組合連合会）

10・4　干菜（大根菜・蕪菜・里芋ノ葉類）活用運動トシテ、各農家一戸当一〆以上ノ供出割当ヲ致シアルベキ……（上北地方事務所）

この他にも、落ち穂拾い・イナゴ取り、あるいは松根油の原料となる松の根ほり等、可能なかぎりあらゆるものが食料増産と軍需物資の対象とされていたのだった。

いよいよ敗戦が色こくなってきていた昭和一九年三月、中等学校男女生徒に対し学徒動員令が下った。学園の軍事基地化であった。八月に入ると工場・事業場への「学徒勤労ノ徹底強化」、つまり中等学校低学年生徒およ

び国民学校高等科児童の勤労動員が通達された。国民学校初等科をのぞいて、学業はほとんどなきに等しいものになっていったのである。

そして昭和一九年一二月、七戸国民学校高等科二年生に勤労動員が下り、大湊海軍航空廠に配置された。記録では一二月五日より翌年三月二七日までとなっている。この年の高等科二年の在籍数は男子一〇〇人・女子四七人とあるから、一五〇人近い生徒が、和田四郎・小林修三・藤沢ますゑ・沼田多恵子に引率されて出発した。

城ヶ沢の男子寮と女子寮にわかれ、ここで四カ月の生活を送ったが、めずらしい大雪の年で、「宿舎は寒かった。動員がのびて三月まで居たが特に寒い朝の洗顔は苦しかった。トイレへ行くと不消化のライ麦が山をなして凍っていたし、洗面所の水道蛇口も凍って水が出ず僅かに糸のように流れ出る水は冷たく身を切られるようであった。」（小林修三『紀要上北』）という。和田四郎『学徒動員中の記録』には、次のように記されている。

隊員心得

一、起床五分前ノ放送以前及消灯後ハ絶対話ヲ禁ズ

二、寮ノ職員ニ対シテハ常ニ敬礼ヲ行フベシ

三、食事中ハ無言デヨク噛ムコト

四、廊下ハ絶対走ラヌコト

五、便所ハ必ズ「ノック」ヲシテ人ノ居ルカヲ確メ便ハ出来ルダケ前ニ進ンデヤルコト

六、入浴中湯ブネニハ手拭ヲ入レヌコト

七、日記ハ必ズ記載スルコト

八、一日一頁ノ漢字ヲ写シカナヲフルコト

五、三〇　起床
五、五〇　点呼
六、〇〇　朝食
六、三〇　出発
七、〇〇
四、三〇　航空廠勤務
五、三〇　夕食
六、三〇　入浴
七、〇〇
七、三〇　自習（絶対静粛ノ時間）
八、〇〇　点呼、就寝
八、三〇　消燈

。休養日ハ算数習練日トス

。授業

月総時数

修職　四

国語　六

算数　六

しかし、「折角航空廠に配置されたものの仕事はなかった。いや仕事はあったが修理に使う部品がなかったのだ。そのために手持無沙汰の毎日であった。とうとう部品入手のためルックサックを背に横須賀まで行って来た話を耳にして戦局に対する不安は拭いようもなかった。」（小林修三、前掲書）し、「越えて昭和二十年になると、飛行機も古い型の修理したものしか見えず、工場は山の穴の中へ移された。卒業式にも帰さず、このまま少年工に採用になるという話がでて、必死になって交渉したことなどが思い出される。」（田中寿太郎『小学校教育百年誌』）という。

ついに七月一四日、東北・北海道南部にかけてアメリカ軍機の来襲があり、青森港に停泊中の青函連絡船九隻も攻撃をうけて沈没した。六ケ所村鷹架国民学校でも「米国艦載機ノ空襲ヲ受ク、コレニヨル被害殆ドナシ、機銃掃射ニヨリ、弾痕サクリ貫通」があった。これを手はじめに空襲はひんぱんになり、竹槍訓練など全く役に立たないことをみじめにもいやというほどに知ったのである。学校もけっして安全地帯でないばかりでなく、攻撃の目標にさらされたから、もう授業どころでなく防空頭巾をはだ身はなさず、避難をくり返すだけであった。

第六節　敗戦後の国民学校

昭和二〇年八月一五日、太平洋戦争が終結した。昭和六年満州事変以来、一五年にわたる長い戦争であった。翌一六日文部省は、ただちに「動員解除ニ関スル件」を発令したのをはじめ、学校教育正常化についての指示をつぎつぎと通達した。

そして九月一五日、戦後教育の基本方針を明らかにした「新日本建設の教育方針」が発表された。その要旨の一部をしめすと次のようになる。

(一) 新教育の方針――新事態に即応する教育方針の確立について立案中であるが、今後の教育方針としては国体の護持を基本とし、軍国的思想および施策を払しょくし、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教養の向上、科学的思考力のかん養、平和愛好の信念の養成などを教育の重点目標とする。

(二) 教育の体勢――教育の戦時体制から平時体制への復帰、学校における軍事教育の全廃および戦争直結の研究所等を平和的なものに改変する。

(三) 教科書――教科書は新教育方針に即応して根本的に改訂されるが、さしあたり訂正削除すべき部分を指示する。

(四) 教職員に対する措置――教育者は新事態に即応する教育方針を体して教育に当たることが肝要で、教職

員の再教育計画を策定中である。

（『学制百年史』）

しかし、占領軍総指令部は一〇月から一二月にかけて、教育行政についてきびしい措置を指令してきた。第一は「日本教育制度の管理」に関する指令で、ことに教育内容について、軍国主義および極端な国家主義的思想の普及を禁止し、軍事教育の学科および教練を廃止すること、また教科目・教材について、現在の教科目・教科書・教師用参考書および教材の一時的使用は認めるが、軍国主義・極端な国家主義的な部分は削除すること、そして教育があり、平和的で責任を重んずる公民の育成を目ざす教科目・教科書・教師用参考書および教材をすみやかに用意することなどとなっている。第二は「教員及び教育関係者の調査、除外、認可」に関し、第三は「国家神道・神社神道」に対する指令である。ついで第四は「修身、日本歴史及び地理の停止」で、この教科の授業をただちに停止し、総司令部の許可のあるまで再開しないという内容であった。

七戸国民学校職員（昭和20. 9 .14）

この指令を文部省の方針と比べるとき、占領政策では、日本の

軍国主義と極端な国家主義による思想と教育を徹底的に排除しようとしていたかがうかがえる。

それは「墨ぬり教科書」に象徴されるように、それまで正しいと信じてきたことの否定であったから、「かって経験したことのない虚脱感と思想上の混乱から、これからの日本の教育はどうなっていくのか、誰もはっきりした見通しを持ち得ないままに、なにかをやらなければならないという焦りと、いいようのないわびしさに駆りたてられながら、墨でぬりつぶした教科書を手にしたことでした。」（『紀要上北　7』）という。

だがこうした精神的虚脱以上に、逼迫する生活とのたたかいがあった。食糧窮乏、欠食児童、物資不足、悪性インフレーション。どれをとってみても、教師にも児童にも苦難の時代だったのである。

昭和二一年度、七戸国民学校最後の学校経営は次のように記されている。

教育方針	一、忠孝ニ基礎ヲ置ク公民的教養 二、民主々義的教育法 三、教師ハ良キ忠告者 四、画一的教育ノ打破 五、生産ト科学ノ一体化
錬成綱領	
本年度主要努力事項	一、教師ノ修養、社会人トシテノ考察 一、教科ノ研究 一、児童ノ訓育

本県教育主要努力事項

公民教育	一、協同精神、国際精神、平和愛好精神ノ長養（ママ） 一、学級・学校自治会・討論会ノ設置
科学教育	一、動植物ノ飼育栽培及継続観察ノ指導奨励 一、児童理科研究室ノ設置ニ依ル自由研究ノ指導奨励 一、日常生活ノ科学化
生産教育	一、勤労精神ノ徹底 一、勤労ノ科学化、合理化 一、集約的耕作法ノ指導 一、山菜ノ採集、利用

新しい教育への方向をさぐりながら、「教育方針」はなおその方向を見出しえずとまどいをみせている。公民教育といわれ、民主主義教育といわれても、まだだれもが経験したことのないものばかりであった。

こうした混乱のつづいた当時を、和田四郎は次のように回想している。

占領政策の影響

昭和二十年八月敗戦と同時に、米軍が上陸し、間もなく、各学校に安置して礼拝していた「御真影」返還命令が通達された。その時の思い出を、鈴木武男先生は次のように語っている。

「当直の晩、十二時ごろに、橋本校長先生におこされた。冬のきびしい寒さが身にこたえる。校長は奉安殿の鍵をたのむと言われたので、身じたくをととのえて鍵をあけ、御真影を奉持した。校長先生はこの御真影を青森の学務課に奉還するということであった。私はこのことに会って、いかにも、われわれは占領されているんだということを実感した。」

また、子どもをなぐるな、集団訓練はまずい、号令をかけるななどと、戸迷いする指示が舞い込んできて、今までの規律が全く乱れた。

徹底した画一主義から開放された児童たちは、社会環境の悪化も手伝って、実に勝手になった。高学年担任の女の先生など、どうにもできず泣いてしまうこともあった程である。

職員室も同様であった。若い教師の発言が活発になり、会議はその都度時間がのびてしまうのである。特に三沢の影響から、職員間にダンスがはいり込み、自由開放のムードが嫌が上にも高まった。こうして、学

校長の労多くして功無き状態が続いたのである。

（『小学校教育百年誌』）

第九章　中等学校と青年の教育

第一節　七戸実科高等女学校

上北郡中学校が廃止されて以来、久しい間七戸町には中等教育機関が存在しなかった。その間、明治の終わりから大正にかけて、県内各地で県立中学校・高等女学校・実業学校が誕生した。

しかるに、当地域においては、わずかに隣の三本木町（現十和田市）に青森県農学校（現青森県立三本木農業高等学校）があるのみで、中等教育を受けようと思う者は、青森・八戸まで足を運ぶ必要があった。したがって、経済的にある程度のゆとりのあるところの子弟でなければ通学できず、特に女子にあっては、親元を離れての生活となるので、格別限定された。それだけに、七戸町の人々にとって、当地に中等学校設置を待望する思いは強かったのであった。

そういう中、大正一四年（一九二五）四月七日、当時北津軽郡で視学をしていた佐藤佐一が、七戸尋常高等小

学校校長として赴任して来た。佐藤校長は、女子の教育には多大な関心を寄せ、「郷土の教育は良妻賢母の沢山ある所に発達する。賢母が沢山になれば期せずして教育の効果があがる。だからなんとしても当町に女子中等学校が必要である」と、機会あるごとに話していた。

当時、実科高等女学校の設置に関しては、府県に対して義務づけることをしないで、むしろ市町村に対してその設置を奨励した。そのため、特に実科高等女学校を高等小学校に併置できるように便宜がはかられていた。したがって、市町村にその意欲があれば、設置が可能だったわけである。

佐藤校長は、七戸町には、実科高等女学校設立の気運が十分にあると判断したのであろう。着任して四カ月後の大正一四年八月の下旬、県内の各校にあたって現状調査をし、詳細な具体案の作成にかかった。また、一方では、町の協力を得るため、小学校の先生に町内の有力者を訪問させた。当時の町議会議員盛田達三らの助言・推進への協力もあり、ことはとんとん拍子に進み、当初は二カ年制でスタートすることや、小学校へ併置の案もでき、大正一五年一月六日の町議会では、二カ年制の七戸町立実科高等女学校設立の議決をみた。そして、県から設立の承認を得た後、二月一九日、文部省より認可が得られた。

大正一五年四月八日、七戸町立実科高等女学校は開校した。第一学年入学者四〇人、第二学年入学者三〇人が、第一回の入学生であった。二学年に入学した者の中には、高等科卒業後しばらく家事に従事していた者もあって、年齢もまちまちであり、二〇歳を越える者もいた。教職員は、校長が兼任で、佐藤佐一、専任は、佐藤ノブ・萩原キミ・金井義長、兼任は、工藤又四郎・坂本伊太郎・小向博・新山助右衛門・東野岩次郎・石井莞爾、

事務員として高田みよが採用された。校舎は、大正一四年（一九二五）建築になる七戸尋常高等小学校第二校舎の一部を借りて用いた。

開校から二ヵ月たった六月二五日には、創立記念式典が盛大に挙行され、当日、金井義長作詞・小向博作曲の「開校を祝う歌」が、生徒達の合唱によって紹介された。

開校の翌年の昭和二年（一九二七）、第一回の卒業生を送り出しているが、同年三月一八日には、文部省より四ヵ年制の認可を得、四月から定員二〇〇人、四学年編成でスタートすることになり、校名も、「町立」を取って、七戸実科高等女学校と変更になった。一年生二七人、二年生三〇人、三年生一九人、四年生三七人の計一一三人の生徒に、専任教員も三人増員、盛岡から菊地順子、山形から吉田チェ、七戸から中村多蔵が採用された。

この時、新たに制定された「各科ノ課程及教授時数」は次のようであった。

学科目＼学年	毎週教授時数	第一学年課程	同上	第二学年課程	同上	第三学年課程	同上	第四学年課程
修身	一	生徒心得・教育ニ関スル勅語、道徳ノ要領作法	一	同上	一	戊申詔書・道徳ノ要領	一	同上
国語	五	講読、作文、習字	五	講読、作文、習字、文法	五	同上	五	講読、作文、習字
歴史	二	日本歴史	二	同上	二	外国歴史	二	外国歴史、日本歴史
地理	一	日本地理	一	外国地理	一	地理概説	〇	

数学	三	算術	三	算術、代数	一	代数、幾何	一	同上
理科	二	植物、動物、鉱物、生理	二	物理、化学	一	自然科学通論	○	
家事	一	家内整理、家事衛生、飲食物、調理以上の実習	一	同上	四	同上、育児、養老、看病、家事経済	四	同上並ニ家計簿記
裁縫	八	裁方、縫方、繕方	八	同上	八	ミシン裁方、縫方、繕方	一〇	同上
手芸	一	編物、袋物、其他	一	同上	一	同上	一	同上
図画	一	写生、臨画、考案画	一	同上	一	同上	一	同上
唱歌	一	単音唱歌	一	同上	一	楽典、単音、重音	一	同上
実業	二	園芸、養蚕	一	同上	一	同上	一	同上
体操	二	体操、教練、遊戯	二	同上	二	同上	二	同上
教育	○		○	同上	一	教育大意	一	同上
計	三〇		三〇		三〇		三〇	

なお、この当時の七戸実科高等女学校の校訓は、次のようなものであったことが、『東奥年鑑』昭和四年版に記されている。

一、教育に関する勅語詔書の御趣旨を奉礼し、良国民たるべき思想を涵養すること
二、身体の健全を図り智徳の修養・技能の錬磨に努め、日本婦人の美徳を完成し、其天職を完ふすること
三、志操を高尚にし、純美なる感情を養ひ温良貞淑なる美徳を発揮すること
四、礼節を重んじ質実真率の気風を養ひ仁慈を旨とすること
五、勤勉にして労苦に堪え、自治の精神を養ひ、公徳を重んずること

これは、必ずしも七戸実科高等女学校独自のものとは言えず、大陸進攻に伴う国体精神の発揚という時代の要請を踏まえたものであった。

昭和四年には、研究科が設置され、修了年限は一年、主として裁縫技術の向上が図られた。

第二節　県立移管運動とその挫折

大正末から昭和初頭にかけて、県内に多くの市町立の実科高等女学校が誕生し、本県の女子教育の振興普及に大きな役割を果たすことになるわけだが、一方では、高等小学校に併置され、教師も高等小学校の教師が兼務、また、経営も、財政的な面で容易ではなく、各市町立の実科高等女学校は、県立移管を目指すようになった。その先頭を切って県立移管運動を展開していったのが、黒石・五所川原実科高等女学校であったが、七戸実科高等女学校でもまた、昭和二年北川喜三郎校長が赴任して以来、町立実科高等女学校県移管期成同盟が結成されるな

ど、積極的に県立移管に取り組むことになった。

『東奥年鑑』昭和八年版では、当時の七戸実科高等女学校の県立移管運動を、次のように記述している。

七戸町では大正十五年、二年制度の実科高等女学校を創設し、昭和二年四月一日より文部大臣の許可をうけ、修業年限を四ヶ年に延長し、定員を二百名となし、内容の充実を計り、教育の向上に努力しつつある。而も同校の位置の良好なると剛健質実なる気風は郡下に認められて入学を希望するものも多いので、八年度より定員二百名を四百名に増加する事になり、八年三月文部省に申請書を提出し、三月二十四日付をもって許可となった。併し、それと同時に工費六万五千円を以て七戸町字舘野に新校舎を建築し、八年四月着工、七月竣工の予定であるが、生徒定員完成は昭和十一年となる見込である。

当時、県立移管の条件として、独自の校地と校舎を備えていることが必須であったが、七戸実科高等女学校でもその条件を満たすため、舘野の地に校地を用意し、昭和八年中には校舎を建築する予定で、その図面もできていた。

しかしながら、昭和八年度中には校舎は建設されず、翌九年度も、七戸実科高等女学校の特殊な施設及び方針として、校舎の新築を促し、創立記念日（六月二五日）に音楽会を催し、校舎落成記念日（一一月一五日）製作品展覧会を開催することなどを掲げていたが、結局、新校舎の姿を見ることはできなかった。

昭和六年の大凶作、連年の不況などで、町財政が逼迫していたことなどを、その原因として、挙げることができよう。

同じ郡内で、七戸実科高等女学校と県立移管を激しく競っていたところに、三本木町立実科高等女学校があったが、こちらの方は、七年には校舎を新築、八年四月より実科高等女学校を廃し、町立高等女学校として、着々と県立移管へ向けて、その態勢を整えていった。七戸実科高等女学校は明らかに遅れをとっていたわけである。

昭和二年以来、満八年余、七戸実科高等女学校の校長を務めた北川喜三郎は、昭和一〇年三月、去ることになった。思えば、北川校長は、県立移管に大きな意欲を示し、運動を展開してきたわけであるが、この北川校長の転出とともに、七戸実科高等女学校における県立移管運動も、挫折という形で終息することになったのである。

なお、翌一一年には、町立三本木高等女学校が、県立移管となっている。

第三節　実科から高等女学校へ

一　日中戦争

昭和初年以来、日本資本主義の危機を打開するため、大陸での植民地市場が求められ、満州はその恰好の舞台となった。また、満州は、対ソ、対中国の軍事基地としても重要な位置にあり、日本軍は遂に昭和六年（一九三一）九月一八日、柳条溝事件をきっかけとして満州侵略戦争を開始した。以後日本は次第にそのファシズム化を強め、戦時体制へと傾いていくのであるが、確固とした戦時体制を築くきっかけとなったのが、昭和一二年七月七日の蘆溝橋事件に端を発し、中国との全面戦争に発展した、日中戦争であった。昭和一三年四月には、国家総

動員法が公布され、戦時経済統制の徹底化、国民精神総動員運動など、新体制によるファッショ化が推し進められることになったのである。

教育界も、こういう時代の潮流とは無関係ではありえず、むしろ戦争遂行に当たって、積極的な役割を果たすことが要求された。昭和一二年三月二七日に、「高等女学校及実科高等女学校教授要目」が大幅に改訂されている。改訂の中心は、修身と公民科であり、修身においては、すべての教材を通じて国体に帰趨することとし、婦道、婦徳の涵養について十分注意することが求められ、公民科は、時勢の進運に適合する真の日本臣民を養成するという趣旨のもとに、女子に適当な教材を配列することが要求された。なお、新たに教育を加え、家庭における子女教育の道を会得させ、家庭教育の重要性と母性の教育的使命を自覚させようとしたが、七戸実科高等女学校では、卒業して教師を目指す者がいることから、既に実施していた。

この、教授要目改正から五カ月後の八月一二日には、時局実行要目についての通達が、『青森県報』に掲載された。実行要旨として、一、皇国精神を高揚せよ　二、堅忍持久の精神を鍛練せよ　三、国防警備に努力せよ　四、銃後の任務を完うするに最大の努力をなせ　五、職業報国に徹底せよ　六、健康の増進を計れ　七、協力せよ、団結せよ、の七項目が掲げられ、日常生活の挙動のすべてが、戦争という一点に収斂されることが要求された。

このような中で、七戸実科高等女学校においては、八幡岳登山が始まった。当時、八幡岳は神聖な山とされ、町民の信仰の対象となっていたが、女子にとっては禁制の山であり、入山は罷りならなかった。しかし、かかる時局に鑑みて、武運長久祈願と、体力増進を兼ねて、八幡岳登山を決行することになった。また、同じような目

的で、雪中行軍も始められた。雪の中を曽我森まで、スキーのある者はスキーで、ないものは徒歩で行くというものであった。

この頃、軍需縫製作業が始まった。これは、出征兵士のための衣料の縫製作業で、四人ずつくらいのグループに分かれ、ズボン下、シャツなど、それぞれの割り当て分だけ作るわけだが、規格が厳しく、一ミリでも寸法が違えば、直ちに差し戻された。放課後だけでは縫い上げることができず、授業時間にも作業が実施されるなど、次第に日常の教育活動が圧迫されるようになってきたが、生徒達は、それこそ心をこめて、人形など小物類を作って慰問袋に入れて戦地に送ったり、千人針を送って武運長久を祈った。なお、研究科の生徒達は、主として満州のような寒冷地にいる兵士のため、真綿による防寒チョッキを作って、送ってやっていたのであった。

二　太平洋戦争突入と教授要目の改正

昭和一五年（一九四〇）九月、北部仏印進駐、日独伊三国同盟締結、一六年七月、南部仏印進駐などによって、米・英国との対立は決定的となり、一二月八日に真珠湾攻撃、ここに太平洋戦争が開戦されることになった。以後、二〇年八月の終戦まで、国民挙げての総力戦が展開されることになった。

そういう中で、昭和一六年三月一日、国民学校令が公布され、教育はますます皇国民を養うための具と化していくことになるが、女学校関係においては、産業・国防の観点から、一七年三月に、「高等女学校教授要目中数学及理科の要目」が改正になり、特に理科の場合、「国民愛護」・「物資活用」・「生物愛育」・「母性涵養」

が強調された。

また、同年七月八日、「高等女学校ニ於ケル学科目ノ臨時取扱ニ関スル件」が発せられ、「一、学科目中家事（特ニ育児保健）、理科、実業ノ教授ヲ重視シ学校修練組織ノ活動ヲ一層強化スルコト　二、外国語ヲ課スル学校ニ於テハ之ガ教授ヲ左ニヨリテ改善スルコト　㈠、必修科目トスルコトナク随意科目トスルコト　㈡、教授時数ハ毎週三時ヲ超エザルコトトシ放課後始業前等課外ニ於ケル授業ヲ厳ニ禁ズルコト」という措置がとられた。外国語に関して、七戸実科高等女学校では、一七年度の二学期から、授業が全面禁止となった。なお、修学旅行についてであるが、これは、生徒にとっては最も楽しいものであるが、それにも戦争が陰を落とすようになり、日数が削減となり、やがて、一八年には中止となり、修学旅行の積立て金で債券を買わせられるようになってしまったのであった。

三　中等学校令制定と青森県七戸高等女学校への改称

昭和一八年一月、先に制定した国民学校制度と照応して、中等学校令が制定された。これにより、実科高等女学校制度は廃止され、すべて高等女学校に改称されることになり、七戸実科高等女学校も、同年五月一日より、青森県七戸高等女学校と改称した。この中等学校令制定に伴う「高等女学校規定」は三月二日、「高等女学校教授及訓練指導要目」は三月二五日に制定された。これは、軍国主義の方向を更に強化したもので、皇国女子の任務の自覚、主婦、母としての徳操の涵養を一層強力に求めるものであった。教科内容は、「教科」と「修練」に

分かれ、「修練」は、これまで奉仕作業など教科外のものとして考えられていたものを組織化し、「日常行フ修練」・「毎週定時ニ行フ修練」・「学年中随時ニ行フ修練」に区分、「行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的総合的ニ発展セシメ教科ト併セ一体トシテ尽忠報国ノ精神ヲ昂揚シ、献身奉公ノ実践力ヲ涵養スル」ことを要旨とし、定時の修練は、㈠、研修に関する事項　㈡、鍛錬に関する事項　㈢、作業に関する事項を毎週三時間実施、随時の修練は、年間およそ三〇日の実施を規定していた。そして、女子教育の観点から、研修事項として、「節婦、賢女」（『家庭医学』）・「茶華道」等に関する研究や、「育児実習」などが課せられた。

このような改訂の中で、七戸高等女学校でも、錬成教育が実施され、精神昂揚に関しては、いろいろな場で随時行われることになるわけだが、定期的に実施するものとして、毎日の朝礼があった。職員生徒全員体操場へ集合、静座、黙祷、教育勅語の暗誦、訓示である。また、毎月のものとして、一日の興亜奉公日、八日の宣戦大詔奉戴日、一六日の暁天神前修練会、二二日の学徒に賜りたる詔書奉戴日があり、これらの日には、職員生徒は神明宮に朝五時集合、神前に祝詞を奏し、武運長久と皇国の弥栄を祈願した。

身体の鍛練に関しては、先述した八幡岳登山、雪中行軍のほかに、毎日第二次限終了と同時に校庭に集合、体操と行進を実施、また、体操の授業の中にも武道が取り入れられ、長刀の訓練が実施された。更には、兵式体操や匍匐の教練、競歩、旧三農までの往復二四キロメートルのマラソンもあった。

勤労奉仕は、既に、満州事変の前後から始まっているが、この時期は特に頻繁に実施されるようになった。トラックで通った軍馬補充部、馬の引くトロッコに揺られて行った奥羽種馬牧場における草取り、収穫の作業、出

征兵士宅の田植や稲刈。また、武器が底をつくようになると、北口で砂鉄が採れるということから、岩のように固い崖をスコップで掘り崩し、リヤカーで運ぶ作業。酒造店で、酒石酸を採取するための葡萄潰しの作業。真冬、八幡岳の麓の炭小屋からの炭出し、草履や、予科練の藁布団作りなどが行われた。

なお、有事に際し、戦事看護に従事させるための資質錬成、人手不足となった病院、あるいは家庭内の看護ができるよう、病院に出向いての実習。また、保育実習と称し、農繁期、農家の子供を集め、子守りなどもした。

実習地としての学校農場は、食糧増産の場となり、そこでの作業ももちろんあった。勤労奉仕は、一〇代半ばの少女達にとっては、まさに苛酷なものではあったが、その奉仕作業に対しては、何がしかの謝礼金が出た。それを蓄積して、昭和一七年校旗を作った。昭和一六年青森市の合浦公園で、閑院宮をお迎えして日本赤十字大会が開催され、県下の女学校生徒が参会した。その席上、校旗のない学校が数校あり、七戸実科高等女学校も、その中の一つであった。そこで、帰校後、出席した生徒達の申し出により、校旗を製作することにしたわけである。

校旗は、西陣織の大変立派なものであり、地は朱赤、周囲に房がつき、中心に校章を配した。なお、現在の校旗は、地は当時のものがそのまま使用されており、中央の八咫の鏡を形取った中に、七戸高等学校の校章を嵌め込んだものである。

四　昭和一九年度の学校日誌から

戦火も一層の激しさを増して来た昭和一九年（一九四四）、学校日誌を辿ることによって、当時の、七戸高等

女学校の様子を見てみよう。

四月　二日　日曜、春季修練、教室ノ清掃、整頓

四月二〇日　木曜、晴　左記ノ辞令到着ス

青森県七戸高等女学校教諭渡辺恒男満洲教務部ヘ出向ヲ命ス　四月二〇日　青森県

四月二九日　土曜、雨　一、天長節拝賀式（午前九時ヨリ第一校舎）　一、軍人援護強調週間第六日

一、西田先生ニ御見舞金トシテ金五円ヲ差上グ　一、賀表奉呈　一、慰問人形発送

五月　八日　月曜、晴　本日授業時数〇　一、大詔奉読式（午前七時三〇分）　一、第一学年終日実業　一、第二・三・四学年粗朶運搬作業（町農会ヨリノ依頼）

五月三〇日　火曜、曇　一、応召兵歓送（午前五時四〇分笊田発）町内生徒全員　一、身体検査

一、木炭運搬協力費トシテ金参拾円受領ス（青森県）　一、女子学校生徒制服ノ戦時規格ニ関スル基準要領到着

六月一七日　土曜、曇　一、四学年保育所派遣　一、二・三年奉仕作業（牧場）　一、警戒警報発令中　一、十名奉仕作業（秋田鉱業所）

六月二二日　木曜、曇後晴　一、防空訓練　一、四時限ヨリ農場実習

七月三一日　月曜、十和田精機工業株式会社ヨリ謝礼金トシテ金壱百弐拾円也受領　一、英霊迎（午後八時笊田到着）七時校庭集合、七時半出発

八月二二日　火曜、曇　一、全校強行軍（小川原沼）　一、残留生徒自習、鈴木先生監督

九月一七日　日曜　一、久邇宮朝融王殿下奉迎、午前八時三〇分学校発、北口九時集会

九月一九日　火曜、晴　一、全校農業実習四学年麦蒔、追肥、水田稗抜、三学年農業会桑園除草作業
午後葡萄挽ギ作業　一、二年桑園除草作業

九月二〇日　水曜、晴　一、航空日　一、暁天神前祈願式（午前五時神明宮ニテ）

一〇月　三日　火曜、晴　一、町葬儀（午前一〇時、四学年参列）　一、葡萄挽ギ作業、午後一時ヨリ
（三学年）土運搬作業　一、稲運搬作業　一、校舎内外ノ清掃作業

一〇月　五日　木曜、曇　一、一・二学年玉蜀黍刈（軍馬）　一、三学年葡萄挽ギ作業、土運搬作業
一、四学年葡萄挽ギ作業

一一月一八日　土曜、晴　一、全校落穂拾ヒ

一二月二八日　木曜、雪　一、全校藁布団作り作業　一、冬季特別修練第一日

一月一一日　木曜、晴　一、第三学期始業式　一、第一・二学年薪切作業（午前中）　一、第三学年
藁布団作り作業　一、挺身隊員鈴木ゆき、坂本セイ勧誘ノ為来校、座談会ヲ行フ（四学年）

二月二二日　木曜、晴　一、防空待避訓練

三月　二日　金曜、晴　一、挺身隊員詮衡ノ為、第四一海軍航空廠三沢分工場ヨリ渋谷忠蔵氏来校

三月　六日　火曜、曇　一、地久節拝賀　一、学校農耕地優良表彰状、並ニ賞金五拾円受領

三月　八日　木曜、曇　一、大詔奉読式　一、国民学校初等科准訓導試験検定（午前九時ヨリ）県庁ヨリ、佐藤、石山視学、田中教授（男子師範）、井畑視学来校

三月二七日　火曜　一、卒業式（午前一〇時）　一、応召兵歓送（午前八時三〇分）、一学年高田先生引率　一、卒業生ヨリ記念品代トシテ金五拾円也受領

来る日も、来る日も作業の連続であり、もはやそこには学校本来の姿は見ることはできない。敵機が本土を飛び、襲撃するようになると、生徒達は防空頭巾を携行、防空演習、防火訓練などが実施された。神明宮の脇に防空壕を掘ったり、火叩き棒や濡れ筵などで焼夷弾が落ちて来た際の消火の訓練などを実施したわけである。また夜は灯火管制が敷かれ、窓ガラスには黒い紙を貼るなど、不便な生活が強いられることになったのであった。

五　終　戦

昭和二〇年三月一八日、「決戦教育措置要項」を閣議で決定、学校における授業を四月から一年間停止、遂に教育の現場も非常事態となった。四月には、アメリカ軍が沖縄に上陸、日本本土に激しい爆撃を加え、八月六日広島、九日には長崎へ原子爆弾を投下した。日本軍は、これらに抗する術もなく、八月一四日にはポツダム宣言を受諾、そして、八月一五日終戦となったのである。

終戦当日の朝、きょうは重大発表があるからラジオ放送に注意するようにとの指示があった。生徒達はいつも

のように、それぞれの作業場へ出かけて行った。ある学年は牧場、ある学年は学校農場へと。午前中の作業をひとまず終え、これから昼休みという時、終戦を告げる、天皇の詔勅放送があった。それぞれの場所で、自らの耳で確かめる者、人づてに聞く者、様々であったが、「敗戦」という終戦を知らされた時、悔しさに涙を流さない者は一人もいなかった。もう生きてはいられないと思った者もいたそうだが、それも実感であったろう。

戦争が終結したからといって、生活がすべて一新し好転するというわけにはいかなかった。生活苦はあい変わらずで、きょう一日をどうやって過ごすか、それだけで精一杯であった。これからの教育がどうなるか考える余裕もなく、すべてが混沌とした、虚脱の時が、しばらく過ぎていくのであった。

この、混沌とした時に、ある重大な計画が着々と押し進められていたが、そのことについては、章を改めて記すことにする。

第四節　七戸実業補習学校および青年訓練所

実業補習学校の渕源は、明治二六年に最初の「実業補習学校規程」が公布されたことにもとめられる。その第一条は、「実業補習学校ハ、諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ、小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ、其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」とあるように、小学校の一種類に含まれていた。

それが同三二年の実業学校令によって、中等教育の枠に組みこまれるようになった。

その後、第一次世界大戦を契機として、産業の飛躍的発展にともない、それに対応する実業学校令および実業補習学校規程の改正が、大正九年一二月一日になされている。改正の主眼は「実業補習学校ハ、従前ノ規程ニ於テハ他ノ学校ニ附設スルコトヲ得タル為メ、……附属学校ノ如ク取扱フ向モ有之候処、今回ノ改正規程ニ於テハ、附設ヲ併設ト改メ、他ノ学校ニ併セ設クルモ、其ノ実業補習学校ハ全ク独立ノモノトシテ取扱フベキ趣旨ヲ明ラカニセラレ候」（『上北郡役所通牒』）とあるように、中等教育としての独自性をみとめたものだった。教育目的もこれまで「補習」に力点がおかれていたのを、「実業補習学校ハ、小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シテ、職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ、国民生活ニ須要ナル教育ヲナス」として、職業教育と公民教育に重点が移っている。

大正九年当時、上北郡下一六町村のうち、実業補習学校が二六校設置されているにもかかわらず、未設置なのは七戸町だけであった。

一方で、大正一五年四月二〇日、陸軍省と文部省との協力のもとに設立された青年訓練所があった。勤労青少年を対象として軍事訓練と国家主義思想の注入をねらった教育機関である。ところが、この『青年訓練所規程』のうちに「実業補習学校ヲ以テ青年訓練所ニ充ツルコトヲ得」（第六条）、あるいは「公立青年訓練所ハ実業補習学校又ハ小学校ニ併置スルヲ常例トス」（第十条）とあった。

青森県当局としても、市町村を督励して青年訓練所の開設をいそいだから、実業補習学校を持たない七戸町は、この対応にせまられた。それについて『上北新聞』（大正一五・六・二五）は、「実業補習と青年訓練所、七月一

日より開始、七戸外三分所設置」と題して次のように報じた。

七戸町に於ける実業補習学校と青年訓練所開設に付き　廿二日午後七時より町役場楼上に於て町議の協議会開催す　石与、西野、工千、高田、米沢、藤谷、小舘、小原次、三上、石幸の諸氏出席　七戸小学校内に町立青年訓練所を併設

三　分　所

は荒屋分所、西野分所、鶴児平分所と設け七月一日より授業開始すると　修業年限は六ヶ年で普通部二年訓練部四年の由。

学　期　は

三学期となし第一学期一月より三月まで、第二学期四月より八月まで、第三学期九月より十二月まで、内農繁期二ヶ月休む　教授時間は午後三時間

教　科

普通部　修身、国語、数学、理科、地理、教練、公民科及実業で訓練部も同じ

予　算

総額千三百五十六円、内六百八十五円講師及諸手当、一名四十円五名分、二十五円小使手当五名分、六百七十円需用費、教科書五十円、参考書七十五円、筆墨紙及表簿百円、証書類三十円、薪炭百五十円、電灯料三十円、石油三十六円、本箱百円、雑費百円、

七戸青年訓練所の開所式は、七月一二日午前一〇時より第二校舎で挙行された。

来賓としては、高須試験場長・佐々木聯合分会長・盛田七戸分会長・浜中、小原両副分会長、其の他町有志二十余名参列して、式は金井助役の挙式の辞に始まり、町長の式辞・佐々木分会長・橋本昂氏の祝辞、最後に佐藤校長は祝辞を兼ねて今後主事としての希望を述べた。入所通知を受けて本日出席、入所願を出したるもの百五十名の多きに及び、成績頗る佳良なり。

（『上北新聞』大正一五・七・一五）

指導員として教科を担当したのは、

教練　高橋三造

学課　修身　佐藤佐一、実業　工藤又四郎、国語・地理・歴史　橋本博愛、数学・理科　秋山友安、

（いずれも小学校訓導と兼務）

で、分所の学科はそれぞれの分教場の教師が担任となった。

しかし実地に、教練が開始になったのは、八月一日からで第一・第三日曜日が町内、第二・第四日曜が分所と割りふりされている。

本校での学課授業は、一一月一日より開始されたようであるが、西野分教場では一一月一七日「始業式」となっている。これには、

七戸実業補習学校始業式挙行　町長・石井技手及工藤氏臨席

式次第

生徒入所　来賓入場（級長指揮敬礼）　挙式陳告　君ケ代二唱　詔書奉読　奉答歌　訓示及祝辞　閉式陳告　級長指揮敬礼

（西野小学校『沿革誌』）

と記されている。してみると、教練は青年訓練所、学課は実業補習学校と区分されていたようである。法令にはそんなことは示されていないし、もちろんそれを受講する生徒たちにとっては同じ学校でしかなかった。

青年訓練所の目的は、勤労青少年に軍事教練をほどこすことにあった。つまるところ、軍隊に入営する以前の準備教育である。連隊区司令部の監督下におかれ、毎年軍部から派遣されてくる査閲官の「査閲」を受けることになっていた。七戸での第一回査閲のようすが、『上北新聞』大正一五年一一月二五日号の記事にある。

去る十九日、七戸青年訓練所教練の査閲が施行された。此の日青森聯隊区よりは査閲官として内藤中佐、第八師団付星中佐参謀には管内青訓状況視察として。青森管内では特に七戸を選んだとの話である。

尚此の日会するもの野辺地町長・佐々木上北郡在郷軍人会長・訓練所指導員等、出席生徒数四十名。午前十時より。教練は高橋指導員指揮の下に行はれ、後ち査閲官の講評、星参謀の希望、工藤主事代理の答辞で終り、別室にて査閲官を中心として懇談会を開いた。

昭和三年には、「来ル五月一四日、閑院宮殿下ノ御親閲ヲ仰カムタメ県下青年訓練所総動員ヲ施行」（県学務部）するのを記念し、青年訓練旗を制定している。

同四年八月、上北郡下各訓練所を総動員して、三本木（現十和田市）を中心に二五～二六日の二日間にわたる上北郡青年訓練大会及演習を実施している。

こうした査閲ある訓練大会によって優秀と認められた訓練所は、県下模範となり県の表彰を受けた。個々の青年団員・処女会員にも与えられ、名誉とされるようになっていった。

上北郡青年訓練大会及演習会順序

一、集合　八月二五日正午三本木小学校庭
二、開会宣告
三、皇大神宮遥拝
四、皇居遥拝
五、国民精神作興御詔書捧読
六、訓示ト祝辞　県社会課長、第八師団司令部附少将、青森聯隊区司令官
七、教練　各町村分団毎ニ
八、講話　大湊要港部参謀、第八師団参謀、午后五時終了
九、野外演習廿五日午后八時予定地集合演習
　開始　廿六日午前九時演習修了、演習ニハ歩兵第五聯隊軽機関銃参加
一〇、閲兵分列　廿六日午前九時半

本廐南方放牧地

一一、訓練ト講評

一二、委員長挨拶

一三、解散　廿六日正午

（『三沢市役所所蔵文書』）

これに関連するとみられる七戸青年訓練奉仕隊が、昭和九年に結成されている。目的を奉仕隊心得には「本隊員ハ本校生徒中ノ粋ヲ集メタルモノナルヲ以テ、本隊ノ目的使命ヲ自覚シ、常ニ国家ヲ以テ念トナシ町ノ発展向上ノ為、献身的ニ社会奉仕ノ実行ニ当ルモノ」であるといっている。

七戸青年訓練奉仕隊々則

第一条　本隊ハ七戸青年訓練奉仕隊ト称シ　七戸実業補習学校生徒及同校卒業生ニシテ思想堅実社会奉仕ニ熱心ナルモノヲ以テ組織ス

第二条　本隊ハ主事ヲ隊長トナシ　指導員助教諭ヲ司令　助手ヲ副司令トナス

第三条　野々上、西野、鶴児平、倉岡ニ支隊ヲ置キ各分教場主任ヲ支隊長トナシ　其ノ他ノ職員ヲ司令副司令トナス

第四条　本隊員ハ天災事変ニ際シ公衆ノ安全擁護ノタメ　長上ノ命ヲ受ケテ忠実ニ其ノ与ヘラレタル任務ニ服スルモノトス

第五条　本隊員ハ居常準備ヲ整ヒ　天災事変又ハ非常召集アル時ハ迅速ニ指定セラレタル場所ニ集合スルモノトス

第六条　集合ノ命令ハ隊長之ヲ発シ　司令之ヲ隊員ニ伝ヘ隊員ハ逓次ニ他ノ隊員ニ之ヲ伝フルモノトス

第七条　奉仕作業ノ実行ニ当リテハ　水火ヲモ辞セス最善ヲ尽シテ目的ノ達成ニ努力スルモノトス

第八条　本隊ノ趣旨ヲ賛スル者ニシテ隊員五名以上ノ推薦アリタル時ハ　隊長之ヲ試問シ適当ト認メタル者ハ時期ヲ問ハズ入隊ヲ許スモノトス

第九条　本隊員ニシテ左ノ各号ノ一ニ当ル者ハ除名スルコトアルヘシ

1、本隊員ノ体面ヲ傷ケタルモノ

2、故ナクシテ召集ニ応ゼサルモノ

3、長上ノ命令ニ服従セザルモノ

昭和九年九月廿九日

以　上

（『和田四郎所蔵資料』）

第五節　七戸青年学校

これまで述べてきたように青少年の補習教育は、実業補習学校と青年訓練所で行われてきた。この二つは、実

業補習学校が県教育課の監督下なら、青年訓練所は連隊司令部と県社会課の監督を受けるものであったから、生徒が同一であるにかかわらず、統合された組織になっていなかった。そのため、補習教育の振興がさけばれていながら、町村当事者・指導担当者の支障が大きかった。

そこで、実業補習学校と青年訓練所を統一して、新しく青年学校を設けることとなり、昭和一〇年四月一日に勅令をもって「青年学校令」が公布された。これにもとづいて、県では五月一日より社会教育課を独立させ、その担当にあたらせるとともに、六月一一日『青年学校施設要項」・「青年学校令施行細則」を制定して、軌道を修正し将来の成果を期待した。

「青年学校令」第一条には、「青年学校ハ男女青年ニ対シ、其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」とあって、教授・訓練期間は、普通科二年、本科は男子五年・女子三年、その上に研究科を置くことができるようになっていた。

昭和一四年四月青年学校令の改正により、男子青年学校の義務制が実施された。

青年学校設立のころは、連年の凶作・冷水害により農村疲弊が進行し、その影響が深刻になっていた。にもかかわらず青年学校の設備は充実され、ことに専任教師の任用がいちじるしく増加している。昭和一一年度、県の指導方針に、「青年学校の趣旨を一般大衆に了解せしめ生徒の入学、出席、修了、卒業率の向上を計り、教授及訓練の内容を一層整備充実して、以て青年学校の目的達成に努め郷土更生の一大原動力たらしめんとす。」（『東奥年鑑』）とあるように、「農村の自力更生」がさけばれ、それをになう青年教育が期待されていたのである。

七戸青年学校の専任教師の一人に田村要之助がいた。彼の農村を考える講義要項が偶然にもみつかっていて、当時の授業を知る上に貴重である。

窮乏農村の経済を直視して

公立七戸青年学校
田　村　要之助

一、緒言

私の心境、反省の現実に照らして

二、転換機に立つ社会

。古代文明と現代文化の内容

。物質文明の極点と崩壊の危機（繁栄を襲ふ世界恐慌の波浪）

。資本主義の断末魔（資本主義経済機構の変改又は終滅……現代文明本質其物の終焉）

。唯物文明（科学、機械、資本主義）の矛盾と時代の疾患

（世界大戦の勃発と原因結果）

。農村の恐慌……インフレーションと購買力、負債と応救対策、鋏状価格差的一層の困憊、農村盛衰と国運

。更生の前提は何か？　木の葉の落ちる時はそれは既に新芽の萠え出でんとする時

三、農民生活を凝視して

。急迫せる農村の危機（負債、農耕地の担保、農産物価格之暴落、公租公課肥料代借金の利子、現金支出の全部が失はれ十年後の農村はどうなる？）

。農村経済の再検討、経済史の見方

イ、掠奪経済時代

ロ、詐欺経済時代

殺人と掠奪が人道正義の神聖壇上から引き下ろされて　不正な贅沢者は新しい平和な生活資源を得なければならなくなった……経済学の研究

ケネーの重農説、スミスの需要供給説（自由主義経済学）

マルクスの労働価値説（社会主義経済学）

ハ、横領経済……営利の搾取資本の独占、全人類の生活資源の偏在独占は不道徳　需要供給説等の誤謬

ニ、経済学上の理論から詐欺横領を弁護する事は不可能、此所に規範経済学の登場を観る

。農民生活の現実悲況に直面して

イ、農村更生運動

ロ、農村の国民経済的地位の再認識……農村経済の重要性

ハ、農業の劣勢性と重要性との矛盾に立つ農業問題

ニ、農村対策の目標と救済を外部に求める理由

四、農村対策……応急―恒久両対策を考察して

。第六十七議会（農民の他産業者との戦争）反産運動

。農村の劣勢的地位の奪回

五、産業組合

。エルネストポアツソン氏の提唱、資本主義経済機構衰滅の様相、共同組合協和国

◎産業組合の指導原理再吟味――→反産運動

組合理論の概念戦争（正統派説　現実派説〈企業機関説〉）

。農村産業組合の歴史と将来

。農村更生……経済力の充実に依る百般の応用施設

六、結語……国民教育上農業教育の効果の再認識。東北進興農業教育協会、全国学農聯盟　二宮翁を偲ぶ。

文中、第六七議会は、昭和九年一二月二四日から翌年三月二五日に開会している。そして田村要之助は一四年春には、満蒙開拓青少年義勇軍幹部として選抜をうけ、満州に渡ることになる。したがってその間における講義となろう。

しかし戦時体制下にあったわけだから、もっとも重要な教科は軍事教練であった。連隊司令部の査閲による評価は、青年学校そのものの評価でもあったから、各校ともしのぎをけずって訓練にはげんでいた。七戸青年学校

の査閲は、次のように実施されている。

	受閲生徒	査閲官
昭和10・11・16	一〇六	陸軍少佐　岡崎伝之助
〃 11・10・24	一〇五	〃　大佐　鈴木　重義
〃 12・8・22	一四一	〃　少佐　青木　国男
〃 13・10・9	二一一	〃　大佐　鈴木　重義
〃 14・9・24	一六一	〃　中佐　門間　康泰
〃 15・9・21	二二八	〃　少佐　福士武之助
〃 16・11・2	一九五	〃　少佐　福士武之助
〃 17・11・1	二四三	〃　大尉　鯉登森治郎
〃 18・10・15	三一六	〃　少佐　斉藤竹次郎

この査閲は、例をとると、日米開戦を目前にした一六年度は、次のごとくである。

第二一表　昭和一六年度　青年学校教練査閲実施要領　　青森連隊区司令部

課目＼区分	時間	学年別	要領
書類点検	30		一、査閲開始前ニ各学校ヲ比較シ得ル如ク机上ニ配列スヘシ 二、管理者及学校長ハ立会フモノトス

教練開始前ノ諸行事	閲兵服装検査	体操 基本	体操 応用（一部競技）	銃剣術 基本 仮標刺突
	30	100		40
	全員	全員	第三年以上	第三年以上
一、査閲官臨場、敬礼、人員報告、宣言 二、教育ニ関スル勅語並昭和十四年五月二十二日下賜勅語奉読（学校長）	一、観閲者ハ査閲官トス 二、隊形ハ横隊（生徒多キ学年ハ八歩ノ距離ニ区分重畳）トス 高学年ヲ右翼ニ学年毎ニ二歩ノ間隔ヲ置ク 各学校ノ間隔ハ二十歩トス 学校ヲ重畳スル場合距離十六歩トス	一、応用体操ハ青年学校教練教科書第二六五頁「主要運動能力到達標準」ニ依リ左記ノ如ク実施シ　各課目毎ニ成績記録者ヲ設クヘシ 三学年　幅跳（三・八〇米） 四学年　土嚢扛挙（標準三〇瓩八回） 五年研究生 行進、跳躍、障碍通過投擲ノ連続運動 1、早駈（伏射ノ姿勢ヨリ発進） 2、跳躍　(1)巾四米ノ線ヲ超エル　(2)高跳　高サ一米 3、障碍（跳箱　臂立跳越） 4、手榴弾投擲（三〇米）	二、応用体操ノ一部ヲ以テ国防競技ヲ行フヘシ　而シテ右競技ハ国体競技トシ一校査閲ノ場合ハ部落対抗　数校同時査閲ノ場合学校対抗トス	一、第三年生ニ対シ防具ヲ利用セス一人ニテ多数ノ修技者ヲ訓練スル場合ノ空間直突　第四年ハ仮標ノ刺突（単一）　第五年生以上ニハ教官ノミ防具ヲ用フル場合ノ直突及連続刺突（研究科ハ仮標刺突、連続） 二、学校ノ進展ニ応シ試合ヲ行ハシメ又ハ高学年生ヲ助手トスルコトヲ得

各個戦闘教練（主トシテ射撃動作小銃）	40	第四年以上	一、射撃動作ハ主トシテ膝射、伏射ノ射撃予行演習ヲ実施スヘシ 二、学校ノ進度ニ依リ軽機関銃及擲弾筒手ノ動作ヲ行ハシムルコトアリ
分列	10	全員	一、観閲者ハ査閲官トス
軍事講話	10	全員	一、校長又ハ校長ノ指命スル指導員之ヲ行フ
所見開示	20	校長及指導員	一、生徒ニ対シテ其都度行フ 二、管理者ハ立会スルモノトス
備考			一、査閲開始時刻ハ九、十月ハ午前八時三十分。十一月以降ハ午前九時トス、査閲当日ハ午前七時ヨリ一時間県ノ学科査閲ヲ受クルモノトス（学科査閲ニ関シテハ県ヨリ指示セラル） 二、本表ノ課目ハ査閲官ニ於テ変更スルコトアルヲ以テ　成ルヘク早ク査閲官ニ連絡ノ上受閲計画ヲ作製スルヲ要ス、特ニ査閲場狭隘ナル場合ニ於テ然リトス 三、本表ノ外兵器室、生徒控所ヲ巡視シ教練資材ヲ点検スルコトアリ 四、査閲ニハ雨雪天ノ場合ヲ顧慮シ其ノ場所ヲ予定シ置クヘシ 五、査閲終了後青訓歌ヲ合唱シタル後「万歳」ヲ三唱スルモノトス 六、査閲終了後懇談又ハ講演ヲ実施スルコトアリ 七、刺突（仮標）ノ場合ハ全員竹槍、棒、其他ヲ使用シ教練銃ヲ使用セサルモノトス

（『大不動小学校所蔵文書』）

またこれとは別に、上北・鹿角両郡聯合青年学校演習が、昭和一四年八月二二日から二五日の間、十和田湖休屋より秋田県角鹿郡大湯にかけて行われている。同一八年一一月二五～二六日には、「青年学校教育の振興と決戦下に於ける学徒の米英撃ちてし止まむの闘魂を養成し、国防能力の増進を図る」との勇ましいかけ声の下に、

上北郡青年学校大演習が、七戸・三本木間で実施された。

それまでは七戸国民学校長が、青年学校長を兼任していたものを、昭和一八年九月三〇日付で、柏崎源一が専任校長として七戸青年学校校長に就任した。しかし太平洋戦争はますます混迷の度をくわえ、授業どころでなく、勤労奉仕や出征遺家族慰問・軍事教練がひんぱんになっていた。昭和二〇年三月には、閣議により決戦教育措置要項が決定となり、「国民学校初等科ヲ除キ、学校ニ於ケル授業ハ……原則トシテ之ヲ停止スル」ことになった。

昭和二〇年八月一五日敗戦を迎え、青年学校から教練が一切廃止され、教材も軍国主義的なもの、極端な国家主義的なものは削除されていった。そして二一年一〇月には、文部省によって青年学校公民教科書が編纂されたが、それもつかのまで二二年度をもって、青年学校は廃校となった。

第一〇章　上北郡教育会

第一節　上北郡教育会の結成と上北郡学事会

教師を組織しようとするこゝろみは、明治一一年の東京教育会の結成によってはじまった。ついで同一二年、学習院の職員による東京教育協会が発足した。同一五年両者が合併して東京教育学会となったが、範囲が東京都

とその周辺に限られていた。そこでこれを母体として、翌一六年に全国的な規模組織である大日本教育会が誕生した。

青森県では、明治一三年、青森師範学校において「教育会」を結成と報じているが（『青森新聞』明治一三・三・三）、全般的に目立った動きはまだみられなかった。

上北郡においてはどうだったのだろうか。明治一七年「六月、七戸村ニ於テ本郡教育会及学事会アリ、校長松山藤太郎・学務委員野坂七五郎出会、コレヲ本郡ニ於ケル教育会ノ嚆矢トナス」（『野辺地小学校沿革誌』）と記録されるような会が開かれている。これは、「本郡ノ教育会ハ戸長・教員ヲ以テ組織シ、郡長之レガ会長トナリ、毎年一回之レヲ開キ教育上ノ利害得失ヲ談シ、普及上進ヲ図ルノ目的」（明治一九年『上北郡学事年報』）をもって結成されたものである。教育会を称しているが、他郡市ではこれを教育会と認めていなかったようで、『青森県学事第一四年報』（明治一九年）でも、「上北郡ニ於ケル一郡学事会」と呼んでいる。

ともあれ萌芽的なものであるが、上北郡教育会が誕生したことには違いない。三本木村議会資料の『学務委員出張記』のうちに、「明治十七年六月十五日出張四泊、是者学事会ニ付七ノ戸行、十九日帰村」とあるのが、これに該当すると考えられる。郡全体の学事会が五日間も開催されたとは受けとりにくい。前後の二日は往復にようした日数とみて、六月一六日～一八日に、上北郡教育会の結成がなされたのであろう。

上北郡教育会の活動については、まだよく分からない点が多い。しかし教育上の協議・研究というよりも、多分に諮問会としての性格が強かったと思われる。郡長を会長として、戸長・教員による組織上そうなるのは当然

のことだろう。

明治二〇年「上北郡教育会規則」の改正を行った。これまで郡全体だけであった集会を、総会と学区会の二本立としたのは、授業法改良つまり教育研究・教育実践の交流をよりやりやすくしたものとみられる。実際にこの後、「授業批評会」が開かれるようになっていった。

戸長役場
公立小学校

本郡教育会規則別紙ノ通リ相定ム

明治廿年五月十六日

上北郡長　船越宣美

上北郡教育会規則

第一条　本会ハ教育上諸般ノ改良ヲ企画シ及各自ノ知識ヲ交換スルヲ以テ目的トス　其要項左ノ如シ

一、教育ニ関スル利害得失ヲ論究スル事
一、学校管理法及授業法改良之事
一、教科用図書研究ノ事
一、試験法施行ニ関スル事
一、教育ニ関スル講談ノ事

第二条　本会ヲ別テ二種トス　一ヲ総会ト云ヒ一ヲ学区会ト云フ

第三条　学区会ハ左ノ通リ之レヲ定ム

東部　第十五学区　第十六学区　第十七学区
第十八学区　第十九学区

西部　第六学区　第二高等小学校　第七学区
第八学区　第九学区

南部　第三高等小学校　第十学区　第十一学区
第十二学区　第十三学区　第十四学区

第二十学区　第廿一学区　第廿二学区
第廿三学区

北部　第一高等小学校　第一学区　第二学区
第三学区　第四学区　第五学区

第四条　本会会員ハ小学校（簡易科モ併称ス）教員ヲ以テ之ニ充ツ

第五条　総会ハ毎年一回七戸村ニ於テ之レヲ開ク但開会期日ハ郡役所ヨリ通知スヘシ

第六条　学区会隔月一回左ノ小学校ニ於テ之ヲ開ク但開会期日ハ其都度郡役所ヨリ通知スヘシ

東部　百石簡易小学校

西部　七戸高等小学校

南部　三本木高等小学校

北部　野辺地高等小学校

第七条　総会ハ郡長之レカ会長タルヘシ
但郡長欠席ノトキハ郡書記之レカ代理タルヘシ
第八条　学区会ノ会長ハ郡長之ヲ指定スヘシ
但会長欠席ノトキハ会員ニ於テ仮会長ヲ選挙スヘシ
第九条　郡役所ヨリ諮問スル所ノ問題ハ之ヲ議定スヘシ
第十条　会員ニシテ本会ノ議案トナスベキ件アルトキハ　予メ郡役所ヘ差出スヘシ
但其大同小異ナル者ハ合シテ一問題トスベシ
第十一条　本会ハ郡役所学務担任者必臨席スヘシ
但総会ハ本県学務課員ノ臨席ヲ請フモノトス
第十二条　学務担任者ハ議事ノ問題ニ就キ討論スルヲ得　但可否ノ数ニ入ルヘカラス
第十三条　議事細則ハ別ニ之レヲ定メント(ママ)雖トモ　其体裁ハ凡テ通常ノ議事規則ニ拠ルベシ

（『百石町誌資料編』）

この頃になると、私立弘前教育会が明治二〇年三月一九日に発足したのをはじめとして、青森県内各地に私立教育会が設立されるようになってきた。

上北郡でも、同二一年には「戸長・教員及有志者ヲ以テ組織セル」私立教育会が二～三カ所につくられ、「毎月一回演説・談話等ヲ為セリ」という。当時は任意団体に必ず「私立」を附して、官製の団体でないことを示し

た。だからこれらが、純粋な教育団体としてのはじまりであるが、残念ながらこれ以上の具体的なことは分からない。

一方の「公立」ともいうべき上北郡教育会は、明治二二年度に二つのことを評決している。一つは教員弔慰法で、「即チ在職中疾患ニ罹リ、其職ニ堪ヘズシテ辞職シ再任ノ望ミナキ者及ビ死亡ノ者アル時ハ、教員各自其月俸百分ノ五ヲ醵出シテ、之ヲ本人若クハ遺族ニ贈遺スル」（『青森県学事第十七年報』）ものであった。いわゆる互助制度で、県下他郡市にさきがけて制定されたことは、大いに誇ってよいだろう。こうした考えが出てきた背景、またこれを施行するまでにいたった経過は不明であるが、会長として郡長船越宣美の指導にも強いものがあったに違いない。次に生徒に対する奨励賞が設けられたもので、「生徒佩用ノ標章ヲ鋳製シ、学力操行共ニ優等ナル者ニハ優等賞ヲ与ヘ、平素勤勉ナル者ニハ勉学章ヲ与ヘタリ」（同年報）とある。

上北郡教員弔慰規約

第一条　本郡ニ在職スル教員ハ可成本規約ニ加盟スルモノトス

第二条　本規約ニ加盟シタルモノハ名簿ニ登録スベシ

第三条　名簿ハ郡役所ニ於テ之ヲ管理スルモノトス

第四条　名簿ニ登録シタル教員在職中、疾病其他災害ニ罹リ終身其職ニ堪ヘサルモノ并死亡ノ者アルトキハ各自月俸百分ノ二ヲ醵出シ之ヲ其罹災者若クハ遺族ニ贈与シテ、弔慰ノ意ヲ表スルモノトス

第五条　出金及贈与ノ手続左ノ如シ

一、罹災者アルトキハ、郡役所ヨリ村役場ヲ経テ、名簿登録ノ教員ヘ通知スベシ

一、前項ノ通知ヲ受ケタル教員ハ、各自其出金額ヲ郡役所ヘ差出スベシ

一、郡役所ニ於テハ醵出金ヲ取纒メ、罹災者若クハ其遺族ヘ送附スベシ

（『村長定期集会ニ関スル書類留』）

註　明治二八年一一月学事諮問会の書類のうちにあるものだが、第一条の「可成」が線で消され、第五条第二項「各自其出金額ヲ」の次に「町長役場ヲ経テ」が挿入されている。このことから、この諮問会で部分的に改訂されただけで、規約自体は明治二二年からのものと考える。第四条に「百分ノ二」とあるのは、同二三年改正による。

明治二二年に県師範学校同窓会が開かれ、その席で連合教育会のことが話題となった。しかし結論がでず、結局いまだ機運にいたらずということになった。

そこで翌二三年、弘前教育会が主唱者となって、県下各教育会に檄をとばした。

県下箇々の小団体にては、他の会合に比して勢力の薄弱なる為め、公衆一般の注意を喚起することもなく又其団体の運動も地方一部のみに限られて、然迄活発なる問題もなく互に遺憾とする所なるを以て、小団体をして大いに活動せしめ、互に気脈を通じ協同一致して共に県下教育の方針を定め、奮うて進歩改良を図るの目的なりとの理由を以て、本会に於て主唱者となり、県下各教育会に向って本県教育会組織の発議をなせり

（『弘前教育会五十年史』）

私立教育会の郡組織を有しなかった上北郡では、こゝにいたって態度決定をせまられ、急拠「公立」から「私立」上北郡教育会への組織変えが行われた。

上北郡は、元来私立に係る教育会なかりしため、教育上の問題に対し研究を要する際も不都合尠からざりしが、今回先般開会の一郡学事会を好機とし、教員其他の篤志者を以て私立教育会を組織したりといふが、元来該郡は、原野多くして村落の交通甚た不便なるがため、屢々通常会も開くこと叶はされば、年一回開会のことに致したりという、猶ほ同会にては、聯合教育会に対し賛成のことに決し、其成立を助成する積なりといふ、尤も同会々長は石井信敬氏・幹事は豊山逸機氏にして、事務所は仮りに七戸高等小学校内に置くことに致したるよし

（『東奥日報』明治二三・九・三）

改組されたといっても、会長は依然として郡長であり、幹事も郡役所書記であったから、民間教育団体というにはほど遠く、官主導型の任意団体といえるものである（規約等不明）。

各郡私立教育会は、連合に反対する三戸郡を除き、明治二三年九月二一日～二二日に弘前において、九つの教育会代表三三人による組織のための協議を行った。出席委員のうち、上北郡教育会一五〇余人を代表したのは、七戸高等小学校大石友次郎・三本木高等小学校長篠田龍夫の二人であったが、委員の中にはかつて野辺地高等小学校長だった松山藤太郎が西津軽郡から、また後に七戸尋常高等小学校長となる黒石正大が南津軽郡代表として出席している。そして二日間にわたる協議のうち「私立青森県聯合教育会規則」を決定し、次回の聯合教育会々

場には抽選の結果上北郡が当選した。

明治二四年八月二〇～二三日、青森県連合教育会第一回集会が、七戸にて開催されている。

明治三二年にいたり「上北郡にては、郡長の取計ひにて郡内各小学校教員より成る、所謂職員会なるものを設けられたり、郡内を東西南北の四部に分ち便宜集会して、職務上緊要の件を協議するものなり」（『東奥日報』明治三二・六・二九）とある。教育会とこの職員会の差異はほとんどないといえるが、自主的な団体として県内統一の動きがあったので、郡長の統制下にある団体が要請されたものといえるだろう。

そうして明治三四年、これまで各郡市の連合体であったものを県一本化して、新組織による青森県教育会の総集会が、七月六日青森県師範学校を会場に開催された。以後、県教育会上北郡部会と呼ばれるようになる。

しかし統一組織による県教育会は、きわめて不振であった。それというのも、本来自主的な組織を持つはずが会長には県知事をいただくなど、権力にべったりの姿勢がみられるようになり、初期の教育に対する情勢を失っていたからである。事情は上北郡でも同様で、やはり部会長には郡長が就任している有様では、教育会の有名無実はいかんともしがたかった。だから実際の活動も、職員会と同時に開催し、それも職員会の終了後が教育会の集会となるように、影のうすいものであった。

それにひきかえ、職員会組織はしだいに整備され、明治四二年発展的解消により上北郡学事会が誕生した。

訓令第一号

町村役場

上北郡学事会規程　左ノ通相定ム　明治四十二年四月一日ヨリ施行ス

明治四十二年三月十九日

青森県上北郡長　石黒熊三郎　㊞

上北郡学事会規程

第一条　学事会ヲ分チテ　地方学事会　町村学事会ノ二トス

第二条　学事会開設区域ヲ定ムルコト　左ノ如シ

地方学事会

東部　六戸村　下田村　百石村　三沢村

西部　天間林村　七戸町　浦ノ館村　大深内村

南部　三本木村　法奥沢村　四和村　藤坂村

北部　横浜村　野辺地町　甲地村　六ケ所村

町村学事会ハ　一町村ヲ以テ一区域トス

第三条　地方学事会ハ　毎年一回　各町村輪番ニ之ヲ開ク　町村学事会ハ　毎年三回以上　各小学校輪番ニ之ヲ開ク

第四条　学事会ニ於テハ　左ノ事項ヲ挙行スルモノトス

但　地方学事会ニ於テハ　第一号ノ事項ヲ行ハズ

一、実地授業ヲナシ　批評研究スル事
二、教授・訓育及学校管理法ニ付　研究スルコト
三、児童ノ就学及出席奨励ノ方法ヲ、講究スルコト
四、学校設備ニ関シ　協議スルコト
五、会員ノ学事視察談　及実験談ヲナスコト
六、児童ノ成績品、教員ノ意匠製作品　及諸表簿ヲ陳列シテ　縦覧セシムルコト

第五条　町村学事会ハ　臨事　他町村学事会ト連合シテ　開催スルコトヲ得

第六条　学事会ハ　町村長・助役、学校職員・学務委員及学校医ヲ以テ　組織ス

第七条　地方学事会ノ会長ハ郡長トス　町村学事会ノ会長ハ　開会地ノ町村長ヲ以テ之レニ充ツ　町村長事故アルトキハ　其地ノ学校長臨時之ヲ代理スルモノトス

第八条　学事会ニ関スル事務ハ　当番学校ニ於テ　之ヲ取扱フモノトス

第九条　地方学事会ノ場所　及開会期日ハ　郡役所ヨリ各町村ニ　通知スルモノトス　町村学事会　場所及期日ハ　五日前ニ町村長ヨリ郡長ニ　報告スルモノトス

第十条　町村学事会ノ決議　其ノ他ノ状況ハ　町村長ヨリ郡長ニ　報告スルモノトス

第十一条　地方学事会出席員ニハ　町村ニ於テ　相当ノ手当金ヲ　給スルモノトス

第十二条　町村学事会ニ於テハ　細則ヲ定メ　郡長ニ報告スルモノトス

（『三沢市役所所蔵文書』）

明治末ごろになると、県教育会上北郡部会も独自の動きをみせるようになってくる。夏季講習会あるいは教育品展覧会・通俗講習会を開き、また各地区分会（東西南北）ごとに研究会を持っている。それにもかかわらず、会長には郡長、副会長には視学が就任するという、形式的には選挙をとるにせよ、悪しき慣習が成立していた。

大正にはいると、視察員派遣・教育功労者表彰・教育研究論文募集などが行われている。

大正一〇年二月二二日、苫米地義三より金一〇〇〇円の寄附を受け奨学制度がはじめて発足した。だがこの時は「本県中等学校優等卒業生ニシテ、本郡在籍ノ者弐名ニ限リ、毎年学年末ニ賞与ス」というように、ごく少数の限られた生徒しか受けることができなかった。

第二節　社団法人上北郡教育会

県教育会上北郡部会は、自立した活動と部会事業の拡張をはかるため、その基礎となる財政確立の「基本金調査委員会」を設置した。大正一〇年四月一二日郡制廃止法が公布になった直後、八月一四日にこの基本調査委員会が開かれ、次のように決定した。

一、現在程度マデノ活動ニ必要ナル会費ハ出金スルコト。

二、郡制廃止後ニ於ケル郡有財産ノ処分ニ就イテハ極力其ノ分配ニ預ル様尽力ノコト。

三、郡制廃止後ハ各町村ヨリ郡制当時同様適当ノ補助ヲ得ル途ヲ講ズルコト。

四、入会金ヲ徴収スルコト。

イ、入会金ハ金弐円トス

ロ、入会金ハ一時出金トス

ハ、入会金ハ現在会員モ之レヲ納ムルコト

五、会費ノ剰余並ニ二、四ハ之レヲ基本金トシテ積立テルコト。

ここで郡有財産分与が課題となり、翌年五月二五日開会の総会において、大山修一郎郡長の「郡有財産ノ分配ハ、単純ナル方法ニテハ分配ニ預ルコト不可能ナラン。郡有財産ノ分配ヲ受ケントセバ、財団法人ノ具体的方法ヲ作リ、補助申請ヲ出ス方都合ヨカラン。」との発言を受けて、基本金一万円の財団法人設立が動きだした。

この時、七戸尋常高等小学校長苫米地半次郎の斡旋努力によって、教育会に郡有財産約三〇町歩の山林寄附をみることができた。このいきさつについて、奥山英輔が次のように述べている。

苫米地会長時代郡制廃止ニナリ　郡有財産処分ノ際会長ハ殆ド寝食ヲ忘レテ奔走サレタ。当時教育会ノ如キハ全ク認メラレテ居ラズ　産業団体ガ有力デアッテ問題ニサレナカッタノデアルガ　苫米地会長ハ郡会議長デアル藤島氏ノ所ヘ陳情シタリ　或ハ握飯ヲ持ッテ各議員ノ間ヲ説キ歩ク等、涙グマシイ活動ヲサレタ。コノ熱心サニ郡会ガ動キ出シ　遂ニ郡有財産ノ目星シイモノハ本会ニ譲渡トナッタノデアル　全ク苫米地会長・藤島議長・鈴木議員ノ三氏ノ努力ノ結果ニ依ッタモノデアル。

（『上北郡教育会　議事録』）

大正一二年三月二九日をもって、文部大臣の認可をうけ、社団法人青森県上北郡教育会が発足した。事務所はこれまで通り、七戸尋常高等小学校内に置かれた。

社団法人青森県上北郡教育会定款（抄）

第一章　名　称

第一条　本会ハ社団法人青森県上北郡教育会ト称ス

第二章　目　的

第二条　本会ハ上北郡教育ノ改善進歩ヲ図ランガタメ　青森県教育会と連繋ヲ保チ左ノ事業ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

一、育英部ヲ置キ学資ニ乏シキ郡内ノ子弟ニ　学資ノ一部又ハ全部ヲ貸与又ハ給与スルコト
一、研究部ヲ置キ教育ニ関スル研究ヲナス事
一、教育ニ関スル雑誌図書等ヲ出版刊行スル事
一、研究発表会ヲ開催スル事
一、講習会及講演会ヲ開催スル事
一、学事視察員ヲ派遣スル事
一、教育功労者ヲ表彰スル事

一、其他教育上有益ナル事業

前項ノ事業ハ常議員代議員会ノ議決ヲ以テ之ヲ執行ス

組織変更になった当時の活動の一端を、庶務報告でみると次のようになる。

大正十四年度庶務報告（抄）　（大正十五年度総会ニ於テ）

一、会員数　年度始三百六十名

二、会　議

(1)　総会　大正十四年五月二十四日午前九時七戸小学校ニテ開会。出席会員　三百〇七名

諸報告（会計、庶務、奨学資金等）　役員選挙（理事、常議員、代議員）

県代議員選挙。県代議員報告。視察員報告。

来賓演説（徳谷女師校長。鶴岡師範校長）

郡諮問案協議答申　本会ヘ提出スヘキ建議案ノ討議

郡長訓示

三、講習会

(1)　大講習　八月十五日ヨリ三日間。奈良高師附小訓導清水甚吾先生。算術。

八月十八日ヨリ三日間。同　横井曹一先生。図画手工。

出席者百四十名

(2)　小講習　十一月十八日ヨリ三日間。三本木小学校。松枝良策氏ノ読方　二十五名
十一月二十一日ヨリ三日間。新町小学校。工藤直三郎氏ノ算術　三十二名
十一月二十四日ヨリ三日間。七戸小学校。田浦安次郎氏ノ読方　四十名
十二月四日ヨリ三日間。木内々小学校。工藤直三郎氏ノ算術　三十名

四、研究発表会

△十一月七日七戸小学校ニ於テ開会
△第一席　学校衛生上ノ諸問題　第一分会　高坂　広志
△第二席　不可智的一元論ヨリ見タル私ノ修身教授　第二分会　山田　常太郎
△第三席　反覆ノ根本心理ト学習ノ実際　第三分会　高田　金治
△第四席　千葉奈良東京高師附小ニ於ケル読方教授ノ実際　第四分会　大井　晴雄

五、学事視察

△十月二十一日午前八時二十七分浪打下車。男師附属参観。午后相原主事ノ講話
午后二時十分浪打発三時五十五分弘前着　市内見学。
△十月二十二日午前八時ヨリ市内朝陽小学校参観。午后二時四十分弘前発　三時三十五分青森着。
解散。一行十六名　（事実ハ二十三日女子師範学校附属小学校公開授業参観）

九、大正十三年度懸賞論文発表

△　一等　時局ト修養教育　四戸松三郎
二等　低学年の手工科について　盛田武男
三等　高等科第一学年の　教育への私言　佃良夫
算術教授指針　中野渡勲　読方の研究　橋本博愛
農村教育の時代化　新山次郎

郡役所が廃止になった後、昭和二年五月二三日の総会で、これまで郡長が会長を兼務していたのに変え、苫米地半次郎を会長に選出した。校長退職後とはいえ、財団法人設立の功績と教育に対する高い識見が、彼をして会長におさしめたのであった。そして、昭和六年苫米地氏の没後、以来代々七戸尋常高等小学校の校長が、上北郡教育会々長となることが慣行となっていった。

この頃から、分教場経営研究会あるいは女教員会の問題などもとりあげられてくるが、一方で満州視察派遣や在満軍慰問等が、「教育者トシテ他ノ団体ニ率先シテ、銃後ノ力トナルコトノ模範ヲ示サウデハナイデスカ」といった、時局に便乗することもしだいに活発になっていった。

子どものためには、少年野球大会・郡下学童陸上競技大会等が主催されるようになってくる。

上北郡教育会の事業内容をとりあげると、昭和一一年・同一五年は左に記すようになる。

昭和十一年度事業

1、分教場研究会

A、昭和十一年十月二日午前十時ヨリ天ケ森分教場ニテ開催
B、講師女附訓導伊藤良作氏、岩渕県視学
2、教育功労者　　堤富治　外六名
3、郡市対抗教員陸上競技大会
昭和十一年八月三日青森公園グランドニテ開催
4、郡市対抗籠球大会（男女）
昭和十一年八月三日青森市浪打小学校ニテ開催
5、郡下学童陸上競技大会
昭和十一年十月六日午前九時ヨリ三本木小学校グランドニテ開催
6、県外視察
A、昭和十一年九月六日ヨリ三日間米沢方面
B、視察者　　附田文治、中ノ渡勲、横浜恭克
7、一道六県教育大会
A、昭和十一年九月六日ヨリ三日間米沢市ニ於テ開催
B、出席者　　佐藤弘志、神林茂、高坂広志、横浜荘二
8、満州視察

A、昭和十一年六月十二日ヨリ七月三日マデ

B、視察者　平野友見

9、中等学校研究会

昭和十二年二月十九日午前十時ヨリ七戸実科高等女学校ニテ開催

10、実業教育研究会

A、昭和十二年二月十五日三本木小学校ニテ開催

B、講師　吉田辰蔵氏（青年学校教員養成所教諭）　師範学校教諭小山田七次郎氏

11、書方図画研究会

A、西分会　昭和十一年九月十九日午前九時ヨリ七戸小学校ニテ開催

B、東分会　昭和十一年十月廿八日六戸尋常高等小学校ニテ開催　講師附属訓導児玉一郎氏

C、南分会

D、北分会　昭和十一年十月三日城内小学校ニテ開催

昭和十五年度事業

1、分教場経営研究会

イ、昭和十五年十月廿四日午前九時ゟ晴山分教場ニ於テ開催

ロ、講師　男附訓導花田哲幸氏

2、教育功労者　佐藤弘志外四名

3、上北郡学童陸上競技大会

昭和十五年九月廿九日午前九時ヨリ野中グランドニ於テ開催

4、満州視察　熊谷省三

昭和十五年七月一日ヨリ八月六日マデ三十七日間

5、中等学校研究会

昭和十六年二月八日三本木高等女学校ニ於テ開催

6、初等教育研究会並ニ調査会

イ、昭和十五年十二月廿六日午前十時ヨリ七戸小学校ニ於テ開催

ロ、教育刷新ニ関スル件

7、青年学校相撲予選会

昭和十五年八月五日三本木小学校ニ於テ開催

8、皇紀二千六百年記念式典

昭和十五年五月廿九日午後二時ヨリ新町小学校ニ於テ開催

日中戦争から太平洋戦争へと戦局が拡大していくにつれ、教育会もさまざまな形で、戦争に協力させられるよ

うになっていった。ついには「聖戦完遂」の運動を積極的に推進している。その中で教え子を戦地に送りだすことは、悔やんでもくやみきれない痛恨事となったが、そうした一例を次に示す。

昭和十七年一月十日

郡下各国民学校長　殿

郡下各青年学校長　殿

上北郡教育会長　平　尾　順太郎

昭和十七年度青少年義勇軍募集ニ関スル件

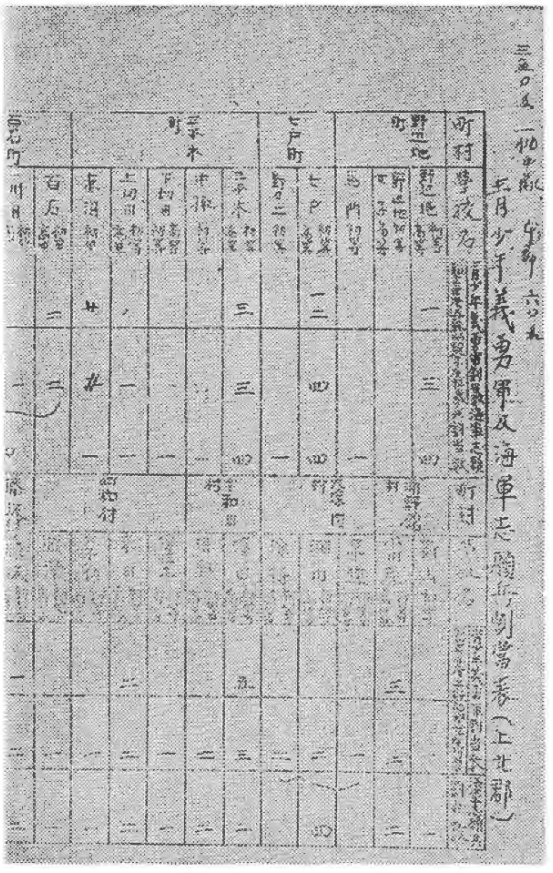

義勇軍あるいは志願兵が、
各校に割当てられた。

首題ノ件ニ関シテハ予テ御高配相煩居候処　十二月卅日現在ニ於ケル本部ノ応募情況左記ノ通ニシテ　昨年度ヨリ約十名不足、割当数ヨリ約四十名不足ニ付一層督励ノ上割当数確保ニ努メラレタク　尚ホ左記募集要項参照ノ上願書至急提出候様御配意相成度　此段及御依頼候也

記

一、募集要項

一、内原入所　　三月上旬（決定次第通知ス）

二、願書受付　二月末日限（但シコレハ準備ノ都合上　至急提出方其筋ノ指示アリ）
三、応募手続　願書二通　身上調書四通　抄本二通

二、本郡応募情況

野辺地校	三	七戸校	一一	三本木校	四	甲地校	一
上野校	一	洞内校	一	深持校	一	米田校	二
藤坂校	二	古間木校	三	木内々校	四	計	三三

第三節　危機に立つ上北郡教育会

上北郡の教育会にとって、昭和一八年は受難の年となった。

すでに昭和一三年頃より、教育会の改革が聞かれるようになってきていた。それはいよいよ長期化する戦争に、教育界が充分対処できないことのいらだちであった。当時七戸校にあって県教育会代議員の甲地万治郎は、同一四年の年頭所感として次のようにいっている。「東亜の新建設を目ざし、我が国内外の刷新せられつゝある時、私共会員として我教育会の行き方が果たして妥当であったかどうかを考えて見たい。私共の環境！内も外も是正されて居るかどうか、弱きものとしての不満が或は鬱積して居はしまいか、世は新秩序の建設時代である。私共は要望すべきは要望し、是正すべきは是正し、明るく強き環境を造り教育報国に一意邁進すべきではないか、

かうした方面の方途を力強く研究するのが、吾等が教育会の行くべく亦為すべき一つの道では無いでせうか。」（『青森県教育二九三号』）

弱きものの不満・要望が何んであるのか、それが是正されていったのかよく分からないが、後者の教育報国は著実に推進されていった。「東亜永遠の平和建設」のために「銃後教育の強化」をはかる。このことに反対し異をとなえることは、ほとんどできなくなっていた。

そうして県教育会は機構改組の問題に発展していくが、昭和一六年五月の上北郡教育会総会で、奥山英輔副会長は、「我ガ教育会ハ伝統モアリ又基本財産モアリ、簡単ニハユカヌ」・「郡教ハ容易ニ改組ハ出来ス」と答弁している。だがそうした思惑とは無関係に、上からの改革が進展していった。

昭和一八年一月四日、郡教育会臨時代議会が開かれ、その席上、会長平尾順太郎は次のように発言した。

県教育会ノ改組ニ伴ヒ、本郡教育会ハ其ノ一支会ニナルコトニナッタ。ソレニツイテ本会ノ財産ヲ県ノ方ヘ寄附スル様慫慂サレタガ、自分ハ反対シタ。然シテ本教育会ヲコノマヽ存置スルコトハ許サレヌノデ、本会トハ別箇ニソノ後援団体ノ形ニシテ財産管理ヲナシ、且定欵ノ内容ヲ改組ノ線ニ沿フ様ニ変更スルコトヽセリ

会長の「自分ハ反対シタ」という言葉に、一同は驚き・安堵したが、この言葉の重みを秋山友安は、次のように記している。

教育会の一本化は致し方もないとは言え、この支部成立に重要な課題となったのは、これ迄郡市教育会が

夫々所有して居た財産を、挙げて之を拠出してほしいと云う問題である。

然し之には難色がなしとしない。会則草案審議等で会議はもたれたが、何れも口にこそ出さないもの丶内心では不賛成だと云うことは、平尾会長が私に語ってくれた処である。

愈々機も熟し最終会議を前にして、各会長は口を揃えて財産拠出には猛反対すると豪語した相手だし、平尾会長も当然同感の意志を表明していたと云う。

扨会議は開会された。官僚政治の花やかなりし頃の剛毅な由良内政部長が議長席に着いた。

愈々核心の問題に及ぶや部長は、威丈高になって各会長の回答を求めた。東郡は西郡はと順に指名したのである。誠に緊迫した場面であった。この威圧にのまれたか事前の強腰にも似ず、諾々として各会長は承諾の回答をしたそうである。

まわりまわって、上北はと云われた時、平尾会長は勇敢にも言下に之を拒否した。

その一瞬会場は秋水を浴びた様な沈黙が漂ったと云うことである。予期しない発言に憤然とした部長は、語気も鋭くその理由の追求を試みた。然し剛毅沈着な平尾会長は、教育会の定款に示され目的の育英事業の重要性を、諄々として説明し他郡市教育会とは全然異なることを明らかにした。

けれども部長は之に屈せず、重ねて之が翻意を求むべく、説得大いに努めたけれ共平尾氏の決意はいさ丶かも変らなかった。思いあまった部長は、退職させるも已むないと言う伝家の宝刀もぬきかねない態度にも出た。その後部長室に呼び、又七戸にも出張して面談を重ね、所信を通うそうと努めた様であるが、遂に平

尾氏が会長でなかったら果してあの強圧を拒絶しうる勇気と決断力を持ちえた人があっただろうか。

（『先人に学ぶ』）

そうして一月一二日臨時総会を蛯沢国民学校に開催するとともに、財団法人上北郡教育会を上北郡教育後援会と名称変更により存続させることを決定した。

青森県上北郡教育後援会定款（抄）

第一章　名称及事務所

第一条　本会ハ青森県上北郡教育後援会ト称シ　事務所ヲ青森県上北郡七戸町字町弐番地ニ置ク

第二章　目的及事業

第二条　本会ハ上北郡内ノ教育ヲ後援スルヲ以テ目的トス

前項ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一、上北郡内青少年学徒ニ対シ学資ノ貸与又ハ給与ヲ為スコト

二、上北郡内教育団体ノ振興奨励費ヲ補助スルコト

三、其他上北郡内国民学校青年学校職員ノ教育ニ関スル諸般ノ調査研究及奨励費ヲ補助スルコト

四、教育功労者善行者及優良青少年学徒ノ表彰ヲ為スコト

五、其ノ他上北郡教育ノ後援上必要ナル事業

（以下略）

だがこの定款は認可を得ることができず、これまで通り上北郡教育会として活動することを余儀無くされたのであった。だから郡教育会の基本財産である山林が、いつ県に接収されるかも知れないまま、非常に困難な管理・運営の局面に立たされていた。

一方、県内一本化の方策により誕生した青森県教育振興会は、一月に臨時総会を開き定款を審議している。二月一五日付で、社団法人としての認可を受けているが、これは「単ニ教育者ノミナラス、広ク教育ニ関心ヲ有スル人士ノ参加ヲ求メ、官民一体ノ教育翼賛体制ヲ確立」するものであった。

したがって上北郡では、青森県教育振興会上北郡支会と上北郡教育会の二重組織の下に置かれることになった。上北郡支会長には七戸町小原平右ェ門が就任、顧問に各官公署長等をならべている。その下に協議員があり、庶務部と実践部に分かれた。

昭和十九年度　青森県教育振興会事業実施方針

第一　五大方針(昭和十八年四月制定)

一、挙県一体教育翼賛体制の強化確立
二、師道の昂揚確立
三、戦力増強の教員充実
四、県民性の長養
五、育英事業の拡充強化

第二　十九年度方針（重点主義）

一、戦力増強教育強化
二、人材養成教育強化

第三　本会と支会方針

一、本会に於ては大綱指示
二、支会の活動拡大充実

第四　具体案

一、戦力増強教育強化

1、国防教育の徹底

イ、防空訓練

1、学校防空

2、家庭防空

ロ、錬武教育

1、軍事教育

2、武道

ハ、興亜教育

1、青少年義勇軍送出

2、工場職場教育

3、花嫁教育

2、戦時意識昂揚

イ、戦力増強地方協議会

ロ、戦時生活家庭教育講座

1、青年男女中心

2、家庭主婦中心

3、戸主中心

ハ、学校行事の祝祭日及記念日実施

ニ、厚生施設

1、学校給食

2、保健衛生

3、配給実施

ホ、児童生徒幹部合宿教育

3、増産教育の徹底

イ、労学、教育の組織的参加

ロ、食糧増産

1、学校農場の組織的経営

2、全児童生徒の家庭一坪増産

3、食用野草採集

ハ、貯蓄強化

ニ、勤労動員学徒慰問

1、慰問文

2、慰問映画放送の夕

戦時教育体制にそった教育振興会であったが、まもなく全国単一組織である大日本教育会の傘下に結集することになった。昭和一九年八月四日大日本教育会青森県支部上北郡分会へと組み変えられ、翌年の敗戦を迎えることになるのであった。その中で、各郡市教育会から拠出された財産は、あとかたもなく消費されてなくなったけれど、上北郡教育会の山林は、今なお育英事業をはぐくむ土台として健在しているのである。

第一一章　新学制制定期の教育

第一節　新学制制定

一　「教育基本法」制定

昭和二〇年（一九四五）八月一五日の終戦以後、教育の民主化が叫ばれ、その具体的方策が模索されてきたが、種々の経緯を経て、ようやく昭和二二年三月三一日、「教育基本法」が制定公布され、戦後の日本の教育の針路が定まった。昭和二一年一一月三日に公布された「日本国憲法」第二六条に規定されている「教育を受ける

権利・教育の義務」を受けたものであり、その内容は、前文と、第一条教育の目的、第二条教育の方針、第三条教育の機会均等・義務教育・男女共学・学校教育・社会教育・政治教育・宗教教育・教育行政の諸原則、についてである。

この「教育基本法」に基づいて、学校教育の体制を改めるために、「学校教育法」が制定された。従来は複線型の学校体系であったのに対し、この法律で定められたところの学校体系は、六・三・三・四制であり、小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年、そして、大学には大学院を置くことができるというもので、単線型の学校体系となった。

これに対する異論も相当あったが、とにかく義務教育の小・中学校については、二二年の四月一日から、高等学校は二三年、大学は二四年から実施することにした。

二　国民学校廃止と小学校発足

学制改革により、従来の国民学校は小学校と改称され、国民学校高等科は、義務制の新制中学校に移行されるという形で分離廃止された。

当時、七戸町には、七戸国民学校・同倉岡分教場・同西野分教場・同鶴児平分教場・野々上国民学校・同寺下分教場の二本校と四分教場があったが、今回の学制改革により七戸国民学校は七戸小学校、野々上国民学校は野々上小学校と改称、各分教場も、それぞれの小学校の分校となった。

小学校の場合、従来の国民学校からの延長であり、格別混乱もなく出発することができた。ただ、これを機に教育の機会均等の観点からも、できるだけ分校はなくして、独立校に昇格させたいという機運が起こり、それが、早くも二二年（一九四七）の八月一五日には実現している。すなわち、倉岡、西野、鶴児平の各分校の七戸小学校からの独立昇格である。そのうち、倉岡小学校では、九月六日に開校式並びに祝賀会を開催し、その門出を祝っている。

倉岡小学校の二二年度の『日誌』の九月六日の所には、次のように記されている。

九月六日　晴天

倉岡小学校開校式並に祝賀会開催、町役場よりは盛田文造町長、和田助役臨席、地方事務所よりは総務課長福士、西野課長代理、橋本校長、岡村清志議長等の臨席あり、盛会のうちに午後一時半終了。

また、西野小学校でも、九月一四日に西野小学校昇格記念式典並びに祝賀会を挙行、川村校長開会陳告の後、盛田文造七戸町長の式辞、鈴木県視学による知事式辞の代読、来賓祝辞として地方事務所長、玉山町議、七戸小学校長よりの祝辞があった。そして、川村校長の挨拶があって閉式、祝賀会は、学区民全員が出席して盛大に行われた。

しかしながら、新しいスタートを切ったものの、独立校に見合う教員の増員は、おりからの教員不足ということもあって、思うようにはならず、倉岡の場合、教員住宅の建設と併せて、学区民、学校一体となってその実現に努力、ようやく一〇月三〇日付で一人の増員が実現、学区民の迎えの馬車に乗って赴任してきたのであった。

また、校舎も分教場時代のままのもので、風が吹けば土埃が、吹雪になれば、雪が吹き込む状態であり、「ガ

ラスの破損箇所に父兄が所有の杉丸太を製材し、板二、三枚をガラスの代用として入れたので、連日の吹雪により廊下は外庭同様であったが難を免れた」（倉岡小学校二二年度『日誌』）という具合で、好ましい状態ではなかった。

この時点で、野々上小学校の寺下分校のみが分校のままで存在することとなった。不幸なことに、寺下分校の校舎は、新学期がスタートして間もなくの二二年四月一五日に、失火により全焼した。そして、二四年八月三一日、町費四五万〇四三〇円をもって、建坪四二・七五坪の新校舎が落成するまでの間、寺下部落作業場が仮校舎となった。この仮校舎は、

道路沿いに、折りからの冷雨にぬれ、しょんぼりと寒々とした佇ずまいのわら葺き小屋が見えた。私は呆然とした。ただのわら小屋ではないか。野々上小学校寺下分校というので、学校と思っていた。あまりにも予想に反する。会長の案内で玄関らしき戸を開けた。……成る程、玄関わきに職員室らしき板の間があり、机を開けたら西洋紙が五、六枚淋しそうだ。

（福田忠男「第一回赴任の思い出」『寺下分校閉校記念誌』昭和五二年）

という具合であった。そして、この仮校舎は教員住宅でもあり、仕事の場が即生活の場でもあったのである。

三　中学校誕生

新学制により、昭和二二年四月より新制中学校を設置しなければならなくなったが、設置開校する町当局も、

通学しなければならなくなる生徒、及びその父母も、戸惑いの色を隠すことはできなかった。

まず、第一の問題は校舎であった。何しろ新しく義務教育化されたのであるから、既成の校舎はない。当然早急に建築されなければならないのであるが、町当局の財政的な問題に加えて物資欠乏の時代であるから、その実現はなかなか容易ではなかった。このことは、県内どこでもその事情は同じであり、十和田市（当時三本木町）三本木中学校は、軍馬補充部の馬小屋を校舎に充てたという。

七戸中学校の場合、七戸小学校の校舎を借用し開校、それでも教室が足りず、この年より募集が停止となった七戸農業学校併設中学校へ一五六人の生徒を委託、校舎を借用して分室とした。その後二三年度には、借用している七戸小学校校舎に隣接して二階建の建物を建設、二四年度にも増築して、小学校からの借用校舎と、この新築校舎で一応どうにかやりくりがつき、二四年度からは、分室を閉鎖することとなった。これで、生徒達は一カ所にまとまることになったが、依然として校舎問題は解決したわけではなく、中学校の生徒の増加に伴い、小学校に二部授業を強いるような事態も発生することになった。

次に生徒のことであるが、これの入学督励もまた、大変なものであった。国民学校を卒業したならばそれでよしとしていたのが、更に三年間教育を受けなければならないということが下達され、まさに、父母にとっても生徒にとっても寝耳に水のことであった。父母にしてみれば、国民学校を終えた子弟は重要な労働源であったし、子供達も上級の学校へ進む者は別として、この上、更に学校へ行こうなどとは夢にも考えていなかった。

したがって、中学校が開校しても通学しない生徒は多く、これも全県的に問題となるのであるが、七戸中学校

においても同様で、二三年度の七戸中学校の一年生の欠席状況であるが、年間二〇〇日を越えた者が、二一三日を最高として二人、一五〇日～一九九日の者五人、一〇〇日～一四九日の者五人、更に五〇日～九九日間欠席した生徒となると二一人もいる。これは他の学年でも同じことで、当時、多い時だと一日に二〇〇人近い生徒が欠席していたということである。

長欠の理由を見ると、家事手伝い、学校までの通学距離が遠い、学習に関心がなくて家にいて遊んでいる、などというものが大半であった。

次に教員の問題であるが、七戸中学校の場合、青年学校と併設という形で出発したため、初年度、校長は、三上喜代作が七戸青年学校長と兼任ということになった。したがって、一般教員も年度内に多少の異動はあるが、一一人のうち五人までが青年学校と兼務であった。翌二三年には青年学校が廃止され、校長を初め専任となるが、新学制による中学校が発足したばかりであり、中学校で教えることのできる有資格者が不足し、小学校にもまして教員不足は深刻な問題であった。

このように、一つの学校を形成する三要素である校舎・生徒・教員、いずれをとっても難問が山積みしていたわけであるが、ともかくも、関係者一同の尽力によって、昭和二二年四月二二日に、七戸町立七戸中学校が開校したのであった。

初年度の七戸中学校の生徒は、国民学校六年を卒業したものが一年生へ、高等科一年を修了したものが二年生へということで、あわせて四六八人であった。なお、三年生であるが、七戸中学校の場合初年度は存在せず、他

の中学校のように二二年度に第一回の卒業生を送り出すことができなかった。

ところで、この時七戸町に開校した中学校は、七戸中学校一校のみで、一町一学区となったわけである。これは、当時の町財政と、その他中学校を設置するための諸条件を考えてみると、やむを得ないことであった。しかしながら、市街地の生徒はともかく、そうでない地域の生徒にとっては、七戸中学校までの通学距離は遠いものであった。先にも述べたが、長欠の理由の一つに、通学距離が遠いことがあげられている。もし、このことが中学校への通学を妨げているのであれば、なんとかして一日も早く、市街地以外の地域にも中学校を設置しなければならない。

そこで、とりあえず、昭和二三年一二月一日から、倉岡小学校に七戸中学校冬季分教室を開設することにし、米内山ヤスが出向、一、二年生二六人が所属することになった。この冬季分教室は、翌二四年五月一八日付で通年の分校として認可されている。

二五年になると、野々上中学校の開校の準備が進められた。同年九月三〇日付で、高橋洋之允、佐藤亘、川村三枝が発令を受け、開設の準備に当たった。小学校に併設されることになり、校長は中津康一郎野々上小学校校長が兼務、実質高橋洋之允教頭が中学校の責任者として、ことを進めた。中学校の校舎は、三教室と玄関、便所が増築され、これが充てられた。開校は一二月二一日であった。

野々上中学校が開校した時の地域の人々の喜びは言うまでもなく、当時、中学生であった藤村ミワは次のように回想している。

私が寺下分校の一年生として入学した時、一年生は五名でした。全校で三五名程で、教室はたった一つという小さな学校でした。小学校を終えて昭和二四年の春に七戸中学校へ入学し、片道八キロの道程を往復しました。当時は小学校を終えても全員が中学校へ行かなかったのです。今では想像もつかない事でしょうが、義務教育といっても学校が距離的に遠すぎる事と、家の手助けをしなければならないといった現状で、学校へ行きたくても行かれない人が多かったのです。そのため、中学へ行った者も、友だちが少ないと、八キロの道程を自転車、バス等の乗物もなく、街灯すらもないため帰宅時間が遅い時は、月の光を頼りに心細い思いをしながら通学した事が今でも印象強く心に残っております。私達中学二年生の冬になってやっと念願の野々上中学校が新設され、七戸中学校より転校しました。その時ほど嬉しかった事はありませんでした。……

（「創設当時の野々上中学校の思い出」『拓学百年』昭和五八年）

しかしながら、いまだ中学校の義務制の主旨が十分に浸透しているとは言い難く、先生方の、生徒を学校に出校させるために払った努力は、大変なものであった。中津校長・高橋教頭は、冬の寒い夜、生徒の自宅へ足を運び登校を促すこともしばしばであった。

野々上中学校に次いで誕生したのが、先に七戸中学校分校であった倉岡中学校である。二六年四月一日に、倉岡小学校に併設の形で誕生した。そして、二七年四月一日には、西野中学校が、西野小学校に併設されて、開校の運びとなった。

これで一応各地区に中学校が開校したが、これら、七戸中学校より、新しく独立発足した三つの中学校は、い

ずれも小学校に併置という点で共通しており、併置校の苦労というのもまた、言い知れぬものがあった。

第二節　新学制制定後の教育

一　玉川学園と七戸町の教育

新学制制定に伴い、「学習指導要領一般編」（試案）が昭和二二年三月二〇日に発表され、また各教科ごとの指導要領も逐次発表された。そして、例えば二二年六月三日から六日まで、三本木高等女学校で「新しい学校体育の在り方について今般学習指導要領が制定されたから之が普及徹底をはかる」（学校体育『学習指導要領』普及講習会に関する件）ための講習会なども開催されているが、いわゆる新教育ははかばかしくは浸透していかなかった。

教科書も、指導要領の主旨に沿ったものの発行は遅れ、上北地方事務所長名で、次のような文書が発せられている。

昭和二十二年度教科用図書に関して

昭和二十二年度に使用する小学校・中学校の教科用図書については左記事項御了知の上宜しく御取計い願います

記

一、教科用図書の入手に百方手をつくして、できるだけ早く予定の発行を完了したいのであるが、新編纂の教科用図書の未到着の場合は左のことに注意して授業に遺憾のないようにせられたい

(イ)、従来の中等実業学校四・五学年及同等学年においてその実業科目の教科書のうち、昭和二十一年度用（連合軍総司令部許可済のもの）を便宜使用することは差支ない

(ロ)、昭和二十一年度用として発行供給された教科用図書のうち日本地図・世界地図、くにのあゆみ、日本の歴史は便宜借用譲渡等の方法で授業が出来るようされたい

(ハ)、中等学校四・五学年及び同等学年において、昭和二十一年度発行の暫定教科書の使用を希望するものは、連合軍最高司令部許可済のものに限り当分のうち使用することが出来る

(ニ)、小学校及中学校においては、新編纂の教科書未到着の間に限り、昭和二十一年度発行の暫定教科書を教師において授業上の参考に供せられることは差支ない（連合軍最高司令部許可済のもの）

（以下略）

このような状態で、よるべとなるべき教科書すら満足な状態ではなかったから、何をどうやって教えるべきか、教師は苦慮した。

かかる暗中模索の時に、七戸町の教育の光明となり指針となったのは、玉川学園の教育であった。

昭和二一年（一九四六）、いまだ戦争の痛手を癒すこともできず、すべてが混沌としていた時代に、上北郡教育会（会長橋本博愛）が主催して、終戦後初めて中央講師を招いての教育講演会を開催した。教員達の服装は、

海軍の服あり、陸軍の服あり、下駄ばきありで、あたかも敗残兵の集まりのごとくであったが、それが小原国芳の一喝を受けて、目の前に一筋の光明を得るのであった。

先生は登壇一声、先生たちよ、あなたが着ている兵隊の服、はいている下駄をかなぐり捨てよ。そして服装を整え、その顔の愁眉を去ろうではないか。私たちは、大敗北によって、いとも尊い教訓を得た。それは、国家存在の最高原理は、世界文化への寄与であるということである。「万世ノ為ニ太平ヲ開カムトス」何という偉大な宣言であろうか。今や四千万の日本教育者は決起しようとしている。極度の疲弊の中に国は焼かれ、武装は解かれ、領土は割かれ、国民は飢餓と寒さとインフレに苦しめられているが、この苦難の中からのみ、真理は生れて来ることを、教育者の皆さんと共に信じたい。

（和田四郎「あてなく」その十七、『国語上北』三八号、昭和五六年）

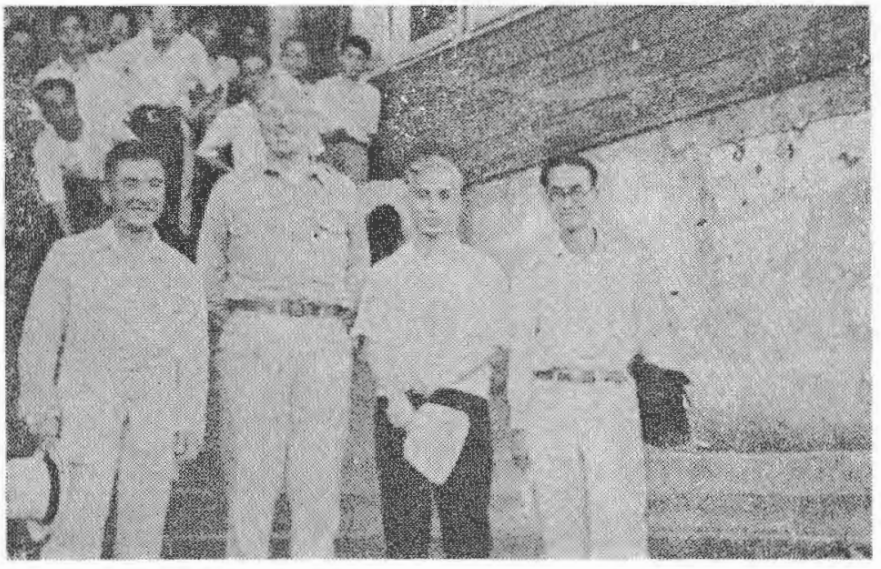

昭和22年玉川学園訪問、右から２人目が小原国芳氏

小原国芳を招くことになったきっかけは、当時七戸国民学校に勤務していた沼崎栄一が、戦前より玉川学園とかかわりを持ち、その全人教育、労作教育に思いを致していたためで、以後、幾度となく、七戸

の教員達は、研修のため玉川学園を訪れることになった。戦後の混乱期のことであるから、炭や米、飯盒などを持ち、窓から出入りしなければならないような混雑した汽車に揺られての上京であったが、玉川学園訪問のたびに小原国芳の唱える全人教育の真髄に触れることができ、以後の教育実践の資となったことは言うまでもなかった。

二　実験学校指定と研究発表

新学制による小・中学校がスタートして間もなく、昭和二二年五月、県教育課では、新教育を模索すべく、県内の一一小学校を実験学校に指定した。すなわち、東津軽郡山口、西津軽郡森田、中津軽郡致遠、南津軽郡黒石・東英、北津軽郡板柳、三戸郡地引、下北郡大平・易国間、上北郡三沢、そして七戸の各小学校が指定されたのであった。この実験学校を指定した目的は、「教育事象を実証的・合理的・数量的に取り扱い、実験や調査を基礎とする科学的根拠に基づいて考察し、新教育を強力に推進すること及び現職教育の重要性に鑑み、これを各地方における中心校とすることの二点」（菊地良久「現代教育の出発・実験学校の指定」『青森県教育史』第二巻、昭和四九年）であった。

七戸小学校はこの主旨に基づき、さっそく研究を開始、東京高師、女高師附属小学校を主会場とする教育技術連盟の研究会への参加、玉川学園の訪問等の中央研修も実施した。

そして、その研究成果は、昭和二二年一一月八・九の両日、七戸小学校を会場として開催された研究発表会で披瀝された。

研究会は次のような日程で実施された。

一一月八日

朝　会	8:40
一般授業 2．体育 5．社会 6．家庭	9:00 10:20
休憩	11:00
研究発表 社会・国語 経営方針説明	11:20
休憩	12:20
レクリエーション 自由討議 講習	1:00 3:00

一一月九日

講演　社会科について　東京都四谷第六小学校教諭　石橋勝治

当時、最も関心を持たれ、またどのように扱ったらいいのか、その教育的方途が模索されていたのが、新設された社会科という教科であったが、今回の研究も、それを中心になされたもので、研究発表会では中央講師として石橋勝治を迎え、「社会科について」というテーマで講演していただいたのであった。

この研究会は、再教育講習会にも指定され、郡下から多数参集、宿泊する者は飯米五合、味噌五〇匁持参という具合であった。

なお、この種の研究指定には、昭和二五年九月六日、七戸中学校が、県教育委員会より学校運営研究校に指定

されて、「人的、物的両面において不如意のもとに置かれながら、どのようにして中学校教育の使命をはたすべく学校を経営するか」をテーマに、その研究に当たった。

そして、これらを契機として各種の研究会が続々と開催されるようになり、研究グループも誕生して、新教育を模索していった。中央からも大学教授などが来町、例えば、昭和二七年七月に、七戸小学校で開催された算数学習指導研究会には、和田義臣東京教育大学教授が招かれ、当日実施された佐藤留と田村信一の研究授業の指導、及び講演を行った。

また、規模の大きい研究大会も実施されるようになり、昭和二九年一〇月一、二日の二日間にわたって、第一回青森県音楽教育研究大会が、七戸小学校で開催され、県下三〇〇人余の先生方が参加した。大会は、一日目が研究授業、研究発表、分科会、二日目は、全校児童朝会の朝の歌で始まり、分科会報告、海鉾義美講師の講演と唱歌実地指導、清野弘前大学教授の講評、そして秋山校長の謝辞で幕を閉じた。事前に清野弘前大学教授を囲んでの授業研究を実施したり、万全の態勢で望んだため、大会は大成功を収め、県下に七戸小学校の名を大いに知らしめ、ある楽器メーカーの指導指定校にもなった。

三　すべてが子供らのために

終戦による、そして今また、新学制による文字通りの新しい教育が展開されることになったが、その様子を、『郷土読本』（中津徳平編集、昭和二四年）の「七戸小学校」（斎藤豊明七戸小学校校長記述）の項から拾い出

してみよう。

学校経営の方針　（昭和二三年度）

目標

大和一致　1、明かるい校風　2、光る学校

。「大和」とは

無智の一致ではない、有智の異論でもない、有智の一致である。

。「明かるい」とは

清くうるわしく心のさわやかなこと。くもりなく疑いなく、いき〳〵した、のび〳〵した、平和にして自由な、若さの充ちあふれた姿。

。「光る」とは

美しく、はなやかに、心のおどること。きれいな、純真な、えい智にかがやいた、希望にもえた、自主的精神に充ちた、限りなき発展性を含んだ姿。

方針

。一般的――個性の発揮

1、自主的態度　2、全体の福祉　3、責任を負う

。学習面――自学

1、天分発揮　2、自ら学ぶ　3、行うことによって学ぶ

。訓育面――自治

1、自他の協力　2、よいことの発見　3、ほめて励ます

。養護面――自育

1、健康第一　2、楽しく遊ばせる　3、適度の休養

運営の機構

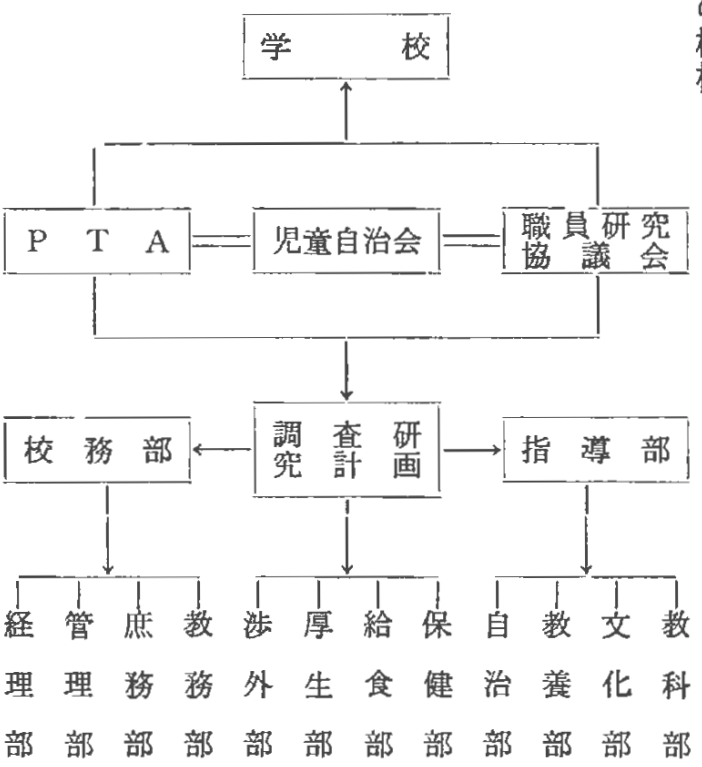

運営の精神

。個性を生かしつつ、しかも全体的に調和すること

……すべてが児童の幸福のため、全体の福祉のため……

1、創意と工夫　2、責任を負う　3、秘密をなくする　4、結果を得る　5、誤りなきを期する

……学校と家庭、父母と先生、一つにとけこんで……

われらが願い

一、教壇に生きよう、児童とともに生きよう

教壇とはいわゆる「学校の教室」「教室の教壇」のみを意味しない。あらゆる機会における、あらゆる場所をさす

二、われらは教師

いかなる場合でも、愛する児童、愛する学校、敬愛する同僚を忘れまい。愛は相手を自分のうちに取り入れる感情でもあるが、また自分を相手のうちに投げすてる感情でもある

三、われらは先生

「あれでも先生か」「やっぱり先生」「さすが先生」

四、大和一致

共に喜び共に憂え、協同互助、明かるく生きよう

五、児童とともに生きるとき、私どもは永遠に生きられる

○「おはよう」

・ねぎらって迎えよ　・明かるく迎えよ　・よい子にして迎えよ

○「さようなら」

・気持よく送れ　・よろこばしてかえせ　・よい子にして送れ

○よい子

・学校に来てもよい子　・家に帰ってもよい子　・社会に出てもよい子

○よい子は国の宝、社会の宝

努力事項

一、取上げた事項

(1)、環境整備　明かるく、楽しく、勉強できるよう

(2)、学校給食の充実　丈夫なからだ、感謝の心

(3)、P・T・Aの運営　P・T・A、一つにとけあって

(4)、児童図書館の充実　自習と研究の手びき、心のかて

(5)、自治会と新生少年団　　自主的生活と社会奉仕

二、何をどうやったか

環境整備について

。人は誰もみな、環境の影響を受ける。特に子供は環境に支配され易い

。壁が落ち、戸や腰板の破れている校舎は、子供の心を暗くする。赤くさびれたトタン、しかもところどころはげて雨のもる屋根、子供の心も赤くなり、すさむ。ボロボロの机、ビッコの腰掛け、どうして落ちついて勉強できようか。どうして立派な文字が書けようか。どうして正しい姿勢をとれようか

。自学だ、自習だ、研究だ、調査だとどんなに叫んでみても、自習の手びき、研究調査の資料を与えなかったら、どうしてそれができようか

。便所がきたない、よごすな。校庭に紙屑が散乱している、捨てるな、拾え。校舎のぐるりいたるところゴミ捨場になっている。勝手な場所に捨てるな、注意せよ

。これらの命令禁止は、大人の一方的な考えから出たいわゆる「不親切な強要」である。求める前に、きたない理由、よごすわけを考えたい。紙屑籠、ゴミ箱を用意して、これに入れよ。ゴミ捨場をつくってやって、あそこに捨てよ、という親切がなければならない

こういう観点から、環境の整備は絶対に必要である。戦争の傷手まだいえず、町の財政亦困難な現状では或る程度のがまんも止むを得ないが、次代を背負う大切な子供らのために、できるだけのことはして

やりたい。明かるく、楽しく、そしておもしろく勉強のできる学校になったら、子供らの欠席も自らなくなり、勉強も進み、学力もずっと向上すると思う。家庭環境、社会環境についても同じこと、家庭が、社会がもっと明るく、美しく、楽しいものになったら、青少年不良化の問題など、吹きとんでしまうと思う。

ここには、まさに時の新教育の理想が、高らかに掲げられていると言えよう。ともすると、戦争の痛手から暗くなりがちな世相ではあるが、せめて子供だけは明るく育って欲しいと願い、すべては次代を担う子供らのためにという思いで、戦後の七戸町の教育が推進されていったのであった。

四　週五日制などの実施

戦後の教育は、連合軍の指導による影響が大きかったことは、既に述べた通りであるが、週五日制というのもまた、その指導によるものであった。青森軍政府のエドモンド・クロスは、機会あるごとに五日制の利点をあげ、これを実施するよう指導助言してきた。そして、これが県教育委員会で審議され、実施されることになったのである。

今、実施するに当たっての文書を紹介してみる。

週五日制について

一、趣旨

週五日制とは一週間の中五日間連続的に授業を行い、第六日目を教育実施計画の進歩を期するためのいろいろな用途に充てることを意味する。

従来の六日制に於いては、一週間の授業計画に種々の行事が挿入されるため、しばしば授業の一部或は全部が中止されるようなことがあったのであるが、五日制においては、それらの諸行事会合等は六日目或は他の休日、又は放課時間とかに行い、一週五日間は完全に授業を行うものである。

又今日の教育界が当面している重要な事態に処し、新しい教育への数多くの課題に応じて不断の研修が要望される。教師にとっては忙しい週間中にあっても、特にこの為の時間が是非必要なのであるが、第六日目はこの意味において最も有効に使用されなければならないのである。

このように五日制は教師に対しては、よりよい教師となるための時間が得られ、これによって児童もおのずからよりよい教育がうけられるようになり、更に不規則な授業中止に煩わされることのない規則的な授業計画によって、教育効果の向上を図ろうとするものである。

二、実施の時期

昭和二十四年五月第一週から実施する。

三、実施の期間

通年制を原則とするが地方並に学校の実情により季節制をとることが出来る。

四、勤務との関係

土曜日は授業を行わない日であって休日ではない。

学校長に於いて必要と認めた時は、出勤日、出校日となり、出勤、出校日数として取扱われる。従って、特にこの日に行うべき行事、会合等の計画がなく、出勤、出校の日と定められない場合は、夏休み、冬休みと同じ意味の休日となる。

五、……省略……

六、授業を行わない日の取扱い

1、授業計画以外の諸行事を行う。

例、運動会　学芸会　遠足　見学　旅行　映画館に於ける映画観覧　登山

2、授業時数に支障を来すような場合の諸会合を行う。

例、ＰＴＡの会合　其の他社会教育行事　教員組合の会合　職員会議　研究会　現職教育　講習会。現職教育計画による毎週の定例職員会議は、この日以外の放課後に行う

3、よい教師となるための研修。

右の行事会合は、実施の必要を生じた場合に、この日を使うと云うので、この日の計画として必ず行わなければならないということではない。

4、五日間の授業日において止むを得ない事情により授業を休んだ場合には、他の休日に授業してこれを

補足し、なるべくこの日をあてないようにする。

5、児童にとって特に出校日と指定されないこの日は自由になるので、自由研究や見学や家事手伝い又は賃仕事或はいろいろな遊びなどに使われるであろうが、特に自主的な健全な計画を立てることが困難な低学年の児童については、家庭及び関係方面との十分な連絡をとり、その生活指導に周到なる計画がもたれねばならない。

6、私的用務を弁ずる。

……（以下略）……

さて、もちろん七戸町でも実施されたわけであるが、ほぼ一ヵ月後の昭和二四年六月一五日発行の、七戸小学校ＰＴＡ新聞『小学校家庭と学校』創刊号には、「週五日制への聲」と題して

先般来実施になっている「週五日制」の感想を約四十名の家庭の皆さんへお願いし、次のような回答を得た。誠に御熱心なもので、進歩的な指導の計画案、学校に対して強力な反省を求めるなど、教育の新しい方向に対する父母の関心の深さが示されている。

1、可とするもの　三
2、現段階では不可である　四
3、期待をもち得ないとするもの　四
4、長短同等とするもの　一

5、秩序ある指導を希求するもの　八

6、回答なきもの　二〇

◇　建設的な回答の一例　◇

新たに実施になった教育体制は止むを得ない事と思います。

只、我々家庭としては子供にあまりひまをあたえ過ぎる事は一番心配であり、よくないと思います。

なぜなれば一般家庭では只今それぞれ仕事に忙殺されて子供に対する監督が行き届かないため、自然に子供は我儘勝手な遊びにふけり、買い食いは多くなり勝です。従って一寸の家庭の不注意から不良化する危険が多分にあります。

依って二日の休日を有効的に過すため各町内の上級学年の優良児童を指導者として、それぞれ適当な人数の小学班（仮称）を組織して二日間を自由な勉強と研究と遊びを以て楽しく、充分子供を伸ばしていくような指導方法を講じるよう希望します。

以上

また、これから四ヵ月程経た同紙一〇月一〇日発行の第三号では、項目を決めて父母からの感想を募り、それを載せてあるが、週五日制については、次のような具合であった。

。子供の立場から　賛成　五

不賛成　四

。親の立場から　大体賛成　三

（希望事項あり）

不賛成　八

（希望事項及び反対理由の概要）

(1)、よく学びよく遊び、よく訓練せられるよう施設と組織を望みます。

(2)、五日制は遊ぶ日を一日多くしているようなものだ。

(3)、五日制は単なる放任だ。

(4)、子供たちはルーズになる。

(5)、国家再建のため、幼い時から充分教育を要求する。

(6)、宿題を出して下さい。

(7)、田舎の方は賛成である。ただ日の短い今日授業の編成に留意下さい。

更に同号には、土曜日と日曜日に、何をなすべきかという父兄からの質問と、それに対する返答も記載され、五日制に対するとまどいと関心の高さがうかがえる。

これらを見てみると、教師の意見は載っていないわけであるが、父兄の側では不安なことが多かったようである。

そして、1、社会施設の不足　2、児童のための遊戯・娯楽施設の皆無　3、特殊教育施設がないこと　4、環境（社会）全体が教育的に整備されていない　5、教育は学校のみがやるものだとの誤った考えの相当あるこ

と　6、自由と放任の混同　7、校外に於いての集団指導の困難性、などが障壁となって、結局、二年程で廃止されることになった。

なお、この時期、サマータイムというのも実施された。出校時間を早めて午前中のうちに授業を多くやり、午後は早く終えて授業効率を高めようというものであるが、長続きしなかった。

その他、中学校などでは新しくホームルームというものが導入され、当初はその運営の仕方に苦慮した。これは、中学校・高等学校では、教科担任制となっているので、どうしても教師と生徒とのふれあいが少なく、生活指導や個人指導がおろそかになりがちであり、その欠点を補うものとして誕生したのであった。

第三節　健　康　教　育

一　学　校　給　食

戦中・戦後の食糧不足は深刻なものであり、食糧増産が至上命令となり、児童・生徒がそのため駆り出されることもしばしばであったが、食糧不足は当然のごとく育ち盛りの児童・生徒の体位、健康に大きな影響を及ぼすことになる。朝食を食べて来ない者、弁当を持って来ない者があまりにも多くいた。そこで、学校側では何らかの対策を講じる必要に迫られた。また、アンケートなどを実施してみると、父母の側からの要望も強いものがあり、学校給食を実施して、少しでも、このような児童・生徒を救おうとした。

七戸小学校の『沿革誌』によると、二三年（一九四八）四月より、児童・職員に対する学校給食を開始したとある。また、七戸中学校は、給食実験校の指定を受け、二三年一二月八日に給食部屋完成、二四年三月八日には給食設備を整え、給食を始めることになった。

今、七戸小学校の給食の状況を見てみると、施設・設備として、調理室が二間に三間半の七坪で、板張り、薪小屋を改造したもの。準備室は、三間に四間の二階建の建物の階下で、コンクリート敷き、旧割烹室を改装したもので、一間四方の、深さ三尺の地下倉庫がある。他に倉庫として、二間に三間の広さのものが、準備室の階上にある。備品としては、釜四（五斗五升入の特大一、五斗入三つ、一人一合五勺宛とみても全校児童一四〇〇人分は一ぺんにできる）、手桶一七、バケツ二〇、ボール一四、泡立器二〇、柄杓大小三〇、庖丁一〇、瓶一（三斗入）、水溜桶一（四斗入）、自動秤一、体重計（自動式）一、という具合であった。

給食の物資は粉乳、缶詰、砂糖等の輸入物資の外、味噌、醤油、塩等の給食特配物資と、温食実施になってからは、地元からのじゃがいも、ごぼう、人参、豆腐、葱等を購入し用いた。粉乳は独得の癖があり、なかなかなじめなく、残す者もあり、余って大変であったので、ドーナッなどに混ぜて出すなど工夫した。

経費は、七戸小学校の場合、輸入物資だけの時は一人月一五円、温食を実施するようになってから三〇円となった。また、学校給食を民主的かつ効果的に実施するため、七戸小学校では、父母の協力を得、父母七人、教師七人からなる給食委員会を設置して、その運営に当たった。

この学校給食実施は、体位の向上のみでなく、給食を楽しみに登校する者もいて、欠席も少なくなり、学習に

も意欲的となり、また、作る人に対する感謝の念が芽生え、その教育的効果も大きかった。

二　体　格

今述べたように、食糧事情の非常に厳しい時代であったから、体格の面においても、その影響は必至であった。食糧事情の変化のみを体格の変化の原因であるとは言えないのであるが、それにしても大きな要因ではあるわけで、食糧事情の大幅に好転・変化した現在と、当時の体格を比較してみたい（第二二、二三、二四表参照）。

昭和二七年度の七戸町の小・中学校の児童・生徒の体格と、二六年度県下の小・中学校の児童・生徒の体格とを比較した場合、七戸町の児童・生徒は、いずれの項目でも県平均より若干劣っている。これを現在の七戸町の児童・生徒の体格と比較した場合、隔世の感を禁じ得ない。

三　疾　病　異　常

次に疾病異常について見てみると、第二五表は、昭和二七年度の七戸町小・中学校児童・生徒の疾病異常をパーセントで示したものである。

各学校によって、調査しない項目もあるが、特に目立つものは、トラホームと虫歯である。『町勢要覧』二七年度版には、「町費の補助により連続三ケ年にわたり専門医の診療を受けさせているが、トラホーム患者は依然として全生徒の五〇パーセントになんなんとする恐るべき状態を呈している。この野蛮病の根絶は父兄の自覚に

第22表　七戸町小・中学校児童生徒体格（昭和27年度）

区分 / 年齢別	身長		体重		胸囲		座高	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校								
6	108.7	107.4	19.2	17.7	56.7	55.4	60.7	61.3
7	113.3	112.0	20.4	19.6	59.0	56.4	64.3	61.4
8	113.0	115.6	21.7	21.8	59.2	57.8	65.1	64.6
9	124.3	120.7	24.8	23.6	62.1	59.6	67.0	67.0
10	126.1	126.5	26.9	27.1	64.5	63.1	69.4	69.6
11	132.0	131.9	30.0	32.3	67.4	66.6	71.5	71.3
12	131.0		28.0		71.0		65.1	
中学校								
12	133.4	136.9	31.5	34.4	65.7	68.5	72.4	75.1
13	140.7	141.8	35.4	37.2	71.6	67.2	76.1	76.9
14	145.4	145.0	39.2	41.6	74.2	76.4	76.9	78.7
15	149.9	149.1	43.2	45.9	78.5	79.0	82.6	83.2

第23表　県下小・中学校児童生徒体格（昭和26年度）

区分 / 年齢別	身長		体重		胸囲		座高	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校								
6	109.18	108.19	18.83	18.20	56.95	55.19	61.98	61.51
7	114.22	113.02	20.81	20.13	58.92	56.96	64.37	64.01
8	119.22	118.05	22.92	22.16	60.80	58.76	66.72	65.37
9	123.98	122.82	25.06	24.36	62.62	60.55	68.73	68.42
10	128.22	127.64	27.36	26.88	64.43	62.62	70.69	70.61
11	132.49	132.90	29.62	29.98	66.29	65.20	72.36	72.59
12	134.13	135.43	30.54	31.76	67.21	67.00	73.00	74.28
中学校								
12	137.90	139.13	33.25	34.57	68.76	68.75	74.76	76.04
13	143.63	144.02	37.40	39.14	71.60	72.35	77.64	78.98
14	149.88	147.71	42.29	43.17	75.05	75.49	80.86	80.94
15	152.92	148.90	44.98	44.33	77.49	76.78	81.82	81.95

第24表　七戸町小・中学校児童生徒体格（昭和57年度）

区分 / 年齢別	身長		体重		胸囲		座高	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校								
6	116.7	115.4	21.9	20.8	59.0	56.4	65.5	64.4
7	121.5	120.4	23.7	22.7	59.9	59.1	66.3	66.8
8	126.8	127.3	26.3	25.8	62.1	61.6	69.1	69.8
9	126.3	130.8	26.1	28.0	62.0	63.1	69.1	71.5
10	130.9	136.7	28.2	32.4	62.8	66.2	71.7	73.9
11	138.7	142.8	33.2	36.6	66.6	68.9	73.6	76.1
中学校								
12	145.0	150.1	36.6	41.2	69.5	72 3	77.3	79.1
13	151.7	158.6	45.4	48.1	76.4	77.6	80.7	83.5
14	153.6	163.6	47.6	52.6	77.9	79.7	82.3	87.0

第25表　昭和27年度七戸町小・中学校児童・生徒疾病異常該当者数

（百分比）

病類別＼学校名		七戸小学校	野々上小学校（含寺下分校）	倉岡小学校	西野小学校	鶴児平小学校	七戸中学校	野々上中学校	倉岡中学校	西野中学校
検査人員		1,501	187	82	114	86	611	63	26	36
栄養要注意		3.13	—	—	—	1.16	3.6	—	—	—
せき柱異常		0.06	—	—	—	—	—	—	—	—
胸郭異常		1.26	—	—	—	—	0.33	—	—	—
近視		—	0.4	0.04	21.0	—	9.0	10.0	3.8	0.4
弱視		1.33	—	—	—	—	—	—	—	—
色神異常		1.13	—	0.04	—	—	0.4	7.0	—	—
トラホーム		24.2	43.0	37.0	42.1	44.19	35.68	44.0	50.0	0.2
難聴		0.66	—	—	—	4.65	—	—	3.8	—
伝染性皮膚病		1.86	—	—	—	—	—	—	—	—
いん頭疾患	せん様増殖症	0.13	—	—	—	—	—	—	—	—
	扁桃せん肥大	1.26	—	—	—	—	—	4.0	—	—
う歯	検査人員	1,501	187	82	114	86	611	63	26	36
	処置	—	—	—	—	—	0.4	—	—	—
	未処置	72.28	64.0	82.93	77.2	77.91	59.75	46.0	57.7	0.6
其他の疾病異常	精神薄弱	0.73	0.1	—	—	—	—	—	—	—
	身体虚弱	1.19	0.1	—	—	—	—	—	—	—
	運動障害	0.73	—	—	—	—	0.17	—	—	—
要養護		5.68	—	—	—	53.49	4.23	—	—	—
皮内反応ツベルクリン	検査人員	1,408	184	—	94	86	599	63	25	36
	陰性	39.29	64.0	—	7.9	40.7	12.3	2.0	3.8	0.08
結核性疾患	検査人員	851	—	—		86	—	—	—	—
	肺結核	5.64	—	—	—	—	—	—	—	—
寄生虫保有	検査人員	1,459	—	—	—	—	—	—	—	—
	核当人員	43.21	—	—	—	—	—	—	—	—

よって家庭内の感染源を絶たない限り望み得ない」と記してあるが、少しでもトラホーム患者をなくそうと、各学校でも独自に撲滅運動を展開、七戸小学校の場合、二八年を例にとると、一〇月五日より五〇日間トラホーム治療を開始、休み時間等を利用し、生徒をずらり一列に並べ、先生がテラマイシンを塗布した。

なおその他、寄生虫・虱・結核・伝染病・栄養障害などの問題もあったわけだが、七戸小学校の二八年度における保健にかかわる出来事を抜き出してみると、六月一三日全児童サントニン服用、六月一九日種痘実施・虱殺虫、七月二七日腸チフス・パラチフス予防注射実施、一二月二六日虱駆虫、一二月二八日要注意児童との健康相談等となっている。

虱駆除の場合、DDTを頭に散布するわけであるが、先生は体育館の壇上に上がり、生徒を下に一列に並ばせて振り掛け、自宅へ帰ってから櫛で取るよう指示、翌日その数を報告させた。

保健・健康に対する意識が高まるにつれ、養護教諭の配置を望むようになり、七戸町でも、昭和二九年、七戸小学校に始めて養護教諭が配属された。

第四節　児童・生徒の活動

一　自治会発足

着る物がない、食べる物がない、教科書がないというないものづくめの戦後にあって、ただ一つだけ豊かなも

のが在るとすれば、それは児童・生徒達のエネルギーであろう。このエネルギーをいかなる方面に発揮させてやるか、それはまた、ひとえに教師の腕の見せどころでもあった。

この時期、連合軍政府の強い指導もあり、各小・中学校に自治会の組織ができている。七戸中学校でも、「昭和二十三年九月二日、古間木小学校における軍政府教育部次長ゴデレイー女史の学校自治会におけるお話をうかがって、我等も自治会をつくることになり、学校が本校と分室にある関係上、それぞれにより左記の様にして発足す。大いに活躍している。十二月二十日、本校、分室の総理事会を開き、一時間半余に渡って討議し、自治会会則が決った」（七戸中学校『校友会誌』第一号、昭和二四年）という具合であった。

その会則を見てみると

自治会会則

第一条　本会の名称を七戸中学校自治会とする

第二条　中学生としての自覚を深め生活態度を自主的にして民主的な自治運営になれるようにする

第三条　右の目的を達するために左の部をおく

庶務部（自治会の記録、投書の記録、会計等）

生活部（通学自治班、品行改善、物品あずかり部、投書箱、購売部、生活行事予告、遅刻防止、病欠者の家庭訪問等）

整備部（学校教育内の整備、校庭美化、自転車の置場等）

厚生部（身体方面の統計作製、整理、清掃、身体の清潔、給食）
修養部（成績品展覧会、図書推選、壁新聞、学校歴史）
文化部（音楽会、弁論大会、芸能会、掲示板、ラジオニュース、歌詩募集、ＰＴＡの招待等）

第四条　本会に左の役員を置き、任期は一年とする
会長（一名）、副会長（二名）、顧問教師（本校二名、分校一名）、理事は学級から四名

第五条　本会の会長、副会長、顧問教師は生徒大会において選出する

第六条　左の事は自治会で決めてはいけない
一、校長・職員の任命
二、授業科目
三、教授法
四、各人の成績点数
五、休日数、一日の時間・時数
六、犯罪の懲罰　（しかし意見はよい）

第七条　理事会は毎月二回会長が招集し、必要に応じて臨時に開くことが出来る

第八条　生徒大会は毎年一回開き必要に応じて臨時大会を開く

簡にして要を得ており、当時の生徒の目指していたところが知られて興味深い。

二　班　活　動

次に、部活動についてであるが、当時は班活動と言って、七戸中学校の場合だと、自然科学班、社会研究班、編集班、演劇班、美術班、野球班、卓球班、山岳班、籠球班、競技班などの班があり活動していた。その中で特に大きな成果をあげていたのは野球班であった。新制中学校発足の翌二三年には、早くも郡の代表となり県大会への出場を果たしている。しかしながらこの時は、合浦公園に県内の代表校が集合しながら、事情あって大会中止のやむなきに至っている。

また競技班の活躍も目を見張るものがあり、特に郡下駅伝大会九連覇（昭和二二年より三〇年まで）は、輝かしい金字塔である。

昭和30年郡下駅伝大会でトップでゴールする七中チーム

この駅伝大会の第一回は、二二年（一九四七）一〇月五日に行われ、十和田市と七戸間のコースで、石ころの道を選手は素足で走り、ゼッケンや、ランニングシャツなしの裸で走っている者もいたという。そして、各校の先生は、自転車の荷台に校旗を掲げて伴走をしたのであった。

この当時は物のない時代であるから、特別な

用具を必要としないもの、また、校庭が狭いということから、どこでも練習できる競技として陸上が選ばれ、一時期は二〇〇人を越える生徒が集まった。そして、単なる競技能力の向上だけではなしに、生徒指導の面においても大きな役割を果たしていた。

その他の班も、独自の活動を展開しており、弁論部などは郡下に敵なく、県下の弁論大会においても上北の雄として活躍していた。また、自然科学班は、その活動により、県下の理科研究発表会でも、優秀な成績を収めていた。なお、山岳班というものが当時あり、特異な存在であった。

第五節　教育委員会発足

戦後の教育民主化の中で、地方教育行政上重要な意味を持つものは、教育委員会の設置である。これは連合軍政府の指導によるものであって、民間情報部と折衝を重ねながらその設置準備が進められていった。そして、昭和二一年一二月二七日、教育刷新委員会は、「教育行政に関すること」を採択し、建議した。

その主な内容は

(1)、従来の官僚的画一主義と形式主義の是正

(2)、教育における公正な民意の尊重

(3)、教育の自主性の確保と教育行政の地方分権

(4)、各級学校教育の間および学校教育と社会教育の間の緊密化
(5)、教育に関する研究調査の重視
(6)、教育財政の整備

（菊池良久「現代教育の出発　第二節教育行財政」『青森県教育史』第二巻、昭和四九年）

などに留意して、教育行政を根本的に刷新するということであった。そして、中央には文部大臣の諮問機関としての中央教育委員会、地方には公選による教育委員会の設置などを求めていたが、文部省では、この方針に基づき立法準備に入った。幾多の経緯を経ながら、二三年六月、「教育委員会法案」として閣議で決定、国会に提出され、七月五日可決、同月一五日に公布された。また、同法施行令、同法施行規則がその後制定されている。

この「教育委員会法」は、教育行政の地方分権、公正な民意の反映、教育の自主性の確保、を根本方針としているが、その第三条には、「教育委員会は都道府県及び市（特別区を含む）町村にこれを設置する」と規定、青森県ではさっそく二三年一〇月五日に、第一回目の県教育委員の選挙が行われ、一一月一日には県教育委員会が発足している。

ただ、市町村で教育委員会を設けることは、財政的にも人材面でも困難であって、五大都市にだけ二三年一一月一日の設置を義務づけ、他の市町村は二五年一一月一日まで延期となった。更に二四年五月一九日の旧法改正で、市町村の教育委員会設置期限が二七年一一月一日へと延ばされ、二五年五月一〇日の改正では、市は二五年一一月一日、または二七年一一月一日、町村は二七年一一月一日に教育委員会を必ず設置するよう改められた。

七戸町では、二七年一一月一日発足を目指して準備を進め、二七年九月二五日告示、七人の立候補者が出た。演説会などの選挙運動があった後、一〇月五日に選挙、米内山治郎、橋本博愛、畠山義雄、小原志づの四人が公選された。この時、県下一六三市町村で六五二人の教育委員が選出されたが、婦人の委員は三六人で、そのうちの一人が、七戸町の小原志づであった。

なお、これに議会選出委員として盛田信一が加わり、初代教育委員長には橋本博愛が互選され、初代教育長には和田勇吉七戸町助役（兼務）が就任した。

発足当初、教育委員会は役場内に設置され、専門の事務局員もいず、当時の厚生課高田宣孝主事が事務を担当した。昭和二八年二月二五日になってようやく二人の事務局員が任命された。そして、二八年四月から、それまで百石中学校の校長をしていた熊谷省三を専任の教育長として迎えることになった。各町村とも有資格者の専任教育長の確保ができず、二八年五月現在で、有資格専任教育長は、県下で四七人しかいなかった。したがって、七戸町の場合は、比較的順調に組織作りが進んでいったと言えるだろう。

七戸町教育委員会の最初の大仕事は、なんといっても人事異動であろう。これは、地方教育委員会が人事権を持つことになったため実施することになったものであるが、衆目注視のうちに、二八年三月三一日定期異動を発表したのであった。

この時期、さし迫った問題と言えば、なんといっても教育環境の整備であり、とりわけ早急に検討されなければならないのは、校舎建築の問題であった。特に、決して広いとは言えない柏葉城趾に、児童・生徒が三〇〇〇

人近くもいるというのは、好ましい状態ではなく、七戸中学校の移転、早期校舎建築が望まれた。また、倉岡、野々上、西野、鶴児平もほとんどが分教場以来の建物で、決して満足できる状態ではなかった。

そこで、教育委員会としては、町の財政事情と睨み合わせながら、全体的な計画のもとに校舎建築を計画、当時、最も劣悪な状態にあった倉岡小・中学校の校舎建築を初めとして、逐次手掛けていくことになったのであった。

第六節　上北教育事務所と七戸町の教育

先に述べたように、二三年一一月一日に県教育委員会が発足したが、その時、従来地方事務所内にあった教育課が、県教育委員会の出張所として独立し、教育事務所と称することになった。そして、県内八地方教育事務所が発足、上北郡の場合、七戸町に地方事務所があったので、七戸町に上北地方教育事務所が置かれることになった。

当時、地方事務所の教育課長をしていた佐藤勇が初代の所長に就き、社会教育係、学務係、指導係、庶務係という組織でもってスタート、独立したといっても名ばかりで、地方事務所の一室を借用してのものであった。

教育事務所の、当時の大きな仕事と言えば、まず第一に、民主教育の徹底を図るということである。この、民主教育の推進にあたっては、特に軍司令部の指導が強く、これに振り回されている感があった。

軍政府の命令は時と処と問わず、至急電話で伝達される。「明日、何処そこで、何時、待機せよ」という簡単なものであるだけに、何処へ行って何をするのか全くわからない。止むを得ないからこちらは指定の場所と時間に自転車を踏んでかけつけるだけである。あちらはむろんジープで正確にやってくる。「今日は七戸中学校を視察する。同道せよ」ということになる。前もってこの辺はあぶないな、と思う方面へ警戒警報を出しておくのだが、訪問される方は全くの予告なしの訪問であるから、大変迷惑することもある。（佐藤勇「占領下の教育行政追想記……ジープと自転車」『上北郡教組三五年史　上北の子らとともに』昭和五八年）

という具合であった。そして、いわゆる好ましくない教員をチェックしていくのであった。

また、戦後の教員不足の折から、教員捜しも大変な仕事であった。特に二二年より、新しく義務制の中学校が発足したので、これへの教員配置には頭を痛めた。有資格者を配置することはなかなか困難であり、小学校の教師を中学校に回したり、代用教員を採用するなどして、ようやく急場を凌ぐことになった。

その他、再教育のための講習会の開催も、重要な仕事であるが、これにも軍政府からの指導が加わり、講師の原稿の検閲がなされるなど、教育事務所が自らの意志と企画で教育行政を行うには、大きな制約があった。

しかしながら、いろいろな制約の中にも、上北教育事務所を一つの頂点として、上北地方の各教育現場は、新しい教育を模索していったのであり、そこから幾多のすばらしい教育実践、教育研究が生まれてくるのであった。そして、その一大成果が、教育課程研究委員会の手による「社会科単元の基底」、国語の「学習指導の研究」、算数の「学習指導法の改善」などであった。

上北地方教育事務所は、以後、昭和三一年（一九五六）には、上北教育事務所と名称を変更、また、事務所も、昭和二五年一一月一三日には、当時の七戸町の消防屯所を改築した所に移転、昭和四一年七月一日には、旧七戸警察署の建物に移転、昭和四八年六月一日には、蛇坂の七戸町教育センターに移転、現在に至っている。

その間、郡下の学力向上のため、独自の学力テストを作成実施したり、昭和三一年には、上北地方学校教育振興協議会（三五年、上北地方教育振興協議会に改称）を設置、また昭和三二年には、第一回小・中学校学習指導法研究会を開催するなど、研究会の主催、並びに育成に努めた。更には、昭和四〇年からは、三沢市・十和田市に、四三年からは中部上北教育委員会、四八年からは東部上北教育研究協議会に指導主事を駐在させ、また四九年からは、市町村への派遣社会教育主事制度を実施し、より綿密に、地域の学校教育現場、あるいは社会教育の指導に当たっている。

もちろん、地元である七戸町の受ける恩恵は計り知れない。地方事務所が七戸町にあった時代、文字通り七戸町が上北郡の中心地であったが、県税事務所等が順次移され、現在では十和田市に県の合同庁舎ができている。そういう時代の趨勢の中で、教育事務所が七戸町に残されているということは、教育に賭ける七戸町民の並々ならぬ熱意の現れであり、教育の町をもって任じる自負の現れでもあろう。

第七節　上北郡教組

労働運動は、太平洋戦争の進展に伴い禁止され、産業報国会に統一されていたが、戦後、基本的人権の拡充、強化とともに認められることになり、二〇年一〇月一一日のＧＨＱ五大改革指令に刺激されて、急テンポで労働組合が結成されていった。

教員の場合もまた、生活権の獲得、向上のため、各種の運動を展開、全国的には、二〇年一二月一日に、全日本教員組合、翌二日には、日本教育者組合が結成された。本県の場合、二〇年一一月に、青森県新教育研究会が設立され、やがて、全県的な組合設立へ発展していくことになった。

このような動きの中で、上北郡の場合も、組合結成の動きがにわかに活発となり、二一年二月一〇日、三本木国民学校において結成大会を開催、名称を上北郡教員組合とした。組合長は三本木国民学校校長三上喜代作であったが、同年四月には七戸青年学校へ転任、更に、校長が組合の役員に就任することができなくなったので、当時七戸国民学校に勤務していた盛田三喜雄が組合長に就任、文字通り七戸が郡の組合の中心となり、二二年二月一日のゼネストに向かうことになった。

戦後の混乱の中、物資の不足、物価の高騰などで、教員達も生活苦に悩まされたことは言うまでもなかった。そこで、最低生活権の獲得を求めて、ゼネストも辞せずということで全国的に闘争が展開され、二二年一月二〇日には、中央闘争委員会の指令を受けて、県教組では、「二十五日から準備ストに入り午前三時間づつ授業を行い、二月一日全官公庁職員と共に一斉ストに突入し、教壇を放棄せよ」という指令を発した。

上北郡教組ではこの指令を受け、郡の闘争本部を七戸国民学校校長室に設けた。それは、「盛田組合長兼闘争

委員長が同校の教頭と言うだけでなく、郡教育会の会長であった校長の橋本博愛の度量と全職員の協力によると思われる。又、郡教育会事務局が七戸校であったことから、当時の物資の配給ルートが、教育会の組織を通して行われていたため、多量の用紙類の在庫もあり、それに軍部放出の毛布等も多量にあったことから、徹宵する闘争本部としては好都合」（『上北郡教組三五年史　上北の子らとともに』昭和五八年）であったからである。二四日から、二六日にかけて、郡下各地区でスト宣言大会を開催、スト突入の準備に入ることになったが、もちろんストに反対する動きもあったわけで、一月二七日に七戸で持たれた町村代表の国民学校長の常会では、郡下二七校にスト反対の動きがあることが報告されている。しかし、組合の粘り強い説得により、三〇日の時点では大方の決意書も提出になり、スト突入の準備は完了していた。

中央においては、政府と労働組合の代表が交渉を続け、また、中央労働委員会が斡旋に尽力したが話し合いはまとまらず、ついに一月三一日、労働側は、二・一ゼネストを通告した。

しかるに、三一日午後九時二一分、伊井弥四郎全官共闘議長のスト中止の声明が、全国民に向けて放送された。マッカーサー最高司令官より禁止せよとの通告をうけ、やむなく中止するということであった。

二・一ゼネストは中止となったものの、ここに結集されたエネルギーは消滅するはずもなく、教育復興と生活権確立のため、更に組織を強固なものとしていき、昭和三〇年代の勤務評定、学力テスト、安全保障条約、四〇年代の教員人材確保法などに対する反対運動を強力に展開していくことになったのである

ところで、このような活動とは別に、昭和二〇年代には、組合単独、あるいは、上北地方教育事務所と共催

で、様々な教育的事業を実施している。これは、講演会であったり、講習会であったり、あるいは、児童・生徒達の郡下学徒弁論大会、芸能発表会であった。また、なんといっても特筆すべきことは、学習帳の編集である。これは、郡教組と上北地方教育事務所の共同で作られたもので、第一に子供の生活指導に重点を置いて編集しており、県下で注目された。

また、当時、行政と組合の行事調整の必要から始められた行事打合せ会議が、郡教育振興の目的のもとに、上北郡教育振興協議会として発足、種々の講習会、研究会を実施、研究グループの育成にもあたった。

現在、郡教研などを中心とした、研修活動が盛んである。

なお、七戸町教組の方であるが、昭和二二年一〇月一四日、郡教組で、地区に区会、町村に支会、学校に分会を置くことになったのに伴い組織され、郡教組と連動した形で活動がなされることになり、現在に至っている。

第一二章　現代の教育

第一節　学　校　建　築

一　倉岡小・中学校

新学制制定後、教育環境の整備は急務とされていたが、主として財政的な問題で、なかなか思うようには進展しなかった。しかし、柏葉城趾には、三〇〇〇人もの児童・生徒が集中しており、後から後へと増築したつぎはぎだらけの校舎が、七戸中学校の現状であった。また、市街地から離れた地域にあっては、分教場時代の校舎が、そのまま現存しており、とても、使用に耐えられない状態であった。

倉岡小、新築移転なった校舎校庭での運動会

このような状態を打開するため、各学校、学区民は一丸となって新校舎建築に向けて運動を展開、また、教育委員会でも、町財政と睨み合わせながら、全体的な視野での校舎建築を検討し、七戸町の理想的な学校配置という観点から、特に校地選定には意を用いた。

まず、最初に新校舎建築の実現をみたのは、倉岡小・中学校であった。倉岡の校舎は、昭和三年（一九二八）四月、七戸小学校倉岡分教場となった際、新築したものであるが、これに二四年一教室増築して、七戸中学校の分校となった中学校で使用、二六年七戸中学校より独立した後も、そのまま使用、一方、小学校の方でも学級数が増えるなど、このままの状態では教育活動に多大な影響があると考え、新校舎建築の運動を展開することになった。まず、第一にやらなければならないのは、校地獲得である。従来の所では狭隘であり、東北牧場の一角を選定、その

譲渡の交渉に入った。二六年度の父母と先生の会の「日誌」を見ると、ほとんどが、用地獲得に関する記述である。この校地獲得には大部時間がかかったが、ようやくにして、鶴児平一七四番地に従来の約一〇倍にあたる二八九〇坪の土地を入手、そこに校舎が完成したのは、三〇年一一月三〇日で、建物面積は一二五坪、教室四、職員室一、その他であった。そして、一二月二日には新校舎に移転、翌年一月一〇日には新築落成式を挙行している。

『七戸新聞』の昭和三〇年一一月一五日号では、

教育の場に於ける、中心校との差がとりはらわれ、教育の機会均等の一端を実現し、七戸町教育の内容充実に役立った意義に先ずもって祝意を表する次第である。また、新築計画から落成までの経緯を見るに、在来はよく見られた顔役や政治屋の介入する余地を与えず、部落民の熱意、教育委員会の節度、町理事者の理解が渾然一体となって貫かれ、教育委員会制度の長所をいかんなく発揮した好ケースとなり、ひいては教育制度に一般の理解が深まったという望外の望みを果した点を特筆大書したい。

と、倉岡小・中学校新校舎建築の教育的意義を述べている。

なお、昭和三三年九月には、倉岡中学校が七戸中学校に統合されたものの、小学校の方は三五年には、東北砂鉄開発に伴い、従業員の子弟が多数転入、その人数が三七人にも及び、従来の五学級編成（普通教室四、うち一教室を半分に仕切り使用）のままでは収容しきれず、職員室を教室に転用して、職員は廊下の一隅に押しやられるという有様であった。翌年は更に生徒数の増加が見込まれることから、二教室の増築及び、懸案であるところ

の体育館の建築の陳情を、昭和三五年一二月に行っしている。

三六年には、全校生徒数が、一五三人にも達し、六学級編成となったこともあって、九月にようやく二教室及び保健室、図書室の増築工事に着工、三七年一月四日には竣工検査合格、五日に落成式を挙行した。

三七年一一月には、給食室が作られ、体育館は、四〇年五月着工、八月には二二二平方メートルの建物が完成、八月三〇日には、その体育館で、創立五〇周年記念、並びに体育館落成記念祝賀会を実施している。

二　七戸中学校

七戸中学校は、発足当初から、七戸小学校及び七戸高等学校に間借りしたり、増築につぐ増築のつぎ足し校舎で、しかも、七戸小学校と柏葉城趾に共存しており、新校地及び新校舎が強く望まれていた。

七戸中学校の場合も、まず校地の選定、取得が大きな問題であった。二六年（一九五一）一二月一日には、七戸中学校敷地選定委員会の設置が議会において議決されているが、とにかく敷地選定の段階から議論沸騰、町を二分するような形となった。そして、いざ敷地が選定され、取得する段となったら、今度は、国有地であるところから、国側との折衝が難航、教育委員会で足繁く通い、粘り強い折衝を続け、ようやく、奥羽種畜牧場の一角、鶴児平一九一番地の土地を一万五〇〇〇坪国から買収することができた。

そして、ようやく三一年から五カ年計画で校舎を建築することが、三〇年一二月二八日の議会で可決された。実際には、三二年九月一八日に起工式が行われ、第一期工事分は、三三年三月三一日をもって完成している。そ

の規模は、木造二階建、総坪数五五七・一三坪。そして　この校舎には、三三年七月一日より二、三年生が移転している。

ところで、第一期工事に着手してみて、主として財政的な面で苦慮するところが多く、その面での対策を講じる必要に迫られていたが、当時、鉄骨構造の建築物の場合、補助金が多く出ることに着目、しかも、木造よりは強固であるということから、鉄骨構造の校舎の検討に入った。しかし、県内ではどこにも鉄骨構造の校舎がないので、教育委員会では、山形県へ視察に出かけたり、文部省へ指導を受けに出向いた。その際、文部省から紹介されたのが、東京大学吉武研究室であった。吉武研究室では、独創的で先進的な校舎建築に取り組んでいたが、その設計した校舎を瞠目の思いで見てきたのであった。そして、吉武研究室の校舎建築に対する考え方、姿勢には、強く心を打たれ、二期工事以降吉武研究室へ設計を依頼することを決意した。吉武研究室では、東京から遠いこと、既に一部校舎が出来つつあることから難色を示した。しかしながら、町当局の熱意が実り、ようやく設計の承諾を得ることができたのであった。

工事は、三三年、三四年の両年にわたり、鉄骨二階建、総坪数五七六・五一坪の校舎が建設され、三四年一一月二四日には移転、今まで旧校舎（柏葉城趾にある校舎）にいた一年生も加わって、全学年が新校舎で学ぶことになった。

七戸中学校『生徒会誌』一二号（昭和三五年三月発行）から、当時の生徒の新校舎についての感想を拾ってみる。

……広々とした平野に、すっきりと、清楚な病院建築を思わせるような建物が建った。これが我が七戸中学校新校舎、だれもが待ち望んでいた我が家だ。狭い校舎から開放されたみんなの顔は明るい。広い図書館、玄関、音楽室、そしてマルティパーパスルーム、水洗便所、何から何までみな新しく、この異様な設計に、ただ目をみはるばかり……（中略）……教科教官型の校舎、耐火耐震の半永久的な軽量鉄骨の校舎。日本では数少ないものであるだけに全国各地から集まってくる参観者はあとをたたない。限られた予算、限られた敷地、それに地方の特殊性をも生かして最大の効果を上げようと日本の頭脳たちが作りあげた設計、加えるに日本有数の建設会社である清水建設の施工。これはまたフランスで行われる国際建築学会に発表されるものである。

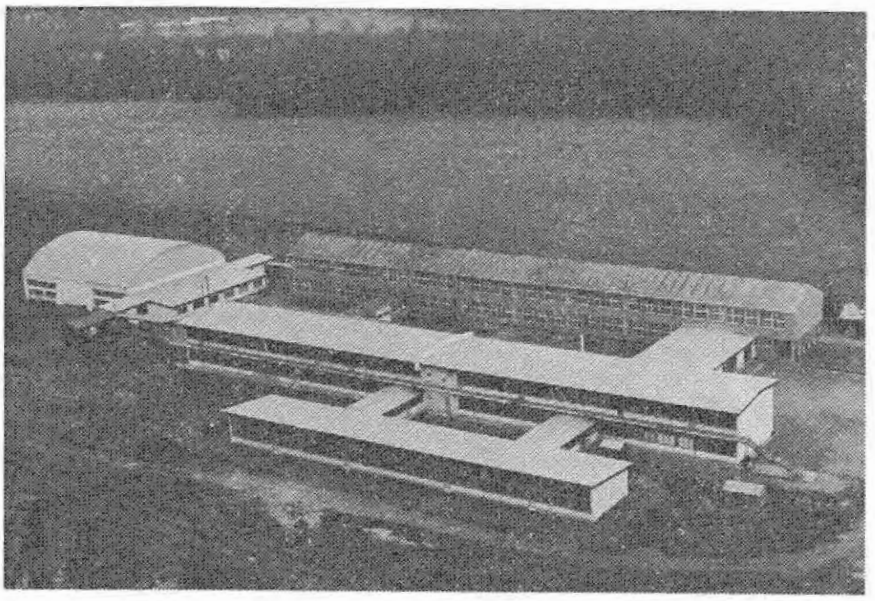

東京大学吉武研究室設計の七中校舎

ここで新校舎の特徴をいくつか書くと、

◇玄関、広さは従来の建物の二倍はあると思われる位広い。

又、職員生徒のものだという気持が強く感じられる。

◇廊下のない校舎、従来の学校にみられる廊下は校舎の三分の一は占められるだろうといわれているが、新校舎には廊下がない。それだけ教室を広く活用できるように設計されてい

る。……

工事は、この後も体育館を主とした三期工事が三五年三月三一日に完成、六月四日から使用されている。また、四期工事南棟も完成、三六年一月から使用に供され、一応工事が完了したことになった。

この七戸中学校の校舎は、軽量鉄骨構造ということもさることながら、従来の、言わば、箱型校舎からの脱脚ということで注目を浴びた。これまでの教育学、建築学の成果を踏まえ、どうしたら生徒の発達段階に即して、よりよい教育的環境を作ることができるかという観点からの、言ってみれば、教育思想の具現としての校舎ができあがったのである。

以後、七戸町では、これを嚆矢として、教育思想の表現であるところの、独特な校舎造りがなされていくことになった。

なお、現在この七戸中学校校舎は老朽化の為取り壊され、防衛施設庁の補助を受けて、新しく校舎が建築された。L字型の鉄筋コンクリート三階建の二級防音校舎で、昭和五七年着工、昭和五九年度に完成した。講堂は昭和六〇年に完成し、グランドも昭和六〇年度に整備が完了した。

三　野々上小・中学校

野々上小学校の校舎は、昭和二年（一九二七）に建築、中学校の方は発足した二五年に建築したものであったが、特に小学校の方はその老朽化がひどく、「狭隘のため採光度は極めて悪く、そのため近年児童の視力減退す

るものが続出し、保健衛生上憂慮されており、なかでも曇天や雨天の際、また冬期間にあってはもっとも悪く、教科書等を読むことも困難であります。また床板の腐朽も甚しいため、発育成長盛りの児童の強度の運動等により落下するばかりでなく、強風時には窓ガラス等が落下するなどこれによって毎年二、三人の負傷者をみているのであります。なお屋根の如きは、その腐朽最も甚しく、雨天のたびに雨漏りがし、これはすでに差柾による修理も不可能に近い状態であります」（「校舎建築請願書」昭和三四年）という具合であった。

そこで、七戸中学校の工事が一応三五年度内に完了したので、その後に続いて、野々上小・中学校の校舎建築が手掛けられることになった。

野々上の場合も校地取得に難儀したが、ようやく学区民の協力で、旧校舎のうしろに取得し、校舎の設計は東京大学吉武研究室に依頼、三七年九月一八日には、第一期工事分として、小学校校舎（普通教室六、音楽室、図工室、玄関、昇降口、給食調整室、ランチルーム、職員室、便所、物置）が完成、移転している。また、三八年三月には体育館新築、そして、そこで創立八〇周年記念式典を挙行した。四二年一月一九日には、更に、普通教室四、特別教室などが建築され、一応全工事が完了ということになった。

野々上小・中学校の場合も、東大吉武研究室の斬新なアイデアが随所に見られ、そのモダンな姿は、周囲の緑によく映えた。

四　西野小・中学校

西野では、分教場の時代の昭和一二年（一九三七）二月一四日、七戸町字前田三二番地に、坪数一四一・七五坪の校舎を建築落成しているが、二二年七戸小学校より独立昇格後、特に意を用いて実施してきたのは、校地の拡張であった。校舎建築時から、校地の狭隘であることは言われてきたが、昭和二七年中学校が併置されると、更にその感は強まった。三一年には、学区民有志の協力により校地拡張の話がまとまり、三二年には学区民の労力奉仕により校庭埋立作業が行われ、校庭拡張に伴う用地取得がたびたびなされ、現在の広さ（校舎敷地四一五四平方メートル、校庭その他六七七四平方メートル）まで拡張された。

また、この地は低地で、しかも川がすぐ側を流れており、風水害には常に悩まされ続けてきた。大きなものだけを拾い出してみても、昭和三三年九月二七日、台風二二号により校庭土砂流出、西野橋流出。三四年九月二七日、台風一五号により西野仮橋流失、三日間休校。三七年二月一一日、大暴風雨、家庭科室倒壊。四一年一〇月一四日、集中豪雨により校庭表土全域にわたり流出、門柱倒壊、堤決壊、臨時休校などとなっている。

そのたびごとに、教職員、父兄、更には児童・生徒までもが、土盛りなどの復旧作業にあたった。

最近では、護岸工事により水害が減り、また、校庭には四八年に暗渠排水工事を実施するなどして被害を免れている。

校舎の方は、三三年度に教室増築工事完成、三四年二月二七日に、複式解消記念式典と合わせて落成式を実施している。

更に、四一年一二月二日には、幾度となく陳情を重ねてきた体育館と、中学校の四教室が完成、四二年一一月

二九日には、落成記念式典を挙行している。

なお、この節を終えるにあたり、十勝沖地震のことに一言触れておかなければならないので、次の項で若干述べることにする。また、城南小学校、七戸小学校の校舎建築については、他の箇所で触れることにする。

五　十勝沖地震

昭和四三年（一九六八）五月一六日午前九時四九分頃、青森県を中心に、東北・北海道一帯を襲った十勝沖地震は、本県に大きな被害を与え、県民を一瞬にして恐怖と悲惨な状況におとしいれた。特に県南地方では被害が甚だしく、道路は各地で地割れし、陥没や亀裂が起こり、電話・電信などの通信網はズタズタに寸断されて、交通・通信が麻痺状態になったのに加え、停電や断水で混乱した。また、尻内―五戸間では六ケ所で山崩れが起こり、一瞬のうちに二八人の生命を飲み、剣吉中学校では、校舎が崩壊し、あっという間に十数人の生徒を飲み込み、四人の命を奪った。

この被災は、八戸市をはじめ県内三七市町村に及び、死者四五人、行方不明二人、負傷者三六〇余人、家屋の全半壊は、一部破損、浸水も含め、四万〇四六六棟、被災世帯五万四九七六戸、被災人員は二四万五七八五人に達した。このほか、農林・水産・商工・鉄道施設・土木関係などをいれれば、被災総額は五〇〇億円を越えた。

（以上の数値は、昭和四三年七月、東奥日報社刊行、『強震・青森県を襲う』による）

この十勝沖地震による、七戸町及び近接の市町村の被災状況を見てみると、第二六表のようであった。

なお、十和田電鉄、南部縦貫鉄道は軌道が被害を受け不通、また、田畑の陥没などの被害もかなりの数にのぼった。第二六表にある市町村は災害救助法が適用され、特に十和田市は激じん地区の指定を受けた。

第二六表　十勝沖地震被災状況

	死者	重傷者	全壊・流失・全焼	半壊・半焼	一部破損
七戸町			二	七七	九〇
上北町			二二	二八	六八〇
天間林村		三	四	六〇	六二〇
東北町			一八	一〇四	二〇〇
十和田市	四	一一一	二〇三	五三七	三〇〇
計	四	一一四	二四九	八〇六	三、六九〇

（『強震・青森県を襲う』による）

この地震によって、七戸町の各小・中学校も被害を受けることになるのだが、幸いに、学校の倒壊や、児童・生徒の人命にかかわるような大惨事には至らなかった。また、野々上、西野、倉岡は農繁期休業であることも幸いした。

地震発生後、教育委員会では時を移さず、被害状況の調査を開始、まず、一六日午前一一時に幼稚園、七戸小

災害報告書

43年5月16日発生の十勝沖地震により、公立学校施設に下記のとおり被害をうけましたので、報告します。

記

（単位　千円）

被害状況											
	建物							工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害金額計
	要新築				要補修大破以下金額	計					
	全壊		半壊			面積	金額				
	面積	金額	面積	金額							
七戸小					378					150	528
城南小					242					160	402
倉岡小					130					50	180
七戸中					150					300	450
野々上小・中					120					70	190
西野小・中										20	20
6					1.020					750	1.770

学校、午後一時三〇分からは、七戸中学校、倉岡小学校、鶴児平校舎、西野小・中学校と回り、午後の五時五〇分までかかって調査した。翌日は、更に城南小学校、野々上小・中学校を調査、また、校内の後片づけ、児童・生徒の余震による睡眠不足の疲労を考慮して、臨時休業とした。

今、その被害の状況に関して、文部大臣宛に提出した報告書を掲載しておく（上記）。

なお、この後、第二次の被害報告も出され、早速、復旧工事に着手している。

第二節　統廃合と新設

一　倉岡中学校、七戸中学校へ統合

新制中学校が、昭和二二年（一九四七）に発足して以来、七戸中学校のみならず、各地区にも中学校をということで、野々上・倉岡・西野の各中学校が、それぞれ小学校に併置という形で、つぎつぎに設置された。特に倉岡の場合は、既述したことであるが、七戸中学校の冬季分教室が二三年一二月に設けられ、それが翌年通年の分教室に、更に二六年には念願の独立昇格がなったのであった。しかしながら、七戸中学校の新築が計画され、具体的に進行するようになる頃から、教育的効果と、財政的見地から、倉岡中学校を七戸中学校へ統合する計画が推し進められることになる。

学校統合に関する資料

一、学校統合した場合の利点

1、教育効果の増大

教師の数が多い。設備が充実している。多数生徒に囲れて競争心の向上。

2、学校建築の財政的負担が軽くなる

統合のない場合、補助金は一般校舎は全くもらうことが出来ない。この額は約一〇〇〇万円であっ

て、その場合はすべて町民の負担となる。又、これを基にして、約一六〇〇万円の起債を申請することになるが、補助金がなければ起債も非常に困難となる。

3、倉岡小学校で、中学校使用部分も使用できるようになる。

4、町財政がそれだけ楽になるので、今後の増築体育館建設等も容易となる。

5、国家的にみても、将来国費を相当軽減できる。

二、新校舎へ倉岡学区からの距離

治部袋～新校舎　四二五〇m（防風林のないところ一三〇〇m）
倉　岡～　〃　四三〇〇m（　〃　一二五〇m）
銀南木～　〃　四八五〇m（　〃　六五〇m）
南斗内～　〃　五二〇〇m（　〃　一〇〇〇m）

三、七中学区で遠距離より通学しているところはどの位距離があるか。

膝　森～新校舎　四七五〇m
大　池～　〃　三八〇〇m
実験農場～　〃　四〇〇〇m
荒熊内～　〃　四四五〇m
一　森～　〃　四七五〇m

川　　去〜　〃　　三三五〇m

四、分離した際の条件と統合しようとする今日の事情

農村の実情にそくした教育が出来るということと、倉岡学区の文化センターとして分離し、独立しようということであったが、今日の事情としては、村の中心として、中学校の施設を拡大することは、現実の財政上容易でないこと、教員の絶対数が不足であるため、すべての教科を二、三人の先生が授業しなければならないこと。更に、農村教育は勿論必要であるが、二、三男が、農村に居ることが出来なくなりつつあるとき、広い視野に基く教育が必要ではないかと考えられますとき、統合した場合の方が教育的効果も向上するのではないかと考えます。

五、統合に同意した場合、実際に学校に通学するのはいつか。

昭和三十四年四月からとなる予定であります。

六、冬期間の通学困難のためには、冬季分校を設けることが出来る。

七、統合の手続き

教育委員会に於いて決議する。

当時、このような学校統合に関する資料が提出され、各所で統合の是非が論議されたが、三三年九月一日をもって統合となり、三八人が七戸中学校生となった。ただし、三三年度はそのまま七戸中学校倉岡分室として存し、七戸中学校への通学は、翌三四年四月一日からとなった。

二　城南小学校の開校

昭和三〇年代後半に、七戸町の教育史上画期的なことがあった。それは何かと言うに、いわゆる市街地において、七戸小学校から分離独立して、もう一校小学校が誕生したということである。

今、その経緯を見てみると、ことのおこりは、七戸小学校第二校舎の老朽化、及び校地の狭隘ということからである。七戸小学校は年々児童が増加し、二〇〇〇人になんなんとしていたが、その児童達が柏葉城趾にひしめいている。七戸中学校が移転したとは言うものの、決してこの児童の数からいけば、広いとは言えるものではなかった。また、上と下の二ヵ所に校舎が分かれているのは、学校運営上困ることもある。更に、第二校舎は老朽化し、危険率は極めて高く、風雨等による事故が予測されるありさまであった。

そこで、町議会などでもたびたび取り上げられ、三四年（一九五九）の議会では、満場一致で校舎建築が決議されていたのである。しかしながら、町財政は逼迫しており、七戸町の学校建築は、計画的に順次進められなければならない。折しも、七戸中学校が、新校舎建築中であったから、七戸小学校の校舎建築が実現するまでには至っていなかった。

ところで、この七戸小学校校舎建築問題に伴い、ある一つの大きな問題が湧き起こってきた。それは、新校舎建築を機会に、七戸小学校を二分し、新しい小学校を設置しようという動きであった。

この問題は、町中の人々に、教育というものを真剣に考える機会を与え、まさに議論百出という状態であったが、最終的には、大局的見地から、七戸町の教育の将来を考えて、七戸小学校から分離独立をさせて、もう一校

市街地に小学校を設置することにしたのだった。

教育委員会の記録によると、昭和三七年一月六日の教育委員会において、「南七戸小学校（仮称）を四月一日より開校することに決定」したとある。

当初、七戸小学校の第二校舎建築ということで話が進められていたものが、いつの間にか新しい小学校の設置という、思わぬ方向へ発展し、ここに、三七年四月一日より開校する運びとなったのである。

四月開校に向けて、着々と準備が進められていったわけであるが、先の三七年一月六日の教育委員会では、南七戸小学校（仮称）の学区を、一ノ森、川去、大林、蒼前、新川原の一部、舘野、川向と決定し、校舎は当面、七戸小学校の第二校舎を使用することを決定した。そして、同年三月二八日には、正式な校名が城南小学校と決定され、開校を待つばかりとなった。城南小学校開校にあたり、七戸町教育委員長名で、次のような文書が発せられている。（横書きの文書であるが便宜上縦書きとした）。

城南小学校開設について

標記について、下記のとおり城南小学校を開設致しましたので御報告申し上げます。

今後更に学区拡大新校舎建設及、新設校の発足に伴う設備の充実等幾多の問題がありますが、関係諸機関、各位の御指導と御援助により、当町教育発展の為礎石としたい考えで御ざいますので、よろしくお願い申上げます。

記

一、開設月日　三十七年四月一日
二、開設場所　七戸町字七戸九―一　（TEL　四九）
三、学校名　城南小学校

三四年四月一日開設となった城南小学校は、第一回目の入学式を挙行、まさに、幾多の難問を擁しながらの船出となったが、新一年生六五人を迎え、二学年七六人、三学年五九人、四学年六二人、五学年七六人、六学年八五人、計四二三人の児童と、上北教育事務所より転入の田中謙一校長をはじめ、一七人の教職員でもって、その第一歩を歩み始めることになったのである。

さて、城南小学校が誕生して、何よりも新校舎建築が急務とされたわけであるが、そのため、三七年九月二六日には、関係者によって校舎建築促進委員会が組織された。そして、校舎建築の種々の活動を展開していく中で、三八年二月八日には、教育委員会と町会議員、それに学校側の三者による校舎建築に関する協議会が持たれるなど、次第に具体的なものとなっていった。

やがて、三八年七月三日の定例教育委員会において、第一期工事六六二坪を着工すべきことを決定、設計は、東大吉武研究室、用地は、舘野三二―五八の地の八六七二坪で、蚕業指導所の県有財産及び個人の所有地を、各位の好意により取得したものであった。

同年九月一七日には、校舎建築説明会を開催し、最終的に学区民の同意を得ることとなった。そして、ようやく、一二月二日に入札を実施、施工業者が決定し、一二月二八日に起工式を行うに至ったのである。

二期工事の方も逐次発注され、四〇年二月四・五・六日には、一・二期の工事を完了し、移転も行っている。普通教室一八、特別教室四の延べ坪数九九六坪の校舎が完成したわけであるが、二月の初めと言えば真冬で、ふぶく中、馬橇、トラックを利用しての移転、児童達も椅子を背負い、さながら祭り行列のような引っ越し風景であった。

二月一五日には、入校式を午後一時より開催、教育委員長、教育長、助役他関係者多数、ＰＴＡ会員一五〇人の参席を得、雪の中、屋外で挙行した。

そして、三月二四日には、初めて新校舎から卒業生一五二人を送り出した。思えば、新校舎への真冬の大移動を敢行したのも、なんとか三九年度の卒業生を、新校舎から送り出したいという配慮からだったのである。

何もないところに新しく校舎が建ったのであるから、校地整備も大変なもので、雪解けを待ち、父母の協力を得て整備を実施、完了した秋の一〇月一〇日には、グランド開きを兼ねて大運動会を開催した。

三期工事の方も順調に進み、四一年五月三〇日には工事完了、管理棟一四三坪、屋内体育館一九三坪が完成し、先の一・二期工事分と合わせると、総面積一三三二坪の城南小学校校舎が完成したことになる。

城南小学校の校舎は、先にも触れたように、東大吉武研究室の設計になるもので、ディーテールまで担当、まさにすみずみまで、吉武研究室の意図がゆきわたった校舎であり、建築雑誌などにも取り上げられ、視察のため訪れる者は跡を絶たなかった。

今、その特徴を、同校の『学校要覧』から抜き出してみる。

1、低・中・高学年毎のブロック制をとり、それぞれ別棟としてある。（高低分離式建築）
2、教師は子どもと共に生活することをたてまえとするので、活動の根拠地としての職員室というものはなく、各棟毎に附設された準備室で休息をとるようにしてある。
3、敷地は緩傾斜地を部分毎に整地し、傾斜を生かしながら建てられてあるので、階段や床面の高低が多く変化に富んでいる。
4、全体が鉄骨造りであるが、主として南北方の壁体は鉄筋コンクリートを使ってあるので、外観はいわゆる鉄骨造りの感がしない。
5、低学年南側の広場、玄関廻り前庭、特別教室中庭等はコンクリート舗装にした。
6、渡り廊下はオープンにしてあるため、解放的な広さを感じさせる。なお教室廻りにテラス式のコンクリート舗装部分が多く、休憩時の遊び場に便利である。
7、四～六年の廊下面積が広く（巾料四m）、雨天や冬期間は有効な遊び場となる。
8、教室は高学年の一部を除いて平屋建となっているため、使い易く安全性が高い。

三期工事分も含めたところの新校舎が完成するまでには、三七年四月分離発足以来、五年かかっているが、ここまで至る道のりは、決して安穏なものではなく、種々の面において苦労は絶えなかったわけであるが、城南小学校が発足してまもなくの五月六日には、城南小学校父母と教師の会が結成されており、父母・学区民の熱意と協力があったため、ここまで漕ぎ着けることができたのである。その間、三八年度からは、学区を和田・向町・

川原町・新川原・小川町・袋町と拡大、児童数も八〇〇人を数え、七戸小学校と拮抗するようになった。なお、四四年四月一日からは、袋町が七戸小学校学区へ戻っている。

また、三八年からは、特殊学級を一学級開設、四〇年には二学級に増級している。

校旗、校歌が制定されたのは、昭和三九年三月一八日であった。

校章の図案は鷹山宇一画伯の手になるもので、次のような意図で製作したことが、書簡で述べられている。

校章の件、あれこれ考慮の末結局

一、七戸町に縁の深いもの

二、町民の皆さんが見て納得のいくもの

三、嫌味のないもの

以上想定のもとに平凡なものほど親しみが涌くのではないかとの結論に達し、新形式のものは一切やめて図案した結果、五つ柏に城南の文字を配したものができました。

また、校歌は、国語教育界の重鎮石森延男の作詞、作曲は諸井三郎によるもので、これも新しい感覚で作られた、明るく親しみやすいものであった。

四一年九月一三日には、校舎落成、創立五周年記念式典を盛大に挙行し、その前途を祝った。

考えてみるに、城南小学校が七戸小学校より分離して発足することは、七戸町の教育にとって大きな賭けであった。敷地、校舎、学区変更、備品の移管、ＰＴＡの構成等、山積する多くの問題を抱えながらも、市街地に二

校並存することによるいい意味での競争意識を、新たなる発展のエネルギーとしようということで、大英断を下したわけである。

福士忠元城南小学校校長は、一〇周年の時に、次のような一文を『城南だより』に寄せている。

いつか古い書類をひっくり返し整理していた時、ふと目について拾い上げたのがこの古ぼけた一枚の文書であった。いうまでもなく城南小学校の誕生を告げる貴重な資料なので、早速これを沿革誌にはさみ込んで大事に保存しておいたものである。十年一昔というけれどもこの一枚の文書は、紙質の関係もあろうが、十年の歳月を背負いこんで、黄色味を帯びた古色を見せ、今なお沿革誌の中にはさまっている。

然しこの古ぼけた紙の中は、なんと若々しい息吹きがみなぎっていることだろう。短いこれだけの言葉の中には、九十年の古く輝かしい歴史を足場にしてこの新設校を発足させた当時の町当局教育委員会の行政側と、これを受けとめる学区の人々の、はちきれそうな希望に満ちた願望とが汲みとれるように思えてならない。「当町の教育発展の礎石としたい」という、これだけの言葉が雄弁にその熱望を訴えているのではなかろうか。

これは、先にも掲載した、「城南小学校開設について」の文書を、開設一〇年後に目の当たりにしての感慨を述べたものであるが、城南小学校の分離独立が、七戸町の「教育発展の礎石」となるかどうか、新校舎を得て、名実ともに独立したこれからが、まさに正念場であった。

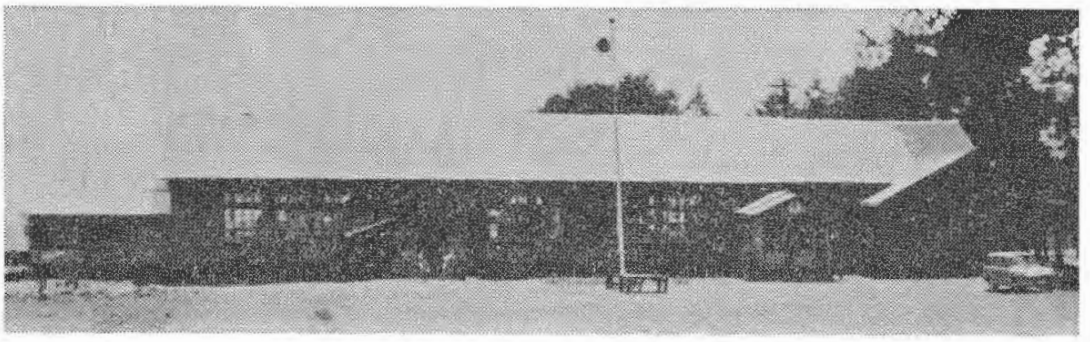

閉校になった鶴児平小学校

三　鶴児平小学校、七戸小学校へ統合

昭和二二年八月一五日、七戸小学校の分教場より独立昇格して、鶴児平小学校として発足して以来、常に奥羽種畜牧場と密接な関係を保ちながら進展してきた鶴児平小学校が、昭和四二年三月をもって閉校、四月からは七戸小学校に統合されることになった。

今、独立昇格より、閉校までの足取りを見てみると、二二年八月一五日、倉岡・西野とともに七戸小学校から独立、当時、分教場主任であった四戸正三が校長に昇格、他に岡田久三教諭と、校長婦人で嘱託講師であった四戸イツが専任となり、この三人でスタートすることになった。

校舎は、昭和二年建設した分教場時代のものをそのまま使用、生徒数は、男子三六人、女子四六人の計八二人で、二学級編成の三部複式であった。

二四年一〇月には一教室増築、二五年四月からは三学級編成となった。

ＰＴＡも独立発足後、間もなく結成され、また、牧場は学校に対して非常に協力的であり、他の所では物資不足、食糧不足で困難を極めている時に、野球道具を揃えることができたり、二五年には、放送設備を設置したりすることができた。

また、学校のグランドが狭いため、牧場はグランドを提供、雨が降れば屋内馬場、

あるいは牧場の講堂等、その施設を学校に開放してくれた。

昭和三三年には四学級編成、三四年には五学級編成、この年の一〇月には分教場以来の五〇周年記念式典を挙行、旧職員等関係者多数が列席し、盛大なものであった。記念事業として、一ヘクタールの記念植樹を実施した。

三五年には六学級編成となり、ようやく複式が解消となったが、以後、五学級になったり六学級に戻ったりで鶴児平小学校最後の年度には四学級と減少している。

ちょうどこの時期、七戸町では城南小学校の校舎新築工事が終わり、いよいよ、老朽化して新築が待ち望まれていた七戸小学校の校舎建築を手掛けようとしていた。

そして、鶴児平小学校の校舎についても、近々その新築を考えなければならない時期にきていたが、時期を接して二校建築することは、町財政にとってはかなりの負担であった。また、鶴児平小学校の生徒数は、今後、ますます減少することが予想され、このまま減少していくと、将来、三部複式を考えなければならなくなってくる。

そこで、七戸小学校へ統合したならば、二校建築するところを一校で済み、また、鶴児平小学校の児童にとっては教育的効果の面においてプラスになる。更に、このことも非常に大きなことであったが、統合して校舎を建築した場合は補助金が出る、などというメリットを掲げながら、統合の話が本格的に進められていった。

教育委員会では、たびたび説明会を開催し、その主旨を学区民に説いて回った。

今、四一年八月の説明会開催についての案内を見てみよう。

鶴児平小学校統合に関する説明会開催について

七戸小学校と鶴児平小学校を昭和四二年度より学校統合致したいと計画しております。鶴児平小学校は、今年度四学級来年以後は三学級編成になるものと予定されます。

両校共校舎は老朽化し、校舎敷地も甚だ狭隘であって、いずれも改築を要する状況にあります。

両校統合して、十七学級～十八学級、特殊学級を加えて二十学級以内、一学級当り児童数三五名程度の理想的学校規模となります。

従って教育効果の向上の為に是非統合を実現し、昭和四二年度より二～三年計画で統合七戸小学校の建設をする計画であります。

又、両校それぞれの建設は財政上多大の負担となり、到底実現出来ないものと考えます。

そして、教育委員会では、次のような鶴児平小学校の児童数の推定数を資料として呈示している。

学校統合についての参考資料

(1)　鶴児平小学校現有児童数と将来の推定数

学年＼年度	四一年度	四二年度	四三年度	四四年度	四五年度	四六年度
一年	六	八	六	一二	五	五
二年	一四	六	八	六	一二	五

三年	一一	一四	六	八	六	一二
四年	一二	一一	一四	六	八	六
五年	一九	一二	一一	一四	六	八
六年	一四	一九	一二	一一	一四	六
計	七六	七〇	五七	五七	五一	四二

(2) 現年度学級編成と将来の推定

四一年度		四二年度		四三年度		四四年度		四五年度		四六年度	
学年	人員	学年	人員	学年	人員	学年	人員	学年	人員	学年	人員
一、二年	二〇	一、二年	一四	一、二、三年	二〇	一年	一二	一、二年	一七	一、二、三年	二二
三、四年	二三	三、四年	二五	四年	一四	二、三、四年	二〇	三、四年	一四	四、五、六年	二〇
五年	一九	五年	一二	五、六年	二三	五、六年	二五	五、六年	二〇		
六年	一四	六年	一九								
四学級		四学級		三学級		三学級		三学級		二学級	

これに対して鶴児平の学区民の方では、学校とのつながりが濃く、環境整備や校地整理に奉仕したり、文化センターの役割を果たしてくれた学校に対する愛着が強く、また、通学の方法や、七戸小学校での児童の生活ぶり

に対する不安などもあり、おいそれとは賛成するわけにはいかなかった。そして、統合反対の署名書を提出したり、陳情書を議会に提出、反対運動は盛り上がった。

しかしながら、教育委員会の粘り強い説得によって、最終的には次のような協定書を交わして、統合が実現することになった。

学校統合に関する協定書

鶴児平小学校学区民は、次の条件を付して、鶴児平小学校を七戸小学校に統合することに同意します。

七戸町は、本協定に定められた統合条件を誠意を以て実行することを約し、本協定を締結する。

記

1、小学校児童通学の便をはかるため、七戸町に於てスクールバスを運行すること。尚児童のスクールバス利用料は徴収しないこと。

2、主要通学路線である一ノ坂より鍛治林を経て、七戸中学校前に至る既存道路を整備すること。

3、鶴児平小学校が統合された後、地域住民の集会施設として、旧校舎を利用し、集会所を建設すること。

4、冬期の交通を確保するため、町は町有のブルドーザーを保有し、統合後の冬期交通を確保すること。

そして、四二年二月三日の教育委員会において

七戸小学校への鶴児平小学校統合について

主題について次のとおり決定する

記

昭和四二年三月三一日を以って、七戸町立鶴児平小学校を廃止し、昭和四二年四月一日より当分の間、旧鶴児平小学校々舎を旧鶴児平小学校学区児童の授業の為使用する。

というふうに、七戸小学校への鶴児平小学校の統合が議決された。

これでもって、四二年四月一日より、鶴児平小学校は七戸小学校へ統合されるわけだが、四二、四三年の両年は、七戸小学校の分教室として残されることになり、実際には、四四年の四月より全面的に七戸小学校へ通学することになったのである。

統合の決定がなかなかなされず、ようやくその年の二月になってから決定ということであったので、閉校記念誌などを準備する時間もなく、市ノ渡校長自らが写した写真などが収められたアルバムを閉校記念誌に代えて配布、四三年三月閉校記念式典を挙行し、幕を閉じた。

鶴児平学区は、七戸町にあっては大変特異な存在であり、農林省の職員が全国各地から赴任してきており、その子弟が鶴児平小学校へ入学、地元の児童達はいい意味でそういう児童達の影響を受け、言葉遣いなども非常によくなっていった。また、父母の教育に対する関心も高く、これもまた、地元の父母達に教育を考える機会を与え、鶴児平小学校の学力向上につながった。

農林省管轄の奥羽種畜牧場の職員とその雇用者の子弟が中心であったことから、垢ぬけしたる子どもが多く、学園的風格をもち、まとまったいい学校であった。また、大自然の環境の中に馬の曳くトロッコが町

へ往復し、これを常に利用する人々に対し一般児童は羨望の念すら持っていた。

これは、（『紀要　上北』第二集昭和四二年版）に載せられてある、鶴児平小学校の特色を述べた文であるが、まさに、よく「まとまったいい学校」であった。

児童達は、地の利を生かして、スキー競技などで大活躍、また先にも述べたが、牧場の人達の協力により、陸上競技などでも町内の招待リレーでは完全優勝を遂げるなど、すばらしい活躍を示した。

文化的な面においても、全国教育美術展、東奥児童展などで特選や入選者が多数出るなど、大規模校には決して劣ることのない活躍をみせていた。

これは、小規模校ゆえに、一人一人を大切にする教育が行われていた結果であろう。しかしながら時代の趨勢は、適正規模ということで統合に傾いており、鶴児平学区の児童の今後のことを考えるなら、ここらあたりが一つの決断の時であったと言えようか。

鶴児平小学校歴代校長

初代	四戸正三	昭和二二・八・一五～昭和三〇・三・三一	
二代	福士忠造	〃 三〇・四・一～〃 三五・三・三一	
三代	川島金一	〃 三五・四・一～〃 三九・三・三一	
四代	市ノ渡喜一	〃 三九・四・一～〃 四二・三・三一	

四　寺下分校、本校へ統合

寺下分校は、大正一三年（一九二四）四月一日、七戸小学校荒屋分教場寺下分教室として発足、以後数度の改称後、昭和二二年（一九四七）四月一日新学制施行により、野々上小学校寺下分校となり、以後は同名称で存続してきた。

野々上小学校より三・一五キロメートル西に位置し、昭和三四年四月一日、僻地三級の指定を受けた。寺下地区は昔から由緒ある土地柄で、もとは戸数も多く、従って児童数も多かったわけであるが、昭和二〇年代には、児童数三〇人前後、戸数は長久保六戸、寺下一二戸となり、更に三〇年代には長久保は野左掛方面に移り、寺下も半減してしまい、児童数も急激に減少することとなった。

昭和二二年の新学制発足以来、寺下分校にとって大きな出来事と言えば、既述した校舎全焼、そして、四六年より先生が二人になったということであろう。それまでは、六学年一学級の編成で、しかも一人の先生でずっとやってきたわけであるが、これを機会に翌年からは、教室を仕切り二教室とし、低高の二学級編成となった。そして、更に四八年からはもう一人先生が増え三人となった。閉校も近くなった五〇、五一年には、生徒数が三人であるから、生徒一人に先生一人という具合であった。

ぼくたちの分校は、ぼくたち三人に先生が三人もいます。ぼくひとりに先生がついて教えてくれます。さかが多いので、スキーものれるし、きゅうしょくがたくさん食べられます。おやつもときどき出るし、主任先生のおくさんが、のへじから帰ってくるときは、おみやげをかってきてくれることもあります。本校にち

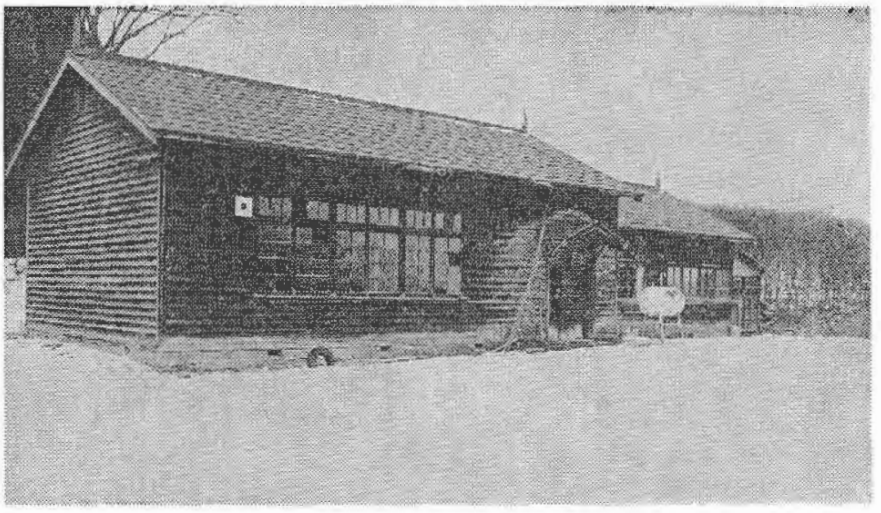

寺下分校校舎

ゆうしゃに行くときは、先生の車にのせてもらって行きます。夏やすみや冬やすみのときでもプールやスキーじょうにつれて行ってもらって、たのしかったです。ぼくたちの分校が三月でなくなるそうです。それを聞いたらがっかりしました。……（中略）……でも、のの上の学校にいくと、友だちがたくさんいるし、体いくの時間には人が多いので、ドッヂボールをやってもとてもおもしろいです。がくげいかいのとき、三人だけなのでげきをやれないけれど、のの上だとげきもやれるのでいいです。休みじかんは、みんなとあそべるのでおもしろいです。それから体いくかんが広くて大きいのでおもいきりはしれていいです。どこかに行くときでも、たった三人で行くよりも、大ぜいで行ったほうがにぎやかで、たのしいです。のの上小学校へ行くのが、たのしいけど、ちょっとしんぱいです。

（寺沢勝義「寺下分校がなくなる」『寺下分校閉校記念誌』昭和五二年）

これは、寺下分校閉校にあたって、最後の在学生が書いたものであるが、分校でのほのぼのとした師弟愛と、本校での希望に満ちた生活を夢みる思いが綴られている。

一つの学校が、その大きな使命を果たしつつも時の流れの中でその幕を

第27表　七戸町小・中学校在籍生徒数の推移（昭和22年～55年）

年度	七小	城南小	野々上小	西野小	倉岡小	鶴児平小	寺下分校	七中	野々上中	西野中	倉岡中
22	1,361		185	120	73	82	29	468			
23	1,410		187	126	77	87	25	719			
24	1,424		194	111	74	81	24	974 (分47)			(七中分 教室47)
25	1,446		191	121	77	87	21	846 (分41)	91		(七中分 教室41)
26	1,473		192	121	84	90	15	836	96		39
27	1,512		163	125	84	87	16	714	93	51	28
28	1,545		184	138	93	77	11	732	83	47	30
29	1,487		172	141	87	83	14	816	91	55	35
30	1,680		183	154	91	91	12	899	98	56	44
31	1,772		196	158	97	90	11	952	97	67	48
32	1,857		209	166	90	97	10	963	94	58	49
33	1,904		208	181	93	103	12	884 (分38)	87	61	(9月1日より七中分 教室38)
34	1,868		220	177	101	108	16	965	88	65	
35	1,827		220	169	104	114	15	1,023	89	72	
36	1,730		214	177	148	105	18	1,269	101	81	
37	1,204	423	210	166	132	104	13	1,311	111	87	
38	756	780	185	148	102	95	13	1,301	122	89	
39	693	748	182	137	100	93	13	1,168	107	97	
40	666	695	172	137	91	93	11	1,106	113	88	
41	588	685	154	137	90	76	14	1,025	103	77	
42	637 (分64)	656	143	120	80	(七小分 教室64)	8	958	113	79	
43	619 (分55)	633	140	108	77	(七小分 教室55)	7	851	101	76	
44	616	590	140	115	77		9	781	83	69	
45	621	591	119	105	76		9	726	74	57	
46	589	585	99	93	73		7	689	80	55	
47	583	566	94	90	62		6	660	81	62	
48	578	525	88	87	56		6	636	76	57	
49	594	522	77	85	53		4	610	64	48	
50	616	519	73	75	43		3	597	64	51	
51	612	506	74	78	40		3	597	50	47	
52	622	484	81	73	34			607	42	46	
53	648	469	79	71	33			590	37	41	
54	667	478	81	66	37			534	42	40	
55	682	468	88	64	38			536	37	38	

閉じることは、大変残念なことではあるが、「分校閉鎖は非常にさびしいですが、やはり子ども達の将来にとって、暖かい愛の措置であったと思います」（「躍進のための分校閉鎖に」『寺下分校閉校記念誌』昭和五二年）と、寺下分校最後の教師の一人、石田幸が言うように、子供達のことを考えれば、やむを得ないことであったろう。

五二年三月二五日、部落全員、本校ＰＴＡ一〇数人、町長、教育長、その他有志五〇数人出席のもと、閉校式を挙行、三月三一日をもって閉校、四月一日からは本校へ統合ということになった。

ここに、七戸町の小・中学校は、七戸小学校、城南小学校、倉岡小学校、七戸中学校（以上単独で設置）と、野々上小学校、西野小学校、野々上中学校、西野中学校（以上、小・中併置校）となり、分校は一校もなくなった。そして、これは現在も同様である。

第三節　一〇〇年の伝統

一　七戸小学校

(一)　七戸小学校校舎新築

七戸小学校の創立は、学制発布のわずか一二日後の明治五年（一八七二）八月一五日だとされている。正否は別として、少なくとも町民の意識の上においては、この日が開校した日であり、日本一古い小学校であって、そ

のことが、七戸町は教育の町であるという意識にも繋がっている。

七戸小学校は、七戸町の教育の淵源であり、第二次世界大戦以前は言うまでもなく、学制改革のあった戦後にあってもまた、常に七戸町の教育の中心的存在であり、すべての面においてリーダーシップを発揮してきた。

その七戸小学校が、昭和四六年（一九七一）には一〇〇周年を迎えるということで、七戸町教育一〇〇周年の式典を行うことになった。同時に、新築なった七戸小学校の校舎落成記念式も兼ねて行うことになったわけであるが、先に、校舎新築について見てみたい。

七戸小学校の校舎が古くなり、校舎新築運動が展開されたところから、城南小学校が誕生したことは、先に述べた通りであるが、七戸小学校の校舎には手がつけられなかったために、依然として老朽化した危険な状態にあり、早期建築が望まれた。しかしながら、新設校の城南小学校の校舎建築が当然優先されなければならず、城南小学校の校舎の完成を待たなければならなかった。

七戸小学校の校舎建築に着工したのは、昭和四二年九月一日であった。校地は、上町野一三〇と定められ、南の高台に立つ城南小学校と対峙して、北の高台に立つことになった。設計は東大吉武研究室が担当することになった。そして、四五年には校舎が完成、四五年七月二二日には旧校舎さようなら写生大会、七月二五日には旧校舎離別式を行い、長い間の風雪に耐えた校舎に別れを告げ、七月二七日には第一次校舎移転、八月一八日第二次校舎移転と、こちらは真夏の大移動となった。八月二〇日には待望の新校舎入校式を実施している。

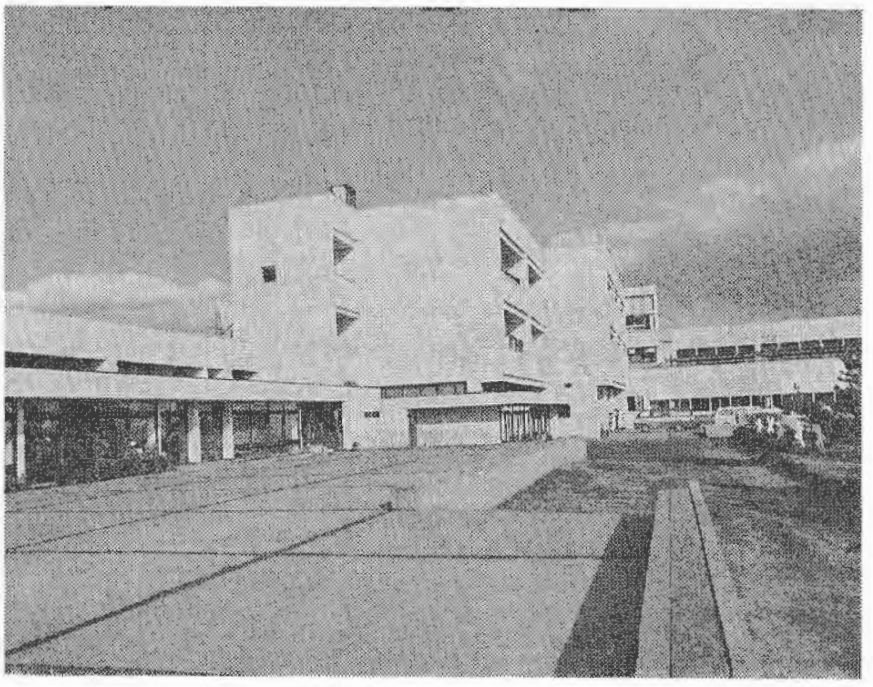

新築なった七小校舎

この七戸小学校の校舎も大変斬新なもので、次のような特色を挙げることができる。

1、集合と分散との調和を強調し、全体的にはコンパクトにまとめられている。

2、階を異にして、低・中・高学年のブロック制がとられ、また、棟を異にして一般教室群、特別教室群等に分離されている。

3、個性的な教室経営ができるよう、教室の内部構造をそれぞれ変化させている。なお、全教室とも、手洗い兼水飲み場が整えられている上に、特に低学年の各教室には、トイレットが設置されている。

4、児童の伸び伸びとした生活場面が一日の学校生活の中に織り込まれるよう、教室以外（例えば、廊下、玄関、吹抜け、プレールーム、アルコーブ、体育館、テラス、屋上等）のスペースが十二分にとられている。

5、廊下の広さ、色彩にも変化をもたせ、一つの行動にも判断を要求し、また学習意欲や気分転換等、活気

ある生活ができるよう工夫されている。

6、暖房は全校スチームによる集中方式をとっているが、体育館及びランチルーム（現在の図工室）は熱風式をとり入れている。

7、自然光線、人工光線をじゅうぶんにとり入れ、校内の照度を高めるよう工夫されている。

七戸小学校の校舎も、城南小学校と同じように建築雑誌などにも取り上げられ、参観者が多数あったが、単に東大吉武研究室の設計がすばらしいということだけではなしに、よりよい教育環境づくりを目指し、校舎には思想がなければならないとする七戸町教育関係者の炯眼をも見逃すことはできない。

㈡　七戸町教育一〇〇周年記念式典

昭和四六年一〇月八日、新築なった七戸小学校において、七戸町教育一〇〇周年記念式典が行われた。この年は七戸町にとっていろいろと記念すべき年で、明治三五年（一九〇二）に町制をしいて今年で七〇周年、また城南小学校が七戸小学校より分離発足して一〇周年を迎えた。

城南小学校の一〇周年記念式典は既に一〇月二日に行われ、この一〇月八日には、町制施行七〇周年記念式典及び七戸小学校校舎落成記念式を合わせて実施することになった。

当日は、同窓生である森田重次郎衆議院議員（当時）等、七戸町内外の来賓多数を招き盛大に行われた。

今、当日の様子を一〇月九日付の新聞『デーリー東北』によって見てみよう。

明治五年八月十五日開校された、わが国でも最も古い上北郡七戸町七戸の学校創立百周年と町制施行七十

年、七戸小校舎落成と三つの式典が八日午前十時から七戸小学校体育館で関係者約七百人が出席して盛大に開かれ、式典はまず物故者に黙とうしたあと、中野七戸町長が、「学制令の日から数えてわずか十二日にして開校のうぶ声をあげ、教育に対して重要な役割を果たした七戸小の偉業を思うとき、心から感謝せずにはいられません。この百周年を契機に効率の高い教育の近代化を推進して有用な人材の育成に努力したい」とあいさつ。続いて一般から公募した「町章発表」が行われた。

また七戸小学校児童会代表の熊坂悟君六年生は、「この輝かしい歴史を持っている土地と立派な建て物に恵まれた環境のもとで一生懸命勉強し、立派な人間になります」と決意とお礼のことばを述べた。続いて竹内知事（北村副知事）、森田重次郎代議士、県議会議長（小原県議代読）らが開校百周年を祝うあいさつをした。

また、この日地方自治と教育振興に貢献した人たちに表彰状や感謝状が贈られた。

なお、式典に先立って六月一四日には、盛田旅館において七戸小学校創立一〇〇周年記念同窓会の準備委員会が組織され、一〇〇周年記念事業の一つとして『小学校教育百年誌』を発行することを計画、この記念式典にまにあわせて作成に取り掛かった。題字は工藤祐司の手になり、年表と回想的文章を中心としたもので、七戸町の教育一〇〇年の流れがよくわかるように編集されている。

その中で、当時の七戸小学校校長沼崎栄一が、「発刊を祝して——教育百周年に想う」と題して記述しているので、若干引用してみたい。

この度、全国にさきがけて七戸町小学校教育百周年の慶事を迎え、これを記念して本誌の刊行をみるに至ったことは、誠に喜ばしい限りである。……（中略）……百年の歴史と伝統は、ただ単にその古さ長さにだけ意義があるのではなく、百年の間に、世の為、人の為につくした人材を如何程輩出したかにあると思う。この観点から本校の歴史をひもとくとき、まさに人材育成の中心であり、名門中の名門校であると言っても決して過言ではあるまい。それ故に我々は、この名門校の伝統を受けつぎ、これ等諸先輩に続こうとする意欲をかきたて、叱咤激励しより立派な後輩を育てることに大いなる責務を痛感している。

ここには、多くの人材を輩出してきたことに対する自負と、輝かしい伝統に眠ることなく、更に、これを機会に一層飛躍していこうという固い決意が窺われる。

二　西野小学校

七戸小学校に続いて、七戸小学校（七戸尋常高等小学校）より独立発足した野々上・西野の各小学校が、昭和五八年それぞれ分教場時代より通算して一〇〇周年を迎え、記念式典を挙行した。

まず、西野小学校であるが、八月二七日に西野小・中学校の体育館で、西野中学校三〇周年記念とあわせて実施、当日は西野小学校生みの親とも言うべき工藤轍郎の、孫にあたる工藤正六元七戸町町長が、「興校の意味、昔と今」というタイトルで講演、祖父のことに触れ、また、教育の在るべき姿を論じ、「西野や野々上の小・中学のような、小さな学校、緑の山の中の学校は只今の退廃的な、物質万能の中央集権的な教育の行き方でない道

を選択すべきであると思う」と、西野小・中学校の歩むべき道を示唆した。

一〇〇周年記念事業協賛会は、この日のために、種々の準備を進めてきたわけであるが、その中で大きなものを挙げてみると、式典の挙行と祝賀会の開催のほかに、記念碑建立と記念誌刊行がある。記念碑であるが「道」という文字が刻まれた石碑が校地内に建立され、式典の当日、除幕式が行われた。浜中博七戸町長の手になるもので、記念誌『西野の歩み』には、次のように碑文の解説がなされている。

「道」……それはわたしたちの毎日とおる道です。

「道」……それはまたわたしたちの毎日行わなければならない、正しい道でもあります。「どうろ」の道をふみはずすことはけがのもと、「人の行い」の道をふみはずすと人に笑われます。

みんなで正しい「道」をよく守り、りっぱな人になりましょう。

記念誌であるが、『西野の歩み』が五八年一一月に発行された。記念式典後に出版されたために、式典における講演、式辞、祝辞、あるいは写真なども収められている。また、学区に存する史跡、更に、明治八年（一八七五）生まれの同窓生から現在に至るまでの同窓生の名簿も添えられている。

三　野々上小学校

野々上小学校では九月一八日、野々上中学校三五周年記念とあわせて、野々上小学校一〇〇周年記念式典を挙行した。この野々上小・中学校が存する荒屋平は、工藤轍郎によって開拓された所であり、野々上小学校も工藤

轍郎を祖とする。したがって、当日は西野小学校の式典の時と同じく、工藤正六が「拓学百年に寄せて」というテーマで記念講演を行った。

記念事業協賛会では早くから準備を進め、記念事業として、式典、祝賀会開催のほか、工藤正六揮毫の「拓学百年」の碑文を刻んだ石碑の建立、スノーモービルの購入と同車庫の建設、表彰、更には記念誌発行などを計画、実施した。

記念誌は『拓学百年』と題し、式典当日参会者に配られたが、単に学校の歴史のみを記すのではなく、学区史跡、文化遺産などの写真、あるいは「むかしのくらし　年中行事昔・今」などの記事を掲載して、地域の人々にとって楽しめるものとなっている。また、明治三一年度以降入学の卒業生名簿も載せられてあり、現在までの卒業生名をほぼ一覧できる。

ぼくたちの　がっこうは、ことし　ひゃくさいに　なるそうです。ぼくの　おとうさんが　このがっこうに
はいったそうです。ぼくの　おじいさんと　おばあさんも　はいったそうです。みんなが　こんなに　お
おきくなっても　がっこうが　こわれなくて　すごいなあ。がっこうが　きれいだし、ぼくは　とても　う
れしいなあ。うんどうかいのとき　ふうせんを　とばしたとき　きれいだったよ。

一ねん　けた　みちる

わたしは　ひゃくさいの　おたんじょうびに　がっこうをきれいにして　あげる。はなを　かざって、つる

を　かざる。そして、みんな　いいこにする。なまけずに　いっしょうけんめい　べんきょうする。

一ねん　くずまき　みゆき

これは、『拓学百年』に掲載されてある児童の作文であるが、幼いながらも一〇〇周年に寄せる真情が吐露されて、ほほえましい限りである。

第四節　特色ある教育と各種研究会

一　僻地教育

㈠　僻地と複式教育

僻地学校というのは、「へき地教育振興法」によれば、「交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立小中学校」（二条）をいう。

青森県の場合、全国的にみて、北海道・長野・岩手県などについで、僻地学校の多い県であり、その中でもとりわけ上北郡は多い方である。

七戸町にあっては、昭和三四年（一九五九）に倉岡小学校、野々上小・中学校、鶴児平小学校が僻地一級、また、野々上小学校寺下分校は僻地三級の指定を受けた。なお、野々上小・中学校の場合、四七年に僻地解消、準僻地となっている。

僻地と言うと、すぐその教育型態として複式教育が思い浮かぶが、僻地の複式教育校の抱える悩みや問題は多く、昭和二六年一〇月三一日付、「県複式教育振興機関設置と予算計上に関する陳情」を『青森県教育史』第二巻から引用し、当時抱えていた問題点を見てみる。

。学習指導の問題から

①学年の組み合わせの方法をどうしたらよいか
②教科の組み合わせをどうしたらよいか
③複式のカリキュラムの編成をどうしたらよいか（農山・漁村別）
④健康教育をどうしたらよいか
⑤児童の経験領域を広めるにどうしたらよいか
⑥能力差に応じた指導法をどうしたらよいか
⑦異学年のグループ指導をどうしたらよいか
⑧指導形態をどうしたらよいか
⑨自立学習の指導をどうしたらよいか
⑩教科書の選択と利用法をどうしたらよいか
⑪家庭における児童の学習をどうしたらよいか
⑫課外活動をどう計画して実施したらよいか

⑬校舎や設備の標準を何に求めたらよいか
⑭教具の設備工夫の仕方をどうしたらよいか
。複式学校の職員の現状はどうであるか
①三十代の働き盛りで経験年数の多い研究的な教師が少ない
②有資格の教師が少なく、若い無資格の教師が多い
③教師の一部には研究心旺盛且つ児童教育に熱情をもつものがあるが、多くは経済的にも恵まれず文化的に遅れた地域や文化の中心から遠く不便な地から去ろうとしている者が多い
④子弟の教育、医療設備の不完全な関係から出来るなら大きい町の学校へ転任を希望している
⑤教員住宅の設備が不充分で地域の人も家庭を提供したがらず、住居に困難を感じている
⑥学習指導の困難とその方法に迷い、多学年指導の劇務から開放されたいと思っている
⑦教科書や学習指導要領、参考書の多くが単式を対象として編纂され、児童用ワークブック、各研究会も単式中心のものが多いため指導方法の具体的なものがわかっていない
⑧教育設備が不充分で思うような学習計画が立てられない

これらの悩みは各校共通のものであり、僻地には指定されなかったが、西野においても状況が似ており、複式教育は必至の状勢であった。

そのうち、逸早く複式解消がかなったのが野々上小学校で、昭和三〇年のことであった。続いて三三年には西

昭和30年西野小三、四年生の複式授業

野小学校が複式解消、三四年二月一七日に増築落成と合わせて複式解消記念式典を実施している。しかしながら児童数の減少により、現在また、複式学級が設置されている。

鶴児平小学校の場合、三五年に初めて六学級編成となったが、それもつかの間、翌年には五学級に逆戻り、四〇年には再び六学級編成となったものの、翌四一年には四学級となり、四二年三月には七戸小学校へ統合となっている。

また倉岡小学校の場合であるが、三六年、三四年頃より続いた東北砂鉄鉱業の従業員の子弟の転入学により、児童数が激増、六学級編成となったが、以後、東北砂鉄鉱業の不振などもあって児童数が減少の一途を辿り、四四年より複式に戻っている。寺下分校については先に述べた通り、閉校まで複式がついてまわった。

中学校についてであるが、この方は野々上中学校が発足の最初の年である二五年だけ二学級編成であとは単式、倉岡中学校は三三年七戸中学校に統合となるまで複式、最初の数年は一学級編成であった。西野中学校は、三四年に複式解消、以後、中学校の場合は現在に至るまで単式である。

このように、七戸町の場合、市街地の学校を除けばすべて複式を経験ないしは、現在も実施しているわけであるが、このような不利な条件をものともせず、各学校の特徴を生かした立派な教育的成果を上げている。

なお、もう一つ、小・中併置という形であるが、七戸町には、かつては倉岡小・中学校、西野小・中学校、野々上小・中学校と三つあったわけであるが、倉岡中学校が七戸中学校に統合となってからは二つになり、現在に至っている。この、小・中併置という形も、いろいろな問題を含んでおり、できるなら小・中学校それぞれ独立した方がいいのではあるが、野々上、西野とも小・中一貫教育ができるという併置校の利点を遺憾なく生かし、義務教育の九年間にわたって児童・生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行って、効果を上げている。

㈡　倉岡小学校における僻地教育研究

さて、話を前に戻すが、先に述べたように僻地の教育的条件は極めて良くない状況にあったわけであるが、それを打開するため、昭和二九年六月一日「へき地教育振興法」が公布され、市町村では僻地集会室、職員住宅、スクールバス、自家発電装置、教材教具等の整備、教職員、児童生徒の健康管理について必要な措置をとること、都道府県では、僻地手当の支給、僻地学校に適した学習指導、生活指導に関する調査研究、資料の整備、僻地学校教員養成施設をつくること、研修などの仕事をすることなどを明らかにした。

そして、県では僻地教育研究指定校を定め研究の任に当たらせたが、倉岡小学校の場合、県より僻地における学校保健教育の研究指定校に選定され、昭和三五年から三カ年間、その研究に取り組むことになった。

「へき地における保健教育をどのようにすすめるか」をテーマに、具体的には「へき地学校に於けるトラホー

ム及び虫歯の対策と身体の清潔感をどのように養うか」「習慣形成指導に取り残された子供の保健指導をどう取り扱うか」「手洗い運動と習慣形成について」などというサブタイトルを掲げて、研究に励んだ。

そして、学校環境の整備、特に保健室の建築、手・足洗い場の整備、水道蛇口の増設、また、手洗い運動、歯磨き指導、清掃時における手拭及びマスクの使用、タオル一本運動、トラホーム治療、寄生虫駆除、週一時間の保健学習の設定など、積極的に実践活動を積み重ねた。

その結果、保健・健康に対する関心が高まり、トラホームは三五年度に一六パーセントあったものが半分以下に、寄生虫保有者も三四年度三七パーセント、三五年度三二パーセント、三六年度一八パーセント、三七年度九パーセントと激減した。また、児童に対する働きかけは、一方では父母に対する働きかけともなり、家庭でも台所の改善、食生活の改善、風呂場の設置などが顕著となった。言ってみれば、地域ぐるみの保健活動となったわけである。

この研究成果は非常に高い評価を得、僻地における保健活動の一つの在り方を示すこととなった。

交通事情が大幅に変化し、都市化現象が進み、僻地の定義があいまいになりかけている昨今ではあるが、倉岡小学校では以後も地道に僻地教育に取り組み、昭和四九年一〇月一日には上北地方へき地複式教育研究会を開催した。現在、①日常の習慣形成の見直し、②社会性の重視、③自発性の養成、④体と心の健康の増進をはかるための保健教育の基礎づくりの推進、を柱に、特に、複式学習指導に意を用い、①教材の精選、基礎的なものを深く、くりかえして指導する、②発問を工夫し、子供に考える時間を多く与える、③学習の手順や方法を子どもが

理解して学習できるような態度を育てる、④間接指導の場合は、その時間十分持ちこたえるような問題を与えてやる、などの工夫を凝らしている。

二　宮城教育大学と城南小学校の教育

昭和五〇年（一九七五）四月二六日、宮城教育大学学長林竹二が中部上北教育委員会主催の研修会に招かれ、城南小学校の体育館に於いて、管内小学校教員四五〇人を前にして授業及び講演を行った。

林竹二は東北大学教育学部教授、同学部長などを経て、大学紛争のさ中の昭和四五年に宮城教育大学学長に就任、この大学紛争の経験を踏まえて大学改革を断行、特に小・中・高などの現場教師を教官に多数採用、教育実習の改革、授業分析センターの設立、現職教育講座の開講、大学院構想、教員養成大学教師の教育現場への派遣などを実施、教育とは何か、教員養成大学はいかにあるべきかを根本から問い直した。

また、自ら各地の小・中・高等学校へ出向き授業を実践、その回数は三〇〇回を越え、この授業実践における子供達の真実の姿の中から、授業の本質、教育の在るべき姿を探り当てようとした。

この林竹二が七戸町に来ることになった経緯については、元城南小学校校長伊藤功一が記している『授業を追求すること』に詳しいので、引用してみる。

私は林竹二先生の『授業　人間について』を読んだ。そして強い関心を持った。いつか機会があったら、直接その授業を参観したいものだと思ったりした。……（中略）……さいわいなことに、私のねがいは間も

なく実現することになった。ある日、たまたま来合せた友人のSさんと雑談している中で、私の考えていることを話すと、Sさんは、宮城教育大の附属中学校の菊地先生に話してみましょうということになって、意外なところに道は拓かれたのであった。

「授業をさせてもらえるならでかけましょう」

そういう林先生からのお電話をいただいたのは、それから間もなくだった。

実は、この林竹二との出合いが、城南小学校の教員をしてある問題に取り組ませ、大きく変革させることになったのである。

林竹二は、再度同年の六月一日に城南小学校を訪問、授業を実施、一〇月一六日には三度目の訪問を果たしている。

林竹二は、従来の詰め込み式の授業を批判、授業とは教材を手段として、子供の持っている多様な無限の可能性を引き出す仕事で、子供の内部に奥深く眠っているものを掘り起こすため、子供の内部に入り込まなければいけないと説く。そして、そのためにはまず、授業者である教師が本当に教えたいものを自らの内に持つことが必要であることを説く。

子供達の発言が間断なく行われれば、それでいい授業なのか、子供達の反応が教師の予測した通りのもので、指導案通りに展開すれば成功した授業と言えるのか、等々多くの問題を提起する。

当初、城南小学校の先生達は林竹二の授業観に対して戸惑いを見せていたが、宮城教育大学の授業分析センタ

ーで開催されている「第四土曜の会」に参加するなどして、次第に林竹二の提唱する授業観に理解を示し始めていった。そして、五一年には、今度は林竹二から授業を見て貰い、それについて研究討議をすることにした。

五一年の八月には、同じ宮城教育大学の岩浅・武田両教官を同道して来校、もっと直接的に教材選択、教材解釈、授業の組織、授業とは何かについて話し合う機会を得させようとした。以後、岩浅・武田両教官は頻繁に来校、城南小学校の教師達に多くの感化を与えた。

そして、城南小学校の中でも、各自が自分の授業を、自分の意志で見直そうという気運が次第に醸成されてきたのである。

このような中で、昭和五二年四月、武田忠宮城教育大学助教授の城南小学校への留学が実現した。国立大学の教官が、小学校の教育現場に留学することは極めて異例のことで、時の文部大臣永井道雄、青森県教育委員会などの特別の計らいがあって実現したのであった。

武田忠は、その動機を次のように述べている。

私の教育研究にとっても、大学での学生の教育にとっても、その追求しなければならない課題のすべてが学校という教育の現場にしか求めようがなかったから行ったのである。……（中略）……私が小学校に行って長期に授業を試みる必要を強く感ずるようになったのは、なによりも現在の学校教育のあり方に根本から疑問を懐くようになったからである。

（武田忠『私の小学校留学記』昭和五三年）

また、受け入れる側としての城南小学校でも、「これまで岩浅先生の授業研究への直接参加によって、授業とは何かについて、かなり納得できるようになってきた校内の雰囲気だったから、今度さらに武田先生を受け入れることによって、それが一層具体化されるであろうし、また、武田先生ご自身の実践研究に役立つことがあったら、現場の教員として幾分でも協力できるのではないかと考えたからである。端的に言えば、指導していただくと同時にこちらからも助言できることがあったら助言するという、いわば『学び合う機会』としてとらえ、快よく受諾した」（伊藤功一『授業を追求するということ』昭和五七年）のであった。

ここに、六ヵ月間にわたる国立大学の教官の、小学校内地留学が始まるわけだが、武田忠の「この内地研究で自からに課した題は、子どもたちが深く学ぶことができるような授業とはいったいどんな授業かということである。いったいどんな内容が、どんな方法によって授業に組織されていくとき、子どもたちは深く学ぶことができるのだろうか。私はそれを授業の具体的な事実として、しかも、自分の授業の事実としてとらえる」（武田忠『私の小学校留学記』昭和五三年）という課題は、とりもなおさず、昭和五〇年以来、林・岩浅・武田等の宮城教育大学教官の指導を受けてきた城南小学校教員全員の課題でもあったのである。

武田忠は着任早々から意欲的に自ら授業を実践、一定の知識を教科書に沿って教えるだけの作業では授業は成立しないと考え、自作教材を使っての授業を展開、テレビで「閉じられた教科書」というタイトルで放映されたりもした。

武田忠の教材研究への意欲にはすさまじいものがあり、文献研究のみならず、授業に使う牛の大腿骨を隣接す

宮教大武田教官、原始時代の火起しの授業風景

る市の屠殺場へ行って貰い受けたり、弓ぎりによる発火の実験を試みたり、十和田湖の生成を教材化するために周辺の地層を足で調査、折よく北海道の有珠山の爆発を知ると、夜のフェリーで北海道へ渡るという具合であった。

このような武田忠に感化を受けながら、城南小学校の教師達の研究も徐々に進展、その一つの成果として教材の一次解釈、二次解釈という考え方を提示するに至った。

城南小学校で考える第一次教材解釈とは、

自分が興味や関心を強くもっている素材について、授業とは無関係に、可能な限りの角度から時間をかけて解釈するのである。それは教えるためにするのではなく、自分自身のためのものので、自分に納得がいくまで教材をかみくだく所業である。長い時間をかけた素材との取り組みを通じて、自分の内部につくられてきた『教えたいもの』を確かめるのである。私たちはこれまで、授業を決定するものは教材であると錯覚してきたが、授業を根本的に決定するのは、『教えたいもの』であることを考えなければならない。

（伊藤功一『授業を追求するということ』昭和五七年）

また、第二次教材解釈とは、

これは、第一次教材解釈を受けて、実際に授業に移すことを考えての解釈である。第一次では自分のための解釈であるが、ここでは、それらの中で、授業におろすために、不必要なものを切り捨てていく作業となる。調べたことや、読んだこと、それを自分なりに解釈したことをただ羅列的に授業の中に持ちこんでも、それは授業を成立させることにはならない。単純化された形での授業の組み立てや、授業を組織するための核（本質的な課題を含んだ事実の選択がなされ、そのことから教師の発問が考えられ、子どもの問いが生まれ、子ども自身による本質の追求、発見へ進む）などを明らかにするのである。

（伊藤功一『授業を追求するということ』昭和五七年）

そして、この教材の第一次解釈、第二次解釈という考え方を全体的な授業システムの中で、どのように位置づけるかを検討し、次のような一つのシステムを考案した。

教材選択（個人）

第一次
教材解釈（個人）

全体会（全員）

第二次
教材解釈（個人）

授　業（全員）

授業分析（全員）

このような授業研究のシステムに則り、城南小学校では、子供達が深く学ぶことのできる授業を模索することになるわけだが、五二年一〇月一六日、中部上北教育委員会の研究指定校ということで、今までの研究成果を発

表することになった。

当日は、県内外から五五〇人ほどの参会者があり、城南小学校の学級担任全員が、国語・社会・算数・理科の四教科にわたって授業を公開し、研究討議の後に、林竹二による全体講演「教師の仕事」があった。

城南小学校の提案は、必ずしもすべての参会者に十分には理解されなかったが、教育の荒廃が叫ばれている昨今、まさに警鐘の意味を持つ、意義深いものであった。

この研究会終了後の一〇月二九日、武田忠はその任を終えて大学に帰ることになったが、翌五三年の五月には、東北放送が制作した武田忠の内地留学の記録、「学ぶのは自分」が完成、放映されて大きな反響を呼んだ。

そして、七戸町でも教育委員会、教育振興会主催、連合ＰＴＡ共催で同年七月五日、七戸中央公民館に於いて「七戸町教育を語る夕べ」を開催、この番組を視聴、東北放送ディレクター植木重男、それに武田・岩浅両宮城教育大学教官を招いて協議会を持った。

なお、林・武田忠は城南小学校のみならず、七戸町の他の学校にも出向いて授業を実施しており、宮城教育大学の先生方の七戸町の教育に与えた影響は大きいものがあった。

三　野々上、西野小・中学校の健康教育

㈠　野々上小・中学校における健康教育と労作教育

野々上は荒屋平開拓の祖工藤轍郎の精神を受け継ぎ、伝統的になすことによって学ぶという労作教育がその基

調となっているわけだが、同時にまた、健康教育にも意を注いできた。

昭和三六年（一九六一）には、他に先がけて完全給食を実施している。これは、昭和二〇年代におけるような単なる栄養補給だけを目的とする給食ではなく、教育活動の中にきちんと位置づけたもので、次のような目標を設定して、給食指導の計画を立てた。

給食の一般目標

1、食事に対する理解を深める
2、食事に対するよい習慣を身につける
3、明るい学校生活をさせる
4、健康増進を図る
5、人と物に感謝させる

指導過程として

1、楽しい給食――好ましい人間関係の形成を目標とし、明るい学級作りに努め、良い食べ方の指導をする。
2、おいしい給食――食生活の合理化を目標に健康増進を図り、良い食べ物の選び方を指導する。
3、正しい給食――食生活の改善を目標に感謝の生活を考えさせ、給食の効果を自覚させる。

そして、これらを更に各学年にあてはめ、月別に細分化した目標を設定している。

昭和三七年には給食調理室、ランチルームができ、年々充実していくようになり、昭和四五年には学校給食優

秀校に選定され、表彰された。

また、三九年には高橋洋之允が校長に就任すると、この給食での残飯を利用して養豚を始め、労作教育が実践されるところとなった。

野々上の一〇〇周年記念誌『拓学百年』を見ると、簗田政登校長は、「昭和四十三年には、『母校に校歌と校旗を』のスローガンのもとに、創立八十五周年記念式典並びに事業を成し遂げたことを機に、労作教育と健康教育を柱として、学社一体で取り組み、数々の成果を挙げて参りました」と記してあるが、この高橋校長の率先垂範により労作教育が伸展、四七年には「育心温室」、四八年には「動物園」が設置され、動・植物の飼育、栽培が教育的に生かされることとなった。そして、昭和五〇年向中野校長を迎えて、労作教育、健康教育が大きく花を開くことになった。向中野校長は当時のことを次のように述べている。

五十一年度は教育課程の中に、健康教育と本校の特色とする労作教育を明確に位置づけて教育活動が展開された。『なすことによって学ぶ』『師弟同行』の教育理念を基調として、全体計画をたて、それに基づいて学校全体、PTA、地域社会が活発に活動した。

（向中野勝男「日本健康優良学校優秀校受賞の頃」『拓学百年』昭和五八年）

まず、健康教育についてその具体的実践を見てみると、指導方針として、①体力づくりの生活化、②バランスのとれた指導内容、③スポーツテストの活用、を掲げ、特に体力づくりに意を注いだところに特徴がある。体力づくりの実際を見てみると、①体育の授業での体力づくり、②教科外の体育として、業間体育を二校時終了後の

一五分間を利用して全校一斉に実施、夏は全校踊り・持久走・リズム運動、冬は校庭を中心に距離コースをとり週四回全校スキーを実施、課外体育として、放課後、四年生以上全員、夏期間は陸上競技・野球・ミニバスケット、冬期間はスキーを実施した。

昭和54年度、全日本健康優良学校表彰式

また、健康管理面においては学校病撲滅を期し、定期健康診断・健康相談の実施、特にう歯対策については、児童・生徒・学校・家庭が一丸となってう歯予防、治療を実施している。更に、環境衛生面にも力を注ぎ、このことは労作教育とも関連があるのであるが、花いっぱいの学校環境の、精神衛生面における効果は計り知れないものがあった。

その他、保健安全教育面では、生徒の健康観を確立させるための発表集会というのを持ち、毎週土曜日、業間に全員参加して実施、この中で健康に関する意見・研究発表が数多く見られた。

このような実践活動の結果として、昭和五二年青森県健康優良学校県第一位、そして、五四年には全国健康優良学校優秀校に選ばれた。更に、五五年一一月には全国学校保健大会で文部大臣賞を受賞した。

また、業間ないし課外で実施しているところのスキーで、昭和五一年度からは全国中学校スキー大会へ毎年出場、五五年二月には、金見勝弘が距離競技男子一〇キロメートルで見事全国を制覇、翌年には赤沼友美が同競技で第一位、二年連続で野々上中学校の生徒が全国を制覇するなどめざましい活躍をみせ、まさに、全国に野々上中学校の名を轟かせることになった。

次に労作教育であるが、これは先にも述べたように野々上の教育の根幹であるわけだが、「なすことによって学ぶ」「師弟同行」を二本の柱とし、労働や作業を共にし、協同的な集団生活を行うことによって個性を伸長し、社会的協力及び奉仕の精神を養成しながら、すべての面に発達した人間教育を目指した。

具体的には花の栽培、動物の飼育を基調として実施した。また、学校環境づくりにも積極的に取り組み、特に「花いっぱい運動」では、昭和五一年全国花いっぱい連盟賞を受賞することとなった。

野々上の場合、小・中学校併置校であることは先に述べた通りであるが、「(1)学習能力及び身体上の問題を九ヶ年間にわたって効果的な指導ができる、(2)労作活動の組織などは、小・中学校たて割りの合理的、効果的な編成ができる、(3)体力つくりを推進するに当たり、特に運動能力の劣る者、すぐれた者の発見と長期にわたっての指導と育成ができる」（『荒屋平を拓くたくましい子ども達をめざして』昭和五五年）というような利点を最大限に生かし、教育的効果を上げていることは注目に値しよう。

(二)　西野小・中学校におけるう歯対策

西野小・中学校もまた、野々上と同様の小・中併置校である。したがって、ここでも同じような悩みを抱えな

から、併置校の特色を生かした教育活動がなされている。基礎学力の向上、生徒指導の徹底、健康安全指導の充実を三本柱として実践、特に基礎学力の向上については、小学校では　・基礎学力の定着をはかり、ねばり強い思考力を育てる　・学習方法を身につけさせ、意欲をもって学習に取り組ませる　・物の見方、感じ方を豊かにし、のびのびと表現する力を育てる。中学校では　・学習意欲を換起し、基礎学力の向上をはかる　・教材の精選、個人指導等により、基礎学力の向上をはかる　・課題学習、家庭学習ノート等の活用により、自主学習能力を向上させ、学力の向上をはかる、というような指導方針を設定し、また、校内研修の研究主題も、基礎学力の向上に焦点を定めて設定しており、近年とみに学力の向上が著しく、注目されている。そして、高校進学率もこ数年一〇〇パーセントという状況である。これは、小規模の併置校であるというハンディキャップを背負いながらも、逆にそのことをうまく生かして、児童・生徒一人一人の特性・能力をよく見極めた、言わば一人一人を真の意味でよく理解し、大切にした教育が、小学校六年間と中学校三年間継続して行われている結果であろう。

また、健康教育についても意を用い、特にう歯対策については積極的に取り組み、中学校が昭和五六年度全日本よい歯の学校表彰を受けた。

その際提出した審査用の調査票を掲載してみる。

これを見ると、う歯の処置完了率八〇・七パーセント、う歯予防状態二〇（一〇〇人当たり）という指数が記されており、極めて良好な数値である。

これもやはり、小学校との連動した教育がなされている成果と言えるであろう。

昭和56年度 全日本よい歯の学校表彰調査票(第22回)

別紙の注意をよく読んで下さい。

地方審査会保存用（評点以外は正・副とも学校が書き入れて下さい。切りはなさず地区の学校歯科医会などの指定された団体に提出して下さい。）

学校所在地	青森県上北郡七戸町字前田32番地	学級数	学校長名　寺沢忠男　印
学校名（ゴム印）	七戸町立　西野中学校	児童数	学校歯科医名　小川武正　印

① 本年度歯科保健状態

歯の健康診断の実施日
本年度の健康診断の結果を記入
（事後処置、治療勧告後の数は加えない）

項目＼学年		1	2	3	4	5	6	合計
検査人数		12	10	10				32人
永久歯	末処置う歯数	13	12	27				Ⓐ 52本
	処置完了歯数	61	79	77				Ⓑ 217本
	合計 Ⓐ＋Ⓑ	74	91	104				269本
全校児童永久歯う歯の処置完了歯率 $\frac{Ⓑ}{Ⓐ+Ⓑ}\times100$								80.7%

② 本年度う歯予防状態

（上顎は含まない）
小学校は $\overline{6|6}$ を記入
中学校は $\overline{7|7}$ を記入

3年生の検査人数（上の*の数に同じ）	10 人	(イ)
小学校は3年生の下顎第一大臼歯 $\overline{6|6}$ の、中学校は3年生の下顎第二大臼歯 $\overline{7|7}$ 健全歯数（処置歯、未処置歯は数に入れない）	2 本	(ロ)
$\frac{(ロ)}{(イ)}\times100$（100人当り指数）	20.0	

③ 前年度学校保健の活動状況

前年度の学校保健委員会開催回数	2回
児童・生徒が受けた歯の健康診断の回数（臨時を含む）	全校 1回　一部　回
歯の清掃度検査 染出し または・その他	している　いない　全校 2回　一部　回

学級指導における歯科保健関係事項の指導について（資料別添せずここに記入する）

学年	月日	項目および所見
1	4月	歯科検診を受ける意義
2	6月	むし歯の原因とその予防
3		むし歯放置による弊害について
4		
5		
6		

下の欄は学校では記入しないこと

評点	①	②	③

七戸町立西野小・中学校　昭和56年7月現在

四　各種の研究会

終戦後の混乱期において、また、新学制の始発時において、各種の研究会・講習会が新教育を模索すべく陸続と行われたが、三〇年代に入るとそれらの研究成果を踏まえて、教育研究をより日常的なものにするため、様々な種類の研究会が開催されることになった。

その中から比較的規模の大きいものを挙げてみると、昭和三五年（一九六〇）九月二九、三〇日中学校理科教育東北大会が七戸中学校、七戸小学校を会場として行われ、東北各地から三〇〇余人の参加者があった。研究主題は、「物理化学教材を通して科学的思考力養成の指導はどうあればよいか」で、第一日目は七戸中学校を会場として一般授業、研究授業、研究発表、討議、そして、東京教育大学教授戸田盛和の「科学的ということについて」という講演があった。二日目は、七戸小学校を会場として実験講習並びに指導技術に関する講演が行われた。

三六年九月二日には七戸小学校、七戸中学校を会場に、県図工研究会が開催された。四一年には一月三日～六日まで、七戸小学校を会場に芦田式国語教育全国研究大会が開催されているが、芦田式国語教育の研究大会は、七戸町においてしばしば行われている。

四一年一一月一一、一二日には青森県視聴覚教育研究大会が、町内の各学校、幼稚園及び公民館を会場として開催された。研究テーマは、「みんなで視聴覚教育を認識し、視聴覚教材の活用を積極的にすすめよう」で、学校、市町村教育委員会、社会教育関係者三〇〇人が参会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会教育の各部

会に分れての研究協議と、全体会及び、「わが国の視聴覚教育行政の現状」と題する文部省視聴覚教育課長石川宗雄の講演、「教育の現代化と視聴覚教育」と題する岩手大学助教授石川桂司の講演があった。

昭和四五年一〇月一六、一七日には七戸中学校を会場として、県技術・家庭科研究大会。四七年九月二九日には七戸小学校、城南小学校、七戸中学校を会場として、県給食大会。四七年一〇月二四日には城南小学校が、文部省研究指定小学校教育課程研究発表会を開催。五〇年九月二六、二七日には七戸町の各校を会場に県学校保健研究大会を開催、野々上の健康優良校応募のきっかけともなった。

その他、郡の研究会は数多く行われているが、その中で非常に特色のあるものとして、小・中学校総合学習指導法研究会というのがあり、七戸町では昭和三五年七月七日、七戸小学校・七戸中学校を会場として行われている。また、三九年にも同研究会が、七戸小学校、城南小学校を会場に開催されている。

昭和四〇年代以降、特に、中部上北教育委員会が発足してからは、中部上北教育委員会による研究委託校制度が開始され、多数の町内の小・中学校が委託を受け研究、その成果を発表している。

第五節　高校進学率の推移

昭和二三年新制高等学校が発足したが、義務教育だけに満足できず、更に上級の学校を目指す向学の志に燃えた者は、この新制高等学校に入学することになった。

今でこそ高校全入が云々され、高校への進学率が学校によっては一〇〇パーセントに達するところもあるが、発足当初はかなり低いものであった。

今、その推移を見てみると次の表のようである。

第二八表　七戸町の高校進学率の推移

	七戸中学校	
昭和23年3月卒業	40.3%	
〃 24 〃	51.0	
〃 25 〃	48.8	
〃 26 〃	45.9	
〃 27 〃	44.3	
〃 28 〃	49.3	
〃 29 〃	47.2	
〃 30 〃	47.7	
〃 31 〃	45.5	
〃 32 〃	41.3	
〃 33 〃	48.5	
	七戸町平均	青森県平均
昭和34年3月卒業	46.6%	41.3%
〃 35 〃	38.3	42.9
〃 36 〃	45.3	44.5
〃 37 〃	48.2	45.9
〃 38 〃	58.5	51.4
〃 39 〃	57.1	54.3
〃 40 〃	57.8	54.5
〃 41 〃	59.3	52.3
〃 42 〃	64.4	56.7
〃 43 〃	67.0	59.0
〃 44 〃	69.4	62.7
〃 45 〃	67.3	66.3
〃 46 〃	78.4	72.1
〃 47 〃	68.2	76.1
〃 48 〃	83.2	79.7
〃 49 〃	83.0	83.3
〃 50 〃	92.0	86.1
〃 51 〃	89.1	87.7
〃 52 〃	89.6	89.0
〃 53 〃	90.1	90.2
〃 54 〃	90.5	91.1
〃 55 〃	90.4	91.9
〃 56 〃	94.1	92.4
〃 57 〃	96.0	93.0
〃 58 〃	93.6	92.0

註　①昭和二三年三月卒業生から三三年三月卒業生までは、七戸中学校のみ記した。
②昭和三四年三月卒業生からは、青森県平均も記しておいた。

この表を見てみると、七戸町の高校進学率は青森県平均より概して高いと言えよう。また、上北郡の町村及び十和田市・三沢市と比較してみると、昭和四〇年三月卒業生の場合十和田市五七・八パーセント、三沢市五四・九パーセント、上北郡三七・九パーセントであるから、この地域にあっては、十和田市と並んで高い数値を示している。

なお、進学先であるが、従来、ほとんどが地元の七戸高等学校に進んでいたものが、昭和三〇年代後半から四〇年代にかけての高校生急増期を境に、交通事情の変化、生活事情の好転もあって、他市の高校へ進む者の比率が高くなってきている。また、昭和三八年八戸市に国立八戸工業高等専門学校が設置されると、そこへも同年一人入学、以後、例年町内より二、三人ずつ進学をしている。更につけ加えるならば、運動能力など特殊な技能・能力を持つ者が、それを買われて勧誘を受け、他市の私立高等学校などへ入学する例が目立つようになったのも、近年の特徴的なことであろう。

第六節　特　殊　教　育

特殊教育は、もちろん戦前からあったものであるが、いわゆる今日的な意味を持つ特殊教育は、第二次世界大戦後の新憲法及び「教育基本法」・「学校教育法」などに則ったものである。

上北地方においては、三本木小学校が特殊教育の先駆的存在で、戦前より養護学級を設置、そして、二八年五

月一日には、精神薄弱児を対象とした特殊学級を設置している。

七戸町の場合、七戸小学校が最も早く、昭和三〇年四月一日より未認可ながら精神薄弱児を対象として特殊学級を開設、各学年四人ずつ、全校で二〇人程の児童を集めて指導、翌年からは正式認可となり、三三年度からは二学級編成となった。

三四年一一月一一日には、七戸小学校を会場として郡下の特殊教育研究会が開催され、成田ハナ・高橋ヨシが研究授業を実施しているが、この時、上北地方特殊教育研究会が発足している。

当時、郡下で特殊学級を設置している所は、小学校では三本木小学校・藤坂小学校・野辺地小学校・泊小学校・蛯沢小学校・沼崎小学校・百石小学校・七戸小学校の八校、中学校では三本木中学校のみで計九校、これらが創立当初の加盟校である。この時、青森県で設置している精神薄弱特殊学級が、四〇学級しかなかったことを考えると、上北地区の特殊教育に寄せる熱意の程が知れよう。もちろんこのような研究会も未だ、他に組織はされていなかったのである。

会の目的には、上北地方の特殊教育を正しく守り育てることを掲げ、具体的には、小・中学校に特殊学級設置を促進したり、特殊教育の啓発・普及などを実施することとし、以後、上北郡の特殊教育はこの組織を中心として進展することとなり、七戸町の特殊教育もまた、この上北地方特殊教育研究会の中で育っていくことになったのである。

七戸町では続いて、三五年に七戸中学校で特殊学級を二学級開設、また、城南小学校でも三八年には一学級開

設、四〇年には二学級に増級となった。

当初、特殊教育に対する理解は十分でなく、特殊学級への入級を拒否する父母がいたり、普通学級担当者の無理解などがあったり、あるいは知恵遅れだけでなく、問題行動児、長欠児童など学業不振児などが入級させられるケースもあって、特殊学級担当者の苦労は計り知れないものがあった。

障害の種別や程度がますます複雑多様化してきている中で、五六年四月より七戸小学校分教室として、中部上北教育研修センター内に情緒障害児学級を設置、ひまわり学級と命名した。

障害児の有効な教育を考える場合、一人一人に適切な環境を与えることは極めて重要なことであり、そのために障害の種類、程度等を科学的に検査し、いかなる環境に置けばその成長にもっとも効果的かを判定し、助言する適正就学指導委員会の設置、及びその活動が望まれる。七戸町では当初、町独自で設けていたが、現在では、中部上北障害児就学委員会がその任に当たっている。

また、障害児に対する社会の理解ということも強く望まれることであるが、七戸中学校は昭和五六年、五七年の二年間にわたって、文部省より「心身障害児理解推進校」の指定を受け、県立七戸養護学校を研究協力校としてその任に当たった。

研究仮説を、「教育活動の中に心身障害児との交流の場を設けるなど、温かい人間愛の心を育てる手だてを講ずることにより、心身障害児に対する正しい理解と認識を深めることができる」と設定し、特に協力校との交流を持つことにより、心身障害児への正しい理解と思いやりの心を育てることに努めた。

その研究成果は、五七年一〇月六日に発表され、多くの人々の共感を呼んだ。

なお、心身障害児を持つ父母を中心として、「七戸町手をつなぐ親の会」が組織され、心身障害児のより望ましい育成と福祉の増進を図るべく、具体的活動が展開されている。

昭和五四年より養護学校が義務制となり、ようやく行政の側も本腰を入れてきたわけであるが、特殊教育の抱える問題は山積しており、とりわけ進路保障体制の問題は深刻で、是非とも早い時期にきちんと確立されることが望まれる。

第七節　躍動する児童・生徒達

終戦後の混乱も一通り収まり、生活の上でも次第に安定してくるにつれて、子供達の活躍できる場が大きく広げられ、各種の大会・展覧会等が数多く設けられるようになった。

そして、七戸町の子供達もまた、そのような大会・展覧会等に積極的に参加し、数々の輝かしい成果を収めることになった。

まず、七戸中学校であるが、陸上部の活躍が著しく、中体連県大会での総合優勝が男・女ともある。また、放送陸上競技大会での活躍もめざましいものがあり、昭和三一年八月二二日、大池幸次郎が、三〇〇〇メートルで当時の中学日本新記録を樹立するなどしている。剣道部であるが、柏葉少年剣士隊に中学生も入隊できるように

なって以来、県下の各種大会で優勝、特に五四年の全国中学生剣道大会女子団体三位は光る。その他、運動部では、ソフトボール部が中体連県大会優勝、サッカー部の新人戦県大会優勝、ハンドボールの県大会優勝などが特筆される。

文化部に目を転じると、美術部の活躍が著しく、特に版画の部において三三年頃から四〇年にかけて、全国レベルの展覧会で、度々の学校賞、総理大臣賞、文部大臣賞、伊原宇三郎賞などを受賞、中には海外に紹介された作品、美術教科書に採用された作品もあった。また、書道部の活躍もすばらしく、国民年金書道展、日本書道美術院全国競書大会、全国書画展などで、優秀な成績を収めており、学校全体のレベルが傑出していた。吹奏楽部は近年活躍が著しく、全日本吹奏楽コンクール県大会での連年の金賞、アンサンブルコンテストでの全国大会銀賞などがある。その他弁論部の活躍、あるいは、作文コンクールでの入賞も数多い。

野々上小・中学校では、先にも述べたがスキー競技における活躍には目覚ましいものがあり、県下少年スキー大会東北大会での男子リレー一〇キロメートル、女子五キロメートルの度重なる優勝、東北中学校スキー大会での活躍、そして、全国中学校スキー選手権大会では、五五年二月金見勝広が男子一〇キロメートルで優勝、翌年も赤沼友美が優勝し、日本一の座に輝いた。なお、同大会の男子リレーに野々上の選手が数人青森県代表として出場、優勝に貢献している。

この中学校での活躍の素地は、既に、小学生時代に培われており、小学校の方も、県下スキー大会で優勝するなど、頑張っている。

西野小・中学校では、砂防事業百年記念作文・絵画コンクールの作文の部で県知事賞、全日本中学生水の作文コンクールで入賞者を出すなど、作文コンクールでの活躍が目立つ。運動面においても、少ない人数ながら駅伝、野球、陸上、ソフトボールの競技などで活躍している。

七戸小学校についてであるが、年賀版画コンクール、日本教育版画コンクールで文部大臣奨励賞や推賞の受賞、国民年金展書道の部での活躍などが目につく。その他、作文コンクールでの入賞者も多い。また、昭和三三年にはラジオ体操実施優良校、四一年児童会表彰、四三年子ども信用組合が日銀総裁より表彰されるなど、学校ぐるみでの受賞も多い。なお、運動関係についてであるが、社会教育のスポーツ少年団体のところで若干触れる。これは、城南小学校についても同じである。

城南小学校では、版画が盛んで、全国教育美術展、日本教育版画コンクールなどで上位入賞者続出、「親と子の版画集」も出している。また、作文でも、四二年夏休みおたよりコンクールでＮＨＫ青森放送局長賞、五〇年わたしのお母さんは日本一作文コンクール優秀賞、五二年読売新聞社主催全国作文コンクールでの優秀賞などがある。その他、四七年子ども信用組合が大蔵大臣・日銀総裁賞を受賞している。

倉岡小学校であるが、珠算教育が盛んで、三七年青森県下小・中学校珠算競技大会小学校の部で総合三位を収めている。最近では五三年全日本年賀状版画コンクール入賞、また、五、六年生制作の版画カレンダーが東奥日報紙上に掲載されたり、交通安全ポスターが東北管区警察局東北交通安全協会長賞を受賞するなど、美術関係での活躍が目立つ。運動面では、野球、スキー、サッカーなどが盛んで、特にサッカーでは、女子選手が出場して

話題となった。なお、最近緑の少年団を結成、緑を育てることを目的として奉仕活動に励んでいる。

第八節　教育委員会の変遷

一　教育委員任命制及び勤務評定の実施など

戦後の教育民主化の中で大きな意味を持つものの一つに、教育委員会の設置があり、教育委員会を構成する教育委員は、公選によることになった。これは、先に述べたことであるが、県の段階では二三年（一九四八）一一月一日に発足、市町村においては二七年一〇月五日投票、一一月一日に教育委員会の発足となった。

ところが、地方教育委員会が全面設置される段階で、すでに廃止論や改正論が出され、特に教育委員については公選制、任命制いずれとも決しがたい状況にあった。また、経済事情、行政機構、運営上のこともあって、地方制度調査会は二八年一〇月の答申で市町村教委の廃止、教育委員会の予算原案送付権の廃止などを述べ、また全国町村会、同議長会なども同意見であった。

このようなことを踏まえ、昭和三一年一月七日、自民党文教制度調査会は、教育委員公選制度廃止を決定、①教育委員は公選を廃止し、首長による任命とする、②教育長の上部機関による承認制（都道府県は文部大臣、市町村は都道府県教委による）、③文部大臣、都道府県教委の措置要求権の明定、④指導主事に事実上の命令、監督権を付与、⑤教科書以外の教材の届出、承認制、⑥予算および条例の原案送付権の廃止、⑦勤務評定、学校管

理規則の作成実施、⑧県費負担教職員の任免権を都道府県教委に移行する、などを内容とした、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」を三月八日に衆議員に上程した。

この法案に対して、多くの反対運動が展開されたが、結局可決され、三一年六月三〇日公布、施行は三一年一〇月一日となった。

本県でも、教育界挙げて大がかりな反対運動が展開され、三一年四月には地教委総決起大会なども開催されて、法案阻止運動を行ったが、実らなかった。

かくて、教育委員は公選制から首長の任免制へと変わるわけだが、七戸町においても三一年の九月二七日の町議会を経て、新法に基づく教育委員が選任され、一〇月一日第一回教育委員会が開催されている。

橋本博愛・米内山治郎・石田恒平・青山浄晃・佐野カチが任命制の初代教育委員、委員長は橋本博愛、教育長には福舘恵助役が兼務で就任、三二年三月まで務めている。

この任命制教育委員制度がスタートして一カ月後、愛媛県において勤務評定の実施が決定され、以後、全国的な勤評闘争が展開されることになる。

本県でも三二年九月二六日、小出県教育長が県教組に勤務評定実施の意思を声明、言うまでもなく反対運動が起こることになる。

この地域においても、反対闘争が展開されるが、三二年一〇月一八日には、次のような意見書を上北地方校長会で発している。

勤務評定実施に反対する

人事の公正な基礎の一つとして職員の勤務について評定することは必要なことであり、現在までいろいろな形で実施されて来たのであるが、この度文部省が実施しようと企図している勤務評定なるものは、その意図及内容を研究するに、評定の標準性を維持するに絶対必要条件としての、その識別力、信頼性及妥当性を欠き、科学的な客観性を有するものとは思われない。

このような評定が強行実施されるならば、一つは教育界の混迷を招き、一つは教職員の萎縮沈滞を来すおそれが十二分にうかがわれ、人事の公正な基礎の一つとなるべき本来の使命を全く失なうことになる。

よって上北地方校長会はその総意において、当局の猛省を促すと共に、その実施に絶対反対の意を声明する。

しかしながら、大勢は実施の方向に傾き、七戸町教育委員会でも三三年七月一六日に勤務評定の実施を決定、当時の教育委員長橋本博愛は、次のように述べている。

勤務評定の問題について

勤務評定をやることが良いか悪いかで今両者の議論が新聞や雑誌に見られ聞かされている場合、どなたも御分りのことと存じます。

私は評定をやった方が良いと信じております。どんな会社でも官公庁でも行われている時に独り教育界にのみやらないと言う事は理論は立たないと思う。職場人は各々能力が同じでない。教養が異る。之を評定することによって個人の向上と待遇が約束できると考える。学校の評定も其の目的は教職員の質を良くし優遇

を考えての事だ。教える人の質がよく成れば、児童・生徒の質が向上することは鏡を見る様にハッキリしている。こうした事は子供の親としても誰しも賛成する訳だ。それに他府県の様に子供の登校まで止して反対しようとする心底がどうしても分らない。子供の生長と幸福を考えて処置を誤らぬ様に七戸の父兄各位の御諒察を願ひたい。

（『上北新聞』昭和三三年九月一〇日号）

かくて、三三年一〇月一日には勤務評定提出がほとんど終了した。しかし、この問題は全国的に長く尾を引き、法廷闘争へ持ち込まれることになったのである。

その他、先に述べた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校管理規則を制定しなければならなくなり、七戸町の各小・中学校ではそれぞれ制定している。また、全国一斉学力テスト（昭和三六年から三九年まで）問題、三八年の教科書無償制度の開始、四〇年からの教科書全県一区の統一採択（中学校は四一年度）、五一年の主任制導入などに対する対応、学校建築の推進と教育環境の整備、更には統廃合の問題、幼稚園の発足、社会教育面においても公民館の建築と事業の推進、高齢化社会を迎えての生涯教育への取り組み、これは、町全部を挙げての行事になったが、五二年のあすなろ国体のボクシング競技の開催、五六年制定の教育奨励賞の表彰など教育委員会の仕事は多岐にわたっている。

二　教育委員会事務局及び組織の変遷

教育委員会の事務局は、先にも述べた通り昭和二七年一一月一日、七戸町字七戸三一番地の役場内に設置されたが、後、公民館が建設されるに及んで七戸町字寺裏三二番地の公民館内に昭和三八年より移転している。更に、昭和五三年七戸町役場の新庁舎が完成するに及んでそこに移転、現在に及んでいる。

また、事務局の組織についてであるが、学校教育係一人、社会教育係一人の時代から漸次人員が増員され、教育課、社会教育課の二課の時代を経て、現在、昭和五八年度より教育課一課となり、その下に総務係・学校教育係・社会教育係・社会体育係が置かれている。

なお、他に社会教育委員、図書館運営審議委員、文化財審議委員、幼稚園運営審議委員、社会教育指導員、社会体育指導員が教育委員会より任命を受けて、それぞれの任に当たっている。

第二九表　七戸町歴代教育長・委員長

歴代	教育長名	年月～年月まで	歴代	教育委員長名	年月～年月まで
初代	和田勇吉	二七・一一～二八・三	初代	橋本博愛	二七・一一～三二・三
二代	熊谷省三	二八・四～三一・九	二代	米内山治郎	三二・四～三二・一〇
三代	福館恵	三一・一〇～三二・三	三代	橋本博愛	三二・一〇～三五・一〇
四代	橋本博愛	三二・四～三二・九	四代	米内山治郎	三五・一〇～四一・一〇
五代	青山浄晃	三二・一〇～三五・九	五代	本間紀夫	四一・一〇～四四・九
六代	秋山友安	三六・一〇～四四・一〇	六代	小原恭平	四四・一〇～現在

七代	四戸一雄	四四・一〇～四八・一〇
八代	福士忠	四八・一〇～五二・一〇
九代	久保木久作	五二・一〇～五六・一〇
一〇代	工藤一男	五六・一〇～現在

第九節　七戸町教育振興会

社会教育関係者、学校教育関係者、団体関係者及び教育に関連する行政機関の参加を得て、相互の理解を深めるとともに、地域を取り巻く教育上の諸問題について、総合的な研究協議を行い、地域教育の水準向上に取り組むため、若干の名称の相違はあるが、各地域に教育水準向上対策協議会が発足、これは昭和四〇年前後を中心として数多く結成されているが、七戸町では三三年（一九五八）四月一五日に七戸町教育振興会が発足、これは全県的に見てかなり早い時期のものである。会の主たる事業は、研修会・発表会・研究集録の作成などで、発足当初は教育委員会などと協力して、児童生徒版画展、上十地方算数教育研究会、上十地方国語教育研究会、理科・図工・英語各教科研究会の開催、あるいは、教育振興に関する記念論文の募集などを実施していた。

これが、昭和五一年、当時の七戸町教育長福士忠が教育振興会の会長を務めていた時に、『七戸町教育のあゆ

み』を発刊

……一体、七戸の教育は何を考え、どのような道を、どんな姿で歩んでいるのか。そしてまた、将来どのような方向を見定めて歩みを進めていけばいいのか。これは教育の道にたずさわる人々のみならず、一般町民の方々の、大いに関心を寄せるところであったろうと思います。ところが、部分的なものの記録や反省はその都度行なわれてはいたものの、概観的に全体を包括したものがなかったために、町教育の全貌が見えにくいといううらみがあったわけであります。この集録は、一面七戸町教育の今年度の記録であり、半面、各校各人相互の情報交換でもあって、この記録の累積と情報の交換によって、今後の七戸の教育振興が図られるが、誠に有難いことであります。

と、同誌の中で述べているが、まさに、これによって七戸町の各年度の教育の全貌が明らかにされることになった。

現在、「七戸町教育を語る会」の開催、教育講習会、各種研究会の開催・共催、教職員研修派遣、児童・生徒派遣、お話・弁論大会、理科発明くふう展、体育競技会、教職員体育大会などを実施している。特に「七戸町教育を語る会」で、先にも述べた、武田忠宮城教育大学助教授の城南小学校への内地留学の様子を収めた「学ぶのは自分だ」を視聴、協議会を実施した時などは、多数の町民の参加を得、大変好評であった。

なお、現在、七戸町には七戸町生徒指導研究推進協議会が五五年に発足し、各学校が連絡を取りながら生徒指導にあたるようにしたり、あるいは、保育所・幼稚園・小学校の連絡協議会が持たれるなど、各種の教育を考え

る会ができている。

また、町内の「各学校における保健衛生の研究並びに普及発達を図り、これが施策に寄与すること」を目的として、七戸町学校保健会が組織され、各種の事業を実施し、大きな成果を上げている。そして、会の発展に尽力し、学校保健に功労のあった藤嶋均は、昭和五四年文部大臣賞を受賞した。

その他、七戸町小・中学校長会という組織もあり、同会編集発行の社会科副読本『わたしたちのしちのへ』は、最近の大きな収穫であった。

第一〇節　中部上北広域事業組合教育委員会

昭和四三年四月一日、七戸町中央公民館を事務局として、中部上北教育事務組合が設立され、中部上北教育事務組合教育委員会が発足した。これが後に中部上北広域事業組合へと発展していくことになるが、その設立の経緯と現在に至るまでの経過を見てみたい。

まず、設立の動機についてであるが、

戸舘――動機については……なんと言っても昭和三十年代後半から、地域の人々の教育や福祉に対する要求がしだいに高まってきたことが、大きな要因にあげられます。わたしは七戸町の役場や教育委員会の仕事に携わりながら、特に教育面における高度な行政需要に応ずるには、一町一村でばらばらに行っていたので

は、財政面でもスタッフ面でも市部からおくれをとってしまうのではないかと不安に思っていました。中野町長もこのことについてはとても心配されて「広域処理方式」についての構想を、隣接する上北町、天間林村に打診してみてはということになったわけです。ちょうど昭和四十年の秋ごろだったと思います。

谷村――当時は、上十三の市町村が連合で視聴覚ライブラリー（当初は郡公連といった）という組織をつくって効果を上げていました。この実績がモデルになって、それでは七戸町、上北町、天間林村の三町村でも教育面における協力活動を組織的にやろうじゃないかということになりました。これがまた、折よく当時の国や県の行政指導の方向と一致していたわけです。……それから要因の一つとして見逃せないのは、ちょうどこのころ、各町村が単独でやっていた学校給食の仕事が、経費や能率の面でいきづまりをきたしていたということです。一方、社会教育の面でも学校教育と並行して充実させていかなければという要求が町村から高まり、青年の家建設の構想なども具体化していきました。

（「思い出を語る」『互恵』昭和五三年）

この様な機運の中で、次第に話は煮詰められ、各種の会議が持たれたり、他県の教育事務組合を視察するなどして、具体的な開設の準備に取り掛かることになった。そして、四二年八月二四日の上北町、天間林村、七戸町の三町村長会、同年一一月一日の同三町村教育長会議を経て、計画書が提出された。

四三年一月二四日には、三町村教育長が組合設立に関する統合すべき事項について基本的合意に達し、同年二月六日には三町村教育委員全員協議会が開催され、組合規約等に合意、その他種々の会議を経て、同年三月二二

日天間林村、二五日七戸町、二七日上北町の各議会で組合設立を議決、四三年四月一日、青森県知事より指令一六六二号により中部上北地区教育事務組合の設立が認可された。

初代の管理者は、中野吉十郎七戸町町長、初代教育委員長は石田昭天上北町教育長、初代教育長は秋山友安七戸町教育長、また、この教育委員会の核とも言うべき教育指導室が設置され、指導主事一人、社会教育主事一人が配置され、初代の室長は橋本一郎が務めた。

発足当時はもちろん専用の建物もなく、七戸中央公民館に間借りの状態であったが、指導室の設置に伴い、管内地教委では指導方針に「中部上北教育一部事務組合の指導主事による学校訪問を有効にし、研修活動の充実を図る」ことを掲げ、当面、学校訪問を中心とした指導が展開されることになった。

四四年になると東北町がこれに加入、四ヵ町村となる。そして、同年の一〇月一日には中部上北学校給食共同調理場設置条例が制定され、天間林村天間舘字森ノ上一八〇―二に新築着工、四五年六月三〇日完成、同九月一日（上北町は八月二四日）学校給食が開始となり、一万〇〇九二人分の給食が作られ、管内の各学校に配送されることになった。

四六年に事務局が七戸町役場内に移転、指導室はそのまま公民館に残った。そして、四七年には中部上北教育事務組合が解散、新たに、四ヵ町村病院、老人福祉事務組合の規約変更をして、中部上北広域事業組合が発足することになった。

また、教育委員会は、中部上北広域事業組合教育委員会となり、新たに、中部上北教育指導室設置条例が制定

された。教育指導室では、四八年度より研究委託校制度を開始、これは、地区研の廃止が引金となり、中部上北教育委員会として、広域の教員研修体制をどのように進めていったらいいかということで誕生したものである。七戸町の各小・中学校も、毎年のように委託を受け研究、成果を上げている。

また、四八年六月一日には、中部上北心身障害児就学指導委員会が設置され、心身に障害を持つ幼児・児童・生徒の障害の調査、就学機関等の適正な教育措置の判定、教育相談などを実施することになった。

そして、何といっても画期的なことは、昭和五二年の教育研修センターの設置である。教育指導室は四三年四月発足以来、七戸中央公民館の一室を使用していたが、室内のスペースなどのこともあって、管内教職員の教育相談、教育資料の展示活用等が十分できない。また、将来指導体制の強化を図りたいが現状では無理である。更に四八年六月一〇日付の県の通知による公民館の目的外使用の可否に関する原則からも、早急に正常化を図る必要があった。また、事業組合全体としても専用の事務所がなく、種々の面で不便なことがあった。そこで、組合としてもこの問題を取り上げ、五一年一〇月一九日の組合議会で、中部上北教育研修センター（事務所庁舎）の建設を決定、五一年一一月九日着工、翌年三月二五日に完成したのであった。

この完成に伴い、教育委員会、教育指導室が七戸中央公民館より教育研修センターへ移転した。そして、これを機会に小・中学校における教育活動の充実と、指導の効果をより一層高めるために、全国教育研究所連盟、東北地区教育研究所連盟、青森県教育センター、県教育庁、関係教育団体と密接な連絡を保ち、学校の教育実践と直結した運営につとめることを基本方針に据えた。

教育研修センターの所長は、教育長が兼任で、その実質的な運営には、教育指導室の室長始め、指導主事等が当たった。

そして、五四年には増築、五五年からは五三年より実施されている教育相談事業が拡大されることになった。

なお、四七年四月三日、中部上北広域事業組合学校給食共同調理場設置条例が制定され、引き続き管内の学校給食が共同で行われることになった。また、同日、中部上北広域事業組合青年の家設置条例が制定されている。この方は、四七年八月一日上北町菩提寺に青年の家が開所するが、既に上北地方一三市町村において共同処理することが決定されており、体育館が完成するのを待ち、翌四八年四月から、上北地方教育福祉事務組合を設立、これに運営を委ねることになった。

この中部上北広域事業組合教育委員会は、もちろん七戸町単独のものではないが、その受ける恩恵は大であり、隣接する町村と共同で進める教育行政は、今までとは違った効果が期待できよう。

第一一節　七戸幼稚園

七戸町に幼児教育の場が求められ、七戸幼稚園が開園、第一回の入園式を挙行したのは昭和三九年（一九六四）五月一二日であった。

開園までの経緯について少し見てみると、その発端は、「七戸町にある事業を誘致するため、陳情に出向いた

所、七戸町に幼児教育の場がない事を痛感した」（浜中幾治郎、七戸幼稚園創立二〇周年記念誌『七戸幼稚園のあゆみ』昭和五八年）というところにあった。

以後、浜中幾治郎らが幼稚園設置の運動を展開、幼児教育の重要性を説く一方、各地の幼稚園を視察して回った。そして、三八年も終わりに近づいた一二月になるとにわかに具体化し、一二月五日には幼稚園設立計画試案発表、六日には入園該当者全員について希望調査を実施、一二日には教育委員会において設立準備について決定、二二日には幼稚園設立計画書を発表するに至った。

当時、町当局では、主として財政的理由により幼稚園設置については渋っていたが、七戸町に幼児教育の場が欲しいという熱意にうながされて、一二月二六日の町議会に於いて計画説明、基本的了解を得た。そして三九年三月一六日に、設立に関する条例・規則等について教育委員会で決定され、三月二七日町議会での議決をみた。

一方、幼稚園設立運動を推進した人々は、今度はＰＴＡ設立を期し、四月二八日には中央公民館に於いて、幼稚園ＰＴＡ設立に関する協議会を開催、五月一日にはＰＴＡ発起人会を開催するなど奔走した。

県に提出された七戸幼稚園設置認可申請書は受理され、五月一一日付で県南地方で初の公立幼稚園として設置認可となり、同日、七戸中央公民館において開園式を挙行、同時にＰＴＡ創立総会をも開催、初代会長に浜中幾治郎が選任され、会員一同、今後の七戸幼稚園発展のため、全面的に援助していくことを誓い合った。

第一回の入園式は、翌一二日に挙行され、入園園児は、四歳児三九人、五歳児四五人の計八四人であった。設置場所は、旧城南小学校校舎（七戸小学校第二校舎）で、その一部を借用してのスタートとなった。

このように、ともかくも開園できたわけであるが、難問は山積しており、その中で特に急務を要するのは、園舎建築と学級数の増であった。この二点については、三九年一二月二一日付で、ＰＴＡ会長名で議会に請願書が提出されているので見てみる。

学級増について

三九年五月十一日開園されました七戸幼稚園は、県南地方最初の公立幼稚園であり、私共園児を入園させました者は勿論、住民等しく、町当局並びに町議会各位の御英断に感謝致しております。

現在八四名の園児が在園しておりますが、希望者は約一五〇名もあり、多数の幼児が、抽選もれにより入園出来ませんでした。これは、幼い子供達であるだけに、誠に忍び得ない感を深く致します。一面幼児教育に対する家庭の認識、理解が深まったものであり喜ぶべきことと存じます。

ついては、本年の実績より推定し、明年度は更に希望者の増大することが当然予想される事態にありますので、何卒明四十年度より五歳児二Ｃ・Ｒ、四歳児二Ｃ・Ｒの実現をみることの出来ますよう適切なる措置を期待致します。

園舎新築について

現在の園舎は城南小学校の一部に間借り生活であり、近く新築を計画中と伺いますことは、私共の最も喜

びとするところに御座います。

現園舎は、御承知の如く既に命脈の尽きたるものであり、又とりこわしを予定されているとも伺います。

従いまして、新築するまでは、園舎は、所々移転するやに伺いますが、これが長期間にわたりますならば、幼児教育の初期の目的を達成することは誠に困難となるでありましょう。

国は勿論、本年五月の県議会に於いて満場一致幼稚園施設の整備について、助成するよう要請した請願を採択しているような状況であります。

前項学級増と関連し、又、現園舎の位置が、交通事故から安全であること、市街地の中心にあって、通園が非常に容易であること等から考慮し、最適の地であることにも配慮されまして、早急なる新築をはかられますよう御願い致します。

町議会では、この請願書を採択、翌年一月には二学級増の予定で園児の募集を始めた。園舎新築については、ＰＴＡで独自に資金を調達、幼稚園建設資金として、一〇〇万円を七戸町に寄付し、園舎新築に対する熱意のほどを見せた。そして、町当局と数度交渉、特に園舎の危険度を強調、園児にもしものことがあったら一大事であるということを訴えた。その結果、とうとう昭和四〇年（一九六五）三月二六日の議会で、幼稚園新築予算が認められ、東大吉武研究室に設計を依頼することになった。国庫補助も認められ、また吉武研究室からも建設資金として七〇万円寄付を受けるなどして、ようやく四一年一月二〇日着工、七月三一日完成の運びとなったのである。

設置場所は従来と同じ七戸九番地一号、その園舎は次のような意図を持って作られた。

この幼稚園の設計はまず、最初に、七戸町の中心に向って開いた形にしようということから始まった。このイメージの具体化が、この南東に向かって孤の字形に開いた形であり、町の方角に向かって大きく開けられた開口部と、それとは対象的に低く押えられた北側の部分である。そしてこのイメージは最終的にグランドを南側にかかえて、町に向かって拡がる形となった。

保育室、プレイルーム、テラスの間についても、ある一つの建物の中での集団でのよりよい活動的な遊び場と、その戸外への拡がり、及びより小規模な単位での学習的な場というように私達は考えた。そのため切離された単なる通過交通のための廊下というよりも、プレイルームが拡がり長びいてきた形のものでこれらの三つをつなぐことにし、これをサンルームと名づけておいた。

私達はこのサンルームを廊下としてでなく、保育室の前室として、またプレイルームの一部として遊び場としても積極的に使われることを予想している。また北国であること、広い戸外の空間をプレイルームの延長として積極的に子供の遊びの中にとりくんで行くために、二段になったテラスをつくること、その他、池や築山などを考え、この幼稚園が真の子供の領分となることを期待している。

（「建設要旨」文責　吉武研究室　浪岡）

九月一四日には落成式が挙行され、同時に鷹山宇一画伯の手になる園章、及び園歌も披露された。園舎の建築により、その教育活動が一段と活発になったことは言うまでもない。そして、その成果が認められ、

四八年には文部省より幼稚園教育課程研究推進校に指定され、「自然に親しむ態度を養うための指導の計画と方法についての研究」を研究主題とし、㋐保育の内容の研究、㋑教育環境の整備、㋒年間指導計画の作成、の三点に集約化し研究を実践、二ヵ年にわたる研究成果の報告を、昭和四九年度に提出している。

日本初等理科教育研究会全国大会、幼稚園部会

また、五〇年一〇月には、青森県学校保健大会幼稚園部会の開催、そして、五四年には、日本初等理科教育研究会全国大会の幼稚園の部会の会場となり、全体の研究主題、「子どもの発達と問題解決――子どもの発想の誘発とその方向づけの場の構成――」のもとに、幼稚園部会では、「子どもが感動したり、不思議がったりする場の構成は、どのようにすればよいか」を研究主題として、公開保育、保育協議会、研究発表会を持った。

なお、五二年からは、幼児自から行う経験や活動をのびのびとさせたいということから、自由保育を取り入れ、土曜日に実施している。登園したら、友達と遊びの活動に入り、遊びが発展するように教師は助言し導く。遊びに工夫がみられるように、友達とのかかわりが深まるように、一人一人を見つめようと計画をしたのである。

また、五五年からは毎週水曜日にオープン保育を実施、これは縦割

保育で、年少児と年長児がお互いにかかわりあいながら成長を遂げていくことを目指したもので、成果を挙げている。

学級数については、地域の要望により五一年度より年長年少各一学級の増級で、計六学級となっている。それにつれて、五一年には、二教室増築、更に五四年にも増築をしている。

給食は四七年一〇月より実施、中部上北広域事業組合の給食センターから配食されている。

五八年一〇月三日には創立二〇周年記念式、及び記念運動会、祝賀会を開催し、更に大きな飛躍を誓いあった。

園児数は、国民総人口に占める幼児の割合の低下に伴い、五四、五年頃をピークに減少の傾向にあるが、望ましい人格の基礎を形成すべく、今後ますます幼児教育が重要性を増すことは確実であり、七戸幼稚園の充実ぶりが期待される。

第三〇表　在籍園児数の推移

年度	園児数
	人
39	84
40	135
41	117
42	129
43	139
44	156
45	140
46	121
47	138
48	144
49	143
50	142
51	182
52	180
53	177
54	181
55	171

第一二節　青森県立七戸養護学校

昭和四三年（一九六八）四月一日、青森県立第二養護学校七戸分校（仮称）開設事務室が、七戸高等学校内に設置された。

青森県立第二養護学校は昭和三六年四月一日、青森県立青森養護学校の創設に伴い、精神薄弱児施設青森県立八甲学園入所の学齢児を対象として同園内の指導室等を校舎に当てて開校、八甲分校を設置した。これが、四一年四月一日、青森県立青森養護学校から分離独立、精神薄弱児を対象とする青森県立第二養護学校となったわけである。

そして、七戸町に、精神薄弱児を収容する上北地方精神薄弱児施設事務組合もみのき学園が設立されるのを機会に、教育機関として、青森県立第二養護学校の分校を設置することになったのである。

開設準備委員として、竹林理分校主任以下七人が任命され、その準備に当たった。準備委員の大半は、養護学校での勤務経験がなく、八戸市のうみねこ分校、はまなす分校、あるいは森田村の森田分校、弘前市の弥生分校、弘前大学附属小学校などを見学、また、特殊学級での教育実習を七戸小学校、城南小学校、七戸中学校で実施するなどして開校に備えた。

五月三一日には、七戸高等学校よりもみのき学園内に開設事務室を移転、六月になって新たに職員一人を迎え

た。また、六月一日にはもみのき学園が開設となり、六月一〇日には県立八甲学園より園児六人がもみのき学園に入所、その後も次々と園児が入所し、開校の準備はいよいよ具体的なものとなった。

独立の校舎がないので、もみのき学園の一部を借りることとし、訓練室を中学校男子・中学校女子・小学校高学年教室、診療室を小学校中学年教室、指導室を小学校低学年教室とし、七戸中学校、七戸小学校より椅子・机を払い下げて貰い、教育活動のできる態勢を整えていった。

いよいよ、七月一日に青森県立第二養護学校もみのき分校として開校、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、百石町、十和田町（現十和田湖町）、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村のいわゆる上十三全域が学区となった。

開校当初の学級編成及び児童・生徒数は、小学部が低学年七人、中学年八人、高学年一〇人、中学部が一九人の四学級四四人であった。

なお、七月二六日にはもみのき分校のＰＴＡが発会式を開き、父母達がお互いに協力し合って子供達の成長を支えていくことを誓った。

四四年三月一九日には、第一回の卒業式が行われ、小学部第六学年を男二人、女三人が卒業、全員中学部へ進むこととなり、中学部第三学年を卒業した男一人、女二人はもみのき学園で職業指導を受けることになった。

以後、苦労はあったが順調に学校は運営され、職員数も増えて四五年度からは小学部の六学年を独立させ、低・中・中高・高の四学級編成とした。更に四七年度からは、もみのき学園収容園児の五〇人増員に伴い、小学部

五、中学部三の計八学級編成となった。

そして、四七年には七戸町より、もみのき学園の隣接地一万四八七六平方メートルを無償で提供を受け、独立校舎の建築に着工した。校舎は四七年度内に鉄筋二階建（一部一階建）一三二九平方メートルが完成、四八年四月二日にもみのき学園より移転した。また、これを機会に、小学部七・中学部三の計一〇学級編成とし、より児童・生徒の一人一人の実態に即した教育ができるようになった。

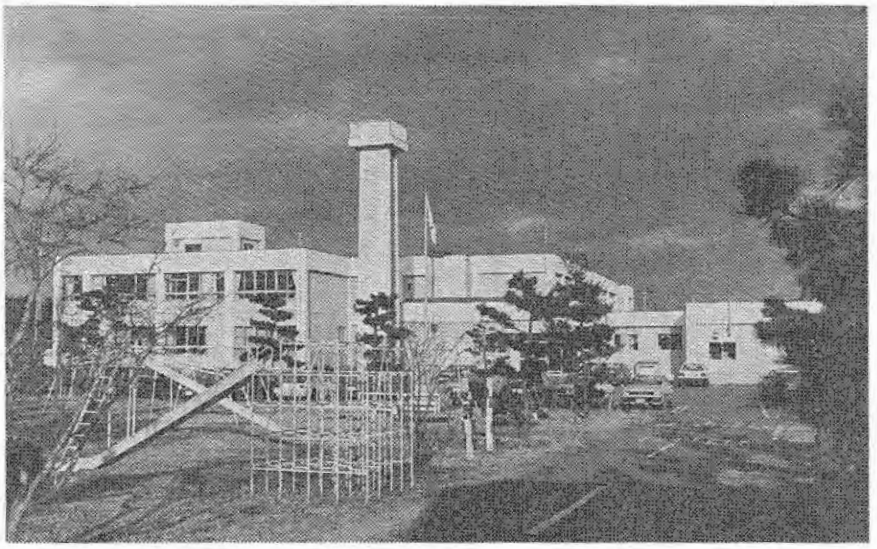

七戸養護学校校舎

なお、この四八年からは学則一部改正に伴い、校名が青森県立青森第二養護学校七戸もみのき分校となった。

翌四九年には、いよいよ独立することとなり、青森県立青森第二養護学校の分校であったものが昇格して青森県立七戸養護学校となった。初代校長は石井良太郎、分校主任であった竹林理は教頭として引き続き尽力することになった。

五月一六日は校章を制定、三本のもみの木を配し、健康・協調・自立の校訓を象徴させた。また、一一月一七日には同校石井校長作詞の校歌を制定している。

五二年度には屋内体育館建設、五四年四月からはもみのき学園重度棟

に巡遣教室が設置され、直接もみのき学園に出向いて授業を実施した。

また、五五年からは在宅訪問学級が設置され、先生が通学できない児童・生徒の自宅を訪問、指導することになった。

この五四、五年頃から、高等部を設置しようという動きが起こり、五四年に陳情、更に五五年七月二四日にも陳情書を上北地方教育福祉事務組合理事会理事長、同議会議長、公立もみのき学園園長、もみのき学園手をつなぐ親の会会長、青森県立七戸養護学校父母と教師の会会長の連名で、県に提出している。

この陳情が実り、翌五六年より高等部が新設されることになり、定員一〇人の普通科を設置することになった。これは、精神薄弱関係の養護学校では、県内では国立弘前大学附属養護学校、青森第二養護学校、八戸第二養護学校に次ぐもので、弘前第一養護学校と同時期の設置で郡部では最初のものであった。

五六年度の高等部への入学者数は、定員オーバーの一六人であった。この高等部設置、及び前年度に増築した校舎の増築記念式典を四月二八日に挙行、前途を祝福した。

なお、この年より、もみのき学園内に設置した分教室は廃止となっている。

現在、小学部九学級、中学部五学級、高等部二学級の計一六学級で、障害の重なっている重複学級、在宅児童のための訪問学級も含まれる。また、通級生、あるいは八戸市、青森市、三戸郡からの児童・生徒も数人在籍している。

昭和五六年に、国際障害者年が設定され、障害児に対する社会の見方も大部変化してきたが、まだまだ偏見は

拭い去ることはできない。また、施設及び教育機関も十分とは言えず、社会的に自立することはなかなか困難と言わざるを得ない。しかしながら、このような状況を打開していかなければ障害児の未来も開かれていかないわけで、養護学校の果たす役割は、ますます重要となってくるであろう。

第一三節　青森県立七戸高等学校

一　青森県七戸農業学校

すべての人々が敗戦の痛手から立ち直ることができず、日々の生活苦に悩み、因るべき精神的支柱を見いだすこともできず、未だ虚脱の状態にあった時に、まさに、不死鳥のように、新しい時代へ向けて飛び立とうという一つの構想が湧き起った。それは、七戸町に新しく男子を収容できる中等学校を作るということだった。

この構想は、ある偶然の機会から持ち上がり、中律徳平が中心となって、開設へ向けての具体的な準備を進めた。まず、時の町長小原平右衛門の同意を取付け、次に七戸国民学校校長で、高等女学校長兼務の橋本博愛を訪ね、当時、国民学校第三校舎として館野に建築し、戦争で工事が中途になっていた校舎を譲り受けることに成功した。

学校の性格であるが、当初、農工中学校を企図していたが、加工のための設備・施設の点で準備が大変であることから、農業学校に変更した。また、こういう混乱の時代であるから、七戸町単独で運営・維持していくこと

は困難である。そこで、近接の天間林村、浦野館村（現上北町）、大深内村（現十和田市）の三ヵ村に働きかけ、ついに昭和二一年（一九四六）一月一三日、七戸町・天間林村・浦野館村・大深内村の各町村議会において、七戸町外三ヵ村農業学校組合の件が決議された。二月二日には七戸町外三ヵ村農業学校組合設置、同規約の件が県知事の認可となり、二月二七日には文部大臣より青森県七戸農業学校設立が認可となったのである。同日、橋本博愛が兼務で七戸農業学校校長事務取扱いを命ぜられた。以後、四月の開校に向けて、急ピッチで種々の準備が進められていくことになったのである。

昭和二一年四月一一日、七戸農業学校第一回目の入学式が挙行された。新入生は男子二年生、これは予科練あがり、旧中転校者、高等科二年修了者などで五四人、男子一年生一一九人、女子一年生九九人であった。なお、七戸高等女学校の二年生は、そのまま七戸農業学校の二年生に編入となった。

入学式の服装はまことに色とりどりで、国民服、軍服、旧中制服、女学校制服と様々であった。中には戦闘帽をかぶって来る者もいたが、ここに、新設の青森県七戸農業学校は、既存の青森県七戸高等女学校を併置して、館野の新天地に農業学校一学年男子二学級、同女子二学級、二学年男子一学級、同女子二学級、高等女学校三学年一学級、四学年一学級の計九学級、総勢四八〇余人でスタートを切ったのであった。

七戸農業学校が発足して半年になろうとする九月一一日、森田重次郎の推挙により、長崎青年師範学校教授をしていた笠間玄一を専任の校長として迎えることになった。

着任早々、笠間校長の前には解決しなければならない問題が山積しており、特に、戦争のために建設の中途で

放置されていたものに手を加えてできた校舎については、どうにかしなければならなかった。そこで、二一年一二月には学校教育後援準備委員会が、組合各町村長、各町村委員、及び学校側から笠間校長・木津・葛原・中津氏参加のもとに開催され、学校建設資金募集運動が展開されることになったのである。

二　青森県七戸農業学校併設中学校

新学制施行に伴い、昭和二二年四月一日より義務制の新制中学校が発足することになったわけであるが、七戸農業学校では、これに対してどのような対処をしたかというと、新学制改革準備委員会を設け、新入生の募集停止を決定、七戸農業学校併設中学校へと組織替えしていくことにしたのであった。なお、高等女学校に関してであるが、二一年一二月四日の職員会議で、昭和二一年度在学生より五年制度とすることが決定されているが、生徒にしてみれば寝耳に水で大混乱を招いた。四年卒業強硬派は二二年三月二〇日に卒業、ただし、その時は修了証しか貰えず、卒業証書が手元に届いたのは、数カ月後であった。

新年度を迎えて、農業学校の二、三年生はそれぞれ併設中学校の二、三年生、また、女学校生徒は四年生及び五年生として残存したもの達で、一年生のいない新学期となった。

なお、新制中学校の発足に際して、急であったためほとんどの中学校が独立の校舎を持つことができず、生徒の収容に困ったわけであるが、七戸農業学校併設中学校では空いている教室を提供し、七戸町より三学級、天間林村より一学級、新制中学校生徒の委託を受けている。

三　青森県立七戸高等学校

㈠　開設まで

昭和二二年の新学制発足により、二三年からは新制高等学校が発足することになり、七戸農業学校併設中学校でも新設高校への昇格と県移管を目指して準備を進め、二三年三月八日には新制高等学校の設置認可申請書を青森県知事に提出するに至った。今、その時の申請書を見てみよう。

新制高等学校設置認可申請書

一、目的　当七戸町地方は交通不便の為、教育を受ける機会に恵まれなかったが、昭和二十一年四月より近接三ヶ村と農業学校組合をつくり、農業高校を創設し管理して来たが、今般新教育制度になったために、これを新制度高等学校に移行し当地方の文化向上を期したい。

二、名称　青森県七戸高等学校（県立移管の場合は、青森県立七戸高等学校）

三、位置　青森県上北郡七戸町字舘野四七

四、学則　別冊の通り

五、経営及び維持の方法　青森県上北郡七戸町外三ヶ村（天間林村、浦野舘村、大深内村）農業学校組合費による。

六、学校開設の時期　昭和二十三年四月一日

学　則

第一章　総則

第一条　本校は教育基本法学校教育法に基づき土地の実情に即して実業人、家庭人を養成するを目的とする。

第二条　本校の学則は別に規定あるものの外は本令に依る。

第三条　本校の学科を分けて農業科、普通科、家庭科とする。外に定時制のそれぞれの科を置くことができる。

第四条　本校生徒の定員は農業科百二十名、普通科百二十名、家庭科百二十名とし、定時制を置く場合は別に定める。

（以下略）

この申請書が受理され、認可となったのは三月一一日で、急ぎ募集要項を発表した。

さて、設立が認可され募集要項を発表し、あとは県立移管の決定を待つばかりであったが、四月一日付青森県告示第九六号で県立新制高等学校が二〇校設置され、同九七号で更に二校追加されたが、七戸高等学校はこの告示第九七号でもって、県立高校として出発することを認められ、ここに、昭和二三年四月一日青森県立七戸高等学校が誕生することになったのである。

(二)　開　　校

四月一二日、待望の青森県立七戸高等学校の第一回入学式が挙行された。新入学生は、農業科一三人、普通科

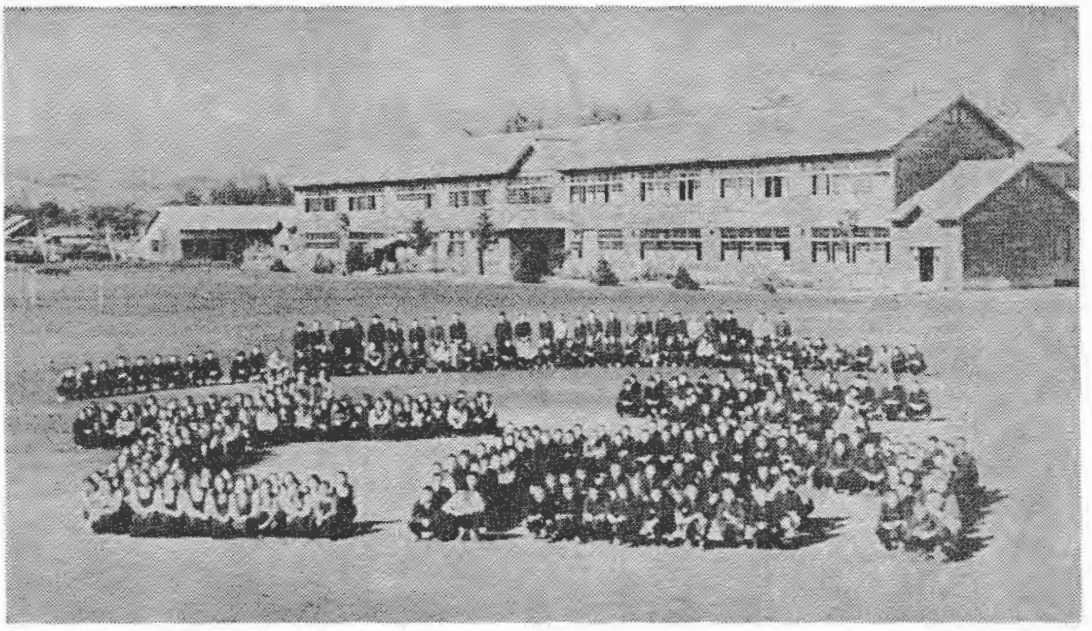

七戸高等学校校舎（発足当初）

男子三一人、女子六人の計三七人、家庭科は四五人で総計九五人であった。出身校別に見てみると、七戸農業学校併設中学校より七七人、旧中一一人、新制中学校六人、青年学校一人であった。なお、このほか新制高等学校家庭科二年生が一六人いるが、実質、七戸高等女学校五年生のことで、これらの生徒は翌年三月七戸高等女学校生として卒業している。

五月一日には笠間七戸農業学校長、木津七戸高等女学校主席の辞任式、同時に、高橋忠三郎七戸高等学校初代校長就任式が行われている。

この高橋校長は、『郷土読本』（中津徳平編集　昭和二四年）の中で、「創立の初めから男女共学制と総合制を共に採用した最も進歩し、充実した高等学校」であると述べているが、まさに、他校に先駆けて新制高等学校の理念を体現していると言える。

㈢　併設中学校・高等女学校の終焉と、家庭科の廃止

昭和二四年三月二二日、七戸高等女学校・七戸農業学校併設中学校（二三年度より、青森県立七戸高等学校併設中学校）の最後

の卒業式が挙行された。女学校生一五人、併設中学校生一五七人が卒業することになるわけだが、これをもって女学校も、併設中学校も最後の幕を閉じることになり、その遺志は、新制七戸高等学校に継承されていくことになった。

また、新制七戸高等学校の家庭科は、二四年度より地域住民の要望もあり、また、高等女学校、併設中学校の生徒がすべて卒業したこともあって廃止されることになり、普通科に組み入れられることになった。以後、七戸高等学校は普通科、農業科の二科でもって進むことになった。

第三一表　高等女学校・併設中学校卒業者数

七戸実科高等女学校		
回	数	卒業年月日
1	29	昭和2年3月24日
2	37	3．3．25
3	14	4．3．23
4	34	5．3．24
5	26	6．3．24
6	24	7．3．23
7	27	8．3．23
8	24	9．3．23
9	19	10．3．23
10	41	11．3．24
11	42	12．3．23
12	36	13．3．23
13	24	14．3．23
14	32	15．3．22
15	37	16．3．24
16	31	17．3．20
17	58	18．3．24
小計	535	
青森県七戸高等女学校		
回	数	卒業年月日
18	47	昭和19年3月24日
19	52	20．3．27
20	48	21．3．21
21	19	22．3．20
22	64	23．3．24
23	15	24．3．24
小計	245	
総計	780	
青森県七戸農業学校併設中学校（青森県立七戸高等学校併設中学校）		
回	数	卒業年月日
1	146	昭和23年3月24日
2	157	24．3．22
総計	303	

(四)　定時制課程設置

「教育基本法」の根本精神の一つに、教育の機会均等というのがあるが、その精神の具現の一つとして、高等学校に全日制の課程のほか定時制の課程を置くことができるということが、「学校教育法」第四条で定められた。

本県でも昭和二三年新制高校発足と同時に、定時制高校も開設できるよう準備を進めた。

七戸高等学校において定時制課程設置の決定をみたのは、二三年四月一五日のことで、発足は五月一日となった。定時制課程開設に当たっては、当時、七戸高等学校全日制課程勤務の中津徳平が兼務で、その準備作業を推進し、六月二四日ようやく開校にこぎつけた。

第一回の入学生徒数は四〇人程度で、その大半は小・中学校の教員であった。資格取得、現職教育のために入学したのである。最初は教員も全日制の応援でほとんどまかなっていたが、昭和二四年一〇月三一日より小原誠二が専任主事として勤務、以後長年にわたって七戸高等学校定時制課程振興のために尽力、また、太田敬次郎、山本孝吉らが着任、教員の陣容も徐々に整うことになり、働く者の学び舎としてその任を果たしていくことになった。

なお、他村にではあるが、七戸高等学校の分校として天間林分校、上北鉱山分校が昭和二四年四月一二日認可、四月二〇日開設になっており、いずれも発足当初は定時制課程であった。

(五) 農業科の危機

ないものづくしで出発した七戸高校も、昭和二四年四月二〇日には校歌・校章制定、二五年には放送機械を設

備したり、女学校以来の二五周年記念式典及び記念事業を実施して懸命に整備に努め、二六年三月には第一回生を送り出し、ようやく軌道に乗りかけていたが、この年の一〇月、突然農業科廃止の問題が湧き起こり、県教育委員会から小山田教育委員が来校、聴聞会が開催された。

席上、小山田教育委員から、一、入学志願者が少ないこと、二、施設設備が不十分であること、が指摘され、この際、施設設備の充実した三農に吸収合併した方が、より教育効果が上がるのではないかという提案がなされた。これに対して、地元側から多数の意見が出たが、いずれも農業科廃止反対、施設設備の充実を促進するので、地元産業の基盤である農業の振興のためにも是非存続して欲しい、というものばかりであった。会場の空気を察知した小山田教育委員は、地元の意向をできるだけ尊重することを約束、会は終わった。

この後、存続が決定、そして、これを機に内部でも二六年制定の「産業教育振興法」による設備施設の充実、農場経営三ヵ年計画の立案、更には二七年度には「農業課程経営案」を発表、内容の充実を期した。

㈥　高校生急増

七戸高等学校は、発足当初より総合制・男女共学制を実施し、定時制課程を設置していた。そして、昭和二七年（一九五二）には「総合高校に於けるカリキュラムの研究」を発表、総合高校のあるべき姿を模索していた。また、昭和三〇年には創立三〇周年記念式典を挙行、三三年には新制高校発足一〇周年を迎えるなど、着実に発展を遂げていったわけであるが、昭和三七、八年の頃から大きな転機が訪れる。

戦後のベビーブームの影響で、三八年度からは高校進学者が急増し、本県の場合、高校進学者が、三六年一万

一二〇〇人が、四〇年には約二倍の二万二〇〇〇人になることが予想された。そこで、県ではこれに対応するため、高等学校再編成諮問委員会、高校急増対策協議会の協力を得て、既設校の学級増、新設校の設立に着手した。

七戸高等学校でも高等学校急増対策委員会を設け、対策を検討、昭和三七年度普通科一学級増、三九、四〇年度にも各一学級増、更に三八年度より生活科一学級を開設、これらが満たされた時、七戸高等学校は全学年で二一学級となる予定であった。

そして、この高校生急増に伴い、ある顕著な一つの現象が起こり始めた。それは何かというと、学区制の崩壊ということで、従来、中部上北の高校生を一手に担っていた七戸高校に十和田市の生徒が多数入学、また、逆に七戸町からも十和田市の高校へ入学する者が急増、このことは七戸高校の以後の針路を大きく規定することになったのであった。

(七)　農業科科名変更と生活科新設

三七年四月、七戸高等学校農業科は科名を酪農科と変更して再出発することになった。当時、農業高校の体質改善が叫ばれ、県下農業高校をそれぞれ特色あるものに再編成することが要請されていたが、七戸高等学校では昭和三二年より文部省産業教育研究指定校となり、地域の特殊性を生かし、「開拓農業技術を教科内容とした草地造成の研究」に取り組み、加えて「酪農振興法」の施行で、北部パイロットファームの造成が行われ、開拓農民の酪農家の子弟の教育が急務となっていた。そこで、酪農民の子弟教育機関として再編成することになり、三農との兼合いから畜産科に準ずる酪農科に科名変更し、再出発することになったのである。

生活科は三八年度より新設することになった。これは、当時日本経済の未曽有の発展により、若年労働者の都会への吸収が激しくなり、青年の離農が大きな社会問題となっていた。そこで、文部省においてもこの問題に対処すべく、農業高校を魅力あるものにするため、自営者養成農業高校を指定設置、更に農村の後継者を育成するには農業経営に理解を持つ良き伴侶の養成が必要だということで、全国一律に農業高校に農家の婦女子教育のため、生活科を設置することにしたのであった。

以後、両科は、当地域に資する中堅酪農経営者及び中堅農村婦人の養成を目標とし、一体となって経営されることになったのである。そして、昭和四八年には砂子田酪農経営農場が落成、教育効果が一層期待されることになった。

(八)　商業科新設

七戸高等学校はその発足以来、総合制を特色としてきたわけであるが、当時、陸奥小川原巨大開発が話題に上っていた頃で、それに参与する経済人の養成と、現代の激しく変貌する経済社会に対処する新しいタイプの商業人の育成を目指して、更に商業科設置に乗り出すことになった。

新設認可までの経緯は必ずしも平坦な道のりではなかったが、粘り強い請願と七戸町及び隣接各市町村の協力により、四五年一二月一五日、県当局より商業科新設の決定が発表されるに至った。規模は二学級、定員九二人であった。四六年四月開校を目指し種々の準備を始めたが、心配された競争率も一・五六倍と高く、四六年四月難関を突破した九六人を迎えてスタートすることになったのである。

ここに七戸高等学校は、全日制・定時制課程を有し、全日制課程では普通科・酪農科・生活科・商業科の四科を置くこととなり、本県のみならず、東北にもない全国有数の完成された総合高校となったのである。

開設当初の商業科は、普通科校舎を借用してのものであったが、四六年一二月には商業科校舎が落成、使用に供した。

中堅産業人の育成を目標に掲げ、教育課程は簿記会計教育を重視する類型をとり、簿記検定試験の合格率では他校を圧する勢いを見せていた。

また、販売部を設け、これを商業教育の実践の場とするため、株式会社の形態をとり、生徒自らが株主となり、社長、副社長、監査役等すべて生徒が株主総会で決め、剰余金は学習に役立つ備品の購入に当てるというもので、他校には見られないユニークなものであった。

現在、時代の要請に応えるべく、コンピューターなど最新の機械を導入、着々と整備が進められている。

(九) ボクシング全国制覇

昭和二三年七戸高等学校が創立されて間もなく生徒会が発足し、各部の活動が盛んになるが、野球部の二六年春季県下選手権大会での優勝、弁論部の活躍、馬耕部の県下農業高校馬耕競技大会での団体三連覇などめざましいものがあった。また、ボクシング部においては昭和二八年、県下選手権大会でフリー級立崎庸夫が優勝したのを嚆矢として、三三年県高校総体で団体優勝、三四年にはフェザー級で川村輝雄が東北チャンピオン、更に、三五年には天間一がインターハイでヘビー級の王座につき、全国制覇を成し遂げた。天間一は、後に、三九年の東

京オリンピックに日本代表として出場している。以後、多数の県チャンピオン、東北チャンピオンを輩出するが、天間一から一五年後の昭和五〇年には再び全国チャンピオンが誕生した。それは、バンタム級の倉岡俊逸で、元アジアチャンピオンの町田義敬教諭が手塩にかけて育てた選手であった。

なお、高校卒業後、めきめき腕を上げた選手に瀬川幸雄がおり、モントリオールオリンピックに出場している。

ボクシング部以外で顕著な活躍を示した部を挙げてみると、サッカー部の高校総体優勝（四五年）、ハンドボール部男子の国体県予選優勝（四六年、四八年）、空手道部の高校総体男子団体優勝（五二年）、剣道部の高校総体での女子団体優勝（五七年）などがある。また、農業クラブの全国大会での活躍、タイプ部の活躍にも著しいものがある。

(5) 定時制課程の消長

昭和二三年、教育の機会均等という新学制による戦後教育の大原則を具現すべく、定時制課程が設置されたわけだが、発足はしたものの施設設備の不備が言われ、疲労で勉強についていけない、職場の理解がないということから、遅刻・欠席・中退者が多いとか、あるいは全日制高校との差別意識など、非常に多くの困難を抱えていた。そこで、少しでもそういう現状を打開すべく努力が続けられ、二七年には定時制教育振興会の設置など、定時制教育の充実が計られるようになった。七戸高等学校定時制課程の場合でも、二七年度より三カ年の予定で定時制課程振興計画を立案、実行に移した。

そして、これらの成果が徐々に現れ始めた頃の昭和二九年、定時制五周年記念弁論研究発表において安田保孝

が第一位を獲得、三〇年三月、東京都で開催された第二回全国定時制生徒生活体験発表大会に青森県代表として出場、みごと第一位、文部大臣賞に輝いた。

生徒数も昭和三〇年前後はかなり増加していたのであるが、昭和四四年を境に生徒の減少傾向がみられるようになった。そして、五一年度以降は連年入学者数が一〇人を割り、五四年度の段階で在籍生徒数が一二人となってしまった。こういう現状を踏まえ、ついに、五五年度からの募集は停止となり、五八年二月には廃校記念式が催され、三月をもって廃校となったのである。五四年度の全国定通制陸上競技大会の砲丸投げで、山田誠子が全国制覇したことは、七戸高等学校定時制に咲いた最後の輝かしい華と言えようか。

第32表　定時制課程卒業者数

年　　度	人　　数
昭和25年度	4
〃 26 〃	3
〃 27 〃	8
〃 28 〃	16
〃 29 〃	7
〃 30 〃	7
〃 31 〃	5
〃 32 〃	15
〃 33 〃	17
〃 34 〃	6
〃 35 〃	11
〃 36 〃	15
〃 37 〃	12
〃 38 〃	9
〃 39 〃	7
〃 40 〃	12
〃 41 〃	13
〃 42 〃	14
〃 43 〃	11
〃 44 〃	14
〃 45 〃	7
〃 46 〃	17
〃 47 〃	20
〃 48 〃	8
〃 49 〃	11
〃 50 〃	10
〃 51 〃	6
〃 52 〃	8
〃 53 〃	8
〃 54 〃	1
〃 55 〃	7
〃 56 〃	3
〃 57 〃	1
計	313

(ニ)　新校舎落成と五五周年記念式典

七戸高等学校の校舎は、戦中・戦後の物資欠乏の折に建築されたもので、その老朽化は著しく、新校舎建築の早期実現は強く望まれていたが、ようやく、昭和五二年より着工、五三年には完成して一〇月より全面的に新校

舎へ移転となった。なお、新校舎建築とともに、五四年度にはグランドの整備もなされ、また、野球場も五五年には完成した。

こういう中、昭和五五年には七戸高等学校が大正一五年（一九二六）二ヵ年制の七戸町立実科高等女学校として発足以来、五五周年を迎えることになった。これを記念して五三年度より五五周年記念事業協賛会が発足、一、七高会館建設　二、記念誌発行　三、記念式典挙行、を主事業として決定、その遂行に当たった。

七高会館の建築であるが、鉄筋二階建の建物が五四年九月に完成、一階は食堂、二階は合宿所として利用されることになった。二、三についてであるが、記念式典は五五年一〇月二五日に関係者多数を招き、七戸高等学校体育館で盛大に挙行された。その時、同時に女学校以来の五五年の歴史をまとめ『七高五十五年史』というタイトルの記念誌が発刊され、一望のもとに五五年の歴史を概観できるようになった。

高校進学率の向上に伴い、その多様化が言われて久しいが、かかる状況に対応しつつ、七戸高等学校はいかなる道を進めばいいのか。その前途は険しいものに違いないが、七戸高等学校の一大特色である総合制高校という特長を生かして、地域に資する人材の育成が粘り強く続けられなければならないであろう。

第一三章　社会教育

第一節　七戸町の社会教育及び公民館活動の概略

終戦後の社会教育は、民主主義の導入、占領軍の積極的指導により急速に進展することになった。二一年（一九四六）三月には「米国教育使節団報告書」が発表され、第二節で成人教育を取り上げ、文部省における成人教育担当部局の独立、社会教育の民主化と積極化、民間人による成人教育諮問機関の必要性、大学夜間部の設置、PTAの強化、討論や集会の場としての校舎の開放、図書館の充実・機能の強化、読書の普及、講座・討論・座談などの自由な談話形式の普及とそのための教師団体、労働組合、青少年団体などの役割、マスコミの活用等にわたっている。四月には占領軍の民間情報教育部に、社会教育担当の係官が着任し、その指導のもとに社会教育が積極的に推進されることになった。

ところで、七戸町の戦後の社会教育を見てみるに、これはどこでも言えることかと思うが、公民館活動の存在を抜きにして考えるわけにはいかない。言ってみれば、公民館活動の歴史が、七戸町の社会教育の一つの歴史となっているのである。そこで、今、社会教育の拠点である公民館の活動を柱として、制度上の整備など、七戸町の

社会教育を概観し、更に節を改めて各論的に七戸町の社会教育を見ていきたい。従って、第一節と重複する記述が後に若干出てくるが、了とされたい。

七戸町に公民館ができたのは、昭和二一年一二月一〇日で県内においても早いものであり、上北郡にあっては最初のものであった。七戸町の有志、特に戦前からの柏葉文化会の人達が中心となり、七戸町にも公民館活動を起こそうという気運が起こり、その拠点となるべき公民館を設立しようではないかということになって、設立準備委員会を設立した。しかしながら、公民館は、町民の要望とその財力により設置されることが建前であるから、一気に町立公民館というわけにはいかず、やがて町民一般の間に公民館の使命と性格が理解され、その設立が町の声となるまで、暫定的に私設の公民館を作って、その気運を作ろうではないかということになり、七戸保育園の金子聖海の好意によって、保育園の建物を保育事業の行われていない時間、公民館として提供して貰うこととして、私設の柏葉公民館を設立した。館長は柏葉文化会会長の盛田文造、副館長浜中太郎・工藤正六、委員七戸国民学校教頭盛田三喜雄他四五人。委員の中から監事・会計が任命され、主事には金子聖海・福士忠が当たり、その実際上の運営を任せられた。もちろん二人は他に職があり全くの奉仕であった。

設立当初の柏葉公民館の主力は、文化講座の開設に注がれ、毎週土曜日に実施することとし、著名人を迎えて講演会を実施するなど、主として意識の啓蒙に当たった。また、文化祭・衛生展覧会・衣料更生・洋裁講習・粉食講習会・映画鑑賞会なども実施、町民の文化的欲求に応えるとともに、実際的な、実生活に役立つような講座も開講している。その他、会場提供も主要な仕事で、柏葉書道会・柏葉少国民文化会・柏葉音楽同好会、その他青

年団体・婦人団体・宗教団体・文化団体・産業団体等の各種団体へ提供、利用された。利用日数及び人員数を見てみると、昭和二二年三月は、三一日中二六日間の利用、同年一二月の利用人員は、延約一九〇〇人であった。

当時の公民館は私設であるから、運営資金が乏しく、公民館の運営に当たった人達はすべてボランティアで参加、どうしても経費がかかるような場合は、盛田館長が自腹を切ったり、金子主事が托鉢などして資金を集めた。また、独立の建物がないことから、常時開設されていて、いつでも気軽に行き学習ができるというわけにはいかず、公民館建設の早期実現が望まれた。もちろん、運営面からは専任の主事を置くことが必要であった。

このような事態を打開するためには、まず、何よりも公民館の必要性を町民に認識させる必要があることから、とにかく実績を上げるために努力、主催事業を増やすとともに、その充実に努めた。

なお、県教育委員会が社会教育の普及徹底を図るために、社会教育振興協議会を巡回で開催、七戸町でも二三年一二月と、二四年五月に開催している。また二四年には、県委嘱の社会学級を柏葉公民館で開設している。

二四年六月にはいよいよ「社会教育法」が制定となり、それに基づいた活動が展開されることになった。この「社会教育法」は別名公民館法とも言われ、公民館に関することが大部分を占め、公民館制度が確立した。

七戸町でもこれに基づき、昭和二五年一二月二四日に七戸町立公民館設置条例を制定している。

七戸町立公民館設置条例

第一条　本町に公民館を設置する。

第二条　公民館は町民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって

住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、教育文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第三条　本館は七戸公民館と称し、七戸町字影津内百十四番地に置く。

但し、本館完成迄は随事適当な場所で運営する事が出来る。

第四条　本館に次の職員を置く。

館長　一名（当分の間町長之を兼務する）

主事　一名

書記　一名

その他必要な職員　二名

但し当分の間役場職員を兼務させることができる。

第五条　本館に公民館運営審議会を置く。

審議会委員の定数は一〇名とし、その任期は二ヶ年とする。

審議会委員は町長之れを任命する。

公民館運営審議会委員がその職務を行うために必要な費用は弁償する。

第六条　本館は町長これを管理し、その管理及び運営に要する経費は、町費、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第七条　職員の給与は市町村給与条例に準じて支給するものとする。

第八条　本条例の実施に必要な規則は別に館長において、公民館運営審議会に諮ってこれを定める。

附則

この条例は公布の日からこれを施行する。

これをもって、ようやく私設の公民館から町立の公民館へと組織替えできたわけであるが、社会教育費がいくらか計上されたものの、実態は従来通り保育園を借用したボランティアによる運営であった。

しかしながら、一つの私的な活動が行政を動かし、公的機関にまで発展していったということは、まさに画期的なことであり、戦後の混乱の中から立ち上がるべく、文化的なものを求めようという熱意とエネルギーは、高く評価されなければならない。

なお、これに先立って、二五年三月三〇日には七戸町社会教育委員条例が設置されている。これは、県で二三年八月社会教育の振興を図るために青森県社会教育委員会を設置、各市町村もこれに準じて組織したものである。

七戸町社会教育委員条例

第一条　社会教育法第十五条の規定により本町に社会教育委員を置く。

第二条　委員の定数は十人とし左の各号に掲げるもののうちから教育委員会がこれを委嘱する。

一、各学校長　三人

二、各社会教育関係団体　二人

三、学識経験者　五人

第三条　委員の任期は二年とする。

前項の任期は委嘱の日からこれを起算する。委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

第四条　委員がその職務を行うために要する費用の弁償については条例で別にこれを定める。

第五条　この条例の施行について必要な事項は教育委員会が規則で別に定める。

附　則

一、この条例は公布の日から施行する。

二、教育委員会が設置される迄の間、この条例中「教育委員会」とあるは「町長」と読み替えるものとする。

二六年三月六日には、七戸町立公民館規則が制定され、また、一二月一日には、公民館建設特別委員会の設置が議決され、その建設促進が図られることになった。

昭和二七年に教育委員会ができるが、公民館の館長は教育長が兼任、社会教育主事の仕事は教育委員会の職員が兼務となった。

昭和三〇年には公民館活動の組織が強化され、新たに文化部、産業経済部、社会体育部、図書部の各部門が設

けられた。また、この年の社会教育費は、全教育費の四・二パーセント、住民一人当たり三四円五九銭と報告されている。

このうち、文化部だと、例えば三三年度の場合、五月二一日料理講習会、六月二三～二八日南極越冬隊写真展、七月二五日江口乙矢モダンバレー公演、九月二六日宮下弘農業講演会、一〇月一九日鈴木道太教育講演会、一二月六日第五回演劇発表会開催、一二月一二日伊藤くにレクリエーション講習会、三四年一月一五日小野正文教養講座、二月六日児玉宗一農業講習会、二月二八日フォークダンス講習会等々を実施している。

また、三三年には公民館に初めて専任の職員が配置されている。更には、文化財部も設置され、七戸町文化財目録出版、文化財標木建立などを実施している。なお、七戸町の文化財保護条例は、昭和三七年に制定されている。三六年には初めて公民館長が専任となり、三七年には有資格の社会教育主事が置かれた。

このように、公民館活動が盛んになる一方で、専用の公民館の建築が強く望まれ、ようやく、三七年に公民館新築工事着工、三八年三月三一日をもって完成、三月三〇日には七戸町立公民館設置条例を改正、名称を七戸中央公民館、設置場所を七戸町字寺裏二二番地とし、五月中旬には移転、六月一〇日には入館式を挙行した。そして、公民館落成記念式典を七月二三日実施、公民館開館記念事業として、宝生流謡曲大会、内藤綾子・安藤仁一郎ジョイントリサイタル、県下俳句大会などを実施した。

これでもって、ようやく青空公民館から脱皮することができたわけであるが、以後、この公民館建設が契機となって、七戸町の社会教育は新たな第一歩を踏み出すことになる。三六年・三七年に引き続いて、三八年も文部

省委嘱婦人学級の開設、三八年・三九年度文部省青少年スポーツ活動指定町、四〇年からは文部省委嘱講座高齢者学級の開設など、社会教育、文化、婦人、青少年、スポーツなどの二三団体を底辺にその頂点にあって、各団体活動の相乗的な効果を地域発展のムードづくりに役立て、また、図書館を公民館の中に併置し、図書館活動を公民館活動の中に明確に位置づけ、公民館活動と図書館活動を一体化して行っていった。そして、これらの業績に対して全国の優良公民館として、四一年一一月三日文部大臣より表彰があった。

なお、四一年一一月一一、一二日に青森県視聴覚教育研究会が七戸町で開催されているが、公民館では社会教育部門を担当、四三年には「くらしに生かす放送利用運動」を展開、四四年九月一〇～一二日の視聴覚教育指導者研修会で、「社会教育における放送利用運動について」というタイトルで事例発表をした。この四四年には、七戸町若木青年教室が視聴覚教材利用研究学級の指定を受けている。また、四七年にはテレビ利用研究公民館として委嘱されるなど、視聴覚機器の導入による成果も挙げている。

ここで、視聴覚教育と社会教育の関係について一言付け加えておくと、終戦後の昭和二三年連合軍総司令部は、社会教育の促進をはかるために、一六ミリ映写機、幻燈機、上映フィルムを貸与、上北地方教育事務所にも配置となり、これが大いに利用された。例えば、昭和二三年七月四日には七戸小学校第二校舎を会場に、アメリカ映画の会が開催され、「世界の食糧問題」、「みんなの学校」などが、県社会教育課の技師によって上映されたが、観覧者は実に一四〇〇人を数えたのであった。以後、昭和三〇年代に入ると、三四年には、七戸町でも公民館に一六ミリ映写機を備え、視聴覚資料も若干ではあるが備えその用に供した。これが公民館新築に伴い、更

に整備されていくことになるが、ここで一つ忘れてならないのは公立上北視聴覚ライブラリーの存在である。これは、昭和三五年上北地方の一三市町村の公民館職員が集まって、公民館主事連絡協議会を発足させ、フィルムライブラリーを設けたのが基になっており、昭和四〇年には「地方自治法」第二五二条の二に基づく正式の協議会として、上北地方視聴覚教育協議会という名称で出発、事務局は七戸中央公民館内に置かれることとなった。そして、これが昭和五二年には中部上北教育研修センター庁舎完成に伴い、同センター内に移転、現在に至っている。その間、七戸町では社会教育・学校教育の両面において、大きな恩恵を蒙っているのである。

現在、公民館講座・教室の増加、各種グループの増加などにより、公民館が手狭となってきている。更に高齢化社会を迎えて、生涯教育の必要性が叫ばれている中、公民館の果たす役割はますます重要になってくるわけで、広いスペースを持った新公民館の建築が町民より待望されている。

なお、分館についてであるが、現在、倉岡・鶴児平・西野・野々上にそれぞれ設置され、地域住民の自治に支えられて、地域の茶の間として人間の触れあいの場、地域課題の掘り起こしの場としての役割を持ち、地域住民と最も密着したものとして存在している。この分館と中央公民館を結ぶためには、農閑期における各部落への移動公民館も実施され、分館との連携を強化しようとしている。

最後に、公民館活動の中から生まれた、あるいは公民館を拠点に活動した文化サークルなどを中心として、昭和五四年七戸町文化協会が発足、初代会長に福士忠が就任、七戸町の文化活動に一層の拍車をかけることになるが、詳細については、第一一篇第一章「文化」を参照されたい。

第二節　成人教育

成人教育というと含む範囲は広く、婦人学級、高齢者教育、あるいは家庭教育学級なども入れることができるわけだが、それらについては、他で新たに項目を設けて述べることにして、ここでは、いわゆる一般成人を対象とした社会教育という観点から記すことにする。

先に述べたように、七戸町に私設の柏葉公民館が創設された頃の公民館主催事業は、主として文化的教養的な講座の開設で、対象も自ずと一般成人に絞られていた。例えば、昭和二二年の公民館が主催した文化講座を見てみると、二月「新憲法と地方自治」（講師盛田文造）・「文化について」（講師青森県知事大野連治）・「新憲法と地方自治」（講師上北地方事務所長新岡尚一）・「新憲法と政治」（講師盛田文造）、三月「新憲法と教育」（講師県視学官三上儀見）・「新学制と農学校教育の理想」（講師七戸農業学校校長笠間玄一）・「新憲法講演」（講師東奥日報編集局長楠美隆之進）、五月「大衆医学について」（講師藤嶋均）・「時局の解説と批判」（講師戸舘第太郎）、一二月「新しい医療制度を語る」（講師藤嶋均）などとなっている。

二四年（一九四九）には県より社会学級を委嘱され、盛田館長・浜中副館長・和田勇吉・金子聖海・福士忠等が実施案を作成した。これは、「社会教育法」第四八条三項に基づいて、市町村及び小・中学校が主体となって行う成人教育講座で、県教育委員会ではこれに計画性と地域性と特色を持たせるために、二四年に公民館、小・

中学校を中心に設置、年間二〇〇時間をめどに教育・政治・文学・経済・衛生・産業・芸能・時事問題等一般町民のための連続講座を開始した。これには婦人層の参加が目立ち、また、義務教育修了後なんとか勉強したいという勤労青少年の参加も多かった。

また、この年の九月には社会教育巡回講座を実施、場所は七戸畜産農協で一二〇〇人の町民を集めて、午後七時半より一一時まで実施、「教育委員会について」（高木実教育事務所長）・「七戸町政について」（盛田町長）・「社会教育法について」（福士忠）の講演と映画、討論会と非常に熱っぽい雰囲気の中で開催された。

その他、宗教講座・思想講座なども随時開催されている。

昭和三〇年公民館に各部が設置されると、主として教養部の事業として実施されることになる。三四年の場合だと、東京芸大教授星野安三郎講演会、文芸評論家佐古純一郎講演会、高谷善孝講演会、久保吉也ウィーン平和友好祭報告会、日本女子大学上村哲也講演会、七戸町演劇発表会、新制作座・劇団仲間公演、公明選挙推進協力町内巡回映写会などを教養部の事業として実施している。

また、昭和三八年公民館新築後は成人講座を開設、更に五七年・五八年には成人の一般教養や専門的知識及び技術を高める学習の場として、青森大学と提携して町民大学講座を開設した。

第三節　婦　人　教　育

戦後の民主化政策によって婦人の地位の向上が叫ばれ、それにつれ、婦人自身の意識の向上も要求されるようになった。そのために、婦人のための各種の講演会・講習会が開催され、新しい時代にふさわしい近代的婦人会が結成されることになった。

七戸町においても、二一年柏葉公民館が設立された時、その設立準備委員として婦人会長戸舘ハナが名を連ねている。

そして、公民館の事業として、衣料更生・洋裁講習・粉食講習などが婦人会協力のもとに行われた。

また、民主婦人会、仏教婦人会などというグループもあり、民主婦人の集いなどを実施すると、三〇〇余人という多くの参会者があった。

昭和二四年には、四月一日に上北地方教育事務所・七戸町・七戸町婦人会・柏葉公民館の共催で、婦人教育大会が開催され、新生活と家庭生活をテーマに行われている。

その後、二七、八年頃には地域婦人会のグループを数多く結成させようと、社会教育主事等が町を巡回、そして、この地域婦人会がいわゆる近代的な七戸町連合婦人会を構成することになり、婦人会は空前の活況を呈するようになった。

昭和二九年一〇月一五日発行『七戸評論』（発行責任者中野哲悟郎）第二号において、武井きのは次のように述べている。

先づ婦人会の活動を見てみると、何んの集りでも非常に多くなって来たことであり、今の公民館では到底

収容しきれない集りを示している。料理講習会ばかりでなく、講演会、座談会などでも著しい集りを示して来ている。これは、従来封建性が根強く、町のしきたりで一家の生活が行われておったのが、色々な客観状勢と合わせて下からの婦人の生活の必要性がおきて、台所に直接つながる料理講習会等に現われて来たからだと思います。即ち、今迄女性の活動がなかったのが、急に見え、封建的なしきたりから解けて、だんだん進歩を示しており、公民館に行ってみようという気持が見えている。これは大きな発展だと思う。だんだんと男達の方より知識や常識が得られると自負している。徐々に政治や社会一般教養を教育させて、一歩〳〵進んでいきたいと思っている。……

このような動きの中で、青森県では二八年度に、年間を通じて婦人の教養を高めることを目的として、県内一一の婦人学級を県の指定としたが、二九年度は、七戸婦人学級が新たに指定された。七戸町教育委員会、七戸公民館が設置主体となり、主として、一、一般教養　1、法制の問題　2、政治の問題　3、社会問題　4、世界のうごき　5、教育の問題　6、社会福祉の問題　7、人権尊重について　二、生活技術の研究――生活の科学化合理化のために　1、衣食住の問題　2、保健衛生の問題　3、生産と消費の研究　4、趣味・娯楽など、県で示した教科内容に沿って計画が立てられた。

この二九年九月には、青少年によい環境を与える実践団体若葉会が結成されているが、これは、婦人会と青年連盟などが協力して結成したもので、青年連盟会長立石健二が会長、米内山やす婦人会長が副会長に就任、①、レクリエーションの活動、②不良文化財の排除、③長欠児童の措置問題等を取り上げ指導、その結果、七戸町の

青少年犯罪は激減、三〇年には文部省から児童愛護班として指定され、補助金がでることになった。

昭和三一年には、六月から九月にかけて、婦人団体指導者研究会が県下七地区で実施され、七戸でも六月二三、二四日の両日行われている。

文部省委嘱婦人学級開講式

また、この年の地域婦人会は、城南・本町・小川町・新町・川向・袋町・向町・蒼前・川原町・新川原・南町・上川目・横町・野々上の一四に及んでいる。

三五年は、国の婦人教育予算が大幅に伸びた年であるが、七戸町では、婦人会が主体となって、各町内二人程ずつ出席して婦人学級を開設、翌三六年には、文部省より委嘱の婦人学級が開始され、延六四〇人が参加、『まきば』を発刊、学習を通しての意見や感想の発表の場とした。

これは、三七、八年にも委嘱を受け、国より年額四万円の補助を受け開設した。また、四〇年からは、文部省の委嘱婦人学級を僻地に重点的に委嘱し、学習の機会を拡充するという方針に基づき、鶴児平に委嘱の婦人学級が開設されている。

学習内容については、家庭生活に関するものが一番多く、家庭の

生活設計・家庭経済・被服・食物・家庭教育・家族関係などとなっている。

また、中央婦人学級として開設した後にグループ活動が生まれ、特に毎月定例会を持つ愛育グループは、子供の成長と母親の学習を中心に、自主的創造的な学習を展開することになった。

現在、婦人を対象とした講座は二〇前後開設され、日常生活に必要な知識を身につけるための学習や、趣味的なもの、婦人の生き方にかかわる学習などが実施されている。また、婦人学級は一学級設置され、夏期は主として移動学習、冬期は家庭における人間関係や教育の在り方について学習している。

最近、仕事を持つ婦人の増加により、学習時間がまちまちで、学習プログラムの編成が難しくなっている。また、このことは婦人団体活動にも影響を及ぼしている。

婦人会の場合、年々会員が減少しつつあり、若い婦人の加入がないため高齢化しつつある。しかしながら、定期的な学習会・ボランティア活動など、地道に活動が続けられている。なお、最近では、町内会における婦人部の活動が盛んになりつつある。

現在、七戸町に存する婦人会は次の如くである（人数は五八年度のものである）。

。地域婦人会

東大町婦人会	五〇人
袋町婦人会	四〇人
川原町婦人会	三〇人

南町婦人会　二〇人
野々上連合婦人会　九〇人
上川目婦人会　六〇人
。連合婦人会
七戸町連合婦人会

第四節　高齢者教育

平均寿命の伸長につれて、老人問題がにわかにクローズアップされてきた昭和三八年、七戸町では老人学級を開設、年四回ほど講演会など学習会を持っているが、これをきっかけとして昭和四〇年（一九六五）文部省が高齢者学級を委嘱開設した際、七戸町が逸早くその委嘱を受けている。参加者は六〇歳以上の老人で、四〇年四六人、四一年六五人、四二年四二人。一番多かった四一年の時の構成を見てみると、六五歳までは一七人（男五、女一二）、六六～七〇歳までが二一人（男八、女一三）、七一～七五歳が一七人（男七、女一〇）、七六歳以上が一〇人（男五、女五）の計六五人である。学習内容は老人病の予防と治療、夏の食生活、お年よりの心がまえ、老後の生活と健康、たのしい家庭づくり、家庭と親族、老人と仲間づくり、宗教と人間、青年と老人などで、総時間数二四時間となっている。

これは、現在高齢者教室へと発展し、健康維持を図りながら、自己の趣味を広めるとともに、地域社会の形成者として必要な公民としてのあり方・役割について、集団学習する場として存している。

また、五三年度より高齢者人材活用事業を開始している。この事業は、高齢者が長年にわたって蓄積した知識・技術を、社会教育の指導面に活用していこうとするもので、六〇歳以上の高齢者を対象に指導者として必要な知識・技術を持つ者を、指導者として登録し、各講座・研修会へ講師として派遣しようというもので、公民館講座を中心に活躍している。

なお、老人クラブについてであるが、これは老人福祉の所轄になるわけだが、高齢者教室と連携を保ちながら、急速な社会の進展に対処できるよう、家庭生活、社会生活に役立つ教養・知識・技能を習得したり、あるいは奉仕活動や趣味を通して積極的に生きがいを求めようと活動している。

その他、七戸町には早くから翁草会という高齢者グループが存在し、槙泰造を会長として、盛田達三・工藤祐司などが会員に名を連ね、言わば、当時の老人層に対する啓発を行い、高齢者学級を開設したころは、それを全面的にバックアップ、高齢者教育の運動を導き出す大きな力となった。会では、会誌を発行、会員相互の消息、健康長寿法の研究発表、詩、短歌、俳句、川柳などを掲載していた。

第五節　家庭教育学級

家庭教育学級は、地域の教育水準向上と、青少年健全育成に資するため、家庭教育を中核とする成人教育の必要性から始められ、七戸町では四〇年から国庫補助を受けて、川向地区、新町地区の二つの家庭教育学級を開設、これが、全小学校学区の五学級になり、五一年には放送を利用する学級として県から委嘱を受け、町内の幼稚園・保育所の園児の両親を中心に、幼児家庭教育学級を開設、ＮＨＫ「おかあさんの勉強室」のＶＴＲを利用し、話し合いを中心に学習を展開した。

現在、町内の各幼稚園・小学校・中学校に幼児を持つ親など、それぞれの子供の成長に応じた家庭教育学級を開設し、混迷する昨今の教育事情における家庭教育の必要性を強く認識し、学習に意欲的に取り組んでいる。

第六節　青　年　教　育

一　青　年　団

戦後、敗戦によって生きる目標を失っていた時に、日本再建を期するために青少年教育の重要性が叫ばれ、文部省では「青少年団体設置ならびに育成に関する件」を通達、各種青少年団体の設置を促した。そして、二〇年九月に出された「青少年団体設置要領」に基づいて、多くの青少年団体が結成されていくわけだが、七戸町においても各種団体が発足している。

今、昭和二一年創立なった倉岡川目青年団団則を見てみる。

倉岡川目青年団々則

第一章　目的、名称、及事業

第一条　本団ハ倉岡川目ノ模範タル地位ニ在リ　新生日本ヲ確立シ　若キ青年ノ立ツベキ時　本団ハ鞏固ナル団結ノ基ニ、倉岡川目三ケ村農民ノ為民主主義ノ徹底、相愛主義ヲ堅持ス、以テ食糧増援ヲ計リ火災及盗難防止尚且ツ水害予防ニ対シ本団一丸トナッテ当リ特ニ復員軍人ガ中核体トナリ其ノ実行ヲ期シテ目的トス

第二条　本団ハ倉岡川目青年団ト称シ事務所ヲ倉岡国民学校ニ置ク

第三条　本団ハ第一条ノ目的ヲ達センガ為左ノ事項ヲ行フ

1、知徳ノ修養
2、身心ノ鍛練
3、実務ノ修練
4、公益ノ増進
5、其ノ他ノ必要ナル事項

第四条　倉岡・治部袋・銀南木ノ三部落ガ団結ス、義務教育ヲ修了シタル年令以上三十五才未満ノ男子ヲ以テ之ヲ組織シ且ツ女子ハ独身者ノ限リニ在ラズ

第五条　本団ハ毎年一回宣誓ノ行事ヲ行フ

第六条　本団員ニシテ団ノ目的ニ違反又団ノ体面ヲ汚ス行為アリタル者ハ相当ノ処分ス

第七条　団長ハ団務ヲ統理ス　本団ヲ代表ス

副団長ハ補佐シ団長事故アル時ハ此レヲ代理ス　評議員及班長ハ本団重要事項ニ付キ協議スルモノトス

会計ハ会計事務ヲ掌ルモノトス

第八条　顧問ハ団長ノ疑問ニ応ジ又進デ意見ヲ述ブルモノトス

第九条　役員会議ノ決議スル事項左ノ如シ

1、事業ノ選定ニ関スル事項

2、予算ノ議定及決算ノ認定ニ関スル事項

3、団員ノ戒告ニ関スル事項

4、団則ノ設定改廃ニ関スル事項

5、其ノ他ノ必要アル事項

第十条　本団ノ経費、前項ノ会費ハ団員勤労ニヨリ得タル収入ヲ以ッテ充ツ

この団則の第一条を見てみると、多少時代がかった面も見られるが、当時の青年の心意気が知られる。

このような青年団結成の動きは、各地域に及びそれぞれ結成されている。

昭和三一年の時点における地域青年団は、野々上青年団（四四人）、上川目青年団（四五人）、鶴児平青年団

（三八人）、倉岡青年団（四三人）、蒼前青年団（三〇人）、川向青年団（七八人）、袋町青年団（八一人）、新町青年団（三七人）、新川原青年団（二八人）の九団が存在している。

そして、一時期これが七戸町連合青年団あるいは、青年連盟などの連合青年団として活動、町内運動会などを主催していたが、昭和三二、三年頃には空中分解のような形となった。以後、地域青年団は、それぞれの地域に即した独自の活動を続けており、例えば、上川目青年団では三二年常会報を発行、農村の新生活運動の挺身団体として活躍、更に四〇年には「上川目農業新聞」を発行、月刊で西洋紙一枚に謄写印刷、天気予報、月の農作業、農業改良相談、くらしの改善、農家の声などを掲載して気を吐いているが、連合青年団の方は、最近ようやく再発足した状態である。

現在の青年団は地域青年団として、野々上青年団、上川目青年団、七戸青年団の三団があり、連合青年団として七戸町連合青年団がある。

二　青　年　学　級

昭和二三年に勤労青少年の自主的学級組織として、青年団が中心となって生まれた青年学級は、二八年八月、実際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般教養を向上させることを目的とした「青年学級振興法」が制定されるに及んで、ますます増設されることになった。

七戸町では、二四年県の委嘱を受け社会学級を開設したが、これが勤労青少年の参加が多かったため、二五年

度より青年学級と改められ、県指定の青年学級、七戸青年学級一学級を開設することになった。

また、二六、七年には文部省指定の青年学級として、七戸青年学級が開設されている。指定外の青年学級を入れると二六年の場合、七戸・野々上・上川目・倉岡・鶴児平の五学級が開設され、生徒数二二五人、経費総額一一万六〇〇〇円で一学級当たり二万二一一〇円、一人当たり四五五円であった。

どこの青年学級でもそうであるが、当時、指導の方法としてのテキストの問題、プロジェクト活動、クラブ活動、あるいはカリキュラム編成の問題、学年制の問題、そして、大抵は小・中学校の先生が奉仕的に勤めてくれているわけだが、講師の問題、それと経費のことなど大きな課題が山積みしていた。

しかしながら、七戸町では、これらの難問にもめげず、青年学級活動は盛んで、三一年からは寺下地区でも青年学級を開設、町内では六学級となった。この年には七戸町の第一回青年学級研究発表会が開催されており、自治会機関誌『しゃくなげ』が発行された。また、青年学級の交換演劇巡回が行われ、鶴児平・倉岡・野々上・西野で実施された。

三二年には、青年学級の隘路の一つとして、講師難があげられていたが、その問題を解決するために、県教育委員会がNHK青森放送局と協力して、「青年学級巡回講座」を開催、七戸町においては六月六日に「産業の振興」をテーマに開催され、松島友次郎、高西節子、乙部いつ子、山田富夫、大池武夫の学級生が意見発表、そのあと、平野産業研究所の波多江久吉の講評・講演があった。この模様は、六月一六日夜八時半から三〇分間ラジオ放送された。

当時の青年学級での学習内容等について具体的に見てみると、昭和三三年の倉岡青年学級の場合、学級生四〇人、四月に開講し、年度計画を立案、五月から一〇月頃までの農繁期は主として運動とか盆踊りなど、娯楽・レクリエーション的なものを実施、教養教科の開講は一一月になってからである。

学級運営については生徒会の希望条件を尊重し、生徒会に受講演題を選ばせている。講師に、倉岡青年学級主事森代仕造（農業、社会）、三浦元（国語）、成田精（農業）、千葉明（数学）、千葉稔（理科、レクリエーション）、三浦和子（保健）、千葉キミエ（家庭）、岡田ふさ（裁縫）と、他に若干の非常勤講師で、主事が倉岡小学校校長であるほか、ほとんどが倉岡小学校勤務の先生達であった。

授業は夜六時から九時までで、四五分の授業を四時間実施、次のような日程で、合計三二日間の一二八時間実施した。

日時	教科	時数	講師	日時	教科	時数	講師
一一月一四日	開校式及国語	四	三浦元	一二月二五日	レクリエーション	四	千葉明
一一月二〇日	理科（気象）	四	千葉稔	一二月三十日	国語	四	三浦元
一二月四日	農学・時事問題	四	森代仕造	一月七日	農業	四	成田精
一二月一一日	国語	四	三浦元	一月九日	国語	四	三浦元
一二月一八日	国語	四	三浦元	一月一四日	珠算	四	千葉稔
一二月二〇日	理科	四	千葉稔	一月一五日	珠算	四	千葉稔

一月一七日	珠算	四	千葉　稔	二月二〇日	体育・数学	四	千葉　明
一月一八日	珠算	四	千葉　稔	二月二五日	農業	四	成田　精
一月二一日	畜産	四	森代仕造	三月　三日	国語	四	三浦　元
一月三〇日	畜産	四	森代仕造	三月　四日	数学・体育	四	千葉　明
二月　四日	体育	四	千葉　明	三月　五日	作法	四	三浦　元
二月　六日	農業	四	成田　精	三月　六日	時事問題	四	森代仕造
二月一一日	時事問題	四	森代仕造	三月　七日	数学	四	千葉　明
二月一三日	農業	四	成田　精	三月　八日	理科	四	千葉　稔
二月一五日	農業	四	森代仕造	三月　九日	農業	四	成田　精
二月一八日	国語	四	三浦　元	三月一〇日	次年度計画及閉講式	四	森代仕造

また、女子部に対しては、特に一二月二日より翌年二月五日までのうち四〇日間、午前八時より午後四時まで和洋裁に関する講義及び実技指導を実施、ちなみに経費は、謝礼六〇〇〇円（補助金を充てる）、食費三五〇〇円（受講者負担）、部屋代二〇〇〇円（受講者負担）、燃料現品（受講者負担）となっており、参加者は一二人程あった。

ところが、高度経済成長に伴う青少年の都市流出が次第に表面化してくるにつれて、各地域とも青年学級活動が奮わなくなってくる。

今、昭和三七年度の青年学級の問題点を『青森県の教育』（青森県教育委員会、昭和三八年）から拾い上げてみると、1、昭和三七年度は三六年度に比べて具備学級が三三学級の減で、青少年の都市流出の影響が見られる、2、学習形態が固定化して自主性が失われて新鮮味に乏しいこと、3、学級生の減少から指導者の意欲が沈滞していること、4、離村青少年の実態把握が困難なこと、5、指導資料ならびに学習資料が不足していること、などが挙げられている。

このような事態を打開するため、三七年七戸小学校で青年学級リーダー研修会が開催されたり、あるいは野々上小学校で青年学級指導者研修会が開かれているが、七戸町でも漸減し、逸早く市街地からは消えている。そして、時代の変化に対応すべく青年教室へと変貌を遂げ、四三年にはＮＨＫ青年学級委嘱による青年教室を開催、翌四四年には、七戸町若木青年教室が県の視聴覚教材利用研究学級の指定を受けている。

しかしながら、昨今の急速なる社会の変転と高校進学率の向上、若者の要求の多様化は、青年教室の教室生を激減させ、現在は通年で学習を行う組織はなく、青年リーダー研修会などの学習会が開催されるにとどまっている。

なお、四九年頃から一時期「青年のバス」というものを実施、他町村にはない青年研修の場として注目された。

三　在学青年教育

教育の荒廃が叫ばれ、様々の愁うべき症状が露呈、また若者の地域離れが大きな社会問題化している中で、昭

和五三年七戸町では、在学青年、すなわち高校生に対する社会教育事業を開始した。これは、「ふるさと運動」と命名され、各種団体活動を通じ、地域社会形成者意識の啓培を図ることを目的として、学習活動・調査活動、あるいはボランティア活動を実施、地域の実態把握、文化の理解に努めた。そして、その一つの成果として、『七戸地方の民話』を七戸町教育委員会社会教育課より刊行した。これは、七戸地方に伝わる民話を会員が収集、それを編集して一冊の本にまとめたもので、中央から出版された書物の中にも、七戸地方の民話として同書から採録されているものがある。

四　他の青年団体及び活動

ＹＭＣＡ（キリスト教青年会）は世界的な組織であり、「青年が青年のためにする青年の結合」であるとされ、キリスト教精神を中心として活動する。これが七戸に結成されたのは、昭和二三年一月一一日で、県内では最も早いものである。

戦後二二年春から工藤正六、米内山治郎、中津徳平、袴田栄の四人が工藤氏宅を中心に各自宅を持廻りで放談会を催していた。戦後の生き方、世界の思想・経済、政治と人と歴史の流れの混乱の中で日本がどうなるか、敗れた東洋仏教文化と西洋基督文化がどの様に対決するかがテーマであり、占領政策・民主主義の根底がキリスト教であるならば避ける事の出きない思想としても学ぼうという事であった。やがて九月に実践活動として基督教の市民理解のために教会の殻を負わないＹＭＣＡが青年に受入れられ易かろうと判断し、

準備会が中津徳平氏を委員長に、新谷榮三郎氏を主事に、東京ＹＭＣＡ会員経験者の袴田栄が理事長となって運営することで発足した。（袴田栄「七戸ＹＭＣＡの役割」、『日本基督教団七戸教会七十年の歩み』日本キリスト教団七戸教会、昭和五一年）

会員は当時七〇人程で、月一〇～一五回の会合を持ち、各種の文化的・宗教的活動を行った。

三年程で解消してしまうことになるが、この七戸ＹＭＣＡに寄った七戸青年群像のレベルの高さと活動は、県下で注目されることになった。

農村における各種青年団体の組織・活動は、戦後大変盛んになるが、七戸町においても、４Ｈクラブなどが誕生している。また、農村の青少年男女が科学的な態度で農業の改良と生活改善のやり方を実践を通して学び、これを実際に活用して人のために役立つ有能な公民となることを目的とした農村青年クラブも結成され、昭和二七年の場合だとクラブ数が八、会員数一三三人で活発な活動を続けていた。さらには、農協が中心となって結成した農村青少年協議会などもあり、生活改善運動などを中心に活動を展開していた。

このような活動を受けて、昭和三三年（一九五八）には農村青年建設班というものも編成されている。これは「今日の農村の姿は何う云う姿が適当かという判断に立って農村協同性の発展の活動に入る場合、４Ｈクラブ、農事研究会等のグループ活動の推進を郷土愛に立脚させ、生産性の向上と自己利益の向上に基く協同態勢の方向に進めて行くこと（久保吉也「七戸町農村青年建設班を編成するにあたって」昭和三三年一二月一〇日付文書）を使命として編成されたもので、当時、全国には三〇〇余の農村青年建設班が結成されていた。なお、四〇年に

は農村青年女子建設班も編成され、合宿などを通して、和洋裁・食生活改善・農作物実習・一般教養・移動総合実習・交通法講座・家庭管理など社会の全般にわたって研修している。

ついでに、これは青年団体ではなく、むしろ教育の機関であるが、ここで七戸文化学院、酪農学園野幌高等学校七戸分校について一言触れておく。

まず、七戸文化学院であるが、これは、女子に必須欠くべからざる和洋裁・編物の技芸習得を目指して七戸町七戸三二三の地に開校され、昭和三〇年より一〇年余存続した。同院には、昼・夜間部及び、短期速成科があり、生徒数は合わせると、最盛期には一〇〇人を越えた。

時代の進展とともに、一般教養などにも趣向を凝らし、講演会を実施するなど、真に近代的な女性にふさわしい資質を磨きあげ、将来良妻賢母たるにふさわしい女性の育成に功があった。歴代院長に秋山友安、石田ちか、米内山やすがいる。

酪農学園野幌高等学校七戸分校についてであるが、これは、七戸農協が主体となって、北海道江別市西野幌にある酪農学園野幌高等学校の通信教育を、農家の子弟に受けさせたのが始まりであり、昭和三三年開校、工藤一成が分校校長に就任しているがまもなく消滅している。

なお、ユースホステルクラブについても一言記しておくと、七戸町では昭和三〇年代、ユースホステル活動が盛んで、昭和三五年二月、七戸ユースホステルクラブが結成され、同年の六月には竜泉山ホステル（青岩寺）が日本ユースホステル協会の公認となった。そして、そこにおいて、昭和三六年二月一日より三日間、青森県教育

委員会主催、七戸町教育委員会後援のユースホステル活動指導者講習会が開催されている。なお、青山浄晃は青森県ユースホステル協会長を務め、県内のユースホステル活動の推進に尽力した。

第七節　少　年　教　育

一　柏葉少国民文化会の活動

戦前にも勿論少年団の活動があり、特に七戸キリスト教会の日曜学校と結びついた柏葉少年団の活動は目ざましく、一〇〇人を越える団員がいたが、戦後、先に述べたように、青少年団体結成が促進されていく中で、柏葉少国民文化会、向町少年団、蒼前子供会など、次々と誕生していく。その中で、和田四郎・福士忠が指導していた柏葉少国民文化会は、柏葉公民館と密着した活動を展開していた。子供大会や映画の会、あるいは夏休み学校、冬休み学校を実施している。

まず、夏休み学校について見てみると、

期間は夏休中の十日間であったが、子どもは自分の意志で選び、しかも自由にふるまうことのできる自由学校に魅力があったのか、興味をしめし出し、先生たちは指導の方法を工夫しなければ、子どもに逃げられてしまうので、それぞれ必死になった。私も実はこの夏休学校で、生徒の側からこっぴどい、しっぺ返しを受け、大いに勉強させられた。このようなことから口演童話は一層その必要性を増し、話材蒐集に忙殺され

た上、新しい歴史の勉強も始めざるを得なかったことなど、この自由学校のこども達から自然に要求されるものによって、私は新教育に向ってありがたい体験をした。また、この学校には、実習があった。獣疫調査所をたずねたこと、野辺地町若葉小学校の教室をおかりして、海水浴を実施したりしたことなど、今でも忘れられない思い出となっている。　（和田四郎「あてなく」その一七、『国語上北』昭和五六年三月）

という状態であった。

次に、冬休み学校の生徒募集の文書を掲載してみる。

基礎の力をつける冬休学校の生徒募集

新しいおべんきょうの仕方が学校にとりあげられてから、読むこと、計算れんしゅうなど、皆さんの社会科などの土台になる力をれんしゅうする時間が不足になったのでこまることが多くなったようです。そこで私たちは、先生方をたのんで一月三日から九日まで七日間、その土台になる力がつくように冬休学校をひらきます。お金は西洋紙とたきぎ代で百円いただきたいと思います。家の人とそうだんして一月一日までに各うけもちの先生に申しこんで下さい。

その他の二三、四年頃の少年教育に関することを挙げてみると、子供の夕（児童福祉週間）、幻燈会、幼児の集い、婦人週間児童大会（童話、映画、劇）、平和「母と子ども」の会（お話、劇、唱歌、幻燈）。また、これは指導者を対象としたものであるが、「童話と家庭教育」と題して、尾形寧吉による童話実演・講演・新しい童話の教え方、後藤楢根による家庭教育と童話についての講演などが行われた。

二　ＪＲＣ（青少年赤十字団）活動

青少年赤十字団は、戦後まもなく各学校に設置され、七戸小学校の場合、二三年（一九四八）八月一六日に組織が承認され、九月二四日に結成式が行われ、五分団二四二人が参加した。「私は青少年赤十字団の一員として、心身を健康にし人のためと郷土社会のため国家と世界のためにつくすことをちかいます」ということを団員の誓いとし、目的のつどい（毎日希望者が集まり、運動・音楽・遊戯・童話・劇・科学の部に分れて教養を身につける）・栗拾い（資金をつくる）・八幡岳登山（世界に向って道を開く気概を養う）・交通整理協力週間を設けるなどのことを実施、徐々にその活動を広げていった。

他の小・中学校においても状況は同じであり、学校毎に団が設置されて活動が展開されることになる。

なお、このＪＲＣ活動は高等学校においても盛んであり、昭和三〇年代七戸高等学校ＪＲＣは、顧問高橋邦三指導のもとに大きな成果を挙げた。

一時、ＪＲＣ活動は下火となったが、昭和五六年の国際障害者年などを契機に、そのボランティア活動は活発になってきている。

三　ボーイスカウト

昭和二五年七戸町に、ボーイスカウト青森県上北第一隊が発団している。これは、後に青森第六団と改称されているが、現在まで存続している。発団当初は、隊委員長藤嶋均、育成会長中野吉十郎、隊長三浦元、隊員は二

ボーイスカウト結成第1回野外キャンプ

三人であった。翌二六年五月一〇日には、ボーイスカウト日本連盟に加盟登録した。また、この年の八月には、青森市合浦公園で県連盟結成大会が開催され、上北第一隊も参加している。

七戸町にボーイスカウトが結成されるに至ったのは、当時、七戸小学校に赴任した三浦元が、校長の命令を受けてボーイスカウトリーダー研修会に参加したのが発端である。そして、これを機会に青少年健全育成の観点から町の支援を得、また、藤嶋均の応援を得て、七戸小学校の六年生を中心に隊員を募集、夏休み、あるいは当時のサマータイム・週五日制などをうまく活用して活動を開始したのであった。そして、二五年一〇月に発団式と隊旗樹立式を兼ねて、七戸小学校第二校舎校庭で式典を挙行、正式に発足したわけである。

当初の活動は主として、結索法・手旗信号・救急法の訓練・キャンプの基礎訓練、及び野外活動・奉仕活動な

どであり、特にキャンプは楽しいものであった。

しかしながら、ボーイスカウトの活動も、当初は、資金難、集会場の不足、指導者の不足、社会の理解不足など、運営面において困難なことが多かった。

現在、かつてボーイスカウト隊であったものが成長して指導にあたるなど、組織の面においても強化され、それに伴い、ボーイスカウトの活動も多種・多彩なものとなってきている。

昭和五五年一〇月二六日には、発団三〇周年記念式典を挙行している。

なお、ガールスカウトの方も、昭和四二年七月二三日、青森第六ガールスカウトとして誕生、七戸中央公民館において結団式を挙げている。高田順子を委員長に、袴田栄、青山葉子、坂本トキ、谷村保雄等を委員として、リーダー三橋長子以下一九人の団員でもって、少女達の夢と希望を乗せてスタートした。しかしながら、当初、ボーイスカウトと併せて、少年教育の振興をと大いに期待されたが、指導者不足等種々の事情により一〇年余で、自然消滅している。

四　子　ど　も　会

少年教育と婦人教育、特に母親との関連は深いわけであるが、昭和三七年に川向母親クラブが子ども会育成組織を作り、子ども会が誕生している。この川向子ども会代表松本サェは、昭和三八年に七戸町で開かれた移動教育庁で「子供会育成と学力向上」という題で意見を発表、一、勉強に精出す子供、二、相互に助け合う明るい子

供、三、社会に適応出来る子供、が母親としての切実な願いであると言い、子ども会として、一、仲間の意識を育てること、二、社会意識を育てること、三、環境を整備すること、四、教育に関心を高めるための地域ぐるみの働きをなすこと、を子ども会の果たす役割だとしている。そして、現在の子供の置かれている状況を見ると、是非子供達の遊びの場、集会の場が必要であるとし、これが児童館建設運動となり、町内有志による児童館建設促進委員会の結成までに至った。これの運動によって、昭和三九年川向に児童館が建設され、以後、この児童館を拠点に子ども会の活動が展開されることになる。そして、このような動きが他にも影響を与え、続々と子ども会が誕生、また、上北教育事務所と七戸中央公民館との共催で、指導者の研修のための子ども会研究会が持たれるなどして発展、学校側の協力もあって、現在（昭和五八年度）、二一の子ども会があり、加入者は小学生一〇七〇人、中学生一四〇人で、加入率は小学生八四パーセント、中学生二一パーセントとなっている。なお、各子ども会には世話人がいて、その世話人達による育成連絡協議会が結成されている。

活動としては、各子ども会独自の活動の外に、子ども会と七戸中央公民館が協力して実施している、母と子の公民館運動（五一年補助事業、図書の貸出し、読書指導、書道教育、版画教育など年間を通じて実施）・おはよう広場・たこ作り・版画教室・子ども会キャンプなどがある。

なお、昭和五一年一一月一〇日、子ども会の発展、児童館の建設、世話人による育成連絡協議会結成など、一連の子ども会育成の業績が認められ、松本サエが、日本顕彰会より「よりよき社会を建設し、明るい日本の未来をひらくために著しい貢献をされた」ということで表彰された。

五　スポーツ少年団体

現在（五八年）、七戸町でスポーツ少年団に加盟登録しているものは、城北スポーツ少年団、城南スポーツ少年団、七戸町剣道スポーツ少年団の三団体で、登録団員は三四五人である。他に、これに加盟登録しないで活動しているスポーツ少年団体に少年柔道団などがある。

スポーツ少年団は、全国的には日本体育協会五〇周年を記念して、昭和三七年六月に誕生したもので、七戸町においては昭和四〇年頃、サッカースポーツ少年団が誕生、城南小学校学区の児童達がこれに参加、後に、城南スポーツ少年団へと発展した。また、四八年発足した柏葉少年剣士隊が、七戸町剣道スポーツ少年団として加盟登録したのは昭和五二年である。なお、城北及び城南スポーツ少年団は、学校単位の加盟で、各種の競技毎に分かれて活動している。

今、少年柔道団と柏葉少年剣士隊について少し述べてみると、少年柔道団は、少年の健全育成を目的に七戸柔道協会の手によって育成され、昭和四三年一二月一日、講道館より全日本少年柔道団七戸分団として認められた。また、同時に日本スポーツ少年団七戸分団としても認められている。現在、団長は間俤三が務め、四〇余人が参加して讃道館において柔道協会員の指導により稽古に励んでいる。

近年は特に力をつけ、五八年五所川原市で行われたあすなろ大会では、小学校高学年の部で優勝し、スポーツ奨励賞を受賞した。また、少年柔道団に所属していた者で高校に進み、県下を制覇した者も少なくない。

次に、柏葉少年剣士隊であるが、こちらの方も少年の健全育成・剣道人口の低辺拡大を目的に、七戸町剣友会

の指導・協力のもとに、四八年和田四郎が七戸小学校に校長として赴任してきたのを機会に結成された。同時に、柏葉少年剣士隊育成会も結成され、支援することになった。翌年、川村和隆が城南小学校へ赴任してきてから、より活動が盛んとなり、また、五一年からは七戸中学校の生徒も加入することとなった。

そして、五二年には全国中学校剣道選手権大会で、七戸中学校女子が全国第三位となっている。

また、柏葉少年剣士隊の小学生の方も、五八年青森県小学生剣道大会三沢大会で優勝、あるいは、五五年全日本少年武道錬成大会優良賞（第二位）、五四年及び五八年全国選抜少年剣道錬成大会敢闘賞（第三位）と極めて優秀な成績を収めている。

なお、学校単位の城北スポーツ少年団、城南スポーツ少年団は、今述べた柔道・剣道以外では、城北の場合は特に陸上競技で華々しい活躍が見られ、例年、青森県スポーツ少年団陸上競技大会では、優勝者を数多く出している。また、城南はサッカーでの活躍がすばらしい。

第八節　P　T　A

従来の父兄会とか、父母の会などと呼ばれていた学校後援の組織に変わって、終戦後、PTAなるものが誕生した。これは、教育は学校教育のみならず、家庭・地域社会の協力において行われることが望ましいという考え方に基づくもので、二二年（一九四七）三月文部省は、「父母と先生の会―教育民主化への手引―」という資料

を配布、全国各地で軍政府の係官によるＰＴＡの説明会を開催した。

本県の場合、二二年三月に県教育民生部長から「教師父兄会設置運営について」という通達があり、それに基づいて県や軍政府が指導に当たり、各校にＰＴＡが設置されていった。

七戸町では、七戸小学校が昭和二一年一二月二四日父兄会を発足させているが、それを、二二年五月八日に父母と先生の会と改称して再出発している。

倉岡小学校では、分校が独立校に昇格する直前の昭和二二年八月二日、倉岡川目父母と先生の会を設置している。

今、倉岡川目父母と先生の会の『会議録』を見てみる。

昭和二十二年八月二日

午後一時より学区父兄に出席して貰ひ苫米地主任立会者となり、青年団長倉岡善松氏進行係をつとめ左記の通り満場一致決議倉岡川目父母と先生の会の設置を見る

記

名　称　倉岡川目父母と先生の会

会　長　倉岡福松

評議員　倉岡正年、岡村金作、成田石松、高村清間

顧　問　岡田松三郎、倉岡丑松、岡村徳松、小倉市松、成田与太、成田三太郎、成田福高

会　費　一ヶ月参円

但し児童を持たざる父母にありては月壱円、之れは四月よりさかのぼり徴収する事

以上

他の小・中学校においても次々と誕生することになるが、発足はしたものの運営についてはなかなかわからない部分があり、いろいろな講習会が持たれている。

例えば、昭和二三年上北地方事務所主催で、次のような要項でＰＴＡ運営研究協議会が開催されている。

ＰＴＡ運営研究協議会開催要項

一、趣旨　軍政府指導のもとにＰＴＡ運営上の諸問題について相互の研究協議をなしてＰＴＡの健全な発達を期するものとする。

二、講師　七戸会場　青森軍政府教育部長　クロス氏
　　野辺地会場　青森県社会教育課長　横山武夫氏
　　（クロス部長臨席の予定）

三、期日並開催地
　　十一月四日（木）　午前九時半より約二時間半
　　於七戸小学校（上の学校）
　　十一月十六日（火）　午前九時半より約二時間半

於野辺地新制中学校

四、参集範囲並区分

学校職員、ＰＴＡ会員、役員、関係者その他一般男女出来るだけ多数出席のこと

なるべく両会場に出席せられることを望むが一会場の場合は概ね左の区分によられたい

区分

野辺地会場　鉄道沿線並に鉄道以東

七戸会場　右の地区以外全部　尚右の地区でも七戸地区に宿泊の便宜をもたれる向きは七戸会場に出席せられたい

五、プログラム（凡そ二時間半の予定）

1、地方事務所長挨拶
2、講師講演
3、映画観覧
4、質疑応答
5、レクリエーション
6、郡連合ＰＴＡ会長挨拶

以上

六、備考

1、各学校のＰＴＡ役員は全員出席するよう御配意願いたい

2、特に開催地学校に於ては役場その他と充分連絡の上あらゆる宣伝の方法を講じて多数の出席者を得られるよう特段の御配慮を乞う。

このような研修会を通じて、ＰＴＡ活動が模索されていくわけであるが、今、七戸小学校の昭和二三年のＰＴＡ運営の概要について見てみると、

一、組織　児童の保護者、教師及び本会の目的に賛成するものを以て組織する

二、目的　児童の福祉を増進する為学校生活、家庭生活、社会生活の改善を期し、教育の実績を挙げると共に会員相互の研修と親交提携を図る

三、事業　(1)、教育の研究並びに教育民主化の促進

(2)、学校施設の充実

(3)、学校給食に対して積極的な援助

四、役員　1、会長一名　2、副会長二名　3、評議員三十五名　4、理事八名　5、監事三名

。役員はすべて総会に於て選挙、任期は一年

。顧問若干名、役員会の議を経て会長委嘱

五、部　総務部　他の部に属しない事業の企画実行に当る

体育部　児童体育の研究並びに施設の充実に力める

文化部　児童文化の向上及び施設の充実を図る
教養部　会員相互の教養を高め、学校教育と実際的連繋を計る
給食部　学校給食を積極的に援助し児童が心身共に育成されるよう努力する

。「学校給食委員会」給食部の中に設置委員は十四名（Pより七名、Tより七名）

六、会費及予算

会費月十円、予算　収入支払共　一〇二四一四円八七

支出内訳　総務部　二三〇〇〇円
文化部　一八〇〇〇円
体育部　二五〇〇〇円
教養部　四〇〇〇円
給食部　三〇〇〇〇円
予備費　二四一四円八七

（中律徳平編集『郷土読本』昭和二四年）

また、七戸小学校ＰＴＡでは昭和二四年六月一五日、『小学校家庭と学校』というＰＴＡ新聞を創刊している。その中で、校長斎藤豊明は次のように述べている。

協力一致の力……「家庭と学校」の発刊によせて……

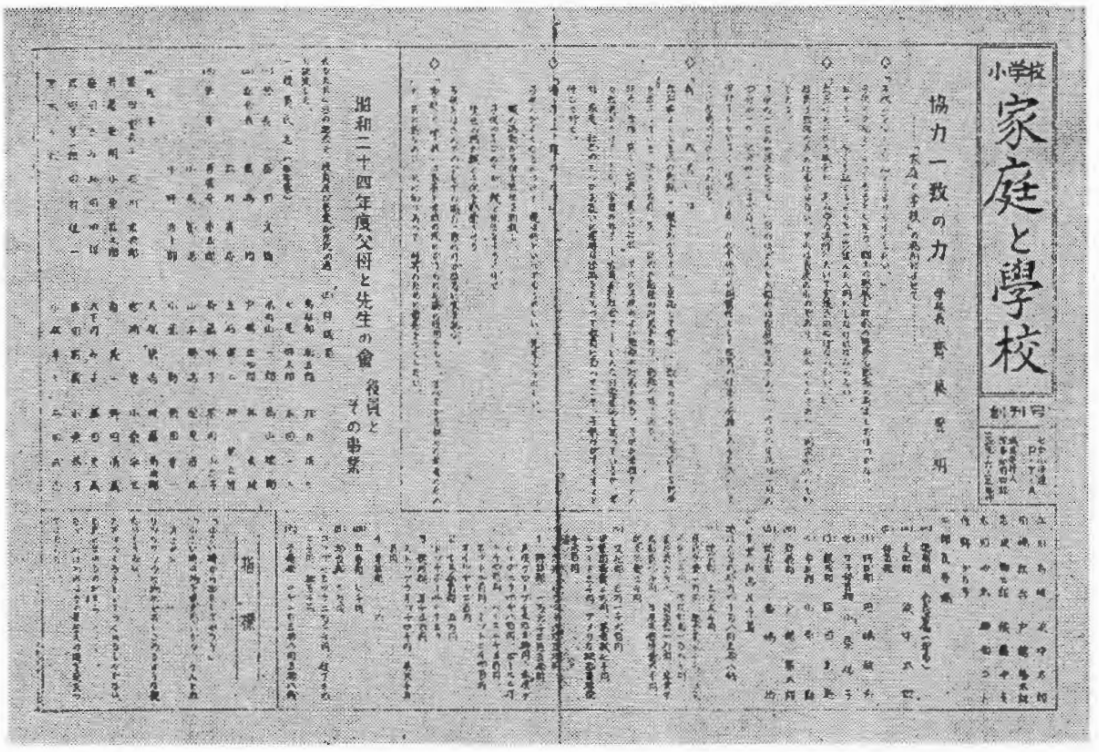
小学校
家庭と學校
創刊号
協力一致の力
昭和二十四年度父母と先生の會　役員とその事業

七小ＰＴＡ新聞創刊号

◇「子供らを少くとも私どもよりよくしたい。」

子供らが私どもよりも劣るとしたら、郷土の発展も社会の進歩も国家の再建もおぼつかない。私どもは、子供らを私どもよりも一歩進んだ人間にしなければならない。

◇「教育はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されねばならない。」

教育は教師のみの仕事ではない。それは家族のものであり、社会のものであり、国家全体のものである。子供の一日の生活を見ても、一日のほとんど大部分は家庭の生活であって、学校の生活は一日の四分の一か、六分の一にすぎない。学校まかせでなく、学校、家庭、社会全体の共同責任として教育の仕事を分担しあうときに、そこに教育の力があらわれる。

◇「新しい教育」は

教科書よりも生活の勉強、頭でわかるよりも生活して学ぶ、教えられるよりも学びとる勉強を要求している。活

きた家庭、美しい社会が勉強の対象であり、勉強の場である。明るい学校、楽しい家庭、美しい社会、それが子供のよい勉強の対象である。子供が学校でどんな教育をうけているか、学校の外で――家庭で、社会で――どんな日常生活を送っているか、学校、家庭、社会の三つがお互いに密接な連絡をたもって教育に当ってこそ、子供らがすくすくと伸びて行く。

◇「協力一致の力」

子供らがよくなるにつれて、親は何といってもうれしい。先生もうれしい。親の活動が子供と先生を刺激し、子供のまじめさが、親と先生をよろこばせ、先生の熱が親と子供を感奮させる。子供をはさんでのPとTの協力一致の力が教育に実を結ぶ。……

このPTA新聞は長い間発刊され、会員の啓蒙・意志統一・意見交換に役立ち、PTAの在り方、教育の在り方について考える機会を与えてくれた。

なお、学校ごとの単位PTAの外に、連合PTAの結成も促進され、七戸町連合父母と先生の会が結成され、また、二二年一〇月一日には上北郡連合父母と教師の会の結成大会が開催されている。

七戸町の連合PTAは、各部に分れてそれぞれ活動するわけだが、特に文化部の活動には目ざましいものがあり、秋には町内の各小・中・高等学校を会場に、農産物展・写真展・生花展・書道展・創作展・ナトコ映写・即売並びに食堂などを内容とする文化祭を開催していた。

また、郡の連合PTAでは、昭和二五年頃よりブロック制を敷き、上北郡を四つのブロックに分け、各地区ご

とにＰＴＡスクールを開催した。七戸は、大深内・浦野舘・天間林と共に西地区に入り、二六年九月一、二日に七戸町でＰＴＡスクールが開催されている。

ＰＴＡスクール開催要項

一、趣旨　実情に即してＰＴＡの諸問題を検討し、ＰＴＡの志向すべき具体的あり方について研究するワークショップの形態による研究討議を主体としてＰＴＡの特色ある活動状況について発表、映画等併せ行う

二、主催者　上北地方教育事務所、上北郡連合父母と教師の会

三、開設場所及参集範囲

七戸町　七戸中学校

各ＰＴＡから教員、常任委員会委員、校長等

中学校ＰＴＡ三名、小学校ＰＴＡ二名程参加すること

四、期日　九月五日（水）午前九時　中学校ＰＴＡ　一日とする

九月六日（木）〃　小学校ＰＴＡ　一日とする

この、郡連合ＰＴＡ主催のＰＴＡスクールは、七戸町でたびたび開催されているが、県主催のＰＴＡスクールも七戸高等学校を会場として、昭和三二年一一月一日に開催されている。これは教育週間県研究大会ということで、次のような研究テーマで協議された。

1、児童生徒の校外生活を健全にするために、P・Tはどんな努力をすればよいか
2、家庭や教室から暴力をなくして明るい生活指導がなされるためにP・Tはどんな努力をすればよいか
3、市町村の教育財政を充実させるために、P・Tはどんな努力をすればよいか

そして最後に、県連合PTA役員の松田登美が、全国指導者講習会の報告をして終わっている。

戦後まもなくのPTAは、戦前からの後援会的性格をそのまま受け継ぎ、物的援助団体として存在していた。このことは、物資不足、教員不足、校舎難に喘えぐ戦後の状況を考えれば、当然のことであり、また、それによって学校教育が支えられていたとも言える。特にこのことは市街地以外の所で甚しく、教室の修理・校庭整備などは、父母にとっては日常茶飯のことであり、教師を見つけることや、教員住宅を建設したり、教師の生活の面倒をみることまでしたのであった。そして、そこから自分達の学校という意識も芽生えてきたのであった。

現在でももちろん、このような後援会的性格は持ち合わせているわけだが、戦後の軍政府の指導によるところの、成人教育的要素を十分に持ったPTA活動は、今述べたPTAスクールなどを通じて徐々になされるようになり、昭和四〇年七戸町連合PTAは、公民館と共催で、成人講座、あるいは教育水準向上会議などを開催している。

最近のPTA活動の特徴的なことは、この成人教育的要素が強いということと、委員会活動が活発であることである。例えば、環境委員会・生活委員会・成人委員会・広報委員会・保体委員会・学年委員会・母親委員会等の委員会を設置して、各専門委員会でそれぞれの領域を担当、細かな所までよく行き届き、多くの成果を挙げて

いる。

そして、広報活動では四五年、県連合ＰＴＡ主催ＰＴＡ新聞コンクールに、七戸中学校のＰＴＡ新聞が入賞、四六年には城南小学校のＰＴＡ新聞「城南だより」が入賞、五七年には特選になっている。また、七戸小学校のＰＴＡ新聞も五二年に特選を受賞した。その他、環境整備及びＰＴＡの運営が卓抜で、城南小学校ＰＴＡが昭和四五年に県教育長・県連合ＰＴＡより表彰を受けているし、五三年には野々上小・中学校のＰＴＡが全国優良ＰＴＡ団体として、文部大臣より表彰されている。更には五四年に、七戸中学校ＰＴＡが優良ＰＴＡとして、県教育長・県連合ＰＴＡより表彰されている。

第九節　社会教育施設

一　公民館

昭和二一年（一九四六）私設柏葉公民館が設立されて以来、二五年七戸町立公民館設置条例制定後も、言わば青空公民館で、保育所を借用してのものであった。この辺の経緯については既述してあるので、ここでは、現在の公民館に限って記述したい。

現在の公民館についても、先に若干記したところであるが、もう少し詳細に見てみると、昭和三二年図書館建設基金条例が制定されて以来、初年度は一〇万円、翌年から二〇万円を積み立て、これを足場に三四年には用地

買収費の一部計上を得、三五年二月二六日には用地買収契約を締結、六一六坪の用地を取得した。三四年に東京大学吉武研究室に依頼した基本設計は、三六年には完了、三七年度には八三三万円の建設費計上に成功、一方、国庫補助事業としても認められるよう陳情書を提出した。これが、三七年八月二三日付で認められている。整地の方は、一期分が同年の六月中に完成、基本設計を元に詳細設計を青森市の葛西武太郎に依頼したものが、九月の初めには完成した。

そして、いよいよ九月一〇日に着工、同年の一一月一四日には更に敷地を六六坪買収、六八二坪となった。建物の方は、三八年三月三一日に完成、五月五日には整地第二期工事に着工、五月中旬には完工した。

建物は、図書室二一坪、展示室七・八坪、ロビー一六・六坪、和室一五・七坪、モデルキッチン五・二坪、研究室五・二坪、集会室四二・六坪、カウンセラー室三・九坪、事務室一〇・九坪、廊下ホール二二・三坪、倉庫他五・二坪の計一六一・六坪で、建設費総額一三五四万円であった。

今、その建物の特徴を、「七戸中央公民館」というパンフレットから引用してみる。

北棟と南棟に別棟となっている。すべて平屋で片流れとした。

北棟は主として集会に利用し、南棟に個人的利用を主とする図書館、ロビーetcを配した。

北棟集会室は多少無理すれば二〇〇人位迄は入り、個人演説会程度に利用出来る。

W・Cは勿論水洗で、研究室は小さな会議も出来るところに位置し、商談にでも、恋の語らいにでもと考えた。

第33表　公民館利用状況

(1)　個人利用　ロビー　　1日平均　10人位　テレビ、ステレオ
　　集会室　　〃　　10人位　卓球
　　テニスコート　〃　　10人位　テニス（晴天）

(2)　団体利用（集会）

区分			回数	%
使用料を徴収した集会	個人利用		27回	4.5
	同好団体		96〃	16.1
	各種団体		78〃	13.0
	小計		201〃	(33.6)
使用料を徴収しなかった集会	町関係	社会教育団体	65〃	10.9
		社会教育集会	132〃	22.0
		教育関係	32〃	5.4
	郡県関係	社会教育集会	12〃	2.0
		教育関係	8〃	1.3
	一般集会	県出先機関	36〃	6.1
		町主催	72〃	12.0
		その他公共機関	40〃	6.7
	小計		397〃	(66.4)
合計			598〃	
利用者総数			22,364人	

展示室は郷土の文化財を展示し、図書室は三〇名位迄は閲覧出来る。

車寄せは唯一の余裕をみせ、道路に面してテニスコートをどうにか一面。

道路やアプローチの整備がすめば、常時靴のまま出入り出来るように配慮した。

又、現状で、最も利用効率の大なるを考え、一〇〇〇人程度収容のホールは、将来の市民会館又は体育館にゆずった。

総じていかめしい感じを与えることなく親しみと利用の便を特に留意した。

この公民館の新築に伴い、七戸町立公民館設置条例が改正となり、設置場所が寺裏二二番地に変更となった。また、七戸町立公民館規則を改め、更に、七戸町立七戸中央公民館使用規則も定めた。

三八年五月中旬には移転を終え開館、正式の入館式は六月一〇日に実施、この日を記念日と定め、毎年記念行事を実施することとした。

公民館の落成記念式典は七月二三日に行われ、県下の関係者三〇〇人を招いて盛大に挙行された。また、公民館完成を記念した各種の記念行事が行われた。

この年度の利用状況は第三三表のようであり、町民各層の広い利用がなされた。

以後、この新公民館建設を契機に、公民館活動が大きく進展していったことは、先に述べたとおりである。

その後、用途の面において若干の変更はあるが、建物自体はそのままであり、当時は近代的なモデル公民館として参観者が絶えなかったのであるが、現在の社会教育の重要性、生涯教育が叫ばれている中で、そのスペースの狭隘さ、視聴覚関係の設備等の問題で、広いスペースの新機能を備えた公民館の建設が、強く要望されている。

なお、分館として、野々上分館・鶴ノ児平分館・西野分館・倉岡分館が設置されている。

二　図　書　館

七戸町の図書館は、大正四年（一九一五）大正天皇即位大典記念として設置、同年一一月二七日に七戸尋常高等小学校に開館、初代館長は工藤祐司であった。以後、独立した建物を持つことなく図書館の活動がなされてき

たわけで、戦後になっても七戸小学校に設置されたままで、二三年頃には、七戸小学校の下の学校の理科標本室の一部を仕切って、約一〇坪のところを図書館兼閲覧室に当てていた。したがって、館外貸出しが主であった。館長は七戸小学校の校長が兼任で、書記も小学校の教職員が務めた。

昭和二四年二月一五日付で、『郷土読本』（中津徳平編集、昭和二四年）に載せた報告によると、蔵書数は終戦後、当局の指示によって廃棄処分にしたものもかなりあり、二〇七四部二八二九冊で、内訳が、宗教哲学一六三、法制経済一二〇、国家社会一六五、倫理教育一二四、国語漢文四八五、修養八五、文芸一八九、随筆四九、歴史伝記二六五、地理紀行一三六、数学博物六〇、医学二二、実業二二三、外国語書一四四、少年読物六八、辞書二五、雑書三二八、委託図書一七八。そのうち、寄贈図書が全体の半数を占め、町内有志の切実なる後援に支えられて来たことを示している。

ちなみに、二二年八月の文部省の調べによると、図書館を持たない市町村は七七パーセント（町が八二パーセント）、町立図書館の一館当たり平均蔵書数が一七三〇冊であった。また、県内で二二年度の段階で公立図書館は、青森県立図書館を初めとして八館、他に公民館に付属の簡易図書館が若干あるのみであった。

利用状況は、二二年度中の入館者は、延人員一八一人、閲覧図書は館内閲覧四六冊、館外貸出し二九三七冊、二三年度は、延人員一七五人、閲覧図書は二〇〇〇冊で、利用人員は少なく、特定の人の利用が多かった。また、経費の面でも二二年度の予算は一七〇〇円で、そのうち図書購入費は一〇〇〇円という状態で、二〇年度は購入図書なし、二一年度一〇冊、二二年度三冊という具合であった。

戦後の図書館は、アメリカ教育使節団の勧告に基づき、従来の受験準備学生や、一部の読書家、研究家等の特定の人のためにのみあるのではなく、経営の面でも、図書購入の面でも、一般大衆を対象に、自己教育・調査・研究・情報・芸術の鑑賞・健全な娯楽に関する資料を提供し、その教養の向上並びに福祉の増進に資するものでなければならないという考え方に基づいて運営されなければならなかったが、戦後間もなくの七戸町立図書館は、未だこの理想から遥かかけ離れていたと言わざるを得ない。

しかしながら、かかる状況を打破するため、七戸町立図書館では、①独立した建物を持ちたい、②予算の増額と蔵書の充実を期したい、③専任職員を設置したい、④巡回文庫制を加味したい、⑤子供図書館を付設したい、という五項目を念願として掲げた。このうち、④は図書館の利用の機会均等を図るという意味では非常に重要で、また、⑤の子供達の図書館を念願していることも注目してよかろう。

昭和二五年（一九五〇）四月、「図書館法」が公布され、図書館は社会教育施設の一つとして新しい役割を担うこととなり、「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的」とし、単なる館内での貸し出しの仕事から、分館や閲覧所、配本所を設けたり、自動車文庫、貸し出し文庫などの巡回を行って利用者の便を図ったり、啓蒙に当たったり、また、読書会・研究会・鑑賞会・映写会・資料展示会などを積極的に行って、地域住民の中に溶け込み、これらを通して社会教育的機能を発揮していこうというものとなった。

しかしながら、七戸町の場合、いかんせん、独立した建物を持たないことが図書館活動を制約し、昭和二七年

度の『町勢要覧』によると、「校舎狭隘の上場所が利用しにくいところにあるので、一般町民の利用は皆無の状態」であった。次は、同要覧に掲載してある二六年度の利用状況である。

第三四表　昭和二六年度　利用状況

和書	二六八五	洋書	一四四
職業別 男女	男	女	計
26年閲覧人員 生徒	三二	三	三五
教員	八	二	一〇
事務員	—	二	二
会社員	一	—	一
計	四一	七	四八
図書別 男女	男	女	計
26年閲覧冊数 宗教・哲学	五	—	五
地誌・歴史	二七	—	二七
社会科学	五	—	五
自然科学	九	—	九
産業	九	—	九
文学・語学	三三	二〇	五三
他	二五	二	二七
計	一一三	二二	一三五

このような状態を脱するための一つの契機となったのが、昭和二九年三月六日の七戸町読書連絡協議会の発足である。

その会則を見てみると、

第一条　この会は、七戸町読書会連絡協議会と言う

第二条　この会の事務所は、七戸町教育委員会事務局に置く

第三条　この会は、各読書会の連絡協調及び、青森県移動図書館の適切なる運営を期するを目的とし、左の事業を行う。

1、移動図書館のステーション及びステーションマスターの決定及変更

2、移動図書館貸受図書の利用徹底並びに貸出規定の厳守励行

3、映写会、レコードコンサート、講演会、研究会、移動展覧会等の開催

4、其の他地域の文化的向上に役立つと思われる事項

第四条　この会は、各読書会より選出された代表者委員をもって構成する

第五条　この会に左の役員をおく

一、会長　　一名

二、副会長　　一名

三、参与　　若干名

四、書記　　二名

会長は、この会を代表して会務を統理し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し会長事故のある時はその職務を代行する。参与は、この会の運営について協力する。書記は会長、副会長を扶け、図書、庶務会計、催物の係を分担し、本会の目的達成にあたる。

第六条　1、この役員は委員の互選とし、その任期は一ヶ年とする

2、参与は、会長が委員以外の者より委嘱する事が出来る

第七条　この会は必要に応じ、会長がこれを招集する。但し役員の要請があった場合は、これを開催するものとする

第八条　この会の経費は協議によって決定する

この会には、役場読書会、小・中学校、郵便局、上北教育事務所、県実験農場、県蚕業試験場、家畜衛生試験場、鶴児平小学校、七戸俳句会等の団体が所属し、会員二〇〇人、会長には福田正一郎、副会長戸舘広志、書記には小倉政雄・戸舘昭吉が選任された。

この会の目的については、第三条に掲げてある通りだが、その中の青森県移動図書館に関することについて少し見てみると、青森県立図書館では、二七年度にブックモビール（自動車文庫）はと号を購入し、読書の機会に恵まれない僻村の人々の啓蒙に乗り出した。また、貸し出し文庫制度も実施し、遠隔地の人々の読書意欲を高め、利用者が大幅に増えた。そこで、県立図書館では二九年度より、ブックモビールの活動と貸し出し文庫によ

る活動を結びつけて運営するため、固定ステーション制（準配本所）を敷いた。

当時七戸町では、この県立図書館の移動図書館を利用する者が多く、固定ステーション制に伴い、それに指定されれば、図書の借り受けは協議会事務局へ行けばいいわけだから、非常に便利になることになる。

しかしながら、固定ステーションに指定されるためには、次のような設置基準を満たさなければならなかった。

固定ステーションとして望ましい条件（設置基準）

固定ステーション制を設定する場合その地区においては次の三項目について受入準備を完了しなければならない

(1)　ブックモビール運営協議会の結成

(a)　協議会委員の構成

(イ)　各読書会より代表者一名以上

(ロ)　地区における職域並びに地域内各層各種機関団体代表若干名

(ハ)　読書会育成に対して積極的に援助出来る適任者

(b)　協議会の任務内容

(イ)　固定ステーションの決定とステーションマスターの選定

(ロ)　会則の設定

(ハ)　ブックモビールの受入と活用について

(ニ) 本館との連絡並びに町村役場、教育委員会、公民館等の連絡
(ホ) 図書施設（自動車文庫、貸出文庫）の利用奨励と読書団体の育成
(ヘ) 各種集合活動（読書会、映写会、講演会、レコードコンサート）等企画実施について

(2) ステーションマスター（固定ステーションの世話人）の決定と届出

マスターの任務について

① ブックモビール及貸出文庫利用にともなう事一切

(イ) 貸出証の発行

(ロ) 図書の貸出並返納についての事務

(ハ) その他

② 地域内読書団体間並本館との連絡事務

③ 地区運営協議会の事務

(3) 固定ステーションの決定と届出

固定ステーション設定については、地域読書団体の中心地であり、業務の充分遂行出来る場所を選定する

この設置基準を満たすために、いわゆる固定ステーション受け入れの場として、是非、各単位の読書会などが集まっての協議会設置が必要だったわけである。

この会では以後、非常に活発に読書会活動を展開していくことになるが、例えば、二九年五月一七日には、午後七時三〇分より第三回読書会を七戸公民館において開催、井村恒郎著『現代病――おのれを失える人々』を題材に県立図書館より講師を招いて実施、その模様はテープに採録されて県下に紹介されることになった。

このような動きを背景に、七戸町立図書館もようやく動き出すようになり、昭和三〇年二月七日より場所を役場の二階に移して、本格的な活動を展開することになった。

町立図書館再開について、七戸町立図書館長熊谷省三名で、次のような文書が発せられている。

町立図書館再開について

これまで、長い間貸出閲覧共に中止し、あってなきがごとき存在でありましたが、此度の関係各位の皆様の御協力により、貸出、閲覧共に再開する事となりました。

尚独立の図書館もなく、又、事務的にも未だ整備の出来ない点が多々ある事と思いますので、当分の間、御満足のいくようになる事は出来ないとは思いますが、館員一同出来るだけ皆様の期待に御答えするよう努力するつもりでありますから、何卒多数御来館下さるよう御案内方御願い致します。

記

1、期日　一九五五、二、七より

2、場所　七戸町役場二階

3、時間　午前八時三〇分より午後六時迄（土曜、日曜も同様とする）

4、蔵書　約一〇〇〇冊

なお、次のような文書も、七戸町読書会連絡協議会会長福田正一郎と図書館長の連名で発せられている。

県立図書館貸出文庫貸出及び閲覧について

此の度、県立図書館より固定ステーションとして、当町が指定され、県立図書館よりの貸出文庫が入りましたので、左記のように貸出、閲覧共に町民の皆様の利用に供する事となりましたから多数御来館下さいますよう御案内方御願い致します。

記

1、期日　一九五五、二、七より

2、場所　七戸町役場二階町立図書館

3、時間　午前八時三〇分より午後六時迄（土・日共）

4、図書数　二〇〇冊（二ヶ月毎に二〇〇冊づつ新しいものと入れ替ります）

図書館再開に当たり、先に述べたような県立図書館の固定ステーションの指定を受け、常時町立図書館には、県立図書館の本が二〇〇冊配備されることになったのである。

そして、この年の二月一五日には七戸町立図書館規則、三月一日には七戸町立図書館設置条例、三月二八日には七戸町立図書館協議会設置条例が設けられるなど、図書館法に基づく法的整備もなされていった。

この、役場二階での図書館活動は利用者を増やしていき、三一年四月から九月までの六カ月間の延利用者は二

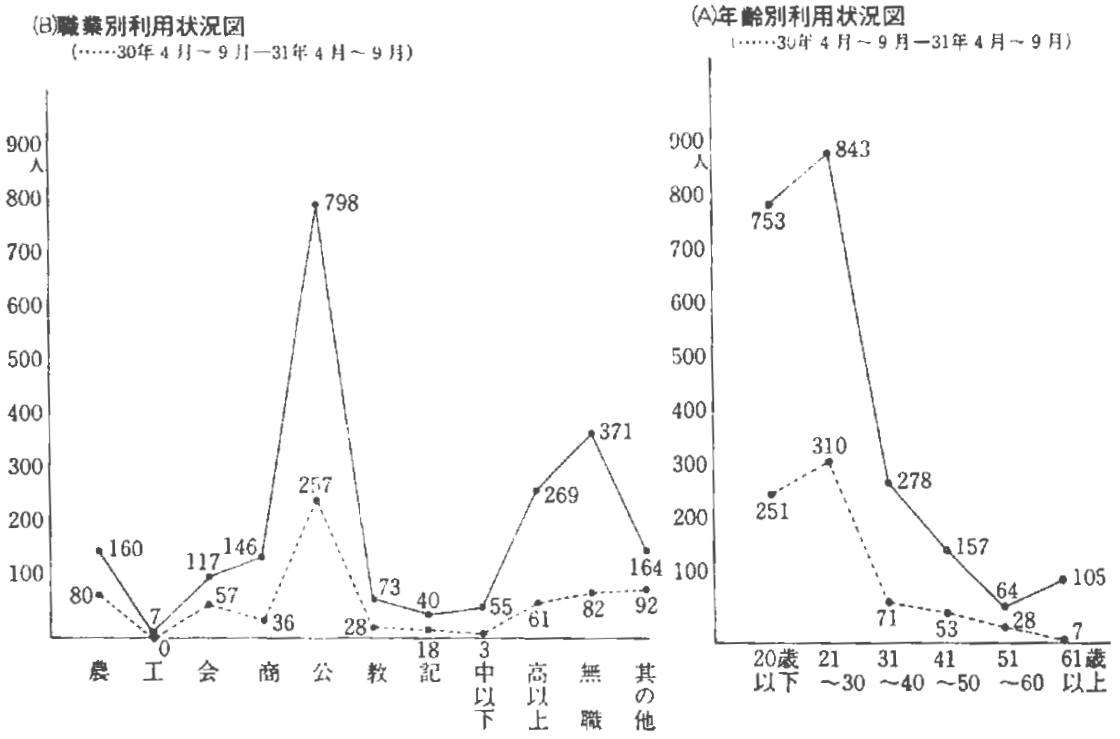

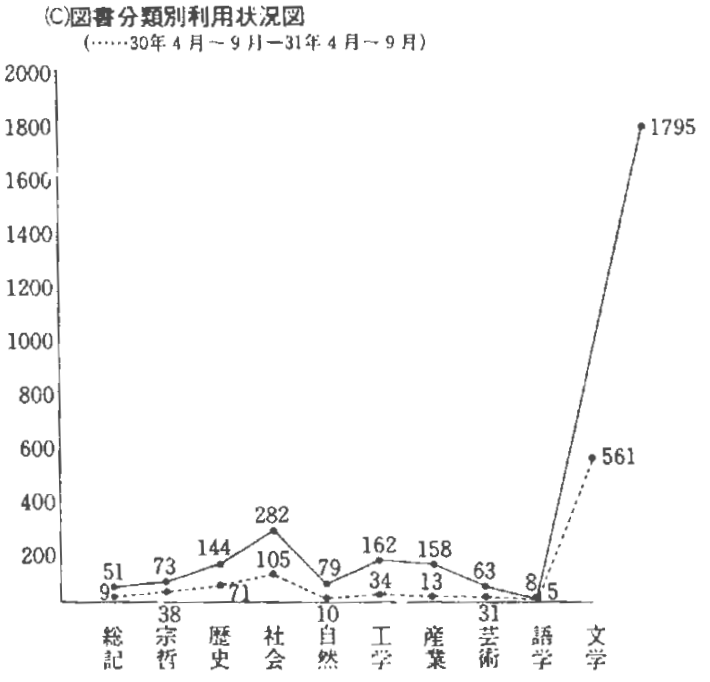

第18図　昭和31年度の図書利用図

二〇〇人で、三〇年四月から九月までの延利用者七二〇人の約三倍にもなった。

また、三一年度の利用状況を、(A)年齢別、(B)職業別、(C)図書分類別に見てみると、第一八図のようである。

この図から読みとれる傾向を述べてみると、職業は公務員で二〇歳代の者が文学をよく読んでいる。ただ、三一年度の新しい動きとして、(A)図では、六〇歳以上の利用者増、(B)図では、無職（家庭の主婦）・学生・農業・商業の人々の利用増、(C)図では、工業（この大部分は家庭関係）・産業の図書が読まれるようになりつつある。

次表は、三〇年度より三六年度までの利用状況である。

年度	基本利用人員	延貸出人数	貸出図書			
			図書	雑誌	計
三〇	二九一	一、六五四	一、九〇四	五九一	二、四九五
三一	七三二	四、五〇四	五、七四九	一、六〇三	七、三五二
三二	一、五六八	七、〇七二	八、〇八二	一、六〇〇	九、六八二
三三	一、八六三	四、五九六	五、一五四	一、〇五九	六、二一三
三四	一、九九五	五、一九四	六、二一〇	八〇九	七、〇一九
三五	二、〇六三	三、八二三	四、九九五	四九六	五、四九一
三六	二、一一一	三、二七五	四、五〇五	三四九	四、八五四

図書館の活動は、単に図書館における貸出しにとどまらず、青年学級への文庫貸出し、東北砂鉄住宅・町立病

院などへの貸出し、読書会・読書週間の実施、レコードコンサートなどの開催にまで及んだ。そして、視聴覚資料として、レコード・スライド写真・スライドフィルム・八ミリフィルムなどを蔵していた。

また、炉辺図書館を開催、これは県立図書館が先に述べたブックモビールが活動できない冬期間などに、各地の読書会の育成指導のため地方へ出かけて行き開催したもので、それこそいろりを囲みながら、読書会・幻燈会を催した。

七戸町においてもたびたび開催されており、例えば、昭和三一年には次のような案内が、図書館長熊谷省三、読書会連絡協議会会長福田正一郎名で出されている。

読書協議会及炉辺図書館の開催について

標記について、日頃、御利用をいただきまして、誠に有難う御座います。つきましては、此の度、当図書館と致しまして、三〇〇名を超える図書館利用者の皆様と、一堂に会し、種々御希望、御意見をいただき、今後の図書館運営の参考といたしたいと思いますから、左記により是非御出席下さいますよう御願い申し上げます。

記

一、日時　二月十七日（金）午後七時より

一、場所　七戸町保育園

この時は、①貸出しについて、②図書館の現況、③利用者の意見・希望の発表、続いて八時より炉辺図書館に

移り、県立図書館より係員を招き、スタンダール作『赤と黒』、佐藤弘人作『はだか随筆』を取り上げ、発表者久保吉也他一人、司会戸舘広志で実施した。

また、三三年一一月一〇日には県立図書館より三上強二講師を迎えて炉辺図書館を開催、三四年一月一五日には小野正文県立図書館長を迎えて座談会などを実施した。

このように、図書館活動が活発になってくるにつれて、書庫の面から、閲覧室の面から、どうしても独立した図書館が必要となってき、昭和三二年三月一六日に、七戸町立図書館建設基金条例が制定され、公民館新築運動と連動した形で進められていった。

そして、昭和三八年に新公民館に併置して、現在の図書館が開館した。図書館は二一坪の広さで、三〇人程度は館内で閲覧できるようになった。そこで、毎月一回読書会・レコードコンサートを実施、また、県立図書館からは六カ月更新の四〇〇冊の配本があり、町民には好評であった。

その他、地域・職域の読書会に対して三〇冊単位の貸出し文庫の利用を勧め、専任の職員を置き読書相談にも応じるなど、充実ぶりを見せた。

そして、これは他の所でも述べたが、図書館を公民館に併置して図書館活動と公民館活動が一体化して、ユニークな活動が展開されたということで、昭和四一年一一月三日には七戸中央公民館が文部大臣賞を受賞した。

その後も、地道に活動が展開され、五一年には町立図書館六〇周年を迎え、一〇月二一日に七戸中央公民館に於いて、初代館長工藤祐司への感謝状贈呈式、小・中学校の児童・生徒の読書感想文表彰式、こぐま社社長佐藤

英和による「絵本と読みもの」と題する講演会が行われた。また、「図書館だより」の記念特集号を作成、新聞折込みで各家庭へ配布した。

なお、この年、母と子の公民館活動という補助事業が、読書活動を中心としてなされたため、町立図書館の一部を改造して読書相談室を設置した。児童用図書を新しく準備し、幼児期から本に親しむように読書の指導や相談を実施するため、毎週水・木・金曜日に開設した。

現在、学校図書館と連携させた巡回図書館、読書感想文コンクール、七戸町読書会による定期の読書会、文学散歩等が実施されている。蔵書数の増加に伴い、占用の書庫がないため、図書室の狭隘感が強まっている。また、利用者に占める小学生の割合の高さ、幼児の利用の定着化を考えると、子ども図書室が是非とも必要となってきている。

昭和五四年度の蔵書冊数、利用状況等は次の通りである。

分類別蔵書冊数（五五年三月三〇日現在）

総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	児童書	その他	合計
六三四	四七九	一、一四五	一、八一五	四六六	三七六	三二二	七七五	一六〇	三、四四五	一、七九六	一、五四八	一二、九六一冊

分類別利用状況（五四年度分）

総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	児童書	雑誌	合計
一三六	二四一	三九三	五三三	三四一	二四二	一一一	二七七	四一三	八七九	八、九一二	四二六	一五、五三二冊

職業別貸出冊数（五四年度分）

幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	公務員	会社員	商業	農業	主婦	その他	合計
一、七八三	六、九二四	四三二	八六五	八五	九六二	四八六	九六九	七	二、一八三	八三六	一五、五三二冊

館外貸出登録者数

幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	公務員	会社員	商業	農業	主婦	その他	合計
一三一	六七八	一四四	一八一	二七	八七	六〇	三七	一一	一三五	五一	一、五四三人

七戸町読書会が昭和五四年、その長年の読書会活動が高く評価され、青森県立図書館長賞・青森県図書館協議会会長賞を受賞、図書館活動を陰から支えたその功績は非常に大きい。

第一〇節　社　会　体　育

七戸町の社会体育を考えるに、七戸町体育協会の存在を抜きにして考えることはできない。従って、勢い、七

戸町体育協会の活動を述べることになる。

戦後間もなくの七戸町のスポーツ実施の状況を見てみると、武道は連合軍政府によって禁止されていたので、特に、旧制中学校を卒業した人達を中心として、卓球・野球・庭球などが行われていた。その中で野球は最も盛んで、中・高等学校でもかなりの戦績を収め、少年野球で腕をふるっていた者が、社会人となっても競技を続けていた。

現在のような体制の七戸町体育協会が発足したのは、昭和二九年（一九五四）で前記の人達が中心となり、立石健二が初代会長、下田庄一が事務局長でスタートしたのであった。

公民館で実施する体育的行事は、この七戸町体育協会の援助・協力で実施されていたことになるが、今、昭和三四年度の公民館体育部の事業を見てみると、五月――春季職場野球大会（一二チーム参加）・サマースキー（八甲田山行）、六月――町内対抗野球（八チーム参加）・町民運動会、八月――町民球技大会・教育キャンプ講習会、九月――県民体育大会参加（陸上・卓球）・第一回県南軟式野球大会（優勝）・中部上北運動会（二町二村参加）・優勝記念招待野球・同町内対抗野球大会・ハイキング、一一月――スキー場刈払い実施（会員奉仕）・丹内県立体育館長来町・スキー座談会、一二月――町立ヒュッテ建設・ロープウェー設置、一月――スキー場開き・スキーバス運行・県南スキー講習会・検定会、二月――丹内正一スキー講習会・郡下体育指導委員冬期研修会・スキー検定会・講習会、三月――第一回県南スキー大会（準優勝）。その他フォークダンス講習会を毎月二回実施、農村部においては運動会・フォークダンス講習会を数カ所で開催、更に、青少年野外活動の促進など

を行っている。また、七戸町山岳会、七戸町スキークラブなどの結成に助力している。

町民運動会は昭和二六年に開始、これは、当初青年団が主催して実施していたものだが、やがて全町的行事に発展、昭和三三年より七戸町で主管、現在は七戸町教育委員会で管轄している。

昭和三八・九年に七戸町は、文部省のスポーツ活動指定町として指定を受け、一二万円の国庫補助を受けて各種スポーツ行事を実施、一般町民が気軽に参加できるテニス・バレー・卓球などのスポーツ教室を開設した。そして、四〇年には文部省より地方スポーツ振興費補助を受けて、巡回スポーツ車を購入した。

なお、昭和三七年七戸町住民のスポーツ振興による健全な発展のため、「スポーツ振興法」第一九条第二項の規定に基づく体育指導委員を設置、七戸町体育指導委員規則を定めている。これ以前には、昭和三二年に七戸町独自に、スポーツ指導員を設置していたことを付記しておく。

四一年七月には、第一七回北奥羽総合体育大会が七戸町で開催されているが、県レベルの総合体育大会の開催は七戸町では初めてのことであった。なお、同大会は五四年にも七戸町で開催されている。

四三年には七戸町スポーツ賞が制定され、顕著な成績、功績のあった個人・団体に毎年授与されることになった。

七戸町では、従来から体育施設の設置が望まれていたが、昭和五二年に国体ボクシング競技が七戸町で開催されるということもあって、体育館の建設に四九年七月着工、五〇年三月二五日には完成した。

ここで、五一年にはモントリオールオリンピックボクシング競技予選会、そして、五二年一〇月三日から八日

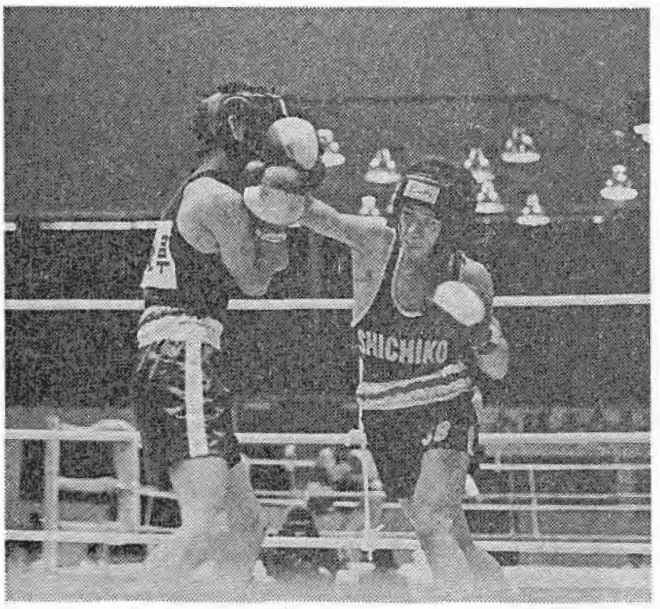

あすなろ国体ボクシング競技七高橋本の右ストレートみごとに決まる

まで第三二回国民体育大会ボクシング競技会が開催され、少年の部には地元七戸高等学校橋本剛、成年の部には同校卒業の瀬川幸雄が出場して、総合優勝に大きく貢献した。この大会の開催にあたっては、全町民の協力があり、観客も一日平均三〇〇〇人に及び、大盛会のうちに終えることができた。

現在、社会体育は教育委員会の管轄で、町民憲章にある「スポーツに親しみ明るい家庭をまちの支えに」をスローガンに、①町民総参加による体力づくり事業の推進、②社会体育施設の整備充実と学校体育施設開放、③体育・スポーツ指導者の養成と資質の向上、④体育協会及びスポーツ諸団体の組織充実とスポーツ活動の充実、⑤地域スポーツクラブの育成、を柱に、各種の具体的活動がなされている。

なお、七戸町の社会体育を陰で支えている七戸町体育協会に所属している団体は、次の通りである（昭和五八年度現在）。

団体名	会長	会員数	団体名	会長	会員数
庭球クラブ	下田庄一	三四	重量挙クラブ	盛田文治	八

ボクシングクラブ	空席	一三	野球協会	盛田寛二	二六
卓球クラブ	谷村保雄	六	柔道協会	間悌三	四九
山岳会	新谷榮三郎	二〇	サッカー協会	乙部東吉	一八
弓道会	山本健治	二三	ハンドボールクラブ	久保吉也	二〇
バドミントンクラブ	小原和夫	二九	バレーボールクラブ	桃林輝昭	三五
バスケットボールクラブ	盛田吉文	二四	空手協会	濱中幾治郎	一九
スキークラブ	盛田喜平治	四六	陸上協会	苫米地孝雄	二一
剣友会	藤嶋均	二六			

他に、体育協会に属さないものに、柏葉ママさんバドミントンクラブ、七戸馬術協会などがあるが、馬産地ということもあって昭和三八年には、奥羽種畜牧場で東京オリンピック馬術選考会が開催されている。

各団体の主だった活躍を挙げてみると、まずハンドボール協会の七戸ユニオンであるが、これは昭和四八年の国体県予選で初優勝を遂げて以来、同大会では三回の優勝、四九年には第一回東北総体兼第二七回東北選手権大会で優勝、五三年には第一回東北クラブ選手権大会優勝、同大会では現在まで三回の優勝。また、五四年には第一五回東北総合室内選手権大会でも初優勝している。五三年の第二回全国クラブ選手権大会では第三位、以後も三回程三位になっている。その他、県社会人春季・秋季大会では、数度優勝している。なお、これらの業績に対して、県ハンドボール協会・七戸町などより表彰状が授与され、また、五八年一月には青森県社会体育優良団体

賞が与えられた。

七戸サッカークラブは、七戸高等学校のOBが主体であるが、昭和四四年社会人青森県予選で初優勝、北奥羽総合体育大会では二度優勝、天皇杯県予選準優勝などが光る。更に、五五年には県選手権で壮年の部優勝、五七年県社会人サッカー二部リーグ優勝などがある。

野球協会は、五四年に再発足しているが、それ以前の四四、五年には県民体育大会で優勝、県南軟式野球大会では数度優勝、三八年高松宮杯野球選手権青森県大会、四五年の常陸宮杯野球選手権青森県大会での準優勝などがある。

バスケットボールクラブは、四九年北奥羽総合体育大会で優勝、五〇年には県青年大会優勝。五四年バドミントン選手権大会男子B級ダブルス優勝、五七年県民体育大会準優勝。テニスクラブは五八年県民体育大会町の部で優勝、国体選手も輩出している。卓球クラブ・バレーボールクラブは、往事の夢をもう一度と、底辺拡大に尽力、競技人口が増大している。

なお、これらのクラブは、いずれも各種大会・スポーツ教室を開催し、スポーツ人口の増加に努めている。

歴史を誇るのはなんといっても武道で、柔道協会は、大正年間の七戸柔道会がその基となっている。昭和四〇年現在の協会が組織されてからは、桜花柔道大会を二〇年も継続して開催、また、柔道少年団の育成などを実施、五八年にはあすなろ国体記念青森県スポーツ奨励賞を受賞している。

剣友会が正式に発足したのは昭和四〇年であるが、古くは明治期に武徳会の剣道大会で活躍した者もいて、剣

道の盛んであった町である。剣友会発足後は、五〇年青森県春季選手権大会女子個人で松林和子が優勝、五五年県民大会町の部優勝などがある。柏葉少年剣士隊を育成している。

戦前から、個人で所有する矢場に集う者達によって活動が続けられ、日本武徳会県大会で優勝者を出していた弓道は、昭和四一年に現在のような組織となる。以後、四七年第六回県下弓道選手権大会二段以下の部で蓼内国男が優勝、五六年北奥羽総合体育大会でも同氏が個人優勝している。

空手協会は新しい組織であるが、青少年の健全育成を目指し、空手スポーツ少年団を育成、その中から優秀な選手が輩出している。

特異なものとして、重量挙クラブ・ボクシングクラブがあるが、重量挙クラブは、四二年県民体育大会フライ級で、手代森文一郎優勝、四三年同大会ライト級で、和田三次郎優勝、四四年同大会ライト級で山谷健治優勝、小島実は、四六年から五一年まで、同大会ライトヘビー級、ミドルヘビー級で優勝した。

ボクシングクラブは、後援会組織の形をとり、主として七戸高等学校ボクシング部、およびそのOBの選手を陰から支えている。五二年のあすなろ国体ボクシング競技が七戸町で行われた時は、献身的に協力した。なお、本間紀夫は、県ボクシング協会副会長を務め、また、国体のボクシング選手団の監督を務めるなどして、四四年には県スポーツ賞特別スポーツ賞を受賞している。

自然を舞台として活躍するものに、七戸山岳会とスキークラブがあるが、七戸山岳会は昭和三四年に創設、以来、会員が国体に監督あるいは選手として出場している。登山活動の他に、ボランティア活動が多く、遭難救

助、種々の行事支援、コースの開発などの仕事も多い。

スキークラブも、ボランティア活動が多く、スキー場の開発からパトロール、各種の講習会開催、大会の支援、ジュニア選手の育成など、数限りなくある。昭和五四年にはその活動に対して青森県社会体育優良団体賞、五五年には社会体育優良団体文部大臣賞が贈られている。

最後に陸上競技部であるが、体育協会内に正式に加盟発足したのは昭和五四年であるが、戦後の物のない時代、手軽に始めることのできたのは陸上競技であった。国民の健康に対する意識が高まりつつある昨今、また、すべてのスポーツの基礎は陸上競技であることを考えると、今後の陸上競技部の躍進が期待される。

第二節　社会体育施設

七戸町立体育館・讃道館　七戸町における体育施設、特に屋内の施設は、町内の小・中学校の屋内体育館しかなく、何かあるとそれらが町民に解放される形でまかなわれていたわけで、町民が気軽に使用できるいわゆる社会体育施設としての屋内体育館の建築が望まれていた。その実現をみるに至ったのは、第三二回国民体育大会ボクシング競技が七戸町で開催される二年前のことであった。七戸町字蛇坂五七―三六の地に、四九年七月三一日に着工、五〇年三月二五日に完工したのである。鉄骨二階建で建築面積が、床面積一階二一三七・九〇六四平方メートル、二階六一二・七六一四平方メートル、合計二七五〇・六六七八平方メートル。そのうち、競技場が一

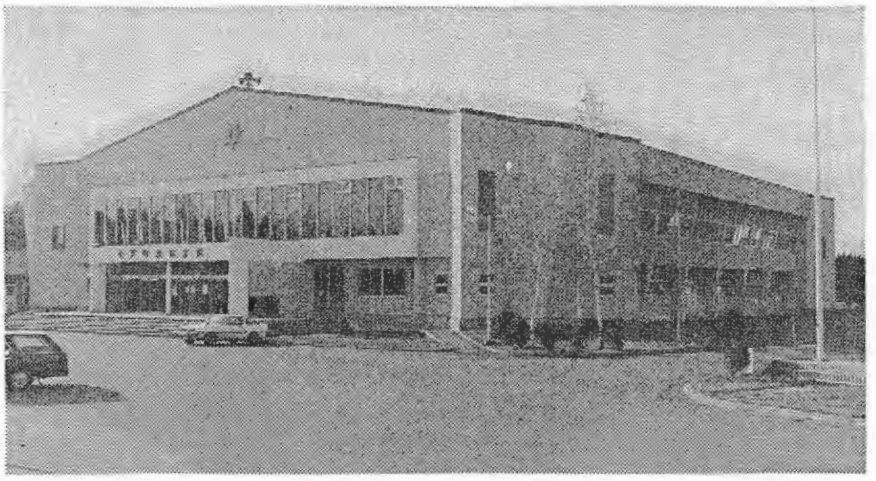

町立体育館

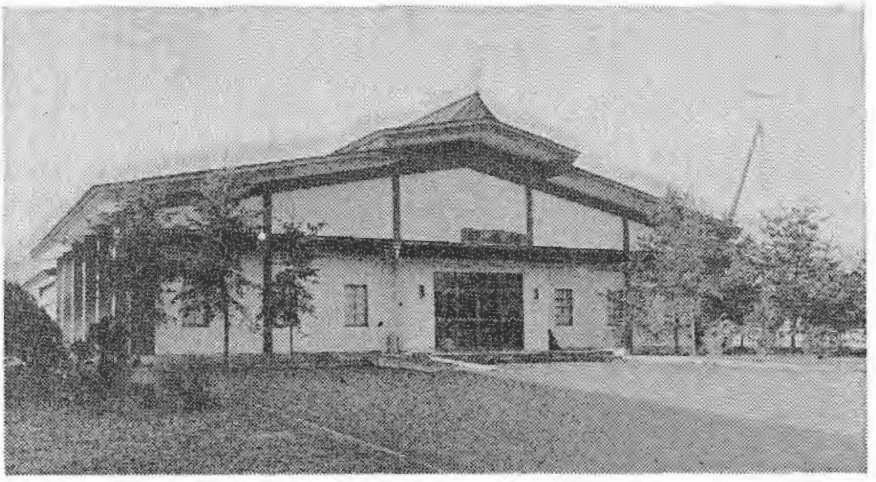

讃道館

三七七・〇平方メートル。収容人員は、一階一七五〇人、二階六七〇人。使用できる競技は、ボクシング・バスケット・バレーボール・テニス・ハンドボール・卓球・バドミントン・体操などとなっている。

また、これに付設して讃道館も建設され、五〇年三月二〇日には完成している。鉄骨平屋建で、面積が五八二・四〇平方メートル、柔道場・剣道場・射場がある。

トレーニングセンター・庭球場・町営グランド　トレーニングセンター・庭球場は、体育館・讃道館と同じ敷地内に設置され、テニスコートは五〇年七月に二面設置された。またトレーニングセンターは五四年六月二五日開所され、一六〇平方メートルの広さで、バレルローラー・ベルトバイブレーター・イルゴペット・スタッファー・フラットベンチ・ステップベンチ・水平はしご・ツイストマシン・ローマンチェア・スキートレーナー・ローイン

グマシン・テンユニットマシン・ジムツィスター・スタイリーなどのトレーニング用具一式を備えて、使用に供している。町営グランドは五五年七月一日、蛇坂五七―五七に開設、九〇〇〇平方メートルの広さである。

町営スキー場・町営キャンプ場　これらはいずれも所管は商工観光課に属するが、社会体育施設としての役割を果たしているので多少触れる。スキー場は、左組一〇六―二二に昭和三二年開設され、その後、丹内正一県立体育館長（当時）が来町、スキー場開発について指導助言、三四年一二月には町営ヒュッテを建設、三五年ロープ塔設置（個人で設置したものを町へ寄付採納）、以後も八戸陸上自衛隊、地元のスキークラブの協力などによりゲレンデの整備、拡張が進められ、また、四六年には有志によってナイター照明設備が設置された。そして五〇年には町営のリフトが完成し、現在に至っており、各種の競技会も開催されている。キャンプ場は、左組一四二の町民の森に設置されており、五二年に開設された。これが、昭和五九年七月には雄大なスケールの東八甲田家族旅行村として生まれ変わり、オープンした。

プール　昭和五八年八月三日、立野頭一四九―二にプールが建設されたが、これは、青少年の体力づくり、住民の健康増進と心のふれあいの場として役立てられるよう、B&G財団が建設、七戸町へ無償貸与しているもので、その管理運営は七戸町に任せられている。

学校開放施設　社会体育の振興のために、各学校の体育施設の開放が求められているが、七戸町では、町内の各小・中学校の体育館・グランドを町民に開放、体育館が年間一三〇日前後、グランドの方は多い所だと年間九〇日ほど利用されている。なお、七戸中学校ではテニスコートも開放しており、この方の利用も多い。